

The Co-operative Year-Book 1935

年 十 和 昭



會 央 中 合 組 業 產

火災保險  
海上保險  
運送保險  
傷害保險  
信用保險  
盜難保險  
自動車保險  
硝子保險  
森林保險



資本金壹千萬元  
諸積立金壹千五百四萬圓

中國合作學社  
仙舟先生紀念合作圖書館  
(簡辦)  
仙舟合作圖書館



書位號數 C058  
677  
1935  
登記號碼 105

代理店 內地滿鮮支那印度及歐非主要地四百餘之所

MG  
F131.31-54  
1

## 例言

- 一、産業組合運動は客觀的狀勢の急速なる展開と共に全面的なる展開を要求され、本年に於ける我が運動の發展は素晴らしいものがあつた。
- 二、此の素晴らしい發展を可能なる限り詳細することは、五ヶ年計畫第三年度として、本計畫の楨杆たるべき決定的年度を百パーセントに遂行せんが爲めの鍵であり土臺であるのであつて、産業組合運動者にとつては喫緊不可缺の要事である。又産業組合の社會的任務の重要性を知る者の全部にとつて又極めて必要あることである。
- 三、年鑑は毎年然りであるが編纂關係職員の極めて多忙なる餘暇になるものであるので、上記任務達成に於て不十分なる處あることは認めらるゝが、讀者諸君の寛恕を得たいと思ふ。
- 四、今年度の年鑑は大方の希望と意見を參照して、第二章の概説、第三章中産業組合全國的諸機關、第四章に於ける記念日、教育の各節に亘つて可及的改良を加へ又内外産業組合同年表を第八章に一括添附した。今後共一層の叱正助言を賜はらん事を切望する次第である。
- 五、本年鑑は産業組合運動者は勿論のこと苟しくも社會問題に興味を有し其の合理的解決の爲めに關心を有せらるゝ諸君は、是非共此の一本を座右に供へられん事を望む。

昭和九年十二月

産業組合中央會



3 2285 3235 8

## PREFACE

The year 1934 witnessed economic recovery owing to the currdacy inflation and an active increase of the export trade. However, these benefits were in the hands of a number of people, who were engaged in the manufacturing, particularly in heavy industry. But, farmers suffering already from continued low price of agricultural products, especially on rice and cocoons. Still further, these difficulties were doubled by the damage caused by the tremendous typhoon and flooding in the Kansai (western) district. And, farmers in the North-eastern provinces are starving with the failure of crops caused by the unseasonable cold weather in summer.

Under these circumstances above mentioned, the most important question considered at the 30th National Cooperative Congress concerned ways and means of accelerating the Five-year Plan. The first year of the programme closed with satisfactory results, and the organization of the cooperative societies were enlarged and extended throughout the country, except in a few large cities and fishing villages.

There was an improvement in the activity of every branch of the cooperative movement, and particularly in the cooperative transactions regarding rice. The National Federation of Cooperative Grain Marketing Societies Ltd. handled 12.5 million piculs of rice or 8.1 million piculs more than in the previous year. This situation was due to the operation of the Rice Marketing Act issued in 1933. It is notable that the National Federation of Citrus Growers' Association was established in the Autumn of this year for export of Japanese mandarin.

The recent situation of the cooperative societies is shown in the following table.

	1933 (ending June)	1934 (ending June)	Increases compared with previous year
Number of Societies	14,404	14,741	337
Societies reported	13,280	13,716	436
Number of members	5,118,044	5,373,084	255,040
Juridical Persons			
included in upper figures	966	5,880	4,914
Share Capital			
Subscribed	324,198,865	325,971,592	1,842,527 yen
Paid up Capital	246,628,576	248,383,604	1,755,028 "
Amount of Sales	117,873,529	171,574,687	53,701,158 "
Amount of Purchases	84,724,318	101,740,734	17,016,416 "
Loans Granted	1,026,071,658	1,032,694,212	6,623,554 "
Savings	1,106,238,664	1,230,165,809	123,936,645 "
Reserves	131,694,249	138,690,397	6,996,748 "

The cooperative societies of Japan mourn the loss of veteran cooperator Mr. Ryohei Okada President of Sangyokumiai-Chuūkai who died on the 23rd March 1934.

The contents of this year-book are as follows : - chap. I. The State of the Nation and Cooperative Movement, chap. II. The History of the Movement, chap. III. Statistics of the Movement, chap. IIII. Miscellaneous, chap. V. Cooperative Movement in Colonies, chap. VI. Cooperative Movement in Foreign Lands, chap. VII. Landmarks in Cooperative Movement, chap. VIII. Literatures.

December 1934.

Sangyokumiai-chuūkai  
(Central Union of Cooperative Societies of Japan)

西曆紀元一九三五  
中華民國二十四年

# 昭 和 十 年 乙 亥 略 曆

明治元年以来八十六年 大正元年以来二十四年

平 年 三 百 六 十 五 日

神武天皇  
即位紀元  
二五九

國 際 紀 念 日	產 業 組 合 紀 念 日	靖 國 神 社 祭	海 軍 紀 念 日	陸 軍 紀 念 日	皇 太 后 誕 辰	地 久 節	大 正 天 皇 祭	新 嘗 祭	明 治 節	神 嘗 祭	秋 季 皇 靈 祭	天 長 節	神 武 天 皇 祭	春 季 皇 靈 祭	紀 元 節	新 年 宴 會	元 始 祭	四 方 拜
七 月 六 日	三 月 六 日	十 月 三 十 日 三 十 日	五 月 廿 七 日	三 月 十 日	六 月 廿 五 日	三 月 六 日	十 二 月 廿 五 日	十 一 月 廿 三 日	十 一 月 三 日	十 月 十 七 日	九 月 廿 四 日	四 月 廿 九 日	四 月 三 日	三 月 廿 一 日	二 月 十 一 日	一 月 五 日	一 月 三 日	一 月 一 日

土 社 彼 二 半 入 八 節 冬 立 秋 立 大 小 夏 立 春 立 大 小

用 日 岸		日 生 梅 夜 分		節 節		至 冬 分 秋 暑 至 夏 分 春 寒 寒		節 節														
十 七 月 廿 一 日	四 月 廿 八 日	一 月 十 八 日	九 月 廿 三 日	九 月 廿 八 日	七 月 廿 二 日	六 月 廿 八 日	七 月 廿 四 日	八 月 廿 四 日	九 月 廿 四 日	十 一 月 廿 二 日	十 二 月 廿 二 日	一 月 廿 六 日	二 月 廿 一 日	三 月 廿 一 日	五 月 廿 六 日	六 月 廿 二 日	七 月 廿 四 日	八 月 廿 四 日	九 月 廿 四 日	十 月 廿 三 日	十 一 月 廿 三 日	十 二 月 廿 三 日

大 祓	ク リ ス マ ス	獵 狩 解 禁	中 秋 名 月	震 災 紀 念 日	孟 蘭 盆	土 用 丑 の 日	端 午	勞 働 祭	狩 獵 禁 止	灌 佛 祭	雛 祭	陰 曆 元 旦	初 午 祭
十 二 月 卅 一 日	十 二 月 廿 五 日	十 月 十 五 日	九 月 十 三 日	九 月 一 日	八 月 十 五 日	七 月 廿 四 日	五 月 五 日	五 月 一 日	四 月 十 五 日	四 月 八 日	三 月 三 日	二 月 十 四 日	二 月 十 一 日

十二 月	十一 月	十 月	九 月	八 月	七 月	六 月	五 月	四 月	三 月	二 月	一 月	日 曜 表
1 8 15 22 29	3 10 17 24	6 13 20 27	1 8 15 22 29	4 11 18 25	7 14 21 28	2 9 23 30	5 12 19 26	7 14 21 28	3 10 17 24 31	3 10 17 24	6 13 20 27	

# 第八回「產業組合年鑑」目次(昭和十年用)

## 例 言

### 昭和十年略曆

- 口 繪「產業組合數及組合員數累年比較」「產業組合事業高累年比較」「產業組合運轉資金累年比較」

## 第一章 一般社會狀態と產業組合……………一

## 第二章 產業組合史……………三

### 第一節 概 說……………三

### 第二節 諸 會 合……………七

- 一、第一回產業組合青年聯盟全國大會……………七
- 二、全國信用組合聯合會臨時總會……………三
- 三、第三回全國消費組合協議會……………四
- 四、全國消費組合協會第三回研究會……………六
- 五、第五回全國農業倉庫協議會……………六
- 六、第四十三回支會役員及主事協議會……………七

- 七、第一回全國產業組合長會議……………三
- 八、全國農村產業組合協議會第一回總會……………三
- 九、柑橘販賣組合協議會……………三
- 一〇、第二十五回產業組合中央會通常總會……………三
- 一一、第四十四回支會役員及主事協議會……………三
- 一二、全日本產業組合懇談會……………三
- 一三、全國道府縣區域信用組合聯合會協議會……………三
- 一四、全國道府縣區域販賣購買組合聯合會協議會……………三
- 一五、第三十回全國產業組合大會……………三
- 一六、全販臨時總會……………三
- 一七、產業組合青年聯盟全國聯合總會……………三
- 一八、全國醫療利用組合協會第一回總會……………三
- 一九、全國消費組合協會第四回總會……………三
- 二〇、第七回全國產業組合製絲協議會……………三
- 二一、第一回全國鵝卵販賣組合協議會……………三
- 二二、全國信用組合聯合會協會第四回通常總會……………三
- 二三、小麥、大麥、茶種、豆類取引協議會……………三

二四、第十一回産業組合協議會…………… 五五

二五、産業組合問題研究會…………… 五五

二六、鷄卵並に木炭販賣協議會…………… 五五

二七、全國道府縣購買組合聯合會協議會…………… 五五

二八、肥料購買組合事業促進に關する打合會…………… 五五

二九、第二回全國漁村産業組合協議會…………… 五五

三〇、蠶絲業對策協議會…………… 五五

三一、第六回全國農業倉庫協議會…………… 五五

三二、第十二回全國市街地信用組合協議會…………… 五五

第三章 全國産業組合概況…………… 七〇

第一節 産業組合…………… 七〇

第一 産業組合數…………… 七〇

第二 産業組合の種類…………… 七〇

第三 組合員及出資金…………… 七〇

第四 運轉資金及餘裕金…………… 七〇

第五 事業狀況…………… 七〇

一、信用事業 二、販賣事業 三、購買事業(消費組合ヲ含ム) 四、利用事業 五、農業倉庫業

第六、損益…………… 七〇

第七、地方別産業組合概況…………… 七〇

一、總括概況(六七) 一、組合數 二、組合員數 三、資金 四、餘裕金 二、事業の概況(二三)

一、信用事業 二、販賣事業 三、購買事業 四、利用事業 五、農業倉庫業

第二節 産業組合聯合會…………… 三〇〇

第一、聯合會數…………… 三〇〇

第二、所屬組合數及出資金…………… 三〇〇

第三、資金並に事業狀況…………… 三〇〇

第四、聯合農業倉庫…………… 三〇〇

第五、地方別現況…………… 三〇〇

第三節 産業組合中央會…………… 三〇〇

一、中央會の沿革 二、中央會の構成 三、中央會の經費 四、中央會の事業

第四節 産業組合中央金庫…………… 三〇〇

一、沿革 二、累年事業概況 三、昭和八年度に於ける事業概況 四、本所、支所、代理所及取扱所

第五節 保證責任全國購買組合聯合會…………… 三〇〇

一、沿革 二、累年事業概況 三、昭和八年度事業

第一節 産業組合…………… 七〇

第一 産業組合數…………… 七〇

第二 産業組合の種類…………… 七〇

第三 組合員及出資金…………… 七〇

第四 運轉資金及餘裕金…………… 七〇

第五 事業狀況…………… 七〇

一、信用事業 二、販賣事業 三、購買事業(消費組合ヲ含ム) 四、利用事業 五、農業倉庫業

第六、損益…………… 七〇

第七、地方別産業組合概況…………… 七〇

概況 四、昭和八年度末に於ける財産の狀況 五、事務所、出張所

( 生 絲 )

第六節 保證責任大日本生絲販賣組合聯合會……………一五

一、沿革 二、累年事業概況、三、第八年度事業狀況 四、第八年度に於ける財産の狀況 五、事務所所在地 六、生絲販賣代金共同計算事項

第七節 全國米穀販賣購買組合聯合會……………一六

一、概況 二、沿革 三、累年事業概況 四、第四年度事業概況 五、事務所及び販賣所

第八節 大日本柑橘販賣組合聯合會……………一七

一、沿革 二、一般概況 三、事務所

第九節 全國產業組合製絲組合聯合會……………一八

一、沿革 二、會務の概況 三、會議 四、事業 五、事務所 六、昭和八年度收支豫算 七、昭和七年度に於ける組合製絲の狀況

第十節 其他全國的產業組合團體……………一九

第一、全國信用組合聯合會協會(二〇〇) 第二、全國消費組合協會(二〇一) 第三、產業組合青年聯盟全國

聯合(二〇二) 第四、全國農村產業組合協會(二〇四) 第五、全國醫療利用組合協會(二〇五)

第四章 雜……………二〇

第一節 關係法規……………二〇

第二節 產業組合記念日……………二四

第三節 產業組合大會並各種協議會……………二七

第四節 產業組合教育……………二七

第一、產業組合學校及び之に準ずるもの(二二七) 第二、講習會(二四二)

第五節 宣傳用催物及び活動寫眞……………二四

第一、演藝の部(二四七) 第二、活動寫眞の部(二五〇)

第六節 產業組合關係者名簿……………二六

第七節 表彰產業組合及び產業組合功勞者……………二八

第八節 產業組合關係團體名……………二八

第九節 關係諸團體……………二七

第五章 植民地に於ける產業組合……………二九

第一節 臺灣の産業組合……………三二九

第一、概況(二五九) 第二、現勢(二六〇) 第三、特殊  
的問題(二六四)

第二節 朝鮮の産業組合並金融組合……………三二六

第一、産業組合(二六六) 第二、金融組合(二六七) 第  
三、朝鮮金融組合聯合會(二七二)

第三節 樺太の産業組合……………三二六

第四節 關東州の金融組合……………三三〇

附・滿鐵社員消費組合概況

第一、概況(三三三) 第二、現勢(三三四) 第三、金融  
組合聯合會(三三七) 第四、滿鐵社員消費組合(三三八)

第五節 南洋群島に於ける産業組合……………三三〇

### 第六章 外國産業組合概況……………三三三

第一節 國際情勢と産業組合運動……………三三三

第二節 産業組合の國際的諸機關……………三三六

第三節 各國産業組合の概観……………三三八

一、イギリス 二、フランス 三、ドイツ 四、イ  
タリー 五、アメリカ 六、ソヴェート同盟

第七章 産業組合年表……………三三六

第一節 日本産業組合年表……………三三六

第二節 海外産業組合年表……………三三九

第八章 産業組合文獻……………三五一

一、概論(三五三) 二、信用組合(三五五) 三、販賣組  
合(三五四) 四、購買組合(消費組合)(三五五) 五、利  
用組合(三五六) 六、組合史(三五七) 七、法規(三五七)  
八、經營(三五八) 九、農業倉庫(三五九) 十、反産運  
動に關するもの(三六〇) 十一、青年聯盟(三六〇) 十  
二、統計・年鑑(四〇〇) 十三、雜則(四〇一) 十四、  
支會報(四〇五) 十五、聯合會報(四〇六) 十六、組合  
報(四〇六) 十七、産青聯機關紙(四〇七) 十八、産業  
組合關係新聞雜誌(四〇七)

災害は事業の運命を

左右する大悪魔

此の恐るべき悪魔の被害防備を構ずる事が最も緊要な事でありませす

其防備には火災にも盗難にも絶対安全な

オイルスチール

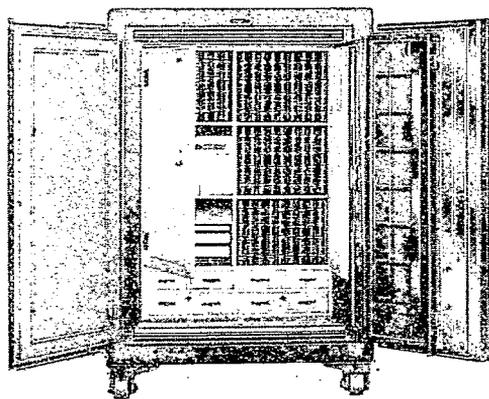
鳳凰金庫に

御任せ爲さる事が最善な方法であります

災害に豫告なし!

一時も早く御準備が肝要です

—カタログ進呈—



伊藤製作所

東京市本所區菊川一丁目  
電話本所(47)一七六六番  
振替東京五四五三八番

# 全 販 聯

全國販賣組合の系統

## 農 産 物 販 賣 機 關

東京事務所

兩國販賣所

池袋販賣所

新宿販賣所

小樽販賣所

前橋販賣所

長野販賣所

横濱販賣所

静岡販賣所

出張所支ヶ所

大阪事務所

名古屋販賣所

京都販賣所

神戸販賣所

和歌山販賣所

廣島販賣所

出張所支ヶ所

門司事務所

福岡販賣所

長崎販賣所

出張所支ヶ所

東京市牛込區揚場町二一

東京市本所區横綱町一六ノ五一

東京市豊島區雑司ヶ谷三丁目七〇三

東京市豊島區千歳ヶ谷五丁目九八二

小樽市埴町二五

前橋市内務町乙六九

長野市南郷町康樂會館内

横濱市中央区荏原町三ノ七八

静岡市江川町三五

大阪市北區玉江町二丁目四

名古屋市西區堀内町四丁目二五

京都市七條通堀川西入ル

神戸市兵庫區夙川町二〇

和歌山市九ノ内九番町一四

廣島市鹽屋町五七ノ四

門司市祝町三一〇一

福岡市天神町一

長崎市外浦町三三

全 國 米 穀 販 賣 購 買 組 合 聯 合 會

保 任

東 京 市 牛 込 區 揚 場 町 二 十 一 番 地

電 話 牛 込 自 五 七 五 〇 番 至 五 七 五 四 番

# 組 合 金 融 の 中 樞 機 關

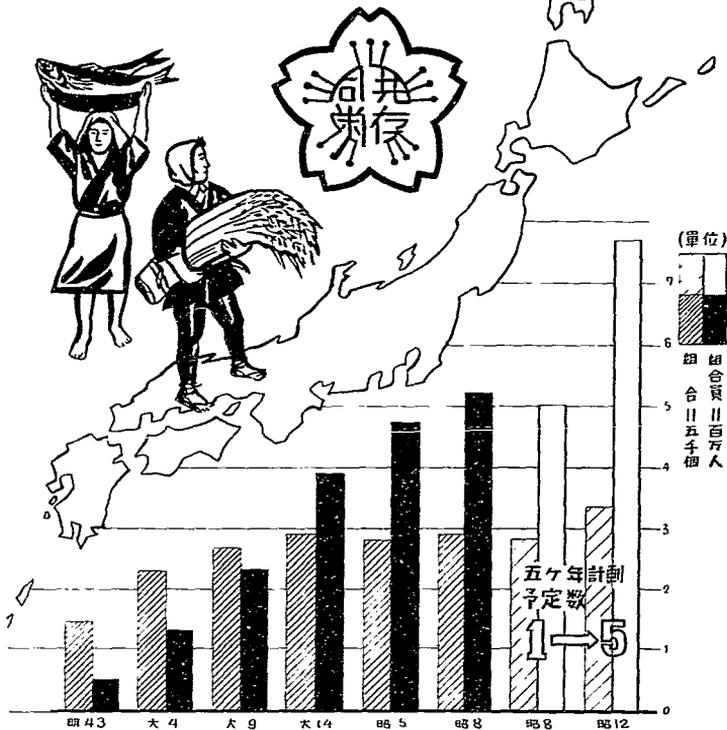
特 別 融 通	產 業 組 合 中 央 金 庫 特 別 融 通 及 損 失 補 償 法 ニ ヨ ル	預 金 業 務	產 業 組 合 及 產 業 組 合 聯 合 會 公 共 團 體 其 他 非 營 利 法 人 ヨ リ	保 護 預 買	委 託 賣 買	有 價 證 券	爲 替 業 務	貸 付 一 般	所 屬 產 業 組 合 及 同 聯 合 會 ニ 對 シ



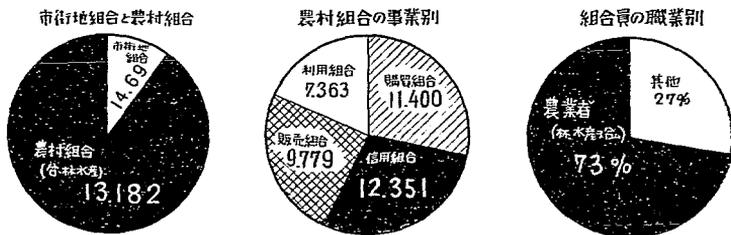
## 產 業 組 合 中 央 金 庫

本 所 東 京 市 麹 町 一 丁 目 九 番 二  
支 所 大 阪 市 東 區 今 橋 一  
特 別 融 通 所 取 扱  
各 道 府 縣 信 用 組 合 聯 合 會 內

# 産業組合数及組合員数累年比較



## 昭和八年度に於ける組合及組合員の種類別比較



# 組 合 金 融 の 中 樞 機 關

所屬產業組合及  
聯合會ニ對シ

貸 付 一 般  
爲 替 業 務  
有 價 證 券

保 護 預 買  
委 託 賣 買

產業組合及產業組合聯合會公  
共團體其他非營利法人ヨリノ  
預 金 業 務

產業組合中央金庫特別融  
通及損失補償法ニヨル

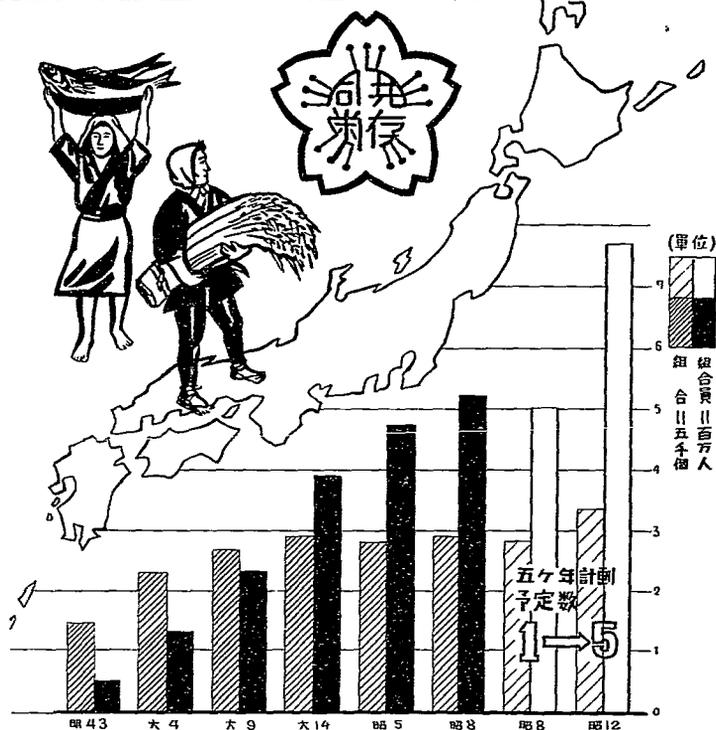
特 別 融 通



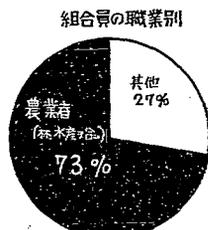
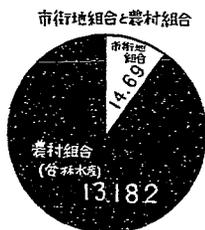
## 產 業 組 合 中 央 金 庫

本 所 東 京 市 麹 町 一 丁 目 九 番 二  
支 所 大 阪 市 東 區 今 橋 一  
特 別 融 通 所 各 道 府 縣 信 用 組 合 聯 合 會 內

# 産業組合数及組合員数累年比較



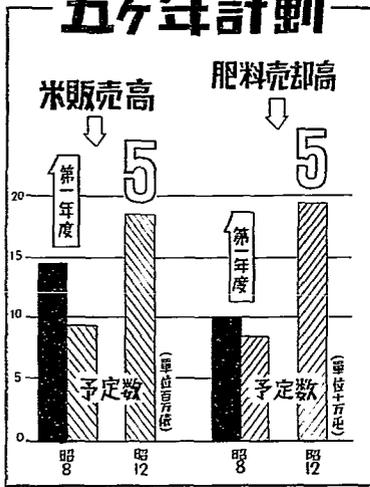
## 昭和八年度に於ける組合及組合員の種類別比較



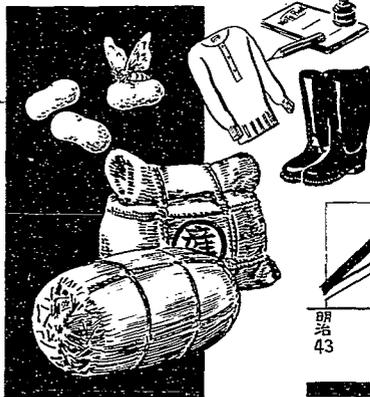
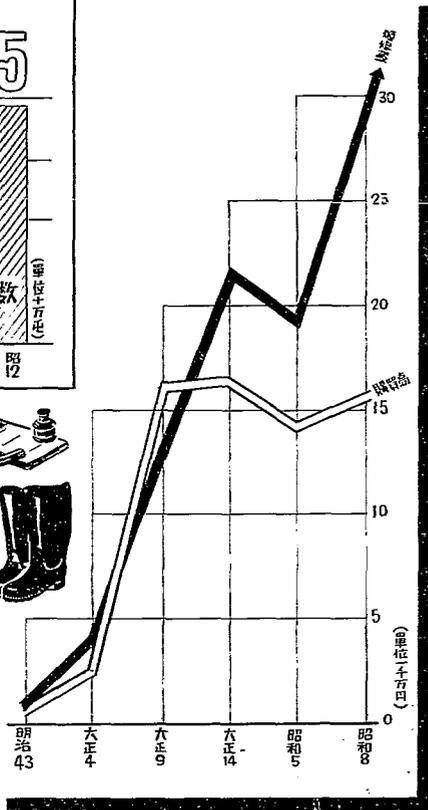
# 組合事業高累年比較



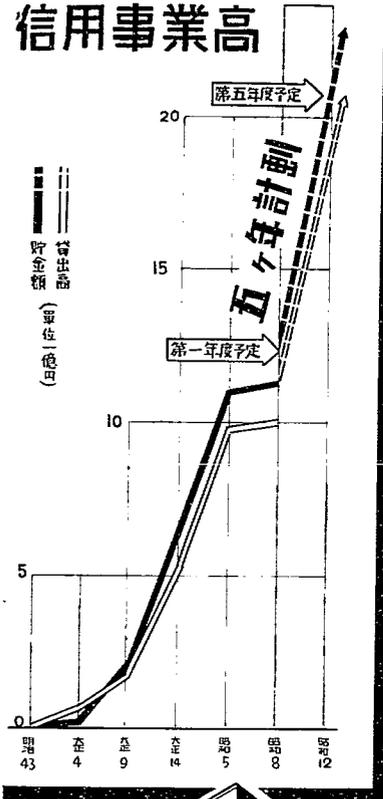
## 五ヶ年計劃



## 販売購買事業高



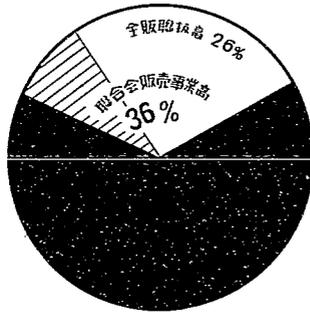
# 信用事業高



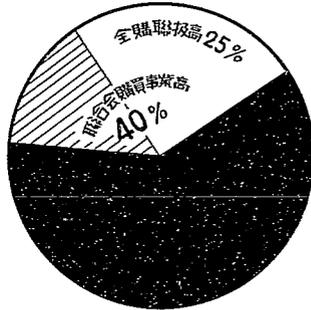
# ← 産業

昭和八年度に於ける  
系統機関利用率

## 販売事業

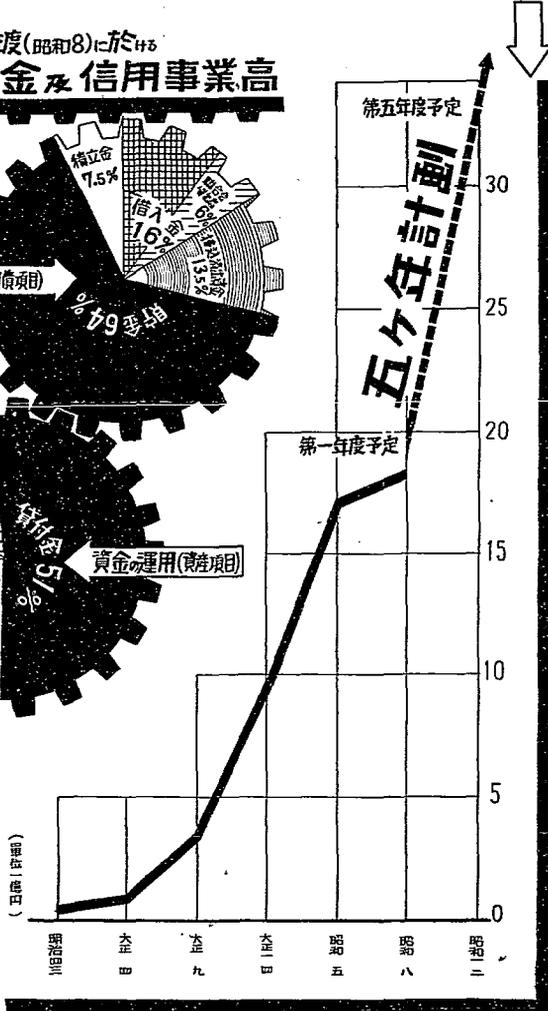
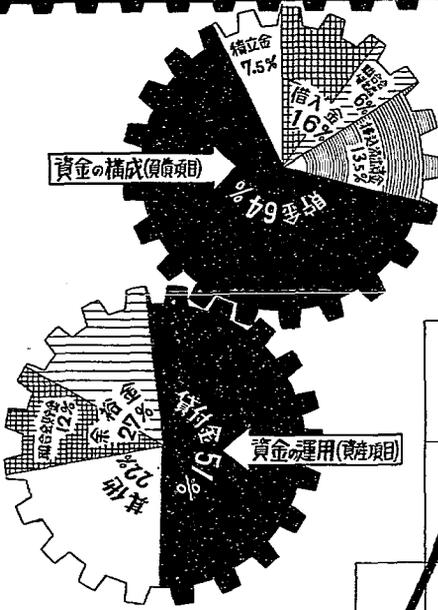


## 購買事業



# 産業組合運轉資金累年比較

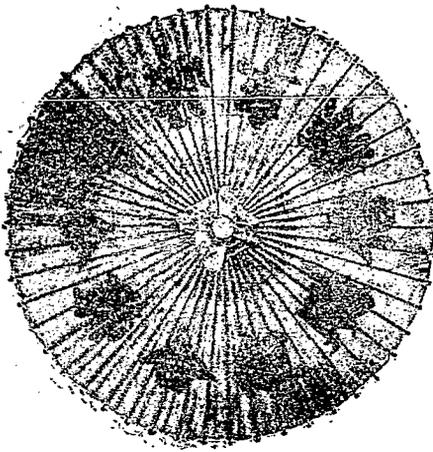
5ヶ年計画第1年度(昭和8)に於ける  
組合の資金及信用事業高



傘<sup>㊟</sup>と畫計年ヶ五充擴合組業產



を品秀優いし晴素ぬち恥にクーマの<sup>㊟</sup>がすさに質品に段値



カタログ 御参考に御覽下さい(無料進呈)

岐阜縣信用購買組合聯合會  
 兵庫縣販賣購買組合聯合會  
 長野縣購買聯合會  
 岡山縣購買組合聯合會  
松本支所 諏訪支所

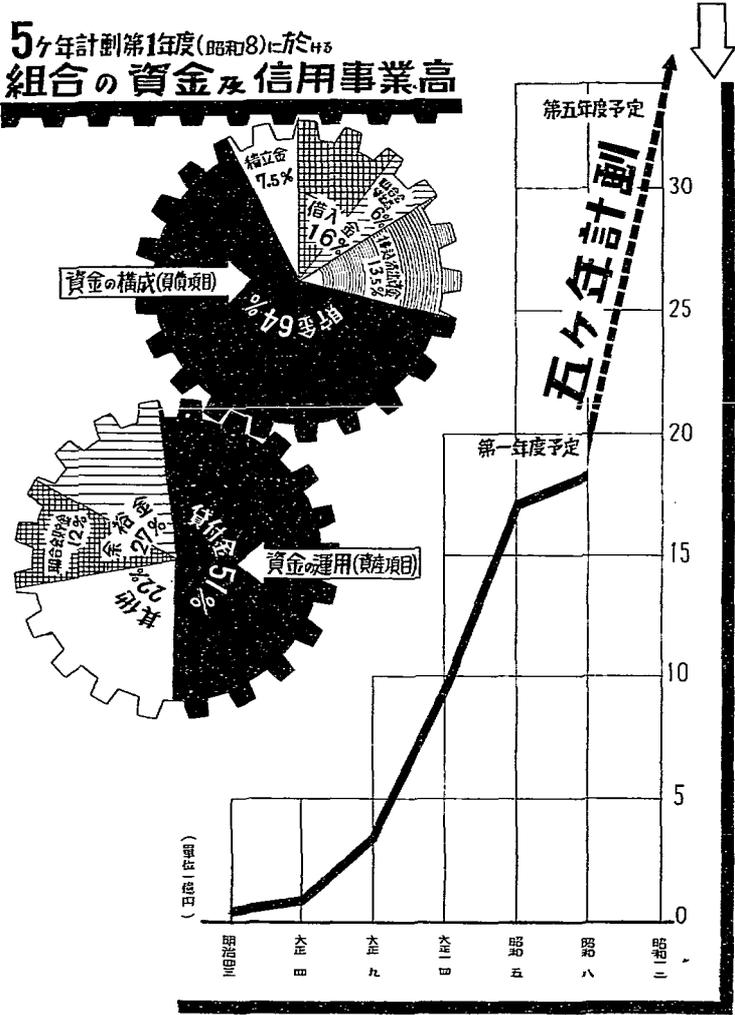
御用

店商田篠元造製傘<sup>㊟</sup>

番七六二話 電 町城森市阜岐  
 七七六二屋古名替振

# 産業組合運轉資金累年比較

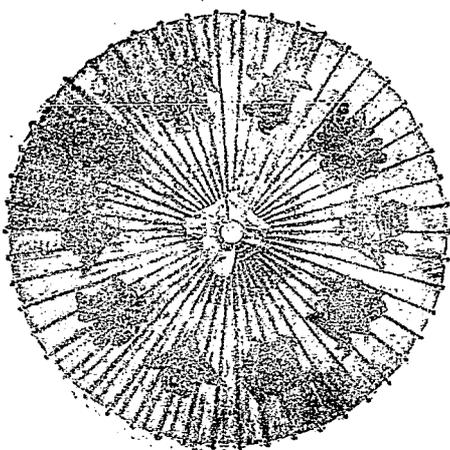
5ヶ年計画第1年度(昭和8)に於ける  
組合の資金及信用事業高



傘<sup>㊟</sup>と畫計年ヶ五充擴合組業産



を品秀優いし晴素ぬち恥にクーマの<sup>㊟</sup>がすさに質品に段値



カタログ 御參考に御覽下さい(無料進呈)

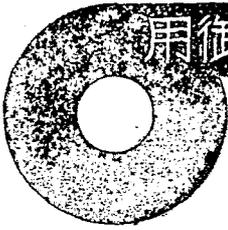
岐阜縣信用購買組合聯合會  
 兵庫縣販賣購買組合聯合會  
 長野縣販賣購買聯合會  
 岡山縣購買組合聯合會  
諏訪支所

御用

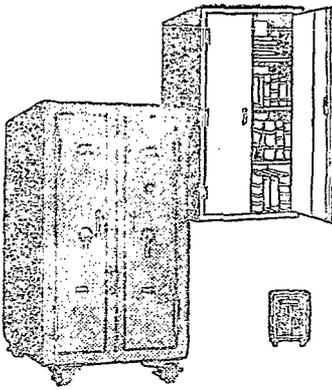
店商田篠元造製傘<sup>㊟</sup>

番七六二話 電 町城蓋市阜岐  
 七七六二屋古名替振

産業組合中央會御用



型録進呈



東京本店 東所 兩國 四丁  
**石原金庫店**

電話本所(73) 六六番 七番  
 振替口座 東京 一八六番

組合の財産を殖す……貯金箱

組合の事務を整理する……鋼鉄書箱

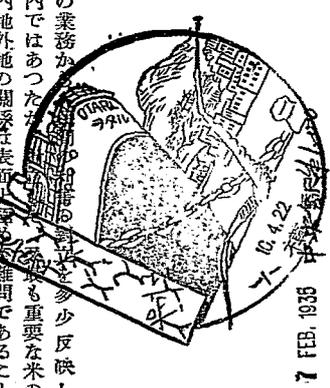
組合の財産を護る……石原金庫

第一章 一般社會狀勢と産業組合

一、一般社會狀勢

昭和九年は種々なる意味に於て異常なる歳であつた。昭和四年秋以來の恐慌は實に未曾有の深刻さを以つて、都市に於ても農村に於ても、民衆生活を極度の窮乏困窮の中に投げ込んだ。随つて之等の生活苦から來る處の不平不満は我國に於ても、將又、全世界的に見ても、恐慌の表面的なる弱まりと或る部面に於ける或る程度の解決とが齎らされた如くであるに拘らず、失はれ、新たなる急速なる展開を見た。例へば、スペインの革命、オーストリアのナチス派の暴動、ユーゴスラビヤ王國の皇帝暗殺、ドイツナチス黨内の反對派殺戮の暴動等の純政治的運動から、北米合衆國に於て桑港中心の全太平洋岸を席捲した沖仲仕中心のストライキ、續いて綿業労働者の大罷業、N・R・A 其他運動に對する労働者階級の反對、又、我國に於ても、六十五議會を廻つて、各種の動及反動が見られた。省と

省とはその各々の業務から見て多少反映して、小さな範圍内ではあつたが、省間でも重要な米の問題を廻つて、内地外地の關係は表面、種々の離間であることと思はせた。労働者の争議件数は軍需工業の暴盛とフアツシヨ的風潮の擡頭とからか、参加人員七年の一―五月の三九、四五一入、八年の四七、五七七人、九年の三九、一九四人と昨年比して八千三百人位を減少し、件數に於て見ても、九年一―五月の六八二件は昨年よりも三三件、一昨年よりも四二件の減少を見てゐるのである。だが後半期には東京市電の毎年出る所の百萬圓の赤字克服を名に例の山下案なるものが四割内外の減俸を一萬二千餘の労働者に強いたので、總罷業となり、各地の大都市の市電の労働組合の應援もあり、一つの大きな社會問題となつたが、種々接衝の結果労働者側は結局山下案を受諾せざるを得ない様な事になつた、だが、こうして許された不平の種は、此儘洩り取られたものかどうかを大方のために發慮せざるを得ないので



7 FEB. 1935

ある。殊に農産に於ては、米國のニラ運動の失敗の結果の消費力の減退と人絹の發達——夫れは皮肉にも我國が本年中に英國を抜いて第二位となり、やがて米國に追いつきそうな勢であるが——とは、絹絲の値段を極度に下げた、それは八年前半期には千圓内外まで上つたものが、後半期には已に五百圓臺に落ち、其後五百圓を割つたのであつて、九年後半期に又、多少引返へしたのであるが、それでも五百圓を四・五十圓内外上廻つたに過ぎない様な情無い状態である。又、米に於ても、養蠶地方等に於ては特に、夏場から飯米にさへも事缺く様な事になり、統制法の偉力は何處を攻撃した事になつたのであらうか、と云ふ様な事が、新聞雜誌の當面の問題となるに至つたのである。此の中に於ては、小作争議の件数は七年よりも減少してゐるのであるが、八年に比すれば増加してゐる。然して土地問題を廻つて小作契約に關する争議は依然として多く、全體の六〇％を占めてゐるのは小作問題の深刻化を示めてゐる。

## 二、主要なる部門別の状態

斯の如き状態の中に於て然らば、我國の一般經濟界の様子はどうかであつたか？

前年末から今年の秋にかけては、經濟界は軍需産業と貿易産業の繁盛とに影響されて、事業指数は一般に多少改善されて居るのであるが、工業及び鑛業に於ても已に其の發展は極めて不

均衡であつて、跛行性を明瞭に表はして居る。又、農林水産業に比較する時は、その不均衡性は一層著しいものになつてゐる。兎に角、我經濟界は軍費インフレと輸出増進を兩輪として部分的に繁榮の方向へ進んだ。然るに、此の現象は從來の數ヶ年の恐慌時に比して如何なる關係に立つか。景氣の發展は、成程資本主義社會に於ては常に變動する。如何に深刻なる恐慌と雖、或る時期には或る條件の下に恐慌状態は解消して好景氣の時期を現出し得るのである。だが此の時期と雖現在の状態の下に於ては、決して歐洲戦前の様な好景氣を現出し得るものではない。それは一種の中間的な慢性的な不景氣に近いものであつて、決して好景氣とは言ひ得ないのである。何故か、一口に謂へば、獨占資本の制覇が産業に及ぼす影響に依るのである。軍需工業の利益は例へば日本鋼管の昭和五、六年平均利益率が九・三％であるものが、九年上半年は四五・一％下期推定四一・六％の高率となつてゐる。日本鑛業九年推定一五％、三菱鑛業は純益金上期六百三十七萬圓で率は二四％、戸畑鑛物五、六年は六・四％の利益率を擧げるに過ぎないのであるが、九年上半年には約二〇％に達せんとし、石川島造船が同期二三％で、其他にも軍事豫算の増大の爲めに注文激増して利益も著増したのである。

然らば恐慌状態は如何？

二三の重要事項について検討して見れば次の如くであるが、  
(一) 先づ我國の貿易統計について見よう。

(東洋經濟年報第十七輯・單位千圓)

	輸出	輸入	入 超
七年	一、四七、三六五	一、五五、五九三	七、二二八
八年	一、四七、三六五	一、五五、五九三	七、二二八
九年	一、〇八、〇五五	一、〇六、三六六	一、七、六八九

七年から八年へ、八年から九年へと著るしい躍進があつたことは相當明瞭に表れてゐる。世界貿易に於ても從來の著るしい減退傾向から稍々緩和せられたことは周知の事實である。乍併大局から見ればまだ不振状態を免れないのである。一九二九年當時に比すれば八年の輸出價額は僅かに三五%にも足らず、又數量に於ても七五%に過ぎないことは、不振状態なりと謂はざるを得ない。此の間獨り我國の貿易のみは飛躍を遂げてゐる。全體としては世界の貿易額に對して三%に過ぎない日本の貿易は、世界貿易が恐慌前の七五%に過ぎぬのに、一九二八年當時に比し一四四・八%に著増してゐる。此の事實が諸外國の貿易商に偉大なる驚異となつたことは誠に當然なことと云ふべきであらう。蓋し此の事實は低爲替と低コストに依るもので、實質貨銀の低廉なることは其の極めて大なる原因となつてゐるのである。低貨銀の原因は生活の封建性と失業者多きが故に勞働者間の競争が激しきことと農村の不況に依り農産品が極めて低廉なる價格に依り取引されてゐるからである。

實收貨銀は稍々増加してゐるのであるが、定額貨銀に於ては九年の方が明瞭に減少さへもしてゐるのである。實收貨銀も夏になつてからは減少してゐる實收貨銀指數は四月(九〇・七)六月(九〇・五)七月(八九・六)である。(「エコノミスト」に依る)

年	定額貨銀	實收貨銀
九 年	八三・〇	九〇・七
八 年	八五・五	八八・五

此の條件の下に於ける貿易の進展は、帝國主義的政策の下に在る諸外國のブロッツク經濟政策に依り、高率關稅又は片貿易の調整を名とする日貨進出防止の嵐の中に於て行はれたるものであることに注目せねばならぬ。此の事は日本の貿易の根強さを思はせると共に、各國間の對立には多少の波の起伏は免れぬとしても總じて、激化するとも根本的には解決され様とも見えぬことを思はねばならぬ。故に我國の將來の貿易を思ふ時に夫れは極めて憂慮すべき、状態に在るものではないだらうか。滿洲の購買力低下、綿製品の先約の進行度の遲滞、明年に於ける人絹織物の反動來の見込、既得大市場益々縮小と云ふ様な事が新聞紙に報導される様になつた(讀賣、十一月三日朝刊参照)。

(二) 事業活動の状況を見るに大要左の如くである。鐵道貨物發送噸數は九年五月は八年五月に比して九四・四——八四・二へと一〇・二を増加し、電力消費量は八二・二——八八・七と六・五を減じ、石炭消費高は一八・五——九七・三と二・二を増し、

原油供給高は二〇〇・九——一〇一・三と〇・四を減じ、綿絲製産高は一〇七・〇——一〇〇・四と六・六を増し、輸出絹検査高は一三三・五——一二六・〇と六・五を増し、羊毛輸入高は一四・六を減じ、洋紙販賣高は四・五を増し、セメント消費高は一〇一・八——一〇一・二と〇・六を増し、鋼材供給高は一四・二——一二・五と七・三を減じ、總平均に於て一〇一・五——九六・三と五・二を減じてゐる（以上はノーマル——一〇〇とせる東洋經濟新報社調査）。之を以つて見れば電力、原油、羊毛、鋼材と謂ふ如き重要な課目に於て相當著しい減少を見、他は増加せる如きは現在の經濟的發展の異常なる不均衡を表すと共に、總平均に於て五・二を増加してゐることは、其處に多少の經濟的昂揚が存在することを示すものであると謂ふことは出来るであらう。だが、夫も極めて微弱なものである。

(三) 物價の動きについて見るに、前半期に於ては先づ微騰氣味の強保合であつた。金穀再禁止直前を二〇〇として八年十月は一三九・九、九年一月は一三五・八で漸騰し、六月は一三四・二其後多少の騰落はあつたけれど、秋になつて再び値上りを見てゐる。九月の一四九・四は日本のみの現象である(日銀調査) 農産品と非農産品について見るに、九年に入つてからは農産品の指數がむしろ上位に在るのは、米穀統制法の効果が相當に著しいものであることを示めてゐる。而して、之等國內物價は全體としては、貿易品に比して値の上り方はむしろ低いのであ

つて、(六年十一月)一〇〇として九年六月が國內品一一四・八、貿易品一七一・八を示す之は實に、國內市場の凋落即ち國內民衆の購買力が健全に上向せざることを示すものである。その狀況は次の如くである。

(四) 先づ小賣物價指數に於ては、九年五月迄強保合で一四九を示めたのであるが、以後は漸次軟化した傾向であり、それでも財政インフレと軍需景氣の相變らずの増進との爲に稍々上位に在つた。従つて生計費指數について見ても昨年よりも稍々上位に在つた。然るに定額賃銀について見れば總計指數は昨年よりもむしろ下位に在るのである。従つて之だけを見れば其の購買力は寧ろ減少の傾向に在ることを充分に推測出来るのである。而して失業率を見るに今年は昨年比して多少減少し、内務省社會局調べに依るに調査人口七、二三九千人の中失業者四三九千人であつて、其の割合六・〇六%である。尤も此の調査は相當限定されたものであつて、少し廣汎な意味の失業者は極めて數多いものである事は推知出来るのである。何となれば生産の制限率を見るに、重要品十四品中最近減少の傾向に在るものは其の制限率(括弧内)を示せば四品で、紡績(一八・八)、硫酸(二五)、洋紙(四二)、板紙(五五)、保合のもの五品、絹紡(三三)、ラミー(三〇)、石灰窯素(四〇)、和紙(三〇)、鋼鐵(四〇)、漸増のもの四品で人絹(九)、晒粉(五二)、過燐酸石灰(四〇)、洋灰(五七)の如くである。尙、此の外に重要産業で相當

高率の限産を爲しつゝあるものもあるしするので、又相當多數の勞働者を雇つて居つた工業で、多くの閉鎖工場を出してゐる様なもの、例へば、製絲業の如きものゝあることを考へると失業者の數は相變らず、可成りの多數に上つてゐるものと見て差支へないと思ふのである。而して農村の購買力が増したかどうか、之は極めて一部階級のもの、地主及商人にして端境期迄米を多量に持ち耐えたものは儲けたらうし、又多少の購買力も出たであらうが、一般農家は反對に益々貧困化したであらう事を考へねばならぬ。米を買ふには金は無く、拂下米さへ自由には手に入らず、剩さへ深刻な生絲恐慌に覆はれた農村は非常なる窮乏化である。今年十月末から十一月初めにかけて凡ゆる新聞が、農村に於ける現金の缺如、娘を都會に賣る悲惨さを三段抜で報導したのは決して例のジャーナリズム的行爲のみで無いことが領つかれるのである。

尙、軍需品工業の爲めに生産を増加せんとする資本家は有利に、一般消費者は如何に不利であるか、その一斑を示めせば左の如くである。

類別物價指數(明三六―大三二一〇〇)			
總指數	生産財		
八年九月	一三四・五	一四〇・九	一二八・二
九年二月	一三〇・八	一二八・四	一三三・二
同 九月	一三八・四	一二五・四	一五一・五

前年トノ差 (一)三・九 (一)一四・五 (一)二三・三

生産材と消費材との地位は全く轉倒して仕舞つてゐる。

(五) 其他各種の指標を見るに、銀行會社の計畫資本に於ては九年一―六月(日銀調)四一五百萬圓、八年一―六月七四五百萬圓で今年是非常なる減少である。全國銀行預金は八年六月より九年六月迄に五三―百萬圓を増加せるに拘らず貸出は同期に五七四百萬圓と激減の傾向を見せてゐる。財政インフレに依つて資金は市場に横溢して、低金利化は一層進行した。政府及日銀は意識的に金利の急激なる低下を避けた。それは餘り急激に金利の低下する時には『金から物へ』の運動が勃然として起こされて悪性のインフレを惹起する危険性があるからである。若し、之が猛烈な軍需品インフレの如きものとなり、將來の生産に直接役立たざる消費の爲めの生産が、盛行する時には此の種の危険は決して絶無では無く、反つて國民的經濟力の破壊を來す可きやを憂ふるものである。

恐慌状態からは一應底入れを爲したと謂ふことは出來るとしても、資本主義の青年期に於けるが如き健全なる動きを爲さず、何時でも逆轉し、又、その間の經濟的矛盾は直ちに帝國主義戰爭に至るべき危険を益々多分に包藏しつゝ進行するものなる事を知らねばならぬのである。有名なる資本家である辯識之助さへも『資本主義↓生産過剩↓市場開拓↓市場奪取↓戰爭の危険と云ふ一つの不可分なる聯鎖が出來上る。資本主義には生産過

利と謂ふ缺陷があり、戰爭誘起の危険と云ふ餘弊がある(三)經濟三月號、經濟國策の革新(一六頁)と云つてゐる。

此の様な中に於て、我國に於ても一面に於てはフアツシヨの強制的運動が行はれたけれ共、民衆生活の窮乏化に應じて、民衆の下層生活者擁護運動が行はれたのである。

(六) 農村の窮迫は極めて甚だしいので、農民生活は産業組合として特に注意しなくてはならないのである。繭の値下りは養蠶農家の収入を激減せしめた。米の値上りは米穀統制法の功績として相當見るべきものがあつた。殊に、各種の天災の結果第二回收穫豫想高が五千萬石前後になりそうであるので十月末には期米三十圓臺迄上つた。乍併、五百六十萬戸の農家中二百七十萬戸は米作者にして米を購入する農家であるので、米の値上りが即ち農村の中農以下の農民に如何に影響するか大いに考慮を加へねばならない。

之に對して農村救済の聲は猛然と起つて遂に十一月末には臨時議會を開會する迄になつた。

米穀統制法も内地米の統制のみでは決して其の効果を擧ぐるを得ない。乍併外地米に對する策は種々考究されつゝも之を圓滿に解決することは仲々困難であつたが、十月初旬より米穀對策調査會に於て外地米に對しても考慮が廻らされ、相當程度統制されるであらうことが参考案として發表された(十一月八日東朝參照)。此の大綱は全農協の十月三日の理事會の決議に大體

一致するものゝ如くである。

特に東北救済に對しては政府としても所有米の貸付のみならず、救済米の配給についても考慮をなしつゝある事が報導された。産業組合に於ても、救済金を送るのみならず全購辦は肥料は特に廉價に配給し、中金に於ては出来るだけ低賃を豊富に融通し、その販賣を出来るだけ有利にする様に決意したのである。

(七) 以上の結論として一言すれば、我國經濟の前途は決して樂觀すべきものでないと謂ふべきであらう。貿易の前途は、各國間の政治的對立の發展の狀況が少しでも順調に進むであらうとはとても考へられない。一つの景氣恢復の有力な原因たる軍需品工業が何日迄も無限に續くと考へられない。無限に續いたとしたら之は財政上如何なる結果を齎すであらうか。昭和九年度の豫算、二十一億四千二百萬圓中陸海軍兩省所管費のみにて九億三千六百萬圓で四割三分、之に他の省の所管になつてゐる間接なる軍事費を入れると非常なる額に上ることは謂ふ迄もない。而して、財政インフレも一般國民大衆の購買力を健實に發達せしめるに至つてゐない。穀狀價格差は増大し、増税の叫ばれる今日一層負擔加重となる農民生活の立直りは困難である。就業率は多少増加しても賃收賃銀の下りつゝある勞働生活にも大きな問題が包藏されてゐる。

かくて我國の前途は頗る安心の出来ないものになつてゐる。景氣は恢復するとも謂えるし又、しないとも謂える。何れにし

てもそれは多くの不均衡をめぐみ、随つて多くの危機を内包するものと考へねばならぬ。

### 三、産業組合運動の状勢は

#### どうであつたか

#### (一) 産業組合の全般的進展状勢は如何

然らば此の情勢下に於て、一九三四年度の産業組合運動は、如何に開はれたであらうか。

産業組合運動は更めて謂ふ迄もなく、都市及農村に於ける中小産者の自主的自衛的運動である。然るに、刻々其の生活権を危殆に陥入れられた多くの民衆は自己の發言權を求めつゝ自衛運動を爲さねばならなかつた。そして産業組合運動に入つた。

以上の如く一部の産業活況とその反面の民衆生活の相變らずの或は又、天災に依る困窮の増大とは、國民大衆の經濟生活を異常に窮乏化せしめた。しかも米國を初め全世界の恢復は未だ微々たるもので、我國の恢復に好影響を及ぼすものでは無かつた。

民衆經濟に直接根を置いてゐる産業組合運動が樂に進展し得るものと考へるのは、甘すぎるゝ謂ふ非難を免れぬであらう。

自力更生が民衆の自主運動に對する援助の別名であつて、援助無しは放任の自主であると解するならば之は非常なる誤りではないであらうか。國家の援助なくして、中小産者の經濟團體運動が決して圓滿順調に發展することはない。嘗ても無かつたし

又無いであらう。乍併、其の爲めに自主性を喪失するならば、自力更生の名に適はしからぬであらう。

然らば、産業組合擴充五ヶ年計畫の第二年度は如何に進行したであらうか。

第一年度が平均其の主要なるものが、計畫數の一〇%を増加すれば足りたに反して、本年度は、約三〇%を増加せねばならぬ。良く行つた方を擧げると信用を除く他の事業は概して良好なる成績を示めた。又、之に於ける地方、中央の聯合會はその統制力、即ち、利用率を著るしく増大した。だが、信用事業中貸付及資金狀況について見れば一般金融界の狀勢と相併行して、餘裕金の緩慢なるに引替へて、貸付事業は一向に振るはず、昨年も甚だ不成績であつたが、今年も著るしく不成績であつた。そして此の點に於ては前途全く望みは無い様にさへも見える。茲にも農業の不利な立場に在ることが、明瞭に看取される。今後我々は、此の點を鋭く問題の中心とせねばならないであらう。

資金は計畫數には遙かに達しなかつたけれ共一般には多少増加した、その中でも貯金は特に増加し、半期で八千二百萬圓を増し、十二億二千萬圓に達したが、その反面、預金が四千四百萬圓を増したことも、貸付金の増加せぬことを考慮すれば、此の方面に於ける我々の産業組合精神の發揮が一層要請されることを知るのである。之等の結果の不充分さは、その根底

に於て組織運動の不充分さに現れてゐる。

先づ、重要なのは、未設置町村に對する組織であるが、昨年比して半期で一五五を減じ、本年六月末が一、五七八になつたとは云へ、中央會計並に比して六五六を餘してゐる。組合員數に於ては九萬六千人を増加し五百三十三萬人に達したが、中央會計並に比して五十五萬七千人を餘してゐる。若し之等の組織上の計畫が順調に進んだならば、他の計畫項目は一層進歩したであらう。組織問題は、運動の根本である。いやが上にも重大なる關心を以つて、正しき解決の爲めに努力せねばならぬ。

反産運動は、相變らず、中小商工業者に依つて議會の開會中行はれ、殊に、肥料業者は五萬位が署名して産業組合の特典廢止の請願を爲したのであるが、成功しなかつた。其他全般的には餘り表面化せず、地方的に醫務組合其他につき多少、見られたに止まつた。乍併、之は一時下火になつたに過ぎず、彼等は今後、各種の形體を以つて、又は、主體を一層擴大して起り來たる可きことも有り得るから、産業組合は内部の結束を一段と固めねばならぬ。

### (二) 米の問題について

然るに一方政治問題として各種の經濟政策及社會政策を遂行せねばならなかつた國家は、米の問題が農民救済の一手段として提唱されたけれ共、先づ米穀統制法として之を現した。乍併此の法律も十一億八千萬圓の膨大なる資金を擁して千三百萬石

餘の米を抱えて米穀會計の危機を傳へたのであつたのであつたが、之も今年の南方の旱害、近畿の風水害、中部北部の冷害、北陸の水害と謂ふ稀に見る處の全國的大天災のため不作だつたので稍々米穀會計も愁眉を開いたのであつた。だが、一層進んだ米の對策——何か專賣の様なもの——をやり、又しても政策の急轉換をやらねばならぬ秋になつたので、その前提としてか、産業組合に依る米の全面的處理を爲すことになつた。尤も本邦の締切らるゝ迄には米穀調査會もまだその決定を見てゐないのであるが、産業組合に於て米に關する限り強制團體として、自主性を捨てざるを得ざるが如くに見えるのである。減少せる國民的購買力と増加せんとする米の供給の前に立つて、米の國策の擔當者たる産業組合は如何に振舞ふ可きか、出来るだけ茲に急速に、組織を延ばして強制でなく、納得づくで、全米穀の取扱を爲し得る様にせねばならぬ。

### (三) 生絲と繭との問題について

生絲の運命は果して何日迄続くであらうか、人絹は再び生絲を産業革命するのではなからうか。そうした曉に若し現在のまゝで農村の生産關係が續くとしたならば、その不幸は如何程大きなものであらうか。生絲及繭の運命が絶望では無いとしても相當悲觀すべきものであるとするならば、吾人は之に對して如何なる對策を持たねばならぬであらうか。

今年の繭價は昨年の平均五圓二十三錢であつたに對して二圓

六一九十錢である。此の安値は言ふ迄もなく主として生絲安が最大の原因であり、之に加ふるに一千萬貫を越える巨量の端境持越繭の市場を壓迫してゐたことに依るものである。五百六十四萬戸の農家の三割六分が養蠶に従事し、その収入の減退は誠に恐るべきものがあつたのである。

此の根本対策は他の農作物に轉換するなり又は有効なる生産制限をなして、或る一定の需要に對する有効なる價格の釣上を爲し得なければならぬ。だが繭安である原因の中には製絲資本家が各種の勞策を以て値段を下げる事（例へば特約養蠶組合に對する買收策、生産費の過大なる見積り等々）にも亦存在するのである。此の事は沼津を初め其他の靜岡の繭市場の閉鎖問題として現れて來た。

政府は六十五議會に於て原蠶種國家管理法、輸出生絲取引法を制定し、乾繭共同保管助成金二六五萬圓、蠶繭類新規利用研究費二十萬圓等の豫算を成立せしめ、民間に於ては生絲出荷制限三割を定めたが實際には此の半分以上しか實現出来なかつた模様である。

政策は斯の如く貧弱であるが、農民として最も大切なことは現在の生産狀況の下に於ては出來た繭を自主的に中間的利潤を省いて有利に處理することである。茲に於て、産業組合は九月二十・二十一兩日の會議を以つて産業組合蠶繭處理對策を定め養蠶實行組合の活躍に依り、組合員の繭は勿論のこと進んで區

域内の繭は其の全部を産業組合に集め、乾繭又は絲で平均販賣を爲すことに決定した。従來は産業組合は大體二十六%を取扱つてゐたのであるが、今後は組合製絲の普及してゐる地方は其の供繭が圓滿に行くであらうし、單位組合又は特殊聯合會の活躍に依り繭の取扱量は急激に増加するであらう。

以上の二つは今年に於て特に産業組合が採用した二大政策であつて、産業組合の近時の政治上の重要性を充分に證明してゐるものである。兎に角産業組合が其の政策を全面的に展開する事が要求されてゐるのである。唯一の大きな民衆組織であることがその最も大きな原因の一つとなつてゐる。

#### (四) 産業組合の本質が問題とされるのは何故か

次には、此の様な時期であるので産業組合の國際的歴史的價値を附與してゐる處の自主性と民主制を喪失し、或程度變質しても尙、外形的組織の擴大を求めんとするの聲が強くなり、全農協に於ては十月三日理事會を開催し「米穀自治的統制ニ關スル決議」を發表した。その要綱中次の二項を注意せねばならぬ  
 『一、米穀生産者（地主ヲ含ム）ノ販賣スル米穀ハ其ノ區域ニ屬スル販賣組合ニ其ノ販賣ヲ委託スルモノトス』  
 『九、政府ハ全國米穀販賣購買組合聯合會ニ對シ米穀統制上必要ナル命令ヲ爲シ得ルモノトス』と規定し、産業組合に對する強制へ自ら移行せんとするが如き氣配を示めした。之は先きに九月廿五日午前十一時より開催された米穀調査會に米穀局より提出された

る参考案の(五)米穀自治的統制案要綱の中に『米穀統制組合』なるものが規定されてゐる。之が極めて官僚主義的強制的なものである、従つて此の様な組合が出来れば産業組合は極度に阻害され、引いては、農村生活を終局に於て幸福にするものではないのである。何となれば産業組合が、資本主義の前述の状態の下に於て、些細なる規模で漸く營まれてゐる中小産者の經濟を安固に導き得つゝあるのは、組合員になつたものが多かれ少なかれ自分のものであると思つてやつてゐるからである。

若し、然らずして産業組合が自主的なものでなく、即ち民衆のデモクラチックな相互的な管理下に無いものであるならば、名は組合でも特別な任務を持つた一つの自治體に過ぎないものである。此の種の事業の擔當者として自治體の能力は果して如何。見方に依りては如何に不充極はまるものであつたとしても、産業組合こそ、現在の農業政策の多くの、擔當者たり得るのは、一つにかゝつて次の點に在るのだ。曰く民衆自身が自分のものであると思つてゐること。従つて、之に對する不平不満は自身も當然こゝに責任があるから、他に不平を持つて行かず自ら解決しようと努める。然るに一旦自治體の以上に外部から強制される様になると、その間の關係が全く逆になる。そして農業政策又は中小産者の社會政策の手足は、奪はれて仕舞ふことになりはしないであらうか。そうなれば一般庶民大衆の立場からするも、將又、政府の立場からするも、測る可からざ

る不利益では無いであらうか。

#### (五) 消費者組合と生産者組合との關係について

次に取り上げねばならないのは、生産者組合と消費者組合の問題と之をどうしても産業組合運動が取り上げねばならぬ様になつた客觀的狀態とである。

兩種組合の聯携問題は國際的には非常に以前から論議されてゐたに拘らず、日本に於ては從來餘り現實的には研究されなかつた。然るに、昨年末から今年に至つて、直接間接各方面に於て問題とされるに至つたのは甚だ興味ある問題である。(一)字都宮の産業組合問題研究會に於ける中央會の研究發表者の論題(二)産青聯全國聯合の第二回全國大會の研究論題として、(三)本年二月の全農協の第一回總會に於ける宣言へのスローガンの第三項に「都市及農村ニ於ケル庶民大衆ノ提携連絡ノ促進」と謂ふ項を出して、進んで消費者組合の確立と提携とに努める可き決意を内外に宣明したのである。(四)十月の農倉協議會に於ける農倉側の消費組合設立の要求、(五)小麦の買控への集りに對する全販聯の對策と呼應せる全國消費組合協會の宣言等々。上記の事は、日本に於ては農村産業組合の或る程度の完成と謂ふことから生じた。即ち販賣組合が米の様な重要な農産物を相當程度販賣統制を爲し得るとしても、その販賣先が商人であつてはその統制は決して完全なものではあり得ないのである。どうしても、安全確實な消費者の大規模の相互主義の組合を相

手としなくてはならない様になつて来たことから結果したものである。我國の様な遅れた資本主義國で封建的要素を多く残してゐる國に於ては、大資本主義でさへそうである如くに、産業組合の様な小産者の組織は相當程度國家の援助なくしては容易に延びられるものではない、その一部である消費組合にも相當程度國家の援助無くしては延びられるものではないであらう。然るに種々の事情から見て、消費組合の非常に急速なる大規模化と云ふことは仲々困難であらうから經濟上の見地から見た兩種組合の連絡は當分微弱なものとして止らざるを得ない。兩者から一生懸命手を延し合つてゐるに拘らず、恰も牽牛織女の様だ。だが此の連絡は政治的意味から見て、産業組合のレーゾンデートルたる相互主義を擴充する爲めに極めて必要である。何となれば、都市の労働者消費組合こそ形式的には不完全であつても、その内容實質は消費組合の傳統を正統に繼承したものであるからである。その生粹を農村組合に傳へることは、今や、重要問題として取上げられてゐると見る可きではなからうか？

(六)組合内デモクラシーの問題(自主性と民主制)について  
最後に、此の問題は、一歩進められて、組合内デモクラシーの問題として取上げられつゝあることを指摘せねばならぬ。

今年程明瞭に自主制と民主制の組合内デモクラシーの問題が取り上げられた事は少くも最近の十年間に於ては無かつたことである。要之、論ずるのには其だけの根拠があつたのだ、前述

の強制化論の擡頭に對して、擁護論が必然的に擡頭したのである。

統制經濟と計畫經濟論の流行が産業組合組織を論ずる際に引合ひに出されたのは一昨年であつたが、此の統制の中に強制的と自治的の二種類あり、産業組合は飽く迄後者でなくてはならないとされて來た。又、組合同志のものでなくてはならないとされて來た(即ち相互主義)。だが今其れが放棄されねばならぬ時であらうか。之は正に民衆生活に於ける非常時である。極く最近に於てドイツのナチスは之を民衆に強いた。夫れは産業組合を擴大せんが爲めではなく、産業組合を壓迫してナチスの獨裁權能を徒らに強化せんが爲めであつた。最近の新聞雜誌の報導に依ると、ナチスは最初こそ無産階級の爲めの政黨の如くであつたが、後には本質的には獨占資本の御用黨たることが暴露された。

何にしても大問題である。

産業組合の各機能の全面的展開は、遂にその本質を如何に守る可きやの中心問題に迄、突き入らしめた。若し極端に言へば本質が變はれば、夫れは、産業組合では無くなるのだ。即ち現下の異常なる勢は、産業組合運動を存続せしむべきか、之を廢止して何か他のものを替ゆ可きかの歴史的時期が此の一年であつた。來る可き一年は一層此の發展として、各種の動と反動とが表面化することであらう。

## 第二章 産業組合史

## 第一節 概 説

本年度産業組合の全面的活動を規制するために持たれた全國的諸會合は此處に收録せられたもののみでも、その數三十を越ゆる。年々反復さるゝ恒例的のもの、新に持たれたるもの、各様であるが、これ等の諸會合に於て討議決定せられたる諸事項は何れも産業組合運動の情勢を明確に反映してゐる。

本年度に於ける産業組合運動中の特徴的な事實としてわれわれは左の諸項を擧げることが出来る。

第一、産業組合擴充五ヶ年計畫がその第一年度を終り、第二年度に入つたこと。

第二、反産業組合運動が本年度初期に於て一應その頂點に達したること。

第三、反産運動並に一般、特に農村の情勢の反映として産業組合運動の中で政治問題が喧しくなつたこと。

第四、米穀問題が一年間繼續的に紛糾して産業組合界に諸問題を提供したこと。

第五、蠶絲業恐慌の再深化が産業組合界に問題を提供したと。

第六、一般金融界に於けると同様、産業組合金融に未曾有の餘裕金を生じ、これが問題化されたこと其他一般的に産業組合運動が急速に進捗したこと。

勿論問題を各種の角度から觀察することは必要であるが其は既に第一章に盡されたところである。

扱て本年度産業組合界出頭第一の問題は産業組合擴充五ヶ年計畫がその第一年度を終り第二年度に入つたことである。

五ヶ年計畫第一年度の成績如何は今後の此の運動に對する目安ともなるべく、又初年度の業績に對しては一般的に最初の經驗として期待されざるを得なかつた。而してその結果は第一章に於て示された如く、大體に於て成功的數字を收めた。このことは組合運動の進展に對して少なからぬ自信を與へたのであるが、然しそれは必ずしも第二年度計畫達成の可能を約束するも

のとは言ひ得ない。勿論社會の一般情勢は更に産業組合運動の進展に拍車を與へては居り、組合側の熱意も漸く熟した所であるが、第二年度計畫は數量的に云つて第一年度の三倍であり、過去一ケ年の經驗はこの數量的達成の相當難事業たることを教へたのである。その故に本年前半期に於ける諸會合に於ては常に第一年度の體験を基礎として、第二年度の計畫を如何にして達成すべきかが討議の一中心題目をなした。そしてこれが具體的方針を最初に決定したものは一月二十三日開催せられた第四十三回支會役員及主事協議會である。即ち此の協議會には中央會より「産業組合擴充五ヶ年計畫第一年度ノ成績及第二年度計畫遂行ニ關スル報告並協議」が問題として提出され熱心に討議された。本會議は此の年度内に於ける産業組合運動の指導方針の大綱を決定するものなるが故に、此の提出問題は重視されなければならぬ。その後には於ける諸會合は何れも五ヶ年計畫遂行に關する問題を取り上げ、四月下旬鳥取市に於て開催せられた第三十回全國産業組合大會に於ても中央會提出問題として現はれた。

諸會合に於ける協議の結論は大體に於て其の軌を一にしてあるが、此の問題に關する斷案の集大成ともいふべき全國大會の決議の内容を茲に抄録すれば次の通りである。

即第一には「庶民經濟確立の基礎條件たる左記事項の達成に主力を集中すること」として、五ヶ年計畫の基礎的條件たる組

合の新設、組合員の擴大、購販事業の強化、系統的活動の強化を更に繰り返し、此の原則の強調と共に、これを實現するために實際的な活動方針が規定されたのである。この新方針の決定こそ第二年度に於ける五ヶ年計畫運動の新局面であつて、その方向は、(イ)既定計畫の檢討修正と、(ロ)これに基いて原則達成のために採るべき實行方法の指摘に分れる。そして此の(ロ)の部面に於て既存の諸協同組織の産業組合化が全般的に主張せられたことは注目すべきであらう。詳細は別項に明かなるが故にこゝに畧する。

五ヶ年計畫と相並んで(又それと相關的に)本年度前半に於ける産業組合界の大問題は反産業組合運動の顯現であつた。反産運動が昭和八年に於て隆昌を示した経過とその社會經濟的基礎に就いては既に論究が充分なされたからこゝに略されて良い。只此處ではこの運動は所謂商權擁護聯盟の結成によつて著しく社會的に現はれ、昭和八年十一月廿四日帝國議會を對象として日比谷に開催せられた全日本商權擁護聯盟大會を以て、その頂點に達したことを述べれば足りる。此の東京に於ける大會の前には全國數十の大都會に於て地方的な大會が持たれ、反産の氣勢が擧げられたのである。

此の運動の將來の發展性に就いては大體の見通しが可能であつたから、之に對する産業組合側の態度は比較的冷靜、且つ批判的であつた。然し、これは決して黙視さるべきものではなく

萬一に備へる基礎工作は當然必要であつた。諸會合に於て常に又反産運動に對する考慮が拂はれたことは當然であらう。即ち第一回産青聯全國大會に於ても、全國消費組合協議會に於ても其の後に於ける凡ゆる一般的會合に於て反産運動に對する對策が討議された。そして一月廿三、四日に開催せられたる支會役員及主事協議會は遂に反産運動に對する産業組合側の具體的方針を決定するに至つた。これによつて示された産業組合側の態度は終局に於ては産業組合運動の擴充、これに對する民衆の理解の深化によつて、運動自身を強化することに第一の重點が置かれた。

然し反産業組合運動が商權擁護聯盟運動を中心として政治的性質を帯び、政治的手段によつて産業組合助長政策を轉回せしめんとする努力をなす限り、産業組合側も政治的にこれに對抗することを餘儀なくされる。われ／＼は反産業組合運動が急速に産業組合運動に於ける政治問題の關係を表面化したことをこゝに述べて置かなければならない。即ち先づ前記の支會役員及主事協議會に於ける反産運動對策の中には此の事實を裏書きする多くの項目が含まれてゐる。例へば「道府縣會、市町村會に於ける産業組合に對する政治動向に注目し、積極的に對策を講ずること」「兩院議員、道府縣會議員等に對し産業組合の理解を深からしむる様常時努力すると共に産業組合に理解なきものは之を支持せざること」「兩院議員、道府縣會議員、市町村會

議員其の他諸團體の役員の選出に當りては産業組合に理解を有するものを選出する様機運の醸成に努むること」等が、それである。

以上五ヶ年計畫遂行の熱意と、反産運動へ對する反撥とは農村の相次ぐ窮迫と並んで從來の恒例的諸會合の外に、劇期的な重視さるべき、諸會合を持たしめた。先づ新らしき産業組合運動の前衛部隊として産業組合青年聯盟が八年十月十五、六兩日第一回の全國大會を開催するに至つた。これは舊き産業組合の動脈硬化を緩和し、新たななる社會的要求に應じて産業組合の、理想的、急速な發達に寄與すべく、従つてこの會議に於ては熱心に産業組合運動の政治的、社會的關係が討論された。これと共に一月廿五、六兩日第一回全國産業組合長會議が開催せられた。此の會議の題目は五ヶ年計畫遂行の件、反産運動對策の件二つであつた。これによつて、如何に眞摯に此の二大問題が産業組合界に於て考慮されたか、理解されると共に、從來の氣勢を擧げるための「大會」と共に實質的な組合長の協議がなされたことに就いて、組合運動進展の現段階が明かとなる筈である。

全國産業組合長會議と相並んで注目さるべきものは、全國農村産業組合協會の結成とその第一回總會の開催である。此の會合は全國産業組合長會議に引つゞき一月廿六日開催せられたもので、協會設立の趣意書は「農村産業組合運動は農業者に依つて

農村経済の自主的統制を目標とするのであつて、同志諸君の熱心なる努力によりて最近に至り相當進展を見たのであるが、現在の社会情勢は更に一層力強い運動を必要とするのである、我々は茲に全國農村産業組合を組織して農村産業組合運動を擴大しこれを強化するために全力を傾注することゝしたいのである」と稱してゐる。そして第一回總會に於てなされた宣言決議は實に反産運動に對する對策であつた。全國産業組合長會議は五ヶ年計畫に織り込まれた事業の一つであるが、此の時機に於てこの會合が持たれたことは意味深く、更に農村産業組合協會の如き一種の拘束なき、農村産業組合の團結がなされたといふことは、産業組合運動に於ける劃期的の事實である。

農村産業組合に一種の政治的活動を要求した所の直接重大原因は前記の如く反産運動並に五ヶ年計畫實現の熱意であるが、それと共に農村問題が益々深刻性を加へ、之が對策の擔當者として産業組合の地位が漸く重要性を加へ來つたことにもよる。

されば、従来の産業組合に於ける諸會議と異り、全國産業組合長會議に於ても、全農協會議に於ても農村問題一般に就いて政府に對する要望がなされた。

次に産業組合運動に直接重大な關係を與へた問題は米穀問題であつた。昭和八年度は米は未曾有の豊作であり、放任さるゝならば米價の極度に下落するであらうことは一般常識であつた。米穀統制法の實施とこの客觀的情勢を背景として、昭和八年十

一月及び、昭和九年十月に開催せられたる農業倉庫協議會に於ては米穀統制下に於ける販賣組合並に農業倉庫の活動方針が重要題目となつた。殊に米穀法實施一ヶ年の經驗の後に持たれた九年十月の農倉協議會に於ては極めて明確にその點が反映せられた。

即ち昭和八年度産米の出來秋に於ては、打ちつゞく農業恐慌のために窮迫のドン底にあつた農民は一刻も早く換金の必要に迫られて居たことゝ、他方豊作による値下りに對して米穀統制法が果して完全に米價維持の作用をなし得るや否やに就いて不安を残した——これは過去に於ける米穀政策に對する不信の産物である——ために、出來秋に於て農民の政府に對する賣渡米は殺到し、買上手續の不完全な關係から、統制法の活躍にも拘はらず、出來秋に於て農民の多數は公定最低價格以下を以て手離さなければならぬ事態に立至つた。然るに米穀統制法並にその補強工作としての榷貯藏政策によつて、浮動米の殆んど全部が確保されたゝめに、有ガスレ問題、飯米飢饉の問題を惹起し米穀統制法の持つ幾多の矛盾を曝露した。殊に本年は全國各地に風水害、旱害、冷害等があつて、近來稀れな凶作が豫想されたゝめに、米價は一層騰貴して、時に最高價格を突破し、最高値による拂下げをすら實現した。於是昭和九年十月に持たれた全國農業倉庫協議會に於ては此の體驗を基礎として、産業組合の米穀對策が取り上げられた。そして産業組合自體としては所

謂「調節米」制度を採り、出來秋に於ける浮動米を産業組合、農産倉庫の手に於て一括し、一般に米價の急落を防ぐと共に、此の機會に投資の餘儀なくさるゝ貧農の地位を擁護せんとした。これは米穀統制法と相呼應するものとは謂へ、一つの重大な決議であると稱して差支へない。

猶米穀問題に關しては政府に於ても統制法其物の改正並にその補充政策の必要を認め、米穀對策調査會を組織し、對策研究中なるがため、これに對して希望が述べられたことは勿論であるが、調査會の一部に於て、米穀統制のために産業組合以外の新たな團體によつて米穀販賣統制をなさしむべしとの意見があり、米穀對策調査會に提出せられたる參考諸案の中にもこれを認めたるを以て、産業組合側に於ては米穀の自治的統制を産業組合の手によりてなさしむべきであるとの意見が強く、全國農産倉庫協議會に於ても特にその點に就いての決議がなされ、全農協理事會に於ても明瞭にその見解を發表した。

次に蠶絲業問題。昭和八年春季に於て若干の好調を示した蠶絲業界は、前年度末から本年度初期にかけて恐慌の再深化を來たし、春蠶出廻期に於ては絲價五百圓臺割れ、繭價二十掛見當を示し、蠶絲業界を擧げて騒然たる事態を示した。取りわけ、静岡縣沼津に於ける初詣市場に於て、經營上の問題から、取引休止問題が突發したため、出鼻に於て蠶絲界の神經を痛く刺激し、喧嘩を極めた。殊に沼津市場は産業組合組織による静岡縣

繭絲販賣組合の經營にかゝり、且つ縣信聯と重大な金融關係を持つてゐたために、これは産業組合界に於ても亦問題とならざるを得なかつた。

蠶絲業特に養蠶農家の窮迫と、此の繭市場問題の動向とは、産業組合に對して、更めて蠶繭處理問題に進出すべき必要を痛感せしめた。勿論産業組合に於ける蠶絲對策の理想は組合製絲に存するが、現實の問題として、産業組合組織によりて經營されつゝある繭市場、共同乾繭倉庫の問題、一般農家の繭販賣に對して産業組合が更に一步を進むべき必要があり、そのことは又組合製絲發展の契機ともなり得る。於是九年、九月廿一日蠶絲業對策協議會が開催され、蠶繭の處理全般に就いて、産業組合としての進路を確定した。

以上の外諸會合は産業組合内部及び一般の情勢を種々な方面に於て反映してゐる。例へばインフレーション政策の結果として一般金融事情は明かに産業組合界にも現はれ、産業組合全系統機關を通じて所謂「餘裕金」の問題を生じ、各種の會合に於てこれが運用上の諸問題が議題に供せられた。又産業組合に於ける各種事業の進展に應じ、これが全國的な統制を計るべき諸問題が協議に上つた。木炭雞卵等に就いて、一方全國的な協議會が開催されると共に、他方全販聯に於てこれを取扱を開始するべき總會の決議が行はれたことなど。又柑橘の販賣に就いては遂に大日本柑橘販賣組合聯合會の結成を見、本年に於ては

差し當り北米合衆國並加奈陀に對する輸出事業を開始するの運びとなつた。

更に消費組合の部面に於ては恐慌の進展と共に益々窮迫する動勞大衆の生活を掩護する任務が重大化しつゝあるに拘はらず消費組合自體は、大衆の生活の困難と共に一層その經營の困難を増し來つたがために、その全系列の再組織が一般に問題とせられた。第三回全國消費組合協議會に於て聯合運動の問題が提出されたことなどその一つである。

猶産業組合運動の進展、各機關の事業量の増加に従つて、産業組合全系統の組織の問題が日程に上つたことも注目しなればならぬ。既に中央に於ては各全國機關によつて中央聯絡委員會が結成され、これに附隨して事務上の聯絡機關も存するが、

## 第二節 諸 會 合

### 一、第一回産業組合青年聯盟全國大會

第一回産業組合青年聯盟全國大會は十月十五、十六の兩日東京市赤坂溜池三會堂に於て開催せられた。出席者三百六十名に達し左記問題を協議した。

#### 甲、産業組合青年聯盟全國聯合提出問題

産業組合青年聯盟の任務と其の使命は次の如く決議せられた

第四十四回支會役員及主事協議會に於ては「産業組合指導系統機關の充實を圖り、且之と事業系統機關との聯絡を密接ならしむる方策」が協議せられた。

最後に産業組合運動の急激なる發達、その社會的重要性の加重は一面一般に産業組合に對する社會的興味を喚起し、産業組合研究熱をあふつたが、此の傾向は遂に九年六月廿一日宇都宮に於ける産業組合問題研究にまで發展し、全國に於ける産業組合研究家の會合が行はれたこと、及び四月廿四日全國産業組合大會の開催を機として始めて植民地を網羅した「全日本産業組合協議會」が開催されたことを特記して置く。日本の産業組合運動も遂にこゝまで發展したかといふ感を改めて深くするのである。

#### 産業組合の任務と其使命に關する決議

資本主義は人間を完全に私權の主體たらしめて一切の經濟的制約から解放することに由つて社會全體の利益を紊めんとする制度であつた。それは其の發生の初期に於ては、社會の發展と人類の福祉に對し、幾多の顯著なる功績を齎した。併し資本主義社會の合言葉たる自由と平等は既にそれ自身全く對立的な要素を内容とせる二つの命題である。それは實質的に矛盾せる事

實を形式的制度を以て維持せんとする資本主義の基本的構みを内在してゐる。資本主義社會に於ける個人主義的自由競争は平等を否定して、やがて獨占の過程に於ては資本の大部分は少數資本家の掌中に歸し、その利潤追求の目的の爲めに夥しき民衆が窮乏と貧苦に憫まねばならなかつた。殊に資本主義が高度に發展するに従つてそれが農業を壓迫し、工業品價格と農産物價格の差、即ち缺狀價格差の増大は否定することの出來ぬ事實であると云はねばならぬ。

こゝに於て都市消費者、農業者が自らを結成して資本主義の壓迫より防衛し、その桎梏より解放せんとする運動が必然的に發生するに至つた。産業組合は實にこの目的の爲に生じた民衆の自主的運動である。殊に我國の農業は二町歩以下を耕作する小農が農家總戸數の九割強を占めてゐる細小農業經營であつて、この特殊性が我が國の産業組合をして農村を中心とせしむるに至つたのである。従つて農村も亦産業組合に依存するに非ずんば自立なし得ざるの現狀に立至つてゐるのである。これこそ我國の産業組合の特徴として明確に認識せねばならぬ重要事である。この故に産業組合運動は資本主義の弊害の消極的是正の態度から、更に一步を進めて新經濟建設の使命を自覺し經濟的に政治的に精神的に獨立したる鞏固なる農村を組織して新興日本の建設に參與するの地位につかねばならぬ。

産業組合運動が眞に社會運動としての價值を有してゐるのは

其の中に資本主義經濟に對立する理想を有ち、客觀化した原理が或は組織の上に或は經營の指針として具體化してゐるからに他ならぬ。

産業組合青年聯盟は産業組合をしてこの理想に到達せしむることを使命とせねばならぬ、併し資本主義社會に於てそれと對立せる理想をもつことは、それが如何なるものであつても一應の政治的、經濟的壓迫を蒙らざるを得ない。青年聯盟は組合運動の先頭部隊としてあらゆる障害を合理的に解決し、除去せねばならぬ。内部的には自主的運動の一面の缺陷として無統制に陥り、組織の硬化を招き易きことであるが青年聯盟は自身の組織を以つて組合をして嚴然たる統制を保たしめ、常に自由にして中小産者大衆を不斷に吸収する用意あらしめねばならぬ。

今や産業組合青年聯盟に重要な任務が課せられてゐる、産業組合が叙上の政治的經濟的及び内部組織に付、今程困難な時期に遭遇したことはなかつた。反産業組合運動に付いては事、政治上、國家政策上の問題に關する故青年聯盟は特に重要な態度を持し盡に血氣にはやり却つて反産運動に口實を與へるが如きことあつてはならぬ。青年聯盟としては一應相手側を度外視し産業組合主義の普及徹底に全力を致し職員、組合員の行動をして過なからしむるやう、力を盡すべきであらう。理論は實踐的經驗の集積である。實踐なき理論は一片の空想に過ぎず、青年聯盟は實踐可能な理論の確立に努めねばならぬ。實踐は理論

の尺度たるべきものである。故に理論は必ず實踐的にその證明を得ねばならぬ。實踐は直接に社會に利害を生ぜしめる故に特に慎重に考慮せねばならぬ。青年聯盟が特に現在に於て重要な意義を持つ所以のものは、現存の産業組合運動に青年のもつ特殊性、即ち純真性と創意性を與へともすれば行路難を啣ち勝な組合運動に不隨のエネルギーを與へ、運動を精神的に斷行せんとするにある。併し青年と云へども強固な組織なくしては、この美點を發揮することは出来ない、又青年と云へども多くの缺點を持つものである。缺點とは行動が思慮を伴はず熱情に委せて慎重を缺くことである。缺點を生かし缺點を除くは實に組織の力である。青年なるが故にこの美點と缺點を持つのであるがそれが一體の組織體として動き團體が常に自己の行動を批判することを忘れなければ個々の持つ缺點の克服は極めて容易であらう。その故に青年聯盟は統制と秩序の強化に意を用ひねばならぬ。こゝに於てか青年聯盟に於ける年齢を制限するの可否が問題となつてくる。青年聯盟はそれが青年の組織である故に原則として年齢は制限すべきであるし、今後青年聯盟の活動がその独自の活動領域を以て、自主化の傾向が強くなるに従つて當然年齢制限は内部的要求となつて来るであらう。併し現在青年聯盟が發生してから年若く、まだ全国的に未結成の地方が少くない。既に結成されてゐる地方に於ても組合經驗者の指導を俟つべきもの少しとしない。その故に機械的に年齢を劃一にす

ることは却つて運動の進展を阻害する所以でもある。暫く地方の特殊事情を考慮し自由な發展を促すべきである。  
本大會は産業組合青年聯盟の一般の方針と當面の諸問題を以上の如く決議する。

第一回産業組合青年聯盟全國大會

乙、産業組合青年聯盟提出問題

一、産業組合擴充五ヶ年計畫達成上ニ於ケル青年聯盟ノ任務ト其ノ使命

理由 産業組合擴充五ヶ年計畫樹立達成上ニ於ケル其ノ前衛部隊ナル青年聯盟ノ爲スベキ事項ニ付研究討論ノ上決議ヲ要望ス

群馬縣 南橋村南橋産業組合青年聯盟

決議 提案者缺席ニツキ審議セズ

二、農村經濟更生計畫遂行上盟友ノ探ルベキ態度方策如何

理由 農村經濟更生計畫ヲシテ所期ノ目的ヲ達成セシムルト否トハ農村ノ興亡ヲ左右スルモノトス而シテ之ガ實行ヲ容易ナラシメ以テ其ノ效果ヲ充分得シムルニハ現下農村疲弊ノ由來セル原因ガ實ニ内外經濟界ノ異常ナル不況ニ由ルルモノトシテ之ヲ察スル農村自體ノ組織統制上ノ缺陷ニ因ルモノナルコトヲ明カニシ農民ノ自醒自奮ト相俟ツテ特ニ之ニ參畫スベキ各種産業團體ガ其ノ本質ニ應ズル分野ニ於テ充分其ノ機能ヲ發揮シ相互ニ連絡協調ヲ圖リ苟モ其ノ間分野ヲ誤リ連絡ヲ缺キ之ガ爲ニ農民ヲシテ徒ラニ其ノ據ルベキトコロヲ迷ハシメ該計畫ノ根幹ヲナス農家ノ協力一致ヲ齎スガ如キコトノナキ様善處ノ要アルモノト認ム

**決議** 各道府産青聯ノ事例ヲ蒐集シ「ニュース」ニ掲載發表スルコト

**三、地方産業組合青年聯盟ノ組織擴大強化ニ関スル件**

**決議** 各道府産青聯ノ意見ヲ徵シ、之ヲ基礎トシテ全國聯合ニ於テ原案作成ノ上次回大會ニ揭示スルコト

**四、産業組合青年聯盟ノ效果ヲ達成セシムル方策如何**

**理由** 熱下意氣ニ燃ユル青年ニ對シテ如何ナル方策ヲ講ズ可キカ全國聯合及各府縣聯盟ヨリ具體的意見承リ度シ

群馬縣 富士見村富士見産業組合青年聯盟

**決議** 提案者ノ説明中希望條項トシテ經費ノ問題ガアツタガ之ハ現在ノトコロ實現至難デアル三ノ問題トモ關聯シ全國聯合ニ於テ案ヲ録ルコト

**五、産業組合ノ活動ヲ促進セシムル爲メ友ノ探ルベキ態度方策如何**

**理由** 農村經濟ノ救済更生上農村産業經濟ノ中樞機關トシテ活動スベキ産業組合ハ衆庶ノ要望ニ對シテ烈火ノ如キ決意ヲ以テ一齊ニ昭和八年ヲ第一年度トシテ産業組合運動ノ劃期的進展ノ基礎ヲ確立スル擴充五ヶ年計畫ノ遂行ニ全力ヲ盡シテ邁進シツツアル

現狀ニ鑑ミ之ガ達成上積極的ニ協力援助ノ要アルモノト認ム

山形縣産業組合青年聯盟

**決議** 次ノ如ク條正可決

農山漁村經濟更生上農山漁村産業經濟ノ中樞機關トシテ活動スベキ産業組合ハ衆庶ノ要望ニ對シテ烈火ノ如キ決意ヲ以テ一

齊ニ昭和八年ヲ第一年度トシテ産業組合運動ノ劃期的進展ノ基礎ヲ確立スル擴充五ヶ年計畫ノ遂行ニ全力ヲ盡クシテ邁進シツツアル

現狀ニ鑑ミ産業組合青年聯盟ハ之ガ達成上積極的ニ協力援助ノ要アルモノト認ム

**六、反産業組合運動ニ對スル青年聯盟ノ態度**

**理由** 近時動モスレバ商人間ニ反産業組合運動起リツツアリ我等ハ此ノ資本主義的機構ノ排除ト産業組合ノ堅實ナル發達ヲ促サザルベカラズ、茲ニ於テ我等産青聯ハ如何ナル態度及如何ナル對抗法ヲ講ズベキヤ御討議アリタシ

愛媛縣 中筋村産業組合青年聯盟

**七、反産業組合運動ニ對スル青年聯盟トシテノ對策**

**決議** 一括左ノ如ク可決  
東京府 丸ノ内産業組合青年聯盟

産業組合青年聯盟ハソノ組織ヲ擴大強化シ産業組合擴充五ヶ年計畫ノ完成ヲ積極的ニ之ヲ協力援助シテ産業組合運動ノ目的ヲ達シ反産業組合運動ヲ解消ス

**八、産青聯會員年齡制限ノ可否ニツイテ**

**理由** 産青聯ヲ眞實ニ青年ノモノトラシメル意味ニ於テ我が中央機關産聯ハ正會員タルベキモノノ年齡ヲ滿三十歳ニ制限セリ而モカカル年齡制限ノ問題ハ近時益々重要性ヲ増大シ、北海道岩手其他各地ニオイテ頗リニ取上ゲラレツツアリ、我が中央機關産青聯ハココニ鑑ミルトコロアリ、制限ニ贊スルモノノ立場ヨリ此ノ問題ヲ提出シ、全國大會出席ノ諸君ト共ニ討議シソコニ我等産青聯將來ノ指針ヲ獲得セントスルモノナリ

中央機關産業組合青年聯盟

九、産業組合青年聯盟構成ニ關スル件

イ、性別   ロ、年齢   ハ、地域

東京府   九ノ内産業組合青年聯盟

一〇、道府縣單位ノ産業組合青年聯盟ノ組織ハ支部制聯合制何レヲ採ルベキヤ

東京府   九ノ内産業組合青年聯盟

一一、産業組合ノ政治的活動ヲ爲スノ可否若シ可ナリトスレバソノ活動ノ方法如何

東京府   九ノ内産業組合青年聯盟

決議 本問題ハ各地方適應シタ方法ヲ探ルコト但シ態度ハ極メテ慎重ニ平和的、合法的ナルベシ

一二、産業組合青年聯盟ト地方青年團トノ聯絡提携方策如何

東京府   多摩産業組合青年聯盟

決議 産青聯ハ産組運動ノ前衛デアツテ既設ノ青年團ト異ナルコトハ大日本聯合青年團モ文部省モ認メテ居ルガ故ニ誤ラナイ様願ヒタイ

一三、全國聯合機關紙擴大強化ノ件

理由 産業組合運動ノ組織者教育者トシテ重大ナル任務ヲ持つ全國聯合機關紙ハ直チニ機關紙部ノ確立ト機關紙網ノ結成ニ依ツテ擴

大磯化サレナケレバナラナイ

岩手縣産業組合青年聯盟

決議 書記局ニ於テ方針ヲ極大ニ漸次擴大スル而シテ其ノ方法ヲ各道府縣聯盟ニ諮ルコト

一四、現今我國産業組合制度ノ短所ト其ノ對策

決議 提案者ヨリ撤回ス

一五、産業組合ヲ協同組合ト改稱シ其ノ事業ヲ擴張シ大々的ニ進出ヲ計ルノ件

東京府   九ノ内産業組合青年聯盟

決議 説明ノミニ止ル

以下審議未了

一六、産業組合研究所ノ設立要望ノ件

理由 一、産業組合ニヨル經濟組織ハ、今や數字ノ示ス如キ甚大ナモノトナツタ。然シ其ノ體制ガ大キクナレバナル程其ノ組織ニ對シテ一定ノ方向ヲ與ヘル事ハ重且ツ大ナル意義ヲ持つテ來ルノデアツテ、コノ方向決定ニ對シテ一ツノ根據ヲ與フル機關ハ是非共必要トセラレル。中央會ハ從來ソノ役割ヲ盡シテ來タガ産業組合運動ノ擴張ト共ニ今一層徹底的ナ理論的探究ガ必要トセラレルニ至リ此處ニ獨立ナ産業組合研究所ノ設立ガ要望セラレル

二、現在我國産業組合運動ニ於テハ博物館の機關ガ缺陸シテキ  
ル。資料ノ蒐集、コレ等ノ組織ノ分類、體系ツケ、斯クシテ副  
次的ニ大衆宣傳ノ大キナカトナリ得ルト信ズル

中央機關産業組合青年聯盟

一七、産業組合研究所設置ノ件

理由 日本資本主義體内ニ組成サレル我國産業組合運動ヲシテ將來  
一國經濟ノ組織體トシテ結成スル爲ニハ當面緊急ノ任務トシテ研  
究所ヲ中央ニ設置シ經濟界一般ノ正確ナル動向調査ニ依ル運動指  
針ノ研究ト理論體系確立ガ必要ナルニ依ル

岩手縣産業組合青年聯盟

一八、産業組合振興刷新時代ニ依ル青年教育振興會設置ノ件

理由 産業組合運動ハ今ヤ朝野ヲ舉ゲテ之ガ徹底ニ努メツツアリ全  
國的ノ聯合ノ系統機關モ揃ヒ實行ノ期ニ差迫レルモノナリト云フベ  
ク我等盟友ハ意ヲ深ク此處ニ留ムベキナリ、素ヨリ指導機關タル  
方面ニハ之ニ對スル施設アリト雖モ所謂天降式ニシテ到底吾人ハ  
満足スルコトヲ得ズ、盟友ノ同意ニ依ル振興會設置ヲ要望スル次  
第ナリ

愛媛縣 庄内村産業組合青年聯盟

一九、産業組合教育徹底ノ爲小學校及實業學校教科書ニ産業組合思想  
挿入方共筋ニ要望ノ件

理由 産業組合教化徹底ハ小學校及實業學校教育方針ニ重大ナル關  
係ヲ有スルヲ以テ其ノ具體化ノ一方針トシテ標記ノ件ノ實現ヲ要  
望スルモノデアル

岩手縣産業組合青年聯盟

二〇、産業組合青年聯盟ノ重要性ヲ組合役員ニ一層徹底セシムル方策  
如何

東京府 多摩産業組合青年聯盟

二一、府縣聯盟幹部協議會開催方ノ件

香川縣産業組合青年聯盟

二二、一道六縣產青聯々合會議開催提唱ノ件

理由 全國的聯合ノ完成ハ地方聯合ノ強化ニ依ツテ促進サルルヲ以  
テ地理的關係ニ置カルル各縣聯盟ノ會議ヲ開催シ未設置縣聯盟ノ  
設置ヲ促シ更ニ共有サレル地方的特殊問題ノ共同研究ト實行ニ資  
セントス

岩手縣産業組合青年聯盟

二三、東京府ノ特殊の狀勢ニ鑑ミ多摩産業組合青年聯盟ヲ道府縣聯盟  
ト同一資格ニ取扱ハレタシ

東京府 多摩産業組合青年聯盟

二四、滿洲國產青聯ト日本產青聯ト聯絡協調ノ件

理由 今ヤ世界經濟ノ解體ニ依ルブロック經濟確立ヘノ武裝の世界  
資本主義ノ再編成ハ必然ニ日滿ブロックノ一層緊密ナル連繫強化

ヲ必要トスルノ時我等産青聯ハ滿洲國青年聯盟トノ有機的連絡協  
調ヲ提唱シ以テ世界經濟ニ於ケル強力ナル一プロツク結成ノ徹底  
ヲ期セントスルニ依ル

岩手縣産業組合青年聯盟

二五、滿洲派遣軍慰問及滿洲産業視察ニ關スル件

理由 皇國日本ノ先陣起ツテ一線ニ在ル將士ヲ慰問シ一面將來皇國  
發展ヲ劃スベキ滿洲ノ視察ヲ行フニアリ

岡山縣産業組合青年聯盟

二六、産業組合カレンダー作製シ賞費ヲ以テ配布セララル様全國聯  
合ニ要望ノ件

東京府 多摩産業組合青年聯盟

二七、産青聯講習會講義要録、讀本、パンフレット、リーフレット配  
布方ノ件

香川縣産業組合青年聯盟

二八、産青聯ノ自主化ヲハカル方策如何

理由 産青聯ノ自主化ヲ圖ルコトハ其ノ發生理由並ニ目的ヨリシテ  
最も根本的ナ問題ナル之ガ實現ノ方策如何、又當面トノ程度迄  
其ノ自主化ガ可能ナリヤ各地方ノ狀勢ヲ承リ度シ、我々ハ自主化  
ヲ圖ルタメニハ會員年齢ノ制限機關ノ自主化、經費ノ自主化ヲ絶  
對ニ必要ト思料スル

中央機關産業組合青年聯盟

二九、産業組合ト農會ノ聯絡提携ニ關スル件

鳥取縣産業組合青年聯盟

三〇、全國的ニ統一セル産青聯國旗制定ノ件

佐賀縣産業組合青年聯盟

三一、漁村經濟更生上水産倉庫業法制定促進ニ關スル件

岩手縣産業組合青年聯盟

以上の如く三十一問題に達したが、時間の關係上十五問題以  
下は打切りとなつたが、さすがは青年聯盟大會らしく、第一日  
は第一問題に對して七時間を費した程であり、熱心とネバリ強  
さを以て終始した。

二、全國信用組合聯合會協會臨時總會

十月二十四日、東京、丸ノ内帝國農會ビル會議室に於て開催  
せられた。

全信聯協會提出問題としては

一、中央金庫業務代理契約書ニ關スル件

出席者提出問題は

一、信聯ヨリノ直接預ケ金ニ對スル利率引上ノ件

二、保證手数料増額ノ件

三、債務保證手数料ニ關スル件

四、特種資金貸付依件緩和ニ關スル件

五、産業組合中央会ニ對シ同支所又ハ出張所ヲ九州ニ至急設置方要望ノ件  
等であつた。

三、第三回全國消費組合協議會

第三回全國消費組合協議會は昭和八年十一月、八、九の兩日神戸市産業奨励館に於て開催せられた。出席者四十餘名にて、中央會よりは志立副會頭、矢作理事、千石主事、濱田主事等、出席した。

濱田主事より前回決議事項經過報告の後、我國の消費組合運動状態に關する報告がなされた。即昭和七年末に於ては前年に比較して組合數に於て二七の増加にて二〇〇組合、事業高に於ても賣却高に於て前年に比して、一二三萬圓の増加にて千八百四十一萬圓に達して居る。之等は世界經濟恐慌中にあるが、我國消費組合運動者の必死の努力を示して居るものであるが、尙改善すべき諸點として小組合の分立、經理の改善、及び自己資金の充實等が擧げられた。

報告後直ちに協議に入り、

一、現時ノ經濟狀勢ニ對シ消費組合經營上採リタル方策ニ關スル報告  
二、現時ノ狀勢ニ鑑ミ左記事項ニ對シ消費組合ノ採ルベキ方策

- 1、反産業組合運動對策ノ件
- 2、中央卸賣市場ノ單複制度ノ件

3、消費組合ノ聯合運動ノ件

一に對しては各出席者より夫々報告がなされ、二の1の問題に對しては次の如き中央會案が可決せられた。

『消費組合ニ對スル中小商業者ノ反對運動ハ今後一層激化スルノ恐レナシトセズ此ノ時ニ際シテ組合ハ尠迄モ組合精神ニ準據シ公正ナル態度ヲ持シテ邁進シ益々其ノ經營ヲ刷新シ組合員ノ結束ヲ堅クシテ組合ノ進展ヲ期スルト共ニ農村産業組合トノ聯絡ヲ密接ニシ邁進デ消費組合ノ聯合運動ヲ促進スルコトヲ要ス』

二の2の問題は中央會に於て再考と決定す。

二の3の問題は次の中央會案が満場一致可決せられた。

『消費組合ノ聯合運動ハ地方的並ニ全國的ニ其ノ必要ヲ認ムルモノナリト雖之ガ實現ヲ期スルコト容易ナラザルヲ以テ中央會ハ組合ト共ニ之ガ機運ヲ促進スルコトニ努ムベシ尙大都市ニ於テハ組合ノ合同ヲ實現スルコトヲ必要ト認ム』

出席者提出問題

一、産業組合法第二條第一項へ第三號追加ノ件

産業組合法第二條第一項改正ノ結果有限責任ノ組合トシテ存在シ得ルハ市街地信用組合(同項第一號)及市街地購買組合(同項第二號)ノミナリシヲ以テ市街地信用購買組合モ有限責任タリ得ル様同項第三號ヲ追加セラレシコトヲ建議スルノ件

決議

可

決

鹿兒島 信用購買組合共助會

二、現行産業組合法中左記事項改正方促進ノ件

- 1、經濟用品ヲ分陸シ消費組合ト改稱スルノ件

〇、購買組合ニ豫約加入ヲ認ムルノ件

東京府下市街地購買組合

決議 可 決

三、消費組合ニ准組合員制ヲ設クルノ件

静岡 下田消費購買組合

決議 提案者缺席ニツキ審議セズ

四、産業組合法ニ依ル許可手續簡易化ノ件

東京 購買組合共働社 購買組合向島共働社

決議 可 決

五、拂下米ニ關スル件

静岡 下田消費購買組合

決議 提案者缺席ニツキ審議セズ

六、各府縣産業組合聯合會ヲシテ凡テ全販聯ニ加入要望ノ件

東京 購買組合共働社 購買組合向島共働社

決議 可 決

七、砂糖其他生活必需品ニカカル消費税關減免ニ關スル件

静岡 下田消費購買組合

決議 可 決

八、消費組合ノ資金擴充ニ關スル件

東京 購買組合共働社 購買組合向島共働社

決議 提案者缺席ニツキ審議セズ

九、消費組合ノ資金擴充ニ關スル件

東京 購買組合共働社 購買組合向島共働社

決議 可 決

十、消費組合ノ資金擴充ニ關スル件

静岡 下田消費購買組合

決議 可 決

十一、消費組合ノ教育宣傳ニ關スル件

東京 購買組合共働社 購買組合向島共働社

決議 提案者缺席ニツキ審議セズ

次の如き中央會案が可決せられた。

『本問題ハ消費組合ノ信用状態ヲ増大スルコトニ努ムルト共ニ中央金庫及信用組合聯合會ニ於テモ出来得ル限り資金供給ノ便宜ヲ圖ルコトトナシ中央會及支會ニ於テハ之ニ付テ組合ト中金信聯側ニ對シテ適當ナル取扱ヲナスコト』

九、消費組合ノ固定設備ニ對シ政府及中央金庫ヨリ特ニ長期低利資金供給方要望ノ件

静岡 下田消費購買組合

決議 提案者缺席ニツキ審議セズ

一〇、中央金庫ノ役員中少クトモ半數以上ハ總代會ニ於テ所屬組合及聯合會ノ役員中ヨリ選出スル様法律改正方促進ノ件

東京府下市街地購買組合

決議 可 決

一一、消費組合ノ教育宣傳ニ關スル件

イ、産業組合圖書館ヲ設置シ(差當リ東京大阪等)コレニ資料商品見本ト産業組合クラブヲ併設スルノ件

ロ、講習會特ニ簿記珠算商品學ノ講座ヲ以テ其他教育宣傳組合視察等ノタメニ補助金ヲ交付スルノ件

静岡 下田消費購買組合

決議 提案者缺席ニツキ審議セズ

以上を以テ第三回全國消費組合協議會を終了し午後一時二十五分散會した。

四、全國消費組合協會第三回研究會

十一月八日兵庫縣住吉村濯購買組合に於て三十餘名出席の下に開催せられた。

研究事項として

- 1、現金制度ニツイテ
- 2、職員ノ待遇及訓練ニツイテ
- 3、組合員ノ訓練ニツイテ
- 4、仕入ニツイテ
- 仕入一般、共同仕入、生物仕入、特ニ成功セル仕入
- 5、精米所ニツイテ
- 6、賣上米收代金ト整理方法及時效ニツイテ
- 7、配給方法ニツイテ
- 以上 京濱幹事會提出
- 8、市街地ニ於ケル經濟用品ノミヲ取扱フ購買組合ノ機能ヲ一層發揮セシムル爲メ之ヲ消費組合ト改稱シ現行ノ規制及統制上ニ變改ヲ加フル件
- 9、各地ノ特産品ニツキ各種ノ資料ヲ調査シテ之ヲ互報シ希望ニヨリテ仕入方斡旋ノ件
- 10、本協會中樞部ニ於テ各季節毎ニ主要ナル需用品ノ趨勢ヲ調査シ其ノ價格ノ見込等ヲ通報スル件
- 11、産業組合狀ノ初項ヲ次ノ意味ニ改正セララルル様蓋議セラレ度シ

一、深山の奥の枳ひと

「市に往來の諸人も」

以上 關西支部提出

等が審議せられて午後五時閉會した。

五、第五回全國農業倉庫協議會

第五回全國農業倉庫協議會は十一月十五、十六の兩日東京市赤坂溜池三會堂に於て二百餘名の關係者出席の下に開催せられた。

中央會提出問題は  
現時ノ社會狀勢ニ鑑ミ農業倉庫ノ採ルべき方策

であつて次の如き決議を行つた。

決議

米穀問題ノ解決ハ我國國民生活上最重要ナル問題ニシテ且農村經濟更生ノ實行上缺クベカラザルコトニ屬ス。米穀統制法ハ十一月一日ヨリ其ノ實現ヲ見、茲ニ米穀政策ニ對スル農業者多年ノ要請ヲ相當實施シ得タルハ喜ブべきコトナルモ現下ノ狀勢ニ鑑ミレバ米價ハ最低價格ニ釘着セラレントスルノ趨勢ニアルヲ以テ政府ノ施設ノミニ期待スルハ萬全ノ策ナリト謂フヲ得ズ。此際産業組合擴充五ヶ年計表ノ徹底的進行ニ依リ全國農業者ノ自衛自勵ヲ促シ特ニ米穀ノ自主的販賣統制ニ就テハ其ノ確立強化ヲ急速ニ實現スルノ要ヲ痛感スルヤ切ナルモノアリ  
依テ全國農業倉庫業者ハ協力一致左記事項ノ遂行ヲ以テ米穀問題ノ解決ニ邁進センコトヲ期ス

記

- 一、其ノ人件費、事業費、設備費等ニ對シ多額ノ助成金ヲ交付セラレタキコト
- 二、農業倉庫建設助成金ヲ増額シテ農業倉庫ノ普及ヲ圖ルト共ニ貯藏及販賣資金ヲ一層低利、潤澤ニ供給セラレタキコト
- 三、朝鮮、臺灣米ノ移入及生産ニ對シ、根本的方策ヲ講ゼラレタキコト
- 四、最低價格ノ公定スルニ當リ、生産費ハ全國農業者ノ大多數ヲ代表スル普通技能ノ農業者ノ生産費ヲ採用スルト共ニ、其ノ算定ニ當リ勞賃、資本利子、運賃等ニ付キ一層合理的ナル方法ニ據ラレタキコト
- 五、米穀検査ノ統一ヲ圖ル爲メ速ニ國營検査ヲ實施セラレタキコト
- 六、國費ヲ以テ、中央及地方ニ農業倉庫ノ指導監督施設ヲ充實セラレタキコト
- 七、農業倉庫方租貯藏ヲ爲ス場合ニ於テハ特別ノ便宜ヲ計ラレタキコト
- 八、陸海軍、鐵道其ノ他官廳關係ノ購入米ハ全販聯ヨリ一手納入ヲナシサシメラレタキコト
- 九、内地ノ米穀取引所ニ於ケル朝鮮、臺灣米建ノ採用ヲ絕對ニ禁止セラレタキコト

出席者提出問題

- 一、米穀統制法ノ實施ニ伴ヒ農業倉庫經營上特ニ施設スベキ事項
- 二、政府ニ於テ米穀ノ買上又ハ賣渡ヲ爲ス場合ハ各道府縣ニ於テ受渡

シテラルル様要望ノ件

決議 可 決

- 三、穀物検査國營促進ノ件
  - 四、米麥ノ共同計算ニ依ル平均賣割ヲ採ルコト
  - 五、米穀ノ平均販賣ニ關シ適切ナル方法ヲ承り度シ
  - 六、全國米穀販賣購買組合聯合會ノ事業促進ヲ爲メ相當助成方其ノ筋ニ要望ノ件
  - 七、非常時農村匡救ノ爲徹底的ニ農産物ノ貯藏並ニ販賣統制施設ヲ急シテ實施スルノ件
  - 八、吾人ハ米穀統制法ノ實施ニ伴ヒ今後米價ヲ公定最低價格以上相當程度ニ維持スルコトニ努メザルベカラズ之ヲ實行方法如何
  - 九、農業倉庫建設補助金増額ヲ政府ニ請願ノ件
  - 一〇、農業倉庫保管物品ノ範圍ヲ擴張セラルル様法ノ改正方要望ノ件
- 決議 次ノ如ク修正可決
- 農業倉庫法第一條第一項ノ保管物品ノ範圍ヲ擴張セラルル様法ノ改正要望ノ件
- 決議 一、三、四、六、七、八、九、中央會提出
- 問題へ包括シテ一括可決
- 尙閉會後總理及大藏、農林、陸軍、海軍、鐵道の各省に陳情した。

六、第四十三回支會役員及主事協議會

一月二十三、四の兩日東京市丸の内中金ビル五階講堂に於て

開催せられた。五ヶ年計畫も第一年度を終り、その成績は各方面より多大の期待を懸けられてゐた。

中央審提出問題としては

一、産業組合擴充五ヶ年計畫第一年度ノ成績及第二年度計畫遂行ニ關スル報告並協議

下、各支會より報告あり、大體に於て第一年度は豫期の成績を擧げる事を得た。

尙第一年度計畫に付て左の如き實行方針が決議せられた。

産業組合擴充五ヶ年計畫第二年度計畫實行方針

産業組合擴充五ヶ年計畫ハ社會ノ多大ナル注目ノ下ニ五百萬組員ノ異常ナル緊張力裡ニ第一年度ヲ終リタリ

第一年度ニ於ケル我國ノ社會狀勢ヲ顧レバ、國際關係ハ益々複雑多岐ヲ極メ國內的ニモ亦未曾有ノ困難ナル諸問題ヲ惹起シタリ。政府ノ諸政策ニ依リ一部産業ノ活況並貿易ノ増進ヲ來シ又時局巨甚事業ニ依リ農村經濟ノ緩和ヲ齎ラシタルガ如キ觀ヲ呈シタリト雖、庶民大眾ノ窮迫セル産業經濟ヲ好轉セシムルニ至ラズ、産業組合ハ此ノ大眾生活ノ困難ト闘ヒ又無理解ナル反産業組合運動ヲ排除シツツ第一年度計畫ノ達成ニ努力シ路種ノ事項ニ付テ相當ノ成績ヲ收メ特ニ未設置町村ノ組合設立、四種亦業ノ雜質化、組織ノ變質、肥料米穀ノ取扱、系統機關ノ利用等ニ於テ成功的数字ヲ示スベキ豫想ヲ得タルハ頗ル喜バシキコトナリトス



- 第三年度ニ於ケル強力ナル活動ナクシテハ、全計畫ノ達成ヲ期待スルヲ得ザルコトナリ。依テ第二年度ニ於テハ五百萬組合員並産業組合全系統ノ強固ナル結束ト熾烈ナル熱意ヲ以テ之ガ實行ニ當ルコトヲ要ス第二年度計畫ノ遂行ニ付テハ特ニ左記方針ノ實行ヲ期ス
- 一、庶民經濟確立ノ基礎的條件タル左記事項ノ達成ニ特ニ主力ヲ集中シテ之ガ達成ニ努ムルコト
- 1、未設置町村ニ於ケル産業組合ノ設立
- 2、組合員特ニ農業者タル組合員ノ増大
- 3、購買販賣事業ノ積極的開始並活動促進
- 4、肥料、米、小麥、生絲ノ統制
- 5、全國的並地方的聯合機關ノ絕對的利用
- 二、計畫ノ周到完備ヲ期スルタメ左記事項ヲ實行スルコト
- 1、經濟狀勢ノ進展ニ應ジ第二年度計畫ニ對シ適當ナル變更ヲ行フコト
- 2、支會、部會ハ組合計畫ノ檢討ヲ爲シ必要ナルモノニ對シテハ計畫ノ修正ヲ爲サシムルコト
- 3、未ダ計畫ヲ樹立セザル組合ニ對シテハ支會、部會ニ於テ本年三月末日迄ニ之ガ樹立ヲ爲サシムルコト
- 三、計畫達成促進ニ關シテハ地方事情ニ應ジ適切ナル方法ヲ講ズベキモ特ニ左記事項ニ付テハ留意ヲ爲スコト
- 1、支會、部會及組合ハ各自ノ區域ヲ以テ協議會ヲ開キ、第一年度成績ヲ批判シ第二年度ノ方針ヲ決定スルコト
- 2、計畫實行指導機關タル支會、部會ノ充實ヲナスト共ニ特ニ部會ニ專任職員ナキ場合ハ急速ニ之ガ設置ヲナスコト

第二年度ニ於テハ三割、第三年度ニ於テハ四割ヲ實行スルモノナルヲ以テ第二、

3、全國的並地方的事業聯合機關ハ支會、部會ノ活動促進ニ關シ計畫的ニ相當ノ財政的援助ヲナスコト

4、組合ニ於テハ五ヶ年計畫ノ意義ト之ガ達成ノ必要ヲ組合員ニ徹底セシムル方法ヲ講ズルコト

5、支會ニ於テハ適當ナル組合ヲ選定シ五ヶ年計畫特別指定組合ヲ設置シ其ノ地方ノ組合ノ標準ヲラシムルコト

四、計畫進度報告ノ敏捷且ツ完全ヲ期スルコトハ、次年度方針制定ト計畫達成ノタメノ必須的條件ナルヲ以テ各組合並聯合機關ハ之ニ對シテ可能ナル限りノ努力ヲ爲スコト

二、反産業組合運動對策ニ關スル件

一、反産業組合運動對策ニ關スル決議

最近一部ノ中小商工業者ハ反産業組合運動ヲ起シ産業組合ノ進出ヲ以テ中小商工業者ヲ脅威壓迫ヲ爲スモノトシ産業組合ノ異常ナル進出ヲ政府ノ適當ナル保護助長ノ特典ニ依ル結果ナリト稱シテ之ガ撤廢ヲ要求ス然レ共中小商工業者窮迫ノ原因ヲ産業組合ニ轉嫁セントスルガ如キハ現代社會ノ經濟組織ト其ノ動向ニ對スル認識ヲ缺クモノニシテ彼等ヲ壓迫スル大ナル原因ハ寧ロ他ニ存スベク之等ニ向ツテ一層視野ヲ擴大セシコトヲ吾人ハ警告スルモノナリ

我國ノ庶民大衆ハ累年ノ深刻ナル經濟不況下ニ置カレ生活ノ窮迫其ノ極ニ達スル現狀ニ於テ自ラノ生活擁護ノ爲産業組合の奨励ヲ實ニスルコトニ邁進スルニ至レルモノニシテ此ノ窮迫セル大衆ニ對シ政府ノ何等カノ形式ニ依リ社會政策的意義ニ於ケル助長政策ヲ講ズルノ必要ナルコトハ論ヲ俟タズ

今や我國ハ複雜多岐ナル國際關係ノ渦中ニ在リ、國內問題モ亦未曾有

ノ困難ヲ極メ之ガ解決ノ爲ニハ朝野ヲ擧ゲテ憂慮努力スル所ニシテ舉國

一致困難ニ當ルベキモノナリト信ズ、依テ庶民大衆ハ將來共ニ産業組合組織ヲ通ジ益々生活ノ安定向上ヲ圖リ以テ國家ノ中堅ヲラント欲スルモノニシテ斯ル正當ナル自主的經濟運動ニ對スル凡ニル妨害ハ之ヲ徹底的

ニ排除セントコトヲ期シ左記事項ヲ實行ニ努ムルモノトス

一、反産業組合運動對策ノ根本目標ヲ左記ニ置キ其ノ貫徹ヲ期スルコト

1、産業組合擴充五ヶ年計畫ノ徹底的遂行

2、都市及農村ニ於ケル庶民大衆ノ提携連絡ノ促進

3、産業組合ニ對スル國家ノ保護助長政策ノ擴充

4、産業組合課税ノ反對

二、支會ハ支會及聯合會ノ役員(必要アレバ組合役員)中ヨリ選任シタル委員ヲ以テ反産業組合運動對策委員會ヲ組織シ之ト共ニ左記事項ヲ實行スルコト

1、常ニ反産業組合運動ヲ調査シ、其ノ動向ニ注意シ之ニ對スル一般方策ヲ樹立スルト共ニ臨機ノ處置ヲ講ズルコト

2、上記ノ對策ハ即時組合當事者ニ周知セシメ、機宜ヲ失セザル措置ヲ採ラシムルコト

3、道府縣會、市町村會ニ於ケル産業組合ニ對スル政治的動向ニ注目シ、積極的對策ヲ講ズルコト

4、兩院議員、道府縣會議員等ニ對シ産業組合ノ理解ヲ深カラシムル機常時努力スルト共ニ産業組合ニ理解ナキ者ハ之ヲ支持セザルコト

5、都市産業組合ノ役員並組合員大衆ヲシテ産業組合精神ニ基キ、反産業組合運動ノ排除ニ努力セシムルコト

6、反産業組合運動對策ノ爲メノ左ノ運動方法ヲ時視ヲ失セズ最モ敏

果的ニ行フコト

イ、大會、協議會ノ開催

ロ、建議、陳情

ハ、各種印刷物ノ配布

ニ、一般新聞雜誌ニ依ル宣傳

三、組合ハソノ區域内ニ於ケル反産業組合運動ノ動向ニ絶ヘズ留意シ之

ニ對スル一般方策ヲ考究スルノ外左記事項ヲ實行スルコト

1、組合員並一般大衆ニ對シ組合精神ヲ充分理解セシメ、且組合員ヲ

シテ固キ團結ヲ爲サシムル様適切ナル方法ヲ講ズルコト

2、組合ノ經濟ハ尙迄公正ヲ旨トシ、内容ノ整備充實ニ努ムルト共ニ

此ノ際一層系統機關ノ利用ニ邁進スルコト

3、兩院議員、道府縣會議員、市町村會議員其ノ他諸團體ノ役員ノ選

出ニ當リテハ産業組合ニ理解ヲ有スル者ヲ選出スル様機運ノ醸成ニ

努ムルコト

4、産業組合ニ反對スル者ニ對シテモ之ヲ啓蒙スルコトニ努ムルコト

四、全国的及地方的各種系統機關並組合ハ産業組合青年聯盟並婦人會ト

充分連絡提携シ、反産業組合運動排除ノ爲ニ積極的行動ヲ採ラシムル

コト

五、産業組合中央會ハ常ニ反産業組合運動ノ全国的動靜ニ對シテ注目ヲ

爲シ全国的ノ聯合機關並諸協會ト連絡提携シテ反産業組合運動ニ對シ

時機ヲ失ハザル様對策ヲ講ズルコト

第二日は中央會提出打合せ事項を協議した。

支會提出問題としては

一、各支會ノ普及事業設置主事ニ對スル停給旅費ハ全額ヲ中央會給與ニ改ムルノ件

決議 中央會ニテ研究

二、産業組合普及主事設置ニ對スル助成金ハ昭和十年年度以後モ引續キ支

附セラルル様其ノ筋ニ要望ノ件

決議 中央會ニテ研究

三、支會ニ於テ組合ノ實地指導ヲ行フ職員ヲ設置シタル場合其ノ停給旅

費ニ對シ國庫ヨリ助成金ヲ交付セラルル様要望ノ件

追加問題一、産業組合擴充五ヶ年計畫實行促進ノタメ中央機關ノ寄附金

ヲ爾後數年繼續且増額方ヲ要望スルノ件

四、時局ト産業組合擴充事業ノ重大性ニ鑑ミ中央關係諸機關ヨリ地方支

會ニ對シテ一層多額ノ寄附金ヲ交付セラルル様要望ノ件

五、産業組合擴充五ヶ年計畫實行ニ關スル全國中央機關寄附金増額方要

望ノ件

六、産業組合現況報告ト産業組合擴充五ヶ年計畫概況調査報告トノ統一

ヲ要望ノ件

七、農村經濟更生計畫樹立後ノ農村金融指導方針ニ關スル件

八、米穀統制法ニ依ル米穀買上ゲハ生産者團體タル農會、産業組合ヲ優

先のニ取扱者タラシメンコトヲ要望スルノ件

以上一括して次の如き案を可決した

米穀統制法目的達成ノ爲全國米穀販賣買組聯合會助成方要望ノ件

米穀統制法ニヨル最低公定價格ヲ維持シ其ノ運用ヲ全カラシメンニハ

強力ナル自治的統制ノ制度ヲ併用スルノ必要アリ租貯蔵ノ計畫ハモトヨ

リ可ナリトスルモ之ヲ以テ足レリトスル能ハザルノ狀勢ニアリテ依テ取

— 史 合 組 業 産 一

府ハ宜シク全國米穀販賣購買組合聯合會ノ機能擴充ノタメ必要ナル助成ヲナシ米穀統制法ノ目的達成ニ努メラレンコトヲ望ム  
九、米穀年度末日マデ貯藏シタル米ノ處理ニ關シ政府ハ速カニ其ノ方針ヲ決定セラレンコトヲ要望スルノ件

一〇、倅外米ノ米價維持ニ關スル件

一一、共同計算ノ方法ニ依ル米穀平均買入全國的ニ實行スルノ件

一二、適當ナル方法ニ依リ産業組合中央會ニ於テ産業組合會館ヲ建設ノ件

一三、中央會出版部ヲ確立シテ中央系統機關出版物ヲ可成統一シ其刊行物ハ努メテ書店ヲ通ジ廣ク普及ノ途ヲ講ズルノ件

一四、第二回産業組合講座發行ノ件

一五、家ノ光普及維持交付金ノ増額附方フ中央會ニ要望ノ件

一六、各支會豫算事業計畫及會員負擔金賦課方法ヲ中央會ニ於テ印刷配布ヲ要望ノ件

一七、會期中適當ナル時期ニ於テ內政會議ニ於テ決定セル農村對策及其ノ後ノ經過概要ヲ農林當局ヨリ説明セラルル様中央會ニ於テ取り計ラハレンコトヲ要望ノ件

一八、農業倉庫法ヲ停體シ其ノ一切ノ業務ヲ産業組合法中ニ包括統一スルノ可否

追加問題二、保證責任組合原簿記載事項ヲ簡約スル様法規改正方其筋ニ建議ノ件

七、第一回全國産業組合長會議

第一回全國産業組合長會議は一月二十五、六の兩日東京市丸

の内盤絲會館大講堂に於て開催、社會の問題ともなり、今議會にも問題とならんとする反産運動と、産業組合擴充計畫第二年度事業遂行に關する事につき協議した。

一、反産組合運動對策ノ件

は前日の支會役員及主事協議會で決定を見た「反産組合運動對策ニ關スル決議」が可決された。

二、産業組合擴充五ヶ年計畫第二年度計畫遂行ニ關スル件

も滿場一致可決せられた。尙緊急動機として左の決議案が提出せられ可決せられ政府陳情員が選出せられた。

決 議

農村現下ノ實狀ニ鑑ミ左記事項ノ達成ハ最モ急務ナリト認ム政府ハ急速ニ之ヲ實現セラレンコトヲ望ム

一、農民精神ノ作興

二、農村協同組織ノ徹底

三、農家ノ負擔輕減

四、重要肥料ノ統制

五、蠶絲對策

昭和九年一月二十五日

第一回全國産業組合長會議出席者一同

八、全國農村産業組合協會第一回總會

一月二十六日蠶絲會館講堂に於て開催せられた。千石主事より、一、設立に關する報告あり、次の如き設立趣意書が朗讀せら

れた。

全國農村産業組合協會設立の趣意

國家の非常時に際して農村經濟更生の必要は益々痛感せらるゝところであつて、之が爲めには農業者自らが農村の經濟を支配することが最急の要事なのである。農村産業組合運動は農業者に依つて農村經濟の自主的統制を目標としてゐるのであつて、同志諸君の熱誠なる努力によりて最近に至り相當進展を見たのであるが、現在の社會狀勢は更に一層力強き運動を必要とするのである。我々は茲に全國農村産業組合協會を組織して農村産業組合運動を擴大し之を強化するが爲めに全力を傾注することゝしたのである。

昭和八年十月

次に「會則承認ノ件」は次の如き協會々則が可決せられた。

全國農村産業組合協會々則

- 第一條 本會ハ全國農村産業組合協會ト稱シ全國ニ於ケル農村産業組合、同聯合會及農村産業組合關係者ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第二條 本會ハ農村産業組合運動ノ進展ヲ図ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ノ事務所ハ産業組合中央會内ニ置ク
- 第四條 本會ニ理事若干名ヲ置ク
- 理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉シ其ノ任期ハ二ケ年トス
- 常務理事ハ會務ヲ掌理シ本會ヲ代表ス
- 本會ニ主事及書記ヲ置ク
- 主事及書記ハ理事之ヲ囑託ス

主事及書記ハ會務ニ従事ス

第六條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク

但シ必要アルトキハ臨時開會スルコトアルベシ

第七條 本會ノ費用ハ會費及寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

一、理事選舉は五十名の理事が選出された。  
一、宣言決議は次のものを満場一致可決した。

宣 言

最近、正當なる我が産業組合運動を誤認し反産業組合運動の舉措に出づるものあり。日本商工會議所指導の下に反産業組合運動の全國的組織漸く具體化し、昨秋全日本商權擁護聯盟の組織、大會の開催、宣言決議の發表等行はる。吾人は敢て之を意に介せず、専ら組合自體の擴充に盡し來りたりと雖、之を放置せむか、世論を惑はし社會を毒するに至らむことを憂へ、茲に吾人の立場を宣明せむとす。

反産業組合運動の主張を觀るに、彼等は産業組合の進出を以て中小商工業者を脅威壓迫なすものとし、産業組合の異常なる進出は政府の適當なる保護助長の特典に依る結果なりと稱して、之が撤廢を要求す。吾人は中小商工業者の窮狀を敢て察知せざるに非ず、寧ろ之に對して滿腔の同情を抱くものなり。

中小商工業者窮迫の原因を一旦産業組合に轉嫁せんとするが如きは、現代社會の經濟組織と其の動向に對する認識を缺くもの甚しきものと謂はざるべからず、彼等を壓迫する大なる原因はむしろ他に存すべく、之等に向つて一層視野を擴大せむことを吾人は警告すると同時に、其の窮狀を緩和し得るものは産業組合、商業組合等の經濟協同組織の考究利用

にあることを報告するものなり。

抑々我國の産業組合は都市と農村とを問はず、庶民大衆の産業並經濟の發達を図る爲に組織さるゝものにして、都市に於ける其の發達の未だ十分ならざるは、頗る遺憾とする處なるも、我等農業者は夙に産業組合組織に依ることの最も合理的なることを自覺し、農村産業組合の擴充の爲に努力し來れり。殊に農業者は累年の深刻なる不況下に置かれ、其の生活極度に窮迫するの現狀に於て自らの生活擁護の唯一にして、且最終の根據として、農村經濟の産業組合的統制を實現することに邁進するに至れるものなり。由來農村は國民經濟の基調をなし、強兵の源泉として國家隆昌の基礎を築くべき重大なる任務を有す。國家が農村に對して保護助長の政策を講ずるは當然のことにして、農村産業組合に對する保護助長は、之に起因する措置なりと謂ふべし。加ふるに農村窮迫の現狀に在りては更に之を強化せしむるの必要ありとす。

今や我國は複雑多岐なる國際關係の渦中に在り、國內問題も亦未曾有の困難を極め、之が解決の爲には、朝野を擧げて憂慮努力する所にして舉國一致困難に當るべきものなりと信ず、而して農業者に在りては、將來共に産業組合組織に依りて其の經濟を更生し、生活の安定向上を図り以て國家の中堅たらむことを望むものにして、かゝる正當なる自主的經濟運動に對する凡ゆる妨害は之を徹底的に排除せむことを期す。

右宣言す。

農村經濟更生を圖り國家隆昌の基礎を確立するがため、吾人は左記事項の遂行を期す。

- 一、産業組合擴充五ヶ年計畫の徹底的遂行

- 二、農業者の自主的經濟組織たる農村産業組合の強化
- 三、都市及農村に於ける庶民大衆の提携連絡の促進
- 四、農村經濟更生の爲の産業組合保護助長政策の擴充
- 五、産業組合課税の反對

昭和九年一月二十六日

全國農村産業組合協會

一、事業に關する協議 はこの際反産對策として之に關する實方法は理事一任となり午後五時閉會した。

九、柑橘販賣組合協議會

四月十三、十四日の二日間、中央金庫講堂に於て、千葉、神奈川、静岡、和歌山、廣島、徳島、愛媛、高知の關係諸縣代表者出席の下に開催せられた次の事項を協議し、

- 一、各府縣に於ける柑橘販賣組合ノ現況及一般柑橘販賣ノ狀況
  - 二、全國的柑橘販賣組合ノ現況報告
  - 三、北米柑橘輸出組合ノ現況報告
  - 四、大日本柑橘生産組合聯合會ノ現況報告
- 「産業組合に依る柑橘事業擴充に關する件」に就て意見が述べられ、全國聯合會が必要であり、之を強化する事の急務であることが論議せられた。

一〇、第三十五回産業組合中央會通常總會

四月二十三日午後一時二十分より、鳥取市本町遷矯小學校に

— 産 業 組 合 年 鑑 —

於て開催せられ左の議案を協議した。

議案

- (一) 昭和八年度末財産目録、貸付対照表、昭和八年度事業報告書及剰餘金処分案ニ關シ承認ヲ求ムルノ件
- (二) 昭和九年度ニ於ケル借入金額並高限度ノ件
- (三) 理事補缺選舉ノ件
- (四) 監事改選ノ件
- (五) 代議員改選ノ件

一一、第四十四回支會役員及主事協議會

四月二十三日鳥取市に於て開催せられた。

中央會提出問題は

産業組合指導系統機關ノ充實ヲ圖リ且之ト事業系統機關トノ連絡ヲ密接ナラシムル方策ニ關スル報告並協議

本問題に對しては指導、教育、調査は指導機關でやる様にし地方の産業組合の進展は支會中心で進めなければならぬ事が強調せられた。

出席者提出問題としては

- 一、全國産業組合常務役員共済會組織ニ關スル件  
決議 保留
- 二、駐在職員ノ一部ヲ國庫又ハ産業組合中央會ヨリ助成スルノ件  
決議 可決
- 三、「家」の光普及維持交付金ノ件

四、普及主事停給費ノ總額貳千圓未満ノ場合其ノ全額補助セラルル様要望ノ件

五、組合銀絲ノ假渡金ニ關スル適切ナル救済策ヲ速ニ講ゼラルル様其ノ筋ニ要望ノ件

決議 可決

引續き打合せ事項を協議して閉會す。

一二、全日本産業組合懇談會

本懇談會は本年初めて計畫されたものであつて四月二十四日午後五時半より鳥取市東町扇邸に於て開催せられた。出席者は農林、大藏、産業組合中央機關、朝鮮、臺灣、關東州、樺太の各産業組合關係者九名が出席した。本會議に附議せられた事項は、

- 一、各植民地産業組合ノ狀勢報告
  - 二、全日本産業組合ノ聯絡促進ニ關スル件
- であつた。

一三、全國道府縣區域信用組合聯合會協議會

本協議會は四月二十四日鳥取市隈崎小學校に於て開催せられた。

中央會提出問題は

- 一、低金利時代ニ則シ信用組合聯合會ニ於テ組合金融上特ニ留意スベキ事項

對 案

一般金融界ノ現狀ハ緩慢ヲ持續シ益々低金利ニ推移セントスルノ傾向ニアリ、組合金融界モ亦同様ノ趨勢ヲ迎ラツアルニ際シ、組合金融上努メテ機宜ヲ得タル措置ヲ講ジ以テ組合員タル農業者並中小商工業者ノ經濟更生ヲ企圖シ、組合經營ヲ強化シ、産業組合擴充五ヶ年計畫ノ遂行ヲ促進セシムルコトハ喫緊事ニ屬ス、依ツテ信用組合聯合會ハ金融指導上左ノ事項ノ達成ヲ期ス

- 一、組合界ノ資金原價ノ低下ヲ圖ルコト、之方爲信用組合聯合會ハ地方的金融機關トシテ能動的ニ組合ノ貯金利率ノ低下ニ努ムルト共ニ貸出利率ノ低下ヲ圖ルコト
  - 二、組合ヲシテ組合員ノ負債整理ノ方途ヲ講ズルト共ニソノ生産資金ハ積極的ニ之方融通ニ努メ特ニ農業動産信用法ノ活用其他ノ方途ニ依リ生産設備ノ改善資金、副業資金等ノ開拓ヲ圖ルコト
  - 三、信用組合ヲシテ資金計畫ヲ確立セシメソノ安定ヲ期スル爲特別融通資金ヲ活用シテ固定資金ノ流動化ヲ圖ラシムルコト
  - 四、事業組合ノ資金ノ圓滑ヲ圖リ農産物販賣統制肥料其ノ他重要必需品購買統制並利用事業ノ進出ニ支障ナカラシムルコト
  - 五、金融緩慢ニヨル餘裕金ノ増大ニ從ヒ資金運用ノ放漫ニ流レザル様留意シ之方運用ニ關シテハ系統機關利用ノ促進ヲ怠ラザルコト
- であり、千石理事より本問題對案は中央連絡委員會に於て中金の原案に修正を加へて作成した試案である旨が述べられ、審議の上可決せられた。

一四、全國道府縣區域販賣購買組合聯合會協議會

本協議會は四月二十四日午後一時十分より開催せられた。中央會提出問題たる

- 一、産業組合擴充五ヶ年計畫第二年度ニ當リ購買事業擴充ニ關シ施設スベキ事項

對 案

- 經濟不況ノ深刻化セルニ當リ全購聯及道府縣購聯ノ擴充五ヶ年計畫ヲ遂行スルコトハ中小産者ノ産業並經濟ノ安定向上ヲ圖ルタメ益々緊切ナルヲ以テ産業組合指導機關ト協力シテ左記事項ノ實行ヲ期スルモノトス
- 一、購買統制ノ促進ハ既設組合ノ活動ノ充實ノミナラズ新利用者ノ増加ニ依ツ所多大ナルモノアルヲ以テ特ニ之ニ留意シ左ノ事項ノ實行ヲ期スルコト
    - 1、産業組合未設置町村ニ對シテ購買事業兼營産業組合ノ設立ヲ勸奨シ且ツ其ノ活動ヲ促進スルコト
    - 2、既設産業組合中購買事業未開始組合ニ對シテハ速カニ之方經營ヲ開始セシムルコト
    - 3、單位組合ヲシテ速カニ區域内全戸ノ加入ヲ勸誘セシムルト共ニ農事實行組合又ハ營謀實行組合ノ設立加入ヲ勸奨セシムルコト
  - 二、單位組合ヲシテ部落委員若シ購買委員ヲ設置セシメ其ノ活動ニ依リ組合ノ經營ニ對シ當ニ組合員ノ意志ヲ反映シテ組合事業ノ徹底ヲ計ルコト

— 穀 年 合 組 業 産 —

三、協議會座談會等ヲ開催シテ事業計畫及其ノ遂行上ニ關スル具體的  
方策ヲ攻究樹立スルコト

四、産業組合ノ各利事業系統機關トノ連絡ヲ緊密ニスルハ勿論特ニ指  
導系統機關トノ協力ニ留意スルト共ニ之ニ對シテハ其ノ活動促進ノ

タメ計畫的ニ相當財政的援助ヲ與フルコト  
五、各種團體トノ協調連絡ヲ計リ特ニ系統農會トハ常時連絡ヲナスノ

方法ヲ講ジ組合事業ノ圓滑ナル發展ニ努ムルコト  
六、購買統制促進ニ備フル爲メ適當ナル方法ニ依リテ全購聯ニ資金ヲ

供給セラルル様政府ニ對シ要望スルコト  
以上の如き對案を異議なく可決した。

二、米及小麥ノ市價維持ニ關シ産業組合系統機關ニ於テ此際特ニ實行  
スベキ事項

對案

現下ノ情勢ニ鑑ミレバ米穀ノ價格ハ米穀統制法ニ依ル下位保障アルニ  
拘ラズ思ハシカラザル傾向ニアリ。小麥モ亦市價ノ推移ハ生産者ニ取リ  
不利ナル状態ニアリ此際全國生産者ノ自主的販賣統制ノ強化ヲ圖リ市價  
ノ維持ニ努ムルノ要切ナルモノアリ

依テ産業組合系統ニ於ケル關係各機關ハ特ニ此ノ際協力シテ左記事項  
ノ實行ヲ期スルモノトス

一、全生産者ヲ販賣組合員タラシメル爲メ速カニ販賣組合未設置町村  
ノ組合設立、販賣事業ノ開始、未加入者加入ノ方法ヲ積極的ニ講ズ  
ルコト(修正ノ講ズルト共ニ部審委員又ハ購買委員ヲシテ販賣委員  
タラシムルコト)

二、米及小麥ノ貯藏及販賣ヲ有利ナラシメル爲メ農業倉庫網ノ完成ヲ  
期スルコト

三、系統的活動ヲ容易ナラシメ市價調節ノ機能ヲ發揮セシムル爲速ニ  
無條件委託平均買共同計算ノ制度ヲ採用スルコト

四、米及小麥ノ資金化並其ノ集荷ノ徹底ヲ期スル爲農業倉庫證券擔保  
ノ貸付ニ付テハ特ニ之ヲ低利潤澤ニスルト共ニ販賣代金假渡制度ノ

簡易化ヲ圖ルコト  
五、系統農會トノ連絡協調ヲ密ニシ以テ販賣事業ノ目的達成ヲ促進ス  
ルコト

六、産業組合系統ニ依ル米及小麥ノ販賣統制強化ノ爲左記事項ヲ政府  
ニ要望スルコト

(イ) 全國的農産物販賣ノ中樞機關タル全購聯ノ機能ヲ擴充スル爲  
メ必要ナル助成金ヲ交付セラレタキコト

(ロ) 販賣組合系統ニ於ケル米及小麥ノ販賣資金ニ對シテ低利資金  
ノ融通ヲ潤澤ニセラレタキコト

(ハ) 外地米移入統制及内麥保護ニ對シ徹底の方策ヲ講ゼラレタキ  
コト

多少修正の後對案を可決。

出席者提出問題は

追加問題 一、外國小麥輸入關稅引上政府へ要望ノ件

追加問題 二、外國小麥輸入關稅引上政府へ要望ノ件

決議 可決

追加問題 三、小麥保護法案制定方政府へ要望ノ件

決議 可決  
一、飼料ノ鐵道運賃ヲ二十級ニ引下方要緊ノ件  
決議 可決

二、全國道府縣販購協會設立ノ件

決議 撤回

追加問題 四、販賣組合及販賣組合聯合會ニ於ケル木炭ノ販賣統制並

ニ倉庫ノ建設、原本資金ハ貸付ニ關シ相當ノ助成方政府ニ要緊ノ件  
決議 可決

### 一五、第三十回全國產業組合大會

本大會は四月二十五、六の兩日鳥取市公設運動場に於て、六千人の產業組合關係者を集め、五ヶ年計畫第二年度の大會として華々しく開催せられた。

#### 中央會提出問題

一、産業組合擴充五ヶ年計畫第二年度計畫實行方針決定ノ件

理由 産業組合擴充五ヶ年計畫ノ第一年度ハ五百萬組合員ノ非當ナル努力ニ依リ主要ナル項目ニ就テ成功の數字ヲ收メ今ノ第二年度計畫ノ達成ニ努メツアリ、而シテ産業組合ニ包容スル中小産者ノ産業並經濟ノ困難ハ政府ノ諸政策ニ依リ稍々緩和サレタル如キニ決シテ好轉セルモノト言フヲ得ズ、從ツテ組合ノ經營亦容易ナラザルモノアリ、此ノ時ニ當リテ第一年度計畫ニ數倍スル第二年度計畫ノ進行ヲナサントスルニハ全國組合員ノ鞏固ナル熱意ヲ以テ之ガ實行ニ當ルコトヲ要シ、之ガ爲ニハ第二年度計畫實行ニ對シテ特別ナル實行

方針ヲ決定スルノ必要ヲ認ム依テ之ガ決定ニ付テ協議セントス  
右本會提出問題は滿場一致左の如く決議せられた。

#### 決議

産業組合擴充五ヶ年計畫ハ社會ノ環視ト多大ナル期待トノ下ニ五百萬組合員ノ異常ナル緊張ト協力トヲ以テ茲ニ第一年度ヲ終リタリ

第一年度計畫ハ相當ナル成績ヲ擧ゲ、殊ニ未設置町村ニ於ケル組合設立、組織ノ強化、四種事業ノ兼營、肥料配給及穀物販賣ノ統制、系統機關ノ利用等ニ付テハ豫期以上ノ成功の數字ヲ得タルコトハ欣快ニタヘザル所ナリ

茲ニ第二年度計畫實行ノ劈頭ニ於テ吾等ノ特ニ注意スベキコトハ、全國的第一年度計畫ニ於ケル數字ノ主要ナルモノハ、全五ヶ年計畫ノ目標ノ值ニ一割ニ過キザルニ、第二年度實行目標ハ三割、第三年度實行目標ハ四割ノ高キニ在ルヲ以テ第二年度及第三年度ニ於テ確實ニ其ノ地歩ヲ獲得スルニ非ラザレバ到底全計畫ノ達成ヲ期待シ得ザルコト是ナリ、故ニ此ノ第二年度ニ於テハ共存同榮ノ大旗ヲ擧シテ五百萬組合員ノ熱烈ナル團結ト産業組合全系統ノ鞏固ナル連絡ニ依リ本計畫ノ實現ニ當ラザルヲ得ズ、仍テ第二年度計畫ニ付テハ特ニ左記方針ヲ樹テ其ノ實行ニ邁進セムコトヲ期ス

一、庶民經濟確立ノ基礎的條件タル左記事項ノ達成ニ主力ヲ集中スルコト

- 1、未設置町村ニ於ケル産業組合ノ設立
- 2、組合員特ニ農民若クハ組合員ノ増加
- 3、購買販賣事業ノ積極的開始並活動促進

- 4、肥料ノ購買、米、小麦、生絲販賣ノ統制
- 5、全國的並地方的系統機關ノ相對利用
- 二、計畫ノ周到ヲ期スルタメ左記事項ヲ實行スルコト
  - 1、經濟狀勢ノ進展ニ應ジ第二年度計畫ニ對シ適當ナル變更ヲ行フコト
  - 2、支會、部會ハ組合計畫ノ檢討ヲ爲シ必要アルモノニ對シテハ計畫ノ修正ヲ爲サシムルコト
  - 三、計畫達成促進ニ關シテハ地方事情ニ應ジ適切ナル方法ヲ講ズベキモ特ニ左記事項ヲ實行スルコト
    - 1、未設置町村ニ於ケル産業組合ノ設立ニ對シテハ産業組合ノ全系統機關ハ協力シテ之ノ計畫ノ達成ニ努ムルコト
    - 2、出資團體其ノ他協同團體ノ産業組合化ニ努ムルコト
    - 3、組合員ノ加入ヲ阻止スルガ如キ凡ニル條件ノ打破ニ努メ極力組合員ノ増加ニ努ムルコト
    - 4、部落組合、農事實行組合、養蠶實行組合ト密接ナル聯絡ヲ計リ組合事業ノ擴大ニ資スルコト
    - 5、單位組合ハ部落委員ヲ設置シテ其ノ活動ニ依リ常ニ組合經營ニ對シ組合員ノ意思ヲ反映シテ組合事業ノ徹底ヲ計ルコト
    - 6、單位組合ニ於テハ五ヶ年計畫ノ意義ト之ガ達成ノ必要ヲ組合員ニ徹底セシムルコト
    - 7、不担組合ニ對シテ道府縣聯合會及支會ハ協力シテ具體策ヲ樹テ之ガ整理刷新ニ努ムルコト
    - 8、産業組合金融系統機關ハ購買、販賣事業ノ擴充計畫ニ應ズル様積極的ニ之ガ援助ヲナスコト

9、産業組合指導系統機關ト事業系統機關トノ連絡ヲ一層密接ナラシメ事業系統機關ハ指導系統機關ノ活動促進ニ關シ必要ナル經費ヲ支出スルコト

10、計畫實行ノ指導機關タル支會部會ノ充實ヲナスト共ニ部會ニ專任職員ナキ場合ハ速ニ之ガ設置ヲナスコト

11、支會ニ於テハ適當ナル組合ヲ選定シ五ヶ年計畫特別指定組合ヲ設置シ其地方ノ組合ノ標準ヲ示シタルコト

12、各種團體トノ連絡協調ヲ計リ特ニ系統農會トハ常時連絡ヲナスノ方法ヲ講ジ計畫ノ圓滿ナル進行ニ資スルコト

四、計畫進展報告ノ敏捷且ツ完全ヲ期スルコトハ次年度方針確定ト計畫達成ノタメノ必須的條件ナルヲ以テ各組合並系統機關ハ之ニ對シテ可能ナル限りノ努力ヲナスコト

出席者提出問題

緊急問題二の外四十七問題に達し夫々次の如く決議せられた。

一、産業組合ノ助長ニ關シ政府ニ要望スルノ件

理由 現時ノ社會狀勢ニ鑑ミ産業組合事業ノ普及發達ヲ図ルハ中小産者ノ經濟ヲ更生スルガ爲メ極メテ緊切ノコトニ屬ス依テ産業組合ノ助長ヲ從來ヨリ一層徹底的ニ實行セラレントコトヲ政府ニ對シ要望セんとス

提出者 北海道支會 長野支會 靜岡支會 福岡支會

決議 大會決議ヲ附シテ可決

一、經濟行爲ヲ行フ團體ニ關スル法制ヲ整理統一セラルル爲メノ筋

要項ノ件

理由 近年各種ノ組合ヲ組織シ經濟行爲ヲ管マシムル法令ノ制定頗リナルモ凡ソ是等團體ノ組織ハ相互協同シテ自治運営ヲナスベキ經濟機構ノ確立ニ依リテ組織員タル國民大衆ノ生活ヲ提議スル爲メニ行ハルベキモノニシテ其ノ意圖ヲ達成セシガ爲ニハ些々タル職業的又ハ官樣的意志ノ相異ト實行力ノ分散ヲ排シテ綜合的ニ大衆生活ノ全面的協同化ノ開リ繼續ノ連結ヲ強化セザルベカラズ

然ルニ近年各種組合ノ法令過多ナリタル結果叙上ノ大目的ヲ忘失シテ末梢的事情ヲ過重視シ同一ノ個人ヲシテ數個ノ相似タル團體ニ加入スルニ非ズンバ協同經濟ノ福祉ヲ享受スルコト能ハザラシメ又ハ窮極ノ大使命ヲ忘却シテ團體相互反目齟齬セシムル場合勝カラズ漁村ニ於ケル産業組合ト漁業協同組合ノ關係ノ如キハ其ノ好事例ナリ

國民大衆就中原始生産者及消費者ノ生活ヲ維持發展セシメンガ爲メニハ相互共同シテ自治運営ヲ行フ機能ヲ有スル一連ノ系統團體ヲシテ組織員ノ生活全面ヲ擔任セシムルコトニ改メ一本ノ法制ヲ以テ之ヲ律スルコト必要ナルヲ以テ産業組合ニ斯カル機能ヲ附與スル如ク法令ヲ改正スルト共ニ之ニ類スル團體ヲ創設スルガ如キ各種ノ法令ヲ廢止セラルル様其ノ筋ニ要項セムトス

決議 保留

二、産業各種團體ノ法令ヲ合一シ現行産業組合法ヲ根幹トシテ協同組合法ト爲シ現在ノ不統制ナル組織制度ヲ統制スルノ件

理由 現行産業團體ハ各種ノ法令ニ依リ數多ノ團體存在シ其ノ間ニ於

ケル複雑ナル交渉ト無益ノ費用トヲ要スル場合多ク爲ニ産業經濟ノ向上發達ヲ期スルニ於テ地方民ノ迷惑渺カラザルモノアリ仍テ主文ノ如ク統制シ産業經濟ノ開導ナル發達ヲ希望スル所以ナリ

決議 保留

三、漁業者ノ實行組合ノ組織ヲ認メ之ヲシテ産組業合ニ加入シ得ル條法規ノ改正方要項ノ件

理由 昭和七年九月法律ノ改正ニ依リテ農事實行組合及養蠶實行組合ノ産業組合加入ヲ認メラレタリ之ト同一ノ理由ニ依リ寧ロヨリ以上其ノ必要切ナルモノアリト思惟セラルルニ依ル

決議 保留

四、産業組合中央倉庫ノ役員ノ少クモ半数以上ハ所屬組合及聯合會ノ役員中ヨリ選任セラルル様其ノ筋ニ要項ノ件

理由 本作ハ既ニ組合界ノ輿論ニシテ從來大會協議會等ニ於テ常ニ滿場一致ヲ以テ可決セラレタル所ナリ尚ヒ這回ノ役員改選期ニ於テ多年要項ノ一部ヲ認メラレ斯界關係者ヨリ任命ヲ見タリト雖モ未ダ法制化スルニ至ラザルヲ以テ此ノ際速カニ法律ヲ改正セラルル様其ノ筋ニ要項セントスルニアリ

提出者 北海道 支會

五、産業組合中央倉庫ノ役員中其ノ半数以上ハ何倉庫ノ總代會ニ於テ所屬組合及所屬聯合會ノ役員中ヨリ選出スル様法律改正方ヲ其ノ筋ニ要項ノ件

提出者 東京府信用組合協會

理由 現在産業組合中央金庫ノ役員ハ全部政府ノ任命ニヨルモ産業組合ノ聯合機關タル本質ニ合致セシメ又組合金庫ヲ更ニ圓滑ナラシムル爲其ノ役員ノ半數以上ヲ總代会ニ於テ所屬組合及所屬聯合會ノ役員中ヨリ選出スル採法律改正方ヲ其ノ筋へ要望セントス

提出者 近畿、中國、四國、産業組合協議會

六、産業組合中央金庫ノ役員ノ半數以上ハ所屬産業組合ヨリ選出スル採法ノ改正ヲ要望ノ件

理由 産業組合中央金庫法ニ依レバ同金庫ノ役員ハ主務大臣之ヲ命ズトアリ然ルニ其ノ出資ハ政府側ト各産業組合側ト各半額ツツ出資シ居ル關係ヨリ見ルモ其ノ半數以上ハ産業組合側ヨリ選出スルヲ適當ナリト思惟シ法ノ改正ヲ要望スル所以ナリ

提出者 北陸四縣産業組合協議會

決議 四、五、六、一括可決

七、産業組合中央金庫特別融通資金貸出利率引下げ其ノ筋へ建議ノ件

理由 一昨年十月郵便貯金利率引下げニ伴ヒ政府供給各種資金ハ順次貸出利率ノ低下ヲ見ツアルヲ以テ本資金ニ對シテモ相當利率ヲ引下げラルル様其ノ筋へ建議セントスルニ因ル

八、政府特別融通資金利率引下げ其ノ筋へ要望ノ件

理由 近來金融界ノ狀勢ニ依リ一般低金利普及シ政府貸付金諸資金ニ付テモ利率ノ引下アリ産業組合中央金庫特別融通資金ノ年五分九厘ハ現今ニ於テハ割高トナルヲ以テ一層産業組合ノ更生ヲ容易ナラシムルため此ノ際既往及今後ノ貸付ニハ少クトモ普通地方資金利率迄ニ引下げラレンコトヲ要望ス

提出者 愛 媛 支 會

九、産業組合中央金庫特別融通資金貸付利率ハ預金部普通事業資金ト同率マデ低下スル様其ノ筋へ要望ノ件

理由 特別融通資金ハ主トシテ産業組合ノ固定債權ヲ資金化スル爲ニ融通セラルル所ナルモ其ノ利率高キニ過ギ組合及組合員困窮ノ緩和上遺憾甚ダ尠シトセズ依テ預金部普通事業資金利率ト同率ニ低下方要望セントスルモノナリ

提出者 北陸四縣産業組合協議會

一〇、特別融通資金ノ金利引下方其ノ筋ニ要望ノ件

理由 本資金ノ利率ハ現下ノ金利趨勢ニ鑑ミ高率ニ失スルヲ以テ選カニ利率引下方其ノ筋ニ要望セントスルニアリ

提出者 東京府信用組合協會

決議 七、八、九、一〇、一括可決

一一、木炭販賣統制ヲ期スル爲メ預金部特別資金供給方其ノ筋へ要望ノ件

理由 木炭業者ノ經濟狀態ハ未ダ幼稚ノ域ヲ脱セズ其ノ販賣ノ如キハ殆ンド個人賣ニシテ而モ之ガ取引ノ狀態ハ豫メ地方商人ヨリ原料購入資金ノ前借ヲ爲シ産業及日用必需品ノ供給ヲ受ケ生産品ヲ以テ代納スルガ如キ商店信用ニ依レルヲ以テ常ニ利益ノ大部ヲ他ニ搾取セラレツツアリ、之ガ爲ニハ産業組合ニ依リ生産物販賣ノ合理化ヲ圖リ併セテ必要資金並物資ノ供給ヲ圓滑ニシ地方商人トノ不合理ナル關係ヲ離脱セシメ以ツテ自主的經濟ノ確立ヲ期スルハ最モ緊急ヲ要スルモノナレバ之レガ目的達成ニ付特別低利ナル資金ノ供給ヲ必要トス

決議 可決

提出者 北陸四縣産業組合協議會

理由 産業組合及同聯合會ノ餘裕金ニ對シ信託預金ヲ爲シ得ル様其ノ筋  
へ要スノ件

決議 否決

提出者 北陸四縣産業組合協議會

理由 府縣又ハ府縣區域ノ各種留保ノ財産管理ノ安全ヲ期シ一面聯合  
會ヘ之等資金ヲ有利ニ運用シ組合事業ノ進展ヲ圖ルベク信用組合聯  
合會ニ信用組合ト同様留保貯金ヲ取扱ヒ得ル様法律改正ヲ要スル  
所以ナリ

決議 可決

提出者 佐賀支會

理由 恩給貸付機關トシテ信用組合ヲ指定セラルル様其ノ筋ニ要スノ件  
理由 政府ニ於テハ近ク受恩給者ニ對スル貸付機關ヲ特設シ資金融通  
ノ円滑ヲ計ルト同時ニ從來惡徳金融業者ニ依リ於テラレタル受恩給  
者ヲ救済スル特別法制定ノ議アリト聞ク然レドモ從來受恩給者ニ對  
スル資金供給ノ円滑ヲ缺クハ現行恩給法ニ於テ恩給ノ資金化ヲ禁メ  
ラレタル間際ニ乘ジ惡徳金融業者ノ種々ナル奸策ヲ敢テスル所ニ起

決議 保留

提出者 東京府信用組合協會

理由 昭和七年九月産業組合法改正ニ依リテ市街地ニ於テ信用事業購  
買事業ヲ兼營スル組合ハ保證責任タルコトヲ要スルコトナリタル  
モ經濟用品ノミヲ取扱フ市街地購買組合ニシテ信用事業ヲ兼營スル  
モノハ都市ノ經濟事情ヨリ見テ之ヲ保證責任トスルコトハ極メテ困  
難ナルト共ニ有限責任ニテモ其ノ事業ヲ完全ニ經營爲シ得ルコトハ  
同法ニ依リ有限責任ヲ得ル様規定セラレタル市街地信用組合並市  
街地購買組合ノ事情ト略同様ナルモノト思考ス若シ法律ノ命ズル儘  
ニ此ノ種ノ既設組合ガ保證責任タルコトヲ強制セララルトキハ從來  
ノ組合員ノ退退ヲ招來スルノ恐アリテ此ノ種組合ノ發達上頗ル憂慮  
ニ堪ヘザルモノアルヲ以テ經濟用品ノミヲ取扱フ市街地購買組合ニ  
シテ信用事業ヲ兼營スルモノハ有限責任ヲ得ル様法律改正方ヲ要  
スセントス

提出者 家庭購買組合 購買組合共同會  
購買組合共働社 大東京消費購買組合

理由 因スルモノニシテ恩給法ノ改正ニ依リ此ノ點ヲ緩和スルト共ニ恩給  
支給機關ト貸付機關トノ間ニ密接ナル聯絡ヲ保持スルノ方法ヲ購ズ  
レバ屋上更ニ屋ヲ架スルガ如キ新機關ノ設置ヲ必要トスルコトナク  
寧ろ全國ニ普及セル信用組合ヲシテ貸付ニ當ラシムルヲ得

一六、産業組合法第二號第二項改正ノ結果有限責任ノ組合トシテ存在シ  
得ルハ市街地信用組合(同項第一號)及市街地購買組合(同項第二

號)ノミナリシヲ以テ市街地信用購買組合モ有限責任ヲ得ル様同  
項第二號ヲ追加セラレントヲ建議スル件

理由 市街地信用組合ハ市街地全部ニ亙リ組合員ノ移動頻繁ニシテ農  
村組合ト其ノ趣ヲ異ニセルニ依リ又購買組合消費組合ハ市街地ニ存  
在シ組合員ノ移動多ク單純ニ生活用品タル物資ノ配給ヲ爲スヲ共事  
業トシテ農村ノ四種兼營ノ組合トハ全ク其ノ趣キヲ異ニスルヲ以テ  
改正ノ主ナル理由トナリ居レリ然レニ市街地ニ於ケル信用購買兼營  
組合モ其ノ事情ハ全ク同一ナルヲ以テ本案ヲ提出スル所以ナリ

提出者 鹿兒島信用購買組合共助會

一七、産業組合法第二條第一項但書ノ規定ニ依リ有限責任タルコトヲ得  
ル産業組合トシテ左記組合ヲ追加セシメラレタキコト

一、定款ノ定ムル所ニ依リ經濟ニ必要ナル物ノミヲ取扱フ購買組合  
ニシテ信用事業ヲ兼營スルモノ

理由 産業組合法第二條第一項但書ニ依リ有限責任タルコトヲ得ル産  
業組合ハ市街地及指定市街地ニ於ケル信用組合及經濟用品ノミノ取  
扱ヲナス購買組合及之ガ經濟設備ノ利用事業ヲ兼スル組合ニ限定セ  
ラレ居ルモノ等ノ組合ト全ク事情ヲ一ニスル經濟用品ノミノ取扱ヲ  
ナス購買組合ニシテ信用事業ヲ兼營スルモノニ對シテモ例外トシテ  
有限責任ヲ得ル様法ヲ改正セラレントヲ要求スルモノナリ

提出者 神奈川縣 工信購買信用組合

決議 一五、一六、一七、一括可決

一八、市街地購買組合ニ豫約加入制度ヲ認メラルル様法律改正方要望ノ  
件

理由 市街地購買組合ノ未ダ振ハサル今日之ヲ發展セシムルコトハ全

産業組合制度ニトリテ喫緊ノ要事ナリノ發展方策トシテ市街地購  
買組合ニ一定ノ期間(六ヶ月位)ヲ限り豫約加入制ヲ認メラルル様法  
律改正方ヲ要望スルモノナリ

提出者 家庭購買組合 購買組合共同會  
購買組合共助社 大東京消費購買組合

決議 可決

一九、區域内ニ事務所ヲ有スル公共團體又ハ營利ヲ目的トセザル法人若  
ハ團體ニ購買品ヲ賣却シ得ル様法ノ改正方其ノ筋ヘ要望ノ件

理由 産業組合ノ發展ニ伴ヒ町村住民ノ大多數ハ組合員ニ包攝セラレ  
購買品ノ統制ニ依リ利益ヲ享受シツアルガ組合區域内ニ事務所ヲ  
有スル公共團體又ハ營利ヲ目的トセザル法人若ハ團體ニ於テモ購買  
品ノ購入ヲ希望シ居リ又之等團體法人ノ構成員ハ一面産業組合員ニ  
シテ全ク利害ヲ同ジクシ不陸ノ關係ニアルモノナレバ利益享有ノ範  
圍ヲ擴張セララルル様法ノ改正ヲ要望セントスルモノナリ

提出者 北陸四縣産業組合協議會

決議 可決

二〇、糞煙草肥料配給統制ニ關シ其ノ筋ヘ要望ノ件

理由 糞煙草ノ耕作ハ山間部農家經濟ニ重大ナル地位ニアリ而シテ其  
ノ生産費ノ大部分ヲ占ムルモノハ肥料ナルヲ以テ從來糞草耕作地帯  
ニ於ケル産業組合ハ耕作者ノ經濟ヲ助長スル爲メ糞煙草肥料ノ取扱ヲナ  
シ來レリ

然ルニ最近專賣局ノ方針トシテ肥料ノ取扱ヲ糞草耕作組合ニ行ハシ  
ムルニ至リ爲ニ關係組合及耕作者ハ多大ノ不利不便ヲ蒙ルニ至レリ

提出者 北陸四縣産業組合協議會

決議 可決

故ニ此ノ障害ヲ除キ組合ニ依ル肥料配給統制ヲ實現センガ爲其ノ筋  
ヘ要望セントス

提出者 近畿、中國、四國、産業組合協議會

決議 修正可決

理由 農村窮乏ノ折柄穩安等主要ナル肥料ニ付テハ國家ノ管理下ニ置ク  
カ其ノ他適當ナル方法ヲ以テ速ニ合理ノ價格ニ引下グル様其ノ筋ニ  
陳情ノ件

理由 農村窮乏ノ打開策ハ自ラ一ニシテ足ラズト雖主要肥料ノ價格ヲ  
合理的ナラシムルコトハ其ノ最タルモノト信ズルヲ以テ本件陳情ヲ  
爲サントスルモノナリ

提出者 北陸四縣産業組合協議會

決議 修正可決

理由 産業組合ノ販賣事業ヲ旺盛ナラシメ米價ノ正當ナル價格ヲ維持  
スル爲ニハ農業倉庫ノ必要機クベカラザルハ多言ヲ要セザル處ナリ  
然ルニ巷間傳フル處ニ依レバ政府ニ於テハ昭和九年度以後ハ補助金  
ノ交付ヲ中止セラルルヤノ説アルモ右ハ農村ノ現狀ニ鑑ミ同年度以  
後ニ於テモ引續キ交付セラルル様其ノ筋ニ要望セントスルニアリ

提出者 三重 支 會

二二、農業倉庫ノ建設補助金増額要望ノ件

理由 農村主産物タル米穀ノ販賣統制上農業倉庫ノ普及ヲ計ルハ最も  
緊急ヲ要スル時ニ當リ僅カニ建設希望ノ一部ヲ認容セラルルニ過キ  
ザルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ仍テ此ノ際之ヲ補助金ヲ増加シ建設希

望ヲ充當セシムル様政府當局ニ要望セムトスルニアリ

提出者 愛 知 支 會

二四、農業倉庫建設政策移築其ノ他一般業務執行ニ對シ政府ハ一層積極  
的助成ヲナス様當局ニ要望スルノ件

理由 米價問題ノ重要性ハ今更多言ヲ要セズ是ガ解決ニ關シ農業倉庫  
ガ重要ナル役割ヲ持つハ周知ノ事實ナリ然ルニ近時は方助成動モス  
レバ消極的タラントス

理由 農業倉庫ノ公共性ニ鑑ミ政府ハ是ガ助成ヲ一層積極的ニセラレ  
ントヲ望ムモノナリ

提出者 山口縣支會 廣島縣支會  
岡山支會 鳥根支會

鳥取支會

決議 二二、二三、二四、一括可決

二五、米麥ノ平均賣價ヲ本年度ヨリ全國一齊ニ斷行スルノ件

理由 平均賣價農業者ノ米麥販賣方法ノ最モ理想的ナルハ言ヲ俟タス  
幸ニ系統機關モ殆ド完成シ加アルニ米穀統制法ノ實施ヲ見ルアリ多  
年待望ノ統制アル平均賣斷行ノ期到ル全國ノ各産業組合ハ一層自己  
並系統機關ノ強化ヲ強行シ担提携シ政府ノ米穀對策ニ願應シ米麥ノ  
平均賣斷行ニ邁進スベキノ秋ナリト信ズ

提出者 山口縣支會 廣島縣支會  
岡山支會 鳥根支會 鳥取支會

決議 修正可決

二六、米穀検査ヲ國符ニ移サル様主務省ニ要望ノ件

理由 客年十一月施行セラレタル米穀統制法ハ國民ノ生活必需品タル

米穀ノ價格ガ生産費ヲ無視シテ人為的ニ暴騰暴落スルヲ制限シテ米生産者及消費者ノ生活ヲ安定セシメントスル趣旨ニ依ル然ルニ各地産米ノ銘柄ニ對シテ格差ヲ付スルニ當リテハ各地方ノ公共團體ニ於テ個別的ニ検査シテ全國的ニ統一スル所ナシ斯ノ如キハ米穀ノ價格決定ニ就テ公正ヲ缺クノミナラズ前述ノ法規ノ運用ニモ支障ヲ來スモノト信ズ故ニ比隣國家的ノ米穀検査法ヲ制定シテ米穀ノ検査ヲ圖存ニ移サレムコトヲ要望スル次第ナリ

提出者 北陸四縣產業組合協議會

決議 可決

二七、政府ニ於テ米穀ノ買入ヲ施行セラルル場合ハ生産者並產業組合ノ申込ニ對シ優先權ヲ附與セラルル様要望スルコト

理由 現下貨應ノ米穀統制法ノ強化ヲ圖ル爲メニハ仲間商人トノ平等扱ヒハ至大ノ影響ヲ齎ラスベキヲ以テ生産團體ニ優先利用ノ方法樹立方要望ス

提出者 富 山 縣 支 會

二八、米穀統制法ニ基ク米穀買入ニ關シテハ米穀生産者並ニ其ノ團體ヲ優先取扱方其ノ筋ニ要望ノ件

理由 政府ノ米穀買入ニ關シ最低價格ヲ保證セル趣旨ニ鑑ミ農業者ノ團體ヲ優先取扱ヒセラルル様要望セムトスルニアリ

提出者 愛 知 支 會

二九、季節買上米ニ對スル優先權附與方政府ニ要望ノ件

理由 季節買上米ニ對シテハ全販賣ニ優先權ヲ附與セラレ度シ之即チ直接生産者ヲ利スルノミナラズ亦一面販賣統制ノ目的ヲ達成スル確一ノ方法ト認ムルニ依リ其ノ筋ニ要望セントス

三〇、政府買上米ニ付キテハ生産者及其ノ團體申込ニ對シ優先權ヲ附與セラルル様政府ニ要望ノ件

理由 米穀統制法ハ生産者ト消費者ノ爲メ其ノ價格ノ安定ヲ計ルガ主タル目的ナリト信ゼラルレガ爲メハ公定價格ニ依リ買入ハ生産者以外ヨリ行ハザル事ト爲セバ政府當局モ惡意ノ買渡申込ノ爲メ困難セラルル事尠ク統制法運用上其ノ眞ノ目的ヲ達シ得ルモノト察ス仍テ公定價格ノ買入ハ生産者ノ團體ヨリノミ爲スカ少クモ之レニ優先權ヲ與ヘラルル様要望スルモノナリ

提出者 愛媛縣購買販賣組合聯合會

決議 二七、二八、二九、三〇ノ四問題ハ一括シテ修正可決

三一、暑中間ノ米穀輸送用貨車ニ對シ一層通風裝置ノ徹底方其ノ筋ニ斷願ノ件

理由 夏季間ニ於ケル米穀ノ鐵道輸送ニ際シテ貨車内ノ溫度ノ急激ナル變化ノ爲メ米質ヲ損傷スルコト尠シトセズ斯クテハ生産者ノ不斷ノ努力モ水泡ニ歸スルト共ニ取引上不測ノ損失ヲ被ルコトアリ故ニ鐵道省ニテ此ノ缺陷ヲ除去スル爲メ貨車ニ特別設備セラルル様請願セントスルモノナリ

提出者 北陸四縣產業組合協議會

決議 可決

三二、農業倉庫相互災害保險制度ノ實施促進方中央會ニ建議ノ件

理由 從來屢々全國產業組合大會等ニ於テ協議要望セラレタルモ未ダ實現ヲ見ルニ至ラズ斯業ノ爲メ遺憾トスル所ナラヲ以テ速カニ之ガ實施セラルル様更ニ中央會ニ建議セントス

提出者 北陸四縣産業組合協議會

決議 可決

三三、大正十五年五月十五日勅令第一三一號ヲ以テ指定セラレタル利用

設備ヲ追加セラルル様政府當局ニ要望スルノ件

理由 醫務組合ノ設備ハ中小産者ヲシテ等シク文化的施設ノ惠澤ニ浴

セシムル社會の最善ノ施設ナリ仍テ之ガ組合員外利用ヲ認メシムル

ハ法例上當然ナリ速カニ該設備ヲ追加セシムル様其ノ筋ニ要望實現

ヲ期セムトス

提出者 愛 知 支 會

三四、醫務事業ヲシテ組合員外ノ利用ヲナシ得ル法規ノ改正方要望ノ件

理由 醫務事業ハ元來社會公益的性質ヲ有スルモノナルヲ以テ産業組

合ニ於テ之ヲ調整スル場合支障ナキ範圍ニ限り組合員外ノ利用ヲ認

メ何等不都合ナキモノト思惟スルニ依ル

提出者 岡 山 支 會

三五、産業組合ノ火葬場醫務設備ニ付員外利用制度ヲ認ムル様當局ニ要

望スルノ件

理由 人道上是レガ利用ヲ組合員外ニモ認ム可キモノナリ

提出者 山口縣支會 廣島縣支會

岡山支會 鳥根支會

鳥取支會

決議 三三、三四、三五、一括可決(但し三五の火葬場を除く)

三六、全國的聯合會ニ對シ政府ハ夫々相當額ノ出資ヲナス様當局ニ要望

スルノ件

理由 全國的聯合會ノ強化ハ近時一層其ノ重要性ヲ加ヘタリ全國ノ各

産業組合ハ是レガ強化ニ努ムヘキハ云フヲ俟タザル所ナルモ政府モ

亦中金出資ト同様ノ意味ヲ以テ出資サレンコトヲ望ムモノナリ

提出者 山口縣支會 廣島縣支會

岡山支會 鳥根支會

鳥取支會

三七、總會ニ於ケル代理議決權ヲ組合員ノ成年以上ノ家族ニモ委任シ得

ル様法律ノ改正ヲ要望スルノ件

理由 家族制度ヲ以テ社會生活ノ基礎トナス我々國ニ於テ組合員ノ家

族ガ其ノ議決權ノ代行ヲナシ得ズ却テ他人ニ之ヲ許スハ甚シキ矛盾

ト言フ可キナリ從テ組合ノ實際ハ家族ノ議決權代行ヲ認ムルニアラ

ザレバ種々ナル點ニ於テ矛盾現レ組合ノ眞ノ運用行ヒガタキモノ多

クアリ故ニ本件ヲ提出セリ

提出者 山口縣支會 廣島縣支會

岡山支會 鳥根支會

鳥取支會

決議 三六、三七、一括可決

三八、保證責任組合ノ組合原簿記載事項ノ取扱ヲ簡略ナラシムル様法律

改正方其ノ筋ニ要望ノ件

理由 保證責任組合ノ組合原簿ノ取扱ハ複雑煩瑣ニシテ非常ナル手數

ヲ要シ組合ハ勿論地方廳及登記所ニ於テモ極メテ難澁ノ狀況ナルヲ

以テ現行有限責任組合ニ規定セラレラル程度ノ手續ヲ爲セバ足ル様

法ノ改正方其ノ筋ニ要望セントスルニアリ

提出者 三 重 支 會

決議 可決

三九、産業組合が其ノ債權ニツキ強制執行ノ手續ヲ爲ス場合ニ供託金免除方其ノ筋ニ要望ノ件

理由 産業組合が債權ノ執行ヲナスニ當リ其ノ手續ヲ簡易ナラシムルト共ニ私人ト異リ相當資産ヲ有シ信用ヲ基調トスル法人ナレバ供託金ノ煩ノ特免ヲ受ケシメントスルニ在リ

提出者 富山縣支會

理由 保留

四〇、産業組合又ハ同聯合會が不動産ヲ取得シタル場合ノ登記税及組合員若ハ所屬組合が組合若ハ聯合會ニ對シ擔保トシテ提供スル不動産登記税免除方其ノ筋ニ要望ノ件

理由 産業組合又ハ同聯合會ニ對シテハ現ニ登録税ノ一部ヲ免除セラレツアルが組合又ハ聯合會が不動産ヲ取得シタル場合ノ登記税及組合員若ハ所屬組合が組合若ハ聯合會ニ對シ擔保トシテ提供スル不動産登記税ノ如キヲ一般營利主義ノモノト同視ニ徵税セラルルハ組合事業ノ性質上妥當ナラズト思惟スルヲ以テ適當免稅方其ノ筋ニ要望セントスルモノナリ

提出者 北陸四縣産業組合協議會

四一、産業組合ニ國定教科書ヲ取扱セシムル様其ノ筋ニ要望ノ件

理由 地方産業組合ノ擴充ニ伴ヒ町村住民ノ大多數ハ組合員トナリ其ノ子弟ノ使用スル用品ヲ購買事業トシテ取扱フ向多キヲ以テ更ニ國定教科書ノ取扱ヒヲ爲スコトヲ得バ組合員ノ便益一層大ナリト認メラルルニ依リ之ヲ其筋ニ要望セントスルモノナリ

提出者 北陸四縣産業組合協議會

決議 四〇ハ保留、四一ハ可決

四二、帝國大學農學部ニ産業組合講座ヲ設置方建議ノ件

理由 農村經濟ニ占ムル産業組合ノ地位ハ年ト共ニ増大ナル時ニ當リ帝國大學農學部ニ於テ未ダ産業組合講座ノ設置ナキハ頗ル遺憾トスル處ナルヲ以テ速カニ之ガ設置方其ノ筋ニ建議セントス

提出者 鳥取支會

四三、各帝國大學ニ産業組合講座ヲ設置セラルル様其ノ筋ニ要望ノ件

理由 産業組合ノ重要性益々大ナルトキニ當リ一層其ノ普及發達ヲ計リ國民經濟ノ發展ニ資スルタメ各帝國大學ニ産業組合講座ヲ設ケラルル様要望セムトス

提出者 北海道支會

決議 四二、四三、一括可決

四四、産業組合大會及協議會決議事項ノ實現方促進ノ件

理由 從來各地ノ産業組合協議會並ニ地方的全國の大會等ニ於テ決議セラレタル事項ヲ再密議シ必要ナル事項ノ實現ヲ期スル爲メ常設委員會ノ設置方中央會ニ要望セントスルモノナリ

提出者 北海道東北六縣産業組合協議會

決議 可決

四五、全國産業組合常務役員共濟會設置ノ件

理由 産業組合常務役員ハ多數組合員ノ經濟生活ヲ統制スル重大ナル責務ヲ帯ビテ夙夜奮勵ナル事務ヲ執掌スルモノナリ然ルニ經濟界ノ推移ト産業組合運動ノ前途ヲ思フ時益々熱誠練達ノ士ヲ迎ヘンノ全幅ノ活躍ニ俟タザルベカラズ而シテ優秀ナル人材ヲ選シテ安ジテ永クノ職ニ留マラシムルニハ待過方法ヲ積極的ニ改善スルノ要アリ依ツテ全國産業組合關係者ノ共濟會ヲ組織シテ退職給與規程ヲ制

定スルヤウ中央會ニ於テ取計ハレタシ之レ本案ヲ提出スル所以ナリ

提出者 千葉縣 支會

決議 中央會ニ研究委任

四六、産業組合中央會山口縣支會長外百五十三名ノ崇敬者總代ヨリ内務大臣ヘ申請セル故正二位勳一等子爵品川彌二郎卿ヲ祭神トスル神社創設ニ關スル許可促進ノ件

理由 昭和七年四月近畿中國四國産業組合協議會ヲ山口縣萩市ニ開催セルニ際シ山口縣支會ハ故子爵品川彌二郎先生ヲ祭神トスル神社創設ヲ發起スルコトヲ發表セルニ對シ協議會ハ之ニ賛意ヲ表シタリ得

來山口縣トシテハ成規ノ手續ヲ履ンデ之ガ創設許可ヲ内務大臣ニ提出シ現在ニ至ルマデ當局ニ對シ種々諒解ヲ求メ許可ヲ得ント盡力中ナルモ未ダ許可ノ指令ニ接セザルヲ以テ本大會ニ於テモ該計畫ニ對スル贊成ヲ得テ許可促進ノ方法ヲ求メントスルニ在リ

提出者 近畿中國各府縣支會

四七、産業組合旗幟時掲揚ノ件

理由 皇太子殿下御降臨ヲ記念シ同時ニ組合意識ヲ一層宣揚セシムガ爲

全國産業組合旗ヲ其ノ事務所倉庫等ニ掲揚スルコト

提出者 山口縣支會 廣島縣支會 岡山支會 鳥根支會

鳥取支會

決議 四六ハ可決、四七ハ保留

緊急問題ノ二

醫務利用組合勤務ノ醫師ニ速カニ健康保險醫指定ヲ行ハルル様政府ニ建議ノ件

理由 醫務利用組合勤務ノ醫師ヲ健康保險醫ニ指定セラルルコトハ年來ノ希望ナルモ種々ノ事情ニヨリ阻止サレツツアリ殊ニ來年度ヨリハ政府ニ於テ農民健康保險ヲ實施セラルル計畫アルコトヲ仄聞スル時ニ當リ一層懇切ナルコトト信ズルヲ以テ速カニ之ガ實現ヲ見ル様建議セントス

提出者 東京 支會

決議 修正可決

尙本會ニ於ける表彰組合は次の通りである。

第二十三次特別表彰組合

香川縣・保證責任 陶信用購買販賣利用組合(綾歌郡陶村)

第二十六次普通表彰組合

秋田縣・保證責任 西日村信用販賣購買利用組合(由利郡西日村)

東京府・保證責任 神濱信用販賣購買利用組合(三宅島郡新村)

鳥取縣・保證責任 小笠河村信用購買販賣利用組合(氣高郡小笠河村)

鳥根縣・無限責任 馬木信用購買販賣利用組合(仁多郡馬木村)

德島縣・保證責任 南井上信用購買販賣利用組合(名東郡南井上村)

香川縣・有限責任 古高松村信用購買販賣利用組合(木田郡古高松村)

高知縣・有限責任 弘岡信用販賣購買利用組合(吾用郡弘岡上ノ村)

佐賀縣・有限責任 三日月村信用販賣購買利用組合(小埤郡三日月村)

例年の如き全國産業組合生産品即賣會は、資料展覽會と並んで四月二十三日より五日間鳥取市縣會議事堂に於て開催されたが、鳥取支會の熱心なる勧誘により出品頗る多く、盛會を極めた。

一六、全販聯臨時總會

日時 昭和九年四月廿六日午後四時より

場所 鳥取市鳥取城址全國産業組合大會場

出席者所屬聯合會卅一、所屬組合一、の中委任狀に依るもの十二あり。

法定員數以上に達し此處に臨時總會成立す。

全販聯より有働會長、北川、藤田兩專務理事、水野主事他三主事出席し有働會長議長席に付き開會を宣し次の諸議案を提出したが之に對し聯合會より種々質問及び希望あり會長より夫々説明の後滿場一致原案を可決午後五時半閉會す。

一、定款第三十七條第二號ノ販賣品決定ノ件

木炭、鷄卵

二、定款第四十五條ノ但書ノ物品ニ對スル販賣歩合金決定ノ件

木炭 十五疋依(四貫依)一依ニ付二錢以内

但シ十四疋依四貫依以外ノモノニ付テハ一依ニ付四錢以内

ニ於テ理事ノ定ムル所ニ依ル。

鷄卵

一箱ニ付 五錢以内

三、聯合農業倉庫業務規程變更ノ件

保證責任全國米穀販賣購買組合聯合會

聯合穀類倉庫業務規程改正ノ件

第二條第一項第一號中「穀物」ノ次ニ「木炭」ヲ加フ  
第二條第一項第二號中「穀物」ノ次ニ「木炭」ヲ加フ

第三條第二項中「菜豆」ノ次ニ「木炭」ヲ加ヘ「菜種」ノ次ニ「鷄卵」ヲ加フ

ヲ加フ

第四條第二項中「菜豆」ノ次ニ「木炭」ヲ加ヘ「菜種」ノ次ニ「鷄卵」ヲ加フ

ヲ加フ

第十九條ニ次ノ但書ヲ加フ

但シ鷄卵ニ付テハ此ノ限りニ非ズ

第三十九條第二號ノ次ニ左ノ二號ヲ加ヘ第三號ヲ第五號トス

三、木炭十五疋依(四貫依一依ニ付)

イ、混合保管料 一期ニ付 東京及大阪倉庫 一錢五厘以内  
門司倉庫 二錢三厘以内

特定保管料 一期ニ付 東京及大阪倉庫 二錢以内  
門司倉庫 三錢以内

ロ、販賣手数料 八錢以内

ハ、入出庫料 十五疋依(四貫依)以外ノモノニ付テハ理事之ヲ定ム

四、鷄卵(一箱ニ付)

イ、混合保管料 一期ニ付 東京及大阪倉庫 三錢以内  
門司倉庫 四錢以内

特定保管料 一期ニ付 東京及大阪倉庫 五錢以内  
門司倉庫 五錢以内

ロ、販賣手数料 五錢以内

ハ、入出庫料 八錢以内

一七、産業組合青年聯盟全國聯合總會

全國聯合第一回總會は四月二十六日午後五時半より鳥取市縣立圖書館に於て開催せられた。

- 一、昭和八年度決算ニ關スル件
  - 二、昭和九年度豫算ニ關スル件
  - 三、専任職員設置ノ件
  - 四、本年度大會開催ニ關スル件
  - 五、委員長並委員選任ノ件
- が協議せられ、新委員長として、福井縣産青聯理事長森廣之氏が選出せられた。

### 一八、全國醫療利用組合協會第一回總會

全醫協第一回總會は大會に引繼ぎ四月二十七日午前九時鳥取市圖書館に於て開催された。  
濱田委員先づ議長席に着き左の問題を提案夫々協議決定する所があつた。

- 一、昭和八年度事業報告書並決算承認ノ件  
決議 原案通り之ヲ承認セリ
- 二、昭和九年度事業方針並豫算決定ノ件  
決議 原案通り可決
- 三、幹事選任ノ件  
決議 幹事、青森縣岡本正志外十二名、内當任幹事トシテ木立義道外二名ヲ選任セリ
- 四、規約變更ノ件  
決議 規約第八條ヲ左ノ如ク變更セリ

- 第八條 本會ニ幹事若干名ノ當任幹事ヲ互選シ會務ヲ處理ス
  - 五、顧問推薦ノ件  
決議 賀川豊彦氏ヲ新タニ顧問ニ推薦セリ
- 正午閉會

### 一九、全國消費組合協會第四回總會

日時 昭和九年四月二十七日午後二時  
場所 鳥取市木町圖書館

濱田幹事（中央會）開會の挨拶を述べ議長席につき直ちに議事に入る。

- 第一號議案 昭和八年度決算並事業報告書承認ノ件  
金井書記（中央會）ヨリ事業報告ニツキ詳細ナル説明アリ

決議 可決

第二號議案 規約改正ノ件

本部住所移轉ニヨリ規約第三條ヲ左ノ如ク變更「本會ハ本部ヲ東京市麹町區有樂町一丁目九番地試練産業組合中央會ニ——」トス

決議 異議ナク可決

第三號議案 幹事改選ノ件

任期満了ニ付規約第七條ニ依リ幹事五名以内ヲ選舉ス

決議

- 議長 議長指名トナリ左ノ十五名選出サル
- 東京 購買組合共同會 沼口正男
- 同 家庭購買組合 藤田逸男
- 同 關東消費組合聯盟 戸澤仁三郎

— 年 合 組 業 産 —

同	消費組合聯合會	田端 豊志
同	大東京消費購買組合	廣田 金一
同	産業組合中央會	濱田 道之助
神奈川	工信購買組合	原 一 郎
石川	信購買組合協同會	東 出 作 松
京都	京都購買組合	矢上 英太郎
大阪	浪速購買組合	北 田 輝
兵庫	神戶消費組合	一 福 井 捨 一
同	灘購買組合	那 須 善 治
鳥取	鳥取購買組合	淺 沼 喜 雄
福岡	三池共愛購買組合	日 野 威
鹿児島	信購買組合共助會	大 井 藤 助

第四號議案 本年度事業方針ノ件

決議 可決

追加問題、志立氏より次の提案あり

本年はロツチテール開拓者組合創業滿九十年に當るので、之を記念する催しを行ひたい、餘り經費のかゝらぬもので、有益な方法はないか考へて欲しいとの提案である、その實行方法については東京横濱幹事會に於て原案を作成し全幹事會に提出すること決定した。

以上で、九年度運動方針を決定し、會員提出問題に入る。

一、消費經濟ヲ目的トスル各學生ノ申合團體ヲ消費組合へ加入セシメ得ル様法ノ改正ヲ其ノ筋へ建議ノコト

理由 學費節約ノ爲學生間ニ於テ組織スル學生塾ヲ組合へ加入セシムルコトハ何等ノ弊害ナクシテ、學費經濟上大イニ貢獻シ得ルモノナルニ依リ之ヲ加入ノ途ヲ開クノ必要ヲ認ムルモノトス

決議 可決

二、産業組合法第二條第一項改正ノ結果有限責任ノ組合トシテ存在シ得ルハ市街地信用組合(同項第一號)及市街地購買組合(同項第二號)ノミナリシヲ以テ市街地信用購買組合モ有限責任タリウル様同項ニ第三號ヲ追加セラレンコトヲ建議スル件

決議 可決

以上を以て提出問題の審議を全部終り、懇談的に各種の問題につき論じ、特に志立氏より現在の消費組合に對しより多數の勞働者が入つて來なくては、消費組合として無意味である。それは都市のみならず、農村に於ても同様で、大工場、會社等は自分の消費組合を作つて居る様であるが、之を全消協に入れることが大切であるとの意見を述べられた。

二〇、第七回全國産業組合製絲協議會

期日 昭和九年五月十五日、十六日

場所 東京市赤坂區溜池、三會堂

主催 産 業 組 合 中 央 會

協議問題と對策は次の如くであつた。

甲、中央會提出問題

一、現時ノ蠶絲界ノ状態ニ鑑ミ産業組合製絲ノ採ルベキ方策  
乙、出席者提出問題

一、假渡金ニ關スル件

二、乾繭保管ニ關スル件

三、原蠶種國家管理促進ニ關スル件

四、生絲販賣統制ニ關スル件

五、絹織物消費稅撤廢ニ關スル件

六、絹織物混裁歩合表示ニ關スル件

七、輸出生絲出荷制限撤廢ノ件

八、組合製絲ニシテ年度内ニ加工シ能ハザル乾繭及乾繭倉庫ノ保管額  
ニ限リ組合製絲ニ於テ依託繅絲ヲ爲シ得ル様共ノ筋ニ要望ノ件

九、生絲國內消費増加ノ目的ヲ以テ絹織物稅ノ撤廢ヲ政府ニ要望ノ件

一〇、生絲ノ出荷三割制限中ト雖組合製絲ハ供繭ヲ担ムコトヲ得ズ之ヲ  
乾繭保管スルノ義務アルヲ以テ乾繭共同保管獎勵金ヲ三割迄増額セ  
ラレシムコトヲ政府ニ要望ノ件

一括委託となり七は撤回され左の決議を得た。

決議

一、産業組合製絲自體ノ採ル可キ方策

現下蠶絲業ノ非常時ニ際シ益々組織ヲ強化シテ團ルハ勿論組合運営ニ  
對シテハ一層産業組合主義ニヨル常道ヲ確守シ尙次ノ事項ニ就テハ  
最善ノ途ヲ講ズルコト

(イ) 組合員ニ對スル原料政策ヲ遂行シ自勞自桑主義ニ依ラシメ且  
供繭制度ノ確立ヲ圖ルコト

(ロ) 組合ノ整理廢合及事業ノ合同ヲ促進シ時代ニ適應セル經營ヲ  
行フコト

(ハ) 供繭ニ對スル假渡金ノ協定並ニ其他相互ノ聯絡ヲ益々密接ナ  
ラシメルコト

(ニ) 配分平衡積立金ノ造成ニ努ムルコト

二、政府ニ對スル要望

(イ) 蠶絲業ノ更生策トシテ生産及販賣ノ統制ニヨル價格ノ安定ト  
需給均衡及優良品廉價生産ニ努ムルコト極メテ緊要ナリ仍テ  
之ガ實現ニ付キ最善ノ途ヲ講ゼラレタキコト

(ロ) 産業組合製絲ハ養蠶農業者ヲ基礎トシテ蠶絲業各部門ヲ自己  
ノ組織内ニ包容スルヲ以テ何等内的矛盾ヲ有セズ故ニ蠶絲業  
ノ統制並ニ養蠶業ノ更生ニ關シ極メテ重要ナル立場ニアルコ  
トヲ確認シテ之ガ獎勵助成政策ヲ採ラレタキコト

(ハ) 生絲ノ需要喚起ハ極メテ緊要ナルヲ以テ  
生絲需要増進事業ノ補助  
絹織物消費稅ノ撤廢  
絹製品ノ絹混用歩合ノ表示  
等ヲ實現セラレタキコト

(ニ) 養蠶應急資金ヲ増額シ迅速ニ融通セラレタキコト

(ホ) 乾繭保管ノ助成金交付ニ當リテハ組合製絲ノ立場ヲ考慮シ其  
ノ進展ニ支障ヲ來サザル様實施セラレタキコト

(ハ) 産業組合製絲ニシテ年度内ニ加工シ能ハザル乾繭及産業組合  
ニ依ル乾繭倉庫ノ保管額ニ限リ産業組合製絲ニ於テ依託繅絲  
ヲナシ得ル途ヲ開カレタキコト

(ト)

原野種國家管理法ハ漸ク法律トナリ本年度ヨリ實施ヲ見タルモ其ノ所期ノ目的到達ニハ拾年ノ歲月ヲ要スル豫定ナルヲ以テ之ガ年限ヲ短縮シ速カニ其ノ目的ヲ達成セラレタキコト

更に議長右決議中政府に對する要望事項に就ては實行委員を擧げて直に實行に移したら如何。議長指名にて審議委員に新井高四郎、河野正一兩氏を加へて十七名とする事に決定、次で月田議長の閉會の辭あり本會を閉ぢた。

二一、第一回全國鶏卵販賣組合協議會

一、期日 昭和九年五月十七日、十八日の兩日

二、會場 東京市赤坂區溜池三會堂

三、主催 産業組合中央會

協議問題とその對策次の如し

中央會提出問題

産業組合系統ニ依ル鶏卵販賣統制ニ關スル報告並協議

決議

産業組合系統ニ依ル鶏卵販賣統制ニ關スル對策

一、養鶏ノ盛ナル地方ニシテ産業組合未設置町村ハ此ノ際速ニ組合ヲ設立シ事業ノ開始ヲナスコト

二、養鶏ノ盛ナル地方ノ組合ニシテ鶏卵販賣ヲ爲サザルモノハ速ニ之レガ開始ヲナシ、其ノ事業分量少ナキ場合ハ原因ヲ調査シテ協力事業分派ノ増加ヲ圖ルコト

三、鶏卵ヲ取扱フ産業組合ハ養鶏飼料、荷送材料、養鶏ニ關スル諸村

料等ノ取扱ヲモ併セ行フコト

四、各道府縣販賣組合可能ナル限り産業組合ニテ区域内ノ鶏卵販賣、飼料荷送材料養鶏ニ關スル諸材料等ノ配給ヲ統制スルガタメ積極的方法ヲ講ズルコト

五、全販聯ハ鶏卵聯合販賣所ノ業務ヲ速ニ繼承シ全國的統制ニ努ムルノ外、滿洲其ノ他海外ニ新販路ノ開拓ヲナスコト

六、全購聯ハ飼料配給ノ増大ヲ圖リ又荷送リ其ノ他養鶏ニ關スル諸材料ノ取扱ヲ開始スルコト

七、産業組合中央會、各道府縣信聯等ノ系統金融機關ニ於テハ鶏卵販賣其ノ他養鶏ニ關スル金融ノ便ヲ圖リ特ニ中央金庫ハ低利且ツ迅速ニ資金ノ融通ヲナスコト

八、産業組合中央會及道府縣支會ハ協議會ヲ開催シテ雞卵販賣組合ノ相互連絡ヲ圖リ又講習會ノ開催、パンフレット、リーフレット、ポスター等ノ作成ヲナシ鶏卵販賣組合ノ進展ニ資スルコト

九、産業組合ハ農會、養鶏組合等ト聯絡協同シテ生産ノ改善ヲ圖リ其ノ販賣ハ可能ナル限り産業組合系統ノ取扱トナス様努ムルコト

十、問屋其ノ他ノ業者ニ對シテハ出來得ル限り産業組合系統下開港ナル取引ヲナス様其ノ理解ニ努ムルコト

十一、中央卸賣市場ニ對シテハ事情ヲ考慮シソノ對策ヲ講ズルコト

十二、産業組合系統ニヨル鶏卵販賣統制ヲ期スルタメ左記事項ノ要望ヲナスコト

1、鶏卵ノ販賣、飼料、荷送材料、其ノ他養鶏ニ關スル諸材料ノ購入ハ産業組合系統ニ依ルベキ方針ヲ確立セラレタキコト

2、官營検査ヲ實施セラレタキコト

3、穀卵販賣統制ニ關シ全販聯及該事業ヲ行フ道府縣購販聯ニ對シ  
相當額ノ助成金ヲ交付セラレタキコト

4、滿洲ノ他海外ニ新販路ヲ開拓スルタメ相當助成ヲナサレタキ  
コト

5、穀卵ノ加工、産卵ノ處分等ニ關スル適當ナル研究施設ヲ講ゼラ  
レタキコト

### 三三、全國信用組合聯合會協會第四回通常總會

日時 昭和九年五月二十四日

場所 産業組合中央金庫講堂

審議事項は左の如くであつた。

一、中央金庫保證手数料増額要望ノ件 (鳥根縣信聯提出)

二、信聯餘裕金ヲ信託預金トシテ運用出來得ル様其ノ筋ニ要望ノ件 (和歌山縣信聯提出)

三、産業組合中央金庫ニ於テ特ニ短期資金ニ限リ一定ノ條件ノモトニ  
相當低利(コト)ル資金ニ做ヒ)ヲ以テ貸出方要望ノ件 (福岡縣信聯提出)

四、中央金庫代理貸付開始ノ件

五、中央金庫債務保證手数料増額ノ件

六、中央金庫並ニ信用組合聯合會餘裕金運用方法 (東京府信聯提出)

七、販賣販買事業投資方法 以上

### 三三、小麥、大麥、茶種、豆類取引協議會

全販聯東京事務所管下の小麥、大麥、茶種、豆類取引協議會  
は全販聯主催の下に去る六月二日午前九時より午後六時迄約九  
時間に亘り、赤坂溜池三會堂に於て開かれた。尙午後三時頃よ  
り小麥、茶種の大取引先たる製粉、製油會社の代表者數名も加  
り、取引上の諸點に付き種々打合や意見の交換を行ひ、盛會裡  
に散會した。

當日の協議事項は三問題あり、次の如く決定せられた。特に  
九の『小麥ノ價格維持ニ關スル件』に付きては、小委員會を設  
け、慎重對策を樹立した。

(甲) 小麥ノ取引ニ關スル件

一、各道府縣ニ於ケル小麥販賣統制事情ニ關スル件

二、本會臨時駐在員設置ニ關スル件

三、金融ニ關スル件

(イ) 貯蓄資金ノ運用

(ロ) 假設金ノ融通——本會定款第四十三條ニ依り假設ヲ行フ、金  
利ハ日歩一錢三厘五毛トス

四、小麥販賣上留置スベキ事項ニ關スル件

(イ) 各所屬聯合會ニ對スル小麥出荷割當數ハ責任出荷タルト自由  
出荷タルトヲ問ハズ出荷スル様努力セラレタキコト

(ロ) 販賣スベキ小麥ノ一回ノ出荷量ハ可成百噸以上ヲ目標トシテ  
取証メラレタキコト、但シ平均賣ニヨル出荷ヲ除ク

(ハ) 等級別ノ販賣ニ就テハ製粉會社トノ取引上有利ナルニ付キ御留意ノコト

五、無條件委託及平均賣益ニ共同計算勵行ニ關スル件

別紙要項ニ依リ實行セラレタキコト(省略)

六、見本小麥ニ關スル件

穀物検査所ト連絡ヲ取り取引用見本小麥ヲ各等級別ニ二升宛速ニ送附セラレタキコト

七、小麥ノ取引格差ニ關スル件

本年度ヨリ關東小麥ノ取引格差ハ斤量制ニ改マリ格差ハ左記ノ通り決定ス、東北小麥モ之ニ準ズルコト、ナレリ

等級 一等、二等、三等、四等、等外

格差 三斤上、二斤上、標準、三斤下、六斤以上下

但シ北海道ヲ除ク

八、小麥ノ等級區分並ニ標準品ニ關スル件

小麥ノ等級區分ヲ一、二、三、四、等外ノ五階級ニ統一シ各府縣共其ノ標準ヲ一定シ度シ

九、小麥ノ價格維持ニ關スル件

十、農會其他各種團體トノ連絡協同ニ關スル件

(乙) 菜種ノ取引ニ關スル件

一、各道府縣ニ於ケル菜種ノ販賣統制計畫ニ關スル件

二、菜種取引上改善ヲ要スル事項ニ關スル件

三、菜種販賣方法ニ關スル件

別紙菜種販賣要項参照(省略)

四、菜種ノ取引格差ニ關スル件

等級 一等 二等 三等 四等 (備考)  
格差 二五錢上、一五錢上、標準、二〇錢以上下 (赤種)

五、菜種見本送附ニ關スル件

速ニ產地別各等毎ニ見本一升宛ヲ本會へ送附セラレタキコト

六、販賣日ニ關スル件

販賣日ヲ決定シ來ル六月十五日迄ニ本會へ報告セラレタキコト

(丙) 其他ノ取引ニ關スル件

一、大麥取引ニ關スル件

小麥ニ準ジ取扱ヲ行フ、本年度各等級見本ヲ一升宛送附ノコト

二、豆類ノ取引ニ關スル件

### 二四、第十一回産業組合協議會

日時 昭和九年六月十九、二十日

場所 宇都宮市商工獎勵館

第一日 (六月十九日)

午前九時三十分開會、中央會濱田主事開會の挨拶を述べ、次いで宮城主事より中央會提出問題に關する提案説明なし議長指名により研究發表に入る。

一、産業組合運動ト政治トノ關係ニ關スル研究

第二日 (六月二十日)

午前九時開會、議長千石理事開會を宣し昨日よりの協議續行午後より出席者の研究發表及討議に入る。

○日井(京都)「産組ノ原理ト産組資金運用ニ就テ」

○浅川文哉(栃木)「産組運動ノ統制ヲ期スル手段ニ就テ」

○三島豊四郎(中金)「産業組合ノ原理」

○浅田真二(神奈川)「産膏聯ト政治」

○前田一(長野)「産組ノ經營方針ニ就テ」

○青木一巳(中央會)「優良産組ニ於ケル二型態ニ就テ」

○瓜生仁(北海道)「部落共同體ト産業組合トノ結合」

○安田俊三(京都)「組合役職員教育ニ就テ」

○村岡正樹(中金)「組合金融ニ於ケル段階性ノ檢討」

○吉村直(全野聯)「購買組合活動現況ニ徴シ新細胞組織ノ確立ヲ期ス」

○全勝縣(原瀨萬次郎)「貸借對照表ノ分析的見方―殊ニ購買事業ニ就テ」

### 二五、産業組合問題研究會

一、場所 宇都宮高等農林學校

二、日時 六月二十一日(木) 二十二日(金)

三、各大學、専門學校教授及各道府縣産業組合主任官、支會主事約八十名の参加あり左記の如き研究發表と討議があつた。

#### 第一日―研究發表

産業組合とデモクラシーに就て

東大 近藤 康男

2、産業組合の本質と農家協同組合の機能に就て

京大 柳橋 初太郎

3、産業組合の任務 九大 澤村 康

4、シユルツエ・デーリツチとライフ・インセンの論争 北大 渡邊 侃

5、デンマークの産業組合に就て 鳥取高農 山根 忠孝

6、消費者の組合と農業生産組合との關係に就て 中央會 金井 滿

7、協働組合主義に就て 専大 篠田 七郎

8、産業組合諸問題 農林省 田中 長茂

9、資本主義經濟組織の發展と農村産業組合制度の動向 鹿兒島高農 吉田 安喜雄

10、時局蠶絲業對策と産業組合 上田高農 早川 直瀨

#### 第二日

第一部 農村の再組織化と産業組合 報告者

杉野 忠夫

第二部 流通過程と産業組合 報告者

本位 田 祥男

第三部 農業生産過程と産業組合 報告者

東畑 精一

#### 二六、鶏卵並に木炭販賣協議會

八月二十九日赤坂溜池三會堂で開催

### 鶏卵販賣協議會

- 午前十時開會、有働會長開會之辭を述べ直ちに協議に入る。
- 一、道府縣販賣ニ於ケル鶏卵販賣状況ニ關スル件  
生産状況、縣外移出状況、所屬組合の販賣状況、道府縣聯の販賣成績と販賣計畫について報告を求め、指名によつて千葉、長野、愛知、静岡、新潟、島根等より夫々事情を紹介せられた。
  - 二、全販聯鶏卵販賣事業進展方策ニ關スル件  
全販聯提出の要項により協議し、原案の通り決定
  - 三、鶏卵ノ出荷及販賣ニ關スル件
  - 四、荷造規格ニ關スル件
  - 五、取扱鶏卵ノ品位向上ニ關スル件 全販聯案の通り決定

### 木炭販賣協議會

- 午後一時半開會、農林省より井上林政課長、周東金繼課長の挨拶あり、直ちに協議に移る。
- 一、道府縣販賣ニ於ケル木炭販賣状況ニ關スル件
  - 二、全販聯木炭販賣事業進展方策ニ關スル件
  - 三、全販聯木炭取扱量年豫定数量及昭和十一年度所屬聯合會ノ各販聯ニ對スル木炭出荷豫定数量ニ關スル件
  - 四、木炭ノ出荷並ニ販賣ニ關スル件
  - 五、木炭ノ販賣資金ニ關スル件

### 二七、全國道府縣購買組合聯合會協議會

- 日時 昭和九年八月三十、三十一日  
場所 帝國農會ビル  
主催 全國購買組合聯合會
- 一、全聯聯肥料事業概況報告
  - 一、協 議
  - 一、昭和九年度肥料配給計畫ニ關スル件  
(イ) 道府縣別配給計畫  
(ロ) 品目別配給計畫
  - 二、昭和九年度重要肥料取扱方針ニ關スル件
  - 三、宣傳情報事業ニ關スル件
  - 四、肥料統制事業遂行上遭遇シタル各種ノ障礙並其ノ對策ニ關スル件

### 二八、肥料購買組合事業促進に關する打合會

- 日時 昭和九年九月一日午前九時  
場所 産業組合中央金庫講堂
- 表記打合會は、今回の肥料取扱促進の運動の開始の趣旨、方法を遺憾なく關係二十府縣の當事者に諒解せしむるために開催したのである。
- 肥料ノ購買事業ヲ行フ産業組合ノ普及發達ニ關スル事業計畫
- 一、目的 肥料ノ購買事業ヲ行フ産業組合ノ普及發達ヲ圖ルニ在リ
  - 二、事業 前項目的達成ノ爲左ノ事業ヲ別記地方ニ於テ行フコト

(一) 肥料配給改善協議會

府縣毎ニ縣廳存官、産業組合中央會府縣支會及同郡都會、府縣農會  
郡市農會及産業組合聯合會等ノ役員ヲ募集シ求メ肥料配給改善ニ  
關シ各團體ノ本質ニ鑑ミ各其ノ分野ニ應ジ本施設實行ニ關シ一致協  
カスルノ具體的方針ヲ協議セシムルモノトス

(二) 肥料購買事業促進協議會(縣ニケ所或ハ三ケ所)

郡又ハ二、三郡毎ニ其ノ地域内所在ノ肥料ノ取扱ヲ爲ス購買組合ノ  
役員ヲ召集シ協議會ヲ開キ府縣購買組合聯合會ノ肥料配給計畫ニ  
基キ各個組合ノ肥料購買事業ノ促進ニ付協議ヲ爲シ組合及組合ニ於  
ケル肥料取扱高ノ増加ヲ期スルモノトス

(三) 肥料購買事業開始協議會(四―七ケ所)

農村購買組合ニシテ未ダ肥料ノ取扱ヲ爲サザルモノニ對シ之ガ事業  
ノ開始、農村産業組合ニシテ未ダ購買事業ヲ發售セザルモノニ對シ  
購買事業ヲ發售セシメ肥料ノ取扱ヲ爲サシムル爲メ郡又ハ二、三郡毎  
ニ其ノ地域内所在産業組合ノ役員、當該町村吏員又ハ町村又ハ農  
會技術員等ヲ召集シ肥料購買事業開始ニ付協議シ、肥料購買計畫ヲ  
樹立セシムルモノトス

(四) 肥料購買ニ關シ系統發團利用促進協議會(一ケ所)

府縣毎ニ肥料購買ニ關シ系統發團利用促進協議會ヲ開キ購買組合、  
同聯合會ノ役員ヲ召集シ肥料購買ニ關シ聯合會ト組合トノ連絡ヲ  
一層緊密ナラシムルコトヲ協議スルモノトス

(五) 肥料購買事業不振地方講演會(縣二〇―二五ケ所)

肥料購買事業不振組合ノ所在町村毎ニ又ハ最密二、三町村毎ニ講演  
會ヲ開催シ、組合役員、町村吏員、農會役員及組合員タル中堅

青年ヲ召集シ組合ノ經營等ニ關シ講習ヲ爲シ事業ノ進展ヲ圖ルモノ  
トス

(六) 肥料ノ購買事業ヲ行フ産業組合ノ普及發達ヲ圖ルガ爲印刷物ノ配  
布及活動寫眞ノ映寫

肥料ノ購買事業ヲ行フ産業組合ノ普及發達ヲ圖ルガ爲有效適切ナル  
印刷物ヲ配布スルノ外肥料配給改善ニ關スル活動寫眞ヲ映寫シ肥料  
配給改善ノ趣旨ノ普及、肥料ノ購買事業ヲ行フ産業組合ノ事業ノ進  
展ニ資セントス

二九、第二回全國漁村産業組合協議會

日時 昭和九年九月十八、十九日

場所 東京市赤坂溜池三會堂

協議問題と對策次の如し

甲、中央會提出問題

一、前回決議事項ノ實行ニ關スル報告

二、漁村産業組合ノ發展策

左記事項ニ分テ協議スルモノトス

1、漁村ニ於ケル産業組合ノ發展ヲ阻害スル理由

2、漁業協同組合、漁業組合トノ關係

3、單位組合ノ行フベキ事項

4、支會ノ行フベキ事項

5、全國中央機關ノ行フベキ事項

決議 第二回漁村産業組合協議會提出問題ニ對スル對策

第一 漁村産業組合ノ行フベキ事項

- 一、漁村産業組合ハ區域内漁業者ヲ全部加入セシメ組合事業ノ利用徹底ヲ期スルコト
- 二、漁村産業組合ハ極力漁業組合ノ加入ニ努ムルコト
- 三、漁村産業組合ハ四種事業ノ兼管ヲ爲シ組合員ノ産業並經濟ノ統制ヲナスコト
- 四、漁村産業組合ハ漁業組合ト聯絡ヲ圖ルト共ニ部落委員ヲ設置シテノ活動ニ依リ常ニ組合經營ニ組合員ノ意志ヲ反映セシメテ左記事項ノ徹底ヲ期スルコト
  - 1、特ニ貯蓄心ノ涵養ニ努メ貯金ノ獎勵ヲナシ佃荒救済ニ資スルコト
  - 2、漁業設備ノ改善刷新及負債整理ニ必要ナル長期低利ノ資金ノ融通ニ努ムルコト
  - 3、資金ノ融通ニ付テハ農業動産信用法ヲ活用スルコト
  - 4、漁船、漁具、倉庫等ノ利用設備ニ力ヲ注グコト
  - 5、漁具、重油、輕油等ノ産業用品ノミナラズ主要ナル生活必需品ハ必ず之ガ取扱ヲ爲スコト
  - 6、魚獲物ノ販賣ヲ統制シ更ニ進ンデハ加工販賣ヲナス様努ムルコト
  - 7、漁村産業組合ハ道府縣支會及部會並各種團體ト連絡提携シ講演會、懇談會、活動寫眞會等ノ開催、印刷物ノ配布等ニヨリ漁業者ニ對シ産業組合精神ノ普及徹底ニ努ムルコト
- 第二 道府縣支會及聯合會ノ行フベキ事項
  - 一、道府縣支會及聯合會ハ水産關係各種團體ト密接ナル聯絡ヲ圖リ漁

村産業組合ノ進展ニ努ムルコト

- 二、道府縣支會及聯合會ハ未設置町村及不振組合ニ對シ協力シテ其ノ對策ヲ樹テ之ガ設立並整理刷新ニ努ムルコト
- 三、道府縣支會ニ於テハ適當ナル組合ヲ選定シ五ヶ年計畫特別指導組合ヲ設置シ漁村産業組合ノ標準ヲ示スルコト
- 四、道府縣支會ノ本協議會ノ決議ヲ徹底セシムルタメ漁村産業組合協議會ヲ開催スルノ外講習會ノ開催印刷物ノ配布等ニ依リ漁村産業組合教育ニ資スルコト
- 第三 中央機關ノ行フベキ事項
  - 一、産業組合中央會ハ産業組合中央機關並水産關係各種中央機關ト十分ナル連絡協調ヲナシ漁村産業組合ノ普及發達ニ努ムルコト
  - 二、産業組合中央金庫ハ漁村産業組合ニ對シ各種ノ低利ナル資金ヲ敏捷ニ融通スルコト
  - 三、全國購買組合聯合會ハ漁具、重油、輕油等ノ漁業用品ノ取扱ヲ一層擴張スルト共ニ生活必需品ノ配給ニ付キ努力スルコト
  - 四、全國購買組合聯合會ハ其ノ取扱フ海産物ヲ漁村産業組合ヨリ購入スル様努ムルコト
  - 五、全國未設置販賣購買組合會ハ海産物ノ取扱ヲ開始スルコト
- 第四 政府ノ要望事項
  - 一、漁村ニ於ケル經濟的施設ハ原則トシテ産業組合ヲ中心タラシムル様監督指導獎勵ノ方針ヲ確立セラレ農林省ハ之ヲ地方廳ニ通知セラレタキコト
  - 二、漁村産業組合ノ爲ニ低利資金ヲ潤澤ニ供給セラレタキコト
  - 三、漁村産業組合ノ施設スル漁船、海産物ノ加工及貯蓄設備、重油積

無線電信其ノ他ノ共同施設ニ對スル補助金ノ一府多額ニ交付セラレ  
タキコト

四、中央卸賣市場ノ卸賣人ニ販賣組合聯合會ヲ指定シ又ハ産業組合ノ  
共同販賣所ヲ設置セラレタキコト

五、産業組合ノ取扱フ重油ハ免税手續ヲ省略セラレタキコト

六、農産物産信用法ニ依リ抵當標設定スベキ指定産中ニ漁網其ノ他  
漁具ヲ加ヘラレタキコト

乙、出席者提出問題

一、漁村ノ經濟更生ヲ圖ル爲メ漁業用重油ノ免税手續ヲ左ノ如ク改正  
セラレンコトヲ其ノ筋ヘ建議ノ件

1、漁業用重油ノ購入ハ必ズ漁村産業組合又ハ漁業組合ノ手ヲ經ル  
コト

2、實際ノ消費高ヲ調査シ之ニ對シ毎年二回免税金ヲ交付スルコト

二、漁船用重油買受ノ免税手續ヲ簡易ニセラルル様其ノ筋ニ要望ノ件

三、産業組合ガ重油タンクヲ設置スル場合ニハ補助金ヲ交付セラルル  
様其ノ筋ニ要望ノ件

決議 右出席者提出問題ハ決議第四款第四、第五號ニ包括スルコト  
ニ決定ス

三〇、蠶絲業對策協議會

月日 昭和九年九月二十日、二十一日  
會場 東京市赤坂三會堂  
主催 産業組合中央會

左の如く蠶絲業對策を決定せり

現時養蠶農業者ノ窮迫ハ尙ニ名狀スベカラザルモノナリ。仍テ産業組  
合中央會ハ養蠶農業者ノ基礎トスル蠶絲業振興ヲ確立シ蠶絲業ノ局面打  
開ヲ期スルガ爲メ、産業組合ニ依ル養蠶農業者ノ産商處理ニ關スル對策  
ヲ定メテ之ガ實行ヲ期シ、以テ政府ノ積極的ニ施行セントスル蠶絲業對  
策ト呼應セントス

養蠶農業者ノ生繭及乾繭販賣、委託製絲、組合製絲等ノ産商處理方法  
ニ關シ産業組合ニ據ラザリシモノハ之ヲ産業組合事業ニ積極的ニ取り入  
レ且ツ之ガ運営ト進展ニ對シテ適正ナル指導ト計畫トヲ與ヘ、一貫シタ  
ル統制ノ下ニ相互ニ生ズル矛盾ヲ解消シ、一面ニ於テ特約商取引ノ是正  
購市場ノ轉換、共同乾繭倉庫運営ノ改善、組合製絲ノ堅實ナル發達ヲ期  
シ、他面ニ於テハ繭絲ノ價格維持及數量ノ調節ニ對シ自主的統制ヲナシ  
得ルノ途ヲ講ゼントス。

對策要項左ノ如シ

一、養蠶實行組合ヲ町村産業組合ヘ加入セシメ町村産業組合ヲ基礎ト  
シテ各種ノ産商處理ヲ營ム聯合會若ハ繭絲販賣組合ノ普及ヲ圖リ、  
府縣購買販賣組合聯合會ニ於テ之ガ統制ヲ期スルモノトス

二、府縣購買販賣組合聯合會ニ産業組合産商處理委員會ヲ置キ統制上  
必要ナル事項ヲ審議決定スルモノトス

三、産業組合中央會ハ關係官廳及團體ト協議ノ上實施要綱ヲ定メ且ツ  
必要ト認ムル協議會ヲ開催シテ急速ニ之ガ實現ニ努力スルモノトス

産業組合産商處理實施要綱

産商處理ノ大限日ハ養蠶農家ノ自主的組織タル産業組合製絲ノ擴大強

化ニ依リ之ヲ統制ヲ期スルニ在リ。然リト雖モ現下蠶絲業界ノ狀勢ニ於テハ先づ各種ノ處理方法ヲ取リ入レ之ニ統制ヲ與ヘ一貫シタル方針ノ下ニ產繭處理ヲ行ヒツ、養蠶農家ヲ基礎トスル蠶絲業根柢ヲ確立シテ結局ノ目的タル自主的組織ノ完成ヲ圖ルコト緊要ナリトス。

依テ產業組合中央會ハ蠶ニ發表セル蠶絲對策ニ基キ左ノ產繭處理實施要綱ヲ決定シ之ヲ實現ヲ期ス。

第一 指導統制ノ方法

指導統制ノ爲左ノ機關ヲ設ク

一、產業組合產繭處理統制中央委員會

產業組合產繭處理統制中央委員會ハ全國ノ產業組合ニ依ル產繭處理ノ指導及聯絡統制ニ關スル審議ヲナスモノトス。

產業組合產繭處理統制中央委員會ハ產業組合中央會ニ設置シ產業組合中央會、全國產業組合製絲組合聯合會、大日本生絲販賣組合聯合會、產業組合中央金庫、全國購買組合聯合會、全國米發販賣購買組合聯合會ヲ以テ之ヲ構成ス。

產業組合產繭處理統制中央委員會ハ關係官廳及團體（帝國農會、全國養蠶組合聯合會、全國製絲業組合聯合會其ノ他）ト協議スルモノトス。

二、府縣產業組合產繭處理統制委員會

產業組合中央會府縣支會ハ府縣ノ產業組合ニ依ル產繭處理ノ指導及聯絡統制ニ關スル審議ヲ行フ爲府縣產業組合產繭處理統制委員會ヲ府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣繭絲販賣組合聯合會ニ設ク。

府縣產業組合產繭處理統制委員會ハ產業組合中央會府縣支會府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣繭絲販賣組合聯合會、府縣信用組合聯

合會、府縣產業組合製絲組合、其ノ他府縣下產業組合組織ノ產繭處理機關（繭市場、共同乾繭倉庫等ノ代表）ヲ以テ之ヲ構成ス。

府縣產業組合產繭處理統制委員會ハ關係官廳及團體（府縣農會、府縣養蠶業組合聯合會、府縣製絲業組合其ノ他）ト協議スルモノトス。

第二 事業 方法

一、事業機關ノ構成

(一) 養蠶實行組合ヲ町村產業組合ニ加入セシメ町村產業組合ヲ以テ郡又ハ數ヶ町村區域ノ繭絲販賣組合聯合會（繭又ハ生絲販賣組合聯合會）ヲ組織ス。但シ右體型ノ如キ聯合會ヲ組織シ得ザル場合ニ在リテハ養蠶實行組合並ニ養蠶農家ヲ組合員トスル郡又ハ數ヶ町村區域ノ繭絲販賣組合ヲ組織スルモノトス。

(二) 繭絲販賣組合聯合會若ハ繭絲販賣組合ハ府縣購買販賣利用組合聯合會ニ加入シ若ハ必要ニ應ジ府縣繭絲販賣組合聯合會ヲ組織スルモノトス。

(三) 府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣繭絲販賣組合聯合會ハ前二項ノ體型ノ外既設組合製絲並其ノ他產業組合組織ノ產繭處理機關（繭市場、共同乾繭倉庫、養蠶倉庫等）ヲ全部包括加入セシム

二、實施 要 項

(一) 町村產業組合ハ左記方法ニ依リ區域内ノ產繭處理ヲ行フモノトス

1、町村產業組合ハ區域内養蠶農家ノ全部加入ヲ目標トストルト共ニ極力養蠶實行組合ヲ加入セシメ之ヲ供調ノ單位機關トスルコト

2、養蠶實行組合ノ組織金カラザル地方ニ在リテハ速ニ之ヲ設置

セシムルコト

3、法人加入ノ規定ナキ産業組合ハ速ニ定款變更ノ手續ヲ爲スコト

4、町村産業組合ハ生簡ノ取扱ヲ爲スル原則トシ、繭絲販賣組合聯合會ニ對スル供簡ト之ニ伴フ假渡金、買渡金ノ配分並所屬養蠶實行組合ニ對スル金融及肥料ノ配給ノ他必要ナル事業ヲ行フコト

5、養蠶實行組合ガ産業組合ニ加入困難ナル場合ニ在リテハ差額農家ヨリ直接集簡ヲナスコト

6、郡又ハ數ヶ町村區域ヲ以テ繭絲販賣組合聯合會ヲ組織スルコト詔ハザル地方ノ町村産業組合ハ直接府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣繭絲販賣組合聯合會ニ供簡スルコト

(二) 町村産業組合ヲ以テ構成スル繭絲販賣組合聯合會ハ左記方法ニ依リ産簡處理ヲ行フモノトス。

1、繭絲販賣組合聯合會ハ府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣繭絲販賣組合聯合會ノ指導統制ニ服シ町村産業組合ノ供簡ヲ乾繭、貯蔵、販賣スルコト

2、繭絲販賣組合聯合會ハ更ニ進ンテ製絲經營ヲ爲シ大日本生絲販賣組合聯合會ノ統制ニ服スルコト

3、繭絲販賣組合聯合會ハ事業ニ必要ナル設備(乾繭場、貯繭場、製絲工場、其ノ他附屬設備)ヲ設クルヲ原則トスルモ特定の借受ケヲ爲スモ之ヲ妨ゲザルモノトス。

(三) 郡又ハ數ヶ町村ヲ區域トスル繭絲販賣組合ノ事業ハ繭絲販賣組合聯合會ノ事業ニ準ズルモノトス

(四) 府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣繭絲販賣組合聯合會ハ左記ニ依リ事業ヲ行フモノトス。

1、府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣繭絲販賣組合聯合會ハ産業組合産簡處理事業ヲ總括シ府縣ニ於ケル各種産簡處理事業間ノ協調聯絡ヲ全フシ計畫進展ヲ期スルコト

2、府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣繭絲販賣組合聯合會ハ事業統制上必要アル場合ハ繭絲販賣組合聯合會、繭絲販賣組合ノ事業ノ一部又ハ全部ヲ行フコト

3、府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣繭絲販賣組合聯合會ハ區域内ノ組合製絲及同聯合會全部ヲ加入所屬セシメ必要ニ應ジ之ニ對シ委託製絲ヲ行フコト(要法律改正)

4、府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣繭絲販賣組合聯合會ニ繭市場、共同乾繭倉庫ヲ加入セシメタル組合ハ其ノ取扱簡ノ一部ヲ製絲販賣スルノ途ヲ講ズルコト

5、府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣繭絲販賣組合聯合會ハ産簡處理計畫ヲ實行シ其ノ事業統制ヲ期スルタメ必要ニ應ジ繭及生絲ノ販賣並加工ヲ營ミ得ル様ニ速ニ定款ノ變更ヲ爲スト共ニ大日本生絲販賣組合聯合會ニ加入ノ手續ヲ經ルコト

(五) 産業組合經營ノ繭市場、共同乾繭倉庫ハ左記方法ニ依リ其ノ轉換策ヲ講ズルモノトス。

1、繭市場、共同乾繭倉庫ハ極力其ノ内容ノ整備刷新ヲ図リ速ニ府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣繭絲販賣組合聯合會ニ加入スルコト

2、繭市場、共同乾繭倉庫ハ取扱簡ヲ漸次府縣購買販賣利用組合

聯合會若ハ府縣繭絲販賣組合聯合會ニ販賣委託ヲ爲スカ又ハ其ノ管ム製絲ニ供繭スルト

3、繭市場、共同乾繭倉庫ニ在リテハ成ルベク自ラ製絲ノ途ヲ講ジ大日本生絲販賣組合聯合會ニ加入スルト

4、繭市場、共同乾繭倉庫ハ成ルベク急遽ニ町村産業組合ヲ以テ構成スル繭絲販賣組合聯合會ニ組織ヲ變更シ若ハ發賣實行組合ヲ極力加入センメタル繭絲販賣組合トスルト

(六) 既設産業組合製絲ハ速ニ府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣繭絲販賣組合聯合會ニ加入スルト共ニ郡又ハ數ヶ町村ヲ區域トスルモノニ在リテハ成ルベク町村産業組合ヲ以テ構成スル聯合會ニ組織ヲ變更シ若シ其ノ困難ナル場合ハ發賣實行組合ヲ加入セシメ内容ノ整備充實並事業ノ刷新ヲ期スルモノトス

(七) 産業組合中央金庫及府縣信用組合聯合會ハ夫々産業組合産繭處理統制中央委員會及府縣産繭處理統制委員會ノ議ニ參畫シ以上ノ諸施設ニ對シ極力金融ノ途ヲ講ズルモノトス

三、産繭處理實施方針

(一) 本計畫ノ實施ニ當リテハ各府縣ニ於テ夫々其ノ事情ニ應ジ昭和十年ヲ初年度トスル三ヶ年計畫ヲ樹立スルモノトス

(二) 産業組合製絲ガ相當ニ普及發展シ更ニ之ヲ擴充セシムルコトニ依リ全般の産繭處理ノ統制ヲ圖リ得ル府縣ニ在リテハ府縣産業組合製絲組合ヲ以テ統制ノ強化ニ努ムルモノトス。産業組合製絲ノ設立及擴充ヲナスニ當リテハ常ニ全國産業組合製絲組合聯合會ノ指導ヲ受クルモノトス

(三) 繭市場及共同乾繭倉庫ハ成ルベク自己製絲ノ轉換スベキモノ

ナリト雖モ之ヲ困難トスルトキハ府縣購買販賣利用組合聯合會若ハ府縣繭絲販賣組合聯合會へ一部供繭ノ上製絲ヲ行フ。此ノ場合ニ於テ府縣聯合會ニ供繭スベキ部分ニ對シテハ繭市場又ハ共同乾繭倉庫ハ環メ組合員ト契約ノ上地區のニ決定シ置クモノトス。前項ノ場合ハ年次のニ供繭數量ヲ増加スルモノトス。

(四) 委託製絲ハ適當ナル對手方アツテ始メテ實行シ得ベキモノナルヲ以テ周到ナル注意ヲ要スルモノトス

産業組合産繭處理實施ニ關シ政府へ要望スヘキ事項

一、産業組合ニ依ル産繭處理事業ニ對シ助成金ヲ交付セラレタキコト

二、特ニ産業組合製絲ノ設立合同設備改善等ニ對シテハ積極的ニ助成セラレタキコト

三、産業組合製絲ハ他ノ産業組合若ハ産業組合聯合會ヨリ委託製絲ノ依頼ニ應ジ得ル様法律ヲ改正セラレタキコト

四、共同乾繭倉庫ノ一部製絲ヲ簡易ニ認メ且ツ必要ナル場合ニハ全部製絲ヲ認メラレタキコト

五、發賣實行組合ヲ町村産業組合へ加入ヲ容易ナラシムル様農林省ヨリ地方廳へ通牒ヲ發セラレ尙ホ町村區域ノ發賣實行組合モ産業組合ニ加入ナシ得ル様法令ヲ改正セラレタキコト

三二、第六回全國農業倉庫協議會

日時 昭和九年十月四、五日

場所 東京市赤坂三會堂

主催 産業組合中央會

協議問題及決議左の如し

甲、中央會提出問題

一、現下ノ狀勢ニ鑑ミ米穀ノ自主的販賣統制強化ノタメ特ニ農業倉庫産業組合並系統各機關ニ於テ探ルベキ方策

二、農業倉庫ニ於ケル木炭取扱一悶スル報告並協議

決議一 現下ノ狀勢ニ鑑ミ米穀ノ自主的販賣統制強化ノタメ特ニ農業倉庫、産業組合並系統各機關ニ於テ探ルベキ方策

甲 各機關ニ於テ施行スベキ事項

政府ノ米穀對策決定ニ當リ産業組合、農業倉庫及其ノ系統機關ヲシテ強力ナル自治的統制ヲナサシムルハ最モ適正且妥當ノ方策ナルヲ以テ吾人ハ之ガ實現ヲ要望スルト共ニ從來ノ方針ニ則リ米穀統制法ノ運用ト相俟テ組合員ノ生産シタル米穀ノ全部取扱ヲ目標トシテ進ミ一層自主的販賣統制ノ強化ヲ圖ラザルベカラズ

現下ニ於ケル米穀應急對策トシテハ出來秋ニ於ケル生産者ノ投資米ヲ調節スルコト最モ喫緊且適切ナリ

依テ特ニ此ノ際左記事項ノ實行ヲ期ス

(一) 農業倉庫、産業組合

一、農業倉庫、産業組合ハ其ノ區域内ニ於テ過去數年間ニ於ケル出來秋ヨリ翌年一月迄ノ間ニ生産者ノ販賣シタル米穀ノ數量ヲ調節シ其ノ平均數盈ノ五割ニ相當スル數量ヲ以テ調節米ト爲スコト出來秋ニ於テ投資セザルヲ得ザルガ如キ生産者ノ米穀ハ特ニ之ヲ調節米ト爲ス様努ムルコト

二、調節米ハ翌年一月末迄農業倉庫ニ保管シ、農業倉庫ヲ經營シ居ラザル産業組合ニ在リテハ自己ノ倉庫又ハ借入倉庫ニ保管シ、二月以後ニ於テ平均賣ヲ行フコト

調節米以外ノ販賣米ニ在リテモ極力平均賣ヲ行フコト

三、調節米ニ對スル金融ハ公定最低價格ヲ下ラザル様融通シ販賣代金ノ決済ハ共同計算ノ方法ニ依ルコト

四、調節米ノ販賣ニ付テハ總テ系統機關ヲ利用シ其ノ決定ニ基キ月別出荷ヲ勵行スルコト

五、本事業實施ニ付テハ農會其他團體團體ト協力スルコト

六、米穀販賣假渡金ニ付テハ速ニ定款ヲ變更シ公定最低價格ヲ下ラザル様規定スルコト

(二) 道府縣販賣組合聯合會

一、道府縣販賣組合聯合會ハ所屬組合ノ事業ノ振興並統制的活動ノ強化ヲ圖リ平均賣ヲ勵行セシムルコト

二、道府縣販賣組合聯合會ノ販賣米ニ付テハ全國米穀販賣購買組合聯合會ヲ利用シ之ト協定シ月別出荷ヲ勵行スルコト

從來有セシ單獨取引先ニ販賣スルノ止ムヲ得ザルモノニ付テハ必ズ全國米穀販賣購買組合聯合會ト協議スルコト

三、販賣代金ノ決済ニ付テハ可及的共同計算ノ方法ニ依ルコト、ナシ特ニ調節米ノ販賣ニ付テハ之ガ實行ヲ期スルコト

四、米穀販賣假渡金ニ付テハ速ニ定款ヲ變更シ公定最低價格ヲ下ラザル様規程スルコト

(三) 全國米穀販賣購買組合聯合會

一、全國米穀販賣購買組合聯合會ハ米穀販賣ノ全國的統制機關トシ

テ所屬販賣組合聯合會ニ對シ自主的販賣統制強化ノ諸方針ヲ積極的ニ勵行セシムルコト

二、全國米穀販賣購買組合聯合會ハ所屬販賣組合聯合會ニ對シ月別出荷ヲ勵行セシムルコト

三、全國米穀販賣購買組合聯合會ハ常用米販賣ニ對スル販路ヲ積極的ニ開拓スルコト

四、全國米穀販賣購買組合聯合會ハ購買組合其他消費者團體ト積極的ニ取引ヲナスコト

五、全國米穀販賣購買組合聯合會ハ速ニ其ノ出資金ヲ增加スルコト

(四) 産業組合中央金庫並道府縣信用聯合會

一、産業組合中央金庫並道府縣信用組合聯合會ハ自主的販賣統制強化ヲ達成スル爲速ニ全國米穀販賣購買組合聯合會及道府縣販賣組合聯合會ニ對スル貸付最高限度ヲ擴張シ積極的ニ金融ノ途ヲ開シテ

特ニ調節米ニ對シテハ極力低利迅速ナル取扱ヲナスコト

二、政府ハ對スル賣渡米假渡資金ノ融通ニ付テハ簡易迅速ニナシ得ルノ途ヲ講ズルコト

(五) 産業組合中央會並産業組合中央會道府縣支會

一、産業組合又ハ農産倉庫未設置ノ町村ニハ速ニ之ガ設立ヲ爲サシメ、販賣事業未開始組合ニ對シテハ此ノ際一齊ニ事業ヲ開始セシムルコト

二、市街地購買組合ノ普及發達ヲ圖リ全國米穀販賣購買組合聯合會ト積極的ニ取引ヲ爲ス様ヲ勵スルコト

三、農産倉庫、産業組合ノ米穀自主的販賣統制強化ノ事業ニ對シテハ地方ノ事情ニ應ジ適切ナル指導ヲ加ヘ其ノ效果ヲ擧グル様ヲ核計

乙 スルコト

政府ハ對スル要項

一、外地米ニ關シテハ速ニ適切ナル方策ヲ確立セラレタキコト

二、公定最低價格ニ保管料及金利ヲ累加計算セラレタキコト

三、産業組合ニ依リ自主的販賣統制強化事業助成ノ爲低利資金ヲ潤澤且ツ迅速ニ供給セラレタキコト

四、米穀貯藏獎勵規則ノ活用ニ依リ出廻數益ノ自主的調節ヲ極力補助セラレタキコト

五、親貯藏ニ對スル特別助成施設ハ更ニ之ヲ擴張實施セラレタキコト

六、政府ハ迅速ニ農産倉庫ノ普及發達ヲ企圖シ地方ノ事情ニ依リテハ之ノ建設費ノ全額ヲ補助セラレタキコト

七、政府ハ自主的販賣統制ヲ闡ラシムル爲メ全國米穀販賣購買組合聯合會及道府縣販賣組合ノ施設ニ對シテ相當ノ助成セラレタキコト

八、政府ハ國費ヲ以テ道府縣ニ産業組合及農産倉庫專任監督官ヲ設置セラレタキコト

九、米穀國管検査ヲ速ニ實施セラレタキコト

一〇、米穀統制法ニ依ル政府ノ買上手續ハ之ヲ敏捷簡略ニセラレタキコト

陸海軍、鐵道其他官廳關係ノ需用米ハ直接全國米穀販賣購買組合聯合會ヨリ購入セラル、採方針ヲ確立セラレタキコト

決議 一、米穀ノ自主的販賣統制ニ關スル決議

産業組合ハ多年農村經濟ノ自主的統制機關トシテ其ノ機能ヲ發揚

シ殊ニ米穀ノ販賣ニ付テハ農業倉庫ノ普及ト販賣組合及其ノ系統機關ノ整備トニ依リ漸次自主的統制ヲ強化ナシ得ルニ至レリ

今回政府ハ米穀對策ノ決定ニ當リ自治的統制ノ必要ヲ認メ之ヲ強化シテ圖ラントス此ノ時ニ當リ吾人ハ産業組合ヲシテ米穀自主的統制機關ナラシメ之レニ必要ナル施設ヲ整備充實セシムル以テ最モ適正ナル方策ナリト信ズ若シ夫レ産業組合以外ニ新ナル組織ヲ設ケルガ如キコトアラザルカ産業組合ヲ始メトシ農村諸問題トノ關係益々複雑多岐ヲ加ヘ農村經濟ノ統制ヲ益スニ至ルベシ

依テ本協議會ハ左記事項ノ實現ヲ期ス

記

- 一、政府ハ米穀自治的統制ノ事業ハ之ヲ産業組合ヲシテ行ハシメ他ノ新ナル組織ニ依ラシメザルモノトス
- 二、政府ハ米穀自治的統制事業ヲ強化スルタメ外地米ニ對シ適切ナル方策ヲ確立スベキモノトス

昭和九年十月五日

決議三

第六回全國農業倉庫協議會出席者一同

件

繞近農山村ノ疲弊益々深刻ヲ加ヘ且ツ米穀ノ凶作隨價ノ暴落著シキモノアルノ時ニ當リ米麥稷絲ニ亞グ農業者金錢收入ノ源泉タルベキ木炭ノ生産、販賣ノ統制ヲ圖ルハ刻下農山村經濟更上ノ最モ緊急ノ要事ナリト信ズ、農業倉庫、産業組合並各系統機關ハ農業倉庫業法改正ノ今日ニ當リ特ニ此際左記事項ノ實行ヲ期セザルベカラズ

(一) 農業倉庫、産業組合

- 一、木炭ノ生産地方ニシテ未ダ木炭ノ取扱ヲ爲サザル農業倉庫、産業組合ニ於テハ速ニ之ヲ取扱ヲ開始スルコト
- 二、木炭生産者ニシテ未ダ組合員タラザル者ハ之ヲ全部加入セシムル木炭ノ保管、無條件委託ヲ爲サシムルコト
- 三、製炭資金、販賣假渡金ハ可及的潤澤ニ供給スルコト
- 四、木炭改良組合其他關係團體ト協調シ木炭販賣ノ利便ヲ圖ルコト

(二) 道府縣販賣組合聯合會

- 一、木炭ノ取扱ヲ爲サザル道府縣販賣組合聯合會ニ於テハ速ニ之ヲ取扱ヲ開始スルコト
- 二、全販聯ニ於テ確立セル木炭販賣事業進展方策ニ從ヒ其ノ縣内ニ於ケル一定ノ統制計畫ヲ樹立スルコト
- 三、取扱木炭ハ之ガ全部ヲ無條件委託ト爲スコト
- 四、所屬組合ノ木炭販賣假渡金ノ融通其ノ他ニ付便宜ヲ圖ルコト
- 五、聯合農業倉庫ヲ經營セザル聯合會ニ在リテハ可及的速ニ之ヲ設立シ木炭ノ取扱ヲ開始スルコト
- 六、農會ノ取扱ヲ木炭ニ付テモ聯合農業倉庫ニ於テ凡テ之ヲ取扱フコト

(三) 全國米穀販賣購買組合聯合會

- 一、全販聯ハ速ニ決定セル木炭販賣事業進展方策ニ基キ木炭販賣統制強化ノ諸方針ヲ積極的ニ勵行スルコト(別紙省略)
- (四) 産業組合中央金庫並道府縣信用組合聯合會
- 一、木炭資金ニ付テハ一層潤澤且簡易迅速ニ之ヲ融通スルコト
- 二、木炭資金ノ融通ニ付テハ期限、利率、償還方法等ニ付キ所屬聯合

—— 農 業 組 合 年 報 ——

會又ハ所屬組合ノ爲メ可及的利便ヲ圖ルコト

(五) 産業組合中央會並産業組合中央會道府縣支會

一、中央會並支會ハ木炭統制ニ付印刷物ノ配布其他各種ノ適當ナル方法ニ依リ普及宣傳ニ努ムルコト

二、農業倉庫、産業組合ノ未設置町村ニハ速ニ之ガ設立ヲ爲サシメ木炭販賣未開始組合ニ對シテハ一齊ニ事業ヲ開始セシムルコト

三、産業組合中央會ハ木炭ノ全國的販賣統制ノ強化ヲ圖ルタメ各系統機關ニ對スル各種ノ助成金ノ交付其他適切ナル施設ヲ政府ニ要望スルコト

決議四 木炭ニ關スル政府要望事項

最近農山村ノ疲弊益々深刻ヲ加ヘ且ツ米穀ノ凶作爾價ノ暴落著シキモノアルノ時ニ當リ米麥穀類ニ亞グ農業者金銭收入ノ源泉タル木炭ノ生産販賣ノ統制ヲ圖ルハ刻下農山村經濟更生上最モ緊急ノ要事ナリト信ズ

依テ吾人ハ産業組合、農業倉庫並其ノ系統機關ニ依ル木炭販賣ノ自主的統制ヲ期スト同時ニ左記事項ヲ政府ニ要望シテノ目的達成ヲ期ス

記

一、木炭ノ國營検査ヲ施行シ規格ノ全國的統一ヲ圖ラレタキコト

二、木炭販賣統制ニ關シ全國米穀販賣組合聯合會及道府縣販賣組合聯合會ニ對シ相當額ノ助成金ヲ交付セラレタキコト

三、全國米穀販賣組合聯合會、道府縣販賣組合聯合會及販賣組合ニ於ケル木炭倉庫ノ建設ニ對シ十分ナル助成金ヲ交付セラレタキコト

四、製炭資金、販賣資金、倉庫建設費等ニ對シ低利資金ヲ潤澤ニ供給セラレタキコト

五、全國米穀販賣組合聯合會並道府縣販賣組合聯合會ノ行フ情報通信事業ニ對シ相當額ノ助成金ヲ交付セラレタキコト

六、産業組合ニ對シ國有林炭材ヲ特別一拂下ケルノ途ヲ講ゼラレタキコト

乙、出席者提出問題

一、米穀ハ産業組合ヲ經由スルニ非ザレバ販賣ヲ爲シ得ザル様法令ヲ制定シ且ツ米穀販賣統制ノ爲メ産業組合系統組織以外ノ機關ヲ設ケザル様政府ニ要望ノ件

二、農業倉庫建設助成金ヲ増額シテ農業倉庫ノ普及ヲ促進スルト共ニ貯蓄及販賣資金ヲ一層低利且潤澤ニ供給セラレ、ヤウ政府ニ要望ノ件

三、農村更生ハ農村ニ於ケル農産物販賣統制並ニ動産金融ノ圓滑ニ在リ、此ノ使命ノ達成機關トシテハ農業倉庫ノ活動ニ俟ツコト極メテ多キハ論ヲ俟タズ、然ルニ農業倉庫ノ事業ハ年々普及發達シツ、アリト雖モ未ダ之ガ完備ヲ期シタリト言ヒ難シ依ツテ産業組合並ニ農業倉庫ハ農業者ノ自主的統制ヲ期スル爲メ如上ノ實現ニ向ツテ邁進努力スルト共ニ左記事項ヲ其ノ筋ヘ要望シ之ガ普及發達ヲ期セントス

一、政府ニ於テ農業倉庫建設ヲ昭和十年度以降ニ於テモ一層多額ニ計上セラレテ農業倉庫網ノ完成ヲ促進セシメラレタキコト

二、政府ニ於テハ農民ノ自主的販賣統制ヲ圖ラシムル爲メ全販聯ノ施設ニ對シテ相當ノ助成セラレ度キコト

三、農業倉庫ノ完全ナル機能發揚ヲ遺憾ナラシムル爲メ政府ニ於テハ國投ヲ以テ各府縣ニ專任農業倉庫監督官ヲ設置セラレタキコト

四、農民ノ自覺ヲ促シ農業者倉庫ノ利用ヲ全カラシムル爲メ政府ニ於テハ中央及地方ニ於ケル農業倉庫指導施設ニ對シテ相當ノ助成セラシムルコト

決議 以上三問題一括シテ中央會提出問題ニ合併決議ス

### 三三、第十二回全國市街地信用組合協議會

日時 昭和九年十月廿三、四日  
場所 長野縣上田市上田中學校

主催 産業組合中央會

協議問題及決議左の如し

- 甲、中央會提出問題
  - 一、中小商工業者及其ノ他庶民ニ對スル金融ハ之ヲ擧ゲテ市街地信用組合ニ授ラシムベキ方策如何
  - 二、市街地信用組合擴充五ヶ年計畫實行狀況報告並協議

#### 決 議

現下ノ社會狀勢ニ鑑ミ都市ニ於ケル中小商工業者及其ノ他庶民ニ對スル金融ハ之ヲ擧ゲテ市街地信用組合ニ授ラシムルタメ左記事項ノ實行ヲ期ス

#### 第一 市街地信用組合ノナスベキ事項

- 一、組合精神普及徹底ノタメ教育委員ノ設置、協議會、講演會、懇談會、家族會等ノ開催、各種印刷物ノ配布其ノ他適切ナル教育施設ヲナスコト
- 二、組合員ヲ増加セシムルタメ持分計算ノ方法ヲ改メ加入金ノ減免ヲ

#### 圖ルコト

三、區域内ヨリ一定期間内ニ加入セシムベキ人選ヲナシ個別的ニ加入勸誘ノ方法ヲ採ルコトニ努メ歩合金制度ノ方法ニ依ル加入勸誘ヲ廢止スルコト

四、出資ノ増加ヲ圖ルタメ一組合員ノ口數ヲ増加シ拂込ノ方法ヲ容易ナラシムルコト

五、低金利時代ニ即シ金利ノ低下ヲ圖ルコト

六、貸付ノ普通化ヲ圖リ勸産擔保貸付ヲ積極的ニナスト共ニ手形割引ヲ擴張スルコト

七、組合員ニ對スル信用貸付ヲ擴大スルタメ滞り貸ノ銷却ニ要スル特別積立金ノ増加其ノ他特別ノ施設ヲ講ズルコト

八、貸付ニ當リテハ其ノ用途、期限等ニ留意シ貸付ノ固定化ヲ防止スルト共ニ固定セルモノノ整理ニ努ムルコト

九、内部組織ノ整備改善、自己監査ヲ徹底ヲ期シ組合ノ堅實化ヲ圖ルコト

十、零細ナル貯金ノ獎勵ニ努ムルコト

十一、餘裕金ノ運用ハ系統機關ヘノ預入レラ第一トシ株式等ニ對スル投資ハ絕對ニナサズルコト

十二、組合員ノタメ金融相談部ヲ設ケ積極的ニ指導スルコト

#### 第二 道府縣支會及同聯合會ノナスベキ事項

- 一、道府縣支會ハ聯合會ト協力シ不振組合ノ整理刷新ニ努ムルコト
- 二、道府縣支會及聯合會ハ未設置地區ニ對シ適切ナル對策ヲ樹立スルコト
- 三、道府縣支會並聯合會ハ市街地信用組合ニ對シ産業組合擴充五ヶ年

計畫ノ趣旨ヲ徹底セシメ之ガ遂行ヲ期スルコト

四、道府縣信用組合聯合會ハ常ニ市街地信用組合ト密接ナル聯絡ヲ保チ市街地庶民金融上必要ナル方策ヲ探ルコト

五、道府縣支會ハ本協議會ノ決議ノ趣旨ヲ徹底セシムルタメ聯合會並部會其ノ他ト聯絡シ市街地信用組合協議會ヲ開催スルノ外市街地信用組合擴充強化ノタメニ必要ナル講習會、講話會ヲ開催シ宣傳用印刷物ノ配布ヲナスコト

第三 中央機關ノナスベキ事項

一、産業組合中央會ハ關係官廳及産業組合中央金庫其ノ他關係團體ト聯絡シ市街地信用組合ノ擴充強化ニ必要ナル施設ヲナスコト

二、産業組合中央金庫ハ市街地信用組合ノタメ各種ノ低利ナル資金ヲ潤澤且簡易ニ融通スルコト

第四 政府ニ要緊スベキ事項

一、市街地ニ於ケル庶民金融ハ信用組合ヲシテ之ニ當ラシメ新シキ機關ヲ設ケタルガ如キコトナキ様セラレタキコト

二、市街地信用組合ニ對シ特ニ低利ナル資金ヲ潤澤且簡易ニ供給セラレタキコト

三、特別融通資金ノ利率ヲ引下ラレタキコト

四、市街地信用組合ガ擔保商品ヲ保管スルタメニ建設スル倉庫ニ對シ相當額ノ補助金ヲ交付セラレタキコト

五、政府ハ市街地信用組合ニ對シ監督ヲ嚴重ニナスト共ニ之ガ指導ト助長ノ徹底ヲ期セラレタキコト

六、商業組合及工業組合ハ産業組合ニ加入シ得ル様法律ヲ改正セラレタキコト

七、信用組合相互間ニ爲替取引ヲ行ヒ得ル様法律ヲ改正セラレタキコト

八、商工業者ノ動産擔保物件ニ對シ抵當權ヲ設定シ得ル様セラレタキコト

九、市街地信用組合ノ供託スベキ有價證券中ニ勸業債券、貯蓄債券、日本興業銀行債券、北海道殖産銀行債券、農工債券及特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人ノ社債券ヲ加ヘラレタキコト

乙 出席者提出問題

一、低利資金供給ニ關スル件  
決議 可決

二、特別融通資金ノ利下方其ノ筋ニ要緊ノ件  
決議 可決

三、拂戻準備金管理法中信用組合聯合會ノ貯金ニ關スル件  
決議 保留

四、市街地信用組合ノ供託スベキ有價證券ニ關スル件  
決議 可決(中央會提出問題ニ包含シテ)

五、恩給ヲ受ケルノ権利ハ之ヲ信用組合ニ對シ擔保ニ供スルコトヲ得ル様恩給法ノ改正ヲ其ノ筋ニ要緊スルノ件

六、所有建物ノ所有權保存登記ノ狀況ニ付承リ度シ  
報告ノミ

七、産業組合ノ貸付金ニ對シ恩給ノ擔保權ヲ認ムル様法規ノ改正方ヲ要緊ノ件

決議 可決

八、商業組合及工業組合ハ産業組合ニ加入シ得ル様産業組合法施行規則ノ改正ヲ要望ノ件

決議 可決(中央會提出問題ニ包含シテ)

九、信用組合相互間ニ於テ爲替業務ヲ取扱ヒ得ル様法律改正方要望ノ件

決議 可決

一〇、低利資金ノ利率引下ゲヲ要望ノ件

決議 可決

一一、全國市街地信用組合設立ノ件

決議 可決

一二、爲替取引開始促進方其ノ筋(要望ノ件)

決議 可決

一三、恩給貸付機關トシテ市街地信用組合ヲ指定セラルル様其ノ筋(要望ノ件)

決議 可決

一四、出資者提出問題(追加)

決議 可決

一五、商業組合及工業組合ガ産業組合ニ加入シ得ル様其ノ筋ニ要望ノ件

決議 可決(中央會提出問題ニ包含シテ)

四、商業組合法ニ據ル商業組合並工業組合ハ市街地信用組合ニ加入シ得ル様法律改正方其ノ筋ニ要望ノ件

決議 可決(中央會提出問題ト包含シテ)

五、市街地信用組合ニ商業組合、工業組合ガ加入シ得ル様産業組合法ノ改正方其ノ筋ニ要望スルコト

決議 可決(中央會提出問題ト包含シテ)

六、市街地信用組合ヲ大藏省ノ專管トシ市街地信用組合法規ニ改正ヲ加ヘ之ヲ中心トスル相互主義ノ庶民金融制度ヲ確立セラル、様政府ニ要望ノ件(東京、神奈川、兵庫、愛知各府縣市街地信用組合)

決議 研究保留別ニ新シク決議ヲナス

決議

市街地信用組合ハ大正六年法律制定以來大藏、農商務兩省ノ懇切ナル指導監督ノ下ニ今日ノ盛況ヲ見ルニ至レリト雖モ其後商工省ノ分離セラ

ル、ニ及ビ中小商工業者ノ金融機關ノ設置ヲ企畫セラレ現在ノ商業組合工業組合ノ如キ相互主義ニ依ル産業組合ト殆ト同一形態ニ依ル組合法規ヲ制定セラレ盛シニ勸奨セラル、ノ現狀ニアリ然シテ又大藏省ニ於テハ

近時都市庶民金融機關トシテノ新制度樹立ノ計畫アリト聞ク、果シテ然ラバ徒ラニ都市ノ金融機關ノ系統ヲ混雜ナラシメ國民ヲシテ取捨選擇ニ

惑ハシムルノミナラズ必ズヤ將來機關自體モ亦相互ニ競争スルノ結果ヲ生ズベク、斯クテハ獨リ政府ノ金融總統制ト改稱シカラザルノミナラ

ズ現下重大難局ニ直面セル中小産業者及一般庶民階級ノ爲向ニ遺憾トスル所ナリ政府ハ此ノ際市街地信用組合ニ對スル指導監督助成ヲ徹底シ之

ヲシテ都市庶民金融機關トシテラシムルノ方策ヲ確立セラレムコトヲ望ム

昭和九年十月二十四日 第十二回全國市街地信用組合協議會

### 第三章 全國產業組合概況

#### 第一節 產 業 組 合

産業組合法發布以來三十有餘年、我國産業組合の躍進振りは極めて顯著なる現象として各方面の注目するところである。殊に世界經濟恐慌の嵐に捲込まれ昭和四―七年期に著しく伸展性を阻礙せられた産業組合が、豊漁山村經濟更生運動の擡頭、産業組合擴充五ヶ年計畫の確立によつて昭和八年に入るや、轉じて上昇傾向に轉じ、全面的に從來の沈滞傾向を一掃したことは俤とすべきであらう。

但し、かゝる産業組合内部の飛躍もその我國經濟上に占める地位に顧みて考察する場合は、寧ろその發展の餘地大なるに想到せざるを得ない。試みに全國經濟統計數と比較して見よう。

資本金	組合自己資本と全國會社銀行自己資本	昭和七年	昭和八年
貯 金	組合貯金高と全國銀行預金及金銭信託合計高	一・九%	……
		七・八	八・五

貸 出 — 組合貸出高と全國銀行信託貸出高

米 販 賣 — 組合米販賣高と全國農家米販賣高

肥 料 購 買 — 組合取扱高と全國金肥消費高

出 七・六 八・三

一五・六 一八・一

九・六 九・七

一九・〇 二五・〇

即ち反産運動の契機を興へた肥料購買率に於て稍々注目すべきものを認めるのみ。

産業組合に關する諸統計の分析は項を改めて詳述することとし、こゝには先づ總括的數字を掲げて、大體の傾向を一瞥しよう。

年次	種目	總組合數	團體組合數	組 合 員					資 源 金 額	本 業 信 用	
				農 業	林 業	工 業	商 業	水 產		其 他	貯 金
明治三六	同四三	同四三	同四三	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
同四四	同四三	同四三	同四三	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
同四九	同四三	同四三	同四三	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
同五四	同四三	同四三	同四三	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
昭和四	同四三	同四三	同四三	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
同五	同四三	同四三	同四三	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
同六	同四三	同四三	同四三	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
同七	同四三	同四三	同四三	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
同八	同四三	同四三	同四三	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

產業組合總括概況 (單位四)



利 用 高	口	.....	100	三〇〇	三三三	一、四〇一	一、三三三	一、三〇〇	一、三〇〇
利 益 金	.....	.....	100	三六	三三	六〇	五九	五七	五七

備考 本章に記載のナミ数字は農林省發行昭和七年度産業組合要覽より轉載したものである。昭和八年度の数字は本會發表の五ヶ年計畫第一年度實績より補足的に轉載したものであり、今後精確な發表によつて訂正されるべきものである。昭和七年度の数字中本年値と前年度年値と相違せるものは以上の理由による。

### 第一、産業組合數

我國に於ける産業組合の數は、産業組合法發布の年即ち明治三十三年末に於て僅に二十一に過ぎなかつた。其後五年を経過して明治三十八年末には一、六七一に達し、爾後急激な増加を爲して明治四十三年末七、三〇八、大正四年末一一、五〇九に及んだ。我國資本主義の急激な發展に伴ふところの斯る組合數の増加は上下の勸奨によつて特に農村組合に於て顯著に現れ、農村組合中心である我國産業組合の特徵的傾向は既に決定的に規定された。

此等組合中には規模過小、内容の不備等のため合併又は解散を餘儀なくせらるゝもの次第に殖え、組合數の増加率は著しく低下し大正九年末一三、四四二に過ぎず、爾後大正十四年の一四、五一七を最高とし所謂産業組合刷新時代に入り、未設置町

村の減少、組合規模の擴大と内容の充實により毎年僅少の減少を示したのであるが、昭和五年を一轉期として再び増加の傾向を示し、四年以降の經濟的恐慌によつて多大の影響を受けた中小産者、就中農民の經濟的組織化が強行はるに至つたものと見ることが出来る。更に昭和七、八年に於ては農村自力更生の奨励及び中央會の産業組合擴充五ヶ年計畫の施設等と相俟つて同年末に於ては著しい増加を示した。殊に昭和八年に於ては未設置町村數を二、一四三より一舉一、七三三に縮め得た。

#### 組合數と市町村數累年比較

年次	組合數	市町村數	市町村數に對する組合の% 指數
明治三三	二一	一四、〇九	〇・一
同 三三	三三	一四、〇九	〇・二
同 三三	一、三七一	一三、四七	一・一
同 三三	一、七〇六	一三、四七	一・二
同 三三	二、〇九	一三、四七	一・五
大正 四	二、〇九	一三、四七	一・五
同 四	二、〇九	一三、四七	一・五
同 九	二、〇九	一三、四七	一・五
同 一四	二、〇九	一三、四七	一・五
昭和 四	二、〇九	一三、四七	一・五
同 五	二、〇九	一三、四七	一・五

昭和六	1,150	2,250	2,250	1,200
同七	1,150	2,250	3,300	1,200
同八	1,150	2,250	3,300	1,200

### 第二、産業組合の種類

#### 一、種類別

産業組合の種類は信用、販賣、購買、利用の四種の単営組合と此等四種事業の組合せに依る十一種の兼営組合を合せて現在十五種が存在してゐる。今昭和八年末の總組合數一四、六五一に就て見れば、單営組合は二、七一五、總數の一割九分（七年末二割一分）であり兼営組合は一、九三六組合八割一分を占めて圧倒的多数である。尙ほ單営組合中の大部分を占むるは信

#### 種類別組合數累年比較

年次	信	販	購	利(生)	販	販	購	利	販	利	信	信	信	信	信	購	信	信	購	信	購	利	合	計
明治三三	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同三八	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同四三	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大正四	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同九	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同十四	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
昭和四	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

用組合（二二%）であり、兼営組合に於ても亦信用を中心とするものが七三%に上る。大正六、七年迄は信用單営の組合が主勢力を占めてゐたが、この前後より各事業の兼営運動が起り、其の發展は大正十年前後に於て強化され最近に至つて、五ヶ年計畫の最も成功的項目たる四種事業兼営組合の顯著なる増加となつて現れた。

斯る傾向は後掲事業別組合數累年比較表に依つて明瞭に知り得るのであるが、惟ふに我國産業組合は大正八、九年前後我國資本主義の爛熟と共に聯合運動と事業兼営運動との方向に向つて進展し始め打撃く恐慌下に於ける中小産階級特に農民の經濟的組織化の進展と共に益々強められ、更に五ヶ年計畫によつて急激な上昇傾向に轉じて來た譯である。

— 全 國 農 業 組 合 概 況 —

二、事業別

事業別に就て見れば信用事業組合最も多く、昭和八年末に於て總数の八五・四％（七年末八五・一％）を占め、購買事業の七九・七％（七六・九％）、販賣事業の七〇・七％、六四・八％が之に次ぐ。斯る順位は法律發布當時より今日に至るまで變化なく、而も信用事業が其の中心となつて發達し來つた。注意すべきは最近の購買、販賣事業組合の進展である。之は系統機關の整備充

事業別組合數累年比較（兼營包含）

年次	信用組合	販賣組合	購買組合	利用組合	市街地信用組合	市街地購買組合	農業倉庫
明治三三	一三三	五	七	二	—	—	—
同 三八	九八六	三四四	四九二	一七八	—	—	—
同 四三	五、三三一	二、九〇四	四、二四二	九〇八	—	—	—
大正 四	九、七三八	五、一一〇	七、四五七	一、六七三	—	—	—
同 九	一、一九〇一	七、〇三二	九、八二一	二、四四八	六五	二六	—
同 一四	一、二、八八〇	八、二二六	一〇、九二四	四、三五八	二二四	七四	六八七
					一一二四	一一九	一、七四一

實恐慌の深化に伴ひ産業組合活動の中小産者に對する全面化、特に五ヶ年計畫の進展等に原因する。

市街地信用組合、農業倉庫は大正六年より制度化され、急激な發達をなし特に農業倉庫は昭和六年全國米穀販賣購買組合聯合會の設立せられたる昭和六年以後に於て其の進展顯著なものである。市街地購買組合は其の濫觴は遠く明治十年代に遡るが、漸くその勃興し來つたのは大正八、九年の高物價時代以降であつて、最近昭和年代に入つて其の發展が特に著しい。

— 産 業 組 合 年 鑑 —

昭和	四	一、二、一八一	八、一六七	一〇、一八二	五、一五七	二四九	一五九	二、五七五
同	五	一、二、一〇四	八、三六六	一〇、二九二	五、三七六	二五九	一五四	二、六五八
同	六	一、二、一〇〇	八、八五四	一〇、七三七	五、八二二	二六三	一七四	二、八一一
同	七	一、二、二一一	九、三〇六	一、一〇四二	六、一八四	二六七	二〇〇	二、九八六
同	八	一、二、五一一	一〇、三五四	一、一六八一	七、六九七	二六二	二〇六	三、一三三
總組合數に對する割合		八五・四	七〇・七	七九・七	五二・五	一・八	一・四	二二・六

三、組織別

次に組織別によつて見れば、昭和七年末に於ては總組合數の九〇%餘りが有限責任組合によつて占められてゐた。

我國産業組合の漸く勃興し始めた時代、明治三十八年に就て見れば、無限責任組合六一・九%、有限責任組合三七・二%で保證責任組合は〇・九%の僅少であつた。爾來有限責任組合の數は増加し、無限責任組合は漸減し、保證責任は一進一退の状態であつた。

然るに昭和七年九月の産業組合法の改正によつて、有限責任

組織は(一)市又は主務大臣の指定する市街地が組合の區域に屬する信用組合であつて、販賣、購買、利用の事業を兼營せざるもの、(二)經濟に必要な物のみを取扱ふ購買組合にして信用販賣の事業又は産業に必要な設備を利用せしむる事業を兼營せざるものに限ることとなり、所謂市街地信用組合及び市街地購買組合を除く一般産業組合は以後五ヶ年間に全部保證責任若くは無責任と變更すべく命令された。無限保證責任化を目標とする産組五ヶ年計畫は昭和八年に於て歴倒的成功を收め九・七%より四二・九%に飛躍した。

組織別組合數累年比較

年次	組織別組合數累年比較			計	百分比		
	有限責任	無限責任	保證責任		有限責任	無限責任	保證責任
明治	三八	五九〇	九五七	一、五六一	三七・二	六一・九	〇・九
同	四三	四、二〇四	二、九三八	七、三〇八	五七・五	四〇・二	二・三
大正	四	七、六三二	三、六四六	一一、五〇八	六六・三	三一・七	二・〇

### 第三、組合員及出資金

#### 一、組合員

(イ) 總組合員數は毎年組合數の増加と共に増加し、而も其の増加率は、常に組合數の其れを凌駕してゐる。昭和元年末より同四年末に至る組合數の減少せる期間に於ても依然増加の一途を辿つてゐる。この傾向は後掲「組合員數及出資金」表に於ける一組合員平均組合員數に於ても明瞭に知り得るところであつ

て即ち總組合員數に於ても一組合平均組合員數に於ても累年増加を續けてゐる。昭和八年末總組合員數は五、二四一、三三四であり、一組合平均組合員數三九一で、我が全國總戸數に對して實に四一二%である。農業組合員は其の數三七〇〇、六〇二全農家戸數五、六五七、〇〇〇に對し六五・四%を占めてゐる。農家組合員の組織化は最近益々著しいものがあるが、昭和七年九月の法律改正、農事實行組合の法人化とその産業組合加入の公認、産業組合擴充五ヶ年計畫による全農家組織運動等によつて昭和八年には殊に顯著な躍進を示した。

年次	組合員數	總戸數	AのBに對する比率	農業組合員數	農家戸數	CのDに對する比率
	(A)	(B)		(C)	(D)	
大正 九	一〇、三二二	二、八四三	二七・七	一三、四四二	七六・七	二一・二
同 一四	一二、三九一	一、八六七	二五・九	一四、五一七	八五・三	一一・九
昭和 四	一二、六一九	一、一七九	二四・九	一四、〇四七	八九・八	八・四
同 五	一二、七三三	一、一一二	二三・七	一四、〇八二	九〇・四	一・七
同 六	一二、九一〇	一、〇三〇	二三・三	一四、一六三	九一・一	七・三
同 七	一二、九六八	九九〇	三九・四	一四、三五二	九〇・四	六・九
同 八	八、三六三	一、一八二	五、一〇六	一四、六五一	五七・一	八・〇

組合員數と戸數との比較

組合員數

總戸數

AのBに對する比率

農業組合員數

農家戸數

CのDに對する比率

同 九

大正 四

同 四三

— 農 業 組 合 年 報 —

同	一四	三,七〇七	二,四四〇	三三	二,六六六	五,四八七
昭和	四	三,七〇七	二,四四〇	三三	二,六六六	五,四八七
同	五	三,七〇七	二,四四〇	三三	二,六六六	五,四八七
同	六	三,七〇七	二,四四〇	三三	二,六六六	五,四八七
同	七	三,七〇七	二,四四〇	三三	二,六六六	五,四八七
同	八	三,七〇七	二,四四〇	三三	二,六六六	五,四八七

(口)職業別組合員數 組合員中で歴倒的多數を占むるものは農業者であつて、昭和八年末總組合員數五、二四一、三三四に對し三、七〇〇、六〇二を示し、七〇・六%を占めてゐる。商業者は五七六、七八七(二一・〇%)、工業者二四六、九三七(四・七%)、水産業者九四、三三〇(一・八%)、林業者八、六九〇(〇・二%)、其他六一三、九八八(一・七%)である。

之に依つてみれば我國産業組合が、我國資本主義の發展期に於て中小農商手工業者等所謂中間階級に依つて組織され、其の勢が今尙繼續されて居り、我國産業組合組織の基礎が斯る中間層にある事を示すものと言ひ得る。乍然、我國資本主義の急激

な發達は勞働者階級及び新中間階級たる俸給生活者層の發生と其の著しい増加を齎らし、斯る階級の組合への組織化も亦急激に行はれた。大正八、九年を期としての消費組合の注目すべき増加は此の間の事情を物語つてゐる。次表「其他」なる項目は實に勞働者及び俸給生活者層を含むものであり、その増加率は相當顯著なるものがある。

尙ほ水産業者に於ける最近の増加は原始産業者としての漁業者の地位が恐慌下に於ける農業者に類似するものであり、從來振はなかつたこの方面に漸く組合の組織化が侵潤せるものである。

職業別組合員數

年 度	組合數	農	林	工	商	水産	其他	百 分 比						
								計	農	林	工	商	水産	其他
明治	三八	六,三三	一	一	一	一	一	六,三三	一〇〇%	—	—	—	—	—
同	四三	四,三三	一	一	一	一	一	四,三三	一〇〇%	—	—	—	—	—

— 況概合組築産園全 —

出資金は累年増加し、大正十年年度以降毎年三千萬圓に近き増

二、出資金

加を爲したが、昭和元年度以後、稍々増加率が低下した。  
殊に昭和七年度に於ては絶対数が減少した。しかし昭和八年には産組擴充五ヶ年計畫を反映して六百萬圓を急増した。同年

年度	農	林	工	商	水産	其他	合計
大正四	101,350,000	1,000,000	64,350	3,350,000	1,260,000	1,370,000	1,810,000
同九	31,250,000	3,500,000	1,470,000	2,000,000	680,000	4,100,000	7,100,000
同四	31,250,000	3,500,000	1,470,000	2,000,000	680,000	4,100,000	7,100,000
昭和四	31,250,000	3,500,000	1,470,000	2,000,000	680,000	4,100,000	7,100,000
同五	31,250,000	3,500,000	1,470,000	2,000,000	680,000	4,100,000	7,100,000
同六	31,250,000	3,500,000	1,470,000	2,000,000	680,000	4,100,000	7,100,000
同七	31,250,000	3,500,000	1,470,000	2,000,000	680,000	4,100,000	7,100,000
同八	31,250,000	3,500,000	1,470,000	2,000,000	680,000	4,100,000	7,100,000
同九	31,250,000	3,500,000	1,470,000	2,000,000	680,000	4,100,000	7,100,000
大正四	101,350,000	1,000,000	64,350	3,350,000	1,260,000	1,370,000	1,810,000
同五	31,250,000	3,500,000	1,470,000	2,000,000	680,000	4,100,000	7,100,000
同六	31,250,000	3,500,000	1,470,000	2,000,000	680,000	4,100,000	7,100,000
同七	31,250,000	3,500,000	1,470,000	2,000,000	680,000	4,100,000	7,100,000
同八	31,250,000	3,500,000	1,470,000	2,000,000	680,000	4,100,000	7,100,000
同九	31,250,000	3,500,000	1,470,000	2,000,000	680,000	4,100,000	7,100,000
大正四	101,350,000	1,000,000	64,350	3,350,000	1,260,000	1,370,000	1,810,000
同五	31,250,000	3,500,000	1,470,000	2,000,000	680,000	4,100,000	7,100,000
同六	31,250,000	3,500,000	1,470,000	2,000,000	680,000	4,100,000	7,100,000
同七	31,250,000	3,500,000	1,470,000	2,000,000	680,000	4,100,000	7,100,000
同八	31,250,000	3,500,000	1,470,000	2,000,000	680,000	4,100,000	7,100,000
同九	31,250,000	3,500,000	1,470,000	2,000,000	680,000	4,100,000	7,100,000

— 年 合 組 業 産 —

の一組合平均は二三、七八九圓、一組員平均は六〇・八四圓である。  
 更に事業別組合につき一組合平均出資金、昭和七年をみるに信用組合の六九・二〇圓最も多く、利用組合五四・二四圓、購買組合五〇・九二圓、販賣組合五〇・一〇圓の順位であり、市街地信

用組合は遂に多く二〇九・四三圓を示してゐる。  
 拂込済出資金に就ても累年増加し、昭和八年度末は二四三、〇三三、四三一圓、(一組合平均一八、一三一圓、一組員平均四六・三七圓)に達し、打續く恐慌下に在つて、其の増加率は出資金のそれに比して反つて優勢にある。

組合員數及出資金

年 度	調査組合數	同上組合員數	平均組合員數	出 資 金		一組合平均		一組員當	
				口 數	總 額	口 數	拂込済額	口 數	拂込済額
明治三八	六、六三三	六、六三三	一〇〇	……	……	……	……	……	……
同 四三	一〇、三三三	一〇、三三三	一〇〇	……	……	……	……	……	……
大 正 四	一六、九六〇	一六、九六〇	一〇〇	……	……	……	……	……	……
同 九	二五、三三三	二五、三三三	一〇〇	……	……	……	……	……	……
同 一四	三三、三三三	三三、三三三	一〇〇	……	……	……	……	……	……
昭 和 四	四〇、三三三	四〇、三三三	一〇〇	……	……	……	……	……	……
同 五	四三、三三三	四三、三三三	一〇〇	……	……	……	……	……	……
同 六	四六、三三三	四六、三三三	一〇〇	……	……	……	……	……	……
同 七	四九、三三三	四九、三三三	一〇〇	……	……	……	……	……	……
同 八	五二、三三三	五二、三三三	一〇〇	……	……	……	……	……	……

第四、運轉資金と餘裕金

一、運轉資金

運轉資金(拂込済出資、積立金、借入金、貯金の合計)は昭和

四年まで躍進しつゝあつたが、爾後恐慌にたゝられて伸びず、昭和六年には減少さへした。しかし五ヶ年計畫發表とともに忽ち下向傾向を停止して上昇傾向に轉じ、更に昭和八年には春滿高、政府匡救事業等の好材料に恵まれて一舉約一億圓を増加し

運 轉 資 金

種 目	明治三十六年		同 四 三 年		大 正 四 年		同 九 年		同 一 四 年		昭 和 四 年		同 五 年		同 六 年		同 七 年		同 八 年	
	千 圓	百 圓	千 圓	百 圓	千 圓	百 圓	千 圓	百 圓	千 圓	百 圓	千 圓	百 圓	千 圓	百 圓	千 圓	百 圓	千 圓	百 圓	千 圓	百 圓
拂込済出資金	3,360,000	33,600	3,750,000	37,500	3,600,000	36,000	3,300,000	33,000	3,200,000	32,000	3,200,000	32,000	3,200,000	32,000	3,200,000	32,000	3,200,000	32,000	3,200,000	32,000
積立金	1,130,000	11,300	1,050,000	10,500	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000
借入金	2,230,000	22,300	2,700,000	27,000	2,600,000	26,000	2,300,000	23,000	2,200,000	22,000	2,200,000	22,000	2,200,000	22,000	2,200,000	22,000	2,200,000	22,000	2,200,000	22,000
貯 金	1,100,000	11,000	1,050,000	10,500	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000
合 計	5,520,000	55,200	6,550,000	65,500	6,200,000	62,000	5,600,000	56,000	5,400,000	54,000	5,400,000	54,000	5,400,000	54,000	5,400,000	54,000	5,400,000	54,000	5,400,000	54,000
拂込済出資金	1,300,000	13,000	1,300,000	13,000	1,300,000	13,000	1,300,000	13,000	1,300,000	13,000	1,300,000	13,000	1,300,000	13,000	1,300,000	13,000	1,300,000	13,000	1,300,000	13,000
積立金	400,000	4,000	400,000	4,000	400,000	4,000	400,000	4,000	400,000	4,000	400,000	4,000	400,000	4,000	400,000	4,000	400,000	4,000	400,000	4,000
借入金	2,700,000	27,000	3,250,000	32,500	3,100,000	31,000	2,900,000	29,000	2,800,000	28,000	2,800,000	28,000	2,800,000	28,000	2,800,000	28,000	2,800,000	28,000	2,800,000	28,000
貯 金	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000
合 計	5,400,000	54,000	6,950,000	69,500	6,800,000	68,000	6,600,000	66,000	6,500,000	65,000	6,500,000	65,000	6,500,000	65,000	6,500,000	65,000	6,500,000	65,000	6,500,000	65,000

總額十八億に達した。  
 資金構成は昭和八年に於て貯金六三%、借入金一七%、自己資本二〇%である。  
 運轉資金の一組合平均は同年一三五、二九一圓、一組合員平均は三四六圓で、前年に比し前者は七、六三二圓の減少、後者は四圓の増加である。

資金構成の發展をみるに自己資本は大正十年頃以來依然二〇%を維持するも、他人資本は借入金比率と貯金比率と相反する傾向即ち、前者が近年増加しつゝあるに比較し後者は減少しつゝあつた。しかし昭和八年にはその傾向も一先づ終熄し、各項目が各々順調なる増加比率を見させてゐることは注目すべきであらう。

種 目	同 年	同 年	同 年	同 年	昭 和	同 年	同 年	大 正	同 年	同 年	明 治	年 次
種 目	同 年	同 年	同 年	同 年	昭 和	同 年	同 年	大 正	同 年	同 年	明 治	年 次
積立金	八	七	六	五	四	一	九	四	四	三	三	次
借入金	一三	一四	一四	一四	一四	一四	一五	二五	三五	三五	三	次
剰余金	七	七	七	七	七	六	九	九	七	九	三	次
計	一七	一七	一五	一四	一四	九	一四	一八	一五	一六	三	次
	六三	六二	六四	六五	七一	七一	六四	四八	四三	一八	三	次

附表 (b) 指 数

附表 (a) 運轉資金の百分率

二、餘 裕 金

昭和八年度末に於ける餘裕金合計は五五六、四二七、五九二圓で、運轉資金に對し約三〇％に當る。昭和七年度末二八％に比し約三％の増加を示してゐる。次に累年比較を見る。

昭和二	同三	同四	同五	同六	同七	同八
三〇％	三三％	三三％	二九％	二一％	二八％	三一％

即ち昭和元年以前は調査資料が無いので比較するを得ないが昭和二年以降に於ては断えざる運轉資金の増大に並行して順調に經過しつつあつたが、昭和四年以後恐慌及組合經營の合理化を反映して俄に減少し六年には二一％にまで墜落した。七年以後は運轉資金の増加と信用梗塞にする遊金過剰を強く反映して比率は再び上昇してゐる。

昭和八年に於ては殊に預ケ金の増加が顯著な現象を呈したがその内容は昭和七年内譯に明かなる通り地方銀行より系統機關への資金の還流に基くものである。

年	次	附 表				金	計	有價證券	現	金	計	一組合平均
		中	聯合會	銀	行							
昭和	二	(三)	(三)	(六)	(一)	一〇〇	一五			七	一〇〇	
同	三	(三)	(三)	(六)	(一)	七八	一三			六	一〇〇	
同	四	(三)	(三)	(六)	(一)	七八	一三			六	一〇〇	
同	五	(四)	(三)	(五)	(一)	七四	二〇			六	一〇〇	
同	六	(五)	(四)	(四)	(一)	七四	二〇			六	一〇〇	
同	七	(六)	(四)	(四)	(一)	七〇	二五			五	一〇〇	
同	八	...	...	...	...	七五	二〇			五	一〇〇	
昭和元年以前	八	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

備考 昭和元年以前八調査ナシ

附 表 指 数

餘 裕 金

中 金 聯合會 銀 行 郵 便 局 其 他

有價證券 現 金 計 一組合平均

## 第五、事業狀況

### 一、信用事業

法律發布以來今日に至るまで、本事業は他種事業に比し顯著なる發達を遂げ、昭和八年末に於ける信用事業組合は——市街地信用組合の二六七組合を加へて——一二、五一一組合を數へ總組合數の八五・四％に及ぶ。

以下其の業務の内容を、貸付業務、貯金業務、手形割引業務（市街地信用組合に限る）の三部門に分つて述べる。

#### (イ) 貸付業務

昭和八年度に於ける年内貸付高は八七二、三九五、三九圓、年内償還高は八五七、九六二、五六七圓、年末現在高は一、〇〇七、四三五、一八七圓である。（調査組合數一三、四〇四）

累年消長を顧ると、明治三十八年産業組合發展の初期に於ては貯金に對して三五三％を占め、信用基礎の固まらなかつた當時の自己資金！貸付資金の傾向が顯著に見られるが、爾後、貸出、貯金兩業務は追て均衡を得、大正九年頃にはその割合は八三％迄にまで低下し、信用事業の體裁を整えて來た。しかし、大戰後の不況、就中農村の窮乏化は、昭和四年の露骨なる恐慌表面化の大勢のうちに基礎漸く成れるかと見へた組合信用事業を根底より脅かし、運轉資金の全面的停滯、信用梗塞の深化を

反映して貸出は極端に制限され、伸びんとする力を全く奪はれると同時に、一方、急激なる餘裕金の流出は、回收の困難と相俟つて、信用業務運営の窮乏を端的に現はした。かくして手ひどい痛手を打つた儘、五ヶ年計畫を迎へた信用事業はこゝに五ヶ年計畫に順應し得ざる缺陷を暴露するに至つた。即ち昭和八年に於ける貯金の増加は徒なる遊金の死蔵と化し、困憊せる組合大衆の眼前に販購事業に對する信用事業の跋行性を遺憾なく物語つてゐる。

貸付金利は昭和八年度一組合當り平均（全國平均）に於て最高九・五七％（年利）最低七・二二％、平均九・九一％である。地方金利（證書貸付）は最高一三・六五％、最低九・四一％平均一一・二四％である。

累年の金利低下傾向は既に久しいものがあるが、昭和八年に於ては久し振りで郵貯利子の切下げと金融市場の一般金利の競争に拍車をかけられて組合金利も大きい低下を見せた。

#### (ロ) 手形割引

手形割引は産業組合法第一條第四項による組合——市街地信用組合のみに許される業務で、昭和七年に於ける年内扱高は四五、七一四、二六圓、決済額は四一、九〇三、七五三圓、年末現在高は一四、一九七、九三〇圓、その枚數は一、六六五枚で一枚平均一、二一七圓に當る。

割引歩合は前項貸付金利と略々同じ傾向を持つてゐる。



一 位 年 合 組 業 産 一

種 目	合 組				昭 和 四	同 五	同 六	同 七	同 八
	年 度		拂 戻						
	現在	平均	金額	人員					
明治三八	同 四三	大 正 四	同 九	同 一四	昭 和 四	同 五	同 六	同 七	同 八
金額	1,245,678	1,245,678	1,245,678	1,245,678	1,245,678	1,245,678	1,245,678	1,245,678	1,245,678
人員	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245
平均人員	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245

(一) 貯 金 (年度末現在、單位圓)

昭和七年末現在高を内容別にみると、組合員貯金五六九、四  
 高、匡救施設五ヶ年計畫等を反映したものであらう。  
 運轉資金に對して六三%を占める。

昭和七年末現在高を内容別にみると、組合員貯金五六九、四  
 高、匡救施設五ヶ年計畫等を反映したものであらう。  
 運轉資金に對して六三%を占める。

貯金利率は全國一組合平均率は昭和八年度最高五・八八% (年  
 利) 最低三・四七%である。

豫約者貯金は僅かに三五、九三九圓である。  
 昭和四年度以來の組合員貯金は受入高償還額、年度末現在と  
 も顯著な減少傾向を示してゐる。昭和八年度は相當増加の見込  
 である。

昭和七年末現在高を内容別にみると、組合員貯金五六九、四  
 高、匡救施設五ヶ年計畫等を反映したものであらう。  
 運轉資金に對して六三%を占める。

(b) 指 數

年 次	明治三八	同 四三	大 正 四	同 九	同 一四	昭 和 四	同 五	同 六	同 七	同 八
年度末貸付金額指數	三三	二二	一〇〇	三五七	一、〇一八	一、七一一	一、八八五	一、九二五	一、九四九	一、九二九
(八) 貯金業務										

昭和七年度に於ける受入額は三、〇一九、二五〇、九八一圓、  
 拂戻額一、五五六、〇八七、〇〇一圓、同年度末一〇六三、一六  
 三、九八〇圓である。昭和八年末は一、四二二、三三七、四八四圓  
 で前年に比較し約八千萬圓を増加してゐる。これは同年の春購  
 高、匡救施設五ヶ年計畫等を反映したものであらう。

— 全 國 業 組 合 概 況 —

種 目	指 数	約加入者		第一族		三族		金の貯蓄		第四項の貯蓄		金額合計
		人員	金額									
明治三八	一	1,000	100,000	1,000	100,000	1,000	100,000	1,000	100,000	1,000	100,000	100,000
同四三	二四	2,400	240,000	2,400	240,000	2,400	240,000	2,400	240,000	2,400	240,000	240,000
大正四	一〇〇	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	1,000,000
同九	七五七	75,700	7,570,000	75,700	7,570,000	75,700	7,570,000	75,700	7,570,000	75,700	7,570,000	7,570,000
同二四	二,二一一	221,100	22,110,000	221,100	22,110,000	221,100	22,110,000	221,100	22,110,000	221,100	22,110,000	22,110,000
昭和四	三,七四二	374,200	37,420,000	374,200	37,420,000	374,200	37,420,000	374,200	37,420,000	374,200	37,420,000	37,420,000
同五	三,七二三	372,300	37,230,000	372,300	37,230,000	372,300	37,230,000	372,300	37,230,000	372,300	37,230,000	37,230,000
同六	三,六一五	361,500	36,150,000	361,500	36,150,000	361,500	36,150,000	361,500	36,150,000	361,500	36,150,000	36,150,000
同七	三,五八九	358,900	35,890,000	358,900	35,890,000	358,900	35,890,000	358,900	35,890,000	358,900	35,890,000	35,890,000
同八	三,八五四	385,400	38,540,000	385,400	38,540,000	385,400	38,540,000	385,400	38,540,000	385,400	38,540,000	38,540,000

附 表 (年度末貯金總額指数)

二、販賣事業

昭和八年末に於ける販賣組合数は一〇、三五四組合で、總組合数の七〇・七%に當る。昭和七年末九、三〇六組合(六四・八%)に比すれば、一〇四八組合の著しい増加を示してゐる。昭和四年の恐慌來を機として同組合数は漸次増加率を昂め、殊に五ヶ年計畫發表後はその中心的組合事業として販賣組合数の増加は

他の信購利事業を遙に壓してゐる。事業高は昭和六年一八一、一四〇千圓(昭和七年二〇二、八三八、千圓、昭和八年二九一、〇五〇圓と急激に増加してゐる。一組合平均は昭和六年二二、八一〇圓同七年二二、九二八圓である。一般卸賣物價との缺狀差に特質づけられて居る農産物價の不均衡性を考慮するは、これ等の増加が販賣金額許りでなく販賣數量に於ても特に顯著なるべきを窺知出來よう。

一 農 産 品 年 度

試みに昭和七年度に於ける販賣品の主目及價格を次に掲げる。

米	一、三九六、六七一
麥	三〇、三三〇、三九七
雜穀	一〇、二二〇、三三三
種苗	七、七三三、〇〇〇
蔬菜果實及其の加工品	九、五五五、八六五
特用作物及其の加工品	一、〇一〇、三三九
畜産物	七、七三三、〇〇〇
纖維物	九、五五五、八六五
密業製品	一、〇一〇、三三九
漆程及其の加工品	三〇、三三〇、三九七
生絲	一〇、二二〇、三三三
畜産物	七、七三三、〇〇〇
纖維物	九、五五五、八六五
密業製品	一、〇一〇、三三九

販 賣 事 業 (兼營包含)

年度	販賣組合数	販賣價額	一組合平均	主なる販賣品の種目	販賣價額指數
明治 三八	一一四	一、三五一、八九九 <sub>円</sub>	一一、八五八 <sub>円</sub>	米、麥、雜穀種、苗、蔬菜、果實、茶、菌、蠶製品、繭、生絲、畜産物、織物、陶磁器、木材、薪炭、木竹製品、水産物、紙、麵類等。	三
同 四三	一、七三一	一一、二七六、〇六七	六、五一四		二八
大正 四	四、五五四	四〇、七七七、三九九	八、九五五		一〇〇
同 九	六、三三六	一一六、九一二、四二六	二〇、〇三〇		三一
同 一四	七、五九五	二一六、〇一七、八三六	二八、四四二		五二九
昭和 四	七、六二六	二五四、五五五、三八七	三三、三八〇		六二四
同 五	七、七七七	一九二、四七三、八四三	二四、七四九		四七二
同 六	八、一六七	一八一、一四〇、二〇〇	二二、一八〇		四四四
同 七	八、四七七	二〇二、八三八、六二〇	二三、九二八		四九七
同 八	……	二九一、〇五〇、二六一	……		七一四

林産物及其の加工品 三、四八、五三三  
 水産物及其の加工品 三、三三三、一七〇  
 紙類及其の原料 三、三三三、一七〇  
 計 七、九二五、三〇〇  
 其の他 三〇、三三〇、三九七

昭和七年度に於ける販賣價額は二九一、〇五〇、二六一圓、八指數七一四)であつて依然たる農産物價格低落の情勢をも超克して若干の増加を見るのは、前述の如く恐慌下農民の組合販賣への關心の高いを示すものであらう。

### 三、購買事業

昭和八年末に於て購買事業を行ふ組合は一一、六八一組合で、總組合数の七九・七%に當り、我國産業組合の各種事業中信用事業組合に次いで發達してゐる。昭和七年末に於ける一一、〇四二組合に比し六三・九組合、比率三・四%の増加を示した。

寶却總額は同八年末一五三、五二八、四三五圓で、その累計比較は昭和六年度を底として、急増しつゝある。その消長は價格關係に左右せらるる所極めて多く、數量的増加は購買力の減退に災されて餘り大なるものなき見込である。但し昭和八年度に於ける肥料取扱高は五ヶ年計畫の主要項目として次の如く素晴しき飛躍を示してゐる。

昭和七年 七四九、三〇九圓  
 同八年 一、〇〇二、九七圓

次に其の取扱品の内容を掲げる。

#### 購買事業 (兼營包含)

年 度	組合數	購買價額		賣却價額		主なる購買品の種目	指 數
		金 額	一組合平均	金 額	一組合平均		
明治三八	一四	150,400	10,714	100,000	7,143	肥料、農器具、種苗、	二
		.....	.....	.....	.....		.....

一、産業用品 (昭和七年度賣切總額六九、四四一、七五三圓)  
 肥料、農産具、種苗、蠶種、農業用材料品、漁具、藥品、燃料、工業原料、其の他

二、經濟用品 (同上 六三、八一九、七三三圓)

米、麥、味噌、醬油、醸造、砂糖、鹽、茶、酒類、魚類、麵類、乾物、果實、蔬菜類、鶏卵、其の他食料品、織物類、メリヤス、絲類、足袋、小間物類、履物類、家具類、金物類、雨具類、荒物類、紙類、文房具類、薪炭、石油、其の他

三、産業經濟兩用品(同上 二八五、三四八圓)  
 薪炭、石油、鹽、石炭、油類、石灰、其他

尙、賣却に當つて加工をなすものに、配合肥料、精米、硫黃合劑、煉炭、醬油釀造、割薪、漆器、飼料、味噌溜麴、餅、染料製造、製粉、壽司、豆腐製造、蠶種、樟皮等があり、自己生産をなすものに、木炭、薪材、蠶種、醬油、桑苗、砧木、油粕、種子油等がある。

—— 業 産 組 合 年 報 ——

同 正 大 同 昭 同 同 同 同	四 三 四 九 一 四 五 六 七 八	...	...	...	...	...
同	...	...	...	...	...	...
大	...	...	...	...	...	...
正	...	...	...	...	...	...
同	...	...	...	...	...	...
同	...	...	...	...	...	...
同	...	...	...	...	...	...
同	...	...	...	...	...	...
同	...	...	...	...	...	...
同	...	...	...	...	...	...
同	...	...	...	...	...	...

市街地購買組合(消費組合)

市街地購買組合は前述購買組合の中に包含さるゝものであるが、農村産業組合とは亦異つた意義を持つものであるが故に特に抽出して述べることゝした。

昭和七年度末に於ける組合数は二〇〇で前年度に比し一七を増加しその内調査組合一九二組合に就いて見るに、組合員数は一九〇、五二〇人で五、一三五一人の増加を示してゐる。然しこれには福岡県中等學校購買組合の設立による約四萬六千の人数が含まれてゐるので、それを差引けば約六千人の増加に過ぎない。資金状況を見るに、拂込出資金及び諸積立金は増加を示してゐるが尙借入金も七十萬以上を増加してゐる、賣却高は昭和五年度にまでは達してゐないが昨年度より百八十萬圓の増加で

ある。これを概観するに、現在の經濟恐慌下にあつて、消費組合は大衆の購買力の減退、生活の窮乏化と闘ひ漸次その進展を示してゐるが、その目覺しき發展は中々困難であつて、殊に各組合の有する賣却未收代金——昭和七年度末一八五組合に付き調査したものは總額一、八八五、九五七圓であり組合一人當九圓九八錢、賣却高の一割強を示してゐる。——の増加に惱まされ、流動資金の缺乏による經營困難に阻まれながら、その苦難の途を進んでゐることを知る事が出来る。

慢性的經濟恐慌、インフレーション政策による物價騰貴の徴は除々にその姿を現してゐるが、大衆の購買力は依然として減退を示してゐる今日、消費組合の發展は益々その重要性を持ちつゝあるのである。

蠶種、漁具、藥品、米	...
麥、雜穀、味噌、醬油	...
罐詰、砂糖、鹽、茶	...
酒類、魚類、麵類、乾	...
物、蔬菜、果實、織物	...
英大小絲、小間物、履	...
物、家具、金物、雨具	...
荒物、紙類、文具具、	...
薪炭、石炭、石油等	...

市街地購買組合概況累年比較

年次	調査組合数	組合員数	出資口数	出資総額	拂出資額	諸積立金	購買品	預け金	借入金	剰餘金
明治三九	二	二,八二〇	三	三,四四〇	九,四三〇	九,四三〇	〇	〇	〇	〇
同 四〇	二	二,八二〇	三	三,四四〇	九,四三〇	〇	〇	〇	〇	〇
大正 五	六	九,三九九	一七	一三,九〇七	一〇,〇七二	一〇,〇七二	三,八三三	〇	〇	三,八三三
同 一〇	一〇	一〇,〇〇〇	二〇	一四,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四,〇〇〇	〇	〇	四,〇〇〇
同 一四	一四	一三,〇〇〇	二七	一七,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	四,〇〇〇	〇	〇	四,〇〇〇
昭和 四	一四	一三,〇〇〇	二七	一七,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	四,〇〇〇	〇	〇	四,〇〇〇
同 五	一五	一三,〇〇〇	二七	一七,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	四,〇〇〇	〇	〇	四,〇〇〇
同 六	一六	一三,〇〇〇	二七	一七,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	四,〇〇〇	〇	〇	四,〇〇〇
同 七	一七	一三,〇〇〇	二七	一七,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	四,〇〇〇	〇	〇	四,〇〇〇
同 八	一七	一三,〇〇〇	二七	一七,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	四,〇〇〇	〇	〇	四,〇〇〇

四、利用事業

昭和八年末に於て利用事業の数は七、六九七組合で、總組合数の五二・五％に當り昭和七年末組合数六、一八四組合(比率四三・一％)に比し、一五・一三組合、比率九・四％の素晴らしい躍進を遂げた。従來四種事業組合中、常に劣勢であつたが、五ヶ年計畫の發表されるや四種兼営運動の一翼として異常なる事業的發展を招來した。

昭和七年末に於ける組合員数は二、二八一、〇六八人(調査組

合數五、六四七)で、前年に比し一三七、八七五人の増加である。利用料は昭和七年五、七三二、〇九八圓(一組合平均一〇一五圓)、昭和八年六、四一七、二九五圓でこれまた異常なる躍進を物語る。

利用組合の設備は大別して、次の如くなる。

一、産業用設備

(昭和七年度利用料 三、五八七、四四八圓)

土他、叔摺機、肥料粉碎機、荷車、倉庫、乾草装置、精米麥機、脱穀機、其の他の農具、製糸設備、發動機等

二、經濟用設備  
 (同上 一、六三七、三二七四)  
 住宅、精米麥機

三、産業經濟兩用設備

(同上 四九二、八三五四)

搥粉機、壓屑機、電話、天幕、水道、製油機、自動車等々

此の外に法第一條第七項の規定による組合員外の利用として  
 電気、浴場、及び水道等の諸設備がある。

設備には以上の外

石材鑿區、製米池、製麵機、養蠶技術員、種畜、早乙女、居場、度  
 並衝検査員、綿竹整理機、染釜、醫師及醫療設備、産婆、冠婚葬祭

年 度	調査組合數	利 用 料	利 用 專 業 (兼營包含)
明治三八	五二	一〇、七六〇	………
同 四三	………	………	………
大 正 四	一、四四九	二三六、二六三	………
同 九	二、二〇〇	八三五、九八二	………
同 一四	四、〇六七	三、九二七、五二二	………
昭 和 一	四、八二六	五、八二六、三〇九	………
同 四	五、〇七三	五、七二七、五三二	………
同 五	五、四二四	五、三九一、五一七	………
同 六	………	………	………

具、理髮所、浴場、宅地、集會堂

等、特殊な物的設備が可成多い。

利用料額は、他事業即ち貸付、販賣、購買の總額等に比すれば極めて微々たるものに過ぎないが其れ自體の累年の増加率は相當大なるものがある。大正四年を一〇〇と比すれば昭和四年は二、四六六に當り、昭和年代に於て急激なる増加を見た。

本事業組合に於て特に注目すべきは醫療利用組合運動であつて、昭和八年十一月末現在に於て約六五組合(内五組合認可申請中のものを含む)あり、その中十九組合を除く爾餘の組合は昭和七年以後の設立にかゝり、十三萬人に餘る組合員を擁してゐる。

一組合平均	主なる設備の種類	利用料指數
二〇六	………	四
一六三	土地、搥粉機、肥料粉	一〇〇
三七七	碎穀、荷車、倉庫、乾籾	三五三
九六六	裝置、精米麥機、脱穀機、其他の農具、製	一、六六二
一、二〇七	糸設備、發動機、種畜	二、四六六
一、一二九	住宅、電気設備、水道	二、四二四
九九四	浴場、理髮場、醫院、	二、二八二

昭和 七 五、六四七 五、七三一、〇九八  
 八 六、四一七、二九五

### 五、農業倉庫業

農業倉庫の制は、大正六年七月法律第十五號を以つて農業倉庫業法なる特別法の發布をみ、同年九月より施行せられ、以來十年を経過したる大正十五年改正せられ今日に至つた。この改正は斯界の要望緊切であつた受寄物の範圍擴張や、聯合農業倉庫制度を認むる等、重要な事項多く、爾來本制度は逐年著しき發展を遂げてゐる。

農業倉庫業の經營主體は産業組合、農會、市町村、公益法人等であるが、産業組合は其の大部分を占め、昭和八年末に於て總數三、三〇九の中、三、二五五を占めてゐる。總棟數五、九六六數建坪二九八、八五四坪、總收容力は穀物七、九七五、八三六石三、四八八、八四六貫である。

經營主體中産業組合の數は逐年發展をなし、其の割合に於ても絶對數に於ても著しき増加を示した。之に反して、農會、公益法人、市町村は甚しく劣勢にあり、且又毎年減少を續けてゐる。次に之が業務成績を見る。

1、受寄物の入出庫數量 保管物品中其の主要なるものは玄米であつて入庫物品の大部分を占めてゐる。その數量は累年増

一、〇一五 冠婚葬祭具等  
 二、四二六  
 二、七二七

加し、昭和七年度に於ては入庫數量一八、二〇五、八八三俵、出庫數量一八、一七〇、六一〇俵に達してゐる。穀物中之に次ぐは麥類であるが、其の數量は遙に少く、入庫數量二、五四五、七〇四俵、出庫數量二、五〇六、八二八俵である。以下豆類、粳、糯米、雜穀の順位で僅少の入出庫がある。藪は近年著しく増加し昭和七年度に於ては入庫數量五、九一九、一〇〇貫、出庫數量五、九九五、二二六貫に達してゐる。

2、寄託者別入出庫數量及び寄託者數 先づ玄米に就てみるに大正十年度までは土地に付き權利を有する者の寄託最も多く農業を營むもの、寄託及び其の他の者（法第一條第三項に屬するもの）の寄託は略々同じであつたが、大正十一年度より農業を營む者の寄託は毎年著しく増加し第一位を保つに至り、土地に付き權利を有する者の寄託は第二位となり、其他の寄託は概して前二者に比し低位にある。昭和七年度に於ける寄託數量及寄託者數をみるに、農業を營む者の寄託數量は九、五七八、六二九俵で全入庫數量の五二・六％を占め、其の寄託者數四三六、〇八二人である。土地に付き權利を有する者の寄託數量は四、五六九、二四二俵で全入庫數量の二五・一％に當り、寄託者數八三、四六四人である。更に其の他の者に付ては數量四、〇五八、〇一

二俵であり全入庫の二二・三%、寄託者數二四、一三四人である。藪に就てみるに、大正十四年迄は毎年農業を営む者の寄託は其の他の者の寄託に比して其の數量甚だ少かつたが、昭和元年度に於て前者の増加著しく遂にその地位轉倒し、後者を凌駕するに至つた。爾來その傾向を續け昭和七年度に於て農業を営む者の寄託數量は三、八四一、五〇八貫、全入庫藪の六六・九%に當り、其の寄託者數一、五七、六一四人であつて、其の他の者の寄託は一、八九八、一九三貫、三三・一%で、その寄託者數は八、〇〇四人に過ぎない。

3、調製、改裝及荷造 受寄物の調製數量に就ては玄米が最も多いが、其の入庫數量に比すれば甚だ少く、昭和七年度に於ける玄米の調製數量は二五〇、二四一俵であつて入庫數量の一・四%に過ぎない。藪の調製數量は一、七五二、三九六貫で之亦僅かに入庫數量の三〇・五%を占むるに過ぎない。改裝及び荷造は砂糖以外の物に就ては昭和四年度では概して増加の傾向を辿つてゐたが、昭和五年度に至つて一般的に數量を減じ、昭和七年度に於ては精米、粗の外は増加の傾向を示してゐる。即ち七年度に於ては玄米四、五二三、一九三俵、入庫數量の二四・八%、藪一九〇、七三八貫、入庫數量の三・二%である。

4、運送及販賣の仲立又は取次 受寄物の運送の仲立及び取次を爲した數量は玄米、麥類最も多く、精米、藪と共に昭和四年度は概して累年増加を示したのであるが、昭和五年に至つて

玄米、粗、雜穀を除く外の凡て減少し、昭和七年度に於ては麥類、藪を除き全部増加した。即ち昭和七年度に於て玄米一、五七八、二八二俵、即ち入庫數量の八・七%、藪五四、〇〇二貫、即ち入庫數量の九・一%である。

次に受寄物の販賣に就て仲立及び取次を爲した數量は概して累年増加の傾向を示し、昭和七年度に於ては概して稍減少した即ち玄米八、四五九、八八六俵、入庫數量の四六・三%、藪三、一七七、四五五貫、入庫數量の五三・七%である。

5、農業倉庫證券の發行 受寄物に對する證券の發行は年に依り増減するも、玄米に於ては最近數年間、件數、券面數量共に増加を續け、昭和七年度に於ては件數一一七、七七一件券面數量四、二七四、九六四俵であり、數量に於て入庫數量の二三・五%に當る。藪に於ても累年増加の傾向にあり、昭和七年度は件數一〇、三三七件、券面數量二、一一〇、三二七貫(入庫數量の三五・六%である)。

6、貸付 受寄物を擔保とする貸付は件數、金額、擔保物の數量共概して累年増加の傾向を示し、昭和七年度に於ける玄米擔保貸付高は一〇九、八六五件、一五、七三八、九三三圓、其の擔保物數量二、六二〇、三七七俵である。藪擔保貸付高は四、八八〇件、九、六九四、八〇七圓、擔保物數量一、二九六、二九〇貫である。全受寄物を通じ貸付高合計は一四四、〇九八件、三〇、一八四、一七六圓で、其の中農業を営む者及び土地に付き權利

農業倉庫果年比較

を有する者に對する貸付一、二一、六一一件、一九、三〇八、九四六圓である。

7、金融の斡旋 受寄物に對する金融の斡旋は概して年度に

玄米に就ては其の件數二、二四三件、金額七三五、五二八圓、其の數量一、二六、一九九俵となり、糖は一四六件、四三八、九三五圓、一五六、八四一貫であつて、金融斡旋高の合計は件數三、〇一三件、金額一、四八五、〇二七圓である。

年 次	組合 總計	經營主體別				棟數	建坪	總 收 容 力		
		産業組合	農會	公益法人	町村			穀	物	商
大正 六	二二二	六	五	一〇	一	七三三	三、四四七	一、六八〇、〇一〇	一、三三、〇〇〇	—
同 九	八〇	七	四	一	八	三三三	七、八八〇	六、三三三、一三三	一、七三、〇〇〇	—
同 一四	一、九七	一	一	一	六	三、九七	一四、五二二	一、二、四〇、〇〇〇	七、五五、〇〇〇	—
昭 和 四	二、六二	二	三	三	二	五、〇〇	三〇、六四二	一五、四〇、〇〇〇	二、七三、七三三	五、九三三
同 五	二、七五	三	三	三	八	五、三三	三三、〇四五	一五、七六、一三三	三、二六、九七五	五、九三三
同 六	二、六六	二	三	三	九	五、三三	三三、〇四五	一六、六六、〇〇〇	三、五三、四三三	五、九三三
同 七	二、〇三	二	三	三	九	五、六六	二八、〇九二	一七、八三、〇〇〇	三、七二、九三三	五、九三三
同 八	三、三六	三	三	三	八	六、三三	三六、六三三	二〇、四一、〇〇〇	三、八四、〇〇〇	五、九三三

第六、損 益

以上略述した我國産業組合事業の總成果とも見られる損益状況を看るに昭和七年に於ける純益金二四、三四八、六〇五圓、純損金一四、六六五、四四八圓で差引剩餘九、六八三、一五七圓である。これに對し昭和八年は販購利事業の躍進により差引剩餘金

は二二、六五一、九一六圓に増加した。これは運轉資金總額に對し約〇・七%に當り一組合平均九四四圓である。剩餘金の果年比較に於て經濟恐慌の反映は最も端的に表はれ昭和四年度を頂點として漸次減少の一途にあつたが、昭和八年は五ヶ年計畫の躍進につれ上昇傾向に轉じてゐる。剩餘金の運轉資金に對する割合は一般金融市場の趨勢に鑑み

て、組合側はより急激なる低下の傾向にあり、協同主義的經營の一斑を特色づけてゐる。

—— 年 合 組 業 産 ——

年次	損益	總益金	總損金	剩餘金	損失金	差引剩餘金
明治三八	.....	.....	.....	.....	.....	.....
同四三	.....	.....	.....	.....	.....	.....
大正四	.....	.....	.....	.....	.....	.....
同九	.....	.....	.....	.....	.....	.....
同四	.....	.....	.....	.....	.....	.....
同九	.....	.....	.....	.....	.....	.....
昭和四	.....	.....	.....	.....	.....	.....
同五	.....	.....	.....	.....	.....	.....
同六	.....	.....	.....	.....	.....	.....
同七	.....	.....	.....	.....	.....	.....
同八	.....	.....	.....	.....	.....	.....
明治三八	.....	.....	.....	.....	.....	.....
同四三	.....	.....	.....	.....	.....	.....
大正四	.....	.....	.....	.....	.....	.....
同九	.....	.....	.....	.....	.....	.....
昭和四	.....	.....	.....	.....	.....	.....
同五	.....	.....	.....	.....	.....	.....
同六	.....	.....	.....	.....	.....	.....
同七	.....	.....	.....	.....	.....	.....
同八	.....	.....	.....	.....	.....	.....
明治三八	.....	.....	.....	.....	.....	.....
同四三	.....	.....	.....	.....	.....	.....
大正四	.....	.....	.....	.....	.....	.....
同九	.....	.....	.....	.....	.....	.....
昭和四	.....	.....	.....	.....	.....	.....
同五	.....	.....	.....	.....	.....	.....
同六	.....	.....	.....	.....	.....	.....
同七	.....	.....	.....	.....	.....	.....
同八	.....	.....	.....	.....	.....	.....

附表 (a) 剩餘金指數

(b) 剩餘金一組合平均額

(c) 額剩餘金の運轉資金に對する割合

第七、地方別産業組合概況

一、總括概況

一、組合數

昭和八年末に於ける組合總數は一四、六五一組合にして、組合數五百を超へる府縣は、新潟、長野、兵庫である。昭和七年に於ける組合總數は一四、三五二で二九九の増加である。最も著しいのは茨城の二三一より三九四に飛躍したことで、十以上を増加した府縣は、岩手、千葉、石川、長崎、熊本、鹿児島沖繩にして、減少した府縣は、北海道、青森、山形、福井、岐阜、滋賀、兵庫、鳥取、福岡の九である。次に組合數を市町村數と比較すれば次の如し。

市町村數と組合數			
道府縣別	市町村數	組合數	未設置町村數
北海道	306	444	138
青森	126	103	23
岩手	33	103	70
宮城	103	141	38
秋田	133	117	16
山形	133	117	16
-----			
道府縣別	市町村數	組合數	未設置町村數
福島	107	161	54
茨城	200	394	104
栃木	177	206	79
群馬	155	144	11
埼玉	255	144	111
千葉	151	132	19

道府縣別	市町村數	組合數	未設置町村數	備考
東京	100	133	3	
神奈川	141	133	8	
新潟	104	101	3	
富山	136	130	6	
石川	106	133	27	
福井	161	117	44	
山梨	121	133	12	
長野	177	133	44	
岐阜	133	133	0	
静岡	133	133	0	
愛知	133	133	0	
三重	133	133	0	
滋賀	121	133	12	
京都	133	133	0	
大阪	133	133	0	
兵庫	133	133	0	
奈良	133	133	0	
和歌山	133	133	0	
備考	市町村數へ昭和九年七月一日現在、組合數及び未設置町村數			
	ハ昭和八年末			
	計	2,151	2,151	0
		1,465	1,465	0
		686	686	0

右の表を見るに組合數が市町村數より小なきは僅に宮城、福島、山梨、熊本の四府縣にしてともに未設置町村各々五五、一六五、六一、一三九を有し組合の普及の遅々たるを示してゐ

— 以 年 合 組 業 産 —

る。他に未設置町村一〇〇を越へたるはなく廣島の八六が最高である。

組合数が市町村数に比して著しく多きは、北海道、群馬、愛知、宮崎、鹿児島にしてともに市町村数の約二倍の組合を有し、愛知の如きは市町村数二三六なるに組合数六〇六にして如何に部落組合の多きかを示してゐる。

未設置町村数の多きは前記の外に五〇以上を数へるものは山形、茨城、千葉、神奈川、三重、岡山等である。

次に事業別組合数を見るに左の如し。

事業別組合数（昭和八年末兼営包含）

道府縣別	信用組合	取資組合	勝資組合	利用組合	市街地信用組合	農委倉庫組合
北海道	200	250	25	35	3	15
青森	12	17	3	12	6	2
岩手	12	15	2	10	1	2
宮城	12	15	2	10	2	2
秋田	12	15	2	10	2	2
山形	12	15	2	10	2	2
福島	12	15	2	10	2	2
茨城	12	15	2	10	2	2
栃木	12	15	2	10	2	2
群馬	12	15	2	10	2	2
神奈川	12	15	2	10	2	2
東京	12	15	2	10	2	2
大阪	12	15	2	10	2	2
京都	12	15	2	10	2	2
滋賀	12	15	2	10	2	2
三重	12	15	2	10	2	2
愛知	12	15	2	10	2	2
静岡	12	15	2	10	2	2
岐阜	12	15	2	10	2	2
長野	12	15	2	10	2	2
山梨	12	15	2	10	2	2
石川	12	15	2	10	2	2
富山	12	15	2	10	2	2
新潟	12	15	2	10	2	2
神奈川	12	15	2	10	2	2
東 京	12	15	2	10	2	2
千 葉	12	15	2	10	2	2



種	類	別	組	合	業	産	年
京	都	信	販	利	購	利	計
大	阪	信	販	利	購	利	計
兵	庫	信	販	利	購	利	計
奈	良	信	販	利	購	利	計
和	歌	信	販	利	購	利	計
鳥	取	信	販	利	購	利	計
鳥	根	信	販	利	購	利	計
岡	山	信	販	利	購	利	計
廣	島	信	販	利	購	利	計
山	口	信	販	利	購	利	計
徳	島	信	販	利	購	利	計
香	川	信	販	利	購	利	計
愛	媛	信	販	利	購	利	計
道	府	信	販	利	購	利	計
北	海	信	販	利	購	利	計
青	森	信	販	利	購	利	計
岩	手	信	販	利	購	利	計
宮	城	信	販	利	購	利	計
秋	田	信	販	利	購	利	計
山	形	信	販	利	購	利	計
福	島	信	販	利	購	利	計

種類別組合数(昭和八年末)

次に種類別組合数を見るに最も多きは四種業營のそれにし  
て、次に信販購、第三に信用單營である。最も少きは信販利に  
して全國を通じ僅に三八を數ふるにすぎぬ。

種	類	別	組	合	業	産	年
京	都	信	販	利	購	利	計
大	阪	信	販	利	購	利	計
兵	庫	信	販	利	購	利	計
奈	良	信	販	利	購	利	計
和	歌	信	販	利	購	利	計
鳥	取	信	販	利	購	利	計
鳥	根	信	販	利	購	利	計
岡	山	信	販	利	購	利	計
廣	島	信	販	利	購	利	計
山	口	信	販	利	購	利	計
徳	島	信	販	利	購	利	計
香	川	信	販	利	購	利	計
愛	媛	信	販	利	購	利	計
道	府	信	販	利	購	利	計
北	海	信	販	利	購	利	計
青	森	信	販	利	購	利	計
岩	手	信	販	利	購	利	計
宮	城	信	販	利	購	利	計
秋	田	信	販	利	購	利	計
山	形	信	販	利	購	利	計
福	島	信	販	利	購	利	計





道府縣別	組合員数	總戸数	總戸数ニ對スル組合員数ノ割合	農業組合員数	農家戸数	農業組合員数ニ對スル農家戸数ノ割合
北海道	36,333人	56,676戸	19.1%	34,733人	137,100戸	33.6%
岩手	44,000	116,400	37.8%	40,000	101,900	39.2%
宮城	44,000	117,000	37.6%	40,000	101,000	39.6%
秋田	44,000	117,000	37.6%	40,000	101,000	39.6%
山形	44,000	117,000	37.6%	40,000	101,000	39.6%
福島	44,000	117,000	37.6%	40,000	101,000	39.6%
茨城	44,000	117,000	37.6%	40,000	101,000	39.6%
栃木	44,000	117,000	37.6%	40,000	101,000	39.6%
群馬	44,000	117,000	37.6%	40,000	101,000	39.6%
埼玉	44,000	117,000	37.6%	40,000	101,000	39.6%
千葉	44,000	117,000	37.6%	40,000	101,000	39.6%
東京	44,000	117,000	37.6%	40,000	101,000	39.6%
神奈川	44,000	117,000	37.6%	40,000	101,000	39.6%
新潟	44,000	117,000	37.6%	40,000	101,000	39.6%
富山	44,000	117,000	37.6%	40,000	101,000	39.6%

組合員数と現住戸数との比較 (昭和七年末)

根、愛媛、福島の四縣である。最低は沖繩の一八・四%、他に三〇%以下のものなく、北海道、茨城、東京、大分等三〇%を多少超えてゐる。

組合員の職業別数を見るに農業者は組合員總数の七一%を占

め圧倒的である。南、工業其他(俸給生活者、労働者)の組合員は概して大都市を含む府縣に多いのは、消費組合、市街地信用組合の關係から當然と云へやう。





香	德	山	廣	岡	島	島	和	奈	兵	大	京	滋	三	愛	靜	岐	長	山	福	石	富	新	神
川	島	口	島	山	根	取	山	良	庫	阪	都	賀	重	知	岡	阜	野	梨	非	川	山	湯	奈
五八、八一八	四八、二六五	九三、三五四	一〇一、一二七	一二六、〇四二	九五、七五〇	五六、四四二	五一、九三三	三四、六六三	一四三、四〇五	三七、八四一	六一、五八六	七五、二〇二	六七、三二〇	一〇二、七一一	一二四、九七五	一一一、〇一一	二〇〇、四〇七	三六、一七九	三八、八四八	四二、五〇一	七〇、八二六	一五八、六五四	二七、五三六
二五	一五七	七八	三七	六七	六九	一一一	九〇八	四〇九	二五二	一一九	二八六	二六八	二五八	三七	二三四	五五七	四八八	四二	一三二	一五	二六	一〇八	三五
四、七〇五	二、一八八	五、五一八	九、五〇六	五、〇一九	七、五九六	二、八六一	五、三三五	二、四五六	一一、二一五	八、八九九	八、〇〇三	五、九〇九	四、七一一	八、九二一	八、九五八	八、四四六	八、三四一	二、一〇九	二、四一二	五、一〇六	四、三八五	一、四八二	七、六四七
一一、五九六	一七、八九一	一七、九六二	一八、五五八	一六、四〇七	一二、七五六	六、〇〇三	一一、〇四八	六、四五八	二九、三一三	二一、一〇五	一四、九九六	一一、二一六	一一、四五八	一六、四四三	一七、五四六	一七、六三八	二四、一五六	三、四一三	三、三一五	六、六二一	一一、六三一	二〇、八九五	九、三六〇
二、二六九	一、八四〇	六、七〇一	二、〇三四	一、二八六	三、八〇五	七三五	四、二五二	二〇	三、三九一	五、四〇	一、三〇二	五、一三八	三、九一九	一、二三三	五、八二三	九四	一一四	一〇四八	一、四一七	二、四一四	二、六三一	二〇、八九五	三六七
九、三八五	五、五一八	一一、二八四	一三、七〇一	一四、四四六	一〇、九八五	六、四九二	一一、一三六	一、一三六	二四、五四一	一八、〇八〇	一一、七〇三	七、八六八	九、〇四四	一一、八四五	一〇、九〇六	九、七六七	一四、二五七	一、七四四	三、二二四	六、九五七	八、五一七	一五、〇五〇	七、五三七
八六、七九八	六五、八五九	一三五、八九七	一四四、九六三	一六三、二六七	一三〇、九六一	七二、六五四	八五、六一二	二〇	二一三、一一七	八六、五八四	九八、八七六	一〇六、六〇一	九七、七一一	一四二、一九四	一七〇、四四二	一四七、五一三	二四七、七六三	四三、四八七	四八、九七九	六二、六二三	九八、七九九	二〇七、六九〇	五二、四八二

奥	一四、四五二	六三九	四、七二七	一四、〇九四	四、二五一	一〇、八六九	一四九、〇二二
高	五三、九七〇	一七五	二、九八一	九、六六五	三、八四九	九、六二七	八〇、二六七
福	一一一、九八九	一四九	一一、二〇九	二七、〇三七	三、四六六	八七、〇七〇	二五一、九二〇
佐	五一、三七一	一五	三、八五〇	八、九九八	一、三四九	七、八五七	七三、四四〇
長	六一、七三六	六七	二、八九九	五、六九〇	五、〇五八	一〇、六九五	八六、一四五
熊	五四、〇二五	八五	一、四八〇	五、四二九	一、〇七四	五、八八八	六七、九八一
大	三八、四九九	一四	一、四一四	六、三八二	七、三二	三、四三五	五〇、五七六
宮	五六、八九八	七二	二、五三九	七、二二二	一、七六八	五、二〇九	七三、七一八
鹿	一七二、一五九	一五四	四、〇四五	八、六四〇	四、九七六	八、一六〇	一九八、一三四
鹿	一六、七六二	一	一一二	三、四五	一一二	八四九	一八、二〇〇
計	三、五二三、一三〇	七、七二七	二四五、〇八一	五六八、六八一	九五、二七七	五三八、一九二	四、九七八、〇七八

三、資 金

資金状況を地方別に見るに、兵庫の一億圓を最高とし、八千萬以上は東京、長野、福岡の三縣、七千萬は京都、山口の二縣である。前年に比して一組合當り資金は一、〇六六圓を増してゐるが、一組合員當り資金は却つて五、二七圓を減じてゐる。

次に資金一組合當りを見るに東京の四〇萬、滋賀の三〇萬、二〇萬以上は京都、大阪、兵庫、山口、香川、福岡等である。一組合員當り七百圓代は東京、京都、大阪の三大都市で、五百圓以上は滋賀、兵庫、奈良、和歌山、山口、香川等である。最低は沖繩の九二圓、二百圓以下のものは岩手、栃木、鹿兒島である。

(イ) 拂込済出資金

拂込済出資金は最高長野の一千九百萬圓、東京、兵庫これに次いでゐる。一組合當りは東京の七萬圓が目立つてゐる。長野の四萬圓、大阪の三萬二千圓がこれに次ぐ。一組合員當りを見るに矢張り東京の一三二圓が傑出し、大阪の九一圓、長野の八〇圓、これに次ぎ、七〇圓以上は北海道、群馬の二縣である。

三〇圓以下は島根、岡山、山口、長崎、鹿兒島、沖繩。前年に於て長野が三十圓以下であつたのが俄然躍進してゐるのが目に付く。平均は四八・一五圓、前年より五九錢を減じてゐる。

(ロ) 諸積立金

諸積立金は兵庫の七百萬を筆頭に、五百萬圓を超える府縣は

— 築 産 租 合 年 箇 —

道府縣別	協賛済出資金	積立金	借入金	貯金	合計	一組合平均	一組合員平均
北海道	7,101,000	1,114,000	11,260,000	11,260,000	20,634,000	100,700	20,634
青森	1,000,000	1,120,000	11,260,000	11,260,000	23,640,000	118,200	23,640
岩手	1,000,000	1,120,000	11,260,000	11,260,000	23,640,000	118,200	23,640
宮城	1,000,000	1,120,000	11,260,000	11,260,000	23,640,000	118,200	23,640
秋田	1,000,000	1,120,000	11,260,000	11,260,000	23,640,000	118,200	23,640
山形	1,000,000	1,120,000	11,260,000	11,260,000	23,640,000	118,200	23,640
福島	1,000,000	1,120,000	11,260,000	11,260,000	23,640,000	118,200	23,640
茨城	1,000,000	1,120,000	11,260,000	11,260,000	23,640,000	118,200	23,640
栃木	1,000,000	1,120,000	11,260,000	11,260,000	23,640,000	118,200	23,640
群馬	1,000,000	1,120,000	11,260,000	11,260,000	23,640,000	118,200	23,640
埼玉	1,000,000	1,120,000	11,260,000	11,260,000	23,640,000	118,200	23,640

資 金 状 况 (昭和七年度末)

(一) 貯 金  
 最高は兵庫の七千四百萬圓、五千萬圓を超えるものは京都、  
 福岡、山口の三縣、四千萬圓以上は静岡、滋賀、大阪、廣島、  
 一組合當り二〇萬圓以上は滋賀、京都、山口、香川、一組合員  
 當り五百圓以上、京都、大阪の二府のみ、四百圓以上、滋賀、

兵庫、奈良、香川の四縣である、百圓以下の縣は岩手、宮城、  
 栃木、沖繩の四縣、平均は二七〇・八一圓で前年二七七・六六圓  
 に比し六・八五圓を減少してゐる。  
 (二) 借入金  
 最高は東京の三千六百萬圓、次に長野の二千五百萬圓で他の  
 府縣に比して遂に多額を示してゐる。一組合當り東京の十六萬  
 圓は長野のそれに比して三倍、青森、秋田、岐阜其他に比し十  
 倍の多額に上る。

東京、福岡、四百萬圓以上は新潟、長野、静岡、愛知、山口の  
 五縣である。一組合當り二萬圓以上は東京のみ、四國、近畿の  
 各縣は一萬圓を超えるもの大部分である。一組合員當りを見る  
 に四拾圓を超えるものは東京、大阪、福井である。



— 位 年 介 机 業 法 —

位	年	介	机	業	法
沖	計	總	島	分	島
鹿	島	島	島	島	島
宮	島	島	島	島	島
大	島	島	島	島	島
熊	島	島	島	島	島
長	島	島	島	島	島
佐	島	島	島	島	島
福	島	島	島	島	島
高	島	島	島	島	島
豊	島	島	島	島	島
香	島	島	島	島	島
徳	島	島	島	島	島

四、餘裕金

餘裕金多き府縣は兵庫の三千三百萬圓、山口の二千七百萬圓次に京都、滋賀の二千六百萬圓である。一組合當り拾萬圓以上は滋賀、山口、少き府縣は一組合當り一萬圓以下のが青森、岩手、宮城、茨城、山梨等東北に多く南部には沖繩を除く外殆んどない。平均三六、〇五六円で前年の三四、七八四圓に比すれば増加を示してゐる。而して餘裕金の預入れについて見るに全體に於て中金及信聯への預入は五四%で、銀行、郵貯其他は四六

%である。前年に於ては前者四九%、後者五一%であつたが系統機關の利用が進んでゐるのが目に付く、銀行其他の利用率の高いのは特に、東北、九州等の交通不便の地と、近畿地方の如き銀行の極めてよく發達してゐる地方である。従つて反而、東海道、中國、四國地方は比較的系統機關の利用率が高いと云へやう。有價證券は東海道、近畿、中國地方の如き經濟の發達せる地方に多く、現金保有高は東北、九州地方に比較的高い。

道府縣別	金					有價證券	現金	合計	一組合平均
	中	信	銀	郵	計				
北海	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
青森	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
岩手	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
宮城	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
秋田	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
山形	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
福島	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
茨城	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
栃木	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
群馬	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
埼玉	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
千葉	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
東京	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
神奈	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
新潟	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
富山	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
石川	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
福井	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
山梨	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
長野	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	

餘裕金狀況 (昭和七年度末)



— 全 國 産 業 組 合 概 況 —

宮 崎	5,690	1,570,350	6,660,310	3,000	2,707,990	9,990,650	13,700,640	16,680
鹿 兒 島	1,010,510	2,200,000	1,521,950	4,490	3,809,350	5,667,500	5,560,300	10,920
沖 縄	500	1,500,000	1,500,000	2,330	3,002,330	7,180	7,180	610
計	1,980,520	5,270,350	3,523,850	6,820	9,807,550	12,845,180	19,268,570	28,230

二、事業の概況

一、信用事業

(イ) 貯金

貯金は組合員貯金、豫約者の貯金、家族貯金、組合員外の貯金の合計である。前年に比して合計に於て六、六三九、〇七三圓を減じ組合員の激増に比して心細い現象と云はねばならぬ。僅少なから増加を示してゐる府縣は北海道、青森、宮城、秋田、山形、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、新潟、石川、福井等の如く東北、關東、北陸地方の従來組合不振地方に多く、南部の概して組合の普及せる地方に於ては多かれ少なかれ減少してゐるのが多い。貯金額の最高は兵庫の七千三百萬圓、山口、福岡の二縣が六千萬圓である。

貸付金の最高は兵庫の八千萬圓、東京の六千万圓、福岡の五千三百萬圓がそれに續く。有擔保、無擔保別にこれを見るに、無擔保の方四六、六二二、五七七圓多い。地方別に見れば東北、北陸、九州地方は無擔保貸付比較的大なるに反して、東海、近畿、中國地方は有擔保貸付多く従つて無擔保貸付との差が極めて少ない。貸付の方法が組合的と云ふよりも銀行的になり易い傾向があるのは已むを得ない。東京、滋賀、山口等の如き貯金多き府縣は却つて有擔保貸付が超過してゐる。而して東北、九州、北陸地方は資金の大部分が貸付として運用されてゐるが、東海、關西地方はその率が低い。又貯金との對比に於て東北、九州地方は貸付金額は貯金額を超過してゐるに反して、東海、關西地方は貯金額以内に於て貸付が爲されてゐるのが一般的な状態である。

信用事業 (昭和七年度末)

道府縣別	昭和七年	組合員貯金	無擔保金額	有擔保金額	計	貯金	金額
北海 道	400	304	1,249,680	1,077,801	2,327,481	1	1,186,975

滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森
一九二	三二四	四七六	三九八	三七八	三七七	一九九	二二一	二三八	二六四	四一三	二〇四	三二一	二八九	三五八	三六一	一六九	一七五	二四七	二三四	二二五	一七四	二四一	一八六
一八二	三〇六	四五九	三八五	三七四	三六六	一九五	二〇四	二二六	二六〇	三七二	一五〇	一八三	二四一	三二〇	三二四	一五四	一五四	二一八	一九五	一八五	一四九	一七一	一六三
一〇,〇〇一,五一五	一一,一四八,一六八	一六,二一三,八四八	一五,〇七八,九八五	二〇,四七八,〇八八	二八,五九三,九七六	五,二六七,六三六	八,一六四,三四六	七,四一五,二七九	一三,二九八,七七四	二〇,八九四,七二一	三,四五五,六四二	一九,四四九,〇三六	八,五三七,〇五八	一四,五四二,三六七	一八,九三三,九〇四	五,一六四,六九六	四,一八三,六九一	八,三四〇,六二六	六,八九四,四〇八	六,七七八,八九一	四,九〇四,四八一	三,四三四,五八四	四,六三四,四四〇
一八,一三三,六六八	一一,〇五〇,一八一	一二,一六六,五七八	二〇,一五四,〇八八	一四,〇三三,五八四	一九,二五〇,四九三	二,二七七,九七二	四,五三〇,三八三	五,三二〇,八四四	九,三〇二,九一一	一〇,三八六,九〇八	五,九四六,六一四	四〇,三三三,一四二	三,五〇二,五四四	九,四一五,二七八	六,三〇八,一九〇	二,八九五,六二三	二,一三六,六〇七	四,九七四,四〇八	三,四三二,五六〇	四,〇四八,七八〇	二,九二六,八〇四	三,一六一,七七〇	三,一六二,七七〇
二八,一二五,一八三	二二,一九八,三四九	二八,三八〇,四二六	四〇,六三三,〇六八	二九,一四九,四三九	四七,八四四,四六九	七,五四五,六〇八	二,六九四,七二九	一一,七三六,一三三	二二,六〇一,六八五	三一,二八一,六二九	五,九四〇,二五六	五,九,七八二,一七八	一一,〇三九,六〇二	二二,九五七,六四五	八,〇六〇,三一九	二五,二四二,〇九四	八,〇六〇,三一九	一三,三一五,〇三四	一〇,三二六,九六八	一〇,八二七,六七一	七,八三一,二八五	五,八六三,三一〇	七,七九六,二一〇
四四,六七三,八一九	二八,〇九六,七二七	三八,六八,二六一	四六,三四六,六一六	三三,〇四一,七〇一	三三,九八一,七二四	四,一六六,四六五	一四,三三一,〇二四	一五,七一六,五五七	二一,九六七,八〇三	三一,〇七一,八四〇	四,九四二,六二〇	二八,一四七,六一三	九,四六一,四〇〇	二八,〇五九,八五七	一五,一三三,九五八	五,二二一,七九五	四,五七七,七二一	八,一三九,二四一	七,五八三,八三九	七,六五一,一七九	四,六四一,四六一	三,九五七,〇八七	四,四五二,三三三

計	神	鹿	宮	大	熊	長	佐	稻	高	愛	香	徳	山	廣	岡	島	島	和	奈	兵	大	京	
細	兒	崎	分	本	崎	賀	岡	知	媛	川	島	口	島	山	根	取	山	良	庫	阪	都		
三、三三	二七〇	一四八	二三一	一六八	一六五	一四六	三八九	一八七	二六五	一七九	一五〇	二五六	三八三	二八五	二九八	一九六	二四九	一八五	四四六	二三一	二六一		
一、四〇	二三〇	一四九	一四九	一五二	一六〇	一四一	三七〇	一六八	二四八	一五七	一三九	二四七	三六二	三七二	二九〇	一七三	二二三	一六三	四三一	二一一	二五三		
九、九六、九五、四	一、七〇、六四、一	六、二四、七〇、一三	三、八八、八、四〇、五	五、一六、一、九一、三	六、九二、二、五五、一	一〇、九七、五、三二、八	二六、三九〇、四八、一	六、六八、五、二〇〇	一、八八、二、一三、七	九、八六、二、二〇、四	四、九四、四、二八〇	一七、二八、五、三、八、九	一、七、三、五、〇、三、一	一、七、三、五、一、五、二、一	一六、二〇、二、〇、三、〇	六、五、一、八、一、八、六、三	一、二、四、九、四、八、六	四、九〇、三、九、六、三	二、八、二、九、七、六、五、〇	一、七、八、八、五、五、〇、一	一、五、七、九、二、三、五、三		
七、七、〇、二二	六、五六、三、四、七、九	四、二〇、二、二、六、八	二、七六、三、六、三、八	一、九七、八、七、八、〇	四、五三、七、三、六、〇	七、二五〇、六、六、九	二六、四一、一、九、七、九	六、六、一、八、五、九、九	一、〇、九、七、四、五、九	一、七、四、五、九、七、四	五、五、九、八、九、二、六	二〇、八、七、八、七、四、九	一、七、七、四、七、四、七、二	一、二、六、三、五、六、一、八	一、二、五、二、八、五、七、一	四、八、八、四、七、三、九	一、四、三、八、八、六、八	五、二、二、七、四、〇、三	五〇、九、五、六、二、八、〇	一、五、四、〇、九、五、三、九	一、六、〇、七、九、九、七、七		
一、〇、七、三、九、七、六	一、八、二、七、四、一、二、〇	一〇、四、四、九、二、八、一	六、六、五、二、〇、四、三	七、一、四、〇、六、九、三	一、一、四、五、九、九、一、一	一、八、二、二、五、九、九、七	五、二、八、〇、二、四、六、〇	一、三、三、〇、三、七、九、九	二、二、九、七、九、五、九、六	二、一、六、〇、八、一、七、八	一〇、五、四、三、二、〇、六	三、八、一、六、四、一、三、八	三、〇、三、七、二、五、〇、三	二、九、九、八、七、一、三、九	二、八、七、三、〇、六、〇、一	一、一、四、〇、三、六、〇、二	二、二、六、八、八、三、五、四	一〇、一、三、一、三、六、六	七、九、二、五、三、九、三、〇	三、三、二、九、五、〇、四、〇	三、一、八、七、二、三、三、〇		
五、二、一、一、六、四	一、八、四、二、三、一、六、三	九、三、一、六、四、九、四	七、一、四、二、七、六、六	八、四、四、〇、一、三、〇	一〇、三、三、二、九、七、七	一、七、三、四、一、一、九、二	五、九、〇、三、五、一、五、三	一、四、四、〇、三、五、三、〇	二、四、一、一、五、〇、三、一	三、三、七、〇、八、七、五、二	一、二、九、三、一、七、二、四	六、〇、〇、一、一、四、六、四	四、五、二、八、八、八、〇、二	三、二、九、六、一、六、九、四	三、四、三、七、二、五、一、三	一〇、八、五、五、一、二、五	二、八、五、六、九、七、五、二	一、六、八、一、七、九、二、〇	七、三、九、六、五、一、一、四	四、〇、四、七、五、〇、八、九	五、一、〇、〇、二、八、二、五		

— 鐵 年 合 組 業 産 —

道府縣別	利率 (昭和七年度末)			
	貸付金	貯金	貸付金ト貯金トノ差	借入金
北海道	一・二〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・五四
青森	一・二〇	〇・五五	〇・六五	〇・六〇
岩手	一・〇〇	〇・五四	〇・四六	〇・七二
宮城	一・〇〇	〇・六〇	〇・四〇	〇・六五
秋田	一・〇六	〇・五五	〇・五一	〇・六七
山形	〇・九五	〇・五六	〇・三九	〇・六一
福島	一・〇三	〇・五三	〇・五〇	〇・六九
茨城	〇・九五	〇・六〇	〇・三五	〇・六九
栃木	〇・九三	〇・四七	〇・四六	〇・六三
群馬	〇・九七	〇・五二	〇・四五	〇・七〇
埼玉	〇・九〇	〇・四八	〇・四六	〇・六三
千葉	〇・九〇	〇・四八	〇・四二	〇・六二
東京	一・〇〇	〇・三六	〇・六四	〇・四八
神奈川	〇・八七	〇・四九	〇・三八	〇・五八
新潟	〇・九〇	〇・五四	〇・三六	〇・六二
富山	〇・八四	〇・八一	〇・五五	〇・二九
石川	〇・八七	〇・八一	〇・五五	〇・六一
福井	〇・八四	〇・四七	〇・三七	〇・六六
山梨	〇・八五	〇・五五	〇・三五	〇・八〇
長野	〇・八五	〇・五〇	〇・三五	〇・七八
岐阜	〇・八〇	〇・五〇	〇・三〇	〇・七〇
静岡	〇・九一	〇・五八	〇・三三	〇・五八
愛知	〇・八〇	〇・三六	〇・四四	〇・五四
三重	〇・八四	〇・四八	〇・三六	〇・六一
滋賀	〇・七五	〇・四五	〇・三〇	〇・五四
京都	〇・八七	〇・四七	〇・四〇	〇・五四
大阪	〇・八九	〇・四七	〇・四九	〇・六一
兵庫	〇・九〇	〇・四七	〇・四三	〇・六五
奈良	〇・八六	〇・四四	〇・四二	〇・五七
和歌山	〇・八八	〇・四七	〇・四一	〇・六一
鳥取	〇・九一	〇・四六	〇・四五	〇・七七
島根	〇・九一	〇・五五	〇・三六	〇・六六
岡山	〇・八七	〇・四八	〇・三一	〇・六三
広島	〇・九〇	〇・四八	〇・四二	〇・六〇
山口	〇・八〇	〇・四五	〇・三五	〇・六〇
徳島	〇・八〇	〇・三三	〇・四七	〇・七三
香川	〇・八五	〇・四八	〇・三七	〇・六二
愛媛	〇・九二	〇・四九	〇・四三	〇・六五
高知	〇・九〇	〇・五〇	〇・四〇	〇・七三

次に利率を見るに、次表の如く東北、北関東及び九州地方は高く、南関東、東海道、近畿、中国は低い。就中近畿地方はこれと低い。貸付金利率と貯金利率との差及び借入金利率も略々同様の傾向をもつてゐる。即ち金融の頻繁な地方程利率低く、然らざる地方程利率が高い。

— 全 國 産 業 組 合 概 況 —

道府縣別	組合数	事業数	組合数	事業数	割引額	金 額	枚 数	年 度 末 契 約
北海道	三	四	三	四	二、五八、四	五、五三、四	一、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
青 森	六	五	四	五	八、四三、三〇	一、七、七、七、七	一、七、七、七、七	一、七、七、七、七
岩 手	一	一	一	一	一、三、三、三	一、三、三、三	一、三、三、三	一、三、三、三
宮 城	二	二	二	二	二、二、二、二	二、二、二、二	二、二、二、二	二、二、二、二
秋 田	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
山 形	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
福 島	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
茨 城	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
栃 木	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
群 馬	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
千 葉	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
東 京	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
神 奈 川	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
新 潟	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
富 山	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
石 川	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
福 井	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
山 梨	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
長 野	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
岐 阜	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
静 岡	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
愛 知	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
三 重	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
滋 賀	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
京 都	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
和 歌 山	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
鳥 取	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
徳 島	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
香 川	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
高 松	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
愛 媛	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
高 知	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
大 分	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
宮 崎	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
鹿 児 島	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
沖 縄	一	一	一	一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
計	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇

(ハ) 手形割引

手形割引は市街地信用組合のみに許されたる業務にして、東京の二九を筆頭に、福岡の一六、廣島の二四がこれに次ぐ。全國總數二六三の中手形割引を行ふ組合は一五五にすぎず、宮城、秋田、千葉、大分、鹿兒島の各縣は該組合を有するも手形割引の業務を行つてゐない。

割引額の多いのは京都の一千四百萬圓、東京の六百六十萬圓、大阪これに次ぎ大都市に多きは事業の性質上當然である。

手形割引 (昭和七年度末)

府 縣	組 合 数	組 合 員 数	組 合 資 本	組 合 資 産	組 合 資 産 率
大 阪	11	10	5,600,000	1,300,000	23.2%
兵 庫	11	11	3,300,000	1,300,000	39.4%
奈 良	1	1	3,000,000	600,000	20.0%
和 歌 山	3	3	3,300,000	1,300,000	39.4%
鳥 取	3	3	3,300,000	1,300,000	39.4%
島 根	1	1	3,300,000	1,300,000	39.4%
廣 島	7	7	3,300,000	1,300,000	39.4%
山 口	6	6	3,300,000	1,300,000	39.4%
徳 島	2	2	3,300,000	1,300,000	39.4%
香 川	2	2	3,300,000	1,300,000	39.4%
愛 媛	2	2	3,300,000	1,300,000	39.4%
高 知	1	1	3,300,000	1,300,000	39.4%
福 岡	6	6	3,300,000	1,300,000	39.4%
佐 賀	2	2	3,300,000	1,300,000	39.4%
長 崎	2	2	3,300,000	1,300,000	39.4%
熊 本	3	3	3,300,000	1,300,000	39.4%
大 分	5	5	3,300,000	1,300,000	39.4%
宮 崎	1	1	3,300,000	1,300,000	39.4%
鹿 兒 島	1	1	3,300,000	1,300,000	39.4%
沖 縄	1	1	3,300,000	1,300,000	39.4%
合 計	111	111	33,000,000	13,000,000	39.4%

販賣事業二〇〇以上の組合を有する縣は北海道、群馬、長野、兵庫の四縣、一〇〇以上を有する府縣は岩手、埼玉、千葉、新潟、富山、石川、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、島根、岡山、廣島、山口、福岡、佐賀、鹿兒島の一九で、前年に比して四縣増加してゐる。最近産業組合の發達に依り各地方とも著しく購買、販賣組合の普及を見たが、東北、關東、四國に於ては販賣組合の普及は未だその度が低い。取扱品の主なるものは米、生絲、繭、織物、麥、雜穀、果實、蔬菜、種苗、蠶種、魚類其他の加工品である。地方別に販賣額を見るに長野の二千萬圓、群馬の千七百萬圓が斷然他を抜き共に生絲で前者は千七百萬圓、後者は千四百萬圓を販賣する。次いで岐阜、北海道、山口、滋賀、愛知、福岡の六縣が七百萬圓を超えてゐる。百萬圓以下の府縣は茨城、東京、山梨、大阪、和歌山、徳島、宮崎、沖繩の八である。販賣品目は主として、生絲、繭、織物、米、畜産物等の商品的農産物であることは當然であらう。昨年にして事業實行組合数は四四五を増加し、販賣價額も一億八千萬圓より二億圓と二千萬圓を増加してゐる。躍進の著しい地方は北海道の六百六十萬圓より八百六十萬圓と二割三分、宮城の二百八十萬圓より四百十萬圓と三割、奈良の八十萬圓より一百九十萬圓と五割七分、熊本の一百九十萬圓より三百九十萬圓と五割、鹿兒島の三百六十萬圓より五百萬圓と二割八分等が目立つてゐる。其他五、六の府縣を除く外は多かれ少かれ増加してゐる。

減少の著しいのは宮崎の百二十萬圓より七十二萬と四割の激減を示したことである。

米、繭、生絲、蔬菜果實、畜産物につき主要なる地方及價額は左の如し。

(米)	
滋賀	六、五五〇、七六四
福岡	五、〇五五、八六二
山口	四、五六五、二一〇
富山	四、一六〇、八二八
秋田	三、五三一、六六六
栃木	三、〇六一、三八四
石川	三、〇五七、六四三
岐阜	三、〇二六、三三三
全国計	六七、四四〇、六五六
(繭)	
愛媛	三、四一四、七七三
埼玉	三、三三二、一三七
熊本	二、六八二、三九八
新潟	二、六四一、〇三五
全国計	三〇、三九〇、五七九
(生絲)	
長野	一七、八四〇、九八九
鹿兒島の七縣である。	
百萬圓以上の地方は宮城、群馬、千葉、岐阜、奈良、長崎、	

(蔬菜果實)

(畜産物)

群馬	一四、六七七、〇五〇
岐阜	三、二七九、二五五
愛知	二、一二二、七一七
全国計	四九、一四六、二二一
静岡	一、八〇二、六五三
廣島	六九四、五七六
青森	六八九、四九二
神奈川	五〇〇、八七九
全国計	七、三一、八六五
愛知	二、六三一、二四二
北海道	一、一九七、六五二
静岡	五三九、三八六
長野	三九三、三四八
千葉	三三五、〇一八

北海道は主として乳製品、其他は鶏卵である。  
販賣價格の大なる府縣は二種ある。即ち前述の長野、群馬の如き単一品をもつて殆んど全價格を占むるものと、静岡、愛知の如く多種の農産品をもつものである。このことは此等の地方の農業生産様式と照應してゐる。

— 農 年 合 組 業 産 —

道府縣別	昭和七年末		昭和七年年度末		主要ナル販賣品目
	組合數	額	組合數	額	
北海道	三五四	二二七	二二七	八、六〇九、六八二	米、雜穀、畜産物、水産物
青森	一四四	五五	五五	一、一七五、二三六	蔬菜果實、雜穀、米
岩手	二三四	一三四	一三四	二、五八六、八五四	米、蠶絲、生絲、水産物
宮城	一一九	七七	七七	四、一七七、一一〇	米、蔬菜果實
秋田	一七六	七七	七七	三、七〇一、二二四	米
山形	一二九	五九	五九	六、三七六、四五九	米、織物、繭、畜産物
福島	一三二	四四	四四	一、一七一、八五二	米、蔬菜果實、生絲、繭、水産物
茨城	一六四	二六	二六	七九九、五六三	水産物、繭、米
栃木	一三六	四二	四二	三、五四二、〇六二	米
群馬	二七四	二一六	二一六	一七、四二四、四八三	生絲、繭、織物
埼玉	二九六	一〇六	一〇六	四、六五四、六四四	繭、生絲、米
千葉	二九九	一一〇	一一〇	三、六四二、八五六	米、繭、畜産物、蔬菜果實
東京	四七	二一	二一	七四五、三三九	蔬菜果實、畜産物、生絲
神奈川	二二九	五二	五二	一、四九八、八八一	米、蔬菜果實、生絲、繭
新潟	二四二	一五一	一五一	五、四二六、六八〇	米、繭
富山	二二七	一〇五	一〇五	四、九〇一、五一二	米、生絲、水産物、畜産物
石川	二二三	一五五	一五五	三、七〇一、七七一	米、林産、水産
福井	一五四	九五	九五	六、九五三、八六七	織物、米
山梨	七六	二〇	二〇	八七五、八二八	蔬菜果實、繭、生絲
長野	三四六	二七一	二七一	二一、一四二、〇六一	生絲、繭、米、畜産物
岐阜	三一〇	一三四	一三四	八、七五七、二二四	米、生絲、繭、織物



— 植 年 合 組 業 産 —

鹿兒島	二五六	一五六	五〇九九、三六二
沖繩	六五	二七	六八七、一三八
計	九、三〇六	四、九五五	二〇二、八三八、六二〇

米、藪  
砂糖

三、購買事業

購買事業は全國的に比較的平均して發達してゐる。三百以上は長野、愛知、兵庫の三縣、一〇〇以下は東京、神奈川、山梨、徳島、熊本、大分、宮崎、沖繩の八府縣である。全國では八、〇九三で前年に比して僅に四八の増加であるが購買額を見れば一億圓より一億三千萬圓と二割餘を増加してゐる。購買額の最高は北海道の九百萬圓、次は福岡の八百萬圓である。五百萬圓以上の地方は福井、長野、静岡、愛知、廣島、鹿兒島の六縣である。百萬圓以下は山梨、熊本、大分、沖繩の四縣にすぎぬ。東京の僅に七十七組合を以て三百四十萬圓の購買額を有するのは消費組合の發達に依るものである。

購買事業 (昭和七年度末)

道府縣別	昭和七年度末 組合數	事業實行組合數	購買價額	賣却價額			計
				産業用品	經濟用品	産業經濟用品	
北海道	三三	一〇	九、三〇六、三六二	五、〇九九、三六二	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇九九、三六二	
青森	一五	一〇	一、七〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、七〇〇、〇〇〇	
岩手	三三	三	一、七〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、七〇〇、〇〇〇	
宮城	一六	三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	
秋田	三三	三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	

次に産業用品、經濟用品に分けて見れば、産業用品の中六割六分は肥料で價格は四千六百萬圓に上つてゐる。次は農具の六十萬圓である。肥料の最高は北海道の三百三十萬圓、次は鹿兒島、福岡と続き各々二百萬圓を超えてゐる。産業用品全體としては福井が第三位になつてゐるがこれは工業原料品を四百六十萬圓賣却してゐる。經濟用品に於ては福岡の六百萬圓北海道の五百萬圓が壓倒的に多い。經濟用品中での大宗は米で北海道秋田、東京、長野、静岡、廣島、福岡の各地方は百萬圓以上の米の賣却を示してゐる。米は全經濟用品賣却額の中二千三百萬圓の三割五分を示してゐる。



— 鹿 嶋 組 合 年 報 —

和歌山	鹿嶋	鳥取	島根	岡山	廣島	山口	山形	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長門	熊本	大分	宮崎	鹿嶋	沖繩	計
1,700,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
1,700,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
1,700,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
1,700,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000

四、利用事業

利用事業は他の三事業に比してその發達甚だ遅々たるものがある。利用事業を行ふ組合数を地方別に見るに百組合以上を有するものは北海道、新潟、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、兵庫

廣島、福岡、鹿兒島の十一縣である。前年の三、一八〇組合に比し四一組合を増加してゐる。利用料の額を見るに前年五、三九一、五一七圓に比し本年は五、七三一、〇九八圓と三十四萬圓、六%を増加してゐる。利用料三十萬圓以上の府縣は東京、長野

道府縣別	昭和七年末 利用組合数	事業 組合数	利 用 料			員外 利用	利用料 合計
			産業 用	經 済 用	産業及 經濟兩用		
北 海 道	一九三	一〇〇	七、七〇一	五、八六一	一、三五一	一三六、九八二	
青 森	九六	四二	八、七二七	二〇、〇九二	—	一一二、二七七	
岩 手	一三八	五二	四七、九六一	三、五五八	—	五七、二七四	
宮 城	八六	四五	九、六五五	一七、二六三	—	一二四、八三八	
秋 田	一六	五二	一、五八七	六六、九四四	—	七九、一六五	
山 形	一〇一	三九	二四、六九七	五、三七二	—	三六、九〇一	
福 島	六八	三四	一四、一五七	三、七〇	—	一四五、五二七	
茨 城	一〇九	二六	一一、七七五	一、〇三三	—	一三、八〇八	
栃 木	五三	一三	九、七五〇	五、六四二	—	一五、八五九	
群 馬	一〇七	五八	六四、五八九	二七、三二四	—	九五、一五八	

利 用 事 業 (昭和七年度末)

兵庫、山口の四府縣、二十萬圓以上の府縣は青森、埼玉、静岡、愛知、福岡の五縣である。三萬圓以下は茨城、栃木、福井、和歌山、香川、沖繩の六縣である。經濟用設備が産業用設備に優る地方は青森、秋田、富山、福井、山梨、和歌山、島根、鳥取、岡山、広島、徳島、香川、高知、佐賀、大分の諸縣で醫療、電氣、精米、麥其他の設備が發達した爲で、醫療組合の發展の如きは刮目すべきものがある。

次に主要なる利用設備を舉ぐれば左の如し。

電燈、電氣設備——九州、四國地方に多く其他多數の府縣にその設備を

見てゐる。多きは大分一九、二八三燈、廣島の六、三九九燈、佐賀の三、五六一燈、長崎の二、九二〇燈等々。

醫療設備——醫療病院の現況は左の通りである。

北海道二、青森八、岩手五、秋田七、群馬二、千葉一、東京二、神奈川一、新潟二、山梨二、長野三、岐阜一、静岡四、愛知二、三重二、兵庫二、奈良一、鳥取一、島根四、岡山二、廣島二、高知二、福岡二、長崎一、熊本二、鹿児島一。

變つた設備では鳥取の學校、熊本の靴修繕工場、鳥根の醤油醸造場、其他理髮、浴場の設備は珍らしくない。

廣島	岡山	鳥取	島根	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	靜岡	岐阜	長野	山梨	福島	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉
一七七	一八六	一六八	一六六	一六四	七九〇	二〇〇	八五	一〇二	六八	一九四	二五一	二八五	一七〇	二四七	五七	一〇〇	一四一	一五九	二〇九	一一一	八七	一七四	一三〇
一〇三	八五	八〇	五五	三五	三五	二八	四七	四一	四一	一〇	一八九	一四四	一〇四	一五六	二九	四九	六一	八七	一四一	四一	三五	五二	六八
二三、七八三	二四、一七五	四九、二九三	四〇、三〇二	九、一七一	七二、九五八	三四、一一〇	七八、八六九	二四、九三〇	二一、一七一	三八、九七〇	一三三、三四五	一八二、六九五	五八、一六六	二二四、七八五	一八、七七五	一〇、三二四	三九、六一九	一九、四三二	七八、四七一	一七、四八三	一五、九八二	五、九七七	二、六八、八一三
四七、三〇六	五二、五八七	五二、〇六七	六八、八六七	一六、五五九	一八、八四一	一一、六一七	七一、五七二	一一、九七九	一一、二二四	二六、八七七	八八、〇九七	五二、四四四	三〇、七〇一	七、四七六	一九、〇九九	一六、六六一	三、九〇九	二、三一、一五二	一九、二七一	二七、八二六	一一〇、五八四	五、四〇八	一、五、二六五
一六、九九八	一〇、二六〇	一五、九七五	四一、八	一、五一五	二八、一〇三	三二、六九三	五、三八三	二、〇三三	六、一八五六	四、二二二	八、九六六	八七、七八七	一、七九〇	五、四二九	一一、七九〇	二五、九六六	一〇、五七八	二、三九八	一〇、五七八	二、三九八	四三、〇五三	一、五六二	一、五六二
三	二、三二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九〇、四〇七	八七、〇二二	一〇一、三六〇	一二五、一四四	二六、三〇二	九三、三一四	三八、八三〇	一五〇、四四一	六九、七四七	三六、二八八	七一、二三〇	二八三、二九八	二九九、三七一	九七、八三三	三二一、一七二	四九、六六四	二七、一九二	四八、九五七	一一、七〇二	六八、五五〇	一一、七〇二	三三八、五四五	五八、九四七	二四二、〇七八

— 全 國 農 業 組 合 概 況 —

道府縣別	經營主體數	經營主體內課	棟數	坪(延坪)	収容力
北海	一六三	一五九	二	二九九	一九,八六八・六〇
山 口	一四〇	七七	四〇〇,〇五七	一七,九〇九	二
徳 島	一〇〇	六七	二二,七七八	三五,〇一三	二
香 川	一五四	四八	一,二二〇	一四,四〇六	四
愛 媛	一七四	七八	一,二九,二八五	二五,三七三	一
高 知	一〇一	五七	一,一七八〇	七〇,六七三	一
福 岡	一九四	一四	一六四,四二一	七八,一九五	一
佐 賀	七九	八七	九,一五六	三五,〇二一	三
長 崎	五九	三七	三六,四〇七	二八,二七六	一
熊 本	六〇	三七	七〇,二七三	一〇,〇四二	一
大 分	一一三	二四	五,一八四	二八,三四七	一
宮 崎	一一四	四七	二,六八二	一八,七五〇	一
鹿 兒 島	二二二	一四	一〇九,九五〇	六四,四〇二	一
神 戸	三七	一一	二,九一七	一,三八六	一
計	六,一八四	三,二二一	三,五八七,四四九	一,六三七,三二七	四九二,八三五

五、農業倉庫業

農業倉庫業は必ずしも産業組合のみが經營するものでなく農會、町村、其他之に準ずる公益法人も經營し得るのであるが現状は殆んど産業組合に依つて經營されてゐる。東京一、山梨二七である。

農業倉庫概況 (昭和八年十二月末)

六、大阪三一、和歌山三一、鳥取三三、沖繩七等が少い方で、一〇〇を超すものは北海道の一五九、愛知一一〇、三重一一二、滋賀一〇〇、兵庫一三五、山口一三九、愛媛一〇七、福岡二四

嶺 三 愛 靜 鼓 長 山 福 石 富 新 禮 東 千 塔 群 楊 茨 福 山 秋 宮 岩 青  
 賀 重 知 岡 阜 野 梨 井 川 山 湯 川 京 葉 玉 馬 木 城 島 形 田 城 手 森

一〇〇	一一三	一一五	八一	九六	七〇	七六	四七	八四	九六	三九	八一	五五	六二	四三	八四	五六	四八	七四	五四	五三	
一〇〇	一一二	一一〇	八一	九六	六九	七六	四七	八四	九六	三七	八一	五五	六二	四三	八一	五六	四八	七四	五四	五二	
		五								二					三				二	一	
					一												三			四	
	一																		二		
四八〇	一六九	一四〇	一四一	一六七	〇八	一三七	六七	二七七	二二六	四四	三	二二七	六〇	七八	一二三	一九〇	八〇	二二〇	一二七	九三	
一〇、二九八・一七	五、九九〇・六〇	七、四一七・〇五	九、九三六・一〇	七、三二六・〇〇	九、一一五・二〇	三、〇八八・五〇	四、五四六・七二	二、八一九・五〇	一〇、七二四・八九	一、六八三・六二	八、五五〇	四、五八五・四二	四、五九五・一〇	七、一九七・二五	六、二九五・三二	八、一三九・四一	三、九一一・三九	九、一一一・三五	一、三四一・九七	七、五二二・三五	五、一八二・三二
六、一七、七四四	四〇五、九三〇	五、一九、〇八八	二、二七、二四八	四、七四、八九二	四、四一、〇七六	一、二一、三五二	三、七〇、九四六	二、二九、三七五	八、六四、一七一	七、六、四一四	四、七〇〇	三、六二、〇一五	一、七六、〇〇〇	一、二四、〇三一	五、一四、三六二	六、三八、二四四	二、四七、三七〇	五、五二、四三二	九、九四、〇六二	六、八五、四二五	五、二二、七六六
七三、一〇〇	二〇、七八〇	一一五、一〇〇	四〇六、九二六	一四三、七三四	二八、四二〇	九五、一九二	二、〇〇〇	七四、九三五	二八、四五〇	五、〇〇〇	六一、一五六	四四九、七七〇	一二七、〇七〇	四、四九、七七〇	一、一二、三二〇	三三七、一六五	四、八〇〇	六四、九三三	二四、〇三〇	二四、〇三〇	二四、〇三〇



## 第二節 産業組合聯合會

### 第一、聯合會數

産業組合聯合會の制度は明治四十二年四月法律改正に依り認められ、爾來二十五年を経過した。當初その數僅かに一三に過ぎなかつたが、大正十三年には最高二〇五の多數となつたがその後、大正十四年の産業組合振興刷新運動の結果、整理が行はれてその數漸減し、昭和八年末に於ては七年末の一六〇に比し一四五に減少を示してゐる。併し之は聯合會の衰退を示すものではなく、所屬組合數に於て、事業分量その他に於て上昇的一途を辿つてゐるのである。

### 種類別聯合會數累年比較

種目	年次	明治四三	大正四	同九	同一四	昭和元	同三	同四	同五	同六	同七	同八
信用組合聯合會		三	三〇	三五	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三四
販賣聯合組合會		二	三	六	四	八	一四	一七	一九	一六	一三	一三
購買聯合組合會		一	五	二六	三六	三二	三〇	二三	二一	一二	九	八
利用組合聯合會		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
販勝組合聯合會		一	六	三七	七二	六三	五七	六三	六六	六五	六五	四九

### 一、種類別聯合會

昭和八年末に於ける聯合會數は一四五であるが、この中、單營の聯合會は信聯の三四(二三・五%)、販聯の一三(九%)、購聯の九(五・五%)、利聯皆無で、信聯の最多は我國産業組合發達史より見て當然である。兼營の聯合會に付ては販購聯の四九(三三・八%)、信販聯の二二(八・三%)、販購利の一五(一〇・三%)を主とし他はずつと少くなる。單位組合の兼營化運動と共に聯合會も兼營化への傾向を示してゐるが聯合運動に注目すべきは、信聯の單營と購販聯(又は利用事業をも兼營)の兩者の形態が、現存中心的な形態として存在し、増加してゐることである。次表の數字により之が見られるのである。



和七年九月六日の法律第三〇號改正により同法施行期十月一日より五年内に聯合會は全部保證責任に組織變更さることとなつた。その結果は既に七年末に於て現はれ、有限責任は前年より一一から一〇四へと減少し、八年には急激な減少を示し五〇となり保證責任は五四から五六へ八年には九五の激増を示してゐる。

組織別聯合會數累年比較

年次	有限責任	保證責任	計
明治四三	一三(一〇〇)	—	一三
大正四	五四(七五〇)	一八(二五〇)	七二
大正九	一〇七(六九〇)	四八(三二〇)	一五五
大正一四	一三二(六六〇)	六八(三四〇)	二〇〇
昭和三	一一五(六四二)	六四(三三・八)	一七九
同 四	一二三(六六・五)	六二(三三・五)	一八五
同 五	一二三(六六・五)	六二(三三・五)	一八五

區域別聯合會累年比較

年次	數府縣ヲ區域トスルモノ	府縣ヲ區域トスルモノ	數郡ヲ區域トスルモノ	郡ヲ區域トスルモノ	計
明治四三年末	—	—	—	—	—
大正四年末	—	—	—	—	—
大正九年末	—	—	—	—	—
同 一四年末	—	—	—	—	—

同 六	一一三(六七・七)	五四(三二・三)	一六七
同 七	一〇四(六五・〇)	五六(三五・〇)	一六〇
同 八	五〇(三四・五)	九五(六五・五)	一四五

四、區域別聯合會

區域別に見れば、上述の如く郡區域の聯合會は大正十四年の刷新運動による廢合整理まで全部中の半数或はそれ以上を占めてゐたが、以來府縣區域の聯合會とその位置を轉倒するに至つた。數郡區或は數府縣を區域とするものは餘り移動はない。

尙、全國的區域の聯合會に、保證責任全國購買組合會、保證責任大日本生絲販賣組合會及び保證責任全國米穀販賣購買組合聯合會の三つがある(尙昭和九年九月には保證責任大日本柑橘販賣組合會が設立された)。又事實上の全國的聯合機關として特別法に基く有限責任産業組合中央金庫がある。

計	百 分 比 例			
	數府縣ヲ區域トスルモノ	府縣ヲ區域トスルモノ	數郡ヲ區域トスルモノ	郡ヲ區域トスルモノ
一三	一一・一	一五・四	一五・四	四六・一
七二	四・二	三三・三	一三・九	四八・六
一五五	一・九	二六・五	七・一	六四・五
二〇〇	二・五	二八・五	一四・五	五四・五

昭和三年末	五	七九	三三	六二	一七九	二・八	四四・一	一八・四	三四・七
同 四年末	五	八八	二九	六三	一八五	二・七	四七・六	一五・七	三四・〇
同 五年末	四	一〇〇	二七	五四	一八五	二・二	五四・〇	一四・六	二九・二
同 六年末	六	九九	二二	四〇	一六七	三・五	五九・三	一三・二	二四・〇
同 七年末	六	一〇〇	一七	三七	一六〇	三・八	六二・五	一〇・六	二三・一
同 八年末	五	一〇二	一二	二六	一四五	三・〇	七〇・三	八・三	一八・〇

備考 本表には全国を區域とする保證責任全国購買組合聯合會、保證責任大日本生絲販賣組合聯合會及保證責任全國米穀販賣購買組合聯合會を除く

### 第二、所屬組合數及出資金

大正十四年の組合廢合整理以後、聯合會は漸減し、當時の二〇より昭和八年末には一五となつたが、その所屬組合數及出資金共に撓ゆみなき増加をつとげた。詳細は次表の示す通りである。

所屬組合數及出資金額累年比較表

年 度	調査聯合會 數	所屬組合數	一聯合會平均所屬組合數	出 資		一 所 屬 組 合 平 均 出 資 金	
				總 額	拂込濟額	總 額	拂込濟額
大 正 元 年	二八	一、一六四	四一	四一二、一六〇	一五一、六四九	三五四	一三〇
同 四 年	七二	三、六五五	五〇	一、一四四、三七〇	五二七、一六八	三三三	一四四
同 九 年	一五五	八、〇八四	五二	四、五二八、六九〇	二、四二四、〇九八	五六〇	二九九
同 一 四 年	一八七	一三、一四七	七〇	一七、二五〇、三四〇	九、八九八、九〇八	一、三一二	七五三
昭 和 二 年	一六四	一五、〇五二	九二	二〇、四一七、九四〇	一三、四一一、四二七	一、三五六	八九一
同 三 年	一七五	一六、二八七	九三	二二、五七七、四八〇	一五、三三二、二一九	一、四四二	九四一

あるが、以て産業組合の自主的經濟組織確立への道程として着々地方的聯合組織の整備がなされつゝあるのを見る地方的聯合運動に照合して、全國的聯合運動即ち全購聯、系聯、全販聯の全面的躍進強化が著しい。それは後節に述べられてゐる通りである。

昭和	四	一七九	一六、六四九	九三	二五、五〇一、七三〇	一六、五九六、五七一	一、五三二	九九七
同	五	一六七	一七、八八八	一〇七	二七、〇四九、六八五	一八、四六五、九九〇	一、五二二	一、〇三二
同	六	一五六	一八、五三七	一一九	二九、一〇一、七三五	一九、九六二、六九五	一、五七〇	一、〇七七
同	七	一四八	一九、二三三	一三〇	三一、九六七、六三五	二一、六一六、三八五	一、六六一	一、二四

備考 本表には全国を區域とする保証責任全国購買組合聯合會、保証責任大日本生絲販賣組合聯合會及保証責任全国米穀販賣購買組合聯合會を除く

### 第三、資金並に事業狀況

資金 聯合會の資金狀況を見るに、拂込済出資金、積立金等の自己資金は累年増加を示し、借入金に於ても漸増してゐたが昭和七年には前年に比し、二百萬圓の減少を來してゐる。信用事業に於ける貸付金の減少と對照し考へ得らるゝのである。尙貯金に於ては昭和四年を最高として漸減してゐるが、七年に至り反動的現象を示して、資金全體としては累年増加を示してゐる。近時所謂、産業組合の餘裕金問題が重要な問題として組

合界に於てその運用が考究さるる所以である。

尙一組合當り資金及び一聯合會當り資金は共に増加の傾向を變へない。これ、最近に於いて民衆の産業組合に對する認識が深まつたこと、又地方金融恐慌に刺戟せられ系統機關利用の強化されたことを物語るものである。

信用事業 貯金にあつては、昭和四年を最高とし、恐慌の影響により漸減を示してゐたが、前述の如く、七年に於ては反

動的急増を示し、四年を超過すること一千七百萬圓、六年に超過すること年に二千三百萬餘圓に上つてゐる。一聯合會及一所屬組合當り金額に於てもこの事が云へるのである。

貸付金に就いて見るに、年々一千萬圓乃至二千萬圓を増加し昭和六年に至り一億圓を突破してゐるが、既述の如く一件平均金額に於ては昭和四年の五、〇四七圓を最高として低下し、聯合會に於ても七年に至り約四千萬圓の減少を示してゐる。この事は産業組合全體に於て云はるゝのであるが、借手が減少するのではなく、借手の信用輕減による貸付金の出滞りによるものである。一聯合會及組合當り金額にも同様見られるが、事業分量の増加は信聯の進展を示してゐる。

販賣事業 信用事業に比し販賣事業の遅れて發展したのは、聯合會事業のみならず、産業組合全般と認めらるゝのであるが、最近の發達は目醒ましきものがあり、販聯所屬組合數及販聯販賣價格は共に著しき而かも着實なる増加を示し、特に所屬組合數は昭和六年度に於て約二千を加へて八、六九三組合とな

— 全 國 産 業 組 合 概 況 —

り。尙七年には八百三十組合を加へ九、五二三組合となり、最近の一組合當り販賣額の低下、(七年には六年に比し、多少増加を示してゐるが)特に昭和六年度に於ける著しい低下は、主として農産物(主なる取扱品は生絲、繭、米、畜産物)の價格低落に基因するものであり、之により農村經濟の悪化を想像することが出来るのであるが、かゝる状態の下に於ける販賣の事業の躍進は組合の系統機關利用による生産物販賣の合理化の氣運が色濃くなり販賣金額に於ても一千四百萬餘圓を増加してゐる。

産業組合聯合會總括概況

種目	年度						
	大正元	同 四	同 九	同 一 四	昭 和 三	同 四	同 五
所屬組合	一	一	一	一	一	一	一
出資總額	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
拂込済出資	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
積立金	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
借入金	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
信託金	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
事業借入金	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
貸付金	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000

給改善施設と相俟つて異常なる發展を示し、六年の五年に比し購買金額が約七百萬圓増加してゐるが、七年に於ては一千八百五十萬圓餘の急増を示し、四七、三五九、九二三圓に達した。

利用事業 他種事業に比し劣勢で、七年には六年に較べ所屬組合數二百餘を増加し二二四四組合となり、五七、九四二圓の利用料を算してゐる。

損益 剰餘金は昭和四年の九六三、七〇八圓を境として漸減を示してゐるが、昭和六年の五七〇、〇九〇圓に比し、七年に於ては一、三四三、四五四圓となり前年の約二倍に達する驚異的增加を示してゐる。

利 餘 金	項 事 般				一 聯合會所屬組合數	年度
	借 入 金	儲 蓄 立 金	出 拂 資 額	出 資 總 額		
組一	組一	組一	組一	組一	聯合會	大正元
聯合會	聯合會	聯合會	聯合會	聯合會	聯合會	同 四
同 五	同 五	同 五	同 五	同 五	同 五	同 九
同 六	同 六	同 六	同 六	同 六	同 六	同 一四
同 七	同 七	同 七	同 七	同 七	同 七	昭和三
同 八	同 八	同 八	同 八	同 八	同 八	同 四
同 九	同 九	同 九	同 九	同 九	同 九	同 五
同 一〇	同 一〇	同 一〇	同 一〇	同 一〇	同 一〇	同 六
同 一一	同 一一	同 一一	同 一一	同 一一	同 一一	同 七

一聯合會並一所屬組合平均概況逐年比較

利 餘 金	事 業 用 利 合 用 金	事 業 買 購 合 買 金	事 業 賣 販 合 賣 金
	利 合 用 金	購 合 買 金	販 合 賣 金
同 一	同 一	同 一	同 一
同 二	同 二	同 二	同 二
同 三	同 三	同 三	同 三
同 四	同 四	同 四	同 四
同 五	同 五	同 五	同 五
同 六	同 六	同 六	同 六
同 七	同 七	同 七	同 七
同 八	同 八	同 八	同 八
同 九	同 九	同 九	同 九
同 一〇	同 一〇	同 一〇	同 一〇
同 一一	同 一一	同 一一	同 一一

信用金	組合	二,三三	一六,三三	一三,三三	一七,三三	六七,三三	二〇,〇〇	一三,三三	二一,三三	二九,三三	三六,三三
借付金	組合	三,三三									
販賣—販賣額	組合	六二,三三	三三,三三								
販賣—購買額	組合	三三,三三									
購買—購買額	組合	九〇,三三									
利用—利用料	組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 一所屬組合平均は僅少なるを以て省略

### 第四、聯合農業倉庫

聯合農業倉庫の制度は、大正十五年三月農業倉庫法改正により認められ、その經營は産業組合聯合會のみに限られてゐる。

昭和八年末に於ては、新潟、愛知、秋田、沖繩、千葉、山口、北海道、東京、兵庫、鹿児島、香川、石川、大分、岐阜、滋賀、岩手、京都、佐賀、静岡、廣島の一道二府十七縣であり、經營主體数は前年に比し、二十七の急増をなし、棟敷、建坪、収容力に於ては約倍加の勢を示してゐる。

聯合農業倉庫業者の主體名を挙げれば次の如し。(經營認可順)

新潟	有・新潟縣販賣購買利用組合聯合會	一三	一三三	一〇三	一六三	二七三
愛知	有・碧海郡購買販賣組合聯合會	—	—	—	—	—
秋田	保・秋田縣販賣購買組合聯合會	—	—	—	—	—
沖繩	保・沖繩縣信用販賣購買組合聯合會	—	—	—	—	—
千葉	保・千葉縣販賣購買組合聯合會	—	—	—	—	—
山口	保・山口縣購買販賣組合聯合會	—	—	—	—	—
北海道	保・北海道信用購買販賣組合聯合會	—	—	—	—	—
東京	保・全國米穀販賣購買組合聯合會	—	—	—	—	—
兵庫	保・兵庫縣販賣購買組合聯合會	—	—	—	—	—
鹿児島	保・鹿児島縣信用販賣購買利用組合聯合會	—	—	—	—	—
香川	有・香川縣信用購買販賣利用組合聯合會	—	—	—	—	—
石川	保・石川縣販賣購買利用組合聯合會	—	—	—	—	—

大分 保・大分縣販賣購買組合聯合會  
 岐阜 保・岐阜縣穀物販賣購買組合聯合會  
 滋賀 保・滋賀縣信用販賣購買組合聯合會  
 岩手 保・岩手縣購買販賣組合聯合會

聯合農業倉庫狀況累年比較

年次	種目	總管主體數		棟數	建坪	容 力		
		穀物	薪			砂		
昭和二年	同	二	一六	一、三八七・四	九四、〇〇〇	—	—	
同三年	同	四	一七	一、六六九・四	一一三、九二〇	—	—	
同四年	同	五	二〇	二、三一六・九	一三七、二〇五	—	一九、四四〇	
同五年	同	六	二〇	二、三四〇・〇	一三六、四〇〇	—	一九、四四〇	
同六年	同	八	三七	三、六九八・〇	二八六、二四四	—	一九、四四〇	
同七年	同	一一	四一	四、四四五・九	三五九、四四二	—	一九、四四〇	
同八年	同	二〇	六八	八、一九五・四	六七四、九〇三	—	一九、四四〇	

第五、地方別現況

聯合會數 既述の如く昭和八年末に於ける聯合會數は一四五であるが、昭和七年度（八年六月迄に事業を終りたるも）調査聯合會一四八に就き見るに、各道府縣中愛知の九を最高とし、岐阜、岡山の八、群馬、長野、愛媛の七之に次ぎ、聯合會を有せざる府縣を見ないのである。尤も聯合會の區域並に事業は大一小一様でないから、單に數の多少のみによつて當該道府縣の實

京都 有・京都府購買販賣組合聯合會  
 佐賀 保・佐賀縣販賣購買組合聯合會  
 靜岡 有・靜岡縣購買販賣利用組合聯合會  
 廣島 保・廣島縣信用購買販賣組合聯合會

勢を測ることは出来ない。

所屬組合數 長野の八八九を最高とし、愛知の八五一、福岡の七六二、兵庫の七五〇、新潟の七二七、岡山の七二二で、之に次ぎ六百組合以上を持つものに静岡、群馬、五百組合以上のものに、北海道、岩手、埼玉、岐阜等があるが、全國的にその所屬組合數を昨年比し増加を示してゐる。  
 拂込濟出資 長野の二七九萬圓を最高に、愛知の一三三萬圓、東京の九七萬圓、北海道の九二萬圓之に次ぎ、八十萬圓臺には







### 第三節 産業組合中央會

#### 一、中央會の沿革

我國産業組合は明治三十三年三月六日發布の産業組合法によつて始めて法的存在となつたのであるが、當時は自治力極めて貧弱にして、専ら官廳、帝國農會の前身たる全國農事會等の啓發、指導によつて普及を圖られてゐたのである。然るに當時の農村事情に於ては組合設立の登記手續の煩鎖等が禍して、充分に目的を果し得なかつたので、外國の事例に倣ひ平田東助氏、酒匂常明氏、加納久宣氏等の唱導によつて、指導聯絡普及の爲中央機關として明治三十八年二月二十二日大日本産業組合中央會が生れた。

初代会頭には平田東助氏を推し、加納久宣、小松原英太郎兩氏を副會頭として、以來組合運動の自力的發展に努力したのであるが、事業として特記すべきは、雜誌「産業組合」の發行、關係官廳への建議、産業組合中央會支會の設立、全國産業組合協議會の開催、中央及び地方に於ける講習會の開催、組合の設立經營、其の他實地指導又は優良組合の表彰等で産業組合の普及發達の爲活動した。

産業組合中央會が名稱を變じ、法定せられたのは明治四十二

年四月八日産業組合改正法中に産業組合中央會に關する規定が加へられてからである。かくして組織を變更する爲諸般の手續を了へて十二月十三日農商務省會議室に於て産業組合中央會創立總會を開き、會頭に平田男爵、副會頭に加納子爵及び小松原の兩氏を決定して十二月十八日設立許可を申請、翌四十三年一月七日許可の指令を受け、此處に現在の産業組合法による社団法人産業組合中央會が誕生したのである。

#### 二、中央會の構成

中央會を構成する會員は正會員及び贊助會員の二種である。正會員は産業組合及び産業組合聯合會であり、贊助會員は本會の趣旨を賛成して入會したるものである。其の會費は正會員たる聯合會は三十圓、組合は十圓、贊助會員は二圓四十錢である。最近に於ける其の會員數は左の如くである。

年	正會員數	贊助會員數	計
昭和二年	一一、四九二	一、〇三五	一二、五二七
同 三年	一一、六九一	九三一	一二、六二二
同 四年	一一、七一	七九九	一二、五一〇
同 五年	一一、七三八	八四三	一二、五八一

同 六年	一一、六六七	六〇二	一一、二六九
同 七年	一一、六二〇	六一〇	一一、二三〇
同 八年	一一、六四九	五三三	一一、一八二

三、中央會の經費

昭和八年度に於ける總収入は四〇〇、八九六圓三六錢で總支出は三六七、五九三圓である。

四、中央會の事業

産業組合中央會の目的は産業組合の普及發達、指導聯絡を圖るにあり、此の爲の事業は次の如くである。(中央會定款第四十五條の規定)

第一部

- 一、産業組合及産業組合聯合會の設立を奨励發達すること。
- 二、組合及聯合會に關し指導をなすこと。
- 三、組合及聯合會に關し監査を行ふこと。
- 四、組合及聯合會に關し表彰を行ふこと。
- 五、組合及聯合會相互の聯絡を圖り事業執行上の便宜を與ふること。
- 六、組合及聯合會に關する講習講話等を行ふこと。
- 七、組合及聯合會に關する調査を行ふこと。
- 八、會員の質問に應ずること。
- 九、會報を發行すること。

- 十、組合及聯合會に關する書籍を發行すること。
- 十一、前各號の外本會の目的を達するに必要な事項。

第二部

一、肥料其の他理事に於て定めたる物を購買して之を會員たる組合又は聯合會に賣却すること。

二、生産品陳列所其の他理事に於て定めたる物を備へ之を會員たる組合又は聯合會に使用せしむること。

本會は官廳又は公共團體等より事業の囑託を受けたるときは理事に於て之を處理す。但し次期の總會に報告すべし。

以上の如くであるが第二部に屬する事業は大正九年より十二年にかけて購買組合に對して肥料及二、三の物資を仲介斡旋したのみで、今や全國的な事業機關の整備したる爲、事業は専ら第一部の項目に限られてゐる。

現在行つて居る事業は教育事業、調査事業、監査事業、大會、協議會其の他に分類される。

一、教育事業

産業組合の主旨の徹底と經營知識の普及を圖る事を内容とするもので、これは産業組合運動の發展に必須のものとして、中央會事業の最も重要なものである。

1、産業組合學校

大正十五年中央會附屬として産業組合學校を設立、同年四月第一回生徒三十名を入學せしめ授業を開始したのである。學校

は中學程度の各種學校を卒業したる青年に一ヶ年の修業年限にて産業組合教育を授け、もつて地方産業組合界の中心人物を養成するを目的とする。昭和九年三月三十日第八回の卒業生を出し、當初より現在に至るまでに二百二十九名に達してゐる。

## 2. 講習會

### (イ) 産業組合長期講習會

本講習の目的は産業組合の指導員、理事者を養成するを目的とし大正元年より以來、關東大震災の大正十二年を除く外毎年開催されてゐる。

講習員の資格は年齢二十歳以上で中等學校卒業程度以上の學力を有し、更なるべく地方開催の産業組合講習を受けた指導員、理事者又は將來其の任に當らうとするものであつて、中央會道府縣支會の會長或は地方長官の推薦を要する。

講習科目は産業組合概論、産業組合史、産業組合關係法規、産業組合經營、簿記、監査、一般經濟に關するもの等で、年々多少の變更はある。講習會では此等の授業の外、視察旅行をなしたり、或ひは、講習生の自主的な研究會ニユース發行等の教育、懇親事業が行はれる。講習員の定員は五十名で昭和八年迄の終了者は一、七五七名である。最近では希望者多く、昭和八年の如き、終了者は六十五名に達して居る。

### (ロ) 産業組合實務講習會

本講習は産業組合の實務的教育を授けるを目的で大正十三年よ

り開始されてゐる。講習生の資格は年齢滿十八歳以上で産業組合の實務に従事してゐる者で一ヶ月間の講習を受くるのである。定員は五十名、講習科目は産業組合の概論、經營、簿記、設立解散等である。大正十三年第一回終了者以來昭和八年に至るまでに八回、六〇六名を出してゐる。

### (ハ) 産業組合婦人講習會

婦人に對して、消費經濟に關する智識の發達を圖り、以て購買組合の普及を期するを目的で昭和七年より開始された。毎年一回又は二回、各地で、三日乃至五日間の短期講習をなすもので昭和八年には夏期静岡、長崎で夫々三日間宛開催され修了者、一七六名、七七名を出した。

### (ニ) 其他の講習會

以上の講習會は毎年連続的に開催するものであるが、此の外各種の講習會を毎年臨時に開催する。現在迄に開催した講習會の種類は産業組合簿記講習會、師範學校教員産業組合講習會、産業組合理論講習會、産業組合製絲講習會、鶏卵販賣組合講習會、農業倉庫講習會、購買組合講習會、肥料配給改善講習會、産業組合擴充講習會、蔬菜果實販賣組合講習會等であるが、昭和八年度に於ける臨時の講習會は消費組合講習會、産業組合中央機關職員講習會、産業組合中央機關婦人職員講習會である。農業倉庫講習會は大正九年より毎年各地に開催し三十二ヶ所及び、昭和八年に於ては長野市、大分市、福井市、奈良市、横

豫市で各十日開校講し、二百十七名の終了者を出した。産業組合補充講習會は五ヶ年計畫達成の爲中心人物を養成する爲である。尙昭和二年より教育者産業組合講習會を開始し、主として小學校教員に産業組合の智識を注入し、以て小學校教育に組合的主旨を織込まんとするもので、重點を置いて奨励してゐる。又昭和五年より産業組合青年講習會を支會主催で開催せしめ、中央會から講師を派遣する。最近は産業組合青年聯盟の發達により、之が開催を主催或ひは援助するに至つた。之の講習は科目は中央會作成の要項により、時期は大體夏期休業中で期間は三日乃至五日を普通とする。

#### (ホ) 講演會

地方に於て産業組合理事者又は組合員を集めて諸般の講話を行ふ事は産業組合教育の極めて實際的な方法であつて中央會創始以來實行し來つた所であるが、地方、道府縣支會の發達するに従つて此の種の事業は支會によつて行はれ、中央會は唯地方の産業組合大會、産業組合協議會等の開催に當り職員を派遣して講演させるに止める。

#### 3. 其の他の教育事業

(イ) 雑誌の發行 「産業組合」は明治三十八年十二月創刊せられ以來毎月一回發行せられる機關誌であり、理論雜誌である。今日では月約一萬五千部を發行する。

「家の光」は昭和九年十一月發行部數七十七萬、五ヶ年計

畫により百萬部發行は成功する豫定のもので、専ら家庭的に平易な記事を編輯する月刊雜誌である。大正十四年五月創刊され、以來長足の進歩をなして、現在では中央會職員の半數以上を占める家の光部で一切の仕事が行はれる。

(ロ) 「宣傳、パンフレット、リーフレットの發行」 産業組合教育を普及する目的、亦産業組合界の時事重大問題の解説等の爲に發行され、現在パンフレット廿二輯、リーフレット三冊を出してゐる。

(ハ) 「活動寫眞」 教育、宣傳の目的で昭和七年「第二十八回産業組合大會實況」かくて田園は輝く」を作製したのを始めとして、外國品の輸入、又作製し、支會にフィルムを配布或ひは貸付をなしてゐる。

#### 二、調査事業

昭和八年度に於ける調査事業は左の如くである。

- 一、産業組合擴充五ヶ年計畫に關する調査
- 二、反産業組合運動に關する調査
- 三、醫療利用組合經營事例並醫療利用組合の一般狀況に關する調査
- 四、市街地信用組合に關する調査
- 五、漁村産業組合に關する調査
- 六、市街地購買組合に關する調査
- 七、四種経営産業組合調査
- 八、商業組合に關する調査

— 組 年 合 組 業 産 —

九、蔬菜果實販賣組合に関する調査  
十、産業組合概況

十一、産業組合の社会的経済的地位に関する調査

十二、海外産業組合運動に関する調査

十三、経済更生運動と産業組合の活動に関する調査

十四、肥料金融に関する調査

十五、産業組合文獻調査

十六、蜜柑に関する調査

十七、外國産業組合の法制に関する調査

十八、伊太利農事産業組合に関する調査

十九、鶏卵に関する調査

二十、木炭に関する調査

調査資料の印刷

一、第五十二輯 産業組合宣傳事業に関する調査

二、第五十三輯 醫療利用組合經營事例

三、第五十四輯 第二次四種産業組合に関する調査

四、第五十五輯 蔬菜果實販賣組合經營事例

宣傳書書の印刷

一、第二十二輯 農村産業組合と青年

二、第二十三輯 漁村問題と産業組合

リーフレット

一、第三輯 産業組合の必要なる所以  
二、産業組合年鑑（昭和九年度用）

三、産業組合ニュース（自第四十三號至第六十六號）

四、其の他の印刷物

五、第二十九次産業組合概況

六、第二十一回特別表彰組合事務

七、海外産業組合事情（第三輯）

八、第一回商業組合に関する調査

九、第二回漁村産業組合に関する調査

十、第五次市街地信用組合に関する調査

十一、第五回市街地購買組合調査

十二、全国消費組合協議會決議録

十三、反産業組合運動に関する調査（改訂再版）

十四、産業組合擴充五ヶ年計畫第一年度上半年概況報告

十五、肥料配給改善講習會要録

十六、産業組合の肥料金融に関する調査

十七、醫療組合の手ほどき

三、監査事業

本會々員たる産業組合及産業組合聯合會の健全なる發達を圖るため監査を行ふ。監査を行ふ場合は正會員から申込のあつた場合、表彰候補の組合又は聯合會に對し必要と認められた時、官廳又は中央金庫、日本勸業銀行等より依頼のあつた時、其の他本會の必要と認められた時之を行ふ。監査事項は、（一）資産、負債、損益及び剩餘金處分に関する事項、（二）諸帳簿の組織、記入、計算に関する事項、（三）法令、定款其他諸規程の實施に関する

— 全 國 産 業 組 合 概 況 —

事項である。本年度に於ては一道三府三十七縣、一聯合會、二百十四組合に對し執行した。

四、大會、協議會

1、全國産業組合大會

明治三十八年第一回の大會を催して以來毎年各地で開催され昭和九年で三十回に及んでゐる。

大會では重要問題が討議される外、産業組合表彰式、講演組合賞験談が試みられ、産業組合資料展覽會、産業組合生産品即賣會が行はれる。尙大會に前後して支會役員協議會、各種聯合會の協議會、産業組合青年聯盟全國聯合の總會等各種の重要會議が開かれる。

大會に提出される問題は中央會並に會員の提出により、問題は、大會出席者に報告された後審議員會で協議される。審議員會は各支會役員中より一名、正會員二百名以下の道府縣より二名、二百一以上三百以下の所より三名、三百一以上の所より四名の審議委員を出し、構成せられる。

昭和九年第三十回産業組合大會は鳥取市に於て四月二十五日二十六日の二日間開催され、中央會提出問題「産業組合損失五ヶ年計畫第二年度計畫實行方針決定ノ件」並出席者提出問題四十九につき慎重に審議された。

2、協議會

各事業の發展に資する爲各種の事業別に開催される。昭和八

年度末に至る迄開催せられた協議會を次に掲げる。

イ、第四十二回支會役員及主事協議會

ロ、第十一回全國市街地信用組合協議會

ハ、道府縣區域信用組合聯合會協議會

ニ、第六回道府縣區域購買販賣組合聯合會協議會

ホ、第十回産業組合協議會

ヘ、全國農業倉庫協議會

ト、全國漁村産業組合協議會

チ、全國醫療利用組合協議會

リ、全國消費組合協議會

ス、糧貯蔵協議會

ル、鶏卵販賣協議會

ヲ、各支會産業組合普及主事協議會

ワ、東京消費組合金融ニ關スル懇談會

カ、醫療利用組合ニ關スル懇談會

以上の内(イ)より(リ)に至る會は毎年開催せられるもので他は必要に應じ開かれたものである。

五、其の他

1、國際關係

我國の世界に於ける地理的關係より國際産業組合運動との密接な聯絡をなし得ぬ状態にあるが、之の聯絡は産業組合の本質より要求せらるゝ事であつて、中央會が國際産業組合聯盟に加

— 産 業 組 合 年 鑑 —

盟して居る事は勿論、最近に於ては歐洲各國の中央機關との交渉は益々濃厚となり、各國と圖書雜誌、報告書、其の他の印刷物を交換してゐる。

特記すべきは、昭和九年九月四日より七日に亘り英國ロンドンで開催せられた第十四回國際産業組合大會に本邦産業組合代表、中央會主事辻誠氏、産業組合中央金庫より主事佐治正一氏を送つた事である。兩氏は五月卅一日鹿島立ち、途中米國、歐洲諸國の産業組合界を訪れ國際的交誼に一段と寄與せられた。

2、聯合運動の促進

單位産業組合の普及と共に地方的、全國的聯合機關の整備が要求せられ、中央會では大正十二年産業組合中央金庫、全國購買組合聯合會の設立、昭和二年の大日本生絲販賣組合聯合會の設立、昭和六年全國米穀販賣購買組合聯合會を設立、昭和九年には大日本柑橘販賣組合聯合會の設立等、全國的事業機關の設立に努力する外、全國醫務組合協會、全國道府縣區域信用組合聯合會協會、全國消費組合協會の如き聯絡研究目的の組織、全國農村産業組合協會等の設置を促進し、系統組織の完成と共に之の運用を充分ならしめん事を期してゐる。

3、産業組合中央機關連絡

(イ) 中央機關連絡委員會

産業組合の全國的中央機關の連絡協調を圖り、以て運動の統

制ある進展に資する爲昭和八年一月組織せられ、以來毎月一日例會を開く外必要に應じ臨時に開催し、關係問題を處理して居る。

(ロ) 中央機關調査主任者會議

中央會の外各機關共に調査活動をなしてゐるが、此の間の聯絡を保ち、以て、調査能率を高め、一つには機關の連絡を圖る爲昭和八年主任者會議が組織せられ、以來毎月例會を開催してゐる。

一、會員數、支會數累年比較

年 度	正 會 員	賛 助 會 員	計	支 會
明治四二	二、八六八	二、三八七	五、二五五	一〇
大正三	六、二八二	二、五二〇	八、八〇〇	四四
同 八	九、〇九九	二、二八一	一一、三八〇	四七
同 一四	一一、二二五	一、四四五	一二、六七〇	四七
昭和元	一一、五九一	一、四四二	一三、〇三三	四七
同 二	一一、四九二	一、〇三五	一二、五二七	四七
同 三	一一、六九一	九三一	一二、六二二	四七
同 四	一一、七一	七九九	一二、五一〇	四七
同 五	一一、七三八	八四三	一二、五八一	四七
同 六	一一、六八三	六〇一	一二、二八五	四七
同 七	一一、六二〇	六一〇	一二、二三〇	四七
同 八	一一、六四九	五三三	一二、一八二	四七

種目	收入				種目	年次	明治四二	大正三	同八	同二二	昭和元	同四	同五	同六	同七	同八																
	其他	交金	事業	合計																												
種目	年次	明治四二	大正三	同八	同二二	昭和元	同四	同五	同六	同七	同八	同八	同八	同八	同八																	
																日組	府	縣	合計													
																數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數
																1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1
																1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1
																1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1
																1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1
																1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1
																1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1
																1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1
																1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1
																1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1
																1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1
																1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1
																1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1

三、收支累年比較

二、事業概況累年比較



鳥取	110.5	0.5	10.0	0.5	100	10.5	0.5	—	—	10.0	1.0	—	—	10.0	10.0
和歌山	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	—	—	—	0.0
奈良	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	—	—	—	0.0
兵庫	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	—	—	—	0.0
大阪	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	—	—	—	0.0
京都	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	—	—	—	0.0
滋賀	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	—	—	—	0.0
三重	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	—	—	—	0.0
愛知	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	—	—	—	0.0
静岡	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	—	—	—	0.0
岐阜	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	—	—	—	0.0
長野	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	—	—	—	0.0
山梨	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	—	—	—	0.0
福島	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	—	—	—	0.0
石川	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	—	—	—	0.0
富山	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	—	—	—	0.0
新潟	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	—	—	—	0.0
神奈川	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	—	—	—	0.0
東京	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	—	—	—	0.0
千葉	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	—	—	—	0.0



## 第四節 産業組合中央金庫（中金）

## 一、沿革

明治三十九年五月農商務省會議室に於て開催せられた大日本産業組合中央會主催の第二回産業組合大會に於て、當時の中央會副會頭加納子爵が産業組合設立の必要なる所以を力説すると共に、産業組合の全國的金融調節をなす組合金融の中樞機關として中央金庫設置の必要を高唱し、それが實現を期するには先づ産業組合が内容充實を圖らねばならぬ旨を提議し、次の決議を滿場一致を以て通過した。

産業組合中央金庫ノ設立其ノ他組合ノ需要ニ應ズル共同機關ヲ設立スルヲ必要トシ漸次其ノ方針ニ向ツテ進行セシムルコトヲ期ス

是が産業組合中央金庫問題の表面化した最初である。當時中央會に於て購買、販賣に關する中央機關及中央金庫の設立に關して一、二の立案もあつたが、全國産業組合の一般情勢は未だ輿論を喚起するに至らなかつた。

其の後全國産業組合大會、中央會支會役員協議會、産業組合聯合會協議會等に於て屢々中央金庫設立の要望が起り、組合界は中央金庫の設立を促して止まなかつた。而して中央會は大正七年産業組合中央銀行設置に關する意見書を政府に提出する

に至つた。

他方政府にありては明治四十一年、二年頃より金融機關全體系を整備する必要上、産業組合中央銀行の設立に付て調査を進め大正八年には國庫、府縣（府縣所有農工銀行持株及之より生ずる收益を以て充當）組合及聯合會の共同出資に依る一案を得たが、之亦實現の機に達しなかつた。

然るに大正十年大分市に開催せられた全國産業組合大會は、中央會に對して金融及購買、販賣に關する中央機關設置に關する調査を委託したので、同年九月中央金庫に關する特別調査委員會を設置し、産業組合中央銀行要綱を作製し、同案の採擇を政府に建議した。

他面當時農村は疲弊困憊その極に達し、その振興論が旺盛として輿論を風靡し、大正十二年の議會は恰も昭和六、七年に於ける農村更生運動の如く政府、政黨より農村振興案が提案されたが、その一項として政友會より産業組合中央金庫法案が提出されるに至つた。而して該法案は各々多少の修正を加へられたる後兩院を通過し、大正十二年四月五日法律第四十二號を以て公布され、産業組合中央金庫法の成立を見るに至つた。此處に於て政府は六月八日中央金庫設立委員を任命して創立事務に着手

— 債 年 合 組 業 産 —

し、十二月二十日創立總會を開き、同十三年三月諸般の準備を完了し、日本橋に事務所を置き業務を開始するに至つた。

斯くして業務開始以來産業組合の普及及發達と系統機關の利用促進と相俟つて金庫業務は逐年増大し、殊に最近地方中小銀行の業務不振と特別資金の放出等に依つて一大躍進を示してゐる。

今設立當初より三ヶ年毎の貸出、預り金業務に付て見れば次の通りである。

(イ) 貸出金

年 月 日	貸出高
大正十四年三月末日現在	三、五七七(一〇〇・〇)千餘円
昭和三年三月末日現在	四一、六七〇(一、一六四・九)
昭和六年三月末日現在	八一、〇二九(二、二六五・二)
昭和九年三月末日現在	一五四、〇七六(四、三〇七・四)

右に依れば大正十四年三月末と昭和九年三月末との比較にありては約四十三倍の激増となつてゐる。

(ロ) 預り金

年 月 日	預り高
大正十四年三月末日現在	六四八(一〇〇・〇)千餘円
昭和三年三月末日現在	二一、三〇五(三、二八七・八)
昭和六年三月末日現在	四三、三八三(六、六九四・九)
昭和九年三月末日現在	一〇六、八六四(一六、四九一・三)

右に依れば大正十四年三月末と昭和九年三月末との比較にありては實に約百六十四倍の著増を示してゐる。

而してこの間二回に亘りて中央金庫法の一部改正が行はれたその第一回改正は昭和六年五月二十三日法律第六十三號を以て公布せられたもので、その改正の要旨は、中央金庫の業務中に産業組合界の年來の要望であつた年賦償還の長期貸付を認むる外、有價證券の保護預り及委託買入を加へしものであり、第二回の改正は昭和七年九月七日法律第三十一號を以て公布せられその大要は一、聯合會の有すべき出資口數を千口迄、組合の有すべき出資口數を五百口迄増加したこと、二、産業組合法改正に依る從屬的改正、三、營業税を營業收益税と改めたこと、四、餘裕金運用の範圍を擴大し、主務大臣の認可したる有價證券の買入を認めたること、五、事業年度を六ヶ月に短縮したること等である。

更に昭和七年九月七日公布せられた産業組合中央金庫特別融通及損失補償法に基く業務は組合金融界の凍結せる資金を解疏し、その圓滑を圖り、組合の活動を促進し、中小産者の經濟更生を圖る匡救對策にして、中央金庫を通じ預金部資金(一億圓以内)を所屬信用組合聯合會又は所屬信用組合に融通し、若し該資金回收不能のため金庫が損失を蒙つた場合は三千萬圓以内に限り、政府がその損失を補償すると謂ふのであるが、本法による貸付は昭和十年九月迄行はるゝのである。

二、累年事業概況

事業年度	出資者		出口數		拂込済出資金	
	政府聯合會	組合計	政府	聯合會	聯合會	組合計
大正十二年度 <small>(昭和十三年三月末)</small>	1,234,000	1,234,000	1,000,000	234,000	1,000,000	234,000
大正十三年度 <small>(昭和十四年三月末)</small>	1,234,000	1,234,000	1,000,000	234,000	1,000,000	234,000
大正十四年度 <small>(昭和十五年三月末)</small>	1,234,000	1,234,000	1,000,000	234,000	1,000,000	234,000
昭和元年度 <small>(昭和二年三月末)</small>	1,234,000	1,234,000	1,000,000	234,000	1,000,000	234,000
昭和二年度 <small>(昭和三年三月末)</small>	1,234,000	1,234,000	1,000,000	234,000	1,000,000	234,000
昭和三年度 <small>(昭和四年三月末)</small>	1,234,000	1,234,000	1,000,000	234,000	1,000,000	234,000
昭和四年度 <small>(昭和五年三月末)</small>	1,234,000	1,234,000	1,000,000	234,000	1,000,000	234,000
昭和五年度 <small>(昭和六年三月末)</small>	1,234,000	1,234,000	1,000,000	234,000	1,000,000	234,000
昭和六年度 <small>(昭和七年三月末)</small>	1,234,000	1,234,000	1,000,000	234,000	1,000,000	234,000
昭和七年度 <small>(昭和八年三月末)</small>	1,234,000	1,234,000	1,000,000	234,000	1,000,000	234,000
昭和八年前半期 <small>(昭和八年九月末)</small>	1,234,000	1,234,000	1,000,000	234,000	1,000,000	234,000
昭和八年後半期 <small>(昭和九年三月末)</small>	1,234,000	1,234,000	1,000,000	234,000	1,000,000	234,000

— 鐵 年 合 組 業 産 —

事業年度	準備金及 積立金	産業債券及 借入金高	預り金	貸出金	有價證券	預け金	現金	剩餘金
大正十二年度 （昭和十一年末）	—	—	2,000,000	—	—	8,000,000	1,000,000	2,000,000
大正十三年度 （昭和十二年末）	—	—	2,000,000	—	—	9,000,000	1,000,000	2,000,000
大正十四年度 （昭和十三年末）	—	—	2,000,000	—	—	9,000,000	1,000,000	2,000,000
昭和元年度 （昭和十一年末）	2,000,000	—	2,000,000	—	—	8,000,000	1,000,000	2,000,000
昭和二年度 （昭和十二年末）	2,000,000	—	2,000,000	—	—	8,000,000	1,000,000	2,000,000
昭和三年度 （昭和十三年末）	2,000,000	—	2,000,000	—	—	8,000,000	1,000,000	2,000,000
昭和四年度 （昭和十四年末）	2,000,000	—	2,000,000	—	—	8,000,000	1,000,000	2,000,000
昭和五年度 （昭和十五年末）	2,000,000	—	2,000,000	—	—	8,000,000	1,000,000	2,000,000
昭和六年度 （昭和十六年末）	2,000,000	—	2,000,000	—	—	8,000,000	1,000,000	2,000,000
昭和七年度 （昭和十七年末）	2,000,000	—	2,000,000	—	—	8,000,000	1,000,000	2,000,000
昭和八年度 （昭和十八年末）	2,000,000	—	2,000,000	—	—	8,000,000	1,000,000	2,000,000
昭和八年度 （昭和十八年末）	2,000,000	—	2,000,000	—	—	8,000,000	1,000,000	2,000,000

備考

(一) 單位四 四以下切捨  
(二) 剩餘金、前年度繰越金ヲ含ム

三、昭和八年度に於ける事業概況

一、一般概況

昭和八年度（自昭和八年四月一日至昭和九年三月末日）に於ける我國經濟界の大勢は内外經濟、財政、外交等の不味材料の重疊によつて落調を辿つて居つた物價が、爲替インフレーション

— 企 業 組 合 概 況 —

ンによる國際商品の奔騰を首位とし、日支兩國間の停戰協定の成立、滿洲問題に絡る國際情勢の緩和等の好調を移して反騰すると共に、時局匡救及軍備充實に關する諸般の施設若々實行せられた爲事業界は稍活況を呈したるも、商價不振による農村購買力の依然たる沈滞を根柢とする購買力の全般的萎縮により、物價の騰勢思はしからず、企業界の活氣未だ普遍的ならず、資金の需要も専ら舊債低利借換に止り、新規需要を喚起するに至らず、市場資金は潤澤にして、緩慢愈加はり金融機關受難時代を出現した。

然して昭和八年度に於ける金庫業務の特徴としては、一般金融界に於けると同様預り金の著増を齎らすと共に大體作に基因する米穀資金の融通巨額に上りたるため全業務を通じて著しく繁忙を極むるに至つた。

尙地方銀行利率の低下趨勢に鑑み、當金庫に於ても夫々利下を斷行し資金の潤滑なる疏通を企圖する所あつた。

二、出資の狀況

(1)、出資者の異動

昭和八年度中に於ける出資者の移動は、持分譲受加入四二八持分譲渡脱退二九七、差引一三二を増加して年度末出資者總數は、政府の外、聯合會一三六、組合一一、六〇七である。

(2)、出資の拂込

昭和八年度内に於ける拂込は配當より振替充當せるもの三六

七、五一〇圓にして、年度末拂込済出資額は三〇、六八六、〇七〇圓である。

三、貸出の狀況

昭和八年度貸出狀況を示せば、本年度内貸出高三四五、五九二千餘圓、本年度内償還高三二二、四七八千餘圓、本年度末貸高一五四、〇七六千餘圓にして之を昭和七年度に比較すれば、貸出高五三、一五五千餘圓(一割八分)、償還高六四、六七一千餘圓(二割五分)、殘高二三、一一四千餘圓(一割七分)の著増を示してゐる。

次に普通、特別並特別融通資金別貸出狀況を見るに次の通りである。

(1)、普通資金

年度内貸出高三三九、七二二千餘圓、年度末殘高二四、六三一千餘圓にして、之を昭和七年度に比較すれば年度内貸出高は三七、四七八千餘圓即ち一割三分増、年度末殘高は三、六九五千餘圓即ち一割三分の減少を示してゐる。更に昭和八年度に於ける主要用途別貸出狀況を見るに次の通りである。

肥料資金	二八、一九千餘圓
礦 資 金	三一、三一四
信用事業資金	三八、二三七
販賣事業資金	五七、一七一
米 穀 資 金	六二、七七八

(2)、特別資金貸出

年度内貸出高九〇、六八三千餘圓、年度末殘高九九、四六五千餘圓にして、之を昭和七年度に比較すれば年度内貸出高は一七、五四五千餘圓即ち二割四分、年度末殘高は一三、八八〇千餘圓即ち一割六分の増加を示してゐる。更に昭和八年度に於ける主要用途別貸出状況を見るに次の通りである。

昭八委託應急資金	二二、〇〇千餘圓
昭七第二次肥料資金	九、五五三
昭七委託應急資金	六、九八一
昭八親睦費	六、六二八
昭八米穀應急資金	五、三六四
昭八肥料資金	一一、八七〇

(3)、特別融通資金貸出

年度内貸出高一五、一八六千餘圓、年度内償還高二、二五七千餘圓、年度末殘高二九、九七九千餘圓にして、之を昭和七年度に比較すれば年度内貸出高は一、八六七千餘圓即ち一割一分減、年度末殘高は一一、九二九千餘圓、即ち七割五分の増加となつてゐる。

四、預り金の状況

昭和八年度に於ける預り金の状況は年度内預り金六五二、九二九千餘圓、年度内拂戻高六二六、〇六八千餘圓、年度末殘高一〇六、八六四千餘圓にして、之を昭和七年度に比較すれば、預り

高二九四、四一六千餘圓(八割二分)、拂戻高二九五、五〇七千餘圓(九割二分)殘高二六、八六一千餘圓(三割四分)の大激増を示してゐる。

次に年度末現在に於ける預り金種類別殘高は

當座預り金	一、〇五〇千餘圓
特別當座預り金	六、四一九
定期預り金	八四、四五三
通知預り金	四、四七八
別段預り金	一〇、四六二
計	一〇六、八六四

にして、年定期預り金は總額の七割九分を占めてゐる。

五、爲營業務の状況

昭和八年一月一日より一般銀行同様に本格的爲營業務を取扱つてゐるが、其の年度内取扱數は

各地へ向けたる分	二、二〇〇枚	三五、二四六千餘圓
各地より受けたる分	四、三四七枚	五八、九七一千餘圓

にして、之を昭和七年度に比較すれば

各地へ向けたる分 四、九五四枚 九、二一六千餘圓(三割五分)

各地より受けたる分 二、六四〇枚 三〇、四二五千餘圓(二〇割七分)

の増加を示してゐる。

六、有價証券保護預り状況

昭和八年度に於ける有價証券保護預りの状況を示せば

年度内受入高	一五、三二八	三六、二二一
年度内拂戻高	九、九〇七	二二、五六二
年度末残高	一〇、六三五	二四、四二一

にして、此の外に

受入高	九四八	五〇〇
拂戻高	九四八	五〇〇
年度末現在高	〇	〇

にして、之を昭和七年度に比較すれば

年度内受入高	二七、四〇一	即ち三割一分
年度内拂戻高	一一、五九八	即ち二割六分
年度末残高	一三、六五一	即ち二割六分

の大激増となつてゐる。

七、有價証券委託買入

昭和八年度に於ける有價証券委託買入の状況は、買入五九三枚六九七千餘圓、賣却五九三、六九七千餘圓にして、之を昭和七年度に比較すれば、買入二二六千餘圓即ち二割二分、賣却二〇千餘圓即ち二割一分の各増加となつてゐる。

八、産業債券

昭和八年度に於ける産業債券は従來通り何れも預金部引受に

依り、其の内譯は次の通りである。

地方資金	八、八四〇
高利債借替資金	一、七六〇
農倉建設資金	一、二八四
元利支拂資金	四、〇五〇
北海道水害並凶作資金	一、五五〇
災害復舊資金	一三〇
三陸地方震災復舊資金	七三
計	一七、六八七

昭和八年度償還は

地方資金	五、二三八
霜害救済資金	一〇〇
養蠶應急資金	一、一九〇
高利債借替資金	七三一
中小商工業者産業資金	四、三四〇
中小商工業者産業資金	五〇〇
旱水害復舊資金	二〇〇
組合應急事業資金	三三〇
計	一二、七七九

にして、年度末現在高は六四、四一一千圓にして、之を昭和七年度末現在高に比較すれば四、八〇八千圓、即ち八分の増加を示してゐる。

— 農 年 介 租 菜 産 —

兵 山 福 石 富 新 神 東 千 埼 群 栃 茨 福 山 秋 官 岩 青 北  
 野 梨 井 川 山 山 川 京 菜 玉 馬 木 城 島 形 田 城 手 森 道

	貸出金 (一) 貸付金	特別融通貸付金 (損失保証)	餘額
兵野	1,200,000	1,200,000	2,400,000
山梨	1,000,000	1,000,000	2,000,000
福井	1,000,000	1,000,000	2,000,000
石川	1,000,000	1,000,000	2,000,000
富山	1,000,000	1,000,000	2,000,000
新川	1,000,000	1,000,000	2,000,000
神奈川	1,000,000	1,000,000	2,000,000
東京	1,000,000	1,000,000	2,000,000
千葉	1,000,000	1,000,000	2,000,000
埼馬	1,000,000	1,000,000	2,000,000
群馬	1,000,000	1,000,000	2,000,000
栃木	1,000,000	1,000,000	2,000,000
茨城	1,000,000	1,000,000	2,000,000
福島	1,000,000	1,000,000	2,000,000
山形	1,000,000	1,000,000	2,000,000
秋田	1,000,000	1,000,000	2,000,000
官田	1,000,000	1,000,000	2,000,000
岩城	1,000,000	1,000,000	2,000,000
青森	1,000,000	1,000,000	2,000,000
北海道	1,000,000	1,000,000	2,000,000

九、道府縣別貸出金 (昭和九年三月末現在)

大 熊 長 佐 福 高 愛 香 德 山 廣 岡 島 島 和 奈 兵 大 京 畿 三 愛 靜 岐  
 分 本 崎 賀 岡 知 媛 川 島 口 島 山 根 取 良 庫 阪 都 賀 重 知 岡 阜

大分	1,000,000	1,000,000	2,000,000
熊本	1,000,000	1,000,000	2,000,000
長崎	1,000,000	1,000,000	2,000,000
佐賀	1,000,000	1,000,000	2,000,000
福岡	1,000,000	1,000,000	2,000,000
高知	1,000,000	1,000,000	2,000,000
愛媛	1,000,000	1,000,000	2,000,000
香川	1,000,000	1,000,000	2,000,000
徳島	1,000,000	1,000,000	2,000,000
山口	1,000,000	1,000,000	2,000,000
広島	1,000,000	1,000,000	2,000,000
岡山	1,000,000	1,000,000	2,000,000
島根	1,000,000	1,000,000	2,000,000
鳥取	1,000,000	1,000,000	2,000,000
島根	1,000,000	1,000,000	2,000,000
和歌山	1,000,000	1,000,000	2,000,000
奈良	1,000,000	1,000,000	2,000,000
兵庫	1,000,000	1,000,000	2,000,000
大阪	1,000,000	1,000,000	2,000,000
京都	1,000,000	1,000,000	2,000,000
畿都	1,000,000	1,000,000	2,000,000
三重	1,000,000	1,000,000	2,000,000
愛知	1,000,000	1,000,000	2,000,000
靜岡	1,000,000	1,000,000	2,000,000
岐阜	1,000,000	1,000,000	2,000,000
阜	1,000,000	1,000,000	2,000,000

十、昭和八年後半期貸借對照表(昭和九年三月三十一日)

貸方		借方	
科目	金額	科目	金額
政府以外拂込	1,290,000	政府出資金	1,000,000
未納出資金	1,770,000	政府以外出資金	1,500,000
定期(證券)貸付	1,700,000	準備金	1,387,500
特別定期(證券)貸付	1,700,000	特別積立金	1,300,000
貸物(手形)貸付	1,000,000	退職給與基金	2,000,000
年賦貸付	1,300,000	債券發行高	4,000,000
特別年賦貸付	1,300,000	當座預り金	1,000,000
當座預金貸越	1,500,000	特別當座預り金	6,000,000
割引手形	1,200,000	定期預り金	4,000,000
貯付爲替手形	1,500,000	通知預り金	1,000,000
郵便預り金	1,500,000	別段預り金	1,000,000
銀行預り金	1,500,000	借入金	1,500,000
國債	1,500,000	假受金	1,000,000
地方債	1,500,000	繰償安定積立假受金	6,600,000
社債	1,500,000		
合計	13,000,000	合計	13,000,000

貸方		借方	
科目	金額	科目	金額
代理所基金	6,000,000	送金爲替	6,000,000
土地	1,000,000	職員身元保證金	3,000,000
建物	1,000,000	未拂債券利息	3,000,000
備品	3,000,000	未拂預り金利息	6,000,000
特種備品	1,000,000	未拂借入金利息	2,000,000
假拂金	1,000,000	未拂諸手數料	3,000,000
借家敷金	1,000,000	未納過定期(手形)貸付利息	5,000,000
金銀抽定	1,000,000	未納過割引料	3,000,000
合計	13,000,000	合計	13,000,000

貸方		借方	
科目	金額	科目	金額
本年度剩餘金	2,000,000	前年度繰越金	2,000,000
合計	2,000,000	合計	2,000,000

四、本所、支所、代理所及取扱所

- 一、本所
  - 所在地 東京市麹町區有樂町一丁目九番ノ二
  - 電話 九ノ内函 三二九五(代表)、三二九六、三二九七、三二九八
  - 四七九三、四八八〇
- 二、支所
  - 所在地 大阪市東區今橋四丁目一番地三菱信託ビル内
  - 電話 本局四九〇一、四九〇二、四九〇三
- 三、中央金庫業務代理所

全國道府縣信用組合聯合會

(但シ東京府信用組合聯合會ヲ除ク)

四、中央金庫特別融通取扱所

(但シ東京大阪兩府信用組合聯合會ヲ除ク)

第五節 保證責任全國購買組合聯合會 (全購聯)

一、沿革

全國購買組合聯合會は大正十二年五月十四日設立許可を受け同年九月一日事業を開始し、爾來十二年度を経過し、其の事業は年と共に躍進を続け、主たる事務所を東京に、従たる事務所を大阪に置くの外順次其の事業の進展に伴ひ出張所を小樽、門司、新潟、伏木、名古屋の五ヶ所に、肥料工場を横濱、尼ヶ崎

門司、伏木の四ヶ所に、飼料工場を横濱、名古屋、神戸の三ヶ所に、ゴム靴工場を神戸に設くる等、其の著しい進展振りを示して居る。

而して産業組合法の改正に依る責任組織の變更は、昭和八年四月の總會に於て可決され、同年七月三十一日監督官廳の認可を受け保證責任と變更されたのである。

二、累年事業概況

年 度	所屬會員數		出 資		事業分量 (購買品賣却高)		
	聯合會	組合	口 數	總 額	拂込濟	産業用品	經濟用品
大正 一	100	55	1,200	5,000,000.00	3,300,000.00	1,000,000.00	1,300,000.00
同 二	110	60	1,200	5,000,000.00	3,300,000.00	1,000,000.00	1,300,000.00
同 三	120	65	1,200	5,000,000.00	3,300,000.00	1,000,000.00	1,300,000.00
同 四	130	70	1,200	5,000,000.00	3,300,000.00	1,000,000.00	1,300,000.00
昭和 元	140	75	1,200	5,000,000.00	3,300,000.00	1,000,000.00	1,300,000.00

三、昭和八年度事業概況(自昭和八年八月一日至昭和九年七月三十一日)

輓近經濟界は爲替安に基く貿易の好轉、「インフレーション」政策の澆潤等に因り一般物價の漸騰を見、就中一部工業部門に於ては相當活況を呈するものがあつたが農業方面に於ては舊態依然として恢復の徴なく、疲弊は益々加重せんとする状態であつて、不安焦慮の裡に本事業年度を終始したのである。這般の狀勢に處し殊に一面反産運動の蠢動等があつて本會經營上幾多の難關に遭遇したのであるが、各系統機關との緊密なる協調に依り克く之に善處し、本年度各事業、孰れも豫定を突破して五年計畫の第一年度を完成し得たのである。

一、一般狀況

年度末に於ける出資總額は四百參拾五萬貳千五百圓、拂込済額は二百四萬八千三百餘圓であつて之は前年度末に比し會員數に於て百七拾組合、出資口數に於て貳百拾九口、拂込済額に於

同	二	六	五	一〇,一三三	一,九七九	六,六〇〇,〇〇〇	一〇,一三三	三,三〇〇,〇〇〇	五,三〇〇,〇〇〇
同	三	九	四	一,四〇〇	一,九七九	六,六〇〇,〇〇〇	一〇,一三三	三,三〇〇,〇〇〇	五,三〇〇,〇〇〇
同	四	零	一〇	一,一〇六	一,九七九	六,六〇〇,〇〇〇	一〇,一三三	三,三〇〇,〇〇〇	五,三〇〇,〇〇〇
同	五	六	六	三,六六六	一,九七九	六,六〇〇,〇〇〇	一〇,一三三	三,三〇〇,〇〇〇	五,三〇〇,〇〇〇
同	六	五	七	四,七六六	一,九七九	六,六〇〇,〇〇〇	一〇,一三三	三,三〇〇,〇〇〇	五,三〇〇,〇〇〇
同	七	六	八	五,八六六	一,九七九	六,六〇〇,〇〇〇	一〇,一三三	三,三〇〇,〇〇〇	五,三〇〇,〇〇〇
同	八	六	九	六,九六六	一,九七九	六,六〇〇,〇〇〇	一〇,一三三	三,三〇〇,〇〇〇	五,三〇〇,〇〇〇

て參拾九萬六千八百餘圓の増加を來し基礎は益々鞏固を加へつゝあるのである。

事業の擴大に伴ひ職員を増員すると共に本年度新に名古屋市に出張所を設置し、鹿兒島市及び函館市に駐在所を設けて事業を開始し、更に横濱肥料工場及飼料工場を完成して配合肥飼料の配給の圓滑を期することとしたのである。

政府より委託を受けたる宣傳情報事業は大體前年度事業を繼續した外に本年度懸賞募集に依り新に活動寫眞映畫を作成し専ら肥料配給改善の趣旨の普及宣傳に供用した。

右の外購買事業一層の擴充進展を圖らむが爲め産業組合中央會、道府縣支會並全國道府縣購買組合聯合會へ助成金を交付したのである。

二、肥料取扱狀況

前述の如く經濟界好轉の氣配は跛行的であつて農村方面に於て將に破局に瀕するもの多く、肥料購買力の如きも漸次衰退す

る状態にあつたのである。

本事業期間肥料界では硫酸市價の昂騰と大豆相場場の崩落等一場の波瀾を生じた外特異の動搖は少かつたが一面化学肥料界に於ける「カルテル」は硫酸、石灰窒素、過磷酸石灰等其の統制が漸次強化せられつゝあつて此の種の取扱に關しては將來一層の注意を要するものがあるのである。

本年度に於ける本會肥料配給実績は七十三萬餘噸、金額四千二百五十九萬八千餘圓に達し當初の計畫を遙に凌駕した、今之を前年度に對比すると數量に於て四割三分、金額に於て三割七分餘の増加を示し漸く本邦全肥總消費高の二割を超過することゝなつたのである。

取扱肥料の主なるものは過燐酸の十四萬餘噸を首位とし、大豆粕の十二萬九千餘噸、配合肥料の十一萬五千餘噸、硫酸の十萬一千餘噸、魚肥の五萬九千餘噸、大豆粕の四萬五千餘噸、石灰窒素の三萬四千九百噸等であつて、加里鹽、石灰窒素等にあつては全國消費高に對し、各三割以上を占めることが出來た。而して之が道府縣別配給數量は福岡縣の四萬八千餘噸を最多とし北海道、愛知、静岡等は各三萬噸を突破し、香川、長野、兵庫、新潟、宮城、山口、廣島等は各二萬噸以上に達し其他の地方も亦一齊に激増を見たのである。

家畜飼料は混合飼料の配給の外に横濱及神戸に於て合理的配飼料の生産配給を開始した。本會製品の眞價が一般に諒知さ

れ配給數量は逐次増加を見る情勢である。

前記の如く肥料統制五ヶ年計畫の出發に於て豫期以上の好成績を得たのは本事業の現時に於ける重要性を立證するものであつて、寔に欣快に堪へない。更に將來に進んで價格の統制に適進し既定計畫の完成を祈念して己まないのである。

### 三、雜貨取扱状況

雜貨商品界は一般に活況を呈し其の中心相場をなす綿絲、毛絲、ゴム、油脂等は年度初頭に於て既に急激なる昂騰を來たし従つて本會は特に仕入計畫に深甚の注意を拂ひ他面豫約註文制度を確立して計畫的配給の實現に努めた結果、主要雜貨の配給價格は市販價格に比して著しく低廉であり得たのである。

本年度賣却金額は六百七十三萬一千餘圓に達し五ヶ年計畫第一年度配給目標を突破した。今之を前年度配給実績に對比するときは七割一分の増加率を示し就中メリヤス類、服類、足袋、石鹼、砂糖等の取扱高に於て激増を見たのである。

更に神戸ゴム靴工場は順調なる過程を辿り全國組合員子弟より採用した養成工七十餘名は漸次熟練したので之を中心とする第二工場経営を開始し、ゴム靴自己生産に強大なる新勢力を加ふることが出來た。

要之本事業の進展は計畫的配給の確立、即ち購買委員組織の一般化、豫約註文制度の普及等に負ふべく之等新組織に依り將來配給を一層合理化せむとするものである。



— 産 品 組 合 年 一

品 類	単 位	数 量	単 価	金 額	品 類	単 位	数 量	単 価	金 額
混合例(同)		1	105.66	105.66	混合例(同)		1	105.66	105.66
配合例(同)		1	105.66	105.66	配合例(同)		1	105.66	105.66
小(同)		1	105.66	105.66	小(同)		1	105.66	105.66
高(同)		1	105.66	105.66	高(同)		1	105.66	105.66
包(同)		1	105.66	105.66	包(同)		1	105.66	105.66
穀(同)		1	105.66	105.66	穀(同)		1	105.66	105.66
雜(同)		1	105.66	105.66	雜(同)		1	105.66	105.66
農(同)		1	105.66	105.66	農(同)		1	105.66	105.66
石(同)		1	105.66	105.66	石(同)		1	105.66	105.66
漁(同)		1	105.66	105.66	漁(同)		1	105.66	105.66
其(同)		1	105.66	105.66	其(同)		1	105.66	105.66
合(同)		1	105.66	105.66	合(同)		1	105.66	105.66
經(同)		1	105.66	105.66	經(同)		1	105.66	105.66
地(同)		1	105.66	105.66	地(同)		1	105.66	105.66
運(同)		1	105.66	105.66	運(同)		1	105.66	105.66
石(同)		1	105.66	105.66	石(同)		1	105.66	105.66
メ(同)		1	105.66	105.66	メ(同)		1	105.66	105.66
學(同)		1	105.66	105.66	學(同)		1	105.66	105.66
紙(同)		1	105.66	105.66	紙(同)		1	105.66	105.66

五、生産物細別  
種 目  
〔 經 済 用 〕

本年度生産数量  
五七六、五六六足

運 助 計 報  
合 計

四三八、九七〇足  
一〇一五、五三六足

一、産業用品中袋、紙、繩ニ於テ受拂ノ噸數一致セザル分ハ配合及單體包装用ナリ  
二、産業用品中其ノ他ニ合メルモノハ露座紙麻袋經濟用品中其ノ他ニ合メルモノハ蚊帳、ミルク線詰、金庫、茶類等ナリ

種 目	運 助 計 報	合 計	種 目	運 助 計 報	合 計
砂 類 (袋)	1,111,000	1,111,000	茶 葉 (木)	1,111,000	1,111,000
茶 葉 (本)	1,111,000	1,111,000	菓 子	1,111,000	1,111,000
菓 子	1,111,000	1,111,000	マ ッ チ (箱)	1,111,000	1,111,000
齒 粉 及 齒 刷 子	1,111,000	1,111,000	齒 粉 及 齒 刷 子	1,111,000	1,111,000
自 轉 車 及 同 部 分 品	1,111,000	1,111,000	自 轉 車 及 同 部 分 品	1,111,000	1,111,000
家 庭 菜	1,111,000	1,111,000	家 庭 菜	1,111,000	1,111,000
米 穀	1,111,000	1,111,000	米 穀	1,111,000	1,111,000
海 産 食 料 品	1,111,000	1,111,000	海 産 食 料 品	1,111,000	1,111,000
足 袋 (足)	1,111,000	1,111,000	足 袋 (足)	1,111,000	1,111,000
其 他	1,111,000	1,111,000	其 他	1,111,000	1,111,000
(小 計)	1,111,000	1,111,000	(小 計)	1,111,000	1,111,000
エ ン 靴 原 料 仕 掛 品	1,111,000	1,111,000	エ ン 靴 原 料 仕 掛 品	1,111,000	1,111,000
合 計	1,111,000	1,111,000	合 計	1,111,000	1,111,000

六、加工物細別

(一) 配合肥料

加工後ノモノ		加工前ノモノ	
種目	数量	種目	数量
配合肥料	一、一四、九三五・二五	配合飼料	一、五五五・〇九
計	一、一四、九三五・二五	計	一、五五五・〇九
魚肥	七、〇一三・七九	大豆粕	二、四〇・八二
硫酸アムモ	二七、四九九・九四	大豆	三一、五〇
米糠	三、六〇五・三三	魚粕	一七二・〇八
骨粉	一、七〇三・八八	糠	二、六九〇・〇
過磷酸石灰	四、五、一〇二・八五	糠	二、八七・九〇
硫酸加里	三、九〇〇・二三	食鹽	七、六四
鹽化加里	三、四〇三・四五	計	一、六三八・三六
雜肥料	四一九・四〇	配合飼料ノ噸數少キハ加工工程	一、六三八・三六
計	一一二、六五二・二六		

七、配合飼料

(備考) 一、原料ニ比シ生産シタル配合飼料ノ噸數多キハ原料ト製  
品トノ噸數換算ノ相違ナリ

八、昭和八年度地方別賣却高表

道府縣名	肥料飼料	雜貨	合計
北海道	一、五六一・五五	一、〇〇〇・〇〇	二、五六一・五五
青森	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
岩手	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
宮城	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
秋田	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
山形	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
福島	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
茨城	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
栃木	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
群馬	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
埼玉	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
千葉	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
東京	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
神奈川	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
新潟	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
富山	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
石川	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
福井	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
山梨	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
長野	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
岐阜	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇

縣	市	町	村	組合名	組合員數	出資口數	出資總額	拂込済出資額
島根	知	重	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
滋賀	重	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
京都	都	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
大阪	阪	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
兵庫	庫	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
奈良	良	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
和歌山	山	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
鳥取	取	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
島根	根	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
岡山	山	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
廣島	島	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
山口	口	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
山形	山	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
徳島	島	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
香川	川	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
愛媛	媛	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
高知	知	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
福岡	岡	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
佐賀	賀	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
長門	本	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
熊本	本	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
鹿兒島	島	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
沖繩	他	賀	賀	三	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
計					1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
北海道					1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
青森					1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
岩手					1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
宮城					1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
秋田					1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
山形					1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
福島					1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
茨城					1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
栃木					1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
群馬					1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
千葉					1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
東京					1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
神奈川					1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
新潟					1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
富山					1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
石川					1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00

九、昭和八年度未現在地方別出資狀況

道府縣名	會員數	出資口數	出資總額	拂込済出資額
北海道	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
青森	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
岩手	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
宮城	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
秋田	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
山形	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
福島	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
茨城	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
栃木	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
群馬	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
千葉	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
東京	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
神奈川	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
新潟	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
富山	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
石川	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
鹿兒島	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
沖繩	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00
計	1,212	1,212	1,212,000.00	1,212,000.00

佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山形	廣島	岡山	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福井
千	百	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000

取立手形	工場設備	建築物	土地	有價証券	預金	拂込未済出資金	中央金庫出資金	資産		借入金	職員身元保證積立金	支拂手形	買掛代金	未拂	假受	脱退者勘定	科目	負債	金額
								額	額										
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	

一、財産目録（昭和八年度）  
 於ける財産の狀況

### 四、昭和八年度（自昭和八年八月一日）末に

沖繩	鹿兒島	宮崎	大分	熊本	長崎
千	百	十	十	十	十
00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000	00,000,000

賣出代金	三六,四三〇・七五
未收金	二九,四七五・七五
假拂金	四,二二四・〇〇
借家敷金	三,六三〇・〇〇
委託事業未收交付金	九,六三〇・〇〇
肥料	四六,四〇〇・〇〇
飼料	一七,〇〇〇・〇〇
雜貨	八,七五〇・〇〇
原料及仕掛品	七,〇三〇・〇〇
現金	八,〇四〇・〇〇
合計	八〇,三六〇・〇〇

二、貸借對照表 (昭和八年度)

出資金	四,〇〇〇・〇〇
準備金	一〇,〇〇〇・〇〇
別途積立金	三三,〇〇〇・〇〇
工場卸積立金	二五,〇〇〇・〇〇
退職給與積立金	一〇,〇〇〇・〇〇
職員身元保證積立金	一七,〇〇〇・〇〇
借入金	一七,〇〇〇・〇〇
支拂手形	三三,〇〇〇・〇〇
合計	一四九,九四五・七六

差引 四九,九四五・七六  
五圓參拾九錢也

取立手形	一,〇〇〇・〇〇
賣掛代金	三六,四三〇・七五
未收金	二九,四七五・七五
假拂金	四,二二四・〇〇
借家敷金	三,六三〇・〇〇
委託事業未收交付金	九,六三〇・〇〇
肥料	四六,四〇〇・〇〇
飼料	一七,〇〇〇・〇〇
雜貨	八,七五〇・〇〇
原料及仕掛品	七,〇三〇・〇〇
現金	八,〇四〇・〇〇
合計	一八〇,三六〇・〇〇

三、損益計算 (昭和八年度)

買掛代金	四〇,〇九四・七五
未拂金	五,四七五・七五
假受金	九,〇〇〇・〇〇
既退者勘定	六,二〇〇・〇〇
本年度剩餘金	三三,三三〇・〇〇
合計	一〇四,〇九四・七五

拂込未済出資金	二,〇〇〇・〇〇
中央金庫出資金	一五,〇〇〇・〇〇
預金	一七,〇〇〇・〇〇
有價証券	一三,〇〇〇・〇〇
土地	一〇,〇〇〇・〇〇
建物	一〇,〇〇〇・〇〇
工場設備	一〇,〇〇〇・〇〇
備品	一〇,〇〇〇・〇〇

科目	金額
出資金	四,〇〇〇・〇〇
準備金	一〇,〇〇〇・〇〇
別途積立金	三三,〇〇〇・〇〇
工場卸積立金	二五,〇〇〇・〇〇
退職給與積立金	一〇,〇〇〇・〇〇
職員身元保證積立金	一七,〇〇〇・〇〇
借入金	一七,〇〇〇・〇〇
支拂手形	三三,〇〇〇・〇〇

購買利益	一,〇〇〇・〇〇
政府助成金	三,〇〇〇・〇〇
委託事業交付金	九,六三〇・〇〇
中央金庫當金	二,〇〇〇・〇〇
預金利息	三,〇〇〇・〇〇
有價證券利息	六,〇〇〇・〇〇
其他ノ收入利息	三,〇〇〇・〇〇
雜收入	三,〇〇〇・〇〇

諸會議費	一六,〇〇〇・〇〇
報酬給料	三三,〇〇〇・〇〇
雜費	一三,〇〇〇・〇〇
旅費	八,〇〇〇・〇〇
通信運搬費	二,〇〇〇・〇〇
消耗品費	六,〇〇〇・〇〇
印刷費	七,〇〇〇・〇〇
支拂利息	一〇,〇〇〇・〇〇

— 業 産 組 合 年 報 —

小 計 一、八八、四三三

前年度繰越金 三、四、七〇七  
合計 一、九二、一四〇  
差引剰餘金 三、四、三三三

保 險 料	六、零、零
土地建物賃料	三三、〇七、七
宜 傳 費	三、七、七
調査試験費	六、八〇、九
補 給 費	四、九、九
諸 稅 負 擔	一、八、六
標 章 登 録 費	六、六〇〇
特 許 料	三、三〇〇
購買事業獎勵費	三、四、三
委託事業費	五、五、三
工 手 費 成 費	四、七、七
動力及燃料費	六、三、三
雜 費	四、五、九
雜 損	二、六、三
諸 銷 却 計	二、〇、九
合 計	一、九二、一四〇

五、事務所、出張所

東京事務所

東京市麹町區有樂町一丁目九番地  
電話九ノ内(代表)番號三三五九  
自三三五〇至三三五九  
電略(發信)ゼウキヨウウレ  
振替口座東京六四一五〇番

大阪事務所

大阪市北區宗室町一番地・大阪ビル  
電話土佐堀 自七二〇番至七二〇三番  
自七〇六番至七〇九番  
電略(發信)オウサカゼン  
振替口座大阪六八一六二番

小樽出張所

小樽市色内町七丁目拓野ビル  
電話小樽 三八二番  
三三四番  
電略(發信)オタルゼン  
振替口座オタルゼン

新潟出張所

新潟市沼垂町西龍ヶ島四九四番地  
電話新潟 二六六番  
二六九番  
電略(發信)ニイガタゼン  
振替口座ニイガタゼン

伏木出張所

富山縣射水郡新湊町三ヶ新二三五番地  
電話高岡 三八六番  
新湊 一五八番  
電略(發信)ゼンカオウカ  
振替口座ゼンカオウカ

門司出張所

門司市東本町二丁目二番  
電話門司 二五五〇番至二五五三番  
電略(發信)モジゼン  
振替口座下関二一〇四番

名古屋出張所

名古屋市中區榮町三丁目五ノ二  
電話中 四四三番  
四四三番  
電略(發信)ナゴヤゼン  
振替口座ナゴヤゼン

大連駐在所

大連市山區道二二四番地大連取引所内  
電話大連 二二〇八番  
電略(發信)マ

境 駐 在 所 (電 話 西 條 郡 境 町 埠 頭 甲 二 番 地 電 路 發 信 (七 一 九))

尾 道 駐 在 所 (電 話 尾 道 市 土 堂 町 西 信 三 七 番 地 電 路 發 信 (七 九 三 一))

敦 賀 駐 在 所 (電 話 福 井 縣 敦 賀 町 泉 十 二 番 地 電 路 發 信 (七 三 二 一))

鹿 兒 島 駐 在 所 (電 話 鹿 兒 島 市 小 川 町 一 二 四 番 地 電 路 發 信 (七 六 八 六))

橫 濱 肥 料 工 場 (電 話 橫 濱 市 神 奈 川 區 惠 比 須 町 五 番 一 電 路 發 信 (七 三 九 六 〇 六 七))

伏 木 肥 料 工 場 (電 話 伏 木 郡 伏 木 町 一 番 地 電 路 發 信 (七 三 九 六 〇 六 七))

尼 崎 肥 料 工 場 (電 話 尼 崎 市 西 三 八 四 番 地 電 路 發 信 (七 三 八 四))

門 司 肥 料 工 場 (電 話 門 司 市 大 字 門 司 大 久 保 一 番 地 電 路 發 信 (七 三 一 一))

橫 濱 飼 料 工 場 (電 話 橫 濱 市 南 區 大 江 町 九 番 地 電 路 發 信 (七 三 〇 三))

名 古 屋 飼 料 工 場 (電 話 名 古 屋 市 南 區 大 江 町 九 番 地 電 路 發 信 (七 三 〇 三))

神 戶 飼 料 工 場 (電 話 神 戶 市 兵 庫 區 東 出 町 一 丁 目 六 番 地 電 路 發 信 (七 三 〇 三))

神 戶 ゴ ム 靴 工 場 (電 話 神 戶 市 林 田 區 大 道 通 二 丁 目 電 路 發 信 (七 三 〇 三))

### 第六節 保證責任大日本生絲販賣組合會 (絲聯)

#### 一、沿革

大日本生絲販賣組合聯合會は昭和二年三月十五日、設立許可を受け、同年四月二日より事業を開始したもので、爾來茲に第九事業年度を迎ふるに至り事業は漸次擴大強化し、養蠶農家の利益擁護機關としての機能を遺憾なく發揮しつつあるのである。

昭和五年には關西地方に於ける組合の進展と便宜との爲に神戸市に從たる事務所を設置した。斯くて本會は横神兩生絲市場に於ける一大存在とし、東西相呼應して所期の目的貫徹に邁進しつつあるのである。

而して昭和八年七月、通常總會に於て組織變更可決せられ、

— 産 業 組 合 年 報 —

同九月二日附監督官廳の許可を得保証責任に變更されたのである。

二、累年事業概況

一、所屬聯合會及組合

創立當時の所屬聯合會及組合数は、聯合會五(二四一組合)、

組合十二であつて、全國組合製絲數の六割三分に過ぎなかつた併し乍ら年と共に漸次その數を増加して、昭和九年九月現在に於ては聯合會十四(三二四組合)組合八十五を算し、全國組合製絲の九割五分三厘の加入を見るに至つて居る。その累年發達狀況は左の如くである。

所屬聯合會 所屬組合 合計	創立年度							
	第一年度	第二年度	第三年度	第四年度	第五年度	第六年度	第七年度	第八年度
五(四組合)	六(三〇組合)	七(三〇組合)	八(二六組合)	一三(三三組合)	一三(三三組合)	一三(三三組合)	一三(三三組合)	一四(三三組合)
一七	一九	二七	三三	四九	六三	六九	八六	八九
六三・〇%	六七・〇%	七三・〇%	七四・〇%	八八・三%	九一・七%	九三・〇%	九五・三%	九五・三%

二、出資口數、出資金額及拂込濟出資金額

出資口數 出資金額 拂込濟出資金額	創立年度							
	第一年度	第二年度	第三年度	第四年度	第五年度	第六年度	第七年度	第八年度
三六〇	一三六							
三六〇,〇〇〇	一三六,〇〇〇							
三六〇,〇〇〇	一三六,〇〇〇							

三、年度別生絲受入並販賣



第二年度	1,620,000	600,000 <sup>四</sup>	611,620,000	
第三年度		7,646,899,477	7,646,899,477	
第四年度		2,798,596,911	2,798,596,911	
第五年度		6,704,140,800	6,704,140,800	
第六年度		1,282,454,121	1,282,454,121	
第七年度		1,000,000	1,000,000	
第八年度				

## 六、剰餘金

創立年度	三一,二一三,七一
第二年度	四二,〇五六,〇八
第三年度	二二,六四七,七八
第四年度	二二,六八七,六一
第五年度	二八,二一一,四一
第六年度	四三,九二七,九〇
第七年度	一〇〇,五五〇,八九
第八年度	

## 三、第八年度事業狀況 (自昭和八年七月至昭和九年六月)

本會創立以來の懸案であつた生絲販賣代金共同計算は本年度七月一日から之れが實行に入り、本會の生絲販賣は茲に始めて名實共に共同販賣となり、本會事業上毅然と一時期を畫する事となつた。即ち前年度迄は生絲販賣代金は所屬組合毎に個別の

計算であつたので生絲販賣に當つても其時期、値段等に就ては多くの場合所屬組合の意嚮によつて決し其間共同販賣の實を伴はざるは勿論、或は組合の出荷の増減及其方法の如何が直に他組合に利害を及ぼす事がなかつたので所屬組合間に有機的連繋が乏しく、勢ひ出荷の勵行動もすれば疎かなるを免れない状態であつた。然るに販賣代金共同計算實行の結果は本會が販賣の全責任を擔ふに至るものであると同時に或組合の出荷増減及其方法の如何は直に全所屬組合の利害に影響し、其間恒に有機的緊密なる連繋があるので所屬組合は互に相侵すことなく、協同の利益を増進するに努むる必要がある。勢ひ全額出荷の勵行は所屬組合の必然的の義務となり、定款に於て全額出荷を規定し、違反したるものには過怠金を課することゝして嚴に之れが勵行に努むるに至つたのは定に當然のことであつて徒に所屬組合を拘束せんとするものではないのである。時恰も擴充計畫第一年度に當り其の豫定取扱數四萬依であつた處、極めて小數の

ものを除いては所属組合良く決議を重んじ出荷を勵行したる爲め、四萬七千參百拾九依の入荷を見たのは同慶に耐へない所で共同計算實行第一年度の成績として私かに誇とする所である。

昨年四月米國現大統領ルーズベルト氏の就任によつて大規模の復興政策が豫期せられ、財界は頗る活氣を呈し株式、商品の値上りと共に絲價も漸騰を重ね、六月上旬には白十四中D格遂に千圓に達し、春繭出廻期を通じ、九百五十圓内外を保つた爲に、春繭全國平均は貫當り六圓二十五錢の高値を以て活潑に取引せられ産業組合製絲も亦相當多額の假渡金を以て供繭受入をなすの止むを得ざる情勢であつた。其後市況は日に漸落し、夏秋繭出廻期に於ては既に八百圓から七百五十圓の間に在り、取引價は全國平均貫當り四圓二十七錢となり産業組合製絲の供繭假渡金も亦一般狀勢に應じて減額するを得、幾分安堵の色を示したのであるが、豫期に反する結果となつたのは遺憾である。

昭和八年度に於ける生絲市況は吾人の嘗て經驗した事のない直線的下落の繼續であつて、春繭出廻期の白十四中D格千圓を最高として漸落に漸落を重ね、十一月既に五百圓臺となり、九年二月に於て六百圓臺に恢復したけれども忽ち反落三月から再び

漸落を重ね、遂に四百圓臺に陥りたるまゝ八年度を經過したる状態で、春繭絲に於ても夏秋繭絲に於ても遂に一度も採算相場を以つて販賣するの機會を得ず、實に未曾有の年柄で組合製絲經營多年の經驗に於ても合理的に行つた假渡金の回收さへも困難に陥りたるが如きは空前の事實である。本會は決議により分割販賣の原則を定め市況に鑑み徹底的に賣抜に努めたるも大勢如何とも致し難く、總抜高賣上平均單價約六百五十圓の安値となつたのは頗る遺憾とする處である。而して分割販賣は分割出荷即ち各期間の均等出荷によつて始めて徹底し得可きもので所属組合の出荷に於て生絲相場の關係によつて意識的増減を見ることがあるならば所期の目的を達する事は至難である。本年度出荷の狀況が各月下旬に於て四十%を示したるが如きは偶然の事實とは云ひ乍ら本年度市況の實情からして賣上成績を多小なりとも不良ならしめたる一因と見る可きである。



月別	昭和八年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年		昭和十二年	
	数量	金額								
十月	11,600	1,600,000	10,000	1,500,000	10,000	1,500,000	10,000	1,500,000	10,000	1,500,000
九月	11,000	1,500,000	10,000	1,500,000	10,000	1,500,000	10,000	1,500,000	10,000	1,500,000
八月	11,000	1,500,000	10,000	1,500,000	10,000	1,500,000	10,000	1,500,000	10,000	1,500,000
七月	11,000	1,500,000	10,000	1,500,000	10,000	1,500,000	10,000	1,500,000	10,000	1,500,000
昭和八年計	44,000	6,100,000	40,000	6,000,000	40,000	6,000,000	40,000	6,000,000	40,000	6,000,000
昭和九年計	40,000	6,000,000	40,000	6,000,000	40,000	6,000,000	40,000	6,000,000	40,000	6,000,000
昭和十年計	40,000	6,000,000	40,000	6,000,000	40,000	6,000,000	40,000	6,000,000	40,000	6,000,000
昭和十一年計	40,000	6,000,000	40,000	6,000,000	40,000	6,000,000	40,000	6,000,000	40,000	6,000,000
昭和十二年計	40,000	6,000,000	40,000	6,000,000	40,000	6,000,000	40,000	6,000,000	40,000	6,000,000

二、生絲の販賣

横濱事務所	戸		神	
	秋黄	合	秋白	合
横濱	10,000	10,000	10,000	10,000
神戶	10,000	10,000	10,000	10,000
合計	20,000	20,000	20,000	20,000

— 假 年 合 組 業 産 —

神戸事務所

月 別	数量	金 額	数量	金 額
七 昭 和八 年 月	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角
八 月	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角
九 月	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角
十 月	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角
十 一 月	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角
十 二 月	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角
一 昭 和九 年 月	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角
二 月	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角
三 月	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角
四 月	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角
五 月	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角
六 月	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角	一 百 零 六	三 百 零 五 圓 一 角

三、出荷生絲に對する假渡金

所屬聯合會又は組合の出荷生絲に對しては何時にても請求に  
 基き融通をなすもので本年度を通じ之が總額は九百五十四萬八  
 千七百七十七圓二十七錢に達した。本年度中に於ける假渡金毎月  
 末現在高の明細を表示すれば左の如くである。

假渡金月末現在高表

横濱事務所

種 別	種 別	種 別	種 別
七 昭 和八 年 月	荷 爲 替	假 渡 金	合 計
八 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
九 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
十 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
十 一 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
十 二 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
一 昭 和九 年 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
二 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
三 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
四 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
五 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
六 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
七 昭 和八 年 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
八 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
九 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
十 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
十 一 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
十 二 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
一 昭 和九 年 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
二 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
三 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
四 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
五 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇
六 月	三、五〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	五、三〇〇.〇〇

神戸事務所

一 況 概 合 組 業 産 岡 全 一

科 目	九 月	十 月	十 一 月	一 二 月	一 三 月	一 四 月	一 五 月	一 六 月
未拂込出資金	1,234,567.00	1,234,567.00	1,234,567.00	1,234,567.00	1,234,567.00	1,234,567.00	1,234,567.00	1,234,567.00
産業組合中央金庫	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00
備用品	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00
假借金	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00
假借金	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00
立替算組合出資金	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
立替生絲検査費	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00
資 産 之 部	1,449,567.00	1,449,567.00	1,449,567.00	1,449,567.00	1,449,567.00	1,449,567.00	1,449,567.00	1,449,567.00
負債之部	1,449,567.00	1,449,567.00	1,449,567.00	1,449,567.00	1,449,567.00	1,449,567.00	1,449,567.00	1,449,567.00
共同計算販賣代金	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00
單獨計算販賣代金	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00
假借金	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00
未拂金	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00	100,000.00

四、第八年度に於ける財産の状況  
一、財産目録 (昭和九年六月三十日現在)

科 目	貸 方	借 方
未拂込出資金	1,234,567.00	
産業組合中央金庫	5,000.00	
備用品	10,000.00	
假借金	100,000.00	
假借金	100,000.00	
立替算組合出資金	1,000,000.00	
立替生絲検査費	100,000.00	
立替生絲宣傳費	100,000.00	
諸立替金	8,000.00	
未精算販賣歩合金	8,000.00	
現金	100,000.00	
合 計	2,638,567.00	
出資金		1,234,567.00
準備金		5,000.00
別途積立金		10,000.00
役員退職給與		100,000.00
積立金		100,000.00
共同計算販賣代金		100,000.00
單獨計算販賣代金		100,000.00
假借金		100,000.00
未拂金		100,000.00
假借金		100,000.00
未精算販賣歩合金		100,000.00
諸立替金		8,000.00
現金		100,000.00
合 計		2,638,567.00

二、貸借対照表 (昭和九年六月三十日現在)

科 目	貸 方	借 方
立替生絲宣傳費	100,000.00	
諸立替金	8,000.00	
未精算販賣歩合金	8,000.00	
現金	100,000.00	
合 計	264,000.00	
出資金		1,234,567.00
準備金		5,000.00
別途積立金		10,000.00
役員退職給與		100,000.00
積立金		100,000.00
共同計算販賣代金		100,000.00
單獨計算販賣代金		100,000.00
假借金		100,000.00
未拂金		100,000.00
假借金		100,000.00
未精算販賣歩合金		100,000.00
諸立替金		8,000.00
現金		100,000.00
合 計		2,638,567.00

— 位 年 合 組 業 産 —

三、損益計算書 (自昭和八年七月一日至昭和九年六月三十日)

利		損失	
科目	金額	科目	金額
販賣歩合金	3,019,966	俵給及諸給與金	7,966,600
假渡金利息	1,100,000	會議費	2,000,000
預金利息	4,400,000	交際費	6,400,000
中央金庫配當金	6,000,000	旅費	6,000,000
雑收入	8,300,000	消耗品費	5,000,000
小計	23,220,000	新聞雜誌費	3,300,000
前年度繰越金	1,100,000	通信費	7,700,000
		借家料	7,800,000
		支拂荷掛費	7,000,000
		支拂倉敷料	3,000,000
		帝皇組合出資積立費	8,000,000
		生絲宣傳積立費	3,000,000
		支拂利息	1,400,000
		負擔金及寄附金	7,000,000
		指導費	3,600,000
		雜費	5,500,000
合計	24,320,000	減價銷却費	10,000,000
		合計	23,300,000

差引剩餘金拾萬五百五拾圓八拾九錢也

五、事務所々在地

一、事務所

横濱事務所 横濱市中區北仲通五丁目五十七番地帝親ビル  
 神戸事務所 神戸市神戸區明石町三三明海ビル

二、電話番號

横濱本局 三、六三一(代表番號)横濱事務所  
 神戸三宮 七、七六(代表番號)神戸事務所

三、電信略號

本會ヨリ發信ノ略號(イトレン、レン、レ)  
 本會ガ受信ノ略號ヨコハマイトレン(略號登記簿)横濱事務所  
 コウベイトレン(略號登記簿)神戸事務所

六、生絲販賣代金共同計算事項

一、共同計算ニ關スル定款規定  
 (第三十九條)所屬聯合會及所屬組合ハ其ノ取扱又ハ生産シタル生絲ノ全額ヲ本會ニ出荷シ販賣ヲ委託スルモノトス  
 止ムコトヲ得ザル事由ニヨリ前項ニ據リ難キモノハ理事ノ承認ヲ經ルヲ要ス  
 (第四十三條)所屬聯合會及所屬組合ハ本會ヘ出荷シタル生絲ニ付販賣時期、値段、賣先又ハ販賣方法ニ付指定スルコトヲ得ズ  
 (第四十五條)所屬聯合會及所屬組合ニ配分スベキ生絲販賣代金ノ配

分期間及品等、數量査定方法並各品等間ノ格差決定方法ハ總會ニ於テ之ヲ定ム、生絲販賣代金ハ其ノ配分期間ニ納入セラレタル生絲ニ對シ前項ニヨリ定メタル格差ヲ計算シ其ノ數量ニ應ジテ配分ス。

毎配分期間ノ配分ハ其ノ配分期間ニ納入セラレタル生絲ヲ全部賣了シタル時之ヲ行フ但シ理事必要ト認メタルトキハ適宜配分期間ヲ定メ其ノ期日迄ニ賣了シタルモノヲ以テ締切リ配分ヲナシ賣了シ能ハザリシモノアリタルトキハ之ヲ次期配分期間ニ納入スルコトヲ得

賣了前ト産品等數量ノ査定ヲ了シタルモノニ對シテハ總會ノ定メタルトコロニヨリ假配分ヲナス

假配分ニ對シテハ利息ヲ附セズ

二、共同計算方法

一、定款第四十五條ニ依ル生絲販賣代金、配分期間、品等數量査定方法各品等間ノ格差決定方法及假配分方法

(1)、生絲販賣代金配分期間ハ曆月ニ依ル一ヶ月トシ生絲検査所検査證日附方此期間ニ屬スルモノヲ之ニ編入ス

(2)、品等數量査定方法ハ生絲検査所ニ於ケル格付検査及正量検査ニ依ル

(3)、各品等間ノ格差決定方法ハ左記ニ依ル

(1) 目的機一匹ニ依リ白十四中、白廿一、黄廿一中ノ三區分トス

(2) (イ)配分期間中ニ於ケル日々各格ノ標準相場(相場ニ變動アリタルトキハ安値)ノ平均ヲ算出ス(白十四中ハA格ヨリE格迄白

黄廿一中ハA格ヨリD格迄トス

(3) 白十四中ハD格白黄廿一中ハA格ヲ以テ標準格トシ各格ノ平均相場ト標準格ノ平均相場トノ差ヲ求メ之ヲ各格ノ格差金トス

(3) 各格ノ格差金ハ夫々其ノ販賣斤數ヲ乘ジ格毎ニ格差金ノ合計額ヲ求メ標準格以上ノ分ノ合計額ト標準格以下ノ分ノ合計額トヲ差引キテ格差金總額ヲ求ム

(4) 販賣實收總金額ヨリ格差金總額ヲ差引キタル殘額ヲ販賣總斤數ヲ以テ除シテ得タル商ヲ標準格ノ配分單價トス

(5) 標準格ノ配分單價ニ各格差金ヲ加減シタルモノヲ各格ノ配分單價トス

(1) 實際販賣單價ガ品質又ハ數量ノ關係ニ依リ當該格標準相場(相場ニ變動アリタルトキハ販賣時ニ於ケル相場)ニ比シ差ヲ生ジタル場合ハ其ノ額ダケ切離シテ其ノ荷口毎ニ計算ス

(1) 白十四中AAAG及FG格白黄廿一中AAA及BFG格ノ實際ノ販賣單價ト其ノ日ノ標準相場(同前)トノ差額ハ之ヲ切離シテ其ノ荷口毎ニ計算ス

三、假配分方法決定ノ件

一、假配金ハ販賣代金ノ入手シタル金額範圍ニ於テ販賣済ト否トニ拘ラズ格付検査ノ終了タルモノニ對シテ次ノ順位ニヨリ荷口單位ニ之ヲ行フ

イ、檢定證日附

ロ、檢定證日附ガ同一ナル場合ハ檢定證番號順ニヨル

ハ、假配金限度ハ該當格標準相場ノ百分ノ九十以内トス

## 第七節 全國米穀販賣購買組合聯合會（全販聯）

## 一、概 況

全國米穀販賣購買組合聯合會は農民の自主的農産物販賣統制機關として存在してゐるもので、全國を以てその區域としその事業は左の如くである。

- 一、販賣事業——所屬聯合會又は所屬組合の販賣する物に加工し又は加工せずして之を販賣すること。
  - 二、購買事業——政府米を買入れ之に加工し又は加工せずして之を所屬聯合會又は所屬組合に賣却すること。
  - 三、聯合農業倉庫業——農業倉庫業法に依り聯合農業倉庫の經營を爲すこと。
- 尙原則として販賣事業若は販賣購買事業を行ふ産業組合聯合會を以て構成單位とすることになつてゐるが、特に必要ある地方に限り販賣事業若は販賣購買事業を行ふ産業組合にして農業倉庫を經營するものの加工を認めてゐる。

## 二、沿革

昭和六年五月二十五日設立を許可せられ、同年九月一日事業を開始した。創立當時は所屬組合數一〇、所屬聯合會數三三、

その出資口數四百二十九口、出資金額は二十一萬四千五百圓に過ぎなかつたが、農村經濟の確立上販賣組合の重要性は次第に認識されて、販賣組合聯合會の設立が全國的に促進せられ、順次本會に合流加入したる爲、昭和九年十月末に於ては所屬組合數三、所屬聯合會數四七、出資口數千九百二十、出資金額九十六萬圓となり、今や農民の自主的農産物販賣統制機關としての外容は全く整備せられたわけである。

## 三、累年事業概況

## 一、販賣所の増設

米穀は本邦國民の主要食糧品たる關係上産地が全國的に恰きと同様にその消費地も全國に亘り、之が配給は普遍的に需給宜しきを得なければならぬ。茲に於て販賣所も、創立當時は神戸名古屋、京都の三ヶ所に過ぎなかつたのを、事業の進展と共に順次全國主要都市に開設し昭和九年十月末には販賣所一六に達し其他にも臨時駐在所を適時適所に開設して全國一聯の販賣網の完璧々期してゐる。

## 二、取扱品目の増加

創立當時に於ては其の取扱ひたる品目は當用米のみに過ぎな

かつたが、第二年度に於ては麥類を加へ、更に政府米の取扱ひをも見るに至り、第三年度に於ては菜種及豆類を追加し、第四年度には更に木炭及雞卵をも加へるに至つた。

(註) 常用米とは政府米以外の米を謂ふ。

三、聯合農業倉庫の經營

斯くて其の事業の進展と共に當初の計畫に基き全國主要都市に聯合農業倉庫の經營をなす事となり、第三年度に於て東京市新宿驛前に在る新潟縣聯合農業倉庫(建坪百二十坪、收容力七千二百俵)を買收し、第四年度には大阪に二棟(總建坪六百七

事業累年狀況

十五坪、收容力六萬七千五百俵)の建築を竣工し業務を開始してゐる。尙此の他に東京に二棟(建坪七百八十坪八三、收容力七萬八千俵)及び大阪に二棟(建坪八百二十五坪、收容力八萬二千五百俵)、兩者共既に建築を竣工して、聯合農業倉庫の認可申請中である。又門司の借入倉庫一棟(建坪五〇九坪、收容力五萬俵)も聯合農業倉庫として認可申請中である。

斯くて第四年度を経過したる全販聯事業累年狀況の要綱を表示すれば左の如し。

所屬組合數	第一年度 (自昭和六年九月 至昭和六年十月)		第二年度 (自昭和七年十月 至昭和七年十一月)		第三年度 (自昭和七年十月 至昭和八年七月)		第四年度 (自昭和八年十月 至昭和九年十月)	
	聯合會 一〇三	組合 四二九	聯合會 五〇	組合 四四六	聯合會 四九	組合 三三	聯合會 五〇	組合 三三
出資口數	四二九	五一一	四四六	三三	一、八七一	一、九二〇	一、九二〇	一、九二〇
出資總額	二一四、五〇〇圓	二五五、五〇〇圓	九三五、五〇〇圓	二八七、五〇〇圓	二九二、四〇〇圓	二九二、四〇〇圓	二九二、四〇〇圓	二九二、四〇〇圓
拂込済出資額	四二、九〇〇圓	一〇〇、四〇〇圓	二八七、五〇〇圓	二八七、五〇〇圓	二八七、五〇〇圓	二八七、五〇〇圓	二八七、五〇〇圓	二八七、五〇〇圓
事業高	販賣高 九五、五八四俵 六七〇、四一三圓四七	販賣高 三、六九四、四七九俵 二八、五八四、五七九圓〇〇	販賣高 五、七八四、八二五俵 四七、三八七、八二〇圓五四	販賣高 一六、〇八七、三六二俵 其他一四六、三六六箱	販賣高 一、七一九、二一五俵	販賣高 一、七一九、二一五俵	販賣高 一、七一九、二一五俵	販賣高 一、七一九、二一五俵
買却高	販賣高トハ販賣事業ニ於ケル販賣高ニシテ買却高トハ購買事業ニ於ケル買却高ナリ。							

第四年度販賣高ハ契約數量ニ依ル。  
一箱ヲ以テ表シタル數量ハ袋卵ナリ。

## 四、第四年度事業概況 (自昭和八年十一月一日至昭和九年十月卅一日)

本會の不斷の努力は本年度に於ける内外諸種の事情と相俟つて、本年度事業は一段の躍進を示してゐる。即ち當用米の販賣契約高は四百十六萬八千八百六十四俵に達し、前年度に比し百三十餘萬俵を増加し、五ヶ年倍加計畫の同年度豫定數量五百萬俵に對し八三・四%の實績を示してゐる。而して政府買上米の取扱高は八百三十八萬一千八百五十九俵の多量に上り、販賣米總數(但當用米は契約高)は千二百五十五萬七百二十三俵となり前年度に比して約八百十一萬餘俵の増加を示してゐる。

次に麥類の販賣契約高は三百十萬四千餘俵で、前年度に比し一躍百八十四萬九千餘俵を増加してゐる。此の内小麥について見ると、その販賣契約高は三百萬二千餘俵に達し、前年度に比して百八十二萬九千餘俵の増加で、豫定數量たる三百萬俵を突破すること二千餘俵である。次に菜種は三十七萬一千餘俵、豆類は一萬六千餘俵の販賣契約あり、前年度に比し菜種では十五萬三千餘俵、豆類では四千餘俵のいづれも増加を示してゐる。政府拂下米の取扱ひは百七十一萬九千餘俵で前年度に比し百七萬一千餘俵を増加してゐる。

更に本年七月十一日から始めて取扱ひを開始したる鵜卵は、その販賣契約高十四萬六千餘箱、八月一日から取扱ひを開始したる木炭はその販賣契約高四萬四千餘俵で、いづれも開始後日

な程淺きに係はらず望みある將來の基礎を築いたものと言ひ得る。

斯くて昭和八年度の事業狀況は總ての項目についてその事業分量を著しく増加してゐるが、蓋し之は全販聯の不斷の努力の結果たることは言ふ迄もないが、それと共に、米にあつては、昭和八年産米大豐作の後を承けて米の出廻數多く自然本會取扱米の數量も著しく増加し、且出廻期の米價暴落は政府買上米の數量を著しく増加して、之又、本會取扱ひの政府買上米數量を著増せしめる要因となつたのである。而も年度後半期に至つて有リガスを現出したる結果は本會の政府拂下米の取扱高をも著しく増加せしめることとなつた。

又小麥に於ては、農林省の小麥増殖計畫の成果は本年春以降の適順なる氣候と相俟つて、前年に比し百四十萬石餘の増收を見た。而もアメリカ、カナダ及び歐羅巴から濠洲まで海外の主要小麥栽培地は世界的大旱魃を來して、七月末には無稅の外國小麥が内地小麥を上抜くといふ情況を現出し、内地小麥の販賣には異常に有利なる状態となつた。一方本會はかかる間にあつて極力貯藏、全額假渡しを實行して市價維持對策に奏效し、更に臺灣、朝鮮へ大量の直接移出を行ふなど極力販賣の合理化に努力した結果は前述の如き實績を擧げ得るに至つたのであつた。

一、第四年度事務所別品目別取扱契約數量

(單位俵 但シ鷄卵ハ箱)

事務所名	米		菜種	豆	鷄卵	木炭	政府拂下米
	當用米	政府買上米					
東京	一、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
大阪	一、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
門司	一、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
合計	四、五〇、〇〇〇	四、五〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇
小計	五、五〇、〇〇〇	五、五〇、〇〇〇	四、〇〇、〇〇〇	四、〇〇、〇〇〇	四、〇〇、〇〇〇	四、〇〇、〇〇〇	四、〇〇、〇〇〇

二、第四年度事務所販賣所別、品目別、取扱契約數量 (單位俵、但シ鷄卵ハ箱)

品目別	米		小麥	大麥	裸麥	菜種	豆	鷄卵	木炭	政府拂下米
	當用米	政府買上米								
東京事務所	一、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇							
池袋販賣所	一、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇							
新宿販賣所	一、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇							
兩國販賣所	一、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇							
横濱販賣所	一、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇							
静岡販賣所	一、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇							
長野販賣所	一、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇							
前橋販賣所	一、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇							
合計	一五、〇〇、〇〇〇	一五、〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇、〇〇〇							

購買事業









- 名古屋販賣所 昭和六年九月一日 名古屋市西區堀内町四ノ二五
- 京都販賣所 昭和六年九月一日 京都市七條通堀川西八
- 神戸販賣所 昭和六年九月一日 神戸市兵庫區川崎町一〇
- 和歌山販賣所 昭和七年七月二十三日 和歌山市九ノ内九番町一四
- 岡山販賣所 昭和九年四月一日 岡山市東町八四
- 廣島販賣所 昭和九年十月十五日 廣島市鹽屋町五七ノ四
- 門司事務所 昭和六年十月一日 門司市祝町三一〇二ノ九
- 福岡販賣所 昭和八年三月十五日 福岡市天神町一
- 長崎販賣所 昭和八年四月六日 長崎市外浦町三三
- 臨時駐在所

(東京事務所管内)

宇都宮臨時駐在所

栃木縣宇都宮市塙田町

### 第八節 大日本柑橘販賣組合聯合會 (日柑聯)

#### 一、沿革

保證責任大日本柑橘販賣組合聯合會は昭和九年九月二日設立  
 同月廿九日設立許可を得た。事業は差當り北米加奈陀に對する  
 柑橘の輸出を主たる目的とするものである。

本聯合會は大日本柑橘生産組合聯合會をその前身とするもの  
 であつて、設立の動機は北米及加奈陀への輸出蜜柑に關する日

- 佐野臨時駐在所
- 水戸臨時駐在所
- 熊谷臨時駐在所
- (大阪事務所管内)
- 姫路臨時駐在所
- 坂田臨時駐在所
- 金澤臨時駐在所
- (門司事務所管内)
- 鹿兒島臨時駐在所
- 熊本臨時駐在所
- 佐世保臨時駐在所

- 栃木縣佐野町
- 茨城縣水戸市
- 埼玉縣熊谷市
- 兵庫縣飾磨郡
- 香川縣坂出港
- 石川縣金澤市
- 鹿兒島縣鹿兒島市
- 熊本縣熊本市南千反畑町
- 佐世保市天満町

本柑橘北米輸出組合の獨占に對する反抗にある。即ち北米及加  
 奈陀に對する蜜柑の輸出は大正十三年以來、同年十一月制定に  
 かゝる農商務省令第二十二號「輸出柑橘取締規則」により日本柑  
 橘北米輸出同業組合の検査を受けるを要することとなり、此の  
 検査は輸出同業組合と同體たる輸出組合の輸出する柑橘のみに  
 就いてなされるに至りたる結果、北米加奈陀に對する柑橘の輸  
 出は全く日本柑橘北米輸出組合の獨占する所となつたのであ

る。

爾來十餘年間輸出組合は此の獨占權に依り巨利を博し來つたのであつて、その利益の莫大なりし一例として前記大日本柑橘生産組合聯合會の示す所を見るに、昭和七年度に於て、出資一口五十圓に對し利益配當は七百拾五圓五十九錢（積立金を別とす）である。而して出資一々の出荷數量は大體八百箱なるを以て、輸出商の利益配當は一箱當り九拾錢、これに留保せられたる利益金を合すれば一箱當り一圓を超える筈である。他方生産者の販賣代金は五拾七錢、この中箱代其他諸掛を差引きその手取金は三十七錢前後に過ぎない。

於是内地柑橘業者を以て構成する日本柑橘中央會は昭和二年松山に於て開催せられたる第十六回大會以來輸出組合の獨占到對する反對の氣勢を擧げ年々大會毎に農林、商工兩省、並に貴衆兩院に對して陳情をつゞけ來つた。他方神奈川、静岡、和歌山三縣に於ては以前より生産者に於て下請團體を作り輸出組合に對抗し來りつゝあつた結果、兩者の主張は相合し、昭和八年五月大日本柑橘生産組合聯合會を組織するに至つた。

大日本柑橘生産組合聯合會は神奈川、静岡、和歌山、大阪、廣島、山口、愛媛、徳島、長崎、大分、熊本、鹿児島島の十二府縣の加盟により「生産者ノ大同團結ニヨリ、北米合衆國及英領加奈陀ニ對シ直輸出ヲナシ、生産過剩ノ調節ニ資セン」ことを目的とするものである。

大日本柑橘生産組合は各方面に對する猛運動の結果、昭和八年度に於て輸出組合に對して組合員と對等條件を以て二十萬箱を出荷する權利を獲得した（因に北米及加奈陀に對する輸出總數量は年々略八十萬箱である）。然し乍ら生産者としては到底これに満足する能はず飽迄初志の貫徹を期する要ありとし、これがためには組織を更に法的にし、強化する必要を認め、昭和九年一月廿六日開催の理事會並總會に於て遂に之を産業組合法に準據して改組することに決定した。

爾後大日本柑橘生産組合聯合會はその改組に關し着々準備を進むる一方、産業組合中央會は農林省と共にこれに參證し、更に昭和九年四月二十六日には關係府縣支會、聯合會、及生産組合聯合會の合同協議會を開催し、各方面の了解を深めた。

かくて昭和九年九月二日漸く大日本柑橘販賣組合設立の運びとなり、同月廿九日認可を得、直ちに活動を開始するに至つた。

他方北米に對する柑橘輸出の問題は商工省に於て本年四月柑橘北米輸出改善委員會を設け、審議することゝなつたが、六月十八、十九兩日及十月二日、四日の二回委員會を開催した結果生産者側と輸出商側との主張に妥協點を見出す能はず、右委員會は全く決裂に終つた。然し乍ら輸出期日も切迫し、生産者は既に産業組合法に基く鞏固なる團體を組織し活動を開始するの情勢となつたため、遂に大正十三年農商務省令第二十二號を

廢止し、昭和九年十月十九日農林、商工兩省令を以て改めて輸出柑橘取締規則を定め北米、並に加奈陀に對する輸出蜜柑の檢査は「商工大臣及農林大臣ノ認可ヲ受ケ組合若ハ其ノ聯合會、公益法人又ハ道府縣ニ於テ之ヲ行フ」こととなつた。

この省令改正と同時に政府は輸出組合及び大日本柑橘販賣組合聯合會に右の檢査權を許可し、別に同日統制命令を發して、昭和十年度に於ける北米、加奈陀への輸出數量は兩團體各四十萬箱づゝと決定した。かくて日柑聯は輸出活動を開始するに至つた次第である。

二、一般概況

一、加入聯合會數 加入聯合會は神奈川、靜岡、和歌山、大

第九節 全國産業組合製絲組合聯合會（全絲聯）

一、沿革

全國産業組合製絲組合聯合會（略稱全絲聯）は蠶絲業組合法に依り設立されたる公法人團體にして、昭和六年十一月七日産業組合中央會事務所に於て創立總會を開催し、翌昭和七年二月十

阪、廣島、山口、愛媛、徳島、熊本、大分、鹿児島の一十二販賣組合聯合會

二、出資口數、出資總額、拂込濟額

出資口數 一 千 口

出資總額 十 萬 圓

拂込濟出資金 二 萬 圓

三、事業概況 昭和九年十一月以降本年度内に於て約四十萬箱を北米、加奈陀に輸出の豫定を以て準備中なり。

三、事務所

所在地 東京市牛込區揚場町二十一

電話 牛込 五、二五三

日に至り農林大臣より設立認可の指令を交付せられたのである。

二、會務の概況

本會創立第三年度を迎へ、本年度は蠶絲業定に波瀾に富み、

同年一月以降四月迄は前年（昭和七年）の後半期に比して二〇〇圓方低く六五〇圓に落ち込んだが六月に至つて昇騰して遂に千圓位を突破する勢となつた。恰も春繭の出廻りに遭遇して春繭の相場が急激はね上つて養蠶家の困苦するところとなつた。而しその後漸次落勢となつて十二月に至つて五二〇圓の安値を示す様になつた。於茲製絲業者間に換短問題が起り、組合製絲側にあつても本會を中心に協議を遂げその結果大勢に順應すると云ふことになつた。

更之が十二月の日本中央蠶絲會の總會に移され、可決となり愈々昭和九年二月より同年九月迄の八ヶ月間輸出生絲の三割出荷制限となつた。勿論組合製絲もこの出荷制限を強制されるに至つた。

尙ほ本年は産業組合擴充五ヶ年計畫の第一年度に相當するを以て組合製絲の一層の擴充増設を圖らねばならない。此頃各地に於て組合製絲の設立氣運が益々盛んとなり更に實現化せんと熱望するものもあり、本會もその指導普及に益々努め愈々多忙となつた。

本會では本年度の初め、四月に府縣産業組合製絲組長、府縣産業組合製絲組主任職員協議會を開催し、又評議會總會等に於て組合製絲の助成、産業組合製絲の國策樹立方を協議し屢々當局に陳情、要望し益々組合製絲の擴充強化に努めつゝ、あり又生絲販賣統制、生絲需要増進問題の起るや直に組合製絲關係

者の參集を得て組合製絲のため善處するところが多かつた。幸ひ本年度に於て組合製絲の新設を見たるものは兵庫縣二組合、岡山縣一組合、愛媛縣一組合計四組合、釜數四九六の増加を見た。尙ほ合併によつて立直りたるものは長野縣一組合、鳥取縣一組合あり。

現在本會の所屬組合は岩手、福島、群馬、埼玉、神奈川、長野、岐阜、愛知、三重、京都、鳥取、島根、愛媛、高知の十四府縣産業組合製絲組合にして此等所屬組合の包含する組合製絲は全國の組合製絲の工場數に於て九〇%、釜數九一%、生絲生産數量九三%を有するに至つた。

### 三、會 議

(イ) 昭和八年四月廿二、三日の兩日に亘り帝國農會に於て府縣産業組合製絲組長並府縣産業組合製絲組主任職員合同協議會を開催し左の事項に付協議した。

- 一、産業組合製絲新設資金に關する件
- 一、繭共同保管助成に關し其の筋に要望の件
- 一、産業組合組織を本體とせる蠶絲業國策樹立方政府に要望の件
- 一、刻下の蠶絲業の状況に鑑み産業組合製絲發展上採るべき方策に關する件
- 一、産業組合製絲經營に關する件
- 一、組合員の協同意識強化に關する件

— 農 業 組 合 年 報 —

陳 情 書

一、産業組合製絲新設資金ニ關シ要望ノ件

産業組合製絲ノ普及發達ヲ圖ルハ業製業ヲ合理化セシメ本邦製絲業ヲ  
 振興ナラシムル所以ニシテ刻下ノ時局ニ際シ一層其ノ擴充ヲ圖ラザルベ  
 カラズト信ジ候本會並ニ關係團體ヨリ屢々産業組合製絲ニ對シ之ガ助成  
 ノ方策ヲ請ゼラル、様要望致シ位キ候得共尙ホ製絲業法施行ノ上ニモ産  
 業組合製絲ノ普及發達ニ對シ容易ナラシムル様御配慮相煩度從ツテ目下  
 農林省ニ於テ御審議中ナリト承ル新設ニ對スル資金ノ免許方針ニ對シテ  
 ハ組合製絲ノ本質ニ基キ新設並増設ニ對シ左記ノ如キ方針ニ據ラレンコ  
 トヲ要望仕候也

記

一、固定設備額ハ出資總額ヲ超ニザルコト

二、固定設備額ノ三割以上ヲ第一年度ニ拂込ムコト

三、増設ノ場合ハ右ニ準ズルコト

二、廣共同保管施設助成ニ關シ要望ノ件

農林省ハ昭和八年ニ於ケル生産部ノ共同保管ヲ奨励センガタメ養蠶實  
 行組合ノ行フ共同保管部ノミニ奨励金ヲ交付セラレントスルモ産業組合  
 ニコルモノニモ廣ク交付セラレ度尙ホ差當リ有ノ取扱ヲ請ジ得ラザル  
 場合ハ産業組合製絲ノ組合員ガ組織スル養蠶實行組合ノ供出ニモ之ガ奨  
 励金ヲ交付セラレントヲ要望仕候也

右ハ産業組合製絲組合長會派ノ決議ニヨリ及陳情候也

昭和八年四月廿四日

全國産業組合製絲組合聯合會  
 會長 月 刈 藤 三 郎

農林大臣後藤文夫殿

(口) 尙ほ第一回産業組合製絲園策樹立方政府へ要望運動を  
 六月廿六、廿七、廿九日の三日間に亘り行ふ。その結果次の陳  
 情書を農林大臣宛提出した。

組合製絲ノ助長奨励ニ關シ數項ニ亙リ全國産業組合製絲組合聯合會ヨ  
 リ豫テ陳情致置候ヘトモ刻下ノ蠶絲業ノ情勢上益々之ガ實現ノ必要ヲ痛  
 感致候特ニ左記事項ハ緊急ト存セラレ候ニ付來年度ニ於テハ是非實現セ  
 ラル、様御配慮被下度此段及陳情候也

一、農林省及府縣廳ニ改任ノ産業組合製絲指導官ヲ設置サレタキコト

二、産業組合製絲ノ固定設備(新設、増設、改設)ニ對シ相當ノ補助  
 金(設備額ノ五割以上)ヲ交付サレタキコト

三、全國産業組合製絲組合聯合會ニ補助金ヲ交付シ産業組合製絲ノ  
 役員員ヲ養成セシメラレタキコト

(ハ) 更に昭和八年十二月十六日第三回本會通常總會の決議  
 に基き低利資金融通に付て申請書を農林大臣宛提出した。

(申請書省略)

(ニ) 昭和九年一月十九日蠶絲會館に於て府縣産業組合製絲  
 組合主任職員協議會を開催し、次の事項に付き協議した。

一、輸出生絲出荷制限に關する打合

二、絲價不況を契機として組合製絲經營上特に考慮すべき事項ト之ガ、  
 指導に關する件

### 四、事 業

#### 一、事業施行の方針

- (イ) 府県産業組合製絲組合と協議の上提携して其の指導理論の統一を圖り産業組合製絲の聯絡統制を行ふ。
- (ロ) 講演會を開催し、會報を發行し、或は職員出張の上産業組合の指導獎勵普及擴充を行ふ。
- (ハ) 産業組合製絲の改善發達に必要な研究及調査を行ふ。
- (ニ) 産業組合製絲の堅實なる發展に資するため總會及其他の會議に於て其の必要なる事項を議決し、政府に對し建議陳情申請を行ふ。

#### 二、事業の概要

- (イ) 府県産業組合製絲組合及産業組合中央會支會と協力して産業組合製絲の普及宣傳、擴充のため講習講演會に講師として派遣した府縣は次の如くである。  
高知、千葉、神奈川、山口、長崎、宮城、愛媛、福島、群馬
- (ロ) 會報 昭和八年五月、昭和八年八月より毎月一回發行
- (ハ) 調査、昭和八年度本會に於て調査印刷せるものは次の通りである。

産業組合製絲の經營振り(第一輯)、營業製絲と組合製絲との現業比較

各府縣特約養蠶組合取締狀況、産業組合製絲名簿の調製  
組合製絲の原料繭改善施設に關する調

- (三) 組合製絲研究會「昭和八年拾月廿六日蠶絲會館にて組合製絲研究會設立準備會を開き更に十一月九日第一回組合製絲研究會を開催した。昭和八年度中に於ては前後七回の研究會を開催した。

#### 五、事 務 所

東京市麴町區有樂町一丁目七番地蠶絲會館内  
電話丸ノ内 三〇四六番

#### 六、昭和八年度本會收支豫算

經費收入豫算	科 目	豫 算 額
第一款 會 費		一四、一〇〇.〇〇
第一項 所屬産業組合製絲組合負擔金		一四、一〇〇.〇〇
第二款 雜 收 入		二、五三〇.〇〇
第一項 寄 附 金		二、五〇〇.〇〇
第二項 雜 收 入		三〇.〇〇
第三款 繰 越 金		八〇〇.〇〇

第一項 前年度繰越金		一七、四四〇・〇〇	
合計	經費支出豫算	豫算	額
第一項 事務費	第一項 停給及諸給	四、〇六〇・〇〇	
第一日 停給	給	二、〇六〇・〇〇	
第二日 會長交際費	給	九六〇・〇〇	
第三日 諸給	給	四〇〇・〇〇	
第二項 旅費	第一日 旅費	一、一〇〇・〇〇	
第一日 旅費	第二日 旅費	三〇〇・〇〇	
第三項 需要費	第一日 備品費	七〇〇・〇〇	
第一日 備品費	第二日 消耗品費	二〇〇・〇〇	
第二日 消耗品費	第三日 通信運搬費	二〇〇・〇〇	
第三日 通信運搬費	第四日 印刷費	一五〇・〇〇	
第四日 印刷費	第四項 雜費	六〇〇・〇〇	
第一日 借家料	第一日 雜費	五〇〇・〇〇	
第二日 雜費	第二項 會議費	一〇〇〇・〇〇	
第三日 會議費	第一項 總會費	三、一五〇・〇〇	
第四日 總會費	第一日 總會費	一、九〇〇・〇〇	
第一日 總會費	第二項 評議員會費	一、一〇〇・〇〇	
第二日 評議員會費	第一日 評議員會費	一、〇〇〇・〇〇	
第三日 評議員會費	第三項 協議會費	一五〇・〇〇	
第四日 協議會費	第一日 協議會費	一五〇・〇〇	
第一日 協議會費	第三款 事業費	七、九三〇・〇〇	
第二日 事業費	第一項 停給及諸給	四、七六〇・〇〇	
第三日 停給及諸給	第一日 停給	三、九〇〇・〇〇	
第四日 停給及諸給	第二日 諸給	八六〇・〇〇	
第一日 諸給	第二項 旅費	一、四九八・〇〇	
第二日 旅費	第一日 旅費	一、四九八・〇〇	
第三日 旅費	第三項 調査費	六〇二・〇〇	
第四日 調査費	第一日 調査費	一五〇・〇〇	
第一日 調査費	第二日 印刷費	二〇〇・〇〇	
第二日 印刷費	第三日 圖書雜誌購入費	二五二・〇〇	
第三日 圖書雜誌購入費	第四項 會報費	八七〇・〇〇	
第四日 會報費	第一日 編輯費	三〇〇・〇〇	
第一日 編輯費	第二日 發送費	五〇〇・〇〇	
第二日 發送費	第三日 印刷費	五二〇・〇〇	
第三日 印刷費	第五項 雜費	二〇〇・〇〇	
第四日 雜費	第一日 雜費	二〇〇・〇〇	
第一日 雜費	第四款 負擔金	一、八〇〇・〇〇	
第二日 負擔金	第一項 負擔金	一、八〇〇・〇〇	
第三日 負擔金	第一日 日本中央蠶絲會負擔金	一、八〇〇・〇〇	
第四日 負擔金	第五款 豫備費	五〇〇・〇〇	
第一日 豫備費	第一項 豫備費	五〇〇・〇〇	
第二日 豫備費	第一日 豫備費	五〇〇・〇〇	
第三日 豫備費	合計	一七、四四〇・〇〇	
第四日 豫備費		一七、四四〇・〇〇	

府縣名	組合数	工場数	釜数	生産生絲量	供繭数量	組合員数	出表口数	出資金額	拂込済額	積立金
岩手	1	1	1	3,600	1,000	3,915	5	100,000	101,000	2,000
宮城	1	1	1	3,600	1,000	3,915	5	100,000	101,000	2,000
山形	1	1	1	3,600	1,000	3,915	5	100,000	101,000	2,000
福島	1	1	1	3,600	1,000	3,915	5	100,000	101,000	2,000
群馬	1	1	1	3,600	1,000	3,915	5	100,000	101,000	2,000
埼玉	1	1	1	3,600	1,000	3,915	5	100,000	101,000	2,000
茨城	1	1	1	3,600	1,000	3,915	5	100,000	101,000	2,000
千葉	1	1	1	3,600	1,000	3,915	5	100,000	101,000	2,000
東京	1	1	1	3,600	1,000	3,915	5	100,000	101,000	2,000
神奈川	1	1	1	3,600	1,000	3,915	5	100,000	101,000	2,000
新潟	1	1	1	3,600	1,000	3,915	5	100,000	101,000	2,000
石川	1	1	1	3,600	1,000	3,915	5	100,000	101,000	2,000
福井	1	1	1	3,600	1,000	3,915	5	100,000	101,000	2,000
山梨	1	1	1	3,600	1,000	3,915	5	100,000	101,000	2,000
長野	1	1	1	3,600	1,000	3,915	5	100,000	101,000	2,000
岐阜	1	1	1	3,600	1,000	3,915	5	100,000	101,000	2,000
静岡	1	1	1	3,600	1,000	3,915	5	100,000	101,000	2,000
愛知	1	1	1	3,600	1,000	3,915	5	100,000	101,000	2,000
三重	1	1	1	3,600	1,000	3,915	5	100,000	101,000	2,000
滋賀	1	1	1	3,600	1,000	3,915	5	100,000	101,000	2,000
京都	1	1	1	3,600	1,000	3,915	5	100,000	101,000	2,000

七、昭和七年度に於ける組合製絲の状況

備考	計	大 分 島	熊 本	長 崎	高 知	香 川	徳 島	廣 島	岡 山	鳥 取	奈 良	兵 庫
島根、愛媛縣缺	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

### 第十節 其他全國的産業組合團體

#### 第一、全國信用組合聯合會(信聯協會)

東京市麹町區丸ノ内三丁目一番地  
東京府信用購買販賣組合聯合會內

#### 一、沿革

組合金融の進歩發展を促し會員共通の利益を増進するを以て  
目的とし、昭和六年五月道府縣信用組合聯合會を以て組織せる  
ものである。

## 二、昭和九年度一般概況

### 一、會員數

#### 四六 道府縣信聯(岩手縣信聯のみ未加入なり)

### 二、三なる事業

毎年中央金庫總代會前に通常總會を、其他必要の都度臨時總會を開催し、沿革圖所掲の目的を達成すべき諸案件を審議し、適當の方法を講じつゝある。

昭和八年十月より九年九月迄に於ける主要なる事業左の如し  
一、八年十月十八日特融利下に關する委員會を開催し中央會庫と交渉を遂げた。

(イ) 特融資金利下に關し、八年十月二十八日附にて、各大臣各政黨總裁に陳情書を各所屬組合より提出方を依頼九年一月二十九日特融委員會を開催し、各政黨總裁貴族院各派に陳情、九年二月六日附兩院各議員宛申請書を郵送、九年三月十二日、委員會を開催し、十三日中央金庫、大藏、農林の兩省事務官に會談懇請

(ロ) 八年十一月二十四日臨時總會を開催左記事項を協議

1、中金業務代理規約書案に關する件

2、低金利政策助長の爲め利子引下に關する件

(ハ) 五月二十四日通常總代會を開催し左記事項の審議及幹事の選舉を爲した。

### 審議事項

一、中央金庫保證手数料増額要案の件(鳥根縣信聯提出)

二、信稱餘裕金を信託預金として運用出來得る様其の筋に要案の件(和歌山縣信聯提出)

三、産業組合中央金庫に於て特に短期資金に限り一定の條件のもとに相當低利(コール資金に倣ひ)を以て貸出方便案の件(福岡縣信聯提出)

四、中央金庫代理貸付開始の件

五、中央金庫債務保證手数料増額の件

六、中央金庫并に信用組合聯合會餘裕金運用方法

七、購買、販賣事業投資方法 以上(東京府信聯提出)

(二) 六月十四、十五日及七月十八日の三回に亘り中金及道府縣信聯の餘裕金運用方法委員會を開催し慎重審議の顛末を各信聯に通知した。

(ホ) 道府縣信聯對所屬組合貸付金、預り金、及中金對聯合會貸出金、預り金、利率表を作製配布し、又新刊圖書發行の都度有益なるものを購入配布して居る。

## 第二、全國消費組合協會(全消協)

東京市麹町區有樂町一丁目九番地

産業組合中央會内

### 一、一般事項

## 一、會員加入の狀況

昭和六年五月、全國産業組合大會(高松市)を機會に創立された當時は、會員數は組合三十一(許可組合二十六、未許可組合五)個人五名であつたが、昭和九年十月末に於ては、組合五十六、個人十二名に増加するに至つた。

## 二、關西支部の確立

八年十一月七日關西支部の創立總會を開催規約の制定、幹事の選出を行ひ、關西地方の組合活動に一段の努力をなすことゝなつた。

## 二、事業の概況

本協會は毎月「消協ニュース」を發行し又組合資料の交換をなし、全國會員組合の連絡を圖ると共にその情勢を知らしむるため努力したが、九年度に於て(十月末迄)は左記の如き活動を遂行した。

## 一、第三回研究会の開催

毎年一回關東關西交互に開催するのであるが、八年十月八日兵庫縣灘購買組合に於て、第三回研究会を開催、右速記録を印刷行した。

## 二、反産運動に對する懇談會

益々熾烈ならんとする反消費組合運動の對策のため、一月十二日在京濱の消費組合及婦人團體との懇談會を開催、出席十

數組合反産運動に對する聲明書を發表した。

## 三、第四回總會

九月四月二十七日於鳥取市、出席十四組合

## 四、消費組合懇談會

本年に至り特に組合間の連絡提携の氣運濃厚となりたるに鑑み、九年八月二十三日日本協會主催にて在京濱消費組合を會し、聯絡、協調に付懇談をなした。

## 五、關西支部研究座談會

關西支部の主催により九月二十二、二十三日の兩日廣島縣嚴島町に研究座談會を開催した。

## 第三、産業組合青年聯盟全國聯合

東京市麴町區有樂町一丁目九番地  
産業組合中央會内

昭和八年四月八日東京市日本青年會館に於て誕生の第一歩を踏み出した。産青聯全國聯合は昭和八年度に於ける諸種なる客觀的狀勢の刺激により一層健實にスタートした。

かくも現在の産組運動を青年の立場より批判し、高揚し組合運動に新たななるエレメントを注入し、産組の自主的發展へと進むと云ふ新たな理想の下に踏み出した事は我國三十餘年の産組運動史に畫期的事業として、何人も認めざるを得ない事柄である。

産青聯全國聯合の結成は正に發芽せんとせる全國各地の産青聯の一大刺戟となりその結成の促進に事業の躍進に、幾多のチャンスと與へた。

全國聯合に於てはその事業として月一回發行の「産青聯全國聯合ニュース」なる普通新聞大の機關紙を發行して、全日本産青青年の意見發表の機關紙とし、又紙上に全國産青聯の狀勢を掲載して居る。

昨年十月十五、十六の兩日東京市に於て第一回大會を開催し會員三百餘名を集め全國聯合より「産青聯の使命と任務」なる研究問題を提出し研究發表會なる新形式の下に討議を行ひ、尙各地産青聯より提出の二十餘問題をも審議したが、出席會員の眞摯なる態度は、此種會合に於ては未だ曾て見出し得なかつたものであつた。

大會に於ては宣言、綱領並に大會問題に對する決議を發表した。

更に八年末に於ては反産運動熾烈となり政治的解決を要する氣運さへ見出さるゝに至つたので、全國聯合より急遽全國産青聯に對し産青聯に對する指令を發してその組織並活動の強化を促進した。

越えて本年四月鳥取市に開かれたる産青聯全國聯合第一回總會に於ては、

一、昭和八年度決算に關する件

二、昭和九年度豫算に關する件

三、專任職員設置の件

四、本年度大會に關する件

等に就て協議したが、八年度決算に就ては萬場一致承認、其他の三件も種々討議の結果、結局可決となり、詳細に就ては委員會に一任と定つた。

斯くて本年七月には專任職員の見、機關紙「産青聯全國聯合ニュース」も本春の五千部普及計畫は既に之を突破し、現在發行部數七千、今や一萬部普及計畫を樹つるに至つた。

更に去る十月十六、七日兩日には、東京市に於て第二回産青聯全國大會が開かれ、全國各道府縣産青聯派遣代表約四百名に依つて、全國聯合から諮問した「産青聯使命達成に關する具體的方策如何」の問題と、各道府縣から提出された諸問題が、活潑にまた眞剣に討議され、我が産青聯運動の具體的進路が明らかにされるに至つた。

現在に於て道府縣單位の産青聯は全國に三十八を數へ、剩す所僅かに一府八縣に過ぎない。而して是等の府縣に於ても最近府縣單位産青聯結成の機運濃厚なれば、全國各道府縣洩れなく道府縣單位産青聯の結成される日も餘り遠くはないと思はれる。

尙去る第二回全國大會に於ては、機關紙の擴大強化、從つて編輯部の充實も議せられ、詳細に就ては委員會に一任されてゐ

るから、機關紙の發展も今後期して待つべきものがあらう。

#### 第四、全國農村産業組合協會(全農協)

東京市麹町區有樂町一丁目九番地  
産業組合中央會内

##### 一、沿革

昨年漸く熾烈となつた反産運動は、年末議會の開催と共に政治運動化案に至り、産組側に於ても、其等への對抗策を夫々講じたが、農村産業組合を一九とした本協會が八年十二月二十日に設立されるに至つた。九年一月二十六日第一回總會を東京丸ノ内森鷗會館に開催した。會員は本會規約により全國の農村産業組合、同聯合會及農村産組關係者によつて構成されることゝなつてゐる。

##### 二、事業の概況

- 一、産組關係代議士との懇談會  
一月二十七日産組關係代議士を招待し、種々反産運動に關し懇談した。
- 二、反産運動批判刊行物  
反産運動批判に關するパンフレット六種、ピラ二種を作成し全國に頒布した。

三、米穀販賣の自治的統制問題に關し、九年十月三日理事會を開催し、米穀の販賣は産組の自治的統制によるべしと決議し右に關する聲明書を全國に印刷頒布した。

#### 第五、全國醫療利用組合協會(全醫協)

東京市麹町區有樂町一丁目九番地  
産業組合中央會内

##### 一、會員加入の狀況

最近二、三年の間に於ける醫療利用組合の發達は目覺ましきものがあるが、これの全國的連絡協調機關の設立が要望され昭和八年四月二十八日、東京日本青年館に於て創立總會を開催し本協會の設立を見た。當時の會員數は十二府縣十四組合であつたが、昭和九年十月末に於ては十二組合を増加し、十八府縣二十六組合、個人會員十二名になつた。

##### 二、事業の概況

- 一、機關紙の發行  
従來東京醫療組合機關紙であつた「醫療組合運動」を八年度總會に於て、本協會機關紙となし續刊することゝなつた。現在毎月五千部を發行してゐる。
- 二、陳情

八年七月四日産業組合法に依る診療所の開設を公共團體と同様に取扱ひ得るやう内務省に陳情、九年三月二十七日健康保険醫團託に關し内務、農林兩省に陳情せり

三、調 査

(1) 醫療組合數、組合員數、所在地調査

(2) 醫療組合の人的設備調査

(3) 健康保險醫に關する調査

四、醫療組合に關する懇談會

八年十一月二十九日東京丸ノ内會館に於て内務省、農林省、協調會、中央會其他の關係者參集し、種々意見の發表を見た。

五、第一回總會

四月二十七日鳥取市に開催、八組合其他各府縣關係官出席。

六、北海道東北六縣醫療組合協議會九年四月十八日秋田市に開催。

七、出版

「醫療組合の手ほどき」「醫療組合論」を中央會に交渉し、同會より刊行した。

八、第一回醫療利用組合研究會

農林省中央會中金全聯醫醫療組合より二十名の出席を得て六月十二日表記研究會を開催し左記事項の研究をなした。

1、金融に關する件

- 2、組合病院に適合する醫師を得る方法如何
- 3、健康保險醫に關する問題
- 4、員外利用に關する問題
- 5、藥品共同購入に關する問題
- 6、協會に於て醫師の斡旋に關する問題

# 第四章 雜

## 第一節 關係法規

〔內容目次〕

信用組合ガ非組合員ニ對スル貸付無效ノ判例

例

醫務事業ヲ行フ産業組合ノ事業報告書提出ニ關スル件

昭和八年十二月五日附、醫務事業ヲ行フ産業組合及産業組合聯合會事業報告書ニ關スル件

昭和九年八月三十日附、醫務事業ヲ行フ産業組合及産業組合聯合會事業報告書ニ關スル件

昭和九年八月三十日附、醫務事業ヲ行フ産業組合及産業組合聯合會事業報告書ニ關スル件

昭和九年八月三十日附、醫務事業ヲ行フ産業組合及産業組合聯合會事業報告書ニ關スル件

米穀貯蔵獎勵實施要綱

米穀貯蔵獎勵規則

産業組合ニ於テ監事ガ招集セル總會ノ決議範圍並ニ官選清算人ノ解任ノ手續ニ關スル件

産業倉庫業法第十九條第二項ノ規定ニヨル物品指定ニ關スル件

農事實行組合ノ名稱ニ關スル件

産業組合法附則第三條ニ關スル疑義ノ件

産業組合法附則第三條第二項ニ關スル件

産業組合ノ出資金額ノ増加ニ關スル判例

産業組合ノ總代会ニ於ケル定款變更ニ關スル判例

過意金ト公序良俗ニ關スル判例

信用組合ガ非組合員ニ對スル貸付無效ノ判例

上告組合ハ産業組合法ニ基キ設立セラレタ

ル信用組合ニ屬シ且其ノ定款ニハ上告組合ノ目的トシテ

(一) 組合員ニ產業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ

及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト

(二) 組合員ニ對シ其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及組合員ト同一ノ家ニ在ル者公共團體又ハ營利ヲ目的トセザル法人若ハ團體ノ貯金ヲ取扱フコト

(三) 加入豫約者ノ貯金ヲ取扱フコトノ外各事項ヲ掲ゲアルコトハ原判決ノ確定スルトコロニシテ之ヲ產業組合法第一條ノ規定ト對照スレバ上告組合ハ廣ク一般人ニ對シ金融ノ貸付ヲ爲スヲ業トスルモノニアラズ金融貸付ハ單リ組合員ニ對シテノミ之ヲ爲シ得ルモノナルコト宛ニ明瞭ナルガ故ニ本訴ノ金融貸付ニシテ上告組合員ニ對シ爲サレタル場合ニ限リ上告組合ノ行爲トシテ有效ナリト斷ゼザルヲ得ズ產業組合法第九十三條ニハ組合ノ理事又ハ監事ガ組合ノ事業ノ範圍外ニ於テ貸付ヲ爲シタル場合ニ刑事上ノ處分ヲ受クベキ旨規定シタルハ斯ル目的外ノ行爲ヲ禁遏スルノ趣旨ニ出デタルモノニシテ右ノ規定アルノ故ヲ以テ直ニ組合員ニ非ザル者ニ對スル貸付ヲ以テ有效ト解ス

ベキモノニ非ズ然リ而シテ原判決ノ確定シタル事實ニ依レバ本件ニ於テ上告組合ヨリ本訴金員ノ貸付ヲ受ケタル沖長雄ハ組合員ニアラズ又長雄ノ父受ケタルモノニアラザルガ故ニ依リ自ラ借受ケタルモノニアラザルガ故ニ上告組合ノ理由ニ依リ本訴金員ノ貸付ハ上告組合ノ行爲トシテ其ノ效力ヲ生ゼザルモノト斷ズベク從ツテ同趣旨ニ出デタル原判決ハ之ヲ正當ト爲サザル可ラズ(後略)

昭和八年七月十九日  
大審院第四民事部

醫療事業ヲ行フ產業組合ノ事業報告書提出ニ關スル件

(昭和八年八月二日八更部第七六五號經濟更生部長通牒)

事務上ノ參考ニ致度候ニ付貴管下ニ於ケル醫療事業ヲ行フ產業組合ニ付爾今毎年財産目錄、貸付對照表及事業報告書一部當部宛提出セシメテ此段及通牒候也

醫療事業ヲ行フ產業組合及產業組合聯合會事業報告書ニ關スル件

(昭和八年十二月五日八更部第一二四九號經濟更生部長通牒)

首題ノ件ニ關シ昭和八年八月二日附更部第七六五號通牒ノ次第モ有之候處醫療事業ヲ行フ產業組合及產業組合聯合會ガ產業組合法施行規則第十條ニ依リ差出スベキ事業報告書ニハ爾今左記様式ニ依リ該事業ニ關スル事項ヲ記載シタルモノヲ添附セシメ右事業報告書並ニ添附書類ヲ財産目錄及貸借對照表ト共ニ毎年九月三十日限り本行ニ到達スル様回報相成度尙最近年度ノ事業ニ付テハ同様式ニ依リ報告書ヲ明年一月十五日迄ニ別途回報相成様御取計相煩度此段及通牒候也  
追テ本添附書類ハ事業報告ノ作成ニ準ジ各年度末現在該ニ年度内累計ニ依リ作成セシムル様致候

醫療事業ニ關スル報告書

- 一、利用設備
- (イ) 診療所及所在地並ニ開設年月日
- (ロ) 醫師名、分擔科、經歷並ニ勤務診療所名

氏 名	學位又ハ稱號	醫師免許下附歷年 月 日	専門診療科名	組合ノ就職年 月 日	俸給年額	診療所名	備 考

(ハ) 各診療所別診療介助者男女別數

氏 名	職 名	免許狀下附歷年 月 日	所屬診療科名	組合ノ就職年 月 日	給料月額	診療所名	備 考

(ニ) 診 療 室

診療所	内 科	外 科												手術室
	室數	坪數	室數	坪數	室數	坪數	室數	坪數	室數	坪數	室數	坪數	室數	坪數

(ホ) 備考  
 科名ハ醫師法施行規則第十條ニ定ムル専門科名ヲ記入スルコト

二、利用狀況(年度内)

(イ) 利用者数及利用者延人員

科	患者数	日												備考
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
新患者														
舊患者														
入院患者														
小計														
内														
科														
日														
患者数														
備考														

備考 病室等級ハ各組合ニ於テ定メタル等級ニ依リ記入スルコト  
(ハ) 年度内設備ノ變動ニ關スル主ナル事項

診療所	一 等 病 室		二 等 病 室		計	備考
	室数	坪数	室数	坪数		
建築費						
附屬工事費						
備品費						
醫療機械						
藥品費						
計						
備考						
診療所						
室数						
坪数						
定員						
室数						
坪数						
定員						
室数						
坪数						
定員						
其ノ他						



科別	月次												合計	備考	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
外科															
内科															
科															
科															
科															
合計	以下(ニ)診察室備考ニ依リ作成スルコト														

備考欄ニハ無符診察ニ關スル内部ニ於ケル資金及規定ノ根據ヲ附記スルコト

醫療事業ヲ行フ産業組合及産業組合聯合會事業報告書ニ關スル件

(昭和九年八月三十日八更部第一二四九號經濟更生部長通發)

首題ノ件ニ關シ昭和八年十二月五日附八更部第一二四九號ヲ以テ通牒致候後同事業報告書中ニ、利用狀況(イ)利用者數及利用者延人員ニ付テハ左ノ標準ニ依リ算出記帳相成様致度此段及通牒候也

記

一、新患者(初診患者)ニ付テハ各科別ニ依リズ一事業年度内ニ於テ初メテ診療ヲ受ケタル者ヲ計算スルコト

一、舊患者(再來患者)ニ付テハ各科別ニ依リズ一事業年度内ニ於テ二回以上診療ヲ受ケタル者ヲ計算スルコト

一、舊患者(再來患者)ガ數日分ノ投薬ヲ受ケタルトキハ患者延人員ニ付テハ投薬日數ニ依リ算入ト計算シ新患者ナルトキハ一日分ヲ新患者トシ残りノ數日分ニ付テハ舊患者(再來患者)算入トシテ計算スルコト

一、新患者(初診患者)ガ同時ニ二科以上ノ診療ヲ受ケル場合ニハ主トシテ診療ヲ受ケタル科ノ患者一人ト計算スルコト

糠貯藏ニ關スル件

農林大臣訓示(内務部長會議)

本年ニ於ケル米穀需給ノ狀況ヲ見ルニ前年度ヨリノ米穀持越高ハ九百萬石位ニ上リ加之本年ニ於ケル米作ハ第二回米穀豫想收穫高ニ依ルモ内地及朝鮮ヲ通ジ相當多額ニ達シ本年度ニ於ケル米穀ノ供給ハ著シク多量ヲ豫想セ

ラルノデアリマス而シテ之ガ調節方法トシテハ米穀統制法ヲ根幹トシ其ノ運用ニ係ツベキ事ハ勿論デアリマスガ更ニ之ト相俟ツテ此ノ際特ニ地方ノ實情ニ應ジ農家ヲシテ自治的ニ穀ノ貯蔵ヲ行ハシメ以テ米價ノ維持ヲ圖ルコトハ最も緊要ト考ヘマシテ内地ニ於テハ約六百萬石ノ貯蔵ヲ目標トシテ之ヲ獎勵スルコトト致シタ次第デアリマス而シテ農家ガ自治的ニ穀ノ貯蔵ヲ行フニ當リマシテハ其ノ效果ヲ米穀供給ノ調節ニ有致適切ナラシムルコトヲ要スルノデアリマス故ニ穀ノ貯蔵ヲ行フ爲ニ要スル經費ニ對シテハ農家ノ自治的ノ努力ト相俟テテ政府ハ相當ノ助成ヲ致シタイ考ヘデアリマス

右ノ獎勵計畫ハ差當リ米穀貯蔵獎勵規則ニ依ル獎勵金五百萬圓ノ範圍内ニ於ケル金額ヲ以テ之ニ充當スル見込デアリマス  
以上述ベマシタ趣旨ニ依リマシテ各道府縣ニ於キマシテモ政府ノ政策ニ對シテ穀ノ貯蔵ヲ獎勵スル途ヲ講ジテ所期ノ數量貯蔵ヲ行ハシムル様特別ノ盡力ヲ傾シ度ト存ジマス本日各位ノ御懇集ヲ願ヒマシタノモ此ノ趣意ニ外ナラヌノデアリマシテ充分關係當局者ト打合ヲ遂ゲ本誌設クシテ效果アラシムル様希望

致ス次第デアリマス

農林大臣訓示

(昭和九年一月十三日穀貯蔵ニ關スル各道府縣主務課長會議ニ於テ)

今度皆サンノ御懇集ヲ煩ハシマシテ色々御打合ヲ願フコトニ致シマシタコトハ誠ニ御苦勞ニ存ジマス穀ノ貯蔵ノ趣旨、其ノ實行ノ方法其他ニ付テハ既ニ昨年内務部長ノ御懇集ヲ願フテ篤ト御相談ヲ致シタ次第モアルノデ皆サンニ於テ十分御諒如下サリ、其後熱心ニ御盡力ヲ裁イテ相當ナル、成績ヲ收メツツアリマスルヤウニ向ツテ居リマス、皆サンノ御盡力ニ對シテ此處ニ更ニ厚ク感謝ヲシタイト存ジマス尙ホ互細ノコトニ付テ今回又色々事務當局ノ方ト篤ト御打合セテ願ヒタイト思ヒマス、只何分ニモ全國的ノ大景ノ穀貯蔵ノ問題ハ色々積習ノアル問題デアリマスカラ相當ノ困難ガ存在シテ居ルコトト思ヒマス實際ニ當ラレル皆サンニ於カレテモ定メテ色々困難ニモ逢着シ將來ノコトニ付テ色々疑念モ抱カレル點ガアルト思ヒマスソレ等ノ點モ篤ト一ツ御打合セテ願ヒタイト思ヒマス大體ノ仕組ガ貯蔵スル益家ニトツテ決シテ不利益ノナイ建方ニ致シテアリマス、之ヲ強制的ニ無理ニ

構ハズニ押付ケテヤルト云フ趣旨デモアリマセス、其邊ニ無理ノイカナイヤウニ是ヲ所期ノ成績ヲ舉ゲル、字義ハ明カデアツテモ瞭解ノナイ慣習ノナイ所ニ行ハツルモノニ又困難ガアルト思ヒマス、其ノ困難ニ打勝ツベキ、サウシテ一面ニハ決シテ無理ノイカナイヤウニ而シテ所期ノ成績ヲ舉ゲルヤウニ各位ノ御盡力ヲ出來得ル限リ御願ヒテ致シタイト思フノデアリマス、尙ホ此ノ機會ニ一應御參考ニ申上ゲテ置キタイト思ヒマスノハ、米穀統制法ガ昨年ノ十一月ニ實施セラレマシテ、統制法ニ基ヅク公定米價ノ制度ガ十一月カラ約一ヶ月半ノ間ハ暫定ノ公定米價デ參リマシテ十二月ノ中旬ノ終リ頃ニ於テ今年ノ一年ヲ規制スル公定米價ヲ立テタ譯デアリマス、何分ニモ昨年ノ大變作之ハ殆ド平常ノ考デハ豫想ノツカナイ大變作ガ參リマシテ而モ統制法ノ實施ハ初年着手ノ時デアリマス、可成リ混雜ヲ致シテ參ツタノデアリマス、併シナガラ實際ノ手續キノ進行ハ混雜ヲシナガラモ、今日迄大シタ支障ナク參ツテ居リマス、世間デ彼レ是レ風評イタシマスケレドモ一俵ノ米モ受付テ拒絶シタモノモアリマセシス、是迄實上ラレタモノガ倉庫ガ足ルトカ足ラヌトカ申シ

マスガ一俵モマダ兩階シニシテ居ルモノモアリマセ

今後モ相當ノ救恤ヲ處理シテ行ケル見込ハ十分ニアルノデアリマスカラ政府トシテハ統制法ノ命令所ニ從ツテ、公定ノ價格ニ依ツテ買入ハドシ、行ツテ行クノデアリマス、唯此間ノ事情ノ、或ハ徹底ヲ缺イタリ、又色々個人々々ノ經濟事情ノ結果ガ地方ニ於ケル實際ノ取引ノ相場等ガ公定價格カラ割出シタ値段ニ關ハナイヤウナ相場ガ生ジテ居ル例ヲ見ルコトハ甚ダ遺憾デアリマスケレドモ總テノ順序ガドン、今ノ關子デ運ンデ参リマセルナラバ、此遺憾ナル状態モ違カラズ休止ヲサレルモノト思フノデアリマス、米穀統制法ノ施行ニ付テ何等ノ疑懼モ何等ノ懸念モ今日ノ場合ニハ我々ハ少シモ持つテ居リマセヌ色々先々ノ事ニ付テ論議ヲ批評スル者ハゴザイマセウ。今日ノ當面ノ米穀事情ニ處シテ統制法ノ制度ト統制法ノ抱イテ居ル資金ヲ以テ臨ム限リニハ統制法ノ運用ニ少シモ今日ノ場合懸念ハナイノデアリマス、是等ノ點ニ付キマシテハ皆極ニ於カレテハ相當ニ御理解ノアルコトト思ヒマスケレドモ尙ホ御慮リニナリマシテモ、上局ノ方々其他十分ニ御理解ハアラ

ウト思フガ世間ニ噂サレルガ如キ誤解ヲ少シデモ保持タレルコトノナイヤウニシテ裁キタイト篤ト御話ヲ願ヒタイト存ズルノデアリマス、米穀部ノ方デ非常ナル努力ヲ致シテ居リマス斯ウ澤山ナ米ノ増産ニ際會シテ而モ米穀政策ガ在來ノ方策トハ一變シテ、非常ナ大規模ナ思切ツタ處置ヲ行ハウトシテ居ル時デアリマス、當初デアルカラシテ事務ノ些末ナ點ニ時折手續ガ順調ニ行カナカワツ云フヤウナ本當ニ稀有ナ事情ヲ以テ全變ヲ推シテ其ノ全般ノ運用ガ圓滑ニ行カスト云フヤウナ感ヲ假リニモ地方ノ人が抱クトスレバ非常ナ大キナ誤解デアリマス自カラ誤解ニ陷ツテ自カラノ利益ヲ犧牲ニスル様ナ結果ニナルノデアリマスカラ、此際ニ皆接既ニ御分リノコトト思ヒマスケレドモ、一言御参考ニ申上ゲテ置ク次第デアリマス、ドウカ米穀統制法ハ本省ノ所管デ、米穀事務所等デ直接ニヤツテ居ル仕事デアリマスケレドモ、地方廳ニ於ケル皆様達ノ十分直接間接ノ御援助ヲ得ナケレバナラヌト思ヒマス色々ナ點ニ於テ其ノ地方々々ニ何シロ大規模ノ全國的ノ事デアリマスカラ色々御迷惑ヲ掛ケタリ、一時色々ナ御心配ヲ掛ケタリスルヤウナコトモ今後モアラウカト

- 一 昭和八年内地產米約六百萬石ヲ農家ヲシテ自治的ニ貯藏セシムルコト
- 二 政府ハ地方ノ狀況ニ應ジ道府縣、市町村産業組合、農會等ヲシテ米ノ保管ヲ爲サシムルコト
- 三 貯藏米ニ對シテハ米穀貯藏獎勵規則ニ依リ金利保管料運賃等ヲ考慮シ相當ノ助成金ヲ交付スルコト
- 四 貯藏米ハ米價ガ標準最低價格ヨリ一割以上騰貴スルニ非ザレバ之ヲ賣却スルコトヲ得ザラシムルコト
- 五 昭和九年四月以後ニ於テハ貯藏米ノ保管ヲ行フ爲必要アル場合ニ於テハ地方ノ實情ニ應ジテ貯藏倉庫ノ建設又ハ借入ヲ行

米貯藏獎勵實施要綱

— 農 業 組 合 年 度 —

ハシメ之ニ對シ補助金ヲ交付スルコト  
前項ノ場合ニ於テハ叔ノ保管ハ之ヲ燃料  
トスルコト但シ此ノ場合ニ於テハ下入費  
ノ一部ヲ補助スルコト

七 米穀年度米ニ至ル迄ノ間ニ貯蔵穀ノ賣却  
スルコトヲ得ザリシ場合ニ於テハ貯蔵開  
始以後ニ於テ生ジタル品傷、日乾及青米  
格ニ對シ一定金額ノ補助金ヲ交付スルコ  
ト

八 見廻監督費トシテ各道府縣ニ對シ一定金  
額ノ補助金ヲ交付スルコト

米穀貯蔵獎勵規則

(昭和八年十一月二十九日)  
農林省令第二三號

第一條 農林大臣ハ米穀ノ出廻費狀ヲ調節ス  
ル爲メニ米穀ノ貯蔵ヲ獎勵スル必要アリト  
認ムルトキハ本則ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於  
テ獎勵金ヲ交付ス

農林大臣本則ニ依ル米穀貯蔵ノ獎勵ヲ爲  
セントスルトキハ其ノ旨ヲ告示ス

第二條 獎勵金ハ左ニ掲グル道府縣ノ米穀貯  
蔵助成施設ニ要スル費用ニ對シ道府縣ニ  
之ヲ交付ス

一 米穀貯蔵助成ニ關スル事務費

二 産業組合、農事實行組合其ノ他農林大  
臣ノ適當ト認ムル者ガ米穀ノ貯蔵ヲ爲ス  
場合之ニ對シ交付スル助成金

第三條 獎勵金ノ額ハ道府縣ノ米穀貯蔵助成  
施設ニ要スル費用ノ範圍内トス

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル道府縣  
ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ農林  
大臣ニ之ヲ提出スベシ

一、事業計畫書 二、收支豫算書 三、助  
成金交付ニ關スル規程又ハ條件ヲ記載シ  
タル書類

前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル  
書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル道府縣  
前條第一項各款ノ書類ニ記載シタル事項  
ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ農  
林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第六條 第二號ノ費用ニ對スル獎勵金交付ノ  
指令ヲ受ケタル道府縣獎勵金ノ交付ヲ請  
求セントスルトキハ請求書ニ精算書及助  
成金交付ニ關スル調査ヲ添附シ農林大臣  
ニ提出スベシ

第六條ノ二 第二條第一號ノ費用ニ對スル獎  
勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ハ費用ノ精

算書ヲ四月三十日迄ニ農林大臣ニ提出ス  
ベシ

第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ハ事  
業成績書ヲ事業終了後遑滯ナク農林大臣  
ニ提出スベシ

第八條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル道府縣  
又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣左ノ  
各款ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大  
臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ  
交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ還付  
ヲ命ズルコトアルベシ

一、本則ノ規程ニ違反シタルトキ二、  
獎勵金交付條件ニ違反シタルトキ三、事  
業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ四、  
支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタル  
トキ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

米穀貯蔵獎勵實施ニ關スル件

(昭和八年十一月二十九日 農林省令第四四號)  
(昭和八年十二月二十七日 農林省令第四七號)

米穀貯蔵獎勵規則ニ依ル米穀貯蔵ノ獎勵ヲ  
左ノ要項ニ依リ行フニ付獎勵金ノ交付ヲ受  
ケントスル道府縣ハ米穀貯蔵獎勵規則第四

條ノ規定ニ依ル申請書ヲ昭和八年十二月二十日迄ニ農林大臣ニ提出スベシ

一、貯藏米穀ハ昭和八年内地産ノ水稻梗トス

二、概ノ貯藏ハ産業組合、産業組合聯合會、農業倉庫業者、聯合農業倉庫業者、農會、市町村、農事實行組合、農事小組合又ハ概ノ貯藏ヲ目的トスル農業者

十人以上ヲ以テ組織スル組合ヲシテ之ヲ行ハシムルモノトス

三、前項ニ依ル貯藏額ノ算基ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外一人ニ付四十石ヲ最高限度トス

四、概ノ貯藏場所ハ農業倉庫、聯合農業倉庫又ハ地方長官ノ指定スル倉庫タルコトヲ要ス

五、概ノ貯藏ハ昭和八年十二月一日ヨリ之ヲ開始シ昭和九年十月三十一日迄之ヲ行フコトヲ要ス

六、貯藏ノ解除ハ之ヲ認メザルモノトス但シ米穀統制法施行令第十二條ノ平均價格ガ標準最低價格ノ上値一割ニ相當スル價格以上トナリタル場合ニ於テ貯藏者ノ申請アリタルトキハ地方長官ハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ貯藏額ノ全部又ハ一部ニ付解除ヲ認ムルコトヲ得ルモノトス

七、米穀貯藏獎勵規則第二條第二號ノ助成金ニ對スル獎勵金ノ額ハ概一石ニ付金十錢ニ對スル獎勵金ノ額ハ概一石ニ付金十錢ヲ加ヘタル額ノ範圍内トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ金額ヲ增加スルコトアルベシ

八、第二項ニ掲グル概ノ貯藏者第六項ノ規定ニ違反シテ其ノ貯藏額ノ全部又ハ一部ノ貯藏ヲ廢止シタル場合ハ地方長官ハ貯藏ヲ廢止シタル額一石ニ付金二四以内ノ違約金ヲ徴收スルコトヲ得ルモノトス

米穀貯藏獎勵ニ關スル件

(昭和八年十一月二十九日八米第一四九七號)

農林省米穀部長

縣知事宛

本米穀年度ニ於ケル米穀ノ供給ハ前年度ヨ

リノ持越高九百餘萬石ノ多量ニ上リ加之内地米第二回豫想收穫高ハ六千五百九十六萬石、朝鮮米第二回豫想收穫高ハ一千八百一十一萬石ヲ示シ内地及朝鮮ヲ通ジ異常ナル大豊作ヲ豫想セラルル結果著シキ過剩ヲ來スモノト認メラルル狀況ニ有之ガ調劑ノ方策トシテハ米穀統制法ヲ根幹トシ其ノ運用ニ依ツベキコト勿論ナルモ更ニ之ト相俟ツテ此ノ際特ニ地方ノ實狀ニ應ジ農家ヲシテ概ノ貯藏ヲ行ハシムルコト極メテ緊要ト被認候ニ付テハ今回米穀貯藏獎勵規則中一部ノ改正ヲ行フト共ニ右規則ニ基キ概貯藏獎勵實施ニ關シ告示相成候條貴官ニ於テハ政府ノ施設ニ對應シ過渡内務部長會議ニ於ケル協議ノ趣旨ニ依リ極力概貯藏助成施設ヲ講ズル様至急御手配相成度依命此段及通牒候也

追而本獎勵金ノ取扱いニ付テハ別記貯藏獎勵細則ニ依ルコト相成候條御了知相成度申添候

貯藏獎勵細則

一、昭和八年十一月農林省告示第四百四十一號(米穀貯藏獎勵事項)第二項ノ農事小組合又ハ概ノ貯藏ヲ目的トスル組合ヲシテ概

- 貯蔵ヲ行ハシメントスルトキハ當該組合ノ規約ヲ徴スルコト
- 二、米穀貯蔵獎勵要項第四項ニ依リ地方長官倉庫ヲ指定シタルトキハ所在市町村名、收容量、構造ノ概要(土蔵、板倉、コンクリート等ノ別)及經營者(營業倉庫、個人倉庫ノ別)ヲ農林大臣ニ報告スルコト
- 三、米穀貯蔵獎勵要項第七項ノ貯蔵月數ノ計算ハ左ノ方法ニ依ルコト
  - (イ) 貯蔵開始ノ場合ニ於テハ貯蔵開始ノ日ノ屬スル月ヲ貯蔵月數ニ算入ス
  - (ロ) 貯蔵解除ノ場合ニ於テハ貯蔵解除ノ日ガ十五日以前ナルトキハ解除ノ日ノ屬スル月ヲ貯蔵月數ニ算入セズ
- 貯蔵解除ノ日ガ十六日以後ナルトキハ解除ノ日ノ屬スル月ヲ貯蔵月數ニ算入ス
- 四、米穀貯蔵獎勵規則第四條ノ事業計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコト
  - (イ) 貯蔵助成計畫ノ概要
  - (ロ) 貯蔵總數
  - (ハ) 圓檢別貯蔵數
  - (ニ) 營業倉庫、營業倉庫共ノ他ノ倉庫共ノ他ノ倉庫別貯蔵數
- 五、米穀貯蔵獎勵規則第四條ノ申請書ニ添付

- スベキ收支豫算書ニハ其ノ算出ノ基礎ヲ記載シタル書面ヲ添付スルコト
- 六、米穀貯蔵獎勵規則第二條第一號ノ事務費ハ見廻經營ニ要スル費用及指導獎勵ニ關スル協議會費タルコト
- 七、地方長官ハ貯蔵ヲ爲シタル者ニ付左ノ様式ニ依リ貯蔵額ノ各口ニ付其ノ數額、貯蔵開始ノ時期及貯蔵倉庫ヲ選擇シテ農林大臣ニ報告スルコト
- 八、米穀貯蔵獎勵要項第六項但書ニ依リ地方長官貯蔵ノ解除ヲ認メントスルトキハ貯蔵者別及貯蔵場所別ノ數額ヲ記載シタル申請書ヲ農林大臣ニ提出スルコト
- 九、貯蔵期間満了シタル場合又ハ貯蔵ノ解除ヲ認メタル場合ニ於テハ地方長官ハ貯蔵者別及貯蔵場所別ノ數額ヲ選擇シテ農林大臣ニ報告スルコト
- 十、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル道府縣ハ會

番號	貯蔵者名	貯蔵開始ノ時期	倉庫ノ種類
保證責任何々	石昭和年月日	何々農	何々農
何々原資組合	何々	何々農	何々農
		何々農	何々農
		何々農	何々農

計年度終了ノトキヨリ十五日以内貯蔵期満了ノトキ又ハ貯蔵解除ノトキヨリ一ヶ月以内ニ精算書及助成金交付ニ關スル圖書ヲ添ヘテ獎勵金交付ノ請求書ヲ農林大臣ニ提出スルコト

十一、地方長官必要アリト認ムルトキハ貯蔵者ニ對シ何時ニテモ必要ナル事項ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ貯蔵ニ關スル報簿物件等ヲ検査セシメ得ルコトトスルコト

**貯蔵額ニ關スル件**

(昭和八年十二月四日八米部第三五七七號)

農林省米穀部長

啓知事宛

昭和八年十一月二十九日農林省告示第四百四十一號ニ依リ粗貯蔵獎勵實施ニ付テハ保管並ニ金儲等ノ關係モ有之別紙要綱ニ依リ貯蔵額ノ取扱ヲ統一致度尙標準額ノ程度類別其ノ他委細ノ點ニ關シテハ便宜關係米穀事務所長ト豫メ御打合せ相成度此段申進候也

追テ貴縣ニ於テハ現在粗検査實施相成居候處今回ノ粗貯蔵ニ付テハ要綱第三ニ拘ラズ、現在ノ検査類別ニテ差支無之尙等外粗ニ付

テモ要綱第一及第二ノ要件ヲ具備スル場合ニ於テハ之ヲ貯蔵セシメ差支無之候ニ付申悉候

備考

追而書ハ現在租検査ヲ實施シ居ル宮城、茨城、長野、富崎、熊本及鹿兒島ノ六縣ニ對スル通牒ニ之ヲ記載セリ

貯蔵取扱要綱

第一 調製

庶幾從精製シテ批發貯等ノ夾雜物ヲ除去シタルモノナルコトヲ要ス

第二 乾燥

建干又ハ火力乾燥等ニ依リ穀ノ乾燥ヲ行ヒ長期貯蔵ニ支障ナキモノタルコトヲ要ス但シ穀ノ充分ナル乾燥ヲ困難トスル地方ニ就テハ可及的乾燥セシメ其ノ後ノ状態ヲ特ニ注意相當ノ手入ヲ怠ラザルコト

第三 預別

第一及第二ノ要件ヲ具備シタル穀ニ付キ大體三階級ノ標準穀ヲ設定シ右ノ標準穀ニ依リ濃唐麩ニ於テ預別シタル上之ヲ貯蔵スルコト  
品種及粒種ニ付テモ價格ノ異ルモノハ之

ヲ區分スルコト

第四 貯蔵方法

可及的混合保管トシ麥ノ乾燥程度地方ノ慣習其ノ他ノ情況ヲ考慮シ依積又ハ散積ヲ選ブコト  
包装ハ依又ハ吹トスルコト

第五 穀ノ取扱ハ重量ニ依ルコト

穀一割當正味及風袋ノ重量ハ之ヲ取扱及金額上ノ便宜ノ爲可及的統一セシムルコト

親貯蔵資金供給要綱

一、資金融通總額

金六千六百萬圓以内

二、資金ノ使途

昭和八年十一月農林省告示第四百四十一號  
ニ依リ穀ノ貯蔵ヲ爲サシムル爲ノ任付  
三、貸付ノ條件  
資金ノ融通ヲ受ケタル者ハ融通ヲ受ケテ貯蔵シタル穀ヲ昭和九年十月三十一日迄ハ賣却セザルコト但シ昭和八年十一月農林省告示第四百四十一號第六項ノ定ムル所ニ依リ地方長官ガ農林大臣ノ承認ヲ受ケテ貯蔵ノ解除ヲ認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

四、融通ノ形式

日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行及產業組合中央金庫ニ對スル貸付金ニ依リ日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行及產業組合中央金庫ハ右ニ依リ得タル資金ヲ產業組合ヲ經由シ又ハ直接ニ親貯蔵者ニ貸付クルモノトス但シ貸付ニ付テハ倉庫證券、入庫票其ノ他穀ノ貯蔵ヲ證スルニ足ル書面ヲ徴スルコト

五、融通利率

預金部ノ貸付利率ハ年三分五厘トス  
日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行及產業組合中央金庫ノ貸付利率ハ年四分一厘以内、產業組合ノ貸付利率ハ年四分五厘以内トス

六、償還期限

一箇年以内トス但シ銀行又ハ產業組合中央金庫ヨリノ借入金ニ對スル償還期限ハ銀行又ハ產業組合中央金庫ガ預金部ニ對スル借入金償還期限ノ如何ニ拘ラズ實際借入レタル日ヨリ一箇年ト爲シ得ルモノトス  
擔保物ヲ徴シタル貸付ニ付テハ擔保物ノ賣却シタル際ニハ期限到來前ト雖モ償還セシムルコト



爲ニハ親ノ検査ヲ必要ト被存候ニ付實狀ニ應ジ可成此ノ際至急親検査ヲ實施相成程致度此及通候儀也

追而米穀貯蔵獎勵規則ニ依リ道府縣貯蔵費並リ目標トシテ近ク交付可相成見廻貯蔵費ノ一部ハ親検査施行ノ費用ニ充當差支無之見込ニ候條右了知相成度尙検査施行決定上ハ直ニ報告相成度申添候

親検査施行ニ關スル件

(親ノ検査ヲ施行シツアル縣ニ對スルモノ)  
(昭和八年十二月五日八農局第三三九四號)

農林省 農務局長  
農林省 米穀部長

縣知事宛

昭和八年十一月二十九日農林省告示第四百四十一號ヲ以テ米ノ貯蔵ヲ獎勵スルコトト相成貯蔵親ノ取扱ニ關シテハ十二月四日附八米部第三五七七號ヲ以テ及通候置候處貯蔵親ノ検査施行ニ付テハ関係職員ヲ督勵シ出来得ル限リ便宜ヲ與ヘ親貯蔵獎勵上遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通候儀也

追而米穀貯蔵獎勵規則ニ依リ道府縣貯蔵費並リ目標トシテ近ク交付相成可キ見廻貯蔵費

費ノ一部ハ右貯蔵親ノ検査施行ノ爲特ニ要スル費用ニ充當差支無之見込ニ候條右了知相成度申添候

農業倉庫業法第十五條ノ規定ニ依ル命令ノ件

(昭和八年十一月三十日農林省令第二十四號)

農業倉庫業法第十五條ノ規定ニ依ル命令ノ件左ノ通定ム

第一條 昭和八年産米穀ノ急激ナル出廻ヲ緩和スル爲農業倉庫業法第二條第四號乃至第六號ノ事業ヲ爲スコトヲ得ル農業倉庫業者ハ道府縣ニ於テ米穀貯蔵獎勵規則ニ依ル獎勵金ノ交付ヲ受ケ親貯蔵ノ助成ヲ爲ス場合ニ於テハ農業ヲ營ム者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ爲ニ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル昭和八年産親ニ付申込ニ應ジテ之ヲ保管シ及農業倉庫業法第五條第二項但書ノ規定ニ拘ラズ之ヲ擔保トスル資金ノ融通ヲ爲スコトヲ要ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ農業倉庫業者ノ保管スベキ親ノ數目、保管ノ期間及融通スベキ資金ノ金額ニ付テハ地方長官ノ指定ニ從フコトヲ要ス

第三條 農業倉庫業者前條ノ規定ニ依リ保管親ノ數目ヲ指定セラレタル場合ニ於テ其ノ保管上必要アルトキハ地方長官ノ指定ニ從ヒ倉庫ノ借入ヲ爲スコトヲ要ス

第四條 農業倉庫業者特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ指定シタル保管親ノ數目ノ全部又ハ一部ヲ保管スルコト能ハザルニ至リタルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ承認ヲ受クベシ

第五條 前四條ノ規定ハ聯合農業倉庫業者ニ之ヲ準用ス但シ第一條中農業倉庫業法第五條第二項但書トアルハ同法第二十一條第二項但書トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

親貯蔵倉庫ノ建設又ハ借入ニ對スル獎勵金ニ關スル件

(昭和九年二月十七日)  
(九米第三二〇號)

農林省米穀部長

縣知事宛

親貯蔵獎勵ニ關スル昭和九年度分獎勵ニ付テハ去ル一月十三日各道府縣ノ當該主務課長會議ニ於テ大體其ノ内容ニ付打合せ置候條御

— 農 業 組 合 年 報 —

了知ノコトト存候モ尙粗貯蔵倉庫ノ建設ニ關シテ大體左記ニ依リ粗貯蔵倉庫ノ建設又ハ借入ノ費用ニ對スル獎勵金ノ交付ヲ爲ス見込ニ有之候條右御合ノ上可然御配意相成度此段及通懸候也

追テ至急倉庫ノ建設ヲ行フ必要アルモノニ付テハ其ノ倉庫ノ建設豫定地標選擇致收容力及經費豫算等ニ付豫メ本省ノ承認ヲ得タルモノニ限り豫算成立ノ上ハ獎勵金交付ノ取扱致シ度見込ニ付右御合相成度申添候

記

一、倉庫建設ノ主體ハ昭和八年十一月二十九日農林省告示第四百四十一號第二項ニ掲グル粗ノ貯蔵者タルコト

二、倉庫建設費及借庫費ニ對スル獎勵金ノ總額ハ全國ヲ通ジ約六百萬圓ノ豫算ノ範圍内ノ見込ナルコト

三、右豫算ノ範圍内ニ於ケル各道府縣ニ對スル配當ハ大體各道府縣ノ粗貯蔵致量ニ依リ決定スル見込ナルコト

四、各道府縣ニ於テ倉庫ノ建設又ハ借入ヲ認ムル割合ハ地方長官其ノ道府縣内ノ實情ニ依リ決定シ立案ノ上豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クルコト

五、倉庫建設費ニ對スル獎勵金ハ倉庫建設費ヲ坪當五〇圓ヨリ七五圓トシテ其ノ三分ノ二以内即チ坪當五〇圓以内ノ見込ナルコト但シ實際ノ倉庫建設費坪七五圓ヲ超ユルモ差支ナキコト

六、借庫費ニ對スル獎勵金ハ坪當借庫費ノ其ノ三分ノ二以内ノ見込トス、但シ粗石當ニ換算シ月當六錢ヲ超ユルコトヲ得ザルコト粗貯蔵者所有ノ既設倉庫ノ利用ヲ認ムル場合ニ於テハ借庫費ニ對スル獎勵金ニ相當スル金額ヲ交付スル見込ナルコト

七、獎勵金ノ交付ヲ受ケ建設スベキ倉庫ハ煙蓋可能ナルモノニシテ大體一棟ノ建坪二十坪以上坪當收容力三十三石程度ノモノタルコト

農業倉庫業法改正

(昭和九年三月十日法律第一號)

農業倉庫業法中ノ通改正ス

第一條第一項第一號中「又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ガ小作料トシテ受ケタル穀物其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ヲ所有スル場合」ヲ「土地ニ付權利ヲ有スル者ガ小作料トシテ受ケタル穀物其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ヲ

所有スル場合又ハ木炭ノ生産ヲ爲ス者其ノ生産シタル木炭ヲ所有スル場合」ニ改ム第十九條第二項中「前項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品」ノ下ニ「又ハ販賣組合若ハ販賣組合聯合會ガ賣却スル穀物、蒔、木炭其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品」ヲ加ヘ同條第三項中「又ハ販賣組合若ハ販賣組合聯合會ガ賣却スル物品」ヲ「販賣組合若ハ販賣組合聯合會ガ賣却スル物品又ハ命令ヲ以テ指定スル營利ヲ目的トセザル法人ガ賣却若ハ賣却ノ幹旋ヲ爲ス物品」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ニ依リ命令ヲ以テ指定スル營利ヲ目的トセザル法人ノ爲ニ物品ノ保管ヲ爲スコトヲ得ル聯合農業倉庫業者ハ命令ヲ以テ之ヲ指定ス

第二十一條第二項中「所屬組合又ハ所屬聯合會ニ非ザル組合又ハ聯合會」ヲ「所屬組合若ハ所屬聯合會ニ非ザル組合若ハ聯合會又ハ命令ヲ以テ指定スル營利ヲ目的トセザル法人」ニ改ム

第二十六條中第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
第一條第二項ノ規定ハ第十九條第一項及第二項ニ規定スル寄託物ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

農村共同組織ノ徹底ニ關スル件

(昭和九年四月六日)  
(九更第四〇一三號)

農林省經濟更生部長

各地方長官宛

農村共同組織ノ徹底ニ關スル件

農山漁村ガ國家ノ堅實ナル發展ノ基礎タル本質ニ鑑ミ之ガ永遠ノ存立ヲ確保スル爲其ノ方策ニ付茲ニ關係各省大臣會議ニ於テ慎重討議相成タル處「農村共同組織ノ徹底」ニ關シ左ノ通り決定相成候ニ付テハ右御了知ノ上計畫施設ニ成度此ノ際一部ノ世論ニ拘泥スルコトナク農山漁村住民ノ生活經濟ノ安定向上ヲ企圖スルタメ右決議ノ趣旨ニ鑑ミ益々産業組合ノ堅實ナル發達ヲ圖ルニ付キ遺憾ナキヲ期セラレタク依テ此段及通牒候也

圖

農村共同組織ノ徹底

農村ニ於テハ隣保共助ノ精神ニ基キ販賣、購買、利用、信用、共済、生活改善等諸般ノ事項ニ付産業組合等ノ協同組織ヲ以テ經濟運籌ノ中樞機關タラシムル方針ヲ益々徹底シ之ニ必要ナル施設ヲ進ムルコト

産業組合ニ於テ監事ガ召集セル總會ノ決議ノ範圍並ニ官選清算人ノ解任手續ニ關スル件

(昭和九年四月十一日)  
(九更部第四一八號)

經濟更生部長

東京府知事宛

三月二十九日附成商發第一一〇號ヲ以テ首標ノ作照會相成候處右ハ左記ノ通御了知相成度此段及回答候也

記

一、産業組合法第三十四條ノ規定ニ依リ準用セラルル民法第五十九條ノ規定ニ依リ監事ガ召集セル總會ノ目的ハ財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付不整ノ弊アルコトヲ發見シタル場合ニ於テ之ヲ其ノ總會ニ報告スル爲必要ナル限度ニ止マルベキモノナルニ付其ノ總會ニ於テハ其ノ組合定款ニ於テ豫メ通知シタル事項以外ノ本件ノ如キ事項ヲモ決議シ得ルノ別段ノ規定ナキ限り清算人ノ選任又ハ解任ノ決議ハ之ヲ爲シ得ザルモノトス  
二、産業組合法第七十三條ノ二ノ規定ニ依リ地方長官ノ選任シタル清算人ハ同法第七

十五條ノ規定ニ依リ準用セラルル民法第七十四條ノ規定ニ依リ清算人ト異リ組合トノ委任契約ニ基キ就任シタルモノニ非ズ其ノ解任ハ專ラ産業組合法第七十三條ノ三ノ規定ニ依ルベキモノナルニ付總會ニ於テハ之ヲ解任シ得ザルモノトス

參考 産業組合ニ於テ監事ガ召集セル總會ノ決議ノ範圍並ニ官選清算人ノ解任手續ニ關スル件

東京府知事

經濟更生部長宛

産業組合ノ監事ガ産業組合法第三十四條ニ於テ準用セル民法第五十九條第四號ノ規定ニ依リ召集セル總會ニ於テ清算人ノ解任又ハ選任ヲ爲シ得ルヤ尙産業組合法第七十三條ノ二ニ依リ選任セル清算人ヲ總會ニ於テ解任シ得ルヤ否ヤニ付疑義有之候條何分ノ御指示相仰度此段及照會候也  
追而本件ニ關シテハ近ク事實問題發生ノ兆有之候條至急御回示相成度申添候

農業倉庫法第十九條第二項ノ規定ニヨル物品指定ニ關スル件

(昭和九年五月十五日)  
(勅令第三百三十一號)

農林省經濟更生部長

農業倉庫法第十九條第二項ノ規定ニ依リ物  
品ヲ指定スルコト左ノ如シ

淨糧類及肉兒鳥類ニ於テ生産セラレタル  
黒糖及白糖

附則

本令ハ昭和九年法律第一號施行ノ日ヨリ之ヲ  
施行ス

〔參照〕

大正六年七月二十  
日公布法律第十五號農業倉庫  
法抄條

第十九條第一項及第二項

本法ニ於テ聯合農業倉庫業者トハ農業倉庫  
業者ガ第一條第一項及第二項ノ規定ニ依リ  
寄託ヲ受ケタル物品ヲ本法ニ依リ倉庫ニ保  
管スル者ヲ謂フ

聯合農業倉庫業者ガ前項ノ規定ニ依リ寄託  
ヲ受ケタル物品又ハ販賣組合若ハ販賣組合  
聯合會ガ買却スル穀物、繭、木炭其ノ他動  
令ヲ以テ指定スル物品ヲ保管スルコトヲ得

農業倉庫法施行規則改正

(昭和九年五月十六日)  
農林省令第十號

農業倉庫法施行規則左ノ通改正ス  
第十一條第二段及第三號ヲ左ノ如ク改ム

二、申請者ノ所屬組合又ハ所屬聯合會ニシ  
テ農業倉庫業者又ハ聯合農業倉庫業者  
タルモノノ數並ニ其ノ者ガ農業倉庫業  
法第一條第一項及第二項又ハ同法第十  
九條第一項及第二項ノ規定ニ依リ最近  
一年間ニ保管シタル物品ノ種類別數並  
及申請者ニ一年間ニ寄託スベキ物品ノ  
種類別數並ノ豫定

三、申請者ノ所屬販賣組合又ハ所屬販賣組  
合聯合會ノ數並ニ農業倉庫法第十九  
條第二項ノ規定ニ依リ寄託スルコトヲ  
得ル物品ニシテ其ノ者ガ農業倉庫業法  
ニ依リ寄託ヲ受ケタルモノヲ除キ最近  
一年間ニ買却シタルモノノ種類別數並  
及申請者ニ一年間ニ寄託スベキ物品ノ  
種類別數並ノ豫定

四、申請者ガ農業倉庫業法第十九條第一項  
及第二項ノ規定ニ依リ保管スルコトヲ  
得ベキ物品ノ倉庫建設豫定地ニ於ケル  
種類別集積狀況

第十二條ノ二、農業倉庫業法第十九條第三項  
又ハ同法第二十一條第二項ニ規定スル管  
目ノトセザル法人ヲ指定スルコト左ノ如

一、農 會  
二、漁業組合

第十二條ノ三、農業倉庫業法第十九條第四項  
ノ規定ニ依リ聯合農業倉庫業者ヲ指定スル  
コト左ノ如シ

道府縣以上ヲ區域トスル産業組合聯合會第  
十三條中「同條第一項及第二項ノ規定ニ依リ  
保管スル物品ト」ノ下ニ「區別シ且管目ヲ目  
的トセザル法人ガ買却又ハ買却又ハ買却ノ幹  
旋ヲ爲スモノト其ノ他ノモノト」ヲ加フ

附則

本令ハ昭和九年法律第一號施行ノ日ヨリ之ヲ  
施行ス

〔參照〕

大正六年八月十  
五日農商務省令第十五號農業  
倉庫法施行  
規則抄錄

第十一條、聯合農業倉庫業ノ認可申請書ニハ  
業務規程ノ外左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ  
添附スベシ

二、申請者ノ所屬組合又ハ所屬聯合會ニシ、  
テ農業倉庫業者又ハ聯合農業倉庫業者

タルモノガ一年間ニ保管スル物品ノ種類別数量及申請者ニ寄託スベキ物品ノ種類別数量ノ豫定

三、申請者ノ所屬販賣組合又ハ所屬販賣組合聯合會ガ一年間ニ賣却スル物品ノ種類別数量及申請者ニ寄託スベキ物品ノ種類別数量ノ豫定

第十三條 聯合農業倉庫業者ハ農業倉庫業法第十九條第三項ノ規定ニ依リ保管スル物品ニ付テハ同條第一項及第二項ノ規定ニ依リ保管スル物品ト區別シテ整理シタル帳簿ヲ備付クベシ

農事實行組合ノ名稱ニ關スル件

(昭和九年六月十五日)  
(九農部第七〇〇號)

經濟更生部長

沖繩縣知事宛

五月十五日附商第一、〇〇〇號ヲ以テ首題ノ件ニ關シ照會成候處農事實行組合ノ名稱ニ關シテハ貴見ノ通りノ間ニ他ノ文字ノ挿入ヲ許サルモ茲ニ右之同法第十條ノ四ノ規定ニ依リ該農組合法第二十條第二項ノ規定ヲ準用シタルハ右農事實行組合ナル文字ヲ用アルコトノミナラズ一般ノシテ農事實行組合ト限

認セシムルガ如キ名稱ヲ用フルコトヲモ禁ジタル趣旨ニ候條得テ知相成度此段及回答候也

農事實行組合ノ名稱ニ關スル件

(昭和九年五月十五日)  
(商第一、〇〇〇號)

沖繩縣知事

經濟更生部長宛

農事實行組合ノ名稱ニ關シテハ産業組合ノ名稱ニ關スル通牒ノ類推解釋ニ依リ農事改善實行組合又ハ農事實行改良小組合等ノ如ク中間文字ヲ挿入スルコトヲ得ザルモノト解シテ差支無之候哉尙農事實行組合ニアラザルモノニシテ前掲ノ如ク農事實行組合類似ノ名稱ヲ用フルハ不可ナリト存セラレ候處右ノ點ニ關シ御意見承リ度此段及照會候也

産業組合法附則第三條ニ關スル意義ノ件

(昭和九年四月六日)  
(九農部第九〇號)

經濟更生部長

長野縣知事宛

一月二十二日附九產組第四〇四號ヲ以テ照會有之候口題ノ件左記ノ適及回答候也

本件定款第七十三條ノ規定ニ依ル任意脱退トハ組合員ノ直接ノ脱退ノ意思表示ニ基ク脱退及組合員ノ他ノ意思表示ニ對シテ法律ガ脱退ノ效果ヲ認メタル場合ヲ指スモノト解スベキモノトス而シテ組織變更ノ場合ニ於ケル脱退ハ組合員ノ組織變更不同意ノ意思表示ニ對シテ法律ガ脱退ノ效果ヲ附與シタルモノナルヲ以テ定款第七十三條第一號ニ依リテ處理スベキモノトス

産業組合法附則(昭和七年法律第三十號)第三條第二項ニ關スル件

(昭和九年一月二十二日)  
(九產組第四〇四號)

長野縣知事

經濟更生部長宛

昭和七年法律第三十號産業組合法附則第三條第三項ニ依リ組織變更ノ時ニ於テ脱退シタルモノト看做サルベキ組合員ニ付テハ任意脱退ト解スベキモノト存候得共多少ノ疑義有之候ニ付省議承リ度尙本件ハ差懸リタル件ニ候條至急御回答相煩度此段及照會候也

産業組合ノ出資金額ノ増加

産業組合法ニハ出資一口ノ金額增加ヲ禁ズ

ル趣旨ノ規定存セザルノミナラズ同組合員ノ  
共同利益ヲ達成スルヲ目的トスルモノナレバ  
出資ニ付テモ共助ノ精神ニ則リ比較的多數ノ  
組合員ガ見テ出資ノ増加ヲ必要ト認メ定款變  
更ノ效力ヲ生ゼシメタルトキハ敢テ總組合員  
ノ同意ヲ要スルモノニ非ズ

(松江裁判所、昭和六年(レ)第一四〇號九、  
五、言渡)

産業組合總代会ニ於ケル定款  
變更

産業組合總代会ニ於テハ解散及合併ノ決議  
ヲ爲スヲ得ザルニ止マリ其他ノ定款變更ノ決  
議ハ之ヲ爲シ得ベキモノトス

(松江裁判所、昭和六年(レ)第一四〇號九、  
五、言渡)

過怠金ト公序良俗

第三十六條ノ過怠金ヲ徴收ストスルガ如キ  
ハ公序良俗ニ反スルモ其ノ眞意ハ出資義務不  
履行者ニ對シテノ一種ノ威嚇ト解スベキモノ  
ニシテ斯ク解スルコトニ依リ毫モ公序良俗ニ  
反スルモノニ非ズ

(松江裁判所、昭和六年(レ)第一四〇號九、  
五、言渡)

## 第二節 産業組合記念日

第九回産業組合記念日に當り中央會は左記の如き指示事項を  
發表した。

× ×

來る三月六日は第九回産業組合記念日であります。庶民階級  
生活權の確立、擁護は先づ産業組合よりと云ふ聲は既に輿論と  
なつてゐます。

斯る秋、昨年澎湃として起つて参りました反産業組合運動は  
愈々其の熾烈さを加へ我が産業組合の擴充強化を要するや切な  
るものがあります。斯る情勢の下に於て迎へんとする第九回産  
業組合記念日に際しては、我々五百餘萬の組合員は、一層組合  
精神の把握に努め、擴充五ヶ年計畫第二年度の躍進を期し度い

と思ひます。

依て全國各産業組合並聯合會は、左記事項の完全なる實行を期  
せられむことを希望します。

### 記

- 一、擴充五ヶ年計畫第二年度計畫の徹底的遂行
  - 一、組合員教育のための講話會其他の催物の開催
  - 一、貯金デー、販賣デー、購買デー等の事業デーの開催
  - 一、學校生徒に對し一齊に講話の開催
- (小學校其他各學校に於て組合理事者又は適當なる講師に依り産業  
組合精神強調の講話をなすこと、講話要旨は次の如し)

産業組合記念日一齊講話の要旨 (四十分内外)

一、産業組合記念日の意義

一、義理組合の任務と活動の概要

——産業組合聯合会の必要を併せて説明する事

一、産業組合擴充五ヶ年計畫の意義と実行

一、反産業組合運動は何故起つたか

一、我々はそれをどう見る可きか

一、結言

記念日に於ける催物参考例

一、組合員加入の奨励

二、出資増口の奨励

三、記念貯金、振置貯金、定期貯金、償還貯金、家産造成貯金の開始

四、組合店舗の裝飾、組合歌レコード宣傳

五、購買品原價販賣、競拵品の特賣

六、全聯聯の取扱品デー

七、ラヂオ取付講演聴取

八、旅行列、假裝行列の催し

九、自衛軍隊、自動車隊に依る宣傳

一〇、組合員及家族の慰安會を開き餘興福引をなす

一一、組合員各戸の傳單ビラ配布

一二、家の光臨時増刊號の配布

一三、組合員並青年男女を集め講演會、雄辯會の開催

一四、組合員素人演藝大會の開催

一五、小學校生徒に對し作文、習字等の懸賞募集

以上の如くであるが尙中央會は各中央機關と聯絡して産業組合中央機關職員家族慰安會を日本青年館に開き、相會してこの意義ある記念日を祝した。

其の他氣球の掲揚、ボスタ一の配布をなし石黒農林次官のラヂオ放送をなした。

右中央會の指示により各道府縣支會及び聯合會並に全國各組合では夫々記念日を意義あらしむる爲め各種の催物等が行はれたのであるが、其の概要は次に掲ぐる如くである。

甲、支會の記念事業

× × ×

一、擴充週間を設置し組合事業の興振を圖りしもの(北海道外二縣)

二、文書又はラヂオに依る宣傳をなしたるもの

一、一般新聞又は機關紙に依る宣傳(北海道外十四縣)

二、宣傳用ビラの配布(宮城外七縣)

三、宣傳用ボスタ一の配布(福島外二十二府縣)

四、パンフレット又はリーフレットの配布(福島外五縣)

五、其他印刷物の配布(茨城外三縣)

六、ラヂオ放送をなしたるもの(石川外一縣)

七、東京放送局よりの記念講演の中繼せしもの(北海道外數府縣)

三、自動車其他乗物による宣傳をなしたるもの

一、自衛軍宣傳隊を編成せしもの(宮城外四縣)

2、飛行機及びチンドン屋に依る宣傳(東京)

四、物品配布による宣傳

1、産業組合旗の配布(宮城)

2、宣傳用マツチの作成(京都)

五、口演、懇談、遊説等に依る宣傳

1、懇談會又は座談會を開催せしもの(北海道外六縣)

2、單位組合又は小學校へ講師を派遣せしもの(北海道外二十四府縣)

3、特別遊説隊の編成(山口外一縣)

六、映画宣傳をなせしもの(青森外三縣)

七、小學兒童に對する教育宣傳

1、懸賞作文の募集(群馬外三縣)

2、小學校長への講話依頼(宮城外六縣)

3、兒童へ鉛筆の配布(鹿兒島)

八、神社参拜(宮城外一縣)

九、一家の光に講讀普及の徹底を図つたもの(埼玉外二縣)

十、其他の記念事業

1、産青聯の結成(兵庫)

2、記念式典の舉行(福岡)

3、煙火(鹿兒島)

乙、聯合會並組合の記念事業

一、教育宣傳に關するもの

1、主として一般大衆を対象とするもの

イ、講演會の開催(北海道外二十五府縣)

ロ、自轉車宣傳隊の編成(岩手外九縣)

ハ、映画宣傳(北海道外九府縣)

ニ、宣傳ビラの配布(岩手外七府縣)

ホ、ポスターの貼付又は配布(岩手外十二府縣)

ヘ、旅行列(埼玉)

2、組合員を対象とするもの

イ、パンフレット又はリーフレット其他印刷物の配布(岩手外六縣)

ロ、座談會又は懇談會の開催(北海道外二十府縣)

ハ、主婦會又は婦人會の開催(山梨外六縣)

3、小學兒童を対象とするもの

イ、産業組合に關する講話(岩手外十九府縣)

ロ、兒童組合劇舞踊、レコード演奏又は音楽會を開催せしもの(岩手外七縣)

ハ、旅行列(宮城外二縣)

ニ、作文、圖畫の募集並に展覽會(千葉外六縣)

ホ、鉛筆の配給(徳島外一縣)

二、産業組合事業の振興に關するもの

1、購買デーの設置(購買品の特別廉價配給又は景品附賣出)(岩手外二十八縣)

2、貯金デーの設置又は特別貯金の奨励(岩手外十五府縣)

3、利用週間の設置(福井外一縣)

三、産業組合組織並に同外府組織の擴充活動に關するもの

- 1、新組合員の獲得に努力せしもの(北海道外九府縣)
- 2、産青聯の結成(新潟外二縣)
- 3、婦人会又は主婦會の結成(岩手外二縣)
- 4、模範購買組合の設立(岩手外二縣)
- 5、記念日事業に對して産青聯積極的參加せしもの

(北海道外七府縣)

- 四、直接監督に關するもの
  - 1、自治監査を行ひしもの(北海道外一縣)
  - 2、組合事務整理を行ひしもの(北海道外一縣)
  - 3、組合店舗の改裝(宮城外三縣)
- 五、産業組合意識の高揚を目的とするもの

- 1、國旗及び組合旗の掲揚(北海道外二十府縣)
- 2、神社參拜又は遙拜(岩手外五縣)
- 3、記念式の舉行(岩手外七縣)
- 4、組合員門標の掲示組合マーク又は其他記念品の配布

(岩手外一縣)

- 六、組合員相互間の親睦向上を目標とするもの
  - 1、組合員に希望を聞くの會(一縣)
  - 2、優良組合員の表彰(岩手外三縣)
  - 3、慰安會又は敬老會(宮城外十五縣)
  - 4、「家の光」を中心とする諸會合(埼玉外二縣)
  - 5、追悼會(石川外三縣)

### 第三節 産業組合大會並各種協議會

#### 一、全國産業組合大會

(大會順次)	(期)	(場)	(來會者數)	(協議問題件數)
第一回	明治三十八年五月十一、十二日	東京市三會堂	四二	—
第二回	同 三十九年五月八、十日	農商務省會議室	一八〇	二一
第三回	同 四十年四月八、十日	同	二七〇	四
第四回	同 四十一年四月八、十日	同	二〇〇	五
第五回	同 四十二年四月八、十日	同	四〇〇	二
第六回	同 四十三年五月七、九日	名古屋市縣會議事堂	一、二〇〇	三

中央會提出  
 委員會提出  
 委員會及  
 會員提出

— 概 年 合 組 業 産 —

第 七 回	第 八 回	第 九 回	第 十 回	第 十 一 回	第 十 二 回	第 十 三 回	第 十 四 回	第 十 五 回	第 十 六 回	第 十 七 回	第 十 八 回	第 十 九 回	第 二 十 回	第 二 十 一 回	第 二 十 二 回	第 二 十 三 回	第 二 十 四 回	第 二 十 五 回	第 二 十 六 回	第 二 十 七 回	第 二 十 八 回	第 二 十 九 回	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和	同	同	同	同	同	同	同
四十四年四月二十八—三十日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	二 年 十 月 一 — 二 日	三 年 四 月 二 十 六 — 二 十 七 日	四 年 四 月 二 十 六 — 二 十 七 日	五 年 四 月 三 十 一 — 五 月 一 日	六 年 五 月 九 — 十 日	七 年 四 月 二 十 五 — 二 十 六 日	八 年 四 月 二 十 六 — 二 十 八 日	
農商務省會議室	兵庫縣明石町公會堂	長野市縣會議事堂	廣島市西本願寺別院	東京市女子職業學校	東京市共立職業學校	新潟市物産陳列館	大津市公會堂	東京市女子職業學校	岡山市	宇治山田市	大分市	東京市國技館	仙臺市公會堂	福岡市縣廳構内	山口市公會堂	札幌市大通小學校	静岡市師範學校	東京市日本青年館	松江市城山	岐阜市公會堂	高松市玉藻城址	大阪市中ノ島公會堂	東京市日本青年館
四〇〇	一、四〇〇	一、八〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、五五五	二、三〇〇	一、二〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	三、五〇〇	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	六、七〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	八、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇
四	二	四	四	二	三	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一三	三三	二六	二四	三二	一五	一七	二八	二九	三四	三一	三二	二四	四一	四二	四五	五二	四四	四四	四四	二六、	三九	三五	

第 十 九	第 十 八	第 十 七	第 十 六	第 十 五	第 十 四	第 十 三	第 十 二	第 十 一	第 十 	第 九	第 八	第 七	第 六	第 五	第 四	第 三	第 二	第 一
回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回

(同 數)

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十二年二月五日	十一年四月十八、九日	十一年十一月十四日	十一年五月六、七日	九年四月二十三、二十四、二十五、二十六日	八年四月二十三、二十四、二十五、二十六、二十七日	八年四月二十三、二十四、二十五、二十六日	七年四月二十五、二十六、二十七日	六年五月一日	五年五月二日	四年五月二日	三年十一月四日	大正二年五月十五、十六、十七日	同	同	同	同	同	同

(開 催 年 月 日)

同	同	東	大	字	東	岡	東	大	新	東	廣	長	明	農	愛	同	同	農	
		京市	京市	分山市	京市	山市	京市	津市	湯市	島市	野市								

(會 場)

第三十回

九年四月二十五—二十六日

島 取 市

六〇〇〇

四九

二、支會役員及主事協議會

中央會提出

(協議問題件數)

三	一	一	一	二	二	二	三	四	三	二	二	一	一	一	三	二	四	一
三	七	六		四	四	二					二	五	二		四	四		

支會提出

第 四 十 三 回	第 四 十 二 回	第 三 十 九 回	第 三 十 八 回	第 三 十 七 回	第 三 十 六 回	第 三 十 五 回	第 三 十 四 回	第 三 十 三 回	第 三 十 二 回	第 三 十 一 回	第 三 十 回	第 二 十 九 回	第 二 十 八 回	第 二 十 七 回	第 二 十 六 回	第 二 十 五 回	第 二 十 四 回	第 二 十 三 回	第 二 十 二 回	第 二 十 一 回	第 二 十 回
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和	同	同	同	同	同	同	同	同
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--------	---	---	---	---	---	---	---	---

九 年 一 月 二 十 三 、 四 日	八 年 一 月 二 十 四 、 五 日	七 年 一 月 三 、 四 日	七 年 一 月 二 十 三 、 四 日	七 年 一 月 十 四 、 五 、 六 日	六 年 一 月 十 四 、 十 五 日	六 年 一 月 七 、 八 日	五 年 一 月 六 、 七 日	五 年 一 月 二 十 八 、 九 日	五 年 一 月 二 十 二 、 三 日	四 年 一 月 二 十 四 、 五 日	同	同	同	三 年 一 月 十 三 、 四 日	二 年 一 月 十 三 、 四 日							
--	--	--------------------------------------	--	---	--	--------------------------------------	--------------------------------------	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

同	同	同	東 京 市	大 阪 市	東 京 市	高 松 市	同	東 京 市	岐 阜 市	東 京 市	松 江 市	同	同	東 京 市	靜 岡 市	東 京 市	札 幌 市	東 京 市	山 口 市	東 京 市	福 岡 市 會 議 事 堂	東 京 市	仙 臺 市
---	---	---	-------------	-------------	-------------	-------------	---	-------------	-------------	-------------	-------------	---	---	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	---------------------------------	-------------	-------------

二	二	三	三	二	四	二	四	四	一	一	一	一	二	事 務 打 合	二	二	二	二	三	三	二	八	二	八	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

二	二	四		二	三	一	五	六		三	五				三	七					五		七
---	---	---	--	---	---	---	---	---	--	---	---	--	--	--	---	---	--	--	--	--	---	--	---

第四十四回 同 九年四月二十三日 鳥取市 一 五

三、全國道府縣區域信用組合聯合會協議會

第	回	開催年月日	會場	出席者數	協議問題件數
第	一	昭和二年九月三十日	靜岡縣教育會館	三一	—
第	二	昭和三年四月二十八日	東京市	八七	—
第	三	昭和四年四月二十六日	松江市	八八	—
第	四	昭和五年四月二十九日	岐阜市	七五	—
第	五	昭和六年五月八日	高松市	八〇	—
第	六	昭和七年四月二十四日	大坂市	一二四	—
第	七	昭和八年四月二十五日	東京市	一三〇	—
第	八	昭和九年四月二十四日	鳥取市	一七三	—

四、全國道府縣區域購買販賣組合聯合會協議會

第	回	開催年月日	會場	出席者數	協議問題件數
第	一	昭和七年四月二十四日	大坂市	約一〇〇	—
第	二	昭和八年四月二十五日	東京市	一一二	二
第	三	昭和九年四月二十四日	鳥取市	一三九	六

五、全國產業組合協議會

産業組合の實地指導に當る者をして指導上必要なる事項に付

研究する爲め、各府縣及び支會等の主事及び主事補を集め且つ  
 農林、大藏、司法、各省當局の出席を乞ひ、産業組合關係法和  
 各種組合の經營及び組合の活動に關し協議研究を爲し、兼ねて

時邪問題に関する大家の講演を聴きたりしが其の開催數、期間 出席者數等を學ぐれば左の如し。

第	(開 催 數)	(期 間)	(會 場)	(出席者數)	(研究問題件數)
第 一	同	大正十年 自一月十五日至同二十一日	産業組合中央會	一〇四	七八
第 二	同	同 自一月十六日至同二十一日	同	七四	七四
第 三	同	同 自六月十四日至同二十日	同	七二	四一
第 四	同	同 自五月二十六日至同三十一日	同	七五	六八
第 五	同	昭和二年 自五月二十六日至同二十八日	同	一一一	八九
第 六	同	同 自五月二十六日至同二十六日	同	一二六	三四
第 七	同	同 自五月二十七日至同二十九日	同	一二四	四〇
第 八	同	同 自五月三十一日至同三十一日	同	一〇一	四五
第 九	同	同 七年 自五月二十四日至同二十四日	京都市公園公會堂	八七	一一
第 十	同	同 八年 自五月二十九日至同三十一日	東京市赤坂三會堂	一一六	一七
第 十 一	同	同 九年 自六月二十日至同二十九日	宇都宮市商工獎勵館	一一三	研究發表者十名 一

六、全國市街地信用組合協議會

市街地信用組合の發達に關し協議を爲すものなり。概況を掲ぐれば左の如し。

雜

(開催地)	(期)	(開催者)	(出席者数)	(協議問題件数)
東京市	大正十年十一月十六日	東	不詳	二九
神戸市	十一年十月十九日	神	一一四	二六
浦和市	十三年十月二十六日	浦	一一六	三三
大田市	十四年九月三日	大	二四三	三三
秋田市	昭和二年四月三日	秋	一四一	四三
廣島市	三年十月十一日	廣	二七三	三二
東京市	四年十月六日	東	二七〇	二〇
京都市	五年十月七日	京	二四六	二三
東京市	六年十一月二十二日	東	二〇三	三〇
福岡市	七年十一月五日	福	二四三	一九
静岡縣熱海市	八年九月二十六日	静	二五八	二四
長野縣上田市	九年十月二十三日	長	四八〇	二〇

七、全國産業組合製絲協議會

(開催地)

(開催年月日)

(開催者)

(会場)

(出席者数)

(出席者数)

(協議問題件数)

第一回

大正十三年四月二十五、六日

長野支會

松本市松本中學校

二十一府縣

五一〇

八

— 農 業 組 合 年 報 —

第二回	同	十四年十月十一、二日	群馬支會	高崎	二十五府縣	三六四	一三
第三回	同	十五年十月二十三、四日	埼玉支會	蕨谷町高等女學校	全 國	六二四	一二
第四回	昭和	十五年十月二十九、卅日	長野支會	上諏訪町上諏訪小學校	同 上	八〇〇	一四
第五回	同	十五年一月十七、八日	中央會	神戸市縣會議事堂	二十府縣	七七一	七
第六回	同	十六年八月三、四日	同	東京市赤坂溜池三會堂	二十二府縣	一〇五	六
第七回	同	十九年五月十五、六日	同	同	十九府縣	一一一	一一

八、全國農業倉庫協議會

第一回	(同 數)	(開 催 年 月 日)	(會 場)	(出席者數)	(協議問題件數)
第一回		昭和二年七月四、五日	東京三會堂	一八〇	四二
第二回		同 四年五月二十二、三日	同	一五二	一九
第三回		同 五年十一月十七、八日	同	二六五	一七
第四回		同 六年十月七、八日	同	一四二	一一
第五回		同 八年十一月十五、十六日	同	二〇〇	一一
第六回		同 九年十月四、五日	同	一九〇	五

九、全國電氣利用組合協議會

第一回	(同 數)	(開 催 年 月 日)	(會 場)	(出席者數)	(協議問題件數)
第一回		昭和四年五月二十七、八日	産業組合中央會	四二	一

一〇、全國販賣購買組合聯合協議會

第一回	(同 數)	(開 催 年 月 日)	(會 場)	(出席者數)	(協議問題件數)
第一回		昭和四年九月二十八、九日	産業組合中央會	七二	二

一一、全國消費組合協議會

(同 數)

(開催年月日)

(會 場)

(出席者數)

中央會提出

支會及  
會員提出

第一回  
第二回  
第三回

昭和六年二月二十五、二十七日  
同 七年十一月十七、十八日  
同八年十一月九、十日

産業組合中央會  
東京赤坂三會堂  
神戸市産業獎勵館

五〇  
四四  
四五  
三  
六  
二  
一  
四  
七  
一

一二、全國醫療利用組合協議會

(同 數)

(開催年月日)

(會 場)

(出席者數)

(協議問題件數)

第一回

昭和八年四月二十八日

京京市日本青年館

六〇

一〇

一三、漁村産業組合協議會

(同 數)

(開催年月日)

(會 場)

(出席者數)

(協議問題件數)

第一回  
第二回

昭和八年九月十八、九日  
同 年九月十八、九日

東 京 市  
同

七〇  
一〇二

中央會提出  
出席者提出  
二  
二  
三  
五

一四、全國産業組合長會議

(同 數)

(開催年月日)

(會 場)

(出席者數)

(協議問題件數)

第一回

昭和九年一月二十五、六日

東 京 市

二一九

二

一五、産業組合普及事業協議會



### 第四節 産業組合教育

組合理事者、實務者及組合員の教育は産業組合教育宣傳中最も重要亦にして組合事業の成否は實に産業組合に對する理解の多少に係るが故に中央、地方相呼應して該事業に對し不節の努力をなすと同時に未加入者に對しても組合事業の擴充をなさんが爲には深き組合精神の理解に基く組織の必要あるを認むるを以て各種の方法に依り之が教育宣傳に努めてゐる。

- 一、産業組合指導者、組合理事者、實務者の訓練並に養成
- 二、組合員大衆への組合精神の普及徹底
- 三、未加入者大衆への組合精神の普及及その産業組合運動への組織右の實行方法は左の通りである。

#### 第一、産業組合學校及び之に準ずるもの

一、産業組合學校 二、各種講習會 三、講話會 四、映畫會、家の光大會、浪曲、芝居等々の催物 五、出版物に依るもの

産業組合學校は産業組合教育事業中最も中心的なる機關なるに鑑み各地に之が設置を見るの傾向にあり講習會に於ても六月、三月月、一ヶ月間等のものが常設的に開講せらるゝに至つて來た。組合員及未加入者大衆の教育宣傳は各道府縣に於て活動寫眞映寫機、フィルム設備家の光の普及並に大會及印刷物の配布等に依り之が徹底を計つてゐる。

昭和八年下半年同九年上半年に於ける産業組合教育宣傳事業の概要は左の通りである。

中央會	名 稱	入 學 (入 所) 資 格	收 容 人 員	修 業 期 間	教 授 科 目	備 考
	産業組合中央會附 屬産業組合學校	中卒、實業學校卒又ハ之ト 同等以上ノ學力ヲ有スルモ 滿十八—三十歳迄男子志望 堅固、身體強健	三〇名	一ケ年	修身及公民科、經濟學、農業 通論、工業通論、商業通論 民法、商法、法及行政法、 意、實、組織、法、法、法、 學、買、組、法、法、法、法、 簿、記、損、害、保、險、會、計、 學、組、法、法、法、法、 簿、記、損、害、保、險、會、計、	全部寄宿會收容、 第一學期 二〇回 第二學期 二〇回 第三學期 一五回 第四學期 一五回

北海道	岩手	秋田	福島	茨城
北海道産業組合講習所	十勝農學校産業組合研究科 岩手支會	秋田縣立金足農業學校産業組合科 縣立岩瀬農學校、 (第二部 産業組合科)	縣立岩瀬農學校、 (第二部 産業組合科)	縣立水戸農學校第二部
十八歳以上三十歳迄ノ男子高小卒又ハ之ト同等以上ノ農會ノ職員ニシテ現ニ組合又ハ農會修了後ハ該事務ニ従事スル見込ミアル者又ハ市長ノ現住所ノ支店長又ハ市長ノ推應シタルモノ	中等學校卒業業者 高卒又ハ之ト同等以上	中等學校卒業程度以上	中等學校卒業業者	中等學校卒業程度以上
二十五名	三十二名	十五名	三〇名	三〇名
五ヶ月 (内一ヶ月ハ實務練習)	一ケ年	四十日 (自五月二十二日 至六月末日)	一ケ年	一ケ年
外概論、日本産業組合史、 合衆國産業組合論、 産業組合論、 産業組合の歴史、 産業組合の組織、 産業組合の業務、 産業組合の法律、 産業組合の経済、 産業組合の社会、 産業組合の教育、 産業組合の福利、 産業組合の衛生、 産業組合の労働、 産業組合の消費、 産業組合の貯蓄、 産業組合の保險、 産業組合の救済、 産業組合の慈善、 産業組合のその他	産業組合關係法規、 簿記、 算術、 英語、 公民、 農村社會學、 農業學、 農業經濟學、 農業地理學、 農業植物學、 農業動物學、 農業衛生學、 農業労働學、 農業消費學、 農業貯蓄學、 農業保險學、 農業救済學、 農業慈善學、 農業その他	産業組合ニ關スル一般科目	國語、算術、英語、 公民、農村社會學、 農業學、 農業經濟學、 農業地理學、 農業植物學、 農業動物學、 農業衛生學、 農業労働學、 農業消費學、 農業貯蓄學、 農業保險學、 農業救済學、 農業慈善學、 農業その他	産業組合論、 産業組合の歴史、 産業組合の組織、 産業組合の業務、 産業組合の法律、 産業組合の経済、 産業組合の社会、 産業組合の教育、 産業組合の福利、 産業組合の衛生、 産業組合の労働、 産業組合の消費、 産業組合の貯蓄、 産業組合の保險、 産業組合の救済、 産業組合の慈善、 産業組合のその他

習ハケ月間ノ修了了支命練  
 ナ者トシテ毎年二回ノ  
 催ス









第二、講習會

一、中央會主催

(名)	(稱)	(開催回数)	(修了者数)	(備考)
第二十二回産業組合長期講習會		一	六六	昭和八年九月十日ヨリ三ヶ月間産業組合理事者養成ノ爲
第二十三回産業組合長期講習會		一	五二	昭和九年五月一日ヨリ三ヶ月間同上
消費組合講習會		一	三〇	昭和九年三月七日ヨリ十日間
産業組合中央機關職員産業組合講座		一	一	聽講者延人員
産業組合中央機關婦人職員講習會		一	一	一三二
農業倉庫理事者養成講習會		四	四五	高知、愛知、廣島、長崎ニテ十日間宛
肥料講習會		一	二二六	大阪市ニテ十日間
婦人講習會		一	四六	岩手、京都ニテ 三日間宛
青年講習會		二	一三七	東京市 六日間
青年講習會		一	四三	東京市 六日間

二、各府縣支會主催

(名)	(稱)	(開催回数)	(修了者)	(備考)
北海道 産業組合長期講習會		一	六三	監査講習會
				農漁村産業組合經營講習會
				青年産業組合夏期講習會

方方正正操堅實ナルモノ

庫經管、農倉庫執手  
 產業組合、速業統制務  
 學、金ノ民法、農業、勤  
 信、生計、商、事、項、形、務  
 濟、計、事、負、債、手、形、務  
 法、更、生、計、事、負、債、手、形、務  
 外、經、濟、計、事、負、債、手、形、務  
 科、法、外、經、濟、計、事、負、債、手、形、務

青 森	農業動産信用法講習會	七	三九〇
	産業組合簿記講習會	四	九五
	産業組合青年講習會	二	八一
	産業組合理事者養成講習會	一	四二
岩 手	産業組合青年講習會	四	三五八
	産業組合婦人講習會	二	一八二
	産業組合簿記講習會	四	一九五
	漁村産業組合講習會	三	三二一
宮 城	産業組合理事者養成講習會	一	三五
	部長講習會	二八	七〇〇
	販賣組合講習會	四	一一〇
	産業組合青年講習會	一	五三
秋 田	教育者産業組合講習會	一	八〇
	産業組合青年講習會	一	五三
	産業組合教育者講習會	一	三七
	産業組合教育者講習會	一	二七
山 形	産業組合短期講習會(簿記並監査)	一	本年度中ニ於テ施行 (一)ノ豫定
	産業組合肥料講習會	三	縣内三方面ニ於テ
	産業組合監査講習會	一	六〇
	第二回産業組合青年幹部講習會	二	一一二
福 島	第二回産業組合婦人講習會	二	四一
	第四回産業組合教育者講習會	五	縣内五ヶ所
	産業組合事務員講習會	五	一八〇
	産業組合監事講習會	五	
茨 城	購買事業講習會	一	五五
	販賣事業講習會	一	五八
	實務講習會	四	七二
	普通講習會	一	三六
栃 木	中堅青年講習會	一	九六
	産業組合青年講習會	三	三四六
	産業組合婦人講習會	三	三五三
	監査講習會	四	八七
群 馬	實務講習會	四	九二
	製絲組合經營講習會	二	一七〇
	青年幹部産業組合講習會	一	一一〇
	産青聯講習會	三	二五〇
埼 玉	教育者産業組合講習會	一	八〇
	第五回産業組合青年講習會	一	二二〇
	青年聯盟幹部講習會	一	二二
	第四回産業組合教育者講習會	一	五四
千 葉	産業組合貸務講習會	二	六〇
	青年産業組合講習會	一	六四
	監査事務講習會(新設組合)	一	二六
	産青聯幹部養成講習會	一	六五
東 京	産青聯夏期一夜講習會	一	二五〇
	産業組合婦人特種講習會	二	八四
	米穀研究講習會	一	二五
	産業組合貸務講習會	三	九六



—— 年 合 組 業 產 ——

大阪	産青聯幹部講習會	一	五二	岡山	青年講習會	一	四五
	教育者講習會	一	七二		産業組合婦人講習會	三	六六八
	監査講習會	三	一二四		教育者講習會	一	一三七
	産業組合職充講習會	二	三三		活動寫真映寫講習會	一七	一〇、二〇〇
	中堅青年産業組合講習會	二	八五	廣島	産業組合青年講習會	二	一七八
	産業組合婦人講習會	四	二〇〇		産業組合婦人講習會	一	五九六
	産業組合婦人懇談會	一	一八	山口	産業組合中堅理事者養成講習會	二	六二
兵庫	實務養成講習會	一	二一		産業組合中堅青年講習會	二〇	九六三
	青年産業組合講習會	一	八五		産業組合中堅婦人講習會	一八	九九五
	監査講習會	二	一一五		教育者産業組合講習會	九	八四三
奈良	産業組合青年講習會	一	七五	徳島	産業組合消費組合講習會	二	二〇〇八
	産業組合實務講習會	一	五〇		青年講習會	三	一四〇
	販賣事業講習會	一	四二		教育者講習會	一	七〇
	販賣事業講習會	一	三五		法律講習會	一	四〇
和歌山	第一回産業組合青年講習會	一	七九	香川	事務講習會	六	九五
	第二回教育者産業組合講習會	一	一一八		産業組合夏季講習會	一	五〇
	第二回産業組合實務講習會	一	二八		産業組合實務講習會	一	三八
	第二回産業組合法律事務所講習會	一	七八		肥料鑑定講習會	一	六〇
鳥取	産業組合實務講習會	一	二三〇	愛媛	産業組合關係法律講習會	一	一一〇
	監査講習會	一	三〇		産業組合普通講習會	五	一五〇
島根	實務講習會	一	五〇		産業組合青年講習會	三	三〇〇
	青年幹部講習會	一	二七五	高知	産業組合婦人講習會	三〇	一、五〇〇
	模倣販賣組合講習會	一	二〇		産業組合監事講習會(監事)	六	二二〇
					産業組合實務講習會(理事)	八	一五四

福 岡

青年講習會	三	一五二	熊本	産業組合青年講習會	七	一、四〇〇
教育者産業組合講習會	一	六七	大分	監事監査講習會	一	二五
理事講習會	一九(各郡市一回宛)	九五〇		教育者産業組合講習會	一	一〇〇
監事講習會	二一	一、八五五		家の光洗濯講習會	三	六〇〇
産青聯指導者講習會	一	七五	宮崎	教育者講習會	三	一七〇
産青聯幹部講習會	六	六五八	鹿兒島	實務講習會	五	二七二
産業組合婦人講習會	六	九三六		経営及監査講習會	一	三五
教育者講習會	一九	九五〇		産業組合青年講習會	二	二〇〇
實務者養成講習會	一	四三		産業組合婦人講習會	一	五五〇
法律講習會	六		沖縄	産業組合教育者講習會	三	一五五
理事講習會	各郡毎	四五〇		産業組合法規講習會	一	六六
青年講習會	各郡毎	二〇〇		産業組合簿記講習會	一	五三
婦人講習會	二	三〇〇		産業組合監事講習會	一	三三
第七回教育者産業組合講習會	一	二二		羽地村産業組合青年講習會	一	六三
産業組合實務講習會	一	二七		産業組合講義	一	二二
農事試験場練習生産業組合講習會	一	二五				

第五節 産業組合宣傳用催物及び活動寫眞

第一、演藝の部

(道府縣)	(演劇種類)	(名 種)	(演 藝 者)	(住 所)	(演出料金)	(備 考)
北海道	組合劇	各種	産業組合 青年聯盟	無料		町村産青聯ニ於テ 各盟友ガ演出ス

— 産 菜 組 合 年 鑑 —

山梨	福井	石川	石川	富山	新潟	千葉	埼玉	茨城	福島	山形	宮城
浪花節	浪花節	浪花節	組合宣傳劇	浪花節	浪花節	浪花節	浪花節	浪花節	浪花節	奇術	漫談
家の光、恵の聲、梨 の彼方、愛の唄		夢醒めて、貞女の 鑑	自力更生、輝く村	努力、其他	村の曙	村の曙	村の基、一錢銅貨の行 方、汗と力、二つの魂、 其他二、三	努力	黎明の彼方へ 外遊種	暗黒より黎明へ	
朝日五太郎	桃中軒	冠甲騎虎丸	東家燕右	曾我廻家正樂	桃中軒梅月	五十嵐榮蔵	近藤恒風	刀水軒八州 (菅谷一蔵)	吉田小柳水	立花右近	梅ヶ枝利喜雄
甲府市東青沼町 甲府市穴切町	南條郡武生町鶴深町	金澤市大衆免八七 十八番地	金澤市堀川角場	金澤市堀川角場	下新川郡魚津町	千葉縣君津郡小 樺村長谷川	北葛飾郡栗橋町	多賀郡萃川村	郡山市市細沼産菜組合 郡山市外三郷部會	仙臺市東一番町 文化横丁	山形縣東置賜郡 大川村
一回五圓	一回十五圓以内	〃	日當旅費 判任官二等待遇旅費額	日當旅費 判任官二等待遇旅費額	一回十圓	一回五圓	一回五圓程度	一回五圓内外	謝禮	一回三圓 但縣内	一回五圓
旅費其他貸費 ハ主催組合負擔					旅費依頼者負擔	旅費貸費主催者側 負擔	旅費貸費支給	旅費貸費主 催者負擔	旅費貸費主 催者負擔	旅費諸掛主催 者側負擔	旅費貸費ハ主 催者側負擔

雜

長野	浪花節	産業組合ニ關係スルモノ	北原 桃葉	上伊那郡中澤村	一回三四—五回	
岐阜	浪花節	〃	澁澤 陸三郎	小縣郡埴川村	一回	
三重	浪花節	各種	可兒 美洲	可兒郡今渡町	一回五回	
京都	浪花節	努力、家は光る、産業組合行進曲	百々 山秋園	鳥取縣東伯郡倉吉町	一回七回	一日一回ノ場合ハ七回、一日二回ノ場合ハ十三回
大阪	浪花節	恵の袋夢よりさめて、組合行進曲	旭堂 南北	〃	一回十二回	
兵庫	浪花節	恵の袋、家は光る、團請の彼方へ	京山 孤舟	京都市御幸町御池上ル	一回十回	
奈良	浪花節	努力、家は光る、結の彼方、道徳の潤ひ恵の袋	京山 孤舟	京都市住吉區聖天下一ノ六五	一回十六回	三味入り
鳥取	浪花節	共存同業の段	京山 孤舟	神戸市舞合區上筋井通六ノ二五	一回一〇回	但シ外ニ旅費貸費
鳥根	劇	愛の嶺	京山 孤舟	大阪市住吉區聖天下一ノ六五	一回十五回	旅費貸費ハ主催者ノ負擔
廣島	浪花節	産青聯行進曲、村に春が来る頃、努力、同志	倉田 信勝 阪利組合	大原市住吉區聖天	一回三十四回	一希望連リ
山口	浪花節	〃	乙立村 八幡東	岩美郡倉田村	一回三十四回	一座連中十五名位
徳島	浪花節	産業組合宣傳	乙立村 八幡東	前田利之	一回三十四回	
	浪花節	〃	安達 如水	巖川郡乙立村	任意	
	浪花節	〃	關東 菊右門	大原郡大東町	〃	
	浪花節	〃	大江 菊一	安藝郡海田市町	一回 五回	
	浪花節	〃	神木 政太郎	岡山縣産業組合聯合會内	一回 五回	
	浪花節	〃		佐伯郡友和村	一回 五回	
	浪花節	〃		佐波郡八坂村	一回十五回内外	
	浪花節	〃		那賀郡長生村	一回二十回	旅費組合負擔

香川	浪花節	主君宣傳各種	京山孤舟	姫路市光源寺前	一回十五回	
福岡	仁和加	宣傳仁和加各種	花岡正五郎 外五名	宗像郡藤浦村	一回二十五回	旅費貸費ヲ徴ス
	〃	宣傳博多仁和加各種	平田波月 外七名	福岡市上人参町	〃 三十回	
	浪花節	宣傳浪花節各種	井上孤舟	不明	〃 十五回	
佐賀	博多仁和加		花田庄五郎 外七名	福岡縣宗像郡 勝浦村	一回三十回	
	浪花節		阿部作次郎	福岡縣宗像郡青柳村	〃 十五回	
佐賀	浪花節		敷島大學	福岡市	〃 十五回	
熊本	浪花節	恵の露、努力、夢よりさめて	京山孤舟	香川縣綾歌郡郡部會	一回十五回	
	浪花節		橋中軒雷公	熊本市迎町	一回 十四	
大分	浪花節	努力、家は光る	百々山秋岡	鳥取縣倉吉町	一回 七回	旅費貸費ハ毛 儲考ノ負擔
	浪花節		士道軒大學	鹿兒島市樋ノ口町	一回 七回	
宮崎	浪花節	産業組合	塔ノ原組合員	薩摩郡鶴島村	一回 三十回	
鹿兒島	浪花節	家の光恵の露 主婦の力	士道軒大學 橋中軒芳月	鹿兒島市樋之口町 鹿兒島市車町七二四	一回 十五回 一回 十四	

第二、活動寫眞の部

一、地方別活動寫眞

進府縣	使用映寫機名	所有者名	所 有 映 畫 名	映 畫 料 金	備 考
北海道	デブライ映寫機 アキマン	同北海道映畫株式會社(節約使用)	産業組合歌舞踊、金の行方、大正二人馬鹿、福きの前に、新興の農村、愛の唄、五ヶ年計、裁、かくて、田園は輝く、五月空、	電気二十五回 ガス二十五回	

東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森
デブライ映寫機	アクメメ映寫機 三二ミリ	デブライ映寫機	Eデブライ映寫機	アクメメ映寫機	Eデブライ映寫機	Eデブライ映寫機	Eデブライ映寫機	ホルムス映寫機 アクメメ	十二號映寫機	デブライ映寫機	アクメメ映寫機
東京支會	千葉縣支會	埼玉支會	群馬支會	栃木支會	縣農林課	福島支會	山形支會	秋田縣産青聯	宮城支會	岩手支會	青森支會

金の行方、輝きの前に、新興の農村、庄吉が幸福になつた理由、デンマーク農民の努力組合歌舞踊

新生の村、輝きの前に、二宮金次郎、まつちやんの剛勇、警笛

故郷の山、新生の村、日本及日本人、かくて田園は輝く、庄吉が幸福になつた理由

故郷の山、新生の村、かくて田園は輝く、空閑少佐、雲母坂

産業組合舞踊、落穂の頃、輝の前に、新生の村

産業組合歌舞踊、金の行方、庄吉が幸福になつた理由、新生の村、あそび、騎兵、教練は、か、う、も、り、蟲の世界、ガンバ、美しき戀、風と獅子、僕等の弟、涯の生命線

金の行方、縣内組合贊寫、組合舞踊

庄吉が幸福になつた理由、團結の力、産業組合舞踊

金の行方、輝きの前に、田園の幸、ジラフの首は何故長い、空閑、産業組合歌舞踊、かくて田園は輝く

金の行方、庄吉が幸福になつた理由、落穂の頃、新生の村、こんな親子、藤太郎と母其他多數

新興の農村、故郷の山、漫遊、組合舞踊、擴充五ヶ年計畫

村の榮、世は持合、頼知博士、力行、玉の汗、協調、金の行方、さすらいの乙女

一回十回

一夜一回十回

一回開催ニ付 寄附トシテ五回

一夜二十回 第二夜 十五回

維持投トシテ 五回

別ニ定ムル維持費 並負持金ヲ徴收

一回十回

隣接町村三ヶ所以上の場合七回





— 産 業 組 合 年 誌 —

高知	アクメ映寫機	高知支會
福岡	デブライ映寫機	福岡縣支會
佐賀	カ	佐賀支會
長崎	ヒカリ映寫機	長崎支會
熊本	デブライ映寫機	熊本支會
大分	デブライ映寫機	大分支會
宮崎	デブライ映寫機	宮崎支會
鹿児島	デブライ C型映寫機	鹿児島支會
沖縄	カ	沖縄縣

金の行方、村の榮、土に還れ、輝の前に、日本八景、櫻吹雪、奈良の風景、室戸岬、實

無料

故郷の山

一回八圓

新生の村、庄吉が幸福になつた理由、春

一回金十圓ノ  
寄附ヲ受ク

致種

かくて田園は輝く、青空、庄吉が幸福になつた理由、新生の村

一回五圓(但維持費とし)  
て徴收

新生の村、世は情け、かくて田園は輝く、あをぞら、漫遊奥様ごらん。

一回五圓

起てよ農村、野の光、新生の村、村の幸、産業組合舞踊

一回六圓  
二回以上五圓宛

春、空の純太郎、新生の村、一度は凡ての母に、第二十八回全國産業組合大會、産業組合擴充五ヶ年計畫

無料

村の榮、組合精神

二、産業組合中央會所有フィルム

イギリス産業組合宣傳映畫

一、買物の秘密 一二五米 全一卷

フィンランド産業組合宣傳映畫

一、妻は夫より賢し 二一九米 全一卷

實寫

一、チヌークの鮭釣 九二米 全一卷

宣傳フィルムハ本會浦  
宣ノモノ外、中、大、會、  
全聯ヨリ借入映寫シ  
餘興フィルムハ活動寫  
眞商會ト契約シ各種餘  
興フィルムヲ映寫ス

機械運賃實費  
組合負擔

昭和六年度中央會製作  
荒川浩プロダクション作品

一、愛 (三本)

七九二米 全三卷 賣價二五〇圓

昭和六年度中央會製作  
荒川浩プロダクション作品

一、産業組合五ヶ年計畫 (三本)

五六〇米 全二卷 賣價一八〇圓

昭和七年度中央會製作  
松竹キネマ蒲田作品

一、かくて田岡は輝く (三本)

九四九米 全四卷 賣價四〇〇圓

昭和八年度中央會製作  
新興キネマ作品

一、あをぞら (三本)

七八一米 全三卷 賣價二五〇圓

備考 一、本會所有フィルムは支會の申請により十日間無料貸出を行ふ。

二、尙本會に於て支會所有フィルムにして檢閱期限の切れたるもの

ものに對しては再檢閱の依頼に應ず

三、十六ミリ縮寫の希望にも應ず

四、括弧は在品本數

五ヶ年計畫の頂點!!

昭和十年度發賣フィルム

「今日の産業組合」

——完成近し——

我等の産業組合五ヶ年計畫は、既にその二ヶ年を成功の中に經過し、今やその最頂點たる第三年度への躍進を続けつゝある。本映畫は之が記録であり、同時に之が拍車たらむとする。産業組合中央會撮映隊は本年度に於て北海道より南九州に亘つて我國産業組合の全貌を収めて目下その編輯に奮闘中である。豫告して大方の御期待を乞ふ。……………

梗概——恐慌下の庶民大衆は、産業組合によつてのみ其の經濟生活の安定を期し得る。明朗な太陽の輝く農山漁村、其處には必ず四種事業を兼營する産業組合の全面的な活動がある。擴充五ヶ年計畫の實施により、以上の活動が如何に大衆の支持を受けつゝ、理想郷の建設に向つて邁進しつゝあるかを示す。——





— 農 業 組 合 年 報 —

同 同

金澤 正雄  
岡田 文秀  
阿部 嘉七  
半井 清  
兒玉 政介  
早川 三郎  
篠原 眞太郎  
田中 廣太郎  
關屋 延之助  
伊藤 武彦  
宮島 梅吉  
岡田 周造  
赤木 朝治  
畑山 四男英  
石黒 英彦  
小林 光政  
石原 雅二郎  
武部 六藏  
近藤 駿介  
館 哲二  
齋藤 樹  
中谷 秀  
福邑 正樹  
多久 安信

同 同

産業組合學校講師

農 博

湯澤 三千男  
菊山 嘉男  
清水 良策  
金雅 太郎  
木下 義介  
一戸 二郎  
坂岡 棟治  
小栗 一雄  
山口 易之  
藍岡 長和  
鈴木 敬一  
君島 清吉  
市村 慶三  
井野 次郎  
早川 直瀨  
西垣 恒矩  
高須 虎六  
山崎 梅治  
小出 滿二  
近藤 康男  
木村 修三  
横山 達三  
上浦 種一  
井野 碩哉

同 同

北海  
道保、  
北海  
道信用  
購買販

代表者

池岡 直孝  
井關 善一  
濱田 達之助  
德永 清次  
德永 一之丞  
宮城 孝治  
辻 誠  
金井 滿  
對島 彌作  
大谷 福次郎  
岡野 文之助  
松元 友助  
江上 繁一  
相田 岩夫  
有元 英夫  
佐藤 寛次  
齋藤 眞六  
湯河 元成  
三木 寛嗣  
重政 誠之  
千石 興太郎  
周東 英雄

賣組合聯合會  
東京府保、五日市町信用組合  
新潟縣保、新潟縣信用組合聯合會  
長野縣保、小田切信用販賣購買組合  
三重縣保、三重縣信用購買販賣組合聯合會  
京都府有、京都府信用組合聯合會  
山口縣保、山口縣信用組合聯合會  
高知縣保、高知縣信用購買販賣利用組合聯合會  
福岡縣保、福岡縣信用組合聯合會  
大分縣保、大分縣信用組合聯合會  
代表者  
北海道保、北海道信用購買販賣組合聯合會  
東京府保、五日市町信用組合  
京都府有、京都府信用組合聯合會

大阪府 有、友呂岐信用組合 神奈川縣 保、神奈川縣信用組合 聯合會	兵庫縣 保、相生町信用販賣聯 賣利用組合	同 無、葛野村信用販賣 賣組合	長崎縣 保、今富信用販賣販賣 利用組合	新潟縣 保、新潟縣信用組合聯 合會	埼玉縣 保、埼玉縣信用販賣聯 賣聯合會	群馬縣 有、澁川信用組合 千葉縣 保、千葉縣販賣販賣利 用組合聯合會	茨城縣 保、園分村信用販賣販 賣利用組合	栃木縣 保、栃木縣購買販賣組 合聯合會	奈良縣 保、興百藏 三重縣 保、三重縣信用販賣販 賣組合聯合會	愛知縣 保、愛知縣販賣販賣組 合聯合會	
同 有、愛知縣信用組合聯 合會	靜岡縣 保、袋井市信用販賣 聯賣利用組合	山梨縣 保、青柳信用販賣販賣 利用組合	滋賀縣 保、滋賀縣信用販賣販 賣組合聯合會	岐阜縣 保、古川信用販賣販賣 組合	長野縣 保、小田切信用販賣販 賣組合	宮城縣 保、薄木信用販賣販賣 利用組合	福島縣 保、中村町市場販賣利 用組合	岩手縣 有、盛岡信用組合 青森縣 有、青森信用組合	山形縣 保、山形縣信用組合聯 合會	秋田縣 保、秋田縣信用組合聯 合會	福井縣 保、福井縣信用組合聯 合會
石川縣 保、石川縣販賣販賣組 合聯合會	富山縣 無、松澤信用販賣販賣 利用組合	鳥取縣 保、渡邊德信用販賣販 賣組合	鳥根縣 保、鳥根縣信用販賣販 賣組合聯合會	岡山縣 保、岡府村信用販賣販 賣利用組合	廣島縣 保、廣島縣信用販賣販 賣組合聯合會	山口縣 保、山口縣信用組合聯 合會	和歌山縣 保、和歌山縣信用組合 聯合會	德島縣 保、日和佐信用組合 香川縣 有、香川縣信用販賣販 賣利用組合聯合會	愛媛縣 保、愛媛縣信用販賣販 賣組合聯合會	高知縣 保、高知縣信用販賣販 賣利用組合聯合會	

福岡縣 保、福岡縣信用組合聯  
合會  
大分縣 保、大分縣信用組合聯  
合會  
佐賀縣 保、鹿島町信用販賣販  
賣組合  
熊本縣 保、人吉庶民信用組合  
宮崎縣 保、宮崎縣信用組合聯  
合會  
鹿兒島縣 保、鹿兒島縣信用販賣  
販賣利用組合聯合會  
沖繩縣 保、沖繩縣信用販賣販  
賣組合聯合會

**第五、產業組合支會役  
職員氏名**

北海連支會  
(札幌市北四條西四丁目札幌ビル)  
會長(長官) 佐上 信一  
副會長(產業部長) 奥田 茂造  
理事長(產組課長) 永山 政能  
理事 森 正男  
同 岡原 信夫  
青森支會(縣廳内)

— 協 年 合 組 業 産 —

會長(知事)	小林 光政	同	青藤惣右衛門	副會長(內務部長)	三樹 樹三	理事兼主事(農林主事)橋本 律二	
副會長(內務部長)	安非 章一	同	山形支會(縣廳內)	同	星野 元治	主事(農林主事補) 田中實次郎	
同	加藤喜久留	會長(知事)	石原雅二郎	理事長(經濟更生課長)平本 義隆	神奈川縣支會(縣廳內)		
常務理事(農政課長)	田村 浩	副會長(內務部長)	山形 三郎	專務理事(農林主事) 川崎 敏正	會長(內務部長)	古川 浩夫	
同	工藤雄一郎	主事	太田 富二	主事	久田 常七	副會長(農政課長)	堀江 靜夫
同	須藤熊三郎	會長(知事)	福島支會(縣廳內)	埼玉支會(縣廳內)	玉田昇次郎	同	小林 章司
岩手支會(縣廳內)	缺	副會長(內務部長)	如山四男美	副會長	田中四一郎	主事	細谷 小麓
會長	佐々木保五郎	同	赤土 正強	同	岩崎 源也	新潟縣支會(新潟市東中 通二番地信聯內)	富永孝太郎
副會長	前 長俊	主事	池田 長八	同	岩崎 源也	通二番地信聯內)	富永孝太郎
主事	菅原長之助	會長(知事)	渡邊 雄晴	主事	岩崎 源也	會長	宮野眞三郎
同	宮城支會(縣廳內)	副會長(內務部長)	中村安次郎	同	千葉支會(縣廳內)	副會長	水島 精六
會長(知事)	赤木 朝治	副會長	濱平右衛門	同	岡田 文秀	常務理事	谷 金吾
副會長(內務部長)	二見 直三	同(農林課長)	手島 傳	會長(知事)	藤田 俊次郎	主事	根尾宗四郎
理事長(經濟更生課長)	瀧股 博	主事	深澤 藤市	副會長(內務部長)	武木 爲副	會長	河野 義信
主事	清水 牧三	同	菊田 通雄	同	松下 兼美	副會長(農政課長)	根尾宗四郎
同	遊佐 登	會長(知事)	栃木支會(縣廳內)	同	島村 彌一	主事	堀井 信正
秋田支會	(秋田市大町三丁目)	副會長(內務部長)	安原 舜一	同	東京支會(東京市麹町區 丸之内三丁目)	同	宮崎 清造
會長(知事)	武部 六藏	副會長(專務理事)	森 八三一	同	香坂 昌康	副會長(內務部長)	中村 忠充
副會長(內務部長)	麻生 亮藏	副會長(農政課長)	岡田泉二郎	同	安藤狂四郎	同	野口 修
同	刈田 義門	主事	渡邊 亮	同	西垣 恒知	副會長	吉本永次郎
理事長	坂野 伊織	同	山内桂之助	同	西垣 恒知	同	吉本永次郎
主事	青藤惣之輔	會長(知事)	群馬支會(縣廳內)	同	西垣 恒知	同	吉本永次郎
		副會長(知事)	金澤 正雄	同	西垣 恒知	同	吉本永次郎

理事長(産業組合課長)	國枝益二	副會長	住 幸謹	理事長(商工課長)	有松 勇
主事	辻 常造	理事長(産業組合課長)	吉澤正平	理事兼主事	金田 爾郎
講井支會(福井市城町山里一番地)		主事	大方 政一	主事	行方甚次郎
會長	山田 敏	同	山田 英一	同	横平 享一
副會長	森 廣之	同	伊藤 武彦	同	齋屋支會(縣廳內)
主事	島津 正	同	九鬼 三郎	同	會長(知事)
山梨支會		同	北川 嘉平	同	副會長(内務部長)
甲府市橋町一八番地)		同	平尾 信次	同	理事長(内務部長)
會長(知事)	關屋延之助	同	内田 政俊	同	理事長(勸業課長)
副會長(内務部長)	立田 清辰	同	齋藤 宗宣	同	主事
同	落合 周平	同	中井 光次	同	和歌山支會(縣廳內)
同	成瀬 隆祐	同	谷口 猶治	同	會長(知事)
同	五味三千三	同	安田 俊三	同	副會長(内務部長)
長野支會(縣廳內)		同	縣 忍	同	理事長(産組課長)
會長(知事)	岡田 周造	同	大阪支會(府廳內)	同	理事兼主事
副會長(内務部長)	小早川貞登	同	會長(知事)	同	理事長(産組課長)
同	深井 功	同	副會長(内務部長)	同	理事長(經濟更生課長)
同	理事長(産業組合課長)	同	同	同	理事兼主事
理事兼主事	北澤新太郎	同	同	同	兵衛支會(福井市神戶區)
主事(農林主事補)	榎澤 晴茂	同	同	同	副會長(内務部長)
同(同)	加藤 清	同	同	同	會長(内務部長)
同(同)	馬場 一人	同	同	同	副會長(經濟更生課長)
岐阜支會(縣廳內)		同	同	同	高橋 貢
會長(知事)	熊野 英	同	同	同	
副會長	住 幸謹	同	同	同	
理事長(産業組合課長)	吉澤正平	同	同	同	
主事	大方 政一	同	同	同	
同	山田 英一	同	同	同	
同	伊藤 連司	同	同	同	
同	帶金 佐平	同	同	同	
同	花崎 隆一	同	同	同	
同	藤原 操平	同	同	同	
同	中島長一郎	同	同	同	
同	杉山 米作	同	同	同	
同	小澤龜之助	同	同	同	
同	愛知支會(縣廳內)	同	同	同	
會長(知事)	篠原英太郎	同	同	同	
副會長(内務部長)	羽生 雅則	同	同	同	
同	河田 俊男	同	同	同	
同	常務理事	同	同	同	
同	大河原昌勝	同	同	同	
同	鹽谷 健重	同	同	同	
同	白砂 政吉	同	同	同	
同	三笠支會(縣廳內)	同	同	同	
會長(知事)	早川 三郎	同	同	同	
副會長(内務部長)		同	同	同	
同	松崎謙三郎	同	同	同	
主事	森島荒次郎	同	同	同	
同	水谷常治郎	同	同	同	
同	伊藤 武彦	同	同	同	
同	九鬼 三郎	同	同	同	
同	北川 嘉平	同	同	同	
同	平尾 信次	同	同	同	
同	内田 政俊	同	同	同	
同	齋藤 宗宣	同	同	同	
同	中井 光次	同	同	同	
同	谷口 猶治	同	同	同	
同	安田 俊三	同	同	同	
同	縣 忍	同	同	同	
同	土岐銀次郎	同	同	同	
同	片岡 安	同	同	同	
同	奥野 定八	同	同	同	
同	櫻谷寅之助	同	同	同	
同	兵衛支會(福井市神戶區)	同	同	同	
同	副會長(内務部長)	同	同	同	
同	會長(知事)	同	同	同	
同	白根 竹介	同	同	同	
同	藏重 久	同	同	同	
同	有松 勇	同	同	同	
同	金田 爾郎	同	同	同	
同	行方甚次郎	同	同	同	
同	横平 享一	同	同	同	
同	齋屋支會(縣廳內)	同	同	同	
同	會長(知事)	同	同	同	
同	副會長(内務部長)	同	同	同	
同	理事長(内務部長)	同	同	同	
同	理事長(勸業課長)	同	同	同	
同	主事	同	同	同	
同	和歌山支會(縣廳內)	同	同	同	
同	會長(知事)	同	同	同	
同	副會長(内務部長)	同	同	同	
同	理事長(産組課長)	同	同	同	
同	理事長(經濟更生課長)	同	同	同	
同	理事兼主事	同	同	同	
同	兵衛支會(福井市神戶區)	同	同	同	
同	副會長(内務部長)	同	同	同	
同	會長(内務部長)	同	同	同	
同	副會長(經濟更生課長)	同	同	同	
同	高橋 貢	同	同	同	

一 價 年 合 組 業 産 一

同 理事兼主事 葛子 亮一  
 益田 律治  
 主事 岩本 正吉  
 岡山支會(縣廳內)  
 會長(知事) 多久 安信  
 副會長(內務部長) 土屋 正三  
 理事(商工水産課長) 林毅三  
 理事(經濟更生課長) 阿部 武一  
 廣島縣支會(縣廳內)  
 會長 竹内 達  
 副會長(經濟更生課長) 崎田義雄  
 主事 島居 與一  
 渡邊 英馬  
 山口縣支會(山口市沙河原二四)  
 會長(知事) 菊山 嘉男  
 副會長(內務部長) 小西竹次郎  
 三戸 熊太  
 河内山勝市  
 理事兼主事 重富 卓  
 主事 同(第一指導區駐在) 平原 利治  
 同(第二指導區駐在) 松本 匡一  
 徳島支會(縣廳內)  
 會長(內務部長) 加賀谷朝霞

副會長(經濟更生課長) 細川良平  
 同 葛田 清一  
 主事 花田 大壯  
 香川縣支會(縣廳內)  
 會長(知事) 木下 義介  
 副會長(內務部長) 鈴木 登  
 主事 湯野川孝作  
 愛媛支會(縣廳內)  
 會長(知事) 田中 修  
 副會長 村上牛太郎  
 津野 重幸  
 高知支會(縣廳內)  
 會長(知事) 坂間 植治  
 副會長(內務部長) 中村恒三郎  
 主事 海野 友文  
 關 要  
 吉川 雅水  
 同 關田 藤吉  
 福岡縣支會(縣廳內)  
 會長(知事) 小栗 一雄  
 副會長(內務部長) 戸塚九一郎  
 同 佐藤 雅藏  
 常務理事(産組課長) 打越顯太郎  
 野崎 保平

同 佐賀支會(縣廳內) 實淵 武夫  
 會長(內務部長) 關 壯二  
 副會長(經濟更生課長) 中川金正  
 主事(農村主事補) 岩永 藤次  
 長崎支會(縣廳內)  
 會長(知事) 鈴木信太郎  
 副會長(內務部長) 大津 敏男  
 同 西崎 鐵雄  
 有浦 耕一  
 中村 只芳  
 山川 祝男  
 熊本支會(縣廳內)  
 會長(知事) 鈴木 敬一  
 副會長(內務部長) 別宮 秀夫  
 同 齋藤 長八  
 海外繁次郎  
 前川 一二  
 大分支會(縣廳內)  
 會長(知事) 田口 易之  
 副會長(內務部長) 内藤晴三郎  
 常務理事(産組課長) 馬島 壯  
 理事兼主事 平田 義雄  
 同 勾坂 治平

宮崎支會(縣廳內)  
 會長(知事) 君島 清吉  
 副會長(內務部長) 土居 章平  
 理事(經濟更生課長) 渡邊 龜吉  
 主事 加藤 謙一  
 鹿児島支會(縣廳內)  
 會長(內務部長) 足立 達夫  
 副會長(農商課長) 龍野喜一郎  
 同 小野田新介  
 理事兼主事 普川清三郎  
 沖繩支會(縣廳內)  
 會長(知事) 井野 次郎  
 副會長(內務部長) 山口 尙章  
 同 知念 堅輝  
 金城 研一  
 第六、産業組合中央金庫役員氏名  
 理事長 有馬 頼寧  
 副理事長 松岡由三郎  
 理事(大阪支所長) 藤澤 進  
 同 倉富 鈞  
 同 山本 謙治  
 同 南 正樹  
 同 佐藤 百喜

同 同

志立鐵次郎  
平田 覺吉  
川越 丈雄  
荒井誠一郎  
小平 樞一  
小濱 八彌  
千石興太郎  
佐藤 寛次  
馬場 鏡一  
月田藤三郎  
濱平右衛門  
益井 正雄  
中村 寛治  
武者 廣志  
池田文一郎  
草柳 正治  
堀 豊  
桑原權之助  
越智大兵衛  
西田 正次  
昌子 亮一

**第七大日本生絲販賣組  
合聯合會役員氏名**  
横濱市中區北仲通五ノ五七  
帝塚ビル内

(昭和九年十月現在)  
會長理事 月田藤三郎  
副會長理事 河野 正一  
常務理事 新井高四郎  
理事 山崎 祐治  
星野 元治  
櫻井 朝雄  
町田嘉之助  
濱庄左衛門  
木下 照一  
山田莊左衛門  
伊藤 泰  
木下 金逸  
吉良 積吉  
神戶 八郎  
山崎 暢夫  
佐々木保五郎  
永井 貞錄  
千石興太郎  
上條 春治  
右馬 類學  
芳賀權四郎

**第八、  
全國購賣組合聯合會役員氏名**

東京市麹町區有樂町一ノ九  
(昭和九年十月末現在)  
會長理事 千石興太郎  
理事 藤川 永充  
岡 佳吉  
神戶 八郎  
倉繁 良逸  
山内 範造  
小林 篤一  
國光 五郎  
望月 儀一  
山田 善一  
田中 泰造  
乾 坤造  
藤田 逸男  
富田勘之丞  
田中四一郎  
小泉 由藏

**第九、  
全國米穀販賣購買組合會役員氏名**  
東京市牛込區揚場町廿一番地  
(昭和九年十月末現在)  
會長理事 右働 良夫

北川 嘉平  
藤田 政男  
氏永新三郎  
安澤 正治  
山内 範造  
佐藤逸八郎  
東與四兵衛  
相川 潤  
小林 篤一  
倉繁 良逸  
國枝 敬二  
柿田 由平  
千石興太郎

**第十、  
全國產業組合製絲聯合會役員氏名**  
東京市麹町區有樂町一ノ七  
露絲會館内  
(昭和九年十月末現在)  
會長 月田藤三郎  
副會長 新井高四郎  
理事 河野 正一  
評議員 山崎 暢夫  
町田嘉之助

同 神崎直三郎  
 同 佐野 三吉  
 同 宮島 弁吉  
 同 千石興太郎  
 同 山崎 梅治  
 相發役

第十一、大日本柑橋販  
 賣組合聯合會役員氏名  
 東京市牛込區揚場町(二十一)  
 (昭和九年十月末現在)  
 東京府 有働 良夫

同 調會長 神奈川縣 青木林太郎  
 同 理事 靜岡縣 森 和一  
 同 和歌山縣 成川善太郎  
 同 愛媛縣 岩田慶太郎  
 同 廣島縣 五領田元太郎

同 監事 和歌山縣 西田 正次  
 同 靜岡縣 塚月 儀一  
 同 大分縣 加藤田裕司  
 同 大阪府 赤坂甚太夫

### 第七節 表彰産業組合及び産業組合功勞者

#### 一、表彰規程

(大正十一年十二月改定)

第一條 産業組合中央會ハ毎年一回成績優良ナル産業組合ニ對シ左記表彰ヲ行フ  
 一、中央會頭ノ名ヲ以テ賞狀ヲ贈與スルコト  
 二、中央會々報ニ表彰ノ旨ヲ記シ其ノ成績ヲ掲クルコト  
 第二條 表彰スヘキ組合ハ中央會々員ニシテ左記 ニ該當スルモノニ限ル  
 一、法令及定款ニ違背ナキコト  
 二、帳簿書類其ノ他事務上ノ整理行届キ居ルコト  
 三、組合ノ區域ハ相當ノ大キサヲ有スルコト

四、組合員ハ區域内ノ者ヲ相當包含シ居リ減少ヲ見サルコト  
 五、事業ノ分派多ク其ノ事業ハ各組合員ニ行キ渡リ居ルコト  
 六、收入支出適良ニシテ相當ノ剩餘金アリ積立金増加スルコト  
 七、組合員ノ事業進歩シ産業ノ地方的改善行ハルコト  
 八、組合員ノ富力増進スルコト  
 九、組合員ノ徳義上進スルコト  
 一〇、區域内ニ於ケル共同施設ノ效果舉リ比隣ニ對シ感化力ノ見ルヘキモノアルコト

一一、組合設立後五年以上ヲ經過シタルモノナルコト  
 第三條 組合成績ノ調査ハ支會長ノ申告アリタルモノニ就キ會頭ノ指名セル調査委員ニ於テ之ヲ行ヒ參事ニ諮リ理事之ヲ決スルモノトス  
 第四條 表彰ヲ受ケタル後五年以上ヲ經過シ成績特ニ顯著ナル組合ニ對シテハ恩賜財産特別獎勵金ヲ交付シ更ニ之ヲ表彰スルコトアルヘシ  
 第五條 表彰セラレタル組合ニ對シテハ大會ニ於テ其ノ組合理事者ヲシテ實際談ヲ爲サシムルコトアルヘシ  
 第六條 表彰セラレタル組合ハ之ヲ簿冊ニ登

錄シ永遠ニ保存スルモノトス  
第七條 賞狀ヲ毀損シ又ハ紛失シタルトキハ  
請求ニヨリ交付スルコトアルヘシ

第八條 表彰セラレタル組合ニシテ經營當ヲ  
失シ成績不良ニ陥リタルトキハ表彰ヲ無效

トシ其ノ旨會報ニ登載シ且第六條ノ簿冊中  
ヨリ之ヲ抹消シ前項ノ場合ニ於ケル調査方

法ハ第三條ノ例ニ依ル  
第九條 本規定ハ產業組合聯合會ニ之ヲ準用

ス

三、表彰組合名 (昭和九年)

第二十三次特別表彰組合

保・陶信用購買販賣利用組合

第二十六次普通表彰組合

保・西目村信用販賣購買利用組合

保・神着信用販賣購買利用組合

保・小鷲河村信用購買販賣利用組合

無・馬木信用購買販賣利用組合

保・南井上信用購買販賣利用組合

有・古高松村信用購買販賣利用組合

有・弘岡信用販賣購買利用組合

有・三日月村信用販賣購買利用組合

二、功勞章規程

(大正十二年六月改定)  
第一條 本會ハ左ノ各項ノ一ニ該當スル者ニ  
對シ功勞章ヲ贈進ス

一、産業組合ノ普及發達ニ盡瘁シ功勞顯著  
ナル者

二、産業組合ノ經營ニ盡瘁シ功勞顯著ニシ  
テ他ノ範トナル者

第二條 功勞章ハ之ヲ分チテ左ノ三種トス  
一、紫綬功勞章

二、紅綬功勞章

四、第二十回功勞章贈進者 (昭和九年)

紫綬功勞章

香川縣綾歌郡陶村

秋田縣由利郡西目村

東京府三宅島神着村

二、紅綬功勞章

第三條 功勞章ハ理事ノ決議ニ依リ之ヲ贈進  
スルモノトス

第四條 功勞章ヲ贈進シタルトキハ簿冊ニ登  
録シ永遠ニ之ヲ保存スルモノトス

第五條 功勞章ヲ毀損シ又ハ紛失シタルトキ  
ハ請求ニ依リ實費ヲ徴シテ再ヒ交付スルコ  
トアルヘシ

志立鐵次郎

石馬黑忠篤

小平權一

北川嘉平

小川貞一

池田長八

本位田祥男

松元友助

米澤恒雄

米澤恒雄

米澤恒雄

米澤恒雄

米澤恒雄

米澤恒雄

米澤恒雄

奈良縣	枋木縣	千葉縣	千葉縣	埼玉縣	新潟縣	新潟縣	兵庫縣	神奈川縣	神奈川縣	大阪府	京都府	東海府	北海道	北海道	長野縣	富山縣	岩手縣	栃木縣	長野縣	東京府	東京府
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

鐵  
線  
功  
勞  
章

故

植田重三郎	川田益治郎	松井九郎	米倉恭三郎	大里庄次郎	市村高彦	二澤久七	布施國治	福井捨一	岩本諱太郎	小林章司	松田慶二郎	山下米次郎	江平林篤一作	小林篤一	神田不二夫	杉原定壽	堀橋伊兵衛	高橋泉二郎	岡田繁雄	藤野鷹之助	德永一之丞	濱田道之丞
-------	-------	------	-------	-------	------	------	------	------	-------	------	-------	-------	--------	------	-------	------	-------	-------	------	-------	-------	-------

鳥根縣	鳥取縣	富山縣	富山縣	石川縣	福井縣	福井縣	秋田縣	秋田縣	山形縣	岩手縣	岩手縣	福島縣	福島縣	長野縣	長野縣	岐阜縣	滋賀縣	山梨縣	靜岡縣	愛知縣	愛知縣	三重縣
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

故 故

安部賢一	松本周一	高原耕造	平野半吾	竹內久司	小泉愷治郎	齋藤重雄	池田龜治郎	池田文一郎	小野田豐吉	佐々木休次郎	高野俊治	小山與次郎	田倉孝雄	百瀬興政	濱庄左衛門	北原阿智之助	伊藤新泰	狩野新一	河野富家	中島長一郎	尾崎幸助	大岩金右衛門	小泉由藏
------	------	------	------	------	-------	------	-------	-------	-------	--------	------	-------	------	------	-------	--------	------	------	------	-------	------	--------	------

五、特別表彰組合

第一次(大正元年)

有、石守信用購買販賣組合  
有、八濱水産販賣信用購買組合

第二次(大正二年)

有、神谷信用組合

鳥根縣 奥野政次郎  
廣島縣 平房吉  
山口縣 長井德次郎  
和歌山縣 西田正次  
和歌山縣 桑城勝三郎  
德島縣 久米彌三八  
香川縣 木村榮吉  
香川縣 中條陸朗  
愛媛縣 藤田政男  
高知縣 加藤徹太郎  
福岡縣 鎌山元彦  
佐賀縣 瓜生常吉  
宮崎縣 保利太作  
鹿兒島縣 兒玉彌太郎  
鹿兒島縣 針持俊熊  
沖繩縣 白坂周造  
知念堅輝

無、田林信用購買組合  
無、片曾根信用購買組合  
第三次(大正三年)  
無、來原信用購買販賣生産組合  
第四次(大正四年)  
有、葉栗信用購買販賣組合  
無、松原信用組合  
第五次(大正五年)  
有、湖止信用組合  
無、竹筒林橋販賣信用組合  
第六次(大正六年)  
無、歌垣信用販賣購買利用組合  
有、鎌掛信用販賣購買組合  
第七次(大正七年)  
無、仁科報徳信用購買販賣利用組合  
無、大田和信用購買販賣組合  
第八次(大正八年)  
有、中里信用購買販賣利用組合  
有、富士見信用組合  
有、千年信用購買販賣組合  
第九次(大正九年)  
無、聖地信用販賣購買組合  
無、建内信用購買販賣利用組合  
第十次(大正十年)

宮城縣伊具郡大内村伊手  
福島縣田村郡片倉根村  
廣島縣高田郡來原村  
愛知縣葉栗郡葉栗村  
福井縣敦賀郡松原村  
埼玉縣南埼玉郡湖止村  
青森縣南津輕郡竹館村  
大阪府豊能郡歌垣村  
滋賀縣蒲生郡鎌掛村  
靜岡縣賀茂郡仁科村  
山梨縣南都留郡鳴澤村  
茨城縣久慈郡中里村  
長野縣諏訪郡富士見村  
福岡縣浮羽郡千年村  
三重縣一志郡豐地村  
福岡縣糟屋郡席内村大字建内

兵庫縣加古郡神野村石守  
岡山縣兒島郡八濱町  
新潟縣三島郡來迎寺大字宮川外  
新田

- 有、和信用販賣購買組合
  - 無、檜崎信用購買販賣利用組合
  - 第十一(次)次(大正十一年)
  - 有、嶺善信用購買販賣利用組合
  - 無、大川信用購買販賣利用組合
  - 第十二(次)次(大正十二年) ナシ
  - 第十三(次)次(大正十三年)
  - 有、富士製菓信用購買販賣利用組合
  - 無、宮村信用販賣購買組合
  - 有、立誠信用販賣購買利用組合
  - 第十四(次)次(大正十四年)
  - 有、保津信用購買販賣利用組合
  - 有、渡邉德信信用購買組合
  - 第十五(次)次(大正十五年)
  - 無、新十津川信用購買販賣組合
  - 有、發志院信用購買利用組合
- 長野縣小縣郡和村  
山口縣豐浦郡檜崎村  
福井縣坂井郡大園村  
福岡縣糟屋郡大川村  
靜岡縣富士郡富士町  
滋賀縣甲賀郡宮村  
福井縣坂井郡兵庫村  
京都府南桑田郡保津村  
鳥取縣西伯郡渡村  
北海道石狩國樺戶郡十津川村  
奈良縣添上郡治道村大字發志院
- 第十六(次)次(昭和二年)
  - 有、茶屋町信用販賣購買組合
  - 有、末吉信用購買販賣利用組合
  - 第十七(次)次(昭和三年)
  - 有、青柳信用購買販賣利用組合
  - 第十八(次)次(昭和四年)
  - 有、河合信用購買販賣利用組合
  - 第十九(次)次(昭和五年)
  - 有、真島信用購買販賣利用組合
  - 第二十(次)次(昭和六年)
  - 有、笠田村信用購買販賣組合
  - 無、小野信用購買販賣利用組合
  - 第二十一(次)次(昭和七年)
  - 有、幸卿信用購買販賣利用組合
  - 第二十二(次)次(昭和八年)
  - 保、手柄村信用販賣購買組合
- 岡山縣都窪郡奈屋町  
鹿兒島縣鳴門郡末吉町  
福岡縣糟屋郡青柳村  
三重縣阿山郡河合村  
長野縣更級郡真島村  
香川縣三豐郡笠田村  
福岡縣糟屋郡小野村  
岩手縣岩手郡太田村  
兵庫縣飾磨郡手柄村

### 第八節 產業組合關係團體名

#### 地方產業組合關係團體

道府縣名 名 稱 事務所所在地 設立年月日 組織 專任職員 備考

北海道 北海道産業組合青年總聯盟 札幌北四條西四丁目札幌ビル内 昭和七、二、二八 全道産青聯 一名







— 組 業 産 —

同	消費組合聯合會	神田區須田町二ノ二五	同 四、一〇、六	五名
同	關東消費組合聯盟	城東區大島町二ノ三一	大正一一、八	七
同	東京消費組合青年聯盟	東京支會内	昭和五、七、一五	ナシ
同	郡市部會	五部會	專任職員	ナシ
神奈川	神奈川縣産業組合共助會	縣信聯内	昭和三、四、八	會員
同	消費組合研究會	神奈川支會内	同 六、八、二八	同
同	市街地信用組合協會	神奈川支會内	同 五、七、一〇	同
同	同 産業組合青年聯盟	産業會館内	同 八、二、二六	同
同	郡市部會	一一部會	專任職員	ナシ
新潟	新潟縣産業組合共勵會	新潟支會内	大正一五、一二、一四	會員
同	同 産業組合 役職員共濟會	同	昭和三、四、一	同
同	同 農業者協會	新潟縣廳穀物検査所	大正四、九、一	同
同	同 商市場協會	新潟縣廳蠶絲課	同 一三、四、一	同
同	同 産業組合青年聯盟	新潟支會内	昭和六、九、一五	同
同	同 郡市部會	八部會	專任職員	八部會
富山	富山縣産業組合青年聯盟	富山支會内	昭和八、一〇、一七	縣内産青聯
同	同 産業組合婦女聯盟	同	同 八、九、一〇	産組女子職員
同	同 郡市部會	九部會	專任職員	ナシ
石川	石川縣農業者庫聯合會	石川縣廳産業組合課	大正一三、九、四	任意
同	同 市井信用組合協會	金澤市南町金澤市信用組合	昭和二、八、一七	同

三郡支部十六村  
聯盟個人盟友





奈良	奈良縣市街地信用組合協會	縣信聯內	昭和八、一〇、二一	信聯市街地及準市街地信友組合	ナシ
同	同 産業組合青年聯盟	奈良支會內	同 七、一、二四	縣內町村聯盟	同
和歌山	和歌山縣市街地信用組合協會	和歌山支會內	同 八、六、三	市街地及準市街地信用組合	同
同	同 産業組合青年聯盟	同	同 八、九、二三	縣內盟友	同
同	同 郡市部會	七部會	專任職員	七部會	一二名
鳥取	鳥取縣農業倉庫協會	鳥取縣經濟更生課內	昭和五、一〇、一八	七部會	二名
同	同 産業組合青年聯盟	鳥取支會內	同 八、一〇、三	同	一
同	同 産業組合顯彰會	同	大正一三、二、一二	同	一
同	同 産業組合製絲組合	縣信聯內	昭和六、一〇、一	專任職員	一
同	同 郡市部會	三部會	專任職員	三部會	九名
鳥根	鳥根縣産業組合製絲組合	松江市殿町一	大正九、五、二二	同	ナシ
同	同 農村産業組合協會	同	同 九、五、二二	縣下農倉業者	同
同	同 農業倉庫協會	同	同 七、三、二二	同	二名
同	同 産業組合青年聯盟	同	專任職員	八部會	九名
同	同 郡市部會	一一部會	昭和六、一、三一	縣下產組常務役職員	ナシ
岡山	岡山縣産業組合共濟會	岡山縣經濟更生課內	大正一五、一、二、二三	縣下農倉業者	一名
同	同 農業倉庫協會	岡山縣經濟更生課內	昭和二、一、九	縣下盟友	ナシ
同	同 産業組合青年聯盟	縣信聯內	專任職員	一七部會	一七名
同	同 郡市部會	一七部會	昭和二、四、二〇	同	一七名
廣島	廣島縣産業組合共勵會	經濟更生課內			



長 崎 同 業 會	長崎縣農產業組合課內	昭和六、三、六	實務練習所修了生	ナシ
熊 本 農 本 縣 產 業 組 合 青 年 聯 盟	熊本支會內	同 九、三、一八	縣下單位聯盟	同
同 郡 市 部 會	六部會	專任職員		ナシ
大 分 郡 市 部 會	一〇部會	專任職員	一部會	一名
宮 崎 宮 崎 縣 產 業 組 合 青 年 聯 盟	宮崎支會內	昭和七、四、三	縣下郡市町村聯盟	六部會
同 郡 市 部 會	八部會	專任職員		六名
鹿 兒 島 鹿 兒 島 縣 產 業 組 合 婦 人 聯 盟	鹿兒島支會	昭和三		
同 產 業 組 合 時 潤 會	同	同 五	實務練習所修了生	
同 郡 市 部 會	一二部會	專任職員	一部會	一六名

### 第九節 關係諸團體

帝 國 農 會	(會長又ハ代表者名)	(設立年月)	(所在地)	(括弧内電話番號)
大 日 本 農 會	酒井忠正	明治四三・一一	東京市豊町區有樂町三丁目一ノ内三九三〇	
大 日 本 山 林 會	吉川祐輝	同一四・四	東京市赤坂區溜池町一丁目三會堂内(赤坂二三七)	
帝 國 森 林 會	本多靜六	同一五・一	同(赤坂一六七)	
大 日 本 水 産 會	伊谷以知二郎	明治一五・二	同(赤坂八七)	
帝 國 水 産 會	野村益三	大正一一・五	同(赤坂八九〇)	
帝 國 耕 地 協 會	月田藤三郎	昭和二・五	同(赤坂一七四五)	

中央畜産會	堀田正恒	大正四・七	東京市麹町區丸ノ内三ノ二三(菱二一號館内(丸ノ内三六三))
大日本米穀會	阪谷芳郎	明治四〇・四	東京市深川區佐賀町二丁目東京麴米問屋市場内
中央報徳會	水町袈裟六	同三七・一一	東京市四谷區三光町八丁目(四谷一八二一)
日本中央蠶絲會	牧野忠篤	昭和七・三	東京市麹町區有樂町一ノ七蠶絲會館内(丸ノ内九五三)
大日本蠶絲會	牧野忠篤	明治二五・四	同(丸ノ内八三六)
全國養蠶業組合聯合會	黒木三次	同七・二	同(丸ノ内三八〇五)
全國蠶種業組合聯合會	富田勘之丞	同七・二	同(丸ノ内八九一)
農事電化協會	大河内正敏	同一二・六	東京市麹町區有樂町一ノ三電氣俱樂部内(丸ノ内一四三)
富民協會	同	昭和二・六	大阪府最北郡高石町羽衣
養鶏組合中央會	砂田重政	昭和四・四	東京市麹町區丸ノ内二丁目一八番地(丸ノ内三六二〇)
協同會	徳川家達	同八・一二	東京市芝公園六號地(芝一一三一)
國際聯盟國際勞動局東京支局	阪谷芳郎	—	日比谷公園市政會館内(銀座一五八〇)
日本勸業銀行	馬場鐵一	明治三〇・八	東京市麹町區山下町一丁目一番地(銀座四一六五)
北海道拓殖銀行	松本脩	明治三二・一二	札幌市大通西三丁目七
日本興業銀行	結城登太郎	明治三五・二	東京市麹町區丸ノ内一ノ八(丸ノ内二五〇)

## 第五章 植民地に於ける産業組合

我が國の植民地である臺灣、朝鮮、樺太、關東州、南洋は近時、農業、工業、商業等各種産業に於ては勿論、教育その他諸般の方面に向つて急速なる發展をなしつつある。之等の地に於て我が産業組合運動は如何なる過程に於て發展し、又現在如何

### 第一節 臺灣の産業組合

#### 第一、概況

臺灣に産業組合制度の布かれたのは今を去る二十二年前即ち大正二年二月十日であつて同年三月一日より施行せられたのである。

今その發展の跡を辿るに、大正二年末に於ては信用組合十三購買組合三、信用販賣組合二、合計僅に十八組合と二千七百六十人の組合員を有するに過ぎなかつたものが昭和八年末に於ける總組合數は四百三十七組合、組合員數は二十七萬有餘名に達せんとしてゐる。後述の如く事業分量に於ても亦異常の發展を來たしてゐる。而して本島の面積は二千三百餘方里で此の割合から見れば左程にも思はれないが本島の大半は一萬尺以上の峻

なる状態にあるか、これを叙述するのが本章の任務なのである。因みに南洋群島には昭和七年九月二十日勅令第二百五十二號を以て産業組合令が施行され着々活動してゐる。

峰四十八を有する山岳重疊たる蕃界である等の條件を考慮に入れ、尙且此の程度の數字を擧げ得るに至つてゐることは異常の進歩と云はねばならぬ。之が原因は當局の熱心なる指導監督に據るは勿論であるが、一面組合の構成分子の大部分が經濟觀念の頗る發達した本島人であり此の制度が之等の人々に歡迎せらるゝ所となつたと云ふことも亦其の重要な原因の一となつてゐる。併し此の事實は他面に於て本島産業組合の缺陷の一原因ともなつてゐる。則ち其の經營が動もすれば經濟的方面に偏重し組合運動の根本精神たる共存同榮、協力一致の精神的方面に缺如する結果を齎してゐる。之等は本島産業組合發達史上に現はれた特殊現象とも見るべきものであつて、内地同様信用組合の一市街庄一組合主義が略完成され、其の分布も殆ど普遍化し

今後多くの増加を見ないであらう程になつた本島産業組合の今は、量より質への轉換に一段の努力が拂はれるべきであつて今や本島組合は全く内容整備の時代に入り組合内部の構造を是正すべき必要に迫られてゐる。

本島の産業組合に關する法制は、大正二年に、臺灣産業組合規則なる名稱で、律令第二號を以て公布せられた。内地の組合法と根本的に異なる所は、その規則第一條に規定した「産業組合ニ關シテハ産業組合聯合會及産業組合中央會ニ關スル規定ヲ除クノ外産業組合法ニ依ル」ことである。

更に、内地の産業組合と比較して臺灣産業組合の特徴を示せば次のやうである。

一、産業組合の出資口數には制限がない。即ち一組合員の有すべき出資口數は特別の事由に依り「臺灣總督ノ認可ヲ受ケタル場合ニ限り三十口ヲ超ユルコトヲ得」(臺灣産業組合規則第二條)との規定がある。だから三十口以上は總督の認可を受ければ何口でも有することが出来る。

二、理事及監事の選任に付いては認可主義を採つてゐる(臺灣産業組合規則第三條)

三、剰餘金の配當率を異にしてゐる。

持分の全部又は一部に對する配當の率は本則として年六分であつて、特別の事由のあるときは定款の規定により此の制限を越え得ることは内地の産業組合と同様であるが、其の最高率は拂

込済出資額に應じ年一割二分迄とせられてゐる。(臺灣産業組合規則施行規則第十七條第三項)

四、利用組合の員外利用設備は電氣設備、水道設備、種畜設備に限定せらる。(臺灣産業組合規則施行規則第一條ノ一)

五、産業組合法中主務大臣とあるは臺灣總督、北海道廳支廳長とあるは郡守、區裁判所又は其の出張所とあるは地方法院、其の支部又は出張所、市町村とあるは市街庄又は區である(臺灣産業組合規則第一條但書)

六、系統聯絡機關 産業組合聯合會に付いて現在未だ法律上の制度は存在してゐないが、(臺灣産業組合規則第一條参照)組合例よりの要望頗る熱烈なるものあり、且つ實際活動に於て必要であるため當局に於ても目下考慮中である。

臺灣産業組合の指導的中央機關は臺灣産業組合協會であつてこれは内地の産業組合中央會のやうに、産業組合の指導獎勵、普及及發達連絡統制を圖るを目的とし、全島の産業組合が會員となり、會員の負擔金及總督府よりの補助金に依り事業を行ふ任意申合せの組織である。機關雜誌としては昭和三年三月より「臺灣産業組合」を發行してゐる。

## 第二、現 勢

本島には産業組合制度實施以前に信用組合類似の組合が十六組合あつた。然し是等は主に商工業者層の金融機關で農村地方

には全く活動範圍を持つて居なかつた。購買組合類似のものとしては各地に官吏及會社員の日用品の消費組合が組織されて居たのみであつた。而して販賣組合類似のものとしては、舊慣によつて設立せられた多數の各種共同販賣組合が存して居つた。

是等産業組合類似の組合は大正二年三月産業組合制度の實施に伴ふてその組織を變更して産業組合法制の下にその經營をなすこととなつた。因みに大正二年末の産業組合の普及状況は上述の如く極めて微々たるものであつたが、年と共に進展し組合規則公布後の大正十二年には一七・二倍の三百十組合となり昭和六年十二月末には四百十七組合となり、昭和八年十二月末には更に増加して四百三十七組合となつた。之を市街庄區數に比較するに二百八十五の市街庄區に對し百分比一五三強を示してゐる。

今、種類別産業組合數累年比較を表示しその發達の跡を追つて見やう。

種類別組合數累年比較 (各年末現在)

種類	年次
信用組合	大正二 同七 同〇 同三 同五 同六 同七 同八
販賣組合	三 三三 三三三 三三三 三三三 三三三 三三三
購買組合	二 二六 三三 三三 三三 三三 三三
利用組合	一 一 二 三 四 五 六 七 八

販賣組合	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
勝利組合	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
販賣組合	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
信販組合	三 三 三 三 三 三 三 三 三 三
信勝組合	四 四 四 四 四 四 四 四 四 四
信利組合	五 五 五 五 五 五 五 五 五 五
信販組合	六 六 六 六 六 六 六 六 六 六
信勝組合	七 七 七 七 七 七 七 七 七 七
信利組合	八 八 八 八 八 八 八 八 八 八
信販組合	九 九 九 九 九 九 九 九 九 九
信勝組合	一〇
信利組合	一一
信販組合	一二
信勝組合	一三
信利組合	一四
信販組合	一五
信勝組合	一六
信利組合	一七
信販組合	一八
信勝組合	一九
信利組合	二〇
信販組合	二一
信勝組合	二二
信利組合	二三
信販組合	二四
信勝組合	二五
信利組合	二六
信販組合	二七
信勝組合	二八
信利組合	二九
信販組合	三〇
信勝組合	三一
信利組合	三二
信販組合	三三
信勝組合	三四
信利組合	三五
信販組合	三六
信勝組合	三七
信利組合	三八
信販組合	三九
信勝組合	四〇
信利組合	四一
信販組合	四二
信勝組合	四三
信利組合	四四
信販組合	四五
信勝組合	四六
信利組合	四七
信販組合	四八
信勝組合	四九
信利組合	五〇
信販組合	五一
信勝組合	五二
信利組合	五三
信販組合	五四
信勝組合	五五
信利組合	五六
信販組合	五七
信勝組合	五八
信利組合	五九
信販組合	六〇
信勝組合	六一
信利組合	六二
信販組合	六三
信勝組合	六四
信利組合	六五
信販組合	六六
信勝組合	六七
信利組合	六八
信販組合	六九
信勝組合	七〇
信利組合	七一
信販組合	七二
信勝組合	七三
信利組合	七四
信販組合	七五
信勝組合	七六
信利組合	七七
信販組合	七八
信勝組合	七九
信利組合	八〇
信販組合	八一
信勝組合	八二
信利組合	八三
信販組合	八四
信勝組合	八五
信利組合	八六
信販組合	八七
信勝組合	八八
信利組合	八九
信販組合	九〇
信勝組合	九一
信利組合	九二
信販組合	九三
信勝組合	九四
信利組合	九五
信販組合	九六
信勝組合	九七
信利組合	九八
信販組合	九九
信勝組合	一〇〇

本表を概観するに臺灣の産業組合も遂年、單營より兼營組合へ進展する傾向顯著である。即ち近く昭和七年末と同八年末との比較に於ても單營組合減少し兼營組合の中でも四種兼營のものは三十六組合を増加してゐる。之實に産業組合が本格的に大衆の經濟生活を發展せしむるため進出しつゝあるを實證するものである。

次に、組合數四三七を組織別に分類して見る。組合數四三七の中保證責任組織の二六組合を除いた外は全部有限責任組織である。従つて本島には無限責任組合は現在その姿を見ないのであるが保證責任組合が昭和七年末に比し八年末に於ては二〇組合増加せるは内地の産業組合擴充五ヶ年計畫の方針に影響せら

れたものであると考へらるゝ。このことは次表により一層明かに看取し得られる。

組織別組合数累年比較 (各年末現在)

組織別	年次	大正二	同 十	同 一	昭 和 元	同 六	同 七	同 八
有限責任		一	一	一	一	一	一	一
無限責任		一	一	一	一	一	一	一
保証責任		一	一	一	一	一	一	一
計		三	三	三	三	三	三	三

組合員数出資口数及出資金累年比較 (年末現在)

年次	種 目	大 正 二 同 十 二 昭 和 三 同 五 同 六 同 七						
		大正二	同 十	同 一	昭 和 三	同 五	同 六	同 七
調 査 組 合 数	員 数	1,100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	口 数	1,100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
組 合 員 数	一 組 合 平 均	1,100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	口 数	1,100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
出 資 口 数	一 組 合 平 均	1,100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	口 数	1,100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
出 資 高	一 組 合 平 均	1,100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	口 数	1,100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
一 組 合 平 均	出 資 高	1,100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	口 数	1,100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

資金關係に於ては次表に示す如く、累年増加の傾向を示してゐる。

組合員数は産業組合制度實施以來漸増の傾向を示し、昭和七年末四百八組合の結果に依れば二十六萬八千三百二十八人で一組合平均員數六百五十八名となる。出資口數に於ては八十九萬五千八百七十九口で一組合平均二千一百九十六口である。尙出資金に就て見ればその總額一千六百六十七萬六千八百八十六圓の内拂込済出資金は一千三百九十九萬八千九百八十八圓である今之を左に掲げその累年比較を見やう。



### 第三、特殊の問題

吾々は今まで臺灣産業組合の一般的情勢を大體知つた。これから農村産業組合と市街地信用組合及び事業組合（信用事業を含まざるもの）三つに付いて通視しやう。

先づ利率に付いて見るに、農村産業組合と市街地信用組合との差異を比較すれば次のやうである。

農村産業組合利率			
	貸付金利率	貯金利率	借入金
最高	六〇	三六	三八
普通	三五	一五	二二
最低	八	五	一〇

#### 市街地信用組合

市街地信用組合			
	貸付金利率	貯金利率	借入金利率
最高	三八	三〇	二六
普通	二九	一四	一九
最低	一八	五	一二

次に各種産業組合の事業状況を見るに信用事業に於ては内地の産業組合に比して敢て遜色なきも、販賣、購買、利用の事業に於ては活動すべき分野が多分に存在してゐる。故に組合關係者は之等事業組合の普及進展のため鋭意努力し所期の目的を達成せんとしてゐる。

購買事業の状況に就て一言すれば消費的購買組合は相當進出し居るも、原料購買組合の取扱ふ肥料等は従來農會に於て之を取扱ひ來たりし關係上極めて不振である。併しながら農會は産業組合に比すれば、その金融及び配給に於て不十分の點多々存するが故に早晩その全部が組合の手に移ることは蓋し當然であらう。

販賣組合に付いてはその取扱ふ米はその貯蔵並に取引事業が内地と大分趣きを異にしてゐるのでまだ伸び得る力は十分にある。

利用事業に在りては、農具の利用は相當に進展し居る現状である。

今、各種産業組合の事業状況を昭和六年十二月末現在と同七年十月末現在に於て比較して見やう。

種類	農村信用組合並信用兼營組合事業状況	
	昭和六年末現在	昭和七年末現在
組合 數	三一七	三三三
調査組合數	二二三、五九五	三二五
組合員數	七一〇、九三四	二三一、八八一
出資口數	一一、四五八、五九三	七一六、九三四
出資總額	一〇、五〇三、八〇〇	一一、二二九、三六〇
持込済出資金	一〇、五〇三、八〇〇	一〇、二七〇、六六五
準備金	五、一八〇、二二一	五、三九一、三三九

種類	市街地信用組合事業状況	
	昭和六年末現在	昭和七年末現在
各種積立金	二、九五七、〇九三	三、三〇八、三三七
借入金	七、六六九、〇一一	六、五五〇、五五六
貯付金	二四、七九七、三三八	三、六二八、八六八
貸付金	四三、二六一、七一四	四三、八七五、三八七
販賣高	一、七七九、八九六	三、八二七、三〇八
購買品賣却高	七一四、九〇八	一、三八七、一二九
利用料又加工料	一〇四、六五三	一四六、二五一
餘裕金	六、九一一、九五二	二、七八一、七六〇
剰餘金	一、八二六、六四三	一、七二七、四四四
組合員數	一一	一一
調査組合數	一一	一一
出資口數	一五、一五二	一六、四七五
出資總額	九四、〇〇八	九八、七四〇
出資口數	二、九〇〇、七三〇	二、九一六、四五〇
出資總額	二、七八四、三四九	二、八一三、九六〇
準備金	一、六五四、六五七	一、七七二、四六四
各種積立金	七一三、〇二八	八〇三、一九九
借入金	三五、四五七	一一八、三八七
貯付金	一二、七五九、二三三	一五、二九九、二八六
貸付金	一三、七八四、六五〇	一四、二一四、五六五
手形割引	六六八、九二四	六五九、五五二

種類	産業組合事業状況	
	昭和六年末現在	昭和七年末現在
餘裕金	二、六二六、三五九	四、七五六、一七七
剰餘金	五七八、五二七	五七三、〇一六
組合員數	七九	七五
調査組合數	六四	六一
組合員數	二一、三二二	一九、九七二
出資口數	八七、〇〇九	八〇、二四六
出資總額	一、五三五、五九二	一、五二四、八七六
出資口數	九一五、一一一	九一四、三六三
出資總額	一九四、九二六	二〇五、九〇七
準備金	二九四、六八二	二八二、五九四
各種積立金	八五〇、二四一	一、〇〇七、二〇二
借入金	一、四〇五、二四三	一、九七〇、七五五
販賣高	四、一〇八、四一三	五、三五五、〇七一
購買品賣却高	九三、〇六四	一三〇、二五一
利用料又加工料	四四四、六七九	四五〇、九八七
餘裕金	一一七、四〇六	一五一、一五五
剰餘金		

## 第二節 朝鮮の産業組合並金融組合

### 第一、産業組合

朝鮮にありては法令による協同組合組織としては明治四十年合併前に組織された金融組合がありこの初期金融組合たる地方金融組合は主要業務たる金融業務以外に附帯業務として農業指導農業用種子苗木の貸與物品の共同購入等をなしたるも未だ所謂産業組合の設置されしを見なかつた。しかるに次第に開發され來つた朝鮮の産業の情況に鑑み申産以下の人々の自助的相互協同機關たる産業組合制度の實施が緊急且つ適正なることを認めたる政府は終に大正十五年一月制令第二號を以て朝鮮産業組合令を發布し同年三月一日より之を施行するに至つた。

同令は大體に於て範圍を内地の産業組合法に採つたが朝鮮の狀態よりして組合業務の範圍を販賣、購買、利用の三種に限定し信用組合に關する規定は之を除去した。

而して産業組合の設立に關しては政府は之が濫設を戒め眞に模範組合たるべき見込の確實なものに限り設立を許可せる方針を採用したが爲めその數に於ては昭和八年九月末日現在で漸く五十三組合に達するに過ぎないが、組合思想の普及に伴ひ漸次組合員數を増加し又その事業分量に於ても最近著るしくその取扱數を増加するに至つた。而して今内地の産業組合と異なる

要點を擧ぐれば次の如くである。

- 一、組合業務の範圍を販賣、購買及利用の三種に限定
- 二、組合の名稱は總て單に産業組合なる名稱を用ひ内地に於けるが如く種別による販賣組合、購買組合、利用組合なる名稱を附せず
- 三、組織は一律に有限責任制を採りその組合員の責任は出資を限度としたること
- 四、設立者の最少人員を内地組合の如く限定せざること
- 五、組合の意思機關として總會の外に評議員會を置くこと
- 六、組合長及理事の選任にあつては道知事(地方長官)の認可を受けしむること
- 七、監督は總督及道知事が監督し道知事が必要ありと認むるときは府尹、郡守、又は島司をして業務及財産の狀況報告又は検査に關する監督權の一部を行はしむことを得ること
- 八、聯合會組織なきこと

次に朝鮮産業組合令が發布された第一年昭和元年以後の組合數の増加狀況を示せば次の如くである。

昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
一三	二三	三〇	三四	三八	四三	五一	五三

而して事業の種類より見て、販賣、購買、利用の三種經營が最も多くまた組合員の構成よりしても農業者多数を占め農村産業組合としての面目を具備してゐる。而し産業組合京城第一購買會群山産業組合の如く市街地に於ける消費者の組合として實質上消費組合として活動しつつあるものを生ずるに至つたのは注目すべきことである。産業組合は目下の處その數少なく聯合會を組織する迄には至つてゐない。

次に昭和八年三月末日の産業組合の業務狀況の概要を表示すれば左の如くである。

兼營組合

組合數	四一
組合員數	五一、二八三
出資總額	八四六、五五〇
拂込済出資金	一四四、六二八
借入金	二、二一四、五八二
事業分益	
販賣品販賣額	四、四六一、一九七
購買品買却額	一、二一一、四一二
利用料又は加工料	四二、八六九
組合數	二

組合員數	一、四七三
出資總額	七、七六〇
拂込済出資金	四二、二八〇
借入金	三、三五〇
購買品買却額	三三〇、四一二

自作農創設を主たる目的とする組合

組合數	二
組合員數	三七四
出資總額	一六、二五〇
拂込済出資金	三、二五〇
借入金	四、二七二、八一九
事業分益	
販賣品販賣額	二〇三、五二五
購買品購入額	五六九、二四四
購買品買却額	一〇六、六八七
利用料又は加工料	三二一

第二、金融組合

朝鮮に於ける金融機關は、明治十一年第一銀行が釜山にその支店を設置したるに創り、明治三十九年には樞要の地に十一の農工銀行設立せられたるも、一般下級農民はその惠澤に浴するに至らず、一方在來の下層金融機關の弊害農民の思想幼稚にし

て、且つ窮乏せる實情に鑑み、「ライフファイゼン」並に「シユルチュエ」式の村落銀行及庶民銀行制度に範を採り、一面、朝鮮在來の制度慣習を斟酌して、茲に金融組合の計畫書を得たのである。

斯くて明治四十一年五月三十日勅令第三十三號を以て地方金融組合規則の制定發布を見るに至つた。その後顯著なる組合の發展は關係法規の根本的改正の必要を生じ大正三年に及び從來の法規を廢し、地方金融組合令の發布せらるゝに至つた。

爾來時運の進展と共に數次の改正を見たが、その第一次改正は大正七年であつて、之により組合の名稱を單に金融組合とし新に都市(市街地)組合、金融組合聯合會の設立が認められ、次で昭和三年朝鮮貯蓄銀行令の發布に伴ふ第二次の改正あり、更に翌四年金融制度調査會の審議決定に基き總代會の設置、監事の權限擴張等に互つて第三次の廣汎なる改正が加へられた。

金融組合は當初に於ては信用事業を主たる業務とするの外附帶事業として委託販賣、共同購入及び倉庫貨物保管をも行つたのであるが、昭和四年に於ける第三次改正に依り委託販賣及共同購入事業は業務中より削除せられ、事實上信用事業に主力を注ぐに至つた。而してその附屬法規により、一組合員に對する貸付限度が設けられ、且つ都市組合のみならず村落組合も等しく貯蓄銀行と對立して、普く非組合員の預金の受入を認められ得ることは注目すべき點である。又その組織に於て有限責任

に限定せられ、理事が總て官選せらるゝことも金融組合の特色である。

概況 昭和七年度末の金融組合數は六百七十四(村落組合六百十三、都市組合六十一)にして前年度に比し十四組合を増加したがこの外組合支所數は前年度に比しその數十五を増加して百五十七を算してゐる。組合員數八十三萬一千十八人を算し前年度に比し十萬四千七百二十四人の増加である。之を鮮内總世帯數三百八十二萬七千四百九十九世帯に比較すれば二割一分八厘に相當してゐる。而して下層階級に對し組合主義を普及宣傳し、以つて益々小産者組合員の増容を圖るべきは現下の客觀的經濟狀勢に照らし、最も緊切重要な事項と目せられる。

次に業務狀況を略述すれば、拂込濟出資金九百三十六萬三千六百二十三圓、各種積立金(法定準備金及特別積立金)一千四百三十二萬四千六百四十圓、政府下附金四百二萬七千圓、借入金五千六百四十九萬一千七百七十六圓、預り金(定期積金受入金を含む)一億三百七十五萬三千五百一十一圓にしてその運轉資金合計一億八千七百九十五萬九千四百九十圓を算する。而して貸付金は一億二千七百八十三萬二千八百九十圓にして、尙ほその他殖産銀行媒介貸付金が一千二十四萬二千六百六十九圓ある。

朝鮮總督府は金融組合創設以來、基本金を下附しその他多大の援助を與へ、之が保護助長に力め逐年順調の發達を齎して來たのである。今金融組合業務の累年發達概況をかゝぐるであら

— 植民地に於ける産粟組合 —

(29)

金融組合年終發達概況 (出資金以下金額單位千圓)

種目	年度		昭和元		昭和四		昭和八		昭和一二		昭和元		昭和四		昭和五		昭和六		昭和七	
	本所數	支所數																		
組合總數	四〇	七	一〇																	
組合總額	五,六六六,七六六	一,一〇〇,〇〇〇																		
出資金總額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
積立金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
政府下附基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
借入金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
預り金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸出金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
預託銀行媒介付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
預金(年度内)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託販賣金高(同)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共同購入金高	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入庫品價額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出庫品價額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
剩餘金(△損失)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

右表より昭和七年度末を前年度末に對比するに、總貸付高に於て三百九十四萬餘圓、預り金總高に於て一千四百九十八萬

— 農 業 組 合 年 報 —

餘圓の増加を見た。かくの如く貸付金の増大をなしつつ、他方貯蓄銀行郵便貯金等の貯蓄機關の存在するにかゝらず、組合預金の増大せるは金融組合の信用の大なると庶民金融機關たるの實を擧げつゝあるを物語るものである。

尙ほ茲に説明を要すべきものに政府下附金、媒介貸付金、倉庫業務がある。政府下附金は政府が組合の新設に際し經營援助の目的を以て一組合毎に無利子で下附せるものである。媒介貸付金は地方に於ける比較的大口の産業資金の需要に應せんがため朝鮮殖産銀行の貸付業務の媒介をなすものである。また倉庫業務は昭和四年第三次組合令改正により委託販賣購買事業が全廢され組合業務が専ら金融事業に集約さるゝに至つた後も倉庫を有する組合は之を營み得る事を認められたものである。

貸付金

(イ)普通貸付金 普通貸付金の使途別貸出高を見ると次の如くである。

1 農業資金	七九、二八八、九六一 <sup>甲</sup>
2 商工業資金	二六、三一〇、三六〇
3 水産業資金	一、〇九六、〇八二
4 雜資金	一一、六〇〇、三〇二
計	一一八、二九五、七〇五

而して農業資金の貸付金一口平均額は百三十五圓にして商

工業資金の貸付金一口平均額は二百九圓である。

次に普通貸付金の種類を左に示すこととする。

(1) 農業資金 土地購入、土地改良、農舎建設、農具買入、牛馬買入、肥料及種子、勞銀及糧食、副業資金、舊債償還、其の他

(2) 商工業資金 店舗設備、商品仕入、工業用原料買入、工業用器具買入、工場設備、舊債償還、其の他

(3) 水産業資金 漁業設備、製鹽資金、舊債償還、其の他

(4) 雜資金 住宅設備、家政整理、舊債償還、其の他

(ロ) 特別貸付金 本貸付金はその資源を大藏省預金部低利資金に仰ぎ聯合會を通じて之を受入れ更に政府の社會政策的意圖によつて農事改良資金、特種産業資金、高利債整理資金として貸出されてゐる。

而して特別貸付總金額の前年度對比を見るに約三百八十八萬圓の増加をなしてゐるが之は高利債整理の貸付資金が昭和七年度より融通されたるを主因とする。

特別貸付金總高九、五三七、一八四圓

次に貸付金を種類別に分類すれば、短期無擔保貸付金四千三百六十八萬九百七十一圓を最高とし、長期擔保貸付金四千百一十一萬九千二百八十五圓、短期擔保貸付金二千八百八萬九千二百二十九圓之に次ぐ。

尙ほ手形貸付、當座貸越、割引手形は都市組合に限り行はる

いものにして、手形貸付は期限を六ヶ月に限る短期貸付に限られ、その中無擔保手形貸付金は六百四十四萬七千四百六十八圓、擔保手形貸付金は百九十八萬八千一百一十一圓にして昭和六年度より幾何か減少を示してゐる。

預り金

預り金總額は一億三百七十五萬三千五百二十二圓にして、種類別より見れば貯蓄預金の四千五百七十一萬四千五百二十六圓を最高としその他定期預金四千四百一十一萬三千七百七十七圓、振替預金九百十六萬三千七百六十三圓、當座預金三百九萬七千七百二十圓を示し、更に定期積金としての受入金四百三十六萬三千八百六十五圓である。但し當座預金は商取引業者を主たる預け主とする。

村落金融組合 は昭和七年度末に於て、組合數六一三、組合員數七十九萬三千三百七十五、その中農民が大部分を占め少数の商工水産業者を包含してゐる。之れ朝鮮の地方に於ける民衆が殆ど農業者を以て構成さるゝが故である。次に村落金融組合業務概況をかゝぐることをする。

村落金融組合業務概況(昭和七年度末)

組合員數	六一三
組合員數	七九三、三七五
出資金	一〇、二五六、三八〇
積立金	一一、七一〇、三九四

借入金	五一、九五七、二七八
預り金	七〇、三三五、七四三
貸出金	一〇五、〇〇七、二〇三
媒介貸付金	一〇、二三八、六六九

次に村落金融組合の職業別表をかゝぐる。

農 業	七四四、六八五
商 業	二三、八五四
工 業	二、六四〇
水 産	三、九五九
其 他	一八、三二七
計	七九三、三七五

都市金融組合 は大正七年の第一次金融組合令改正によりて認められ、當初に於ては村落組合と異なり自由主義が認められたるが、昭和四年四月の第二次金融組合令の改正により多少の變革を見、理事の任免の如きも、朝鮮總督に歸屬するに至つた然し業務取扱に於て、出資一口金額の大なること手形割引及當座貸越の取扱が認められ居ること、一人當貸付高の制限大なること、短期貸付の期間が短きこと及び業務區域の狭小なること等に於て村落組合と相違がある。

昭和七年度末に於ける組合數は六十一、組合員數三萬七千六百四十三である、之を區域内總世帯數三十八萬四千三百三十五世帯に比すれば約九分強に相當し村落組合に於ける比率二割三分

— 鐵 年 合 組 業 産 —

に比すれば將來開拓さるべき「協同組合の沙漠」の多々存在をすることを示すものである。

組合員は商業者一萬七千九百五十九人、工業者二千五百七十三人、その他は自由職業者乃至俸給生活者である。

次に事業概況を示すであらう。

都市金融組合業務概況(昭和七年度末)

組合員数	六一
組合数	三七、六四三
山安金	三、一六三、五〇〇
積立金	二、六一四、二五〇
借入金	四、五三三、八九八
預り金	三三、四一七、三〇九
貸出金	二二、八二五、六八七
媒介貸付金	四、〇〇〇
次に都市金融組合の職業別表をかゝぐる。	
農 業	四、五七九
商 業	一七、九五九
工 業	二、五七三
水 産	四九〇
其 他	一一、〇四二
計	三七、六四三

村舎金融組合及都市金融組合に於ける業務状況、貸付金、預

り金、金利等に付ても、統計を基準に詳述したいのであるが、頁數に制約されて遺憾乍ら省略することとする。

第三、朝鮮金融組合聯合會

從來の各道金融組合聯合會、中央に朝鮮殖産銀行並に中央聯絡機關たる朝鮮金融組合協會の三層の建前であつた金融組合運動が、昭和八年八月三十一日各道聯合會及金融組合協會の各業務並に朝鮮殖産銀行が合併されて朝鮮金融組合聯合會の誕生となつた。かくて單位組合たる地方的各金融組合並に資金關係に於て會員として認めたる各種産業法人を綜合する朝鮮金融組合聯合會が設けられたのである。

新生朝鮮金融組合聯合會は昭和八年九月一日よりその業務を開始したが、京城に本部を置き十三道に支部を置くは前述の通りである。本部の事務分掌は庶務部、金融部及教育部の三部編成となし、各部長には理事を配し、また十三道支部には夫々理事たる支部長を置いてゐる。

次に舊各道聯合會の業務状況表をかゝぐる。

— 植民地に於ける産業組合 —

業務概況 (舊各道聯合會)

聯合會名	所屬會員數	支出					損益勘定					
		法務費	産業費	政府貸	諸積立金	借入金	預り金	貸付金	預け金	總益金	總損金	純益金
京畿道	6,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
忠清南道	6,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
忠清北道	6,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
全羅南道	6,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
全羅北道	6,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
慶尙南道	6,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
慶尙北道	6,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
黃海道	6,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
平安南道	6,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
平安北道	6,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
江原道	6,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
咸鏡南道	6,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
咸鏡北道	6,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
計	66,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

今昭和八年九月末現在に於ける本部並に各道支部に於ける資金授受に關する主要業務計數を示せば次表の如くである。  
舊各道聯合會の昭和七年度末業務に比し諸積立金の減少を見たるは出資金に振替へたるによる。

— 鐵 年 合 組 業 產 —

部 及 支 部	所 屬 會 員 數	組 合 產 業 法 人 計	出 表 拂 政 府 諸 稅					損 益 勘 定			
			込 濟 金	貸 下 金	立 金	借 入 金	預 り 金	貸 付 金	預 け 金	總 益 金	總 損 金
本 部	1	1	1,000,000.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,000,000.00	0.00	1,000,000.00
京 畿 道 支 部	1	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
忠 清 北 道 支 部	1	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
忠 清 南 道 支 部	1	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
全 羅 北 道 支 部	1	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
全 羅 南 道 支 部	1	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
慶 尙 北 道 支 部	1	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
慶 尙 南 道 支 部	1	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
黃 海 道 支 部	1	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平 安 南 道 支 部	1	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平 安 北 道 支 部	1	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
江 原 道 支 部	1	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
咸 鏡 南 道 支 部	1	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
咸 鏡 北 道 支 部	1	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計	11	11	1,000,000.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,000,000.00	0.00	1,000,000.00

(昭和八年九月末)

組合金利の改定

朝鮮金融組合聯合會は既述の如く成立後、間も無く左表の如く新利率を定め、九月十五日より施行するに至つたが、これによつて舊各道聯合會の施行利率より預金に於て一厘、貸付金に於て三厘方何れも最高利率を引下げたことになる。斯くて聯合會の方針とする施行金利の統一低下は低金利時代に順應して漸次顕現せられるであらう。

一、貸付金利率

長期貸付金 年七分一厘

短期貸付金 年七分五厘

當座貸越 日歩二錢三厘

二、預り金利率

定期預金三箇月以上 會 員 年五分 非會員 年四分五厘

同 六箇月以上 年五分三厘 年五分

同 一箇年以上 年五分五厘 年五分二厘

當座預金 日歩 一錢

本部の業務狀況  
次に本部の營む業務別について現況を概説するであらう。  
金融組合聯合會の現況を機關、業務及資金に分ちて述べれば

次の如くである。

一、機關 聯合會の機關は會長、理事、監事及總會である。各機關毎に員數及其の任期は各々異なるけれども何れも朝鮮總督が任命するのである。但し監事は會員の代表者中より選任される。

二、業務 聯合會は京城に本部を十三道に支部を置いてゐる。支部は本部の方針に基き會員の資金の調節業務上の指導と實地調査に任ずるのである。今本部に於ける各種業務の概要を述べん。

資金の調節 會員たる金融組合、産業組合又は漁業組合事業のため資金の有無相通をなす。

宣傳及調査 組合主旨普及のため數多の定期刊行物を發行してゐる。其の他組合文獻、宣傳用冊子、映畫、業務用資料の蒐集統計の作成をなす。

共同調辨 會員所要の帳簿、用紙類、雜貨類及肥料は一切本會の手によりて購入し統制を圖つてゐる。

火災損害補填 會員建物の火災共濟事業を營めり。

職員特別給與金 本給與金は會員たる金融組合の職員に限られ毎月その給料の七分の一を賒出せしめ、退職死傷その他特定の場合に規定の給與をなすものであるが、その職員數四千八百人基金百五十萬圓を算してゐる。

監査指導 本部は支部の業務を監査すると共に、會員たる金融組合の業務調査は主として支部をして之に當らしめ指導上の大綱を授け、又毎年一回は必ず會員の業務を監査せしめてをる。教育事業 組合経営を善導するため組合職員の教養をなして居る。即ち中央に於て講習會を行ひ又地方講習に對しては講師を派遣する。

大會 三年毎に全鮮金融組合の中央大會を開催し、其の他の年には支部大會を開く。

### 三、資 金

聯合會の運轉資金は主に會員の出資金、法定準備金、特別積立金、各種借入金、會員の各種預り金より構成されてゐる。

### 金融組合令の改正

各道金融組合聯合會を打つて一九としたる中央聯合機關の創

## 第三節 樺太の産業組合

樺太に於ける産業組合運動は大正四年五月二十八日勅令第十八號を以て産業組合法の一部(第九條第二項、第七十九條並に産業組合中央會に關する規定)を除き施行せられたに始まる内地の産業組合と異なる點は(一)組合及聯合會の區域に制限なきこと(二)監督は樺太長官及樺太支廳長なること(三)登記及届出期間を二倍とし、その他總代會成立要件、剩餘金配當率

設の議は組合の發達に伴ひ年々その聲を高めつゝあつたが昭和八年に入り機運漸く熟し遂に同年八月十七日朝鮮金融組合聯合會令の發布を見るに至り、金融組合令に於ても亦第五次の一部改正を見た。

之に依り舊各道金融組合聯合會、及朝鮮殖産銀行が昭和三年十月以來蓄み來たる金融組合中央金庫業務、並朝鮮金融組合協會が昭和三年十月以來取扱ひ來たる全鮮金融組合の中央聯絡上の事業の三つを一齊に新聯合會に合併し、爰に全鮮金融組合の唯一全體的の中央機關が創設された。

尙ほ昭和七年中に朝鮮總督府令第百一十一號、昭和八年中に制令第七號及第八號、朝鮮總督府令第八十三、八十四、八十五號の改正があつた。

に於て異なることである。

而して大正五年末には信用組合五、信販購利組合一の設立を見たが、居住者の多くは恒心なく、また隣保共助の觀念に缺け相互扶助的協同運動たる産業組合の育成は極めて困難であつた。

樺太への移住者(漁業者、農業者、林業者、商業者)は一握千金を夢みる者か、大漁を當て込む者か、或は安い山の拂下げを

受けて一儲けしようと言ふ者の類が多く、またそれ等の人々は集團移民でなく、各地からの寄り集りであり従つて職業や生活様式を異にし、就中相互の利便のため協力するの念に薄かつたかゝる事情は必然的に彼等を個人主義に育て上げ協同運動の發展を阻害したのである。

併し爾來熱心なる當事者の指導と當局の勸奨擁護とは居住民に相互扶助的協同精神に目醒めざるに至つたが、昭和四年の經濟恐慌、及びその後の慢性的不況、加ふるに大山大火、大水害、不漁、不作、生産物(漁業林)價格の慘落は極度に彼等の經濟生活を困窮化せしめたが、このことは却つて眞に協同運動の必要を痛感せしむるに至り、當事者の指導と相俟つて、産業組合運動の發展に拍車を加へることゝなつたものである。

最近數年に於ける組合數、組合員數、運動資金の激増は如實に之を物語るのである。即ち昭和元年より昭和八年に至る間に於て、組合數は三十三より五十七に、組合員數は二、三九六八よ

種類別組合數累年比較

種類	大正四年 (樺太組合 法公布ノ時)							
	同五年	同六年	同八年	同十年	同十二年	昭和二年	同四年	同五年 一〇月末
信用組合	—	—	—	—	—	—	—	—
販賣組合	—	—	—	—	—	—	—	—
購買組合	—	—	—	—	—	—	—	—

り五、七九二人に増加し、運動資金(拂込濟出資、積立金、借入金、貯金)は三、四六七、二七八圓より三、七四五、八〇三圓となり、聯合會の運動資金は三四八、四八九圓より七四一、五九三圓に激増し、特に昭和五年以後に於ては年々二倍乃至三倍に増加し聯合運動の著しい發展を見る。

特に第四回全島産業組合大會に於て内地の産業組合擴充五ヶ年計畫に呼應し、樺太産業組合擴充三ヶ年計畫を樹立し、「組合員は更に良き一人の組合員を作れ」の標語の下に全島を擧げて、産業組合各種事業の進展擴充に全力を注ぎつゝある。

尙この外從來より組合運動の徹底を期するため「樺太産業組合報」(月刊)産業組合新聞の刊行、宣傳パンフレットの配布、産業組合映畫による未設置地方への宣傳、不良組合の改善に資してゐる。

次に樺太産業組合の概況を掲げる。

— 位 年 合 組 業 産 —

計	信販購利組合	購販利組合	信購利組合	信販利組合	信販購利組合	購利組合	販利組合	販購利組合	信利組合	信購利組合	信販利組合	利用組合
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
六	一	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一五	一	1	1	七	1	1	1	一	一	1	1	1
二六	三	1	1	七	1	一	一	二	三	一	1	1
三三	三	1	1	九	1	一	一	二	五	一	1	1
三四	二	1	1	七	一	一	一	二	五	一	1	1
三六	四	1	1	一三	一	1	1	1	二	1	1	1
四〇	八	一	一	一	一	1	1	1	一	1	1	1
四五	八	一	一	一〇	一	1	一	一	一	1	1	1
四、	一	一	一	八	一	1	二	一	1	1	1	1
四八	一	一	一	八	一	1	二	二	一	1	1	1
五七	一	七	一	七	一	1	二	二	一	一	1	1

右表を視るに、組合法發布の大正四年中は一組合の設立も見ず、翌五年に至り、信用組合五、信販購利組合一が設立され、爾來單營の販賣組合及利用組合を除く各種の單營及兼營組合の設立増加を見、昭和八年末には五十七組合を算ふるに至つた。事業別組合數を見るに、兼營組合を包含せしむるときは、信用組合四十五、販賣組合三十五、購買組合三十七、利用組合二

十八、信用組合が最重要な位置を占め、購買組合之に続く。最近の設立、解散を見るに、昭和元年より昭和八年に至る間に於て設立は年々一、四、三、四、五、四、一九であるが、解散は昭和元年の五を例外とし以來一、二、一、無、二、無、無の状態である。

組合員數累年比較

種目	大正四年 (組合法公布年)		同五年	同六年	同七年	同八年
	組合員數	調査組合數				
組合員數	二九五	六	三、〇一〇	三、〇一〇	三、〇一〇	三、〇一〇
一組合當組合員數	四九	六一	一〇〇	一〇八	九四	一一九
農	二三八	五一三	五一四	六六六	八七八	一一〇六
工	一一	三七	一〇五	三二〇	一三〇	一四〇
商	七九	二九四	六一七	一、〇一五	一、二七三	一、二八三
漁	七三	三五二	四〇八	三六一	三八六	三九六
林	—	一七	四五	二六	五九	七三
官吏會社員	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	一八七	一、三二一	五六一	五一七
共	—	—	—	—	—	—

(官吏社員欄は昭和四年より設く)

組合員數は大正五年末の二九五より、昭和八年末に至る間に於て五、八五〇人となつたが、その間唯昭和三年の數字のみが減少を示してゐるのは調査組合數の少數なりし結果であり、漸増の一途を辿つて來たのである。一組合當り組合員數も現在百二十二人で當初に於ける五十人内外に比すれば二倍強である。

組合員を職業別に見れば、前年迄は常に商業者が首位を占めてゐたが八年度に於て農業者が首位となつたことは注目すべきであり、次は官吏、水産業者、工業者、林業者の順である。尙其の他が一、〇〇九人上つてゐるが、市街地組合に於て之の多數なるを見るからこの中には使用人、労働者を多く含んでゐるのであらう。

— 信 用 組 合 業 務 —

組合總括概況

項目	昭和三年	同 四年	同 五年	同 六年	同 七年	同 八年
組合員數	2,762	3,266	3,812	4,216	4,600	4,984
出資口數	6,316	7,154	7,966	8,784	9,600	10,416
出資金	6,616,710	7,500,000	8,384,000	9,268,000	10,152,000	11,036,000
拂込済出資金	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
準備金	—	1,000,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
積立金	1,673,000	2,700,000	3,800,000	4,900,000	6,000,000	7,100,000
借入金	2,216,000	3,000,000	3,800,000	4,600,000	5,400,000	6,200,000
剩餘金	1,216,000	1,700,000	2,200,000	2,700,000	3,200,000	3,700,000
信用組合貸付金	1,216,000	1,700,000	2,200,000	2,700,000	3,200,000	3,700,000
信用組合貯金	2,216,000	3,000,000	3,800,000	4,600,000	5,400,000	6,200,000
販賣組合販賣高	2,216,000	3,000,000	3,800,000	4,600,000	5,400,000	6,200,000
購買組合買却高	1,216,000	1,700,000	2,200,000	2,700,000	3,200,000	3,700,000
利用組合利用高	2,216,000	3,000,000	3,800,000	4,600,000	5,400,000	6,200,000

各種の事業状況を見るに次の如くである。

信用事業は樺太に於ても組合事業の中心をなし、貸付総額は累年増加して昭和八年末現在二、七六二、三〇四圓となり、一組合平均についても漸増を示してゐる。八年度内の貸付額八、二八七、五八一圓、其償還額八、〇三七、八〇六圓であつた。

貯金總額は昭和八年末現在一、四四五、七七五圓之亦累年増加、一組合平均に於ても逐年増加を示してゐる。昭和八年度内受入額五、〇四〇、一二一圓、拂戻額四、九一三、四七四圓であつた。而して現下の不況は組合の經營を困難化せしめ貸付金の固定に悩まされてゐる有様であるが、組合中には理事者そ

の人を得ずして經營を悪化せしめてゐるものも少くない。併し中には順調なる経過を辿り現に一割乃至一割二分の配當をなしたつゝある組合あり、減価貯金を勵行せるもの、或は不良貸出の整理に努力中のものがあるから、今後の一層の發展は期待し得ることゝ信ずる。

**購買事業** 昭和四年及び五年には可なりな後退を餘儀なくされたが、昭和七年に入りぐんと盛り返した。即ち昭和五年の五萬圓から十八萬餘圓に盛り返した。組合によき理事者を得組合員の理解を徹底せしめるならば更に躍進の餘地は眼前に拓けるのである。

**販賣事業** 之とても未だ充分の活動をなしてゐると思へ

運轉資金累年比較

種別	大正五年	同一〇年	昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年 十二月末	同八年 十二月末
組合数	六	三	三	三	四	五	五	五	五
調査組合数	六	三	三	三	四	五	五	五	五
拂込済出資金	二,五五〇	三,三六六	三,四四四	三,〇〇六	三,二〇七	三,五五五	三,一八八	三,〇〇〇	三,〇〇〇
準備金	一	六,五五五	一〇,〇〇〇	三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
借入金	〇	二,五五五	七,〇〇〇	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
借入金	〇	二,五五五	七,〇〇〇	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
計	二,五五〇	六,九二一	一〇,四四四	一六,〇〇六	一三,二〇七	一三,五五五	一三,一八八	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇
一組合平均	四二五	一,一七〇	三,四八〇	五,三三五	三,三〇二	二,七一一	二,六三八	二,六〇〇	二,六〇〇

ぬ。併し不況の際に於て販賣額を十六萬九千圓より二十三萬六千圓に増加せしめたことは注目すべきである。而して農、畜産物の共同販賣、農業倉庫設立等の新規計畫により眞に組合の威力を發揮し得る日は遠い將來ではあるまい。

**利用事業** 利用設備の重なるものは貨物自動車、發動機船等であり、生産物又は購買品の運搬、沖合漁業に利用されてゐる。

組合の事業は右の如くであるが、別に組合員の副業に養狐、割箸製造あり、養狐に要する資金貸付のため信用組合も組織されてゐる程であるが、これ等が確實なる販路を求め得るときは販賣組合の事業として有望と思はれる。

— 業 組 合 年 度 —

運轉資金(信用)	六	三三	一元	三三	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
貯金	一〇七、七〇	五、七〇	三三、七〇	六六、六五	七六、六六	九四、六六	一〇八、七五	一二〇、七五	一三三、七五
一組平均	一元	三、三三	一五、二五	三〇、六六	三三、六六	三三、七五	三三、三三	三三、三三	三三、三三
合計	三三、〇〇	三三、七〇	一、〇〇	一、〇〇	三三、七五	三三、三三	三三、三三	三三、三三	三三、三三
組合平均	三三、〇〇	三三、〇〇	三三、〇〇	三三、〇〇	三三、〇〇	三三、〇〇	三三、〇〇	三三、〇〇	三三、〇〇

運轉資金の累年増加は組合の發展に伴ふ當然の結果であるが最近数年間は年に二十萬圓乃至五十萬圓の増大を示し、昭和八年末に於て三、七六一、五四一圓に達した。運轉資金を内譯すれば拂込済出資百四十六萬圓及貯金百四十四萬圓がその重要部分を占め、借入金は四十七萬圓で昭和五年末に比し約二倍に激増してゐるが、全運轉資金の一割二分強を占むるに過ぎぬ。この他に準備金三十一萬餘圓、諸積立金五、六萬圓がある。

有限責任樺太信用組合聯合會

樺太信用組合聯合會は樺太唯一の聯合會であり、未だ他種事業の聯合會の設立を見ぬのであるが、それは内地の産業組合中央金庫の如く樺太に於ける産業組合金融の中樞をなすのであ

有限責任樺太信用組合聯合會概況 (區域全島)

會員數	大正十四年	昭和二年	同 四年	同 五年	同 六年	同 七年	同 八年
出資口數	一一	一三	一七	二五	三三	三三	四五
出資金	二六、五〇〇	三六、〇〇〇	四三、〇〇〇	六七、五〇〇	八六、〇〇〇	九三、〇〇〇	一一七、〇〇〇

現在加入組合數四十五、出資金は累年増加して百十七萬圓に達し、運轉資金(拂込済出資、諸積立金、借入金、貯金)亦昭和四年の二萬餘圓より躍進に躍進をつゞけ昭和七年末には七十四萬餘圓に激増した。又貸付金額(昭和八年度内)は五七六、四五九圓、貯金受入額(昭和八年度内)は五五五、八九四圓で、之等を昭和六年度内のそれに比すれば共に二、五乃至四倍近き躍進である。更に昭和五年、四年に遡つて見ればこの形勢は一層顯著であるが、之は同聯合會設立が大正十四年であることを考ふれば當然の進展であるとも言へる。

拂込済田資金	二、六五〇	一〇、一〇四	一八、五二五	二七、七一一	三八、九一九	四七、六七九	五七、八二三
準備金	—	—	—	—	—	—	—
借入金	—	—	—	—	—	—	—
貯蓄金	—	—	—	—	—	—	—
貸付額	—	—	—	—	—	—	—
預金	—	—	—	—	—	—	—
剰餘金	—	—	—	—	—	—	—
計	五	五四五	一、八二二	二、五七〇	二、三四八	四、九二九	五、六九二

樺太産業組合協會

昭和六年三月樺太産業組合協會が設立された。これは内地の産業組合中央會と同様産業組合の中心的指導獎勵機關である。

第四節 關東州の金融組合

附・滿鐵社員消費組合概況

過去に於てかゝる機關を缺いた本島の産業組合運動が、本協會の活動によつて面目を改め行くべきは疑ひなき所である。

第一、概況

關東州に於ける金融組合の發生は大正十三年に初まる。當時州内の庶民金融は都市、村落を問はず極度に硬澁を來たし、その儘に移推せば出々しき事態の惹起せられざるも測れざる状態にあつたので、關東廳に於ても之が對策に腐心を、同廳の厚き庇護の下に朝鮮に於ける金融組合制度の移入を圖り、先づ試験的に五つの村落組合を設立しその成績を見たるに極めて良好な

りしを以て、昭和三年五月勅令第八十九號を以て愈金融組合令を發布しこゝに法制上の制度の確立を見るに至つたのである。爾來、組合事業は順調に發達し、昭和三年末には村落組合五、都市組合四、合計九組合であつたが昭和九年五月末には村落組合五、都市組合十六、都市組合支所一、合計二十二となり、殊に都市金融組合に於ては逐年著しき増加を示してゐる。今、關東州に於ける金融組合の特徴を示せば次のやうである。



區別	組合別	組合員數	出資口數	出資金	預り金	貸付			合計
						普通貸付	低利貸付	合計	
金州	一、五五	三、三三	五、三〇	一、五五	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、五五
背府店	一、〇〇	二、〇八	三、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
鎌子窩	一、五五	三、三三	三、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、五五
大連	七、七九	七、九一	三五、五五〇	二、一〇	五、八一	三、一七	二、一六	一、九九	六、三八
沙河口	二、九四	三、四〇	一七、〇〇〇	七、一三〇	一、三二	六、三三	七、二	四、八五	二、〇四
旅順	二、四四	六、九〇	三四、五〇〇	五、四、八九六	一〇二	一〇五	三八	五、三八	一、四〇
五房店	一、二七	二、七四	一三、七〇〇	四三、九二八	五四	五七九	一五	四、五〇	七〇
大石橋	一、五七	六、九〇	三四、五〇〇	四、五、八〇三	一〇〇	三九五	二九	七〇〇	一、三〇
鞍山	一、七四	七、八二	三九、一〇〇	一、六七、五六五	一二	五九六	三六	一九〇	一、五八
遼陽	一、七一	四、一五	一七、七五〇	六、一、一二一	六七	一八〇	五六	五二〇	一、二三
奉天	一、四〇	三、五一	一七、五五〇	四三、〇三七	五八	八六一	二八	三、一五	八七
撫順	五、九六	三、九一〇	一九、五〇〇	三三八、五〇九	三九六	三八〇	一四四	五二〇	五、四〇
鐵嶺	四〇一	二、一一六	一〇、五、八〇〇	八四、九三九	三一	〇八二	七九	二二〇	三、九〇
四平街	一〇九	四、二六	二、三〇〇	二四、二〇一	五二	三四七	二八	五、一〇	八〇
公主嶺	一三三	一、九六	九、八〇〇	八〇、八〇八	五五	七、一七	二二	〇三七	七七
新京	一、二二	四、四四	二〇、七〇〇	三三、八七一	九三	〇八〇	三七	六、六四	一三〇
新大塚	五、二二	二、五九三	一、二九、六五〇	一、九〇、六七六	四三五	五〇六	九五	九、九五〇	六、四

都市金融組合業務狀況 (昭和九年五月現在)

都市金融組合に於ては、滿洲事變後益々の發展著しきものであり、今その數字を示せば次のやうである。

合計 六、三〇、一〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇、〇〇〇 一、三三、〇〇〇、〇〇〇

哈爾濱	一七九	六八七	三四、三五〇	三一、八二三	六八、〇九六	四七、八五六	一一五、九五二
安東	三四	一七〇	八、五〇〇	—	—	—	—
合計	四、三〇三	一五、二九四	八六四、七〇〇	一、五三九、五二二	二、二四一、六八八	九五二、三三三	三、三四四、〇二一

金融組合聯合會資金狀況 (昭和九年六月末現在)

(A) 運轉資金ノ内譯

名稱	會員數	出資口數	出資		貸下資金		貸付		預金		雜勘定補助金	利息金	合計
			出資金	貸下資金	短期證書	預金	貸下資金	借入金	定期	當座其ノ他			
滿洲金融組合聯合會	三	三	10,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—	—	—	—	—	10,000

(B) 資金運轉ノ内譯

名稱	出資金	貸下資金	貸付		預金		現金	雜勘定損失金	合計
			短期證書	預金	定期	當座其ノ他			
滿洲金融組合聯合會	10,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—	—	—	10,000

都市金融組合資金狀況 (昭和九年六月末現在)

(A) 運轉資金ノ内譯

組合數	組合員數	出資口數	出資		貸下資金		貸付		預金		雜勘定利益金	合計
			出資金	貸下資金	短期證書	預金	貸下資金	借入金	定期	貯蓄其ノ他		
一七	1,155	1,155	1,155	1,155,000	1,155,000	1,155,000	—	—	—	—	—	1,155,000

(B) 資金運轉ノ内譯

組合數	出資金	貸付	預金		雜勘定現	金損失金	合計
			手形貸付	短期證書			
一七	1,155,000	1,155,000	1,155,000	1,155,000	—	—	1,155,000

村落金融組合資金状況

(A) 運轉資金ノ内譯

組合数	組合員数	出資口数	出資金	貸付額	特種借入金	預り金	雑勘定	利益金	合計
五	六九七	10,130	1,310,700	1,410,000	1,200,000	定貯金	1,200,000	1,460,000	1,460,000
						定期貯蓄	1,200,000	1,460,000	1,460,000
						雑勘定	1,200,000	1,460,000	1,460,000

(B) 資金運轉ノ内譯

組合数	未済貸付金	短期證書同(擔保)	上流込物件	不動産什器	取付金	定期座金	現金	雑勘定	損失金	合計
五	一、五五七、七〇五	一、五五七、七〇五	七、三三〇、七三六	一、八七四、五九六	三、三〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	一、四六〇、〇〇〇	一、四六〇、〇〇〇

第三、金融組合聯合會

滿洲金融組合聯合會は昭和九年五月末現在に於て所屬組合二十一を算し、うち都市組合十六、村落組合五である。次に聯合會の事業を示せば

(イ) 預金及資金運用の状況は各組合相互間の「協同」の理想に基き所屬組合遊資の聯合會集策を採り、昭和七年十二月一日より定期預金利率一ヶ年三厘、半ヶ年二厘の利率引上げを實施せる結果年度末定期預り金額は六年度末二十七萬六千圓より四十萬二千圓に激増し當座預り金も亦八萬八千圓より十一萬七

千圓に増加した。

貸付金は政府貸下資金に依る貸付が新京組合哈賓支所の増加に伴ひ五萬圓の増加を見たるに反し短期證書貸付に於ては村落組合中貸出減少し預り金の増加を示したる二、三の組合が聯合會資金の融通を受けざることとなりたるため前年度末に比し十一萬圓を減じ年度末現在十萬圓となつた。

(ロ) 所屬組合に對する指導は一段の周密を期し、主として實地に付き業務の指導調査をなすこととなつた。

即ち組合長及理事協議會、村落組合理事協議會、座談會等を開催して指導の上に遺漏なきを期した。

尙ほ前年度より關東廳に提出する各組合よりの書類を聯合會經由としたことは各組合の連絡と統制上多大の効果があつた。

### 第四、滿鐵社員消費組合

一、組合運動の沿革 滿鐵社員消費組合の創立は大正八年十一月一日であるが、それ以前にも滿鐵會社の創業當時（明治四十年）より調辨所なる制度があつて不完全ながら社員に物資の配給を行つてゐたのであつた。然しこの經營は委託制度であつて事實上甚だ不便が多かつたので會社に於て種々研究の結果遂に滿鐵消費組合を設立するに至つたのである。

この組合は其の創立の當初滿鐵會社より種々の恩惠的補助を受けてゐたが、その後年々經營の基礎が鞏固となるに従つて最早何等の補助を要せざる状態に至つたので、大正十四年四月一日以來全部之を廢し、その組織及名稱も一部を改めて滿鐵社員消費組合とし、茲に名實共に滿鐵社員の完全なる自治機關となつて現在に及んでゐるのである。

因みに同消費組合の法律上の地位は關東州及滿鐵附屬地に未だ産業組合法が施行せられてゐないから、産業組合法に依る購買組合ではなく所謂任意申合せ組合である。然し同組合の經營規模は内地の國有鐵道共済組合購買部にも比敵すべきものであるから廣き意味の我國産業組合運動の動向を知る爲めに必要缺くべからざるはこゝに喋々するまでもない。

二、組合の業績 最近一ケ年間（昭和八年四月—同九年三月）に於ける組合の業績概要を示せば左の通りである。

組合員數 二七、二九名  
組合員出資金額 二七一、五七〇圓

分配所數 六六ヶ所  
賣上總額 一三、五八四、七四〇圓

組合員一人當月平均購買高 四三圓七〇錢  
備考 組合員數分配所數、出資金額は年度末現在のものなり

次に最近八ケ年間に於ける組合事業の諸統計を示せば左の通りである。之によつて見るに滿鐵社員消費組合が如何に健實な歩みをなしつつ發展の過程にあるかようかはれる。

年 度	組合員數	出資金	諸積立金	賣上總額	剩餘金	組合員一人當月平均購買高
昭和元年度	三、〇〇	三、〇〇	五二、五〇	八、〇五、〇〇	一、〇〇	二、六〇
同 二年度	三、七六	三、七六	七七、五七	八、四四、八八	一、〇〇	二、六〇
同 三年度	三、五五	三、五五	九〇、五五	九、〇五、五五	一、〇〇	二、六〇
同 四年度	三、七九	三、七九	九六、六三	九、八八、三三	一、〇〇	二、六〇
同 五年度	三、〇〇	三、〇〇	一〇一、〇〇	九、九六、三三	一、〇〇	二、六〇
同 六年度	三、〇〇	三、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇、〇〇、〇〇	一、〇〇	二、六〇
同 七年度	三、〇〇	三、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇、〇〇、〇〇	一、〇〇	二、六〇
同 八年度	三、〇〇	三、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇、〇〇、〇〇	一、〇〇	二、六〇

備考 一、組合員數、組合員出資金、諸積立金は各年度末現在のものなり

三、組合の教育宣傳及活動狀況

イ、教育宣傳

「協和」(滿鐵社員會發行)月二回發行部數四〇、〇〇〇部)に消費組合員を設け毎月組合の活動狀況、商品の紹介、物價の趨勢等を掲載する外附録として毎月一回「主婦のお買物案内」を發行し全取扱商品の値段を掲載配付す外に

- 一、消費組合研究(不定期)
- 一、文泉(消費組合ニ關スル文獻ヲ集録ス)月一回發行す

ロ、活動狀況

關東州及滿鐵附屬地に六六箇所ノ分配所ヲ設ケ九〇〇名ノ従事員ヲ以テ商品ノ配給ヲナス外春秋二季ニハ五編編成ノ慰安車ヲ運行シ約ケ二ケ月間ニ亘リ滿鐵中間驛ニ勤務スル組合員ニ珍ラシキ商品ヲ配給スル外娛樂車内ニ於テ映畫觀賞、碁、將棋等ヲ樂シム慰安車ニ於テ配給スル金額ハ年四五、〇〇〇圓ニ及ブ

慰安車ノ編成  
娛樂車、食堂車、分門車一號、分配車二號、寢臺車

第五節 南洋群島に於ける産業組合

一、組合設立を要求せる事情

南洋群島は從來、金融機關が整備してゐないために企業家の資本は殆ど内地より調達せねばならない状態であつた。ために資金の調達は極めて困難で、且つ金利は甚だ高率となるのが常である。然るに一面俸給生活者及勞働者等の剩餘所得は總て内地に送られ又群島在住邦人は日常必需品は殆ど全部内地に求められてゐる。従つて群島内の人々は常に資金の缺乏に悩まされてゐる現状である。故に群島産業の開發上及び經濟生活の進展上金融機關設置の急務であることを痛感しつゝあつたが、交通

機關その他の事情にさへぎられ、その機運進まずして、無盡講の簇出となりてその弊害も甚だ多かつた。産業組合制度の實現は主として金融の圓滑なる發展及び産業並經濟の發達のための必要からであつた。

次に産業組合の發達の概要をかゝることにする。

二、産業組合の狀況

南洋群島に於ける産業組合は昭和七年九月二十日南洋群島産業組合令、同年十月四日南洋群島産業組合令施行規則の公布を見て以來昭和八年一月サイパン支廳管下に「有限責任サイパン

— 産 業 組 合 年 報 —

信用組合「パラオ支廳管下」に「保證責任パラオ信用販賣購買利用組合」の設立を見るに至つたが其の後（自昭和八年十月至九年九月）ヤツプ及ヤルト支廳を除く他の各支廳管下に産業組合が設立せらるゝに至つた。  
即ち設立許可組合は左の如くである。

組織名	種	設立許可年月日
保證責任 パラオ信用販賣購買利用組合		昭和八、一、一七
有限責任 サイパン信用組合		同
同 ボナベ信用組合		昭和八、一〇、六
同 テナアン信用組合		同
保證責任 トラツク信用販賣購買組合		同
同 南洋サイパン信用購買販賣利用組合		同
同 ガラパン信用購買販賣利用組合		昭和九、一、二〇
同 テナアン購買販賣利用組合		同

三、組織別組合數

全島に於ける總組合數七を組織別に分類すると、有限責任組織は三組合、保證責任組織は四組合であつて、無限責任組織の組合は現在の所本島には存在しない。即ち左表の如くである。

組織別組合數
有限責任 三
保證責任 四
無限責任 一
計 七

四、組合の主たる事業

南洋群島に於ける産業組合は主として金融事業を活動主體とせるもサイパン支廳管下サイパン島及テナアン島は比較的人口多く農業者の多き關係上購買事業を主體とせる組合としてガラパン信販利組合、テナアン購買利組合の出現を見るに至つた又組合の存続年限は何れも三十ヶ年である。

運轉資金狀況（昭和九年五月末現在）

組合數	七
拂込濟出資	六三、六八九
積立金	一、〇七二
預金部借入金	五〇、〇〇〇
貯金	七〇、一三八
計	一八四、八九九
一組合平均	二六、四一四

産業組合現況 (昭和九年五月末日現在) 單位圓

組 合 名	組合員數	出資口數	資 金					
			總 額	拂込濟額	貸付金	借入金	貯 金 積立金	
保、バラオ信購販利	六五	二四八	一、七五〇	一、七八二	二六、一五五	一五、〇〇〇	三四三	三九五
有、サイバン信用組合	二四四	一、六六九	八四、六五〇	三、四一〇	二八、九三九	一五、〇〇〇	六一、七五一	六七七
有、ボナベ信用組合	五九	七五〇	三七、五〇〇	七、五〇〇	七、八五〇	七、〇〇〇	三、九〇七	
保、トラツク信購販	七九	七〇二	三五、二〇〇	三、五二〇	五、五一〇	七、〇〇〇	四、五三七	
保、ガラバン信購販利	一九四		五、〇八〇	二、五〇〇	一、三四〇			
保、テニアン購販利	一一一		三、八三〇	一、九一〇				
有、テニアン信用組合	六三		二、三五〇	二、三三五	五、一三〇	六、〇〇〇	二、七九五	

政府より借入金の使用 逼迫せる現状緩和の爲め事業資金として貸付するにある。

政府の低利資金の利率 政府より年四分で出で東拓債券を經由して四分八厘で組合に融通さる。

償還期限 二十ヶ年 五ヶ年以内の据置

八年 五萬圓  
九年 五萬圓 全體に對して

五、組合の宣傳活動

群島の組合は設立後日尙淺きと特殊事情とのために主として事務の指導その他監督には關東廳が當つてゐる而して組合自ら

特殊の宣傳活動その他催物等を未だやるに至つてゐない。

六、組合設立後の狀況

群島に於ける金融は組合の設立以來相當に緩和されて來たし金利も漸次低下の傾向にある。而して民衆は順次無盡の弊から救済されてゐる。だが尙ほ組合設立後日が淺いために組合資産信用乏しく活動資金も意に任せず現在十分なる實績を擧ぐるに至つてゐない。

七、組合加入に付ての事情

現在、群島に於ける組合員の活動狀況に就て述べると土着民

は現在組合に加入してゐない、サイパン信用組合の組合員は主にサイパン島内の中小商業者により組織されてゐるガラパン及びテニアン組合は沖繩縣人がその主體である。その他の組合はその土地の小商人で組織してゐるものが多い模様である。  
かやうな人種的關係による組合の設立は必然的に組合の發展を阻害することが大であるのである。

南洋群島産業組合令 (昭和七年九月二十一日勅令第二五二號)

第一條 産業組合ニ關シテハ本令ニ規定スルモノ、外産業組合法(産業組合聯合會及産業組合中央會ニ關スル規定ヲ除ク)ニ依ル但シ同法中勅令トアルハ南洋廳令主務大臣トアルハ南洋廳長官地方長官トアルハ第六條ノ三、第十六條ノ二、第十六條ノ三、(第一項但書ヲ除ク)第十六條ノ四及第十六條ノ六ノ場合ニ在リテハ南洋廳支廳長、其ノ他ノ場合ニ在リテハ南洋廳長官、區裁判所又ハ其ノ出張所又ハ裁判所トアルハ南洋廳地方法院又ハ登記事務ヲ取扱フ南洋廳支廳長、道府縣ノ區域又ハ市町村ノ區域トアルハ南洋廳支廳ノ管轄區域トシ産業組合法ニ規定スル届出ヲ爲スベキ期間又ハ組合限額ノ提出ヲ爲スベキ期間ハ之ヲ二倍トス

第二條 産業組合ハ南洋廳長官及南洋廳支廳長之ヲ監督ス

第三條 總會ニ於ケル理事、監事、清算人ノ選任及解任ニ付テハ南洋廳長官ノ認可ヲ受クベシ

第四條 組合員ノ有スベキ出資口數ハ特別ノ事由ニ依リ南洋廳長官ノ認可ヲ受ケタル場合ニ限り三十口ヲ超スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第六條ノ三ニ關スル規定ハ昭和七年法律第三〇號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
二、南洋群島産業組合ノ施行規則昭和七年十月四日、南洋廳令第七號(略)  
三、産業組合ニ備フベキ簿冊ノ種類及様式昭和七年十月四日南洋廳告示第十九號(略)

## 第六章 外國產業組合概況

### 第一節 國際情勢と產業組合運動

#### 一、國際情勢の不安

一九三三年乃至三四年の國際情勢は依然たる危惧と緊張の裡に終始した。歐洲に於てはヴェルサイユ條約を不満とし、之が改廢を企圖するドイツの復興とイタリーの進出に對し、フランスを盟主としてそれが阻止に努むる諸協商國の聯合集散が危局の中心をなしてゐる。東亞に於ては滿洲帝國の確立と日本の躍進とは、歐米各國が多年極東の天地に培つた特權的諸權益の根幹に對し深刻なる脅威を與へ、太平洋を舞臺とする日米爭鬪の決戦が準備されんとさへしてゐる。之れに加ふるに世界的經濟恐慌は近時やゝ恢復の曙光を見たりと雖も、尙未だ一般的景氣に向はず民衆生活の困難は廣汎且つ慢性的に繼續せられてゐる。果して然らば斯の如き不安を誘致した直接の動因は何であらうか。一つは國際聯盟の主催した軍備縮少會議が決裂してドイツの聯盟脱退となつたことである。他の一つは經濟恐慌克服の鍵を國際通商主義の調整に求め、その一環の望をかけたロンドン經濟會議の不成功に終つたことではなればならぬ。

兎もあれかゝる情勢が辭した諸現象にして、我が產業組合運

動に關聯ある二、三のトピツクを拾つて見やう。

#### 二、右翼獨裁勢力の昂進

ドイツに於けるナチスは昨春ヒットラーを首班として政權を獲得するや、各聯邦に於ける議會を有名無實化し中央集權的獨裁政治組織を確立した。而して今年ヒンデンブルグの死後八月十九日行はれた大統領兼攝令に對する人民投票に依つて壓倒的多數を獲得して名實共に獨裁官「頭領」となつた。ナチスの產業組合運動に對する政策は既に本年鑑昭和九年版に詳説したから此處には省略する。ドイツに於ける右翼獨裁制の完全なる成功は、各國に於て擡頭しつゝあるファシズム的勢力に相當の推進力を與へ、従つて又それはデモクラシーを基調とする產業組合運動一般への脅威であつた。

オーストリアに於て二月十二日リンツ市に起つたドルフス獨裁政權と社會民主黨員との衝突事件は内亂化して忽ち首都ウィennaに波及し、其の結果消費組合中央會及產業組合各種機關は政府の防護團たる國防團に依つて砲撃蹂躪せられ數千名の死傷を出した。オーストリア卸賣組合聯合會長カール・レンナ：博

士、國際産業組合婦人ギルド委員長エム・ミー・フロインドリツヒ夫人等の指導者は逮捕監禁せられ、従つて同國に於ける産業組合活動は一時窒息するの慘狀を呈した。此の混亂を收斂するため政府は法令を以て管理委員を任命して事態悪化の防止に勉めた結果、數ヶ月後に於て常態に復するを得た。其後七月に至りドルフス首相はナチス黨員に暗殺せられ、シコニツグ氏の政府が代つたが、該政權が依然として獨裁的色彩を帯ぶることは、副總理として國防閣長スタルヘンベルグ公を列せしめたことに依つて明白である。オーストリアを繞るブルガリア・ルーマニア・ハンガリア・ユーゴスラビア等のバルカン諸國も同じ様な情勢に於て右翼獨裁化が蔓延しつゝあること想像に難くない。

### 三、英・米にもフアンシズム

議會政治の祖國たる英國及びデモクラシー思想の最も普及した米國に於て、フアンシズムの擡頭を見るに至つたことは注目すべき事である。會て英國勞働黨の有力なる閣士であり、三十三歳の若冠にして黨閣に列したサー・オスワルド・モズレーは政界革新と稱して昨年黒シャツ黨に投じた。本年六月七日ロンドンに於て第一回黒襪衣黨大會が開催され會衆一萬五千を算しモズレーはヒットラー張りに「首領」なる呼稱を奉られ、全國五十萬の黨員に擁立されてゐる。之れを支持する資本関及び言論機關にビーバーブルツク卿、ロザミィ卿等の有力者がある。モズ

レーは端的に『産業組合は廢止すべきだ』と主張してゐると傳へられてゐるが、英國組合運動に對し保守黨以上の強敵でなければならぬ。

米國に於けるフアンシズムはN.R.A運動の機構の内に包藏されてゐることが本月七日發行『コオペレーション』誌上にJ.P.ワイル博士によつて曝露された。即ち、米國北部諸州に於ては農民のトラック用ガソリン油を配給する給油組合が數百に及び、その卸賣組合は三千五百萬ドルの賣上高と五百萬ドルの特別配當をなす好成績を示した。然るに産業復興法に依つて設置せられた石油局(Petroleum Institute)は給油組合の廢止を計るため石油委員の集合を備した。而して、政府から任命された石油委員は大部分石油業者であり、産業組合と反對の立場にある資本家的利潤遂及者の一團であることが明かになつた。斯くしてN.R.Aの石油法典起草委員が強制的な官僚的權力に依つて給油組合の事業を停止し、發展を阻止するためには當然フアンシズム勢力の擡頭を誘致するものとワイル博士は述べてゐる。

### 四、統制經濟への強化

國際通商主義の再組織を企圖したロンドンの經濟會議に失敗した各國は極力自國經濟の自給自足を確立せんと努むるに至つたことは當然である。従つて自由經濟より統制經濟への傾向著しく、之れが貿易の上原則として輸入制限、割當制、物々交換

若くは有償的互惠主義殊に本春以來貿易の國家管理を實施する統制機關として、例へばドイツに於ては工業原料の輸入に對し棉花・羊毛・皮革・ゴム・工業用油脂・煙草・貴金屬・鐵鋼・煤炭等の各部門別に十數の管理局が設置された。輸入統制は國經濟大臣の命令に從つて、管理官及び民官より選任の補助評議會の合議により輸入量が決定せられる。又、物々交換管理局が最近設けられたと傳へられてゐる。

斯の如く國際貿易の制限乃至障礙あるに拘らず、産業組合制度による消費財貨の共同輸入を目的とするデンマーク、ノルウエー・スエーデン諸國より組織せらるゝスカンデナヴィア卸賣組合は一九三二—三三年度に於て輸入總金額二千八百八萬五千餘クローネなるに對し、一九三三年度には二千九百二十六萬餘クローネに増加してゐる。この事實は産業組合制度による貿易が一般營利貿易に比して、經濟恐慌裡にあつて安定性大なる證左と稱せられてゐる。

然しながら、世界各國の海外貿易もドイツを除く諸大國に於ては大體一九三三年を最低として、漸次向上の一踏を辿らんとしてゐる。これ諸國に於ける恐慌克服策としての生産統制、インフレーション政策等の入爲がある程度成功を収め得た結果と云ふべきか。

各國輸出貿易の趨勢

(一九二八年を一〇とす)

年次	日本	英國	米國	フランス	獨逸
一九三二年	七・五	五・五	三・六	六・三	四・七
一九三三年	四・四	三・八	三・七	三・九	三・七
一九三四年一月	六・一	三・四	三・七	三・七	三・二
同 二月	六・五	三・九	三・一	三・三	三・五
同 三月	一七・〇	四・九	四・五	五・四	三・二
同 四月	一〇〇・三	四・九	三・〇	三・七	三・八
同 五月	二六・八	一・一	一・〇	一・一	一・一

五、重農主義の復活と産業組合

經濟産業の國際分業や通商貿易の圓滑なる活動が世界政局の不安と相俟つて今後當分展開の希望を喪つた結果として、各國は多少に拘らず自給自足經濟を考慮せざるを得ない。農産物と工業製品の缺狀價格差による農村經濟の窮迫を救済せんとする意圖意外に自國に於ける原始生産資源の涵養と確保が國民經濟獨立の要件として再認識されて重農政策への復歸が考慮されたものと言ふべきであらう。重農政策の傳統と先頭に立つたものは、植民地を襲つたドイツのナチス政權であることは九年度版本年鑑に於て聊か述べた。然るに世界的に最も惠まれた農村を持つフランスに於て、昨年穀物法が公布されて小麦價格の維持と自給策が講ぜられた。又同政府は産業組合による穀倉建築のため農務省を通じて補助金を交付し之れを奨勵してゐる。吾人の最も意外とするは英國に於ける農業保護政策の最近に於ける

徹底振りである。英國は一九三一年秋に自由貿易の傳統を一擲して保護主義に轉じたが、農業方面に於ては農産物販賣法を發布して自國産青果物、鶏卵、牛乳の生産獎勵に着手した。翌一九三二年オックスワフ會議を招集して英帝國經濟ブロックを形成して、自國領土内經濟資源の流通を確保したが之れに満足することなく、益々自國農業生産のため保護を厚くするに勉めてゐる。

政府は即ち農産物價格の維持統制のため、豚肉及燻肉法、馬鈴薯販賣法、畜牛統制法、小麦法等を失繼早に制定して生産者を援助した。既に小麦補助金として四百五十萬磅を支出し、甜菜糖業保護のため最近十ヶ年に累計四千二百萬磅を支出したと稱せられてゐる。之れがため甜菜栽培面積は主としてイングラントに於て三十六萬エーカー、耕作農家四萬戸、製糖工場十八個所に達すると報ぜられた。

斯かる重農主義は農産物の價格騰貴を促し、大體に於て農村漁村の産業組合運動の發達を促進した。之に反して都市消費組

合、就中食料品の加工を目的とする卸賣組合に對しては相當の打撃を與へ、フランスに於けるある卸賣組合の製粉工場は法定價格による小麦買付を不可能として閉鎖を餘儀なくせられたと云ふ不幸なる例さへある。

### 六、産業組合運動の全般的進出

世界政局の一般的不安、經濟恐慌並に反産運動の克服終熄を見ざる現狀に於て世界産業組合運動は全般的に觀察して果してどうであるか。次に示す國際労働局の調査に依る最近の數字はその健實なる發展を物語つてゐる。

#### 世界産業組合の現勢

年 次	組 合 數	組 合 員 數
一九三一年末	三八三、六〇〇	一、一〇、一〇〇、〇〇〇
一九三二年末	六〇四、六八四	一、五一、七二四、七二〇
一九三三年末	七三一、二五六	一、六五、九五七、九七九

## 第二節 産業組合の國際的諸機關

### 一、國際産業組合聯盟(A・C・A)

(イ)組織の擴大 この機關は一九九二年成立以來不斷の發展なし、第一回大會が一九九五年ロンドンに於て開催された當

時に於ては加盟國僅かに九ヶ國に過ぎなかつたが今や四十一ヶ國に及んでゐる。

昨年ドイツ産業組合運動はナチス政府により組合運動の原理

— 外 國 産 業 組 合 概 況 —

たるデモクラシーを容はれたるを以て、I. O. A 規約による資格を喪ひたるものとして除名された。然るに、本年に至り朝鮮金融組合聯合會及びトルコ産業組合中央會は新に加盟を許された。今、その抱擁せる加盟國數その他の數字を示せば次の通りである。

年 次	加盟國數	所屬組合數	組合員數 (單位百萬人)
一九二七年	三五	—	五一
一九三一年	四二	四二、八五七	七〇
一九三二年	四〇	—	七〇
一九三三年	三九	—	—
一九三四年	四一	九五、〇〇〇	一〇〇

(ロ) ロンドン大會 昨年開かれる豫定であつた第十四回國際産業組合聯盟大會は本年九月四日より七日迄ロンドンに於て催された。出席代表者五〇八名で二十六ヶ國より集まり、我國からは辻誠、佐治正一氏を送つた。討議に上つた重なる題目は次の如くであつた。

- (1) ロッチデール原則の適用に關する特別委員會報告(保留)
- (2) 聯盟規約中加入金率改正の件(可決)
- (3) 生産者並に消費者組合員の休暇組織に關する件(中央委員會附託)
- (4) 國際産業組合の經濟政策綱領(可決)
- (5) 現經濟情勢に於ける國際産業組合運動の役割宣言(可決)

(ハ) 組合員同志の救援 本年二月オーストリアに勃發した内亂のために、死傷した約二千名の組合員及家族の救援のために I. O. A は義捐金を募集してゐる。又、國際産業組合聯盟の中央委員たるカール・レンナー博士、エムミー・フロインドリツヒ夫人が該事件に座し投獄せらるゝや書記長 N・ヌー氏はウィennaに急行し事情を調査し同國要路に對し釋放を要請するところあつた。

二、國際産業組合婦人協會(I. C. W. G.)

何れの國に於ても産業組合運動の發達によつて婦人の協力は非常に有功であるが、英國の如きは夙に産業組合婦人會が設けられ既に五十年の歴史を有してゐる。各國の此等婦人會を國際的に組織したものが國際産業組合婦人協會である。一九二一年スイス、バーゼルに於ける國際産業組合聯盟の決議によつて準備委員會が擧げられ、一九二三年設立せられたのである。事務所をロンドンに置き會長はオーストリアのエムミー・フロインドリツヒ夫人である。凡そ三ヶ年毎に協議會を開く定めであるが、本年八月三十日はロンドンに於て第四回を開き重要なる決議をなしたが出席者は十九ヶ國に亘り約五百名で盛會を極めた。

三、産業組合國際聯絡委員會

(International committee for Inter-Cooperators' Relations)

一九二一年ジュネーブに於て國際労働局長アルベール・トー

一 農 業 組 合 年 報

マ氏の斡旋に依つて組織されたものである。國際産業組合聯盟及國際農産委員會より同数の委員を選出し、毎年凡そ二回の會議を持つものである。主要なる目的は農村産業組合と消費組合との密接なる提携をなすための方法を調査し促進するにある。事務所は國際労働局に置かれてゐる。本年五月の第六回例會に於ては、國內及國際バター取引に於て農村組合及消費組合の演ずる役割と發展性に關し討議がなされた。

四、國際産業組合卸賣組合(I.C.W.S.)

國際産業組合卸賣組合は歐洲各國の卸賣組合が共同して小麦・バター・ベーコン・茶・珈琲等を輸入し、或は五に自己生産品を輸出する目的で一九二四年に設置された。事務所はロンドンに置いてある。現在加盟國は二十數ヶ國あるが實際に取引を行つてゐる國は十六、七ヶ國の卸賣組合である。最近數ヶ年間の事業分量は一般通商貿易が關稅障壁や割當制に依つて阻害せられてゐる情勢に影響されて減退傾向を示してゐる。即ち次表の通りである。

年	次	輸入貿易額(單位磅)
一九三〇—三一年		五三,一四四,六九二

一九三一—三二年	四七,〇三九,〇〇〇
一九三二—三三年	四一,一八〇,〇三四

五、スカンデナヴィヤ卸賣組合

(Nordisk Andelsbund)

一九一八年丁抹のコペンハーゲン市に於て設立せられたもので、デンマーク、ルウエー、スエーデンの卸賣組合が共同して諸外國の特産物を輸入せんとするものである。一八二八年にはフィンランドも加入した。一九三二年にはジャバ島、露の椰子・ゴム、珈琲園を持つに至つた。この卸賣組合は現代の恐慌にも拘らずその事業分量を累年増加して左記の如き極めて好成績を擧げてゐる。

スカンデナヴィヤ卸賣組合事業高

年	次	事業分量(單位クローネ)	純剰餘金(單位クローネ)
一九一九年		九,六四七,六四九	
一九三〇年		二七,八〇〇,〇〇〇	二六〇,九一一
一九三一年		二八,〇八五,六七六	三二四,三〇四
一九三二年		二九,二六一,五三二	三二二,三一七
一九三三年		三八,〇二七,二七七	三四一,四一一

第三節 各國産業組合の概観

— 外 國 産 業 組 合 概 況 —

一、イギリス

社會情勢 最近數年來英國の政治外交は安定、順調で、政権は所謂舉國内閣によつて維持せられ一九三一年以來引續きマクドナルド氏が之れの主班たる位置にある。従つて經濟的恢復も相當見るべきものがある。生産指數について見るに一九二八年を一〇〇とすれば一九三二年の八八を最低として一九三三年一月には八九・九となり更に十一月に至つて九八・六に達した。之れに俱ひ失業者も漸減の一途を辿り、一九三二年の最高二百十九萬より一九三三年末の百九十九萬九千人、本年六月には百六十二萬人となつた。斯くの如き生産の恢復と共に輸出の貿易を一九三二年度を底として漸次向上を見んとしてゐる。英國の經濟政策に於て特に注意すべきは自國に於ける農産物、畜産物の保護

小賣配給組合 累年比較

年次	組合数	組合員数	出資及借入金	賣上額	純剩餘金
一九一三年	一、三八七	二、八七八、六四八	四二、六〇一、七六五	八三、五九〇、三七四	一一、八五一、三〇三
一九二四年	一、三一四	四、七〇二、八六八	九四、〇五三、九四一	一七五、〇七七、八二五	一五、五三三、六〇七
一九三〇年	一、二一〇	六、四〇二、九六六	一三五、九二九、九一九	二一七、三一八、〇〇一	二六、九三八、〇二四
一九三一年	一、一八八	六、五九〇、〇二〇	一四五、四三三、五五一	二〇七、八八八、三八五	二六、四二六、三〇〇
一九三二年	一、一七一	六、七六〇、四三二	一四七、〇四四、四六六	二〇一、二二一、五八一	二四、九五五
一九三三年	一、一五〇	六、九一七、一三八	一五二、五三七、八一二	一九七、二五七、〇〇九	一八、九七六、九九八

農村組合 従來英國に於ては農漁村の産業組合運動は頗る不振を極めてゐたが、都市消費組合と農村生産組合の提携が叫ば

と販賣統制の強化である。之れがために食料品の一般的騰貴を惹起して消費大衆に相當の影響を與ふるに至つたこと之れである。

又、産業組合に反對する私營商人及資本家的政黨は昨年課税法を通過せしめ、又エドワード・モズレー氏等の黒シャツ黨が今夏以來その態度を明かにし産業組合の排撃を唱へてゐることは注意を要する。

小賣配給組合(消費組合) 斯かる情勢にあつて英國の消費組合は頗る發展を見せてゐる。今産業組合中央會加入の組合員について見るに、組合員數出資金を増加してゐるが總賣上高、剩餘金に於ては物價下落によりて減額を示した。即ち次表の如くである。

れ、旁々最近に於ける政府の農村振興策と相俟つて世人の注目

は、四三二組合、組合員二八八、〇〇〇名、出資金、借入金、準備金合計三、七五三、〇〇〇磅と報ぜられてゐる。これ等組合を事業別に観察すれば農業必需品購買組合三三八、生産物販賣組合二七九、利用組合八一五、農場及製酪所を兼營する工業組合一四七である。

英蘭卸賣組合(O.W.S.) 経済恐慌による民衆購買力、失業者の増加、物價下落等の渦中にあつても英蘭卸賣組合はその發展をつけてゐる。殊に本年一月以來直營小賣店舗を經營して自己生産工場の増産を消化すると同時に課税対策としての多賣主義に突進せんとしつゝある。最近數年間の成績を擧ぐれば次の通りである。

年次	加入組合数	出資金	卸賣配給高	剩餘金
一九二九	1,113	2,055,585 先令	2,000,117 先令	1,915,763 先令
一九三〇	1,072	2,025,786 先令	2,015,000 先令	1,705,316 先令
一九三一	1,068	2,011,111 先令	2,006,757 先令	1,665,815 先令
一九三二	1,052	2,000,000 先令	1,995,000 先令	1,600,000 先令
一九三三	1	2,000,000 先令	2,000,000 先令	1,600,000 先令

蘇格卸賣組合(S.O.W.S.) イングランド・ウェルズ地方に比して経済力に乏しきスコットランドに於ては、最近の不況は殊に著しき打撃を民衆に與へた。従つて卸賣組合は加盟組合数及出資金に於てすら幾分の減少を示したのは已むを得ざるものである。然しながら斯る悲況にあつて中部スコットランドのフ

アルクランドに於て歐洲に其比を見ざるリノリニーム工場を新設し、スカンデナヴィア諸卸賣組合も之れが出資に参加して生産品の大量受が約されたことは特筆すべきであらう。

## 二、フランス

フランスは世界恐慌に於て數多の大國に比し最も經濟的に安定せる國である。

最近に至つて生産の減退、失業者の増加を傳へられて居るが、それにも拘らず産業組合運動は進展を續けてゐる。

消費組合 フランスの消費組合運動を代表する中心機關は消費組合全國聯合で加盟組合數千二百三十七、組合員約百六十萬人で配給店舗數六千五百餘を所屬せしめてゐる。然しながらこの中央機關に加盟せざる組合が尙千九百に達しその組合員は八十七萬五千人と計算されてゐる。消費組合全國聯合は卸賣組合をも所屬せしめ統制してゐるが、其發展振りは次表の如く素晴らしいものである。

年次	加盟組合	賣上高總計	生産年額
一九一八	206	7,510,500 法郎	7,700,000 法郎
一九三〇	1,151	25,120,000 法郎	23,200,000 法郎
一九三一	1,177	27,000,000 法郎	25,000,000 法郎
一九三二	1,192	28,000,000 法郎	26,000,000 法郎

生産組合 世界産業組合運動史に於てフランスは生産組合の祖國と稱せらるゝにも拘らず、最近涉々しき發展を見ない。全

一、況概合組業産因外

國機關として労働者生産組合聯合會があり一九三一年度に於ける加組組合數三百四十、組合員數二萬三千人、總事業高二億一千萬フランと報告されてゐる。

農村産業組合 農村に於ける産業組合は大別して四種とすることが出来る。(1)相互農業信用銀行は市町村を區域として組織せられるものを單位とし州に依つて聯合し、全国的に統一せられ農民のため資金を供給する。一九三三年六月末現在總貸附金は百七億七千萬フランに上つた。(2)生産並に加工組合はチーズ、バター、葡萄酒等の農産加工を濟むもので約五、六〇〇組合を數へ、生産の種類に従つて聯合會を組織してゐる。(3)相互農業保險組合は農村に於ける火災、雹害、家畜死亡、等に備へるための組織で其數約三萬組合と稱せられ、うち最も多きは火災保險組合で一萬一千組合である。系統的聯合組織を以つて再保險を行つてゐる。(4)購買販賣組合は農業必需品の共同購入と穀物、青果、畜産物の販賣を目的とするもので現在組合數一萬五千と言はれてゐる。經濟恐慌の刺戟を受けて益々その増加の傾向に進んでゐる。

三、ドイイツ

昨春ヒットラーは國粹社會黨を率ゐて政權を獲得し、多年の主張たるベルサイユ條約の廢棄を振りかざし、昨秋國際聯盟を脱退して強硬外交を示し、又對内的には農民、労働大衆に對する福祉増進を約束して未だ大した破綻も見せず政局は一通り安定してゐる。それにも拘らず國民經濟は依然窮迫を告げ、失業者の減退せるを政府當局が誇稱してゐる割合に生産及輸出貿易は進展しない。唯こゝに興味あることは次表に示されたナチス政策實施第一年度に於けるドイツ國民所得の増進とその變化である。

所得の種類 一九三二年 一九三三年 増減(百分比)

農業及林業	三・七五	四・三五	(十)一六・〇
商業及工業	五・八五	六・三〇	(十)七・八
賃銀及俸給	二五・八〇	二六・二〇	(十)一・六
資本財産收入	二・二五	二・〇〇	(-)一一・一
貸借收入	〇・八〇	〇・七〇	(-)一二・五
地代及年金收入	九・二二	八・一五	(-)一六・八

即ち農民、労働者、俸給生活者等の勤勞收入は増加し、財産利子收入は減少してゐる。然るにも拘らず次表に示す國民支出の分析表によれば、生活必需のために投ずる部分が三三年に於ては二九年に比し著しく増大せることは、餘裕なき生活状態を如實に物語るものと云ふべきであらう。

支出科目	一九二九年	一九三三年
必需的消費	四〇・六三	三〇・四〇
(食料、住居、娯樂、被服)	五三%	六二%
享樂的消費	三六・〇九	一九・六〇
(食料、娯樂、被服、嗜好)	四七	三八
合計	七六・七二	五〇・〇〇
	一〇〇	六五・〇

斯かる一般的情勢に於て、昨夏以來ナチス政權は産業組合連

— 農 業 組 合 年 報 —

動に對し重大なる干渉と改造を加へて組合人に脅威を與へたが、本年に至り不安も漸く解消し、農村方面に於ては相當の進展を見るに至つた。國際労働局の調査發表するところによれば組合数の變化は次表の通りである。

種 類	一九三三年一月	一九三三年中異動	一九三四年
信用組合	二一、六〇七	設立 七五 解散 三五九	二一、三二二
手工業者組合	一、六七〇	六六	一、六六七
工業生産組合	五五九	四	五五七
労働者生産組合	一五八	一	一五三
商人購買組合	一、二九六	四一	一、二九三
消費組合	一、六七四	三八	一、六〇六
建築組合	三、八一三	一三	三、六九八
農村組合	一八、八二一	九一	一九、五一一
計	五一、七九五	—	五一、八二〇

以上により明かなる如く産業組合運動は滿一ヶ年間に全體としては二五組合を増加したが、更に本年四月現在數は五二、四八二組合に増加してゐる。之れナチス政府の重農政策を反映して農村組合就中製酪組合の著増に基くものである。

農村組合に於て注意すべきことは本年三月命令により農事産業組合中央會ライプアイゼンが廢止され、ナチスの全國食料供給管理局に解消を傳へられてゐることである。又、政府は凡ゆ

る農産物の販賣統制を強化する爲め別に本年十一月より全國農産品販賣機關設置を計畫中である。

消費組合に關して、昨年ドイツ消費組合全國聯合が政府によつて設立せしめられた経緯は、昭和九年版本年鑑に記した通りである。従つて消費組合運動に對する干渉壓迫の懸念から昨年中六八組合を減じたが、本年に入り漸次増設復活しつゝあることが報告されてゐる。信用組合も昨年の政變による危惧から反映し、貯金の引出甚だしく、ために經營の困難に陥つたことが、主なる組合數減少の因をなしてゐるが、政府の企圖する金融制度の再組織も相當反映してゐるものと見做されてゐる。

四、イタリ

ファシストの國家も亦世界經濟恐慌の渦中にあつて、銳意その克服につとめてゐるが、生産、貿易方面に於て僅かに改善に向つたと云ふに過ぎない。

イタリ：の産業組合運動は七、八十年の沿革を有してゐるが、一九二六年ファシスト政權によつて一大改革が加へられたのである。而して、同國の産業組合運動を指導統制せるものは實に全國産業組合ファシスト中央會 (Ente Nazionale Fascista della Cooperazione) である。該中央會には、組合の種類に從つて構成せられた八箇の全國的聯合會が加盟してゐる。即ち(1)勞働生産組合、(2)消費組合、(3)建築組合、(4)運輸組合、(5)家畜保險組合、(6)農業生産販賣組合、(7)農村販賣購買組合、(8)開墾勞

— 外 國 農 業 組 合 概 況 —

働組合である。上記の外今回更に労働協約によつて成立したる相互共済組合協會 (Association of Mutual Provident Societies) も中央會加盟を規定せられた。

一九三三年末に於ける全組合数は一一、七二六組合で前年八月一日現在一一、〇六二組合に比し六六二の増加である。組合員数は總計二百萬人と推定せられてゐる。種類別に觀察して最も多きは消費組合二、八八一で、之に次いで労働者組合二、二七〇農業生産販賣組合一、七七〇建築組合開墾組合三六二、雜組合五三八其他である。

消費組合はイタリー卸賣組合 (E. G. A.) を設立して自己生産品の供給を受けてゐるが、本年四月の總會報告によれば出資金七五五、〇〇〇リラ、剩餘金九五〇三リラであつた。農業生産販賣組合は農村に於ける組合活動の中樞をなし、葡萄酒、バター、乾餾、過燐酸製造等に関する共同設備をなしてゐる。

信用組合は純農村的のものと、市街地に於ける労働者、小市民に對するものに區別せられる。最近に於ける農村金融の梗塞を救ふために、本年二月政府は六百萬リラの資本を出資して新に農事組合金融聯合 (Ente Finanziario dei Consorzi Agrari) を設立したと傳へられてゐる。

五、アメリカ

經濟不況の對策として徹底的な手段が政府當局によつて順々に採用せられてゐるのはアメリカである。農村方面に對しては

棉花、小麥等の減反及び大量輸出販賣が莫大な國費を以て實施されてゐる。商業及工業の復活のためには産業復興法に基く所謂 N. R. A 運動が行はれてゐる。産業復興法は商業方面に於ては、不正競争の排除を根本原則となすものである。従つて割引販賣、景品付販賣、其他特權的取引を禁止するものである。之れが爲め産業組合の購買高配當、及び卸賣組合が所屬組合に對する配給は不正競争にして、復興法の精神に抵觸するものなりと私營商人より批難せられた。然るに、此の點に關して一九三三年十月の大統領令及一九三四年二月の大統領令追録は、産業組合の特別配當並に卸賣事業は不正競争として取扱はざることと明確にした。此のことは實に組合運動を救つたものと云ふことが出来る。

アメリカに於ける農村産業組合運動は果實、蔬菜、穀物の共同販賣若くは肥料、ガソリンの共同購入事業に於て最も著しき發達を見てゐる。其の組合數二萬と稱せられてゐたが、最近官邊筋の推計發表するところによれば次の通りである。

年	次	組合數	組合員數	事業高
一九一四	一	1,151	1,151	1,151
一九二四	一	10,207	11,400,000	11,400,000
一九三一	一	11,300	11,000,000	11,000,000
一九三二	一	11,300	11,000,000	11,000,000
一九三三	一	11,300	11,000,000	11,000,000

斯くの如く數字の減退を來せるは、農産價格の激落と弱小組

合の破綻没落に依るものと傳へられてゐる。

消費組合は全國を通じて約二千組合と推定せられてゐるが、其の中約四百組合、組合員十五萬人が合衆國産業組合中央會に加入してゐる。消費組合は東部地方都市に主として活動してゐるが、石油購買組合以外は概して振はない。こゝに注意すべきは、農村組合及消費組合を打つて一丸として全國的卸賣組合が構成せられたことである。その構成員は主として各州の聯合卸賣組合で、今日迄に参加せるものは(1)ワイスコンシン州中央卸賣組合、(2)インデアナ州農業局製油所、(3)モンタナ州組合共同製油所、(4)ミネソタ州ミッドランド組合製油所、(5)ミネソタ州農民聯盟中央取引所、(6)テキサス州消費者聯盟であつて、ロツテデール原則を以て經營せられる筈である。

信用組合事業に關し米國政府は昨年中央金庫と十二支所設置を決定したが、本年六月二十六日聯邦信用組合法が公布された。これは既に米國三十餘州に於て信用組合制度が制定せられ、その數二千五百にも發達したものを統一する法律である。クレヂット・ユニオンは労働者及び農村のために、昨年来銀行破産の混亂の中によく金融の任務を發揮したもので、聯邦信用局 (Federal Credit Administration) の管理に屬し今後の發展が期待されてゐる。

六、ソヴェート同盟

ソヴェートは一九二二年レニンにより新經濟政策が實施せら

れ、極端なる戰時共產制より急轉換をなし民力の培養につとめた。更に一九二八年より五ヶ年計畫を樹て計畫的統制的に經濟の充實發展に邁進してゐるが、之れと共に外交方針に於ても漸時他の資本主義國家と協調的に傾き、遂に本年九月國際聯盟に加入さへするに至つた。之れソヴェート幹部が一國社會主義の建設の方針に決し、そのため外國と事を構ふるの不利にして、反つて必要なる機械、資金の輸入を意圖せるに外ならない。

ソヴェートの産業組合は他の列國に比し政治、及國民生活に於て特殊緊密なる關聯を持つものである。即ち、生産、流通、消費の全經濟過程に於て、之れを社會化せんとする任務に邁進するものである。従つて最近に於ける組合運動は五ヶ年計畫の國家經濟の重要な部分として發展してゐる。而して、産業組合運動中全國民生活に重要な關係を持つものは消費組合で下表の如く急速なる發展を遂げてゐる。

年 次	組 合 數	組 合 員	出 資 金
一九三〇年	一三八、六七一	三七、八〇〇	八九〇
一九三一年	—	五五、〇〇〇	一、三七八
一九三二年	—	七一、九〇〇	一、九五二
一九三三年	—	一九九、二二五	七三、〇〇〇

此等の組合は悉く消費組合中央會(ツェントロソユーズ)に加盟し統制せられてゐる。消費組合の分布は農村六〇%、都市四〇%である。消費組合の經營方針に關し注意すべきは、本年

一月全露共產黨大會に於て中央執行委員會議長スターリンのなせる演説である。彼れは(1)組合經營に於ける官僚的配給の清算、(2)國營商業及産業組合の擴大強化、(3)商業なる意義の再認識、(4)交換經濟に於ける貨幣の必要を力説し、且つ産業組合に於ける自己資金の造成を強調してゐる。消費組合の經營する事業として他國に比し特色をなすものは、公衆食堂の經營、託兒所、洗濯所、診療所、機械製パン所等の大規模設備を有すること、之れ經濟生活の社會化と婦人の解放とを意圖せるものである。又、ソヴェートの消費組合が日用品、食料品の自己生産工場を持つことは他の資本主義國家のものと同様である。又、住宅協同組合は最近非常に發展してゐるが、「J・A・K・T」と稱する組合は全國四六、七八九組合を算し組合員三百萬人で主要都市人口の三分の一を把握すると云はれてゐる。

農村産業組合も亦社會化の手段として發展しつつあるが、集開農場、アルテリー乃至トラクター・ステーション等に於ける農業機械の利用は長足の進歩をなしてゐる。一九三一年の統計によれば組合數六萬六千、組合員千六百萬人である。農村組合は農産物の販賣のため全國的聯合會を組織してゐる。例へばバ

ター、亞麻、小麥の販賣組合聯合會の如きものである。手工業者組合も政府の奨励するところであるが、一九三〇年に於ては一八、三六三組合、組合員二百萬人に達し、手工業者を社會主義的に結成せんとするものである。

# 第七章 産業組合年表

## 第一節 日本産業組合年表

— 産 業 組 合 年 表 —	
明治維新前	天保一三
〇八四一	〇八四一
〇八四三	〇八四三
〇八四九	〇八四九
〇八五五	〇八五五
〇八五六	〇八五六
〇八五八	〇八五八
〇八六〇	〇八六〇
〇八六二	〇八六二
〇八六四	〇八六四
〇八六六	〇八六六
〇八六八	〇八六八
〇八七〇	〇八七〇
〇八七二	〇八七二
〇八七四	〇八七四
〇八七六	〇八七六
〇八七八	〇八七八
〇八八〇	〇八八〇
〇八八二	〇八八二
〇八八四	〇八八四
〇八八六	〇八八六
〇八八八	〇八八八
〇八九〇	〇八九〇
〇八九二	〇八九二
〇八九四	〇八九四
〇八九六	〇八九六
〇八九八	〇八九八
〇九〇〇	〇九〇〇
〇九〇二	〇九〇二
〇九〇四	〇九〇四
〇九〇六	〇九〇六
〇九〇八	〇九〇八
〇九一〇	〇九一〇
〇九一二	〇九一二
〇九一四	〇九一四
〇九一六	〇九一六
〇九一八	〇九一八
〇九二〇	〇九二〇
〇九二二	〇九二二
〇九二四	〇九二四
〇九二六	〇九二六
〇九二八	〇九二八
〇九三〇	〇九三〇
〇九三二	〇九三二
〇九三四	〇九三四
〇九三六	〇九三六
〇九三八	〇九三八
〇九四〇	〇九四〇
〇九四二	〇九四二
〇九四四	〇九四四
〇九四六	〇九四六
〇九四八	〇九四八
〇九五〇	〇九五〇
〇九五二	〇九五二
〇九五四	〇九五四
〇九五六	〇九五六
〇九五八	〇九五八
〇九六〇	〇九六〇
〇九六二	〇九六二
〇九六四	〇九六四
〇九六六	〇九六六
〇九六八	〇九六八
〇九七〇	〇九七〇
〇九七二	〇九七二
〇九七四	〇九七四
〇九七六	〇九七六
〇九七八	〇九七八
〇九八〇	〇九八〇
〇九八二	〇九八二
〇九八四	〇九八四
〇九八六	〇九八六
〇九八八	〇九八八
〇九九〇	〇九九〇
〇九九二	〇九九二
〇九九四	〇九九四
〇九九六	〇九九六
〇九九八	〇九九八
一九〇〇	一九〇〇
一九〇二	一九〇二
一九〇四	一九〇四
一九〇六	一九〇六
一九〇八	一九〇八
一九一〇	一九一〇
一九一二	一九一二
一九一四	一九一四
一九一六	一九一六
一九一八	一九一八
一九二〇	一九二〇
一九二二	一九二二
一九二四	一九二四
一九二六	一九二六
一九二八	一九二八
一九三〇	一九三〇
一九三二	一九三二
一九三四	一九三四
一九三六	一九三六
一九三八	一九三八
一九四〇	一九四〇
一九四二	一九四二
一九四四	一九四四
一九四六	一九四六
一九四八	一九四八
一九五〇	一九五〇
一九五二	一九五二
一九五四	一九五四
一九五六	一九五六
一九五八	一九五八
一九六〇	一九六〇
一九六二	一九六二
一九六四	一九六四
一九六六	一九六六
一九六八	一九六八
一九七〇	一九七〇
一九七二	一九七二
一九七四	一九七四
一九七六	一九七六
一九七八	一九七八
一九八〇	一九八〇
一九八二	一九八二
一九八四	一九八四
一九八六	一九八六
一九八八	一九八八
一九九〇	一九九〇
一九九二	一九九二
一九九四	一九九四
一九九六	一九九六
一九九八	一九九八
二〇〇〇	二〇〇〇

四月 小田原報徳社創設  
十二月 品川彌二郎生る  
三・三 平田東助生る

六月 版籍奉還のことあり

九月 諸藩米穀輸出禁

十一月 新貨幣法を發布し割一純正なる貨幣を新鑄す

〇八七〇三  
〇八七〇三  
九月 武士町人の區分を廢し庶民の氏を稱することを許す

〇八七二四  
〇八七二四  
四月 戸籍法を設く

〇八七四一  
〇八七四一  
五月 幕府時代の各種雜稅賦役を廢し地租に代ふ

— 表 年 合 組 業 注 — (327)

<p>八月 廢藩置縣 九月 大藏省令により従來の耕地利用の制限撤去せらる</p>	<p>東京府下築地に西洋農具置場及種籾試験場を、駒場野試ヶ關に農事試験場を設く 立會略則（淺澤榮一著）、會社辨（福地源一郎譯）を大藏省より頒布す 日本國郵便蒸汽船會社成立さる</p>	<p>明治 八七 二五 二月 土地自由賣買の許可出で土地所有權の移動全く自由となる</p>	<p>八月 横濱新橋間に鐵道開通さる 國立銀行條例の制定</p>
<p>十月 米、豆及雜穀にて油製造差許さる</p>	<p>明治 八七 三六 四月 官督にて新式郵便制度を全國的に確立す 七月 米麥輸出解禁 地租改正條令及施行規則を定め地券記載の地價百分の三を以て地租と定め、米納を廢して金納とす 森有證の首唱せる明治六社起り福澤諭吉、加藤弘之等之に加盟し自由平等の思想隆盛を極む</p>	<p>明治 八七 四七 一月 内務省に勸業寮を置き産業獎勵及種</p>	

— 産 業 組 合 年 鑑 —

西のことを学らしむ  
十一月 東京米穀問屋  
市場設立

○明治八  
〇八七五

五月 土地分割の制限  
を解く  
爲替貯金業務を開始

○明治九  
〇八七六

十月 株式会社東京米  
穀商取引所設立  
国立銀行條令の改正

○明治一七  
〇八七〇

西南の役

○明治一八  
〇八七八

一月 勸農局を農務局  
と改む

五  
月

群馬縣農務部に椎氷精絲社創設さる  
此の年或は翌十二年東京に共済會  
設立さる

駒場農學校設立さる

○明治一九  
〇八七二

改進黨組織さる

○明治一三  
〇八八〇

横濱正金銀行創設せ  
らる

此の年以降官營工場  
を民間に拂下ぐ

○明治一四  
〇八八一

四月 農務局獨立し農  
商務省となる

大日本農會創立さる  
板垣退助自由黨を組  
織す

○明治一五  
〇八八二

日本銀行の創設

五

月

群馬縣官岡に北甘樂精絲社創設さ

— 表 年 合 組 業 産 —

東洋社会黨生れ、直ちに禁止さる

○明治一六  
一八八三

此頃より明治二十年頃に至る間自由黨一味の保守專制政治反對の暴動各地に起る

○明治一七  
一八八四

三月 太政官布告七號 地租條令發布

○明治一八  
一八八五

二月 内閣制度の實施  
十一月 露糸業組合準則相定

○明治一九  
一八八六

政府不換紙幣の兌換

静岡縣上内田村に益集社創設さる

を開始す

○明治二〇  
一八八七

十二月 茶業組合規則發布さる  
保安條例公布さる

○明治二一  
一八八八

二月 憲法發布議會制度實現さる

○明治二二  
一八八九

八月 銀行條例の制定發布  
金融恐慌起る

○明治二三  
一八九〇

九月 神奈川縣金目村同伸社創立さる

三月 日本振農策出版さる  
六月 子爵品川彌二郎内務大臣となる

— 松 年 合 組 業 産 —

○明治二五  
八月九日

○明治二六  
三月 商法公布七月一日より實施さる

七月 不平等條約の改正(英國)  
大阪天滿紡績會社に同盟罷工起る

○明治二七  
八月九日

七月 日清戰爭開始

十一月 杉山平田兩氏著「信用組合論」出版さる

同 月 貴族院に信用組合法案提出さる

十二月 「信用組合附生産及經濟組合に關する意見」發表さる

七月 伯爵平田東助静岡縣掛川、見附報徳館に信用組合の講演をなす

八月一五 静岡縣掛川信用組合設立届をなす

九月二〇 静岡縣見附報徳社聯合信用組合組織さる

○明治二八  
八月九日

四月 日清條約條約成立す

三國干涉

○明治二九  
八月九日

四月 日本勸業銀行法發布さる

農興銀行法發布さる

輸入棉花關稅を免す

○明治三〇  
八月九日

金本位制實施さる

○明治三一  
八月九日

七月 民法實施さる

○明治三二  
八月九日

六月 農會法發布

二月 平田東助著「信用組合提要」出版さる

静岡縣に製茶聯合販賣社設立さる

二・一五 第一次産業組合法案貴族院に提出さる

鐵工組合共働店を始む

— 表 年 合 組 業 産 —

<p>○明治三〇三 三月 重要物産同業組合 合法發布さる 治安警察法發布さる 八月 伊藤博文により 政友会組織さる</p>	<p>二・二三 産業組合法帝國議會を通過す 二・二六 子爵品川彌二郎逝去 三・六 産業組合法公布 九・一 産業組合法施行</p>	<p>○明治三四 ○一九〇一 安部磯雄片山潜等に よつて社会民主黨組 織即日解散さる</p>	<p>七月 岩手県主催産業組合講習會盛岡市にて一週開催、之を以て地方に於ける講習會の嚆矢とす</p>	<p>○明治三〇三 ○九治〇三六</p>	<p>一月 「全國農事報」に組合掲げらる 五月 「消費組合(一名購買組合)の話」田 農商務省に於て、二週間第一回産</p>	<p>○明治三〇四 二月 日露戰爭開始さる</p>	<p>一月 樋口傳、西川光</p>	<p>○明治三〇五 八月 山路愛山等によつて「國家社会黨」組織さる 九月 日露講和條約が調印さる</p>	<p>二・二三 子爵平田東助外十一名東京市麹町區富士見軒に會し、大日本産業組合中央會設立を決議す 三・一 大日本産業組合中央會々員を募集</p>	<p>五・二〇 子爵加納久宜主唱の下に東京市赤坂區溜池町三會堂に於て全國産業組合役員協議會開催來會者四十一名、之を以て全國産業組合大會の嚆矢となす 二・一 千葉支會設立 三・二 愛知支會設立 三・五 産業組合中央會々報「産業組合」創刊號發行 二・二六 東京市音楽學校に於て二宮尊徳翁五十年祭開催 三・一五 群馬支會設立</p>	<p>二・二五 長野支會設立 四・一 静岡支會設立 四・一八 産業組合法第一次改正</p>
---	--	--	--	--------------------------	---	-------------------------------	-------------------	--	--	---	---

二郎等によつて「日本平民黨」堺利彦、深澤湧等「日本社會黨」を組織し次いで兩黨合して「日本社會黨」となる

○明治四〇七〇

四・三〇	鳥根支會設立
五・二	岡山支會設立
五・八	三爪支會設立
一〇	大日本産業組合中央會主催の下に東京、農商務省會議室に於て第二回産業組合役員協議會開催、來會者百八十名
五・三〇	埼玉支會設立
七・三	茨城支會設立
七・二七	新潟支會設立
八・二七	青森支會設立
八・二八	岩手支會設立
九・一九	岐阜支會設立
三・三	栃木支會設立
四・一八	東京、農商務省會議室に於て第三回全國産業組合役員協議會及第二回支會役員協議會開催、來會者二百七十名
四・二三	福岡支會設立
七月	山形支會設立
一〇・五	中央會々頭平田軍助は東海道以西に、副會頭小松原英太郎は東北に

○明治四一九二

二・三	四十日間の宣傳旅行に上る
一〇・三	兵庫支會設立
十月	大阪支會設立
一〇・二九	京都支會設立
二・一三	鳥取支會設立
四月	佐賀支會設立
四・一七	第三回支會役員協議會開催（東京市）
一〇・一八	東京市農商務省會議室に於て第四回全國産業組合役員協議會開催、來會者二百名。第一次優良組合表彰式舉行
六・六	福島支會設立
七・一	廣島支會設立
八・五	富山支會設立
二・六	山口支會設立
三・三	和歌山支會設立
三・二四	中央會主催の下に東京市に於て糧秣供給に關する協議會開催
四・七	第四回支會役員協議會開催（東京市）
四・一八	中央會主催の下に、東京農商務省

○明治四一〇八  
四月 肥料取締法發布  
さる  
幸徳秋水等の大逆事件の檢擧行はる

明治四三〇三月  
家畜市場法發布

四・八	産業組合法第二次改正行はれ、産業組合聯合會及産業組合中央會に關する事項規定せらる
四・三〇	大分支會設立
一〇・一四	奈良支會設立
一〇・一三	産業組合中央會創立總會開催
一・一二	産業組合中央會の登記
三月	東京府信用購買組合聯合會設立さる
四・一	神奈川支會設立
五・五	長崎支會設立
五・七	名古屋市愛知縣會議事堂に於て第六回全國産業組合大會及中央會發會式開催、來會者千二百名
五・一二	福井支會設立
八・二九	石川支會設立
九・一	熊本支會設立
九月	白耳義アラツセル市に於ける農事組合及農村人口統計國際會議に中央會代表者伊藤長次郎、西垣恒矩

明治四四〇三月  
蠶糸業法發布

九・二五	出府 宮城支會設立
一〇・四	滋賀支會設立
一・一	秋田支會設立
三・一〇	徳島支會設立
三・三〇	愛媛支會設立
四・二七	第五回支會役員協議會開催(東京市)
四・二八	東京農商務省會議室に於て、第七回全國産業組合大會開催、來會者四百名
七・一八	宮内省より中央會に對して、産業組合御獎勵の御沙汰書及金二萬圓御下賜の恩命傳達せらる
五・二〇	第六回支會役員協議會開催
五・二一	兵庫縣明石町公會堂に於て第八回産業組合大會開催、來會者千四百名、第一次特別表彰式舉行
六・一二	農商務省に於て産業組合主任官會議を開く
九・三〇	宮崎支會設立
一〇・七	中央會第一回産業組合長期講習會

大正元  
八月 友愛會精成さる

大正二  
九月三  
桂太郎により同志會  
組織さる

大正三  
九月一四  
七月 歐洲大戦起る

大正四  
九月一五  
一月 畜産組合法發布  
さる

一月	中央會は日本勸業銀行と協定して産業組合による資金仲介の事務を開始す
二・二〇	臺灣産業組合規則公布
五・一五	第七回支會役員協議會開催(長野市)
五・一七	長野市に於て第八回全國産業組合大會開催、來會者千八百名
二・二六	中央會、萬國農事産業組合聯合會に加入す
五・一	朝鮮地方金融組合令公布
二・四	高知支會設立
二・四	第一回全國産業組合聯合會協議會
二・五	第八回支會役員協議會開催
一七・五	廣島市に於て第十回全國産業組合大會開催、來會者二千名
三・三〇	山梨支會設立
五・二	第九回支會役員協議會開催(東京市)
五・三	第二回産業組合聯合會協議會開催

勞働爭議起り漸く盛  
にならんとす

大正五  
九月一六

大正六  
九月一七  
小作爭議盛となる

五・一四	(東京市) 東京市に於て第十一回全國産業組合大會開催、來會者一千名、産業組合功勞者に對し第一次功勞章贈進式舉行
五・二八	樺太に産業組合法を實施するの勅令公布せらる
六月	中央會基本金募集
五・二	第十回支會役員協議會開催(新潟市)
五・三	第三回産業組合聯合會協議會開催(新潟市)
五・四	新潟市に於て第十二回全國産業組合大會開催
二・一〇	北海道支會設立
五・一	第十一回支會 協議會開催(大津市)
五・二	第四回産業組合聯合會協議會開催(大津市)
五・三	大津市に於て第十三回全國産業組合大會開催、來會者二千三百名
七・二〇	産業組合法第三次改正行はれ市街

— 表 年 合 組 業 産 —

同日	農業倉庫業法公布 中央會場場町事務所に移轉す 農商務省に於て全國産業組合主任 官會議を開く 東京支會設立	大 九 二 〇 九 二 〇 九	三・二六 議會開催(東京市) 中央會副會頭小松原英太郎逝去
四・二五	第十二回支會役員協議會開催(東 京市)	大 九 二 〇 九	一 月 産業組合中央會物資仲介幹旋事業 開始 第十五回支會役員協議會開催(宇 治山田市)
四・二六	第五回産業組合聯合會協議會開催 (東京市)	四・二五 四・二七	四・二三 第七回産業組合聯合會協議會開催 (宇治山田市)
四・二七	東京市に於て第十四回全國産業組 合大會開催、來會者千二百名	大 九 二 〇 九	四・二五 宇治山田市に於て第十六回全國産 業組合大會開催、來會者二千五百 名、販賣組合生産品即賣會を初め て開催す
三・二	中央會副會頭子爵加納久宜逝去	大 九 二 〇 九	七・一 中央會物資幹旋仲介大阪出張所新 設
四・二三	第十三回支會役員協議會開催(岡 山市)	大 九 二 〇 九	七・一四 中央會主催の下に物資購入協議會 開催(東京市)東部諸府縣の關係者 會合す
四・二四	第六回全國産業組合聯合會協議會 開催(岡山市)	大 九 二 〇 九	一・二五 第一回産業組合研究會開催(東京 市)
四・二五	岡山市に於て第十五回全國産業組 合大會開催、來會者二千五百名	大 九 二 〇 九	四・一二 産業組合法第四次改正
八・一五	第十四回支會役員協議會開催(東 京市)	大 九 二 〇 九	五・六 第十六回支會役員協議會開催(大 阪市)
一・一三	中央會主催購買販賣組合聯合會協 議會開催	大 九 二 〇 九	十二月 曉民共產黨檢 舉

大  
九  
一  
八  
七  
八月 米穀動物防疫  
十一月 歐洲大戦終結  
す

大  
九  
一  
九  
八

— 優 年 合 組 業 産 —

六月 正 一 一  
 (一九二二)  
 二月 株式瓦解、二  
 次恐慌起る  
 四月 日本農民組合  
 結成さる  
 十一月 農會補助金交  
 付規則發布さる

五・七	分市) 第八回産業組合協議會開催
五・八〇	(大分市) 大分市に於て第十七回全國産業組 合大會開催、來會者三千五百名
七・一 一八	沖繩支會設立 中央會第一回産業組合婦人講習會 開催(東京市)爾後毎年開催
十月	瑞西ペーセル市國際産業組合大會 に中央會代表者那須皓出席す 中央會々頭平田東助の銅像除幕式 舉行
二・二二	第十七回支會役員協議會開催(東 京市)
二・二四	第一回市街地信用組合協議會開催
二・二五 一六	第二回産業組合協議會開催(東京 市)
一・一五〇	第十八回支會役員協議會及び第九 回全國産業組合聯合會協議會開催 (東京市)
四・一八	東京市に於て第十八回全國産業組 合大會開催
四・二〇 一三	平和博覽會にて産業組合中央會名
七・一〇	

大正一一  
 (一九二二)  
 六月 第二次共產黨檢  
 査さる  
 九月 関東大震災

二・三	産業組合中央會は産業組合中央金 庫設立に關する建議をなす
二・五 一六	第十九回支會役員協議會開催(東 京市)
二・七 一八	全國の購買組合聯合會並に主なる 購買組合協議會開催(東京市)
四・五	産業組合中央金庫法公布
同 日	産業組合法第五次改正
四・五 一六	農商務省は主要都市購買組合協議 會を開催す
四・二三	第二十回支會役員協議會を開催す (仙臺市)
五・二五 一七	仙臺市に於て第十九回全國産業組 合大會開催
六・一四	第三回産業組合協議會開催(東京 市)
十 月	譽大賞牌を受け、産業組合協会の 受賞者、名譽賞牌一聯合會一組合 金牌十二組合、銀牌二聯合會、二 十六組合 中央會々頭伯爵平田東助辭任、同 理事志村源太郎會頭に就任 第二回市街地信用組合協議會開催 (神戸市)
二・一 一七	

大正一三  
九二四  
七月 小作調停法發布

七・一五	市 第二十一回支會役員協議會開催 (東京市)
七・二三	産業組合中央會に市街地購買組合 調査委員會を設けし此の日第一回 集會をなす
八・一八	全國購買組合聯合會登記
九・一	全國購買組合聯合會事業開始 關東大震災、枝香組合致東京百十 六、千葉四十八、神奈川百十四
同 日	中央會國際産業組合聯盟に加入す 中央會は糖漿購買組合の爲に牛込 俱樂部に於て販賣組合生産品即賣 會開催
一〇・八	中央會理事道家齋副會頭に就任
一〇・二五	中央會理事道家齋副會頭に就任
一〇・一九	中央會理事道家齋副會頭に就任
三・一	産業組合中央金庫事業開始
四・一三	第二十二回支會役員協議會開催 (福岡市)
四・一四	福岡市に於て第二十回全國産業組 合大會開催、來會者五千餘名
四・二五	長野支會主催全國生絲販賣組合大 會開催
五・二六	第四回産業組合協議會開催(東京)

大正一四  
九二五

六・二	市 中央會第一回産業組合賞券講習會 開催(三十日間)爾後引續毎年開催 中央會監査事業開始
七・一	白耳義ガソリン市に於ける國際産業組 合大會に中央會代表者馬場由雄、 本位田祥男出席す
九・一五	第三回市街地信用組合協議會開催 (浦和町)
一〇・二四	中央會第一回教育者産業組合講習 會を東京市に開催(五日間)
一〇・二二	中央會第一回教育者産業組合講習 會を東京市に開催(五日間)
一・二七	全國信用組合聯合會協議會開催 (東京市)
二・一四	第二十三回支會役員協議會を開催 (東京市)
四・一	農林省に産業組合課設置さる
四・二	高知縣産業組合長協議會開催爾後 年度内に各縣に於て開催すること
四・一四	中央會名譽會頭伯爵平田東助薨去 第二十四回支會役員協議會開催 (山口町)
同 日	山口町に於て第二十一回産業組合 大會開催、來會者五千五百名
四・一五	五月 鷗卵共同處理獎 勵規則公布さる
一・一七	五月 鷗卵共同處理獎 勵規則公布さる

五月 普選法公布さる  
十二月 農民労働黨結成即日解散を命ぜらる

大正二一〇五  
三月 労働農民黨結成  
四月 労働争議調停法公布さる  
五月 自作農創設維持補助規則公布さる  
十二月 社会民衆黨結成さる  
日本労働黨結成さる

五・一	「家の光」旬刊號中央會より發行さる
六・二〇	中央會市街地購買組合調査委員會終了
九・一	産業組合現勢調査成る
一〇・二	高崎市に於て群馬支會主催第二回全國生絲販賣組合大會開催、全國組合製絲協會の創立に決す
一三・一七	中央會事務所に於て第二十五回支會役員協議會開催併せて十八日夜二十五周年記念祝賀會を丸ノ内中央亭に於て開催
一	朝鮮産業組合令公布さる
二・一八	全國市街地信用組合協會創立
三・六	第一回産業組合記念日
三・二七	産業倉庫業法第一次改正受寄物輸回瑣瑣、聯合農産倉庫業等認めらる
四・一	中央會階級産業組合學校開校
四・六	産業組合法第六次改正利用組合員外利用、住宅供給組合の地方税免除、特別配當の現金配當等認めらる

昭和九二七  
三月 金融恐慌勃發す

五・二六	中央會事務所に於て全國購買組合聯合會協議會開催
六・二五	日本産業組合史出版さる
七・一	福岡縣に産業組合課設置さる、地方版の同課設置の始めである
八・五	札幌市道會議事堂に於て第二十六回支會役員協議會開催
八・七	札幌市大通小學校に於て第二十二回全國産業組合協議會開催
一〇・二三	埼玉縣熊谷町に於て埼玉支會主催第三回全國生絲販賣組合大會開催さる
一一・三一	東京中央會事務所に於て産業組合文賦並にポスター展覽會開催
一二・二五	香川縣琴平銀行休業し香川縣産業組合動搖す
一・九	岡山縣産業組合青年聯盟設立、府縣單位青年聯盟の始めとす
二・一五	大日本生絲販賣組合聯合會設立許可
三・七	奥丹後大震災、兵庫縣産業組合一部打撃を受く
三・一九	中井銀行休業、埼玉縣産業組合關

四・一八	近江銀行休業、滋賀縣産業組合關係深し	八・一五	ストツクホルムに於て、第十二回國際産業組合大會開催、中央會參事荷見安出席す
四・二一	全國金融恐慌起る、神戸大阪等大都市市街地信用組合動搖す	九・三	第五回全國市街地信用組合協議會を秋田市公會室に於て開催
四・二三	全國銀行休業、モラトリアム公布中央會全國の支會に指令を發し、中央金庫は休業明けの資金の準備の爲め活動す	九・二四	靜岡市教育會館に於て第二十八回支會役員協議會及道府縣信用組合聯合會協議會開催
五・七	中央會販賣組合調査委員會第一回委員會開催	一〇・一	靜岡市師範學校に於て第二十三回全國産業組合大會開催、來會者六千二百名
五・二四	第二十七回支會役員協議會中央會事務所に於て開催	一〇・二九	第四回全國生絲販賣組合大會を長野支會主催にて長野縣上諏訪町に開催
五・二六	中央會事務所に於て第五回産業組合協議會開催	一三・一七	中央會第一回産業組合年鑑(昭和三年用)を發行す
七・一	埼玉縣に中央會主催購買組合協議會開催是より全國各府縣に二年計畫にて行はれたり	一三・一四	第二十九回支會役員協議會を中央會事務所に開催
七・二	第一回國際消費組合デモ東京關東消費組合聯盟に依り舉行さる	一三・二三	長野縣に産業組合課設置さる
七・四	東京市赤坂三會堂に於て第一回全國農業倉庫協議會開催	四・二五	中央會事務所に於て第三十回支會役員協議會開催
八・二二	林業銀行關係府縣倉庫役員協議會を中央會事務所に於て開催	四・二六	第二十四回全國産業組合大會を東京市青山日本青年館に於て開催
		四・二七	

十二月 日本大衆黨結成さる

昭和 四  
九二九  
四  
一月 労働大衆黨結成さる  
四月 共産党四・一六

四・二八	來會者三千名審議委員會設置 道府縣區域信聯協議會を中央會事 務所に於て開催
四・五月	難徳協同組合運動に發行さる
五・二五	關東州金融組合令公布
八・五	埼玉縣産業組合婦人協會創立、府 縣區域の婦人會の始めとす
一〇・一〇	第六回全國市街地信用組合協議會 を廣島市に開催
一一・二	中央會事務所に於て第三十一回支 會役員協議會開催
一一・三	中央會事務所に於て第二回支會主 事々務打合會開催
一一・四	國際労働局長アルベール・トーマ 氏歓迎會を中央會主催の下に東京 丸ノ内電氣俱樂部で開催
三・一八	
三・二	山陰國民高等學校開校
三・二	中央會販賣組合調査委員會生絲販 賣組合調査を決定
三・一二	産業組合譯座第一巻發行
三・三一	益慧並米作者應急資金、中小商工 業者應急資金打切り
四・二四	第三十二回支會役員協議會を松江
一一・五	

事件  
十一月 新勞農黨結成  
十二月 農民労働黨創  
立  
東京無産黨創立

四・二五	市興雲閣に於て開催
四・二六	養鷄組合中央會設立さる
四・二六	全國道府縣區域信用組合聯合會協 議會を松江市興雲閣に於て開催
四・二六	第二十五回全國産業組合大會を松 江市城山に於て開催
四・二七	朝鮮金融組合令改正さる
五・一七	道府縣産業組合及農業者庫主任官 協議會農林省に於て開催さる
一一・二	第二回全國農業者庫協議會を東京 市赤坂區溜池町三會堂に於て開催
一一・二	第六回産業組合協議會を中央會事 務所に於て開催
五・二七	全國電氣利用組合協議會を中央會 事務所に於て開催
一一・二八	産業組合中央金庫「組合金融」を發 行す
八・一八	
九・二八	全國道府縣區域販賣購買組合聯合 會を中央會事務所に於て開催
一一・二九	第七回市街地信用組合協議會を中 央會事務所に於て開催
一〇・六	關東消費組合聯盟より加盟六組合 脱退す
一一・四	第一回全鮮金融組合大會京城漢江

— 表 年 合 組 業 産 —

昭和 一九三〇	一月 金輪田解禁 全國民衆黨、無産大 衆黨結成さる	一・一七 一・二三	第五回全國生絲販賣組合協議會神 戸市に於て開催さる 第三十三回支會役員及主事協議會 東京に於て開催さる
	七月 全回大衆黨精成 さる	二・一五 三・六	長野縣青年聯盟結成さる 第五回産業組合記念日全國に舉行 さる
	十月 米作第一回豫想 大燦作、米價暴落	四 月	福岡縣及長野縣に産業組合學校設 置さる
	十一月 伊豆地方震災	四・二八 四・二九	第三十四回支會役員及主事協議會 岐阜市縣會議事堂に於て開催 全國道府縣區域信用組合聯合會協 議會岐阜市縣會議事堂にて開催さ る
		四・三〇 一五・二	第二十六回全國産業組合大會岐阜 市に於て開催さる
		五・二一	道府縣區域信用組合聯合會事務取 扱主任者會議中央金庫の主催にて 東京市に於て開催さる
		五・二七 一・二七	第七回産業組合協議會中央會に於 て開催さる
		六・二九	産業組合中央會設立二十五周年記 念論文當選者決定さる
		八・一	肥料配給改善助成規則發布さる
		八・二三 八・二五 一・二八	志村會頭那須別邸に於て逝去さる オーストリア國ウィナ市に於て 第十三回國際産業組合大會開催さ る
		九・三 一・五	産業組合及肥料獎勵に關する道府 縣主任者會議中央會議所に於て開 催さる
		九・六 一・七	第三十五回支會役員及主事協議會 中央會事務所に於て開催さる
		九・八 一・九	第二回東部及西部聯合農業倉庫協 議會委員協議會が中央會に於て開 催され全販聯設立要綱及昭和六年 の新米穀年度より事業を開始すべ き方針を定む
		九・二〇	大都市消費組合懇談會中央會に於 て開催さる
		九・二九	副會頭理事岡田良平氏中央會々頭 に就任
		一〇・六 一・七	月田理事副會頭に就任 第八回全國市街地信用組合協議會

— 組 業 産 合 年 録 —

昭和一九三六

二月 農林省、商工省  
合併反對運動起る

北海道、東北地方大  
因作

五月 大日本生産黨結  
成さる

五月 減法案大綱閣議  
で決定

七月 全國労働大衆黨  
結成さる

二・八	京都に於て開催 道府縣信用組合聯合會大東京都に 開催
二・八	英蘭卸賣組合理事トーマス・アレ ン氏英國經濟使節として來朝せる につき、女子キリスト教青年會館 に於て歓迎講演會及茶話會を開催 す
二・一七	第三回全國農業倉庫協議會を東京 市に開催
二・二六	伊豆に震災あり組合の被害多し
一・一四	第三十六回支會役員及主事協議會 を中央會事務所に開催
一・一六	全國道府縣區域販賣組合聯合會協 議會を中央會事務所に開催
二・二	全國信用組合聯合會設立準備 會を中央會事務所にて開催
二・二五	第一回全國消費組合協議會を中央 會事務所に開催
三・二八	蠶絲業組合法公布さる
五・七	第三十七回支會役員及主事協議會 を高松市に開催
五・八	全國信用組合聯合會協議會暨全國

九月 奉天北大營に於  
て日支兩軍戰端を開  
く

十二月 金輸出再禁止

五・一九	消費組合協會創立總會を高松市に 開催
一・〇	第二十七回全國産業組合大會を高 松市に開催
五・二一	第八回産業組合協議會東京市に開 催さる
一・二一	産業組合中央金庫法改正され長期 貸付其他認めらる
五・二二	全國米穀販賣購買組合聯合會設立 許可さる
五・二五	中央會に購買組合研究會設置され 此の日第一回研究會を開く
七・一〇	中央會産業組合「ニュース」を發刊 す
七・三一	東京三會堂に於て各種産業團體と 共に農林商工省合併反對大會開催
八・三	第六回産業組合製絲協議會を東京 市に開催
九・二一	北部關東に震災あり埼玉縣組合被 害多し
一〇・七	第四回全國農業倉庫協議會東京市 に開催
一〇・二一	第九回全國市街地信用組合協議會 東京市に開催

一 表 年 合 組 業 産 一

昭和三十七年	昭和三十八年	昭和三十九年	昭和四十年
五月 五一五事件 日支停戦協定調印さ る	三月 滿洲國政府成立 す	五月 五一五事件 日支停戦協定調印さ る	五月 五一五事件 日支停戦協定調印さ る
農村負債整理の件に 關し帝國農會全國町 村會長連名を以て總 理、大藏、農林大臣 へ陳情			
三・六	一・二九	一・二六	一・二四
第七回産業組合記念日全國に舉行 認可さる	東京、大阪、京都、兵庫の各市街 地信用組合協會代表者協議會開催 さる	各地方産業組合學校關係者懇談會 開催さる	第三十八回支會役員及主事協議會 開催さる
二・一〇	二・三	二・二	二・二
全國産業組合製絲組合聯合會設立 認可さる	「農村不況裡に於ける産業組合」座 談會開催さる	北海道、東北地方凶作に付き北海 道、青森支會へ特別補助金を交付 し中央會にて全國組合員よりの同 情金募集に着手	全國信用組合聯合會協議會大阪に 開催さる
二・二	二・二	二・二	二・二
全國産業組合製絲組合聯合會創立 總會開催さる	産業組合宣傳映画「愛の唄」完成 購買組合研究會を中央會事務所に 開催	産業組合宣傳映画「愛の唄」完成 購買組合研究會を中央會事務所に 開催	産業組合宣傳映画「愛の唄」完成 購買組合研究會を中央會事務所に 開催
六月 自治農民協議會 代表は全國十六縣の 農民の署名ある農村 負債三ヶ年据置、肥 料代補助等に關する 請願書を議會に提出 す	七月 社會大衆黨結成 さる	七月 社會大衆黨結成 さる	七月 社會大衆黨結成 さる
八・二二	八・二二	八・二二	八・二二
新設のこと關聯にて 決定さる	農林省に經濟更生部 設立の事關聯にて 決定さる	農林省に經濟更生部 設立の事關聯にて 決定さる	農林省に經濟更生部 設立の事關聯にて 決定さる
八・二二	八・二二	八・二二	八・二二
第三十九回支會役員及主事協議會 大阪市に開催さる	第二十八回全國産業組合大會を大 阪市に開催す	第二十八回全國産業組合大會決議 事項を主務官廳へ運動す	第二十八回全國産業組合大會決議 事項を主務官廳へ運動す
四・二三	四・二三	四・二三	四・二三
第三十九回支會役員及主事協議會 大阪市に開催さる	第二十八回全國産業組合大會を大 阪市に開催す	第二十八回全國産業組合大會決議 事項を主務官廳へ運動す	第二十八回全國産業組合大會決議 事項を主務官廳へ運動す
五・三〇	五・三〇	五・三〇	五・三〇
産業組合法並中央金庫法改正の件 に付農林大臣へ建議す	産業組合法並中央金庫法改正の件 に付農林大臣へ建議す	産業組合法並中央金庫法改正の件 に付農林大臣へ建議す	産業組合法並中央金庫法改正の件 に付農林大臣へ建議す
六・二二	六・二二	六・二二	六・二二
産業組合五ヶ年計畫中央團體懇談 會開催さる	六大都市市街地信用組合代表者協 議會開催さる	赤坂區三會堂に於て各支會並に府 縣區域聯合會合同協議會開催さる	赤坂區三會堂に於て各支會並に府 縣區域聯合會合同協議會開催さる
七・一五	七・一五	七・一五	七・一五
六大都市市街地信用組合代表者協 議會開催さる	赤坂區三會堂に於て各支會並に府 縣區域聯合會合同協議會開催さる	赤坂區三會堂に於て各支會並に府 縣區域聯合會合同協議會開催さる	赤坂區三會堂に於て各支會並に府 縣區域聯合會合同協議會開催さる
八・二三	八・二三	八・二三	八・二三
中央會、商業組合法案修正の件に 付總理、農林大臣宛陳情書を提出 す	中央會、商業組合法案修正の件に 付總理、農林大臣宛陳情書を提出 す	中央會、商業組合法案修正の件に 付總理、農林大臣宛陳情書を提出 す	中央會、商業組合法案修正の件に 付總理、農林大臣宛陳情書を提出 す
八・二二	八・二二	八・二二	八・二二
大阪市に於て肥料配給改善講習會	大阪市に於て肥料配給改善講習會	大阪市に於て肥料配給改善講習會	大阪市に於て肥料配給改善講習會

十月 金銀債務臨時調停法、商業組合法實施さる

九・六

十一月 日本商工會議所第五回總會に於て購買組合特典廃止並取締勵行に關する建議案を決議す

九・七

十二月 國民同盟組織さる

九・一五

九・二〇

九・三〇

一〇・一

一〇・三

一〇・二〇

二・四

二・一七

二・一八

開催さる

産業組合法中改正法律公布さる

産業組合中央金庫法中改正法律公布さる

産業組合中央金庫特別融通及損失補償法公布さる

米穀法中改正法律公布さる

農林大臣宛全國農産物販賣聯合會の件に付建議す

南洋群島に産業組合法布か

農林省にて道府縣産業組合及農産倉庫主任者協議會開催さる

水害並凶作の爲被害甚大なる北海道並青森縣に對し指導補助金を交付す

第四十回支會役員及主事協議會開催し五ヶ年計畫を協議す

産業組合中央金庫特別融通事務打合せ開催さる

福岡市に於て第十回全國市街地信用組合協議會開催さる

赤坂區溜池三會堂に於て全國消費組合協議會開催さる

昭和一九三三

一月 新生共產黨檢舉記事解禁

二月 全國肥料業者、東西聯合總會で産業組合に對する政府の援助撤廢を決議す

第六十四議會に於ける豫算委員會中農林分科會に於て反産運動に對する質問あり

産業組合保護反對に對する請願、松本眞平、磯部尙により貴衆兩院に提出さる

全勝聯、滿洲化學工業株式會社株四萬五千株買入決定

三月 米穀統制案本會議通過

農村負債整理組合法本會議通過

農業勸産信用法本會

二・二二

三・一

一・一

一・二四

一・三〇

二・二四

二・二〇

三・六

三・二八

四・八

四・二一

四・二五

四・二四

四・二四

全勝聯肥料對策協議會を開催す

中央市街地購買組合打合せを開催す

産業組合擴充五ヶ年計畫第一年第四十一回支會役員及主事協議會を三會堂に開催

第一回産業組合中央聯絡委員會を開催す

於日本青年館全國産業組合青年懇談會開催す

近衛歩兵第二聯隊主催、産業組合座談會開催さる

第八回産業組合記念日舉行さる

産業組合中央金庫の八年度特種二千五百萬圓に對する申込額全部貸付決定

産業組合青年聯盟全國聯合結成さる

農林省主催道府縣産業組合及農産倉庫主任官協議會開催さる

於日本青年館第四十二回支會役員及主事協議會開催さる

第二十四回産業組合中央會通常總會開催さる

業 産 組 合 名 稱	日 期	事 務 概 要
農 産 組 合 協 會	四・二四	全國消費組合協會、第三回總會開催さる
協 同 組 合 協 会	四・二五	全國道府縣區域信用組合聯合會協議會開催さる
一 中 小 商 工 業 者 救 済 協 會	四・二五	全國道府縣區域購買組合聯合會協議會開催さる
の 爲 産 業 組 合 に 對 する 救 済 協 會	四・二六	第二十九回全國産業組合大會を於日本青年館に開催、産業組合擴充五ヶ年計畫案に關する宣言をなす
十月(一五)日本國家社 會 主 義 全 國 協 議 會 結 成、全 國 代 表 者 會 議 舉 行	五・二八 五・二九 五・三〇 五・三一	全國醫藥組合協議會開催於三會堂第十回産業組合協議會開催さる
(二四)米穀統制法施行規則公布	六 月	第十回産業組合實務講習會開催さる
(二五)米穀統制法第二條の最高及最低の暫定的標準價格決定	八・二四	於長野縣下高井農學校第三回全國産業組合學校協議會開催さる
(最高三〇・五圓、最低二二・七圓)	九・一七 九・一八	於東京三會堂、全國漁村産業組合協議會開催さる
(二七)反産運動擴大し全日本商權擁護聯盟精成さる	九・三〇 一〇・一五	於靜岡縣熱海町小學校第十回市街地信用組合協議會開催さる 中金ビル落成ス 第一回産業組合青年聯盟全國大會開催さる
十一月(一)米穀統制法		

實施さる	二・一八	第三回全國消費組合協會研究會兵庫灘購買組合に於て開催さる
三井合名公益事業の爲三千萬圓提供を發表	二・一〇	第三回市街地購買組合協議會を神戸市産業獎勵會に於て開催
(一四)日本商工會議所第六回臨時總會産業組合の特權廢止を決議す	二・一五	第五回全國農業倉庫協議會を赤坂溜池三會堂に開催
農林省多木肥料に對する工業組合法第八條の適用に強硬反對	二・一八	全國産業組合製絲組合聯合會は製絲國策樹立其の他を可決
(二四)反産運動の全國的組織たる全日本商權擁護聯盟第一回大會開催反産業組合を決議す	一・一九	絲聯總會生絲出荷統制に關し三割減を決定
(二九)稅貯藏獎勵の實施方法公布さる	三・一八	本會理事矢作榮藏氏逝去せらる
(三〇)米穀貯藏獎勵の農業倉庫法第十五條の改正規定公布さる	同・二八	反産運動對策懇談會開催

十二月(五)帝國農會外  
九團體にて農村問題  
解決期成同盟を組織  
す

(六)は相に對し十商  
工會議所代表農村對  
策伺取は中小商工業  
の没落をもたらすと  
陳情す

(一)原蠶種國家管  
理案第六十五議會に  
提出と決定

(一六)米穀統制法第  
二條の標準最高價格  
(三〇・五四)及最低  
價格(二二・二四)決  
定

(二八)農林省糧貯蔵  
資金供給要綱を發表  
す

昭和九年三月

一月(二七)農村負債整  
理資金制當額決定  
道府縣農會長會議は  
反産運動反對を決議  
す

三月(六)農林省内地  
生産費を發表右當二  
二四一七錢

(同)拓務省外地米生  
産費を發表  
朝鮮(右當二〇・九八  
四)

臺灣(同) 一七・二六  
四)

(同)衆議院農業者倉庫  
改正法案及び原蠶種  
管理法案を可決  
(一)全國米穀取引  
所組合聯合會米穀統  
制法實施以來の損失  
補償を要請決議す

四月(五)帝國農會八年

一・一六 反産運動に關する陳情書を總理大  
臣外各省大臣に提出

一・一三 中央金庫は米穀證券擔保貸付利率  
引下げを決定

一・一九 府縣產業組合製絲組合主任職員協  
議會開催  
東北六縣產業組合普及主事協議會  
開催

一・二三 第四十三回支會役員及主事協議會  
開催各支會產業組合普及主事協議  
會開催

一・二五 第一回全國產業組合長會議開催二  
六日は反産問題に關し夫々運動を  
なしたり全國農村產業組合協會第  
一回總會開催さる

二・一〇 柑橘組合に關する協議會開催  
全販聯主催米麥取引座談會開催  
輸出生絲販賣統制研究會(絲聯)

三・一七 消費組合講習會開催  
一・一六 小麥販賣統制に關する事業連絡協  
議會(全販聯)

三・二三 中央會々頭岡田良平氏逝去さる

四・一三 柑橘販賣組合協議會開催

度米生産費発表(石 當三三・七〇四)	四・二三	鳥取市に於て第二十二回産業組合 中央會通常總會開催	八九萬一五〇トンと 決定	六・五	講習會開催 札幌市に於て東北區産業組合普及 主事協議會開催
(一三)農林省米倉庫 建設助成金交付の爲 租務規則を改正告 示す	四・二四	同地に於て第四十四回支會役員及 主事協議會開催 同地に於て全國道府縣區域信用組 合聯合會協議會開催	(二二)全國畜産業大 會開催され臨時議會 召集要望を宣言	六・一六	産業組合青年講習會開催
五月(一四) 林有農民 道場十二縣の設置を 決定す	四・二五	同地に於て全國道府縣區域購買販 賣組合聯合會協議會開催	八月(四)石炭業業共販 組合で新年度の販賣 方針決定す	六・一五	東京市労働者消費組合更生協議會 開催
(二九)沼津商市場休 場す	四・二六	全日本産業組合懇談會開催	(二三)日本中央蠶絲 會臨時總會は臨時議 會召集要求を決議	六・二〇	第十一回産業組合協議會開催
六月(一)静岡商市場開 市す	四・二八	第三十回全國産業組合大會開催 京都府に第三回全國産業組合學校 協議會開催さる	九月(四)東京市電從業 員團體罷業を發令	六・二九	産業組合問題研究會開催 肥料金融に關する調査發表さる
(二九)農林省七月一 日より租務解除の 旨通牒	五・一	第二十三回長期講習會開催 第七回全國産業組合製絲組合協議 會開催	(二二)農林省發表 本年收購買取價額は 前年に比し六割一分 減	七・〇	全購聯主催大坂地方道府縣購買組 合聯合會協議會開催
七月(一)帝農調査で農 業も大經營が有利 と列明	五・一七	全國鶏卵販賣組合協議會開催		七・一	全購聯主催東京地方道府縣購買組 合聯合會協議會開催
(六)帝農指導協議會 で農村經營指導方針 決定さる	五・二五	中央金庫昭和九年前期通常總代會		七・一七	東京市労働者消費組合更生協議會 開催
(一六)機酸肥料來年 度生産高は本年同様	五・二九	東京消費組合金融流通打合せ開催		七・一六	福井市に於て北陸區産業組合普及 主事協議會開催
	五・三〇	絲織所協聯會會及組合役員現業 研究會開催		七・一九	産業組合製絲の助成政策を要望
	六・二	國際産業組合大會出席の爲辻主事 出發		七・二九	名古屋市に於て農業倉庫理事者姿 成講習會開催
	六・二	高知市に於て農業倉庫理事者姿成		七・二八	盛岡市に於て産業組合婦人講習會 開催
	一・一			一・三〇	

舊者多数

八・八 一・九	松山市に於て、四國區産業組合普及主事協議會開催
八・九 一・八	大阪市に於て肥料配給改善講習會開催
八・一 一・三	京都市に於て産業組合婦人講習會開催
八・一 一・五	松江市に於て中區産業組合普及事業協議會開催
八・三 一・〇	五ヶ年計畫第二年度事業計畫に關し全購聯主催にて全國道府縣購買組合聯合會協議會開催、九年度肥料配給九十一萬トンと決定
八・二 九	全販聯主催鶏卵及木炭販賣協議會開催さる
九・一	鶏卵の取扱は四縣販賣聯合所より全販聯に移管さる
九・二	肥料配給改善促進事業協議會打合せ開催
九・二	大日本柑橘販賣組合聯合會設立總會開催
九・三 一・二	廣島市にて農業倉庫理事者養成講習會開催
九・〇	第二十四回長期講習會開講

九・九  
一・〇  
九・八

中金木炭資金融通要項決定  
第二回全國漁業組合協議會開催  
産業組合蠶絲対策協議會開催

## 第二節 外國産業組合年表

(340)

### — 表 年 合 組 業 産 因 外 —

- 【英】 一七六九 (昭和六) ◇蘇格蘭の小村(ヘンウイック)に、貧しい少数の織物工により最初の消費組合組織さる。
- 【英】 一七七七 (昭和一四) ◇グラスゴウの附近ゴーパーン村に消費組合起る。(設立當初は好成绩を挙げ購買高に應じて利益分配を行つてゐたが、一九〇九年破産)
- 【英】 一七九五 (寛政七) ◇ハル市の労働者により、市長及び市参事會員の援助の下に協同製粉所建設せらる。
- 【英】 一八〇〇 (寛政一二) ◇蘇格蘭に初めて麵類製造組合生る。
- 【英】 一八〇一 (享和九) ◇ハル市第二の協同製粉所「ハル融金製粉所」起る。
- 【英】 一八一〇 (文化七) ◇最初の貯蓄組合ホルスタイン地方に設立さる。
- 【英】 一八二二 (文化九) ◇「ウイットビー」組合製粉所「設立さる。
- 【英】 一八二五 (文化一二) ◇小麦粉に肉土を混入する一般の慣行に憤慨して、南英シャーマスに麵類製造組合組織さる。
- 【英】 一八二六 (文化一三) ◇デボンポートに協同製粉所起る。
- 【英】 一八二二 (文政四) ◇ロバート・オウエン、雜誌「エコノミスト」により、労働者に消費組合の設立を宣傳す。
- 【英】 一八二二 (文政五) ◇オウエンにより「ロンドン産業組合經濟協會」組織さる。(この組合は既に産業組合の政治的、宗教的中立を強調してゐた。)
- 【波】 一八三二 (文政五) ◇波蘭農業組合運動の先驅者タニスラス・スタスジイクにより、フルビエスゾウに近代的意義に於ける最初の農事産業組合組織さる。(但し、この組合は多分に博愛的要素を持つてゐた。)
- 【英】 一八二七 (文政一〇) ◇ウイリアム・キング、ブライントンに「消費組合」を建設す。組合はその利益を蓄積して、將來はそれにより土地を買入れ、之に往み、自ら耕し、且、必要な物資も自ら生産する、彼の所謂「共同社會」の實現をその理想とす。これに追随して各地に多數の「組合賣店」興る。多くの組合賣店は單に賣店に止まらず、組合員を使用して自己生産を行ふ。(但し少數の例外を除いては數年ならずして消滅)
- 【英】 一八二八 (文政一一) ◇ウイリアム・キング雜誌「産業組合主義者」を發行。産業組合

運動及「共同會社」の宣傳を行ふ。

一八三〇 (天保元)

【佛】この頃よりフィリップ・ブエニエによる生産組合の宣傳開始せる。

「生産組合の總利潤總額の二〇パーセントは毎年資金に繰込み、之を不可分とし、組合解散の場合には他の組合の創設資金に使用すべし。而して、總利潤總額の八〇パーセントは各組合員の賃銀高に比例して分配する。かくして蓄積し得たる大資本によりて産業組合的生产を組織し、労働者を解放することが出来る。」と云ふ原則を初めて唱道。

【英】アルサスのギニープレルに佛蘭西最初の消費組合とも云ふべき製糖組合生る。(但し、格別の發達も示さず間もなく消滅)

一八三一 (天保二)

【英】オウエン主義産業組合により英國最初の卸賣組合「北西英蘭聯合協同會社」設立せる。

一八三三 (天保三)

【佛】フィリップ・ブエニエにより巴里に指物商の生産組合組織せる。(最初の生産組合) 但し、これは資金の缺乏の爲失敗。

【英】シャル・フリエの學說の影響により、リヨンに消費組合「眞正なる共同商業」組合生る。

【英】ロバート・オウエンにより、英國産業組合會議の席上に於て、産業組合運動の宗教上並びに政治上の中立性に關する勸諭が提出され、滿場一致可決せる。

一八三三 (天保四)

【英】ロバート・オウエンによるグレース・イン労働取引所の設立。(その目的の「組合賣店」の過剰生産品を市場に提供するにあつた。)

一八三四 (天保五)

【佛】巴里に寶石細工商人の組合組織せる。(この組合は一八七〇年迄存続す。)

一八三五 (天保六)

【國際】ロバート・オウエン、ロンドンの彼の邸宅に集會を催し、總ての國の凡ゆる階級の人々を以つて一の團體を組織することを提案す。(この團體は廣い意味に於ける近世國際産業組合聯盟の先驅と見ることが出来る。)

一八四四 (弘化元)

【英】織物工を主とする二十八名の労働者により、ロッチデールの蘇小路に近世消費組合運動の鼻祖「ロッチデール公正開拓者組合」組織せらる。(十二月二十一日)

所謂ロッチデール開拓者の經營上の四大原則の採用。

(一) 市價を以つて賣り、それによりて生ずる剩餘金は、各人の購買高に應じて拂戻す。

(二) 現金賣り制度。

(三) 品質の純良主義。

(四) 組合管理に於ける権利の平等(一人一票制度)

一八四五 (弘化二)

【獨】ケムニッツに十二名の紡績工によりて獨逸最初の消費組合

— 外 國 産 業 組 合 年 表 —

「ニルムンテルング組合」設立さる。  
併しこの組合はその經營方法の甚だ閉鎖的なりしために間もなく消滅す。

【合衆國】 ◆前年裁縫師コールバックによりてボズトンに企てられた組合的な購買俱樂部を中心に労働者保護組合組織さる。(アメリカ組合運動の始まり。一八四九年にニューヨークランド保護組合と改稱、内紛のため間もなく解散。)

一八四六 (弘化三)

【獨】 ◆ライプアイゼンに依りワイエルプツシエーのウエスターワルドに消費組合設立さる。

【瑞西】 ◆瑞西に於ける原始的消費組合たる穀物組合パーゼル其他各地に起る。(その發生の動機は當時の農作物の不作による物價暴騰にあるが、組合員は主として有産階級であつた。結局物價暴騰のため間もなく解散。)

一八四七 (弘化四)

【英】 ◆リーズ組合生る。

(この組合は最初は一般救済組合として設立されたものであつたが、後消費組合となり、一八五六年、購買高に應ずる相當の原則を採用、現在、英國最大組合の一。)

この頃より「ロツチデール公正開拓者組合」の影響により、ランカシャ、ヨークシア等の工業地方其他グラスゴウ等の各地に消費組合の設立續出す。

一八五一年にはその數、百三十に達す。

一八四八 (嘉永元)

【佛】 ◆二月革命。ルイ・ブラン一時革命政府の要路に立つ。政府は産業組合に補助金を與へ、大いにその設立を奨励。労働者により多數の生産組合設立さる。(後に政府は組合の政治的活動を喜ばず一八五一年のクーデターにより補助金廢止せらるゝと共に漸次衰退す。)

◆リヨンに消費組合「トラヴィジユニ」並びに「海狸組合」組織さる。(文獻に現はれた最初の消費組合。)

【白】 ◆この年以降、フリエーの學説を奉ずる當時の自耳義政府の大臣ロジエーの後援の下に各地に半慈善的の消費組合多數組織さる。(何れも短命に終る。)

【瑞西】 ◆賃銀引上運動に失敗したパーゼルの組紐職工により、食料品の廉價購入のために「パーゼル一般労働者組合」設立さる。これは現代的組合と同じく、購買額に比例する利益拂戻制度を採用してゐたが、經營上の缺陷のため失敗に終る。

【諸】 ◆十二月、社會主義者マルクス・トライトによりドラーメンに社會主義的色彩の濃厚なる産業組合組織さる。物質を共同購入して、組合員に廉價供給。(ノールウエー産業組合の嚆矢)

【荷】 ◆この國最初の生産組合たる機業者組合生る。

一八四九 (嘉永二)

【英】 ◆ヴァンシタート・ニール等の基督教社會主義者により「労働者組合促進基督教社主義者協會」組織せられ、自治工場建設の運動起さる。

その綱領

一、人類社會は多數の四肢から成立する肉體でなつて、相互に

闘争を事とする原子の集合體ではない。

二、眞正なる労働者は労働する仲間であらねばならぬ。競争者であつてはならぬ。

三、正義の原則こそ商取引に於て行はれ、利己心が支離してはならぬ。

【獨】◇ヘルマン・シユルチエによりデーリツツ町に靴工と指物師の二つの原料購買組合組織さる。

◇フリードリツヒ・ウイル(ヘルム・ライプアイゼンその任地フランメルスフェルドに救貨組合を設く。

(但し、これは恩惠的なもので、相互扶助を基としたものではなかつた)

【佛】◇消費組合「ユマニテ」二十八名の労働者により、リールに設立さる。(五月)

【伊】◇マツチニの影響下に伊太利最初の消費組合、ピネロに生る。  
一八五〇(嘉永三)

【英】◇ロンドン其他南英地方に十二の自治工場建設さる。但し、これは配給上の不熟練、資金の缺乏等ため、数年ならずして失敗に移る。

◇この年より翌五年にかけて、北英のランカシア、ヨークシアの産業組合地方に「修正された自治工場」即ち生産組合起る。

◇「ロットテール公正開拓者組合」の主旨により消費組合代表者會議を召集、年末ロットテールに聯合製粉所を開設す。

◇「アンスタート・ニール等、消費組合の共同購入のため中央協同代理店を設置(設立後二年にして破産)

【獨】◇シユルチエにより、デーリツツ町に最初の信用組合組織さる

【白】◇ブラツセルの労働者により食料品其他の共同購入を目的として、相互連帯組合組織さる。この組合は廉價主義を採用していたが非常に近世的消費組合の相貌を備へてゐた。但、短命に終る。

【波】◇スレモ貯金貸付金庫組織さる。

【丁】◇丁抹議會、信用組合全部に長期信用貸付を行ふための基礎を爲す法律を制定(六月)

【佛】◇佛蘭西の建築家ブーランジュ、地主及び資本家の後援を得てテツリア地方にギリシヤ最初の産業組合を組織す。

一八五一(嘉永四)

【獨】◇ベルンハーディに依り、アインレンブルグに於て組合員の互助による組合原則に基く最初の前貸組合設立さる。

【佛】◇佛蘭西に於ける現存消費組合最古のもの「グレンノーブル食事組合」生る。

【瑞西】◇瑞西に於て消費組合の名稱を使用したる最初の組合「チエーリツヒ消費組合」生る。

【ハンガリー】◇資金の供給を得んとする都市手工業者によりハンガリー最初の産業組合組織さる。

【丁】◇丁抹最初の信用組合、ニューランド半島の地主により組織せらる  
一八五二(嘉永五)

【英】◇六月三十日、英國産業組合運動の大憲章「産業並に共済組合法」議會を通過。

【獨】◇初めて組合の法人格認めらる。  
◇牧師グローによりヘツセン國のキルヒ・プロムバツハ(シユダ

一 表 年 合 組 業 産 因 外 一

ルケンブルグ)に於て最初の農村消費組合設立さる。

◇アイレンブルグ型によりデーリツチの信用組合改造さる。

◇シユルチエにより、デーリツチ町に日用品共同購入のための消費組合起さる。

◇モーゼルに於て最初の葡萄酒組合設立さる。

◇ポーゾナンの産業金庫の前身「相互扶助金庫」生る。

【波】 ◇これはこの種組合の模範となり、東部波蘭に、追隨者續出。

【伊】 ◇一般労働者組合により、食糧品暴騰の一対策として、トレンに消費組合組織さる。

(伊太利近代的消費組合としては最初のもの。瑞西のチユーリツヒ消費組合に範を求め、賃費販賣掛買を行つてゐた。)

一八五三 (嘉永六)

【獨】 ◇シユルチエ著「獨逸手工業者及労働者組合論」出版さる。

一八五四 (安政元)

【獨】 ◇ライファアイゼンによりヘッデスドルフの慈善組合設立さる。

◇この年シユルチエ・デーリツチにより獨逸最初の産業組合機関雜誌「産業組合時報」*Die Zeit für Genossenschaftswesen* 發行さる。

【チニツコ】 ◇チニツコスロバキヤ最初の消費組合「アラゲ消費組合」生る。當時チニツコは未だ塊太利帝國の支配下にあつた)

一八五五 (安政二)

【ユーゴスラヴィア】 ◇スロヴィアのリュウブリアナにこの國最初の産業組合、手工業者によりて組織さる。信用組合)

【獨】 ◇シユルチエ著「國民銀行としての前貸組合」出版さる。

一八五六 (安政三)

【英】 ◇「ロツチデール公正開拓者組合」新たに卸賣部を開設。

これは附近の消費組合に對して卸賣組合の役目をはたしてゐた。(但、数年ならずして閉鎖)

一八五九 (安政六)

【獨】 ◇シユルチエ、デーリツチ系組合最初の産業組合大會開催さる

◇シユルチエにより、獨逸最初の聯合組織たる「獨逸産業組合一般聯合會」成る。

【波】 ◇ブリスバンに漆湖最初の産業組合生る。

一八六〇 (萬延元)

【獨】 ◇和蘭最初の消費組合ロツチルダムに起る。

一八六一 (文久元)

【獨】 ◇最初のライファアイゼン式信用組合アンハウゼンに生る。

一八六二 (文久二)

【英】 ◇「ミッドランド諸州卸賣産業並に經濟組合」設立さる。(間もなく解散)

◇この頃より消費組合と生産組合との協働初めて行はる。

即ち消費組合は生産組合の組合員として、之に出資することにより資金を提供し、又一面に於てはその生産品の販賣市場を提供す

【ハンガリー】 ◇土地を抵當として貸付を行ふ、一種の原始的信用組合生る。

一八六三 (文久三)

【英】 ◇年初、オールドハムの産業組合會議の席上、當時の「ロツチ

デール公正開拓者組合」の會長アブラハム・グリーンウッドによ

り、組合の卸賣代理機關設置の成案示さる。

滿場一致これを承認、場所はマンチネスターと決定。

◇十一月、英蘭卸賣聯合會の前身「北英産業及び共済卸賣聯合會」設立さる。翌年事業開始。

【瑞西】◇チネニー・リツフニル、その所有のシユワラデンの織物工場の労働者俱樂部にすゝめて、之れをロツチテール式消費組合に組織を變更せしむ。（瑞西に於ける最初のロツチテール式消費組合）之れ以後各地にロツチテール式組合大いに起る。

一八六四（文久四）

【英】◇蘇格蘭産業組合、この年初めて産業組合大會を開き、聯合會組織を築す

【白】◇シユルチエの影響により、「第一庶民銀行」設立さる。

【伊】◇ニス・ヴィガイ教授に依り、コモ市にロツチテール式消費組合設立さる。

一八六五（慶應元）

【獨】◇伯林にシユルチエ系の信用組合銀行「ゼルゲルバリジウユス會社」設立さる。（これは一九〇〇年恐慌に際し窮地に陥り、一九〇四年ドレスデン銀行に合併、同行の信用組合部となる。）

【瑞西】◇「バーゼル」般消費組合二百十五名の組合員を得て組織さる。

この組合は後に瑞西消費組合運動の大中心となつた。

【露】◇リガ市に獨逸人の智識階級によりこの國最初の産業組合組織さる。（現今のラトビア）

◇ドロワート村に最初の貸付貯蓄組合生る。次で、デルフト、

ベテログラード、キエフ、ハルコフ等に相次で組合の創設を見たが、之等は何れもシユルチエ・デーリツチ組合の影響下にあつた

【合衆國】◇産業組合に關する合衆國最初の法律、ミシガン州議會を通過。

「機械技手及び一般労働者」の産業組合組織承認さる。（一八七五年更に農産産業組合の組織を認むる修正法通過）

一八六六（慶應二）

【英】◇この年開かれたる蘇格蘭産業組合會議の席上、英蘭卸賣聯合會の代表者により、その起源、目的及び成功に付一場の演説なされる。大會は蘇格蘭の産業組合に對し、英蘭卸賣聯合會に加入、これを蘇格蘭産業組合の卸賣代理機關となさんことを勸告する決議案が滿場一致可決さる。

【伊】◇ルイギル・ザツチにより、ミラノ市にシユルチエ式信用組合「庶民銀行」設立さる。

【獨】◇ライプアイゼン著「農民の貧困救済手段としての貸付金庫組合」出版。

【丁】◇ロツチテール式信用組合に付智識を有する牧師ゾネネにとリチステッド市に丁挂最初の消費組合組織せらる。

◇ゲルガサの努力により泥炭地改良組合生る。

【合衆國】◇マサチユセツ州議會に於て合衆國第二の産業組合法案通過。

一八六六（慶應二）

【英】◇「協同保險組合」設立さる。（これは最初は獨立した組合であつたが、一八八九年以降は、英、蘇、蘭卸賣聯合會の共同經營に移る。）

◇グラスゴウの蘇格蘭産業組合會議に於て、英國御買聯合會の理事の命を受けたる一代表者により、英國御買聯合會は蘇格蘭御買代理機關の設立を勧告し、之れがためには出来る丈の助力を寄する旨報告さる。

【獨】◇シメルチエの奔走により、「プロシヤ産業及び經濟組合法」發布さる。(三月二十七日)

◇組合員の企圖、物資の賣買及び經濟を援助する目的を以つて共同的企業を創設する團體と産業組合を認められ、法人格を附與さる。

◇この年、從來「獨逸産業組合一般聯合會」(シメルチエ系中央會)の統制下にありたる消費組合の内、その指導精神に満足し得ざるに至つた南獨逸の消費組合によりて新たに聯合會組織せらる。

【合衆國】◇「農家秘密組合」(農民と消費者との直接取引のため仲介商人廢除を目的とし、その組合員は農民に限られてゐた。)による「産業の主權者運動」大西洋沿岸諸州に起る。

一時大いに産業組合的行動により仲介商人の心算を寒からしめたが、資金難と經濟損失等のため、一八七七年頃迄には殆んど消滅。

【露】◇キエフの或る工場に最初の労働者消費組合生る。但し、この組合は十月革命迄の露西亞の労働者消費組合がそうであつたやうに工場に從屬的な組合であつて、純然たる獨立組合ではなかつた。

一八六八 (明治元)

【英】◇「蘇格蘭御買聯合會」グラスゴウに設立さる。

◇イー・オー・グリーニング、愛蘭に農村産業組合の設立を唱道す。(但、これに對しては見るべき反響なし)

【獨】◇七月八日プロシヤ産業組合は北獨逸聯邦の法律として實施の旨公布さる。

◇獨逸最初の葡萄酒醸造組合創設さる。

◇南獨逸の消費組合聯合會、御買部を開設、(但、一八七三年休止)

一八六九 (明治二)

【英】◇ロンドンの全國産業組合大會に際し、組合關係の諸問題を處理するための中央委員會を開設す。(英國産業組合中央會の前身)

【獨】◇アン・ハウゼン救済貸付金庫組合の型により、ヘツデスドルフ貸付金庫組合定款を變更し、組合を四の新組合に分つ。所謂ライプアイゼン主義原則の完成。

【境】◇ヘルマン・チイラーにより「ワイン自助産業組合聯盟」組織せらる。

【リトアニア】◇官吏により、リトアニア最初の消費組合ウイルナに組織さる。

一八七〇 (明治三)

【獨】◇カー・フォン・ラングズドルフ著「農村信用消費組合」出版。

【瑞西】◇「瑞西庶民銀行」設立さる。  
(これは持分證書を所有する組合員を以つて組織せられた純然たる産業組合で、瑞西七六銀行の一つである。)

【露】◇一團の産業組合により聯合會組織の準備會議が計畫せられたが政府の反對に會ひ目的を果さずして終る。

【ラトヴィア】 ◆ラトヴィア最初の信用組合生る。

一八七二 (明治四)

【英】 ◆英蘭卸賣聯合會 ニーカッスルに支部を設く。

◆グラスゴウ最大の消費組合「キンニングパーク組合」組織さる。

(この組合は創立の始めより政黨及び労働組合との協働を標榜した組合として英國では異色ある組合である。)

【独】 ◆東部ロシアに獨逸最初の酪製品販賣組合生る。

【露】 ◆「モスクワ農業協會」の一部局として「農村貸付貯蓄取引組合委員会」設立さる。

そのペテルブルグ支會は其後三十五年間事實上の信用組合中央會として活動。

一八七二 (明治五)

【英】 ◆「英蘭卸賣聯合會」銀行部を開設す。

(この銀行部開設による資金の集積が聯合會將來の生産事業開始の由縁となつたのである。)

【獨】 ◆郵判事務ウィルヘルム・ハース、「フリードベルヒ農事宿費組合」を設立、その指導者となる。

◆「ライン州農事産業組合銀行」設立さる。(六月一八七七年解散。)

◆インスタンブルグのステツケル、「東プロシヤ農事産業組合聯合會」を設立す。

【独】 ◆「ウイ自助産業組合聯盟」と「獨逸産業組合聯盟」との合併により「埃太利獨逸系自助産業組合一般聯合會」結成さる。

【葡】 ◆リスボンに鮮物師の生産組合及び鑄掛業者の生産組合の二組を組織さる。

一八七三 (明治七)

【英】 ◆「英國産業組合中央會」成立す。

◆「北英産業及其卸賣聯合會」を改稱し、今日の「英蘭卸賣聯合會」となる。

◆「英蘭卸賣聯合會」マンチエスターの近郊クランプセルのビスケット工場を買収經營、ライステルに製靴工場を建設。

愛蘭イストラムに石鹼製造所及び臘燭製造所を創設。

【獨】 ◆この年、ヘツセンの農村購買組合マインツに募集、聯合會設立を議す。(六月十九日)

その結果、同月末十五組合(組合員一千七十名)を以つて聯合會を組織、ハースをその會長におす。

【合衆國】 ◆労働組合「労働騎士團」による産業組合運動始まる。

この運動は一八八二年當時は百五十以上の購買組合及生産組合を擁してゐたが、やがて「労働騎士團」の衰退と共に瓦解す。

【白】 ◆三十名の織物工場他の労働者により「自由製蠶繭所」設立さる。

この組合は貸賃を禁じたばかりでなく組合員に一週間分のパン代を前納せしめてゐた。

後、組合内の社會主義者派と非社會主義者派間に指導理論上の争ひを生じ、前者は既述「前進」組合を創設す。(一八八一年)

一八七四 (明治七)

【英】 ◆「英蘭卸賣聯合會」ロンドンに一支部を開設。

【埃】◇埃太利の消費組合、生産組合及びシムルチエ・デーリツチ式信用組合等を包含する全國總團「埃太利産業組合總同盟」組織さる。

【獨】◇ダルムシュタットに「ヘッセン農事中央金庫」四月設立。

(一八七七年解散)

【イ】◇イゼスロキンに「ヴェネストフアリア農業銀行」四月設立。

(一八七九年解散)

◇ノイウィードに「株式會社獨逸農業生命保險所」と結合して「株式會社農業總銀行」設立さる、六月。(一八七六年解散)

◇「ヘッセン農事消費組合の機關紙「フォルシニリット」發行。

一八八三年以後「獨逸農事産業組合全國聯合會」の機關紙となり、一八八九年「獨逸農事産業組合新聞」となる。

一八七五 (明治八)

【獨】◇南獨逸の消費組合聯合會、再び「獨逸産業組合一總聯合會」(シムルチエ系中央會)に復歸、但内部抗争を續く。

一八七六 (明治九)

【英】◇「英蘭御寶聯合會」、ホール、カレール間の定期航海をなすべき汽船一隻を初めて購入す。

紐育に原料品、ハム及び豚脂購入のため、代理店を設置。

【獨】◇九月三十日、ノイウィードに、農事中央貸付金庫、株式會社として設立さる。(株式會社獨逸ライファイゼン銀行)の前身。

一九一〇年柏林に移り、一九一一年以降、ドレスデン銀行と同盟して活動す。

◇シムルチエ・デーリツチ、プロシヤ國會にて農村中央金庫の二重責任に反對して質問す。

一八七七 (明治一〇)

【英】◇「蘇格蘭御寶聯合會」レンスに支部を開設。主として産物、食品品を取扱ふ。

【獨】◇「農事産業組合常務聯合會」ノイウィードに設立さる。後に「登記協會・獨逸ライファイゼン組合總聯合會」となる。(一九三〇年解散。)

【和】◇凡ゆる階級層を網羅して、産業組合宣傳團體「自助會」創設さる。

【瑞西】◇東部瑞西の農村産業組合、一の聯合會を組織し、共同購入を始む。

一八七八 (明治一一)

【英】◇「蘇格蘭御寶聯合會」キルマルノックに一支部を開設。主として蘇格蘭南部及び西部の農産物の蒐集分配の中心たらしむ。

一八七九 (明治一二)

【英】◇「英蘭御寶聯合會」リバプール・カレール間の貿易航海のため汽船を購入し、これに「開拓者」と命名す。

【獨】◇「農事産業組合新報」(Oeffn)ノイウィートより發行さる。

◇ダルムシュタットに於て「ヘッセン農業信用組合聯合會」設立さる。(一月)

◇ダルムシュタットに於て南部及び西部獨逸に於ける信用組合聯合會設立さる。

◇最初の馬西組合ホルンホルム島に設立さる。

一八八〇 (明治一三)

【英】◇「英蘭御寶聯合會」ハッタモンドウイントに、更に製工場を

新設。

【丁】◇コペンハーゲンに鶏卵、牛酪及び燻製ハム勝入のため一代理店を開設す。

【佛】◇この頃よりベンジャミン・ラムバルの努力、並に政府の保護政策により、再び生産組合運動勃興。組合の數も漸次増加す。

【丁】◇この頃より丁抹各地に家畜の協同畜殖組合組織さる。

【英】◇「蘇格蘭御寶聯合會」初めて自己生産に進出。襪衣製造の小工場及び裁縫工場をおこす。

【獨】◇北獨逸産業組法、獨逸全帝國の法律となる。(一月) 四月、積立金に關する規則公布さる。

◇ノイウィードに公開的な商會社「ライファアイゼン・フアリスベンダー會社」設立さる。後に「ライファアイゼン・ウント・コンス商會」となる。(六月、一八九九年解散)

【白】◇アンゼーレの統ゆる「自由製麵麩所」の脱退派により、ガン市に「前進」組合生る。

消費組合運動を單なる經濟運動と見ず、その利潤の一部を政治的用途に充つる白耳義消費組合運動の特質はこの組合によりて始めらる。

一八八二 (明治一五)

【英】◇「英蘭御寶聯合會」及び「蘇格蘭御寶聯合會」の共同經營にて、ロンドンに世界に於ける茶の一大賣店を開設。

【佛】◇ルザナチの影響により、マントンに佛蘭西最初の信用組合生

る。

【丁】◇若き僧農技師アンデルセンの主唱の下に、西ニールランド半島のヘイディングに、その後の同種組合に最も大なる影響を與へたる最初の製産組合「ヘイディング製産組合」組織さる。

一八八三 (明治一六)

【英】◇「英國産業組合中央會」の中央教育委員會設立さる。(一八九八年再組織、今日に至る。)

「生産者組合聯盟」組織せられ、生産組合の聯合機關成る。婦人の間に産業組合主義を宣傳するため、「婦人産業組合協會」創設さる。

【獨】◇「獨逸農事産業組合聯合會」ハンブルグに設立され、ダルムシュタットに事務所を置く。一八九〇年に「登記協會獨逸農事産業組合」(一般聯合會)となり、一九〇三年「獨逸農事産業組合全國聯合會」となる。(一九三〇年二月解散。)

【伊】◇ラエンナ地方に最初の労働及生産組合組織さる。

◇ウォレンボルグ博士により、ロヂエツチ村に最初のライファアイゼン式農村信用組合生る。

◇農村に於けるコミタテ・アグラリ(伊太利獨特の組合形式にて消費組合と信用組合とを兼ねたるもの)を政府の保護の下に置き之れを農民の利益代表機關たらしむるため法律制定さる。

一八八四 (明治一七)

【國際】◇英國ダービーに開かれたる英國産業組合大會に際し英佛兩國の産業組合親睦の氣運大いに湧く。

【英】◇「損益分擔組合聯合會」設立さる。その的とする所は組合

の雇傭労働者も組合員となり、組合の管理に直接參與し、利潤の分配に預る點にあつた。

【佛】 ◆蘇格蘭御寶聯合會「グラスゴウ」に家具工場を設けず。

◆農村信用組合設立に關する法律施行さる。

◆サンデーカー法發布。組合の發達に著るしき刺戟を與ふ。

【獨】 ◆「ミュンスター」農業中央倉庫株式會社設立さる。(一九〇一年有限責任登記組合に變更)

【日】 ◆ブラツセルに消費組合「民衆の家」生る。

(當時は「ブルニュツセル協同製麵所」と稱す)

この頃、ジヨリモンの「進歩組合」、アンツェルスの「デヤウルカ

ー組合」ルウの「コンコルド組合」「ポビニール組合」等相次いで組織さる。

【丹】 ◆セーランド島に、最初の成功せる御寶組合生る。

一八八五 (明治一八)

【國際】 ◆オルダムの英國産業組合大會に際し、佛蘭西より二名の代表者列席。

【英】 ◆蘇格蘭御寶聯合會「グラスゴウ」靴工場を經營。

愛蘭の生産品の蒐集配給のため、愛蘭のユーニスクリーに倉庫を新設す。

【佛】 ◆シャル・デード・エ、ドブアブ等の所謂「ニーム産業組合學

派」ニームに於て組合運動の復興を議す。

その努力により巴里に「消費組合第一聯合會」組織せられ、共同

購入、新聞の發行等初めらる。

◆最初の農村信用組合生る。

【智】 ◆八月、信用組合組織による不動産抵當銀行「カマ・デ・クレリ

ト・ヒボナカリオ」設立さる。

【白】 ◆「前進」組合により消費組合運動に於ける最初の組合直營業

局設置さる。

(この薬局の施設は後に白耳義消費組合の一特徴となる。)

一八八六 (明治一九)

【英】 ◆蘇格蘭御寶聯合會「靴下製造工場」開設。

【白】 ◆ガン市に白耳義最初の産業組合新聞「前進新聞」起さる。

【伊】 ◆エル・フツフオリ、ミラノに伊太利最大の消費組合「ミラノ合同消費組合」を創設す。

◆マツフイによりミラノに最初の産業組合會議召集さる。

◆中部ロンバルチャに大地主の發意により最初の借地組合設立

さる。

(成績良好であつたが、他の地主側の反對に會ひ間もなく解散。)

【瑞西】 ◆「東部瑞西産業組合聯合會」組織さる。(本部ウインター

ール)

最初は農業用品の取扱に限られてゐたが、一八九一年以降、組合

員の消費財の方面にも積極的活動を開始。

【ハンガリー】 ◆カロルタイ伯爵により、初めてライフアイゼン式農

事組合の設立提案さる。

農村の財政的支持を得て間もなく成立。

【ラトヴィア】 ◆最初の自主的農村産業組合生る。

【合衆】◇亞米利加に初めて農産物販賣組合起る。

【アルゼンチン】◇アルゼンチン最初の信用組合たる「アルゼンチン人民銀行」設立さる。

一八八七 (明治二〇)

【英】◇「蘇格蘭御買聯合會」グラスゴウに印刷工場を設く。

【丁】◇ニールランド島のホルセンに一千二百十八名の組合員を有する最初の共同ベーコン製造所設立さる。

◇馬西専門家ゼンセンの接助の下にニールランド半島のアーハン附近に最初の種馬審議組合設立さる。

【伊】◇「伊太利産業組合全國聯盟」結成。  
(これは信用組合を除く凡ゆる組合を包含)

設立當初は「伊太利産業組合聯盟」と稱してゐたが、一八九三年に至り前記の名稱に變更。

一八八八 (明治二一)

【英】◇グラスゴウの小賣商人を中心として小賣商人の反消費組合運動團體「蘇格蘭商人防衛協會」組織さる。

一八九六年以後自然消滅。

【丁】◇ニールランド島の消費組合により、一卸賣組合組織さる。

一八八九 (明治二二)

【英】◇ホーレス・フランケットによる愛蘭農事産業組合運動始まる。

【獨】◇五月一日、獨逸産業組合改正法公布。有限責任及び無限責任の兩種組合の設立を承認。各種組合の義務的監督を實施、聯合會組織の承認。

消費組合の員外販賣、信用組合の員外貸付の禁止等を規定す。

【伊】◇伊太利最初の農村購買販賣組合生る。

◇労働及び生産組合運動獎勵のための一法律發布さる。

これにより政府の定めたる規程に叶ひたる組合は十萬リラ以下の政府公共團體の土木事業を入札によらず、然も無保證金にて請負を得ることとなる。(一九二三年の法律により組合の相對契約にて請負ひ得る仕事の限度は百萬リラとなる)

一八九〇 (明治二三)

【英】◇愛蘭農村組合運動の先驅者の一人、アングダーソンの努力により、最初の製酪組合ライメリツクのドラムコロハに組織さる。

◇「蘇格蘭御買聯合會」グラスゴウに刷毛、糖果及び作業服の製造工場を新設。

【獨】◇社會主義銀價法の廢止、並びに前年の産業組合改正法による消費組合の員外販賣の禁止等により、この頃より消費組合運動發展の機運漸く熟す。

◇サクソニアの労働者消費組合。その聯合機關として「前進組合」を組織。

【白】◇カトリック教徒により、ルーベンに種子、肥料、農具の購買を目的とする、農事産業組合「ペーラーパー」組織さる。

【諸】◇この年、ノールウェー農村産業組合、初めて肥料、飼料の共同購入を始む。(農村産業組合中央會の發願)

【アルガリー】◇アルガリア最初の産業組合、ミルコホーに起る。(その定款は獨逸に學ぶ)

一八九一 (明治二四)

【英】◇「英國御買聯合會」ドレスデンに製粉所を開設、

— 表 年 合 組 業 産 園 外 —

◇「蘇格蘭卸賣聯合會」外套、菓子、烟草の各製造工場を新にグラスゴウに經營。

【ルーマニア】◇地方の小學校教員と教師の支持の下に、ルーマニア最初の産業組合とも云ふべき「庶民銀行設立」。

【露】◇この年より土地の共同耕作を目的とする産業組合運動起る。(但、間もなく消火)

一八九二 (明治二五)  
【英】◇「蘇格蘭婦人産業組合協會」設立さる。

◇「蘇格蘭卸賣聯合會」この年新らたに珈琲精製所、化學部、糧食工場、腸詰工場の經營を始む。

【瑞西】◇九月、「バーゼル一機消費組合」を中心として、「瑞西消費組合一機協會」成る。

【伊】◇「伊太利農事産業組合中央會」組織さる。

◇伊太利最初の葡萄酒販賣組合生る。

一八九三 (明治二六)  
【英】◇愛爾蘭産業組合代理部創設。(これは後に愛爾蘭産業組合卸賣聯合會となる)

◇「蘇格蘭卸賣聯合會」グラスゴウに鐵力製品部を新設。

一八九四 (明治二七)  
【英】◇アランケット島の主唱により、「有限責任愛爾蘭産業組織協會」(愛爾蘭農村中央會)設立さる。

◇「蘇格蘭卸賣聯合會」エチンバラにチャンスロット製粉工場を設置。

【獨】◇「卸賣聯合會」の誕生。

「獨逸産業組合一機聯合會」(シニルチエ系中央會)内部に於ける消費組合派と信用組合派との對立激化、消費組合は一般聯合會に止まつた儘、別にハンブルグに「卸賣聯合會」を設立、週刊新聞を發行して一般聯合會に對立抗爭す。

【ハンガリー】◇約四百の地方信用組合を糾合して、ハンガリー産業組合最初の聯合機關組織せらる。

【エーゴーストラヴィア】◇ミカエル・アウラモウイツチニ、グラノボウにセルビヤ最初の産業組合を組織。(ライフアイゼン式信用組合)。

【諸】◇「掃護士デエリ、クリスチニア」に産業組合聯合會を組織、ロツチテール式によるノールウエーの産業組合運動初まる。

一八九五 (明治二八)  
【國際】◇ロンドンに第一回國際産業組合大會開催。

英、佛、伊、白、瑞西、和爾、ハンガリー、丁埃、セ、ピア九ヶ國二十五名の代表者參加「國際産業組合聯盟」成立す。

【英】◇「英爾蘭卸賣聯合會」ロンドンに一大卸場所を、ミッドルトンに果實罐詰工場を設置。

◇「愛爾蘭産業組織協會」の機關誌「愛爾蘭の農園」創刊。

◇「愛爾蘭産業組織協會」従来の「英國産業組合中央會」との提携を斷つ。

◇ウォルフの助力により、ドネーグルに愛爾蘭最初の信用組合設立さる。

【獨】◇七月、政府の援助の下に「プロシヤ産業組合中央金庫」設立さる。(最も有力なる組合金融機關)

— 農 業 組 合 年 報 —

【獨】 ◇「獨逸農事中央貸付金庫(株式會社)「フアンゼン銀行」の支所設置。「獨逸ライプアイゼン組合總聯合會」の州及び地方聯合會の成立。

◇獨逸最初の穀物販賣組合組織せる。

【佛】 ◇この年社會主義的傾向を持つた巴黎消費組合は「消費組合第一聯合會」を脱退、新たに「社會主義消費組合協同取所」を起す。

【ユーゴスラヴィア】 ◇「セルビヤ農民產業組合聯盟」スメデレボウに設立せる。

【丁】 ◇フエオニヤに牛酪輸出組合聯合會組織せる。

◇南ユーランドのペーンに十三名の農民により、世界最初の乳牛檢定組合組織せらる。

◇農村の小學教師ミユレルの主唱により、二十五の集卵鶏卵組合により、「丁扶協同鶏卵輸出組合」組織せる。

【露】 ◇この年少額信用法令公布せる。(六月)  
從來の貸付及び貯蓄組合の外に、新たにライプアイゼン式信用組合を認む。(實際の設立は一八九九年以降。)

◇ドボルス縣クルガン郡に最初の酪農組合生る。

一八九六 (明治二九)

【國際】 ◇巴里に第二回國際產業組合大會開催。

【英】 ◇「蘇格蘭卸賣聯合會」この年エトリック工場及びセルキルク工場を購入、蘇格蘭織及び毛布の製織に進出す。

【チエッコ】 ◇當時未だ奧太利帝國の支配下にあつたチエッコ労働者により再び産業組合運動開始せる。(一八七三年奧太利帝國による)

「福利組合並に地方的產業組合法」の發布は、チエッコ産業組合運動をして一時假死の状態に陥らしめてゐた。

◇「農業組合中央聯合會」設立せる。

【丁】 ◇セーランド島の協同卸賣組合(一八八四年創立)と、ユーランド島の卸賣組合(一八八八年創立)との合併により「丁株産業卸賣聯合會」生る。

【瑞典】 ◇瑞典産業組合法公布せる。

◇ノールウエーの農村產業組合中央會生る。  
十八の有力なる消費組合により、初めてニジニブエロッドに消費組合の大會を開き、聯合會の定款を決定す。

一八九七 (明治三〇)

【國際】 ◇和蘭デルフトの第三回國際大會。

【英】 ◇愛爾蘭農業卸賣聯合會」結成せる。

◇「蘇格蘭卸賣聯合會」グランデモンスに石鹼工場を、グラスゴウに炭酸水製造場を新設。

【獨】 ◇「農民聯盟檢査聯合會」及び「農民聯盟產業組合中央金庫」ベルリンに設立せる。(一九二一年以後、前者は「全國農民聯盟產業組合聯合會」後者は有限責任登記產業組合「全國農民聯盟產業組合中央金庫」となつたが、一九二九年十月、共に解散。

◇「有限責任會社獨逸農民購買聯合會」ベルリンに設立せる。

【丁】 ◇「丁株産業組合屠殺所同盟」組織せられ、煙製豚肉の海外輸出激増す。

【瑞典】 ◇「瑞典消費組合中央會」設立。

【露】 ◇農事産業組合模範定款の發布。

之以後各地に農事産業組合相次いで起る。

【英】 一八九八 (明治三一)

◇「愛爾農案組織協會」ネガフ、クラトロロー、及びモネガルに三つの養鶏組合を設立。

◇「森格爾卸賣聯合會」エニスクリンに酪乳製造所を開設。

【英】 ◇「英蘭卸賣聯合會」深洲シドニーにココア油製造所と、蜂蜜及び牛酪買入の代理店を設置。更に、この頃よりブライトンのコルセット工場及び出来合服工場、マンチエスタターの煙草製造所新設せる。

◇「ロンドンに來一大農場を購入。

【英】 ◇「奧太利農業組合一般聯合會」組織せる。

(歐洲大戰後の土地割讓、通貨膨脹等より來た困難のため、一時その産業組合としての機能を中止するの已むなきに致つたが、一九二三年以來再び産業組合として復活。)

◇「勞働者消費組合聯盟」奧太利産業組合總同盟より脱退。

(一九〇四年「消費組合中央聯合會」と改稱)

【ハンガリー】 ◇「ハンガリー農村産業組合聯盟」組織せる。

更に同年「ハンガリー農村産業組合聯盟」により、ブタベストに「ハンガリー農村消費組合卸賣聯合會」(Helysz. 創設せる。

【丁】 ◇六十八の地方組合「ユーランド飼料購入組合」を組織。飼料の共同購入を開始す。

◇「丁抹卸賣聯合會」組織せる。

◇「最初の「畜牛輸出組合」生る。

【芬】 ◇「酪農生産物の輸出機關」酪農生産物輸出業同盟」生る。(所在地

リウワンデン)

◇「フィンランドホーフニ産業組合中央銀行」及び「ニレヒト・ライファイゼン産業組合中央金庫」開設。

【露】 ◇十二月、八百留の出资金により「モスクワ消費組合聯合會」組織せる。(ツェントロソユーズの出身。)

一八九九 (明治三二)

【獨】 ◇七月一日、ライファイゼン系統の改造。

ライファイゼン・コンス商會を解散し、物品の組合的取引を「獨逸農業中央貸付金庫」(株式會社)獨逸ライファイゼン銀行)に引渡、し事業組合のために、縣産業組合中央金庫を設立す。

◇「卸賣聯合會」主體の下に英國の消費組合運動の見學旅行行はる。歸國後消費組合の反獨逸産業組合一般聯合會發足する。

◇「伯林消費組合」及び「ハンブルグの「生産組合」生る。

【瑞西】 ◇この年より一九〇一年にかけて瑞西産業聯合會の壓迫により郵便及鐵道従業員組合加入を禁止した瑞西政府に對する反對運動捲き起され、遂に官公吏の組合加入權を承認せしむ。

◇「肥料及び飼料の共同購入を目的として、加盟組合七六二組合を擁する「ネーデルラント購買組合中央評議會」生る。

【芬】 ◇芬蘭の先驅的産業組合「ベルレル・ウオ」生る。

この組合は最初は信用購買會の酪農組合であつたが、後純然たる消費組合となり繁榮してゐたが、一九二〇年以後は衰微す。

【ラトヴィア】 ◇この年初めて勞働者の消費組合組織せる。

【波】 ◇ルオウの農業組合聯盟(陸産聯合會)設立。

一九〇〇 (明治三三)

【國際】 ◇海び巴里に於て第四回國際大會開かる。

【英】 ◇英國卸賣聯合會「リットルタウン及びロンドンにフランネル工場、ルツパンに製靴工場を設立。

【日】 ◇「自耳業卸賣聯合會」ブラツセルに生る

(後、その評議部は獨立して「消費組合中央會」となる。)

【ユーゴスラヴィア】 ◇クロアートのカトリック宗教會議の決議により、クロアイト最初の正しい形の信用組合たる「ドニヤウイシニッツ産業組合」生る。

【和】 ◇和蘭階級農業の三分の二の勢力を包摂する「ネーデルランド一般階級農業者組合聯合會」アムステルダムに組織さる。

【芬】 ◇タンペレに芥蘭最初の消費組合組織さる。

【佛】 ◇農村保險組合に関する法律發布さる。

【葡西】 ◇葡西信用組合運動の開拓者、牧師トラーパーにより、チニルゴウ縣の小村ビツヒニルゼにライファイゼン系信用組合組織さる

【加】 ◇マニトバ穀物法發布。これに刺戟を得て穀物生産者(販賣組合)組織さる。

【露】 ◇ペテルブルグ地方聯合會「ペテルブルグ消費組合聯合會」組織さる。(一九一一年解散)

一九〇一(明治三四)

【英】 ◇「蘇格蘭卸賣聯合會」レスにリンネル細衣製造工場を設く。

【獨】 ◇「獨逸農業中央貸付金庫」(株式會社)獨逸ライファイゼン銀行)を帝國印紙稅法中の意義に於ける公益事業團體として、聯邦議會承認す。

◇「ダルムシュタットに」有限責任登記産業組合、全國農業産業

組合銀行」設立さる。(一九〇七年に株式會社に變更、一九一二年解散。)

◇「工業家産業組合聯合會」設立。

◇勞働者消費組合、當時尙繁榮の最頂點にあつた聯合會、(前述組合)をその職務的立場より解散。獨逸産業組合(一般聯合會)(シニルチエ系中央會)に加入す。

【芬】 ◇芬蘭産業組合法公布。

これにより芬蘭産業組合運動は躍進的發展を遂ぐ。

【アルガリア】 ◇カサンクリンに「ブラツトフォ消費組合」組織さる。

【露】 ◇北部地方のタール製造に従事する人々により最初の「タール製造販賣組合」組織さる。

一九〇二(明治三五)

【國際】 ◇英國マンチニスターに第五回國際大會開催。從來の國際大會は未だ學術的會合の嫌ひをまぬかれなかつたが、この頃より漸く本質的な産業組合主義者の會合たるの性質を有するに至る。(シヤール・テードは本大會以前を組合運動のブルジョア時代とし、これ以後を社會主義の時代とする。)

【獨】 ◇「獨逸産業組合」一般聯合會「シニルチエ系中央會」クライナツハ大會に於て九十八の消費組合を除名す。

◇ハース系の「全國産業組合銀行」設立。

(歐洲大戰中解散)

【佛】 ◇「佛國農事組合中央聯合會」により作成せられたる農産物の賣買に関する産業組合法公布さる。

【西】 ◇アルバマにスペイン最初の信用組合(ライファイゼン式)生る

スペインに於ける最も有力なる消費組合の一「コードベサ消費

組合」組織さる。

【エストニア】 ◆タルトウにエストニア最初の信用組合「エストニア貯金貸付組合」組織さる。

◆ベルナウの近郊に織物職工及び農民によるこの國最初の消費組合組織さる。

【露】 ◆ケンゾル縣ベルジャンヌク町に最初の信用組合聯合會組織さる。

一九〇三(明治三六)

【英】 ◆「蘇格蘭卸賣聯合會」グラスゴウにリーゼント製粉工場開設。

◆ベルファストに、グラスゴウの製麵粉組合の支部製麵粉所設立さる。

【獨】 ◆「獨逸産業組合一般聯合會」(シニルチエ系中央會)の校除名派消費組合によりて「獨逸消費組合中央會」ドレスデンに組織さる。(現在の事務所はハンブルグ)

◆タンペレに二回の産業組合會議を開き、その結果「芬蘭産業組合一般聯合會」設立さる。翌年更に卸賣聯合會を開議。

【アルゼリア】 ◆ソフィアに最初の庶民銀行(シニルチエ式信用組合)組織さる。

【ルーマニア】 ◆ルーマニア産業組合法制定。國立中央機關設置さる。同時に中央庶民金庫設立。

【アラジル】 ◆この年、リオ・デジャネロの全國農會の大會に於て、初めて産業組合組織の必要が宣言さる。(間もなく實現)

【露】 ◆露西亞帝政々府、西北利亞階級組合運動の開拓者「ラクシンの提言を容れ、「西部シベリア・パター・アルテル普及委員會」を設

置。階級組合の普及宣傳につとむ。

一九〇四(明治三七)

【國際】 ◆ハンカリーのブタベストに第六回國際大會開催さる。

◆「獨逸消費組合中央聯合會」のハンス・ミユラー博士と、「獨逸産業組合一般聯合會」のハンス・クルニューゲル博士との間に産業組合運動の反資本主義的基礎に關し、大論争はれ、結局投票の結果「産業組合運動は産業から私的資本家を排除する社會改良運動たるを本質とす。」との決議が一二五對で可決さる。

これに反對する獨逸及び伊太利のシニルチエデーリツチ系組合は國際産業組合聯盟より脱退す。

【ハンガリー】 ◆都市工業労働者の消費組合聯合機關「一般消費組合聯盟」ブタベストに設立せらる。

【グアテマラ】 ◆産業組合「ラ・オクシデンタル」組織さる。

【印】 ◆印度に信用組合法施行さる。

◆全國聯年會の獨逸農事産業組合學校開設。

【獨】 ◆獨逸産業組合銀行「ゼルゲル・パリジウス株式會社」とドレスデン銀行の合併。

ベルリン及フランクフルト・アム・マインにドレスデン銀行の組合部設置。

一九〇五(明治三六)

【獨】 ◆「獨逸ライフアイゼン組合總聯合會」と「獨逸農産業組合全國聯合會」の合併成る。

(但し、一九一三年に至り再び分裂)

【ブルガリア】 ◆ブルガリア官吏貯蓄並に保險組合の創設。(これは

現在ブルガリア最大の生命並に火災保険の機關である。

【合衆國】 ◆北部のヌラバードリスの「ライト・リレーション協會」により消費組合の宣傳運動起されその影響により數百の組合成立す。

(但し、これ等は何れも正しい意味の産業組合ではなかつた。)

【露】 ◆一九〇五年革命の失敗後政府のプロッタリアートの黨及び労働組合の解散命令は消費組合運動にとつては却つて労働者の自主的消費組合運動を發展せしむる原因となつた。

一九〇六 (明治三九)

【英】 ◆愛爾女子産業組合協會」設立さる。

◆「養格爾御實聯合會」ダンフアンムラインに炭酸水工場を経営。

【獨】 ◆「獨逸消費組合中央會」の分裂。

獨逸消費組合の組合員は多くは社會民主黨員であつた爲、自然中央會も社會民主黨の影響下に立つ傾向が強かつたので、これに反對する一部政治的中立主義者は中央會を脱退、別に「西獨逸消費組合中央會」を組織す。(四十二組合參加)一九一二年「獨逸消費組合全國中央會」となる。

【丁】 ◆丁抹農民に信用ある良質の種子を供給し、且改良種の育成を促進するを目的として、丁抹農民協同種子改良組合」設立さる。

【露】 ◆ノールウェー消費組合の全國的聯合機關「ノールウェー消費組合中央會」成る。

【西】 ◆「スペイン販賣組合法」及び地方金庫法制定。これよりスペインの地方的産業組合は急速なる進展を遂げ、各地に販賣組合、購買組合、火災保險組合、信用組合等續々起る。

【露】 ◆この年以來各地に於て開かれたるカトリック宗教會議、信用組合に關する決議をなし、その振興を圖る。

【加】 ◆ウイニベグに「穀物生産者穀物會社」組織さる。

【露】 ◆ペテルブルグに最初の自主的労働者消費組合組織さる。これは同時に露西亞に於て最初にロットテールの原則を採用した組合でもあつた。

一九〇七 (明治四〇)

【國際】 ◆伊太利クレモナの第七回國際大會。

◆「國際産業組合聯盟」内に於ける指導權をめぐりて、消費組合對農村諸組合及び都市中産階級の組合の抗争激化す。

消費組合勢力の強化により、後者は獨逸のウイルヘルム・ハース主唱の下に、國際産業組合聯盟より脱退、別に「國際農事産業組合聯盟」を組織す(大戰後は殆んど活動せず、現在では自然消滅の形)。

【獨】 ◆ワインドヘックに「獨逸南西アフリカ産業組合聯合會」設立さる。

◆十一月、ベルリンに「獨逸商人産業組合聯合會」設立さる。後に「登記協會獨逸商人産業組合エデツカ聯合會」となる。

【白】 ◆「白耳義保險組合」ブラッセルに創設。

【瑞西】 ◆乾酪販賣組合の中央聯合機關「瑞西牛乳組合中央會」成る。

【丁】 ◆ニールランド牛島石灰産業組合の聯合會「西部ニールランド石灰供給組合」組織さる。

【ブルガリア】 ◆ソフィアに一般地方産業組合の會議を開き、「ブルガリア地方的産業組合總聯合會」創設さる。二百四十の地方組合參加。

一九〇八 (明治四一)

【困隣】 ◊月刊雜誌「國際産業組合叢報」ハンス・ミューラー博士主宰の下にチューリッヒに於て創刊。

【獨】 ◊全國聯合會に機械購買中央部設置さる。

一九一四年以後「有限責任會社農事産業組合機械購買中央部」となる。

◊「西部獨逸消費組合聯合會」設立さる。

一九一三年以後、ケルンの「登記協會、獨逸消費組合全國聯合會」となる。

【佛】 ◊ナンシーの判決。

これにより農業サンチカーの消費財貨の取扱は禁止せられ、且組合員の註文なくして買入をなすこと、即ちストックを持つことを禁ぜらるるに至り、サンチカーの活動は極端なる制限を受くることとなる。

【チエッコ】 ◊チエッコスロバキア社會民主労働黨會議の決議により「ウイン改正聯合」に加盟してゐたチエッコ産業組合の三分の二により「産業組合聯合」結成さる。

【瑞典】 貯金貸付金庫を設立。

◊「瑞典消費組合中央會」、その會員組合は現金貸付を行ふ組合のみに限る旨決議す。

【諸】 「ノールウェー貯金貸付金庫」設立。

一九一八年に至り「農業者産業組合金庫」と改稱。

【加】 ◊この年加奈院の穀物販賣組合初めて輸出業に選出す。

【露】 ◊「モスクワ消費組合聯合會主席の下に、モスクワに初めて全露産業組合大會開催さる。

◊この年、「モスクワ消費組合聯合會」初めて自身にて物品取扱に選出す。

◊クルガンに「露農業者西比利亞聯合會」組織さる。(一九二〇年一時「ツェントロウニエ」に合併せられたが、後再び獨立。)

◊「キエフ消費組合聯合會」(地方聯合會)設立。(一九一三年モスクワ消費組合聯合會)に合併。

【リトイニア】 ◊ウイールナに産業組合運動の宣傳團體起る。

一九〇九 (明治四二)

【獨】 ◊ライプアイゼン系の中央部をベルリンに置く。

◊「獨逸農事中央貸付金庫」(株式會社ライプアイゼン銀行の物品取引業務を、獨立してある州物品取扱所に引渡すことに決す。

【伊】 ◊伊太利政府、労働及生産組合の地方聯合會組織を許可す(これは労働及生産組合の請負ひ得る事業の範圍を非常に擴大す)

◊ミランの消費組合により、一の卸賣聯合會創設さる。

【波】 ◊ワルソウに「協同農業組合中央金庫」設立。(これは設立當初は國營であつたが、一九一九年以後、法令により認可せられた特別の定款を持つに至り、之により資金の一部を國家より出資された組合的施設となる。)

◊シイエスジンの農業組合聯盟(監査聯合會)設立さる。

【芬】 ◊産業組合の組織的教育機關として、「産業組合講習所」を開設。

【エストニア】 ◊この年初めて農業用機械の共同購入及びその共同利用のための機械利用組合生る。

【ラトヴィア】 ◊最初の酪農組合生る。

— 業 組 合 年 一

【加】◆加奈陀産業組合中央會「組織さる。」

一九一〇（明治四三）

【國際】◆ハンブルグに於ける第八回國際大會。

國際産業組合運動の所謂「眞の國際時代」初まる。聯盟の指導權は完全に消費組合の側に握らる。

【獨】◆「獨逸農事産業組合加里勝賣會社」ベルリンに設立さる。

【ブルガリア】◆政府により「ブルガリア産業組合中央銀行」設立せらる。但、これは寧ろ組合運動の發達を阻害する傾向があつた。）

【露】◆タバルバに最初のライファイゼン式信用組合設立さる。

一九一（明治四四）

【合衆國】◆ニューヨークに農工業組合成功す。

【瑞典】◆瑞典消費組合中央會、その附屬機關として卸賣組合を設立、共同購入活動を開始す。

【瑞西】◆この年、瑞西乾酪販賣組合、乾酪製造のため、「ニンメンタール株式會社」を設立。その製品の直輸出に従ふ。

（これは一般乾酪輸出業者の激怒を買ひ、兩者の間に猛烈な市場争奪戦が行はれ、そのため組合も大損失を蒙つたが、一九一四年兩者の妥協成り、新たに乾酪輸出組合を設立するに至る。）

【露】◆この年初めて政府は信用組合聯合會の模範定款を定めて、その組織を許す。

之れにより信用組合聯合會の組織は漸く盛んとなる。

一九一（大正元）

【佛】◆消費組合第一聯合會及「社會主義消費組合協同取引所」の連名にてニーム學派の起草せる宣言書「合同規約」發表。

十二月、今日の「消費組合全國聯盟」及び「酪賣聯合會」成立す。

【印】◆印度産業組合法公布さる。

これにより信用組合以外の組合の設立、及び聯合會組織承認せらる。諸税免除の特權附與。

【露】◆「モスクワ庶民銀行」創設。

後にその農業部は分離獨立して、農業的聯合會「セルスコニュズ」となる。

【ワルソウ】◆ワルソウ消費組合聯合會及び「南露西亞消費組合聯合會」組織さる。

【エストニア】◆エストニア農組合最大の聯合機關「エストニア農業組合聯合會」成る。

一九一三（大正二）

【國際】◆第九回國際大會英國グラスゴウに開催。

本大會に於ては「國際産業組合聯盟の加盟組合の範圍を制限するの件」消費組合の労働組合及び其他の労働者の諸機關との協同活動」等に付討論さる。

世界平和に關して決議。

【英】◆ヨークシャーのキヤッスルトンに、最初の産業組合夏季學校開かる。

【獨】◇六月三十日「獨逸ライファアイゼン組合總聯合會」と「獨逸農事産業組合全國聯合會」との結合を解く。

◇「獨逸農事産業組合全國聯合會」の定款を變更し、ハノーバー經濟顧問官ヨハンセンを會長とし、後に全委員會の議長に任ず。事務所をベルリンに置く。

◇十月、「獨逸ライファアイゼン組合總聯合會」の検査人養成所開設。

【スペイン】◇バルセロナに第一回全國産業組合大會開催さる。

【合衆國】◇太平洋産業組合聯盟に成る。

【加】◇アルバータ農民協同聯合會設立さる。

◇ブリテイッシュ、コロンビア州に「ブレイザー、パレット、ミルク生産組合」生る。

【英】◇シドニーに消費組合の卸賣聯合會組織さる。

【丁】◇丁扶協同石炭供給組合設立さる。

【露】◇再びベテルブルグに「ベテルブルグ消費組合聯合會」設立さる。

◇二十三のタール製造販賣組合によりその聯合會組織さる。

一九一四 (大正三)

【獨】◇六月三日、ライファアイゼン系而事中央部の設立。

一九一七年以後、ベルリンの「有責任會社ライファアイゼン系經濟聯合會」となる。(一九三〇年解散。)

【瑞西】◇經濟省の後援により「瑞西乾酪輸出組合」組織さる。

◇「丁扶産業組合銀行」アーハスに開設。

一九一八年本店は「ペンハーゲン」に移る。これは丁扶産業組合

法の下に組織せられ、産業組合の資金供給以外に銀行業一般をも營業してゐる。

【ブルガリア】◇「ブルガリア産業組合總聯盟」創設。

【露】◇ウクライナ産業組合銀行に創設。

(但、實際の業務を開始したのは一九二二年。)

一九一五 (大正四)

【伊】◇伊太利農事産業組合中央會「北アフリカより過燐酸肥料の原

鐵購入運搬のため、一汽船を購入す。後、更に三隻を買入れ、アフリカとの航海に充つ。)

【瑞西】◇「瑞西乾酪輸出組合」政府より乾酪輸出の獨占權を附與せる

【丁】◇最初の協同農村銀行設立さる。

【合衆國】◇勞働組合の援助によりイリノイスの嶺山勞働者によりて組織せられたる消費組合の聯合機關「中部諸州消費組合協會」スプリングフィールドに設立さる。

(一九一九年に至り更に卸賣部創始)

【露】◇政府より十萬ペンの補助金を得て、「全國産業組合協會」組織さる。

(補助金は九ヶ月後には返還)

【露】◇歐洲大戦による激しい食料品の不足と物價騰貴によりこの頃より、消費組合運動は躍進的發展を遂ぐ。

◇モスクワに亞麻栽培者組合の全國的聯合機關「亞麻栽培者中央組合」組織せらる。

◇十一月、製造業者により組織せられたる食糧委員會により、その代理者の指揮の下にベテログラードに勞働者消費組合の代表

者會議召集さる。労働者消費組合は彼等の提先を制し労働者消費組合の側より勝手に議長を選挙し、消費組合運動の一方面なること自主的消費組合のみ限る消費組合なることを宣言。

次で、ベテログラードに消費組合聯盟を組織雇主の食糧委員会を、労働者消費組合の豫なりとして、これと取引せざることを決議、

一九一六（大正五）

【國際】 九月、英、佛、白、伊の四聯合國産業組合の代表者により、巴里に産業組合會議開かる。

協議事項

(一) 臨時並に職役の經濟政策、(二) 被侵略地方の消費組合対策、(三) 國際卸賣機關の設立。

尙、獨逸中央協商國の經濟的破滅を目的として、一つ若くは數ヶ國の組織的ボイコットを行ふことに對する反對を表明す。

【獨】 各種獨逸産業組合聯合會自由委員會設置。

【瑞西】 瑞西信用組合中央會の一部として中央金庫を設立(但、實質的には獨立機關)。

「瑞西糖磨磨出組合」政府より乾酪の購入獨占權を附與せらる。(一九二〇年四月迄)

【丁】 全國的肥料購買組合(丁抹協同肥料購買組合)組織さる。

【芬】 芬蘭産業組合一統聯合會の指導權をめぐる労働者消費組合と農村産業組合との對立の結果、三十九の労働者消費組合は一統聯合會を成退、新に「芬蘭産業組合中央會」を起す。

【合衆國】 一、アメリカ消費組合聯盟「組織せられ、初めてアメリカ消費組合運動の全國的統一成る。

【ニュージーランド】 一、ニュージーランド産業組合聯合會「組織さる。この聯合會は「英國卸賣聯合會」と密接なる關係を有してゐる。

【露】 一、十三個の地方聯合會を組成分子として「西比利亞産業組合聯合會」結成さる。

一九二〇年一時「ツェントロニイズ」に合併せられたが、新經濟政策實施後、再び獨立組合となる。

一九一七（大正六）

【獨】 一、ベルリンに「監査及信任會社」設立さる。

【伊】 一、伊大利産業組合全國聯盟(その統制下の三個の種別聯合會、即ち、消費組合聯合會(ミラノ)、農事産業組合聯合會(ボローニア)、労働及生産組合聯合會(ローマ)を組織す。

【波】 一、ワルソウ農事産業組合監査聯合會「設立。

【丁】 一、丁抹の各種産業組合を包容する全國的最低機關「丁抹産業組合中央會」成る。

【希】 一、キヤラマクに信用組合中央銀行設置さる。

【西】 一、五月、マドリッドに最初の労働者産業組合全國大會開かる。

【露】 一、三月、所謂二月革命によりケレンスキー假政府生る。三月二十日及び四月二日政府は命令により、産業組合に關する舊政府の法律を廢止し、政府に對する屈出なくして組合を組織することを許可。

一、四月七日第一回露西亞自由會議開催。

一、千萬の組合員を代表する七百名の代議員參集す。

一、(一) 中央組合會議の報告、(二) 全露産業組合聯合會の設立、(三)

新制度に對し組合員が之を援助するの義務、(四)組合員と食料問題、(五)産業組合と露西亞の産業的進歩等に付き討論はさる。

◇四月「果實栽培業者及び園藝業者中央聯合會」創設さる。

◇八月、労働者消費組合第一回大會。

初めて階級性を考慮に入れ、且獨自の組織形態を發見せんとの努力がなさる。

本大會に於ける原則決議の一部

「労働者産業組合運動は、夫自身のみにては労働者階級を資本主義的擧取から解放することは出來ない。之れは労働者運動の一形態に過ぎずして労働階級の政治的、職業的運動に協力しなくてはならぬ。労働運動の凡ての形態は相互に力を借り合はねばならない。……露西亞には多くの社會主義黨派が存在する故産業組合は綱領及び職守の不一致について意志を表示する譯には行かない。而して何物にも聯絡することなく、總てを支持せねばならぬ。」

◇十一月、所謂十月革命、政權はボルセビキの手に移る。プロレタリア獨裁の下に於て消費組合を如何に取扱ふかに付、二つの意見があつた。

(イ) 消費組合は元來商業資本に對する運動なる故、商業資本が追放された露西亞には消費組合は不要なるのみならず、寧ろ有害なりとなすミリーチン一談。

(ロ) 國家の配給機關の未だ完備せざる間は消費組合に頼る必要ありとするレーニンの一談  
而して船局レーニンの後者の意見が實現せらる。

◇「モスクワ消費組合聯合會」を「ツメントロツニズ」と改稱す。

◇十二月、消費者コムニオンに關する布告を起草。(即ち、消費組合に全人口を強制加入せしめ、之れを國家の配給機關たらしむる案、組合員の激しい反對に會ひ實現に至らず。)

◇西北利亞の十六個の信用組合聯合會により、「シンクレドツニズ」組織され、加蓋聯合會の資金の調節、及び農事用品の購買、農産物の販賣に従事す。

◇「エストニア」◇「エストニア消費組合聯合會」生る。

◇エストニアの各種産業組合の全國的統制機關「産業組合聯盟」結成さる。

◇「ラトヴィア」◇帝政露西亞の瓦解と共に、ラトヴィア産業組合運動年來の宿望たる聯合會の組織可能となる、主なる聯合機關——消費組合卸賣聯合會「コンツムス」。

「ラトヴィア階級組合聯合會」

「ラトヴィア庶民銀行」。「火災保險組合中央聯盟」。「ラトヴィア産業組合會議」但、何れも正確なる設立年度不詳)

◇「穀物生産者穀物會社」及び「アルバータ農民協同組合組合」の合併により「合同穀物生産者有限責任組合」生る。

一九一八 (大正七)

【國際】◇「スカンデナヴィヤ卸賣聯合會」組織さる。

丁井、瑞典、ノールウェー、芬蘭等スカンデナヴィヤ諸國の卸賣聯合會をその會員とし、加盟國への物質の供給を國際的規程に於て行ふを目的とする。

【チニッコ】 ◆チニッコスロバキア産業組合の「ウイン改正聯合」殘留派によりて、新たにブライグに「チニッコスロバキア陸業組合中央聯盟」組織せらる。

【ルーマニア】 ◆中央庶民金庫の大改革を斷行し、農業改善並に地方的産業中央機關」と改稱、農民階級に基礎を置く。

【露】 ◆三月、第二回労働者消費組合大會。

消費組合運動の絶對的獨立の原則を支持する旨、及びソヴィエト政府の全經濟政策に反對の旨決議。

◆四月、政府は消費組合と妥協し、消費者コミュニティの案を棄て組合の理事會に一の特別委員を加へこれにより監督をすることとして労働者消費組合及び一般市民消費組合の二種を設けることとす。

◆八月八日の布告により、消費組合に農産物と工業生産品との交易を行ふ任務が課せらる。これにより組合は國家配給機關として重要な役目を演ずることとなる。(但、これは組合指導者の「正しい割合の交換」と云ふ舊社會の原則の固持と、農民の無理解のため失敗に歸す。)

◆十一月十一日の布告、消費組合に對する監督權を擴大、物資の配給はソヴィエトと消費組合の兩者をして行はしむ。

◆十二月、第三回労働者消費組合大會、

遂に労働者消費組合はソヴィエト政府の政策支持を決議す。

◆「全露協同保險組合」を設立す。

これは一九二一年「ソニントロネーズ」に合併され、その保險事

業部となつたが、一九二二年一月、再び獨立組合となる。

◆ロストフに「南東露西産業組合銀行」創設。

◆「モスクワ庶民銀行」の援助により、「全露クスタル・アルテル中央聯合會」組織さる。(八月)

◆「モスクワ庶民銀行」の商品購買部を獨立せしめ、「全露農業購買組合中央聯合會」を組織す。(十一月)

◆「モスクワ庶民銀行」國立銀行に合併され、その産業組合部となる。(十二月)

◆「全露馬鈴薯販賣中央聯合會」(五月)

◆「全露農事購買組合聯合會」(六月)

◆「大庫組合中央聯合會」(六月)

◆「全露農事購買組合聯合會」(八月)

◆「穀物生産組合中央聯合會」(十二月)

◆十二月、各農事組合聯合組織の連絡のため、モスクワに「聯合農事組合常設會議」開會。

◆「波」 ◆ルオウの農業購買組合監督聯合會設立さる。

◆「伊」 ◆伊太利農事産業組合中央會に機織購入用汽桶の修繕其他の目的のため一の小造船所を經營。

一九一九(大正八)

【國際】 ◆二月及び六月の二回に亘り巴里に聯合國並に中立國の産業組合により産業組合會議開催さる。六月の會議に於て、(六月二十八日ベルサイユ條約附印)

(一)戦後の國際産業組合政策、並に諸國民の經濟關係、(二)諸御賣聯合會間の商業關係の設定、(三)國際的關係再開の時期、方法條件等に付き議を遂ぐ。

【英】 ◆産業組合氣の結成。

— 外 國 産 業 組 合 年 表 —

これは一九一七年のストンシー年會と同年十月の特別緊急協會の決議に基き組織されたもので、最初は議會合同委員會の部としてあつたが、リバプール年會の際獨立した委員會となり、更にこの年より産業組合黨となる。

◇「全國産業組合出版組合」生る。

〔一八七一年創立の「産業組合新聞組合」と「蘇格蘭産業組合新聞組合」一八九三—五年創立との合併したるもの。〕

【チネッコ】◇チネッコスロバキア共和國建國と共に、この國の産業組合は全部「ブラーグチネッコスロバキア産業組合聯合」に統一せらる。

◇「一般産業組合銀行」ブラーグに設立。

【ブルガリア】◇十七の消費組合により「消費組合中央聯盟」組織さる。これは「獨逸消費組合聯合會」の形式に則り、社會民主黨の指導下に立つ。

◇全國に多數の支部を持つ共產黨指導下の産業組合「解放組合」組織さる。

◇「アセノフアクポスト煙草生産組合」並に「ワツチャヤ電力組合」組織さる。

【ルーマニア】◇組合運動の理論並びに實際の研究のため、ブルカレストに産業組合高等學校開かる。

【合衆國】◇農産物販賣組合大いに興る。

【西阿】◇六十六の産業組合（組合員五萬人）により、ヨハネスブルグに一つの聯合機關南阿地主聯盟組織さる。

【露】◇三月二十日の布告一地方には唯一個の消費者コムニオンが認

められ、その地方の全人民の加入が強制せらる。従來労働者及び一般市民との兩組合ある場合には前者のみ、新たな消費者コムニオンとして認めらる。消費者コムニオンの名稱は農民の氣分を尊重して、後、統一消費組合と改稱す。

各縣及び全國共唯一個の聯合會のみ許さる。かくして再び露西亜産業組合の組合としての實質は奪はるに至る。

◇産業組合の海外貿易の金融機關として、舊「モスクワ庶民銀行」ロンドン支店を母體として、新「モスクワ庶民銀行」をロンドンに設置。

【伊】◇ミラノの社會主義消費組合により、「ミラ組合費組合聯合會」結成さる。

【ラトヴィア】◇九月、ラトヴィア産業組合法制定さる。

【リトアニア】◇リトアニア産業組合法制定。

一九二〇（大正九）

【獨】◇「獨逸消費組合中央會」と「獨逸産業組合一般聯合會」（シニルチニ系中央會）との妥協成り、後者に殘留せる消費組合は全部「獨逸消費組合中央會」に加入。

◇「獨逸産業組合一般聯合會」（シニルチニ系中央會）と「工業家産業組合聯合會」との合併により「獨逸産業組合中央會」組織せらる。

【白】◇「白耳義卸賣聯合會」の評議部を獨立せしめて「消費組合中央會」とす。

◇ガン市に貯蓄貸付銀行設立され、白耳義の消費組合、労働組合其他労働團體の全國的金融機關成る。

【伊】 ◇この年より「伊太利産業組合全國聯盟」の指導権は完全に社會主義産業組合派に振らる。伊太利社會黨支持を表明。

【埃】 ◇従来ウインに存在した四消費組合の合併により「ウイン消費組合」生る。

(當時の組合員一七、〇〇〇人世界最大の組合の二)

【チエツコ】 ◇ブライグに「チエツコスロバキヤ保險組合」組織さる。

【蘭】 ◇アムステルダムに「國立倍農生産物輸出産業組合聯合」設立さる。

【アルゼンチン】 ◇「ナチヲナル・エミリオ・テマルカ」及び地方金庫設立さる。

【智】 ◇「カヤ・デ・クレヒト・ボビニラール」創設。(ルザアツチ式庶民銀行類似の信用組合)

【菠】 ◇この年深州産業組合初めて消費組合會議をシドニーに開く。

【露】 ◇一月二十七日及び四月二十三日の布告により信用組合を廢止し且、農業組合及び手工業組合は消費組合(消費者コムニシ)の支部としてのみ承認。

◇「ツェントロソニエズ」幹部の反革命運動に策應せるため、遂にツヴェイニート政府その全理事を罷免。初めて「ツェントロソニエズ」はツヴェイニート政府の完き指導下に立つこととなる。

【エストニア】 ◇エストニア産業組合運動の中央金融機關「エストニア庶民銀行」創設。

◇「馬鈴薯組合聯合會」組織さる。

【リトアニア】 ◇四つの地方聯合會の合併により「リトアニア消費組合聯合會」生る。

(一九二六年自己生産を開始)

◇「リトアニア産業組合銀行」創設。

これは單に信用組合のみに止まらず、信用組合以外の各種産業組合へも金融的援助を與へる目的で設立されたもの、同時に信用組合の教育的中央機關の役目をも有す。

【佛】 ◇「全國信用組合聯合會」「佛蘭西農業サンデカー聯合會」「全國農業生産組合聯合會」の合併により「全國農村産業組合聯合會」生る。

◇サンデカー法の修正。

これによりサンデカーは農業用品の共同購入事業を經營することが公然と認められ、且、販賣の特権及促進をなすことが許さる。

◇従來發布の單行法律を整理し、且之れを改良した新信用組合法發布。

個人の長期信用の限度を擴張。團體的長期信用を受くべきものとして購買組合を認め、新たに中期信用制度を設定、中央金融機關として中央金庫の設立を承認。

◇中央金庫設立。

【芬】 ◇瑞典系の組合による新聯合會「芬蘭瑞典系産業組合中央會」組織さる。

一九二一(大正一〇)

【國際】 ◇瑞西バーゼルに第十四回國際大會開催さる。  
(歐洲大戰後最初の國際大會)  
露西亞の「ツェントロソニエズ」の資格承認が七三三對四七四にて可決さる。

國際郵政聯合會設立案に付議論。

◆伊太利を中心とする南歐諸國の組合により、「國際産業組合協會」組織さる。

【獨】◆ベルリンに「株式會社獨逸産業組合不動産抵當銀行」設立さる。

【佛】◆巴里大學に初めて産業組合講座開かれ、シャルル・テード之れを擔當す。

【瑞西】◆「瑞西乾酪組合」設立さる。(「瑞西乾酪輸出組合」の事業を繼承。)

【逸】◆獨逸法、埃太利法、露西亞法を參考とし、これに自國組合の經驗を取り入れたる新産業組合法實施さる。

◆カトウイスにライファアイゼン組合聯合會(監査聯合會)組織さる。

【希】◆二十五の産業組合を以つて「コリント政府産業組合聯合會」アイヒオンに生る。

【露】◆所謂新經濟政策時代始まる。  
四月の布告により

(イ) 一地方唯一の統一組合の内部で加入脱退の全く自由なる滑

動組合を認め、

(ロ) 賣買、生産其他それに附隨する活動が成る程度自由とな

り、  
(ハ) 入會費や組合費の徴収が認められ  
稍々組合本來の姿に近づく。後漸次組合の自由取引の範圍は擴大さる。  
◆七月二日及八月十六日の布告、手工業者組合及び農事産業組

合を再び獨立組合として存在せしむることとし、ツェントロニーズより切離し、夫々獨自の聯合會を組織せしむ。

◆八月二十日、再び存在を認めらるゝに至つた農村産業組合の代表者により第一回全露農村産業組合會議を開催(全露農村産業組合中央聯合會)を設立、農村産業組合の再建に着手す。

◆十月、國家機關による交與並に供給のための産業組合の利用に關する布告により「ツェントロニーズ」は國家機關によつて生産された物資を絶對自由で處理する權能を與へらる。

【伊】◆ファシスト消費組合運動の全國的聯合機關「伊太利産業組合中央聯盟」設立さる。  
(ムツソリニのファシスト政權確立は翌一九二三年十月)

一九二二(大正一一)

【國際】◆十二月、「國際産業組合聯盟」及び「アムステルダム國際勞働組合聯盟」の代表者ヘーグに會し、その共同活動に關し協議す。  
(翌年巴里に兩者の執行委員共同協議會を開き、これを實行に移すための共同委員會の規約原則を決定)

【獨】◆獨逸生産者消費者産業組合經濟委員會設置さる。

◆ベルリンに「株式會社ライファアイゼン生命保險銀行」及「株式會社ライファアイゼン一般保險會社」設立さる。

【埃】◆埃太利産業組合中央金庫創設さる。

【ユ】◆「ユゴスラヴィア」◆「ベルグランド」地方的産業組合中央聯合會組織さる。

【希】◆アテネに「ギリシヤ産業組合中央聯合會」成る。

【支】◆中國華洋義賑救災總會(中國國際饑饉救濟委員會)による農村

—— 年 合 組 業 産 ——

信用組合設立運動起る。

【一七】 一月二十四日の布告により再び信用組合を承認。

【リトアニア】 リトアニア各種産業組合の連絡、及び組合運動の振興を目的として「リトアニア産業組合中央會」結成さる。(但、登記は一九二五年)

一九二三(大正一二)

【國際】 第一回國際消費組合デー舉行。

(この年以來毎年七月の第一土曜日を國際消費組合デーとする)

【國際婦人産業組合協會】設立。

その目的、(一)産業組合精神の發展、(二)産業組合運動の原理並びに實行促進、(三)家庭生活の向上、(四)國際平和のため世界の産業組合主義を奉ずる婦人の統一結合。

【英】 英蘇合同卸賣聯合會設立さる。英露卸賣聯合會及び蘇格蘭卸賣聯合會の共同茶葉部を繼承經營。

【獨】 ベルリンに「有限責任會社農事産業組合物品仲介所」設立さる。

◇ベルリンに「株式會社獨逸農事産業組合全國聯合會レーゲノ保險會社」設立さる。

◇「獨逸農事中央貸付金庫」新定款を採用し、「株式會社ライプアイゼン銀行」と名稱を改め、事業組合及び物品取引所を株主として加入せしむ。

◇七月二十五日、プロシヤ金庫法を改正し、聯合會金庫の加入を規定し、聯合會金庫はプロシヤ金庫の委員會に決議權を持つに至る。

【伊】 労働及び生産組合聯合會「フアシストの歴史に照し、その張權を承認、フアシスト組合の参加を許容す。

【チエッコ】 チエッコスロバキア産業組合「ニオン」成立。

【波】 グラコビエニに監査聯合會設立さる。

【支】 中國華洋義賑救災總會「農村信用貯蓄販買組合の模範定款を出版。(八月)

【露】 全露産業組合銀行創設。

◇産業組合の貿易事業を援助する目的にて、リガ市に「産業組合トランシット銀行」を設立す。

【エストニア】 屠豚及び豚肉の輸出を目的として、最初の生肉輸出組合ターリンに生る。

【リトアニア】 リトアニア農事産業組合聯合會組織さる。

一九二四(大正十三)

【國際】 白耳義ガン市に第十一回國際大會開かる。

「ツェントロニス」より「國際産業組合聯盟」はモスクワの「プロフインテルン」と「國際産業組合聯盟」が「アムステルダム國際労働組合聯盟」との間に設けられたと同一關係に入ることの決議案提出さる。(否決。これに對する英國側の修正案——大體に於て原案を支持したる……も否決)

「英國産業組合中央會」提出の「産業組合運動の中立性」の動議可決さる。

アルペール・トーマの「各種産業組合の提携」の演説が會議を淨賺さす。

◇リガ市にエストニア、リトヴィア、リトアニアの各産業組合聯

一 外 國 産 業 組 合 年 表

合會の會議を開き、バルチック諸國産業組合運動の精神的、經濟的共同活動を決議す。

【突】 ◆産業組合を保護し、産業組合にあらざる私的商人の産業組合の名稱を濫稱するを禁止するを目的とする「産業並に共済組合改正法案」を國會に提出、(労働黨内閣瓦解のため、不成立。)

【自】 ◆この年「白耳義御賣聯合會」(被産業組合)を設けて自己生産を始む。

【波】 ◆ワルソウに六個の監査聯合會と九中央産業組合を包含した波蘭農事産業組合運動の最高指導機關「波蘭農事産業組合聯合會同盟」結成。

【希】 ◆マセドニアに産業組合聯盟組織さる。

【伯】 ◆アレジルの農村庶民金庫及び農村信用機關の第一回大會開かれ、多数の庶民銀行及び農村信用組合の参加を見る。

【支】 ◆直隸省に支那最初の農村信用組合設立さる。

【露】 ◆五月二十日の布告、従来の強制加入制を廢止、組合の組織、加入、脱退の自由を認める。

一 地方一組合の制限廢止員外販賣を認む。加入金を低額とし、且分納を許し貧困者の加入を容易ならしむ。

◆「中央農業銀行」を設立。農業組合に對する資金の融通に當る

◆「全露農業組合中央聯合會」及び「全露果實蔬菜加工組合中央聯合會」設立。

【エストニア】 ◆「エストニア保險組合中央會」事業開始。

【ラトヴィア】 ◆産業組合文獻の出版を目的として出版組合組織さる。

一九二五 (大正一四)

【獨】 ◆七月十八日附法律を以つて「獨逸レンテン銀行金融所開設。

【伊】 ◆「伊太利産業組合全國聯盟」フアシストの彈壓下に解散を命ぜらる。

【ネーゴララヴィア】 ◆ゲルトマチアの二四九の産業組合(主として信用組合)により「スプリット産業組合聯盟」組織さる。

【ブルガリア】 ◆「煙草生産組合中央聯合會」形成さる。

【希】 ◆ギリシヤに「御賣組合」設立さる。

【リトアニア】 ◆リトアニアのユダヤ人信用組合の監査及び指導機關として「ユダヤ人庶民銀行聯合會」及びユダヤ人産業組合運動の振興を圖るための「中央銀行」設立さる。

◆「中央保險組合」コトベラチヤ「事業開始。

【支】 ◆信用組合經營方法研究の目的にて初めて講習會を開催。五四四組合を代表する百四名の組合員参加(十一月)

◆「中國華洋義賑救災總會」の事務所に新に「農村改良部」を設置。専ら、産業組合運動の促進に當らしむ。(十月)

一九二六 (昭和元)

【伊】 ◆フアシスト政府による天下り全國聯合機關「全國産業組合聯合會」新組織さる。「伊太利消費組合中央聯盟」其他のフアシスト産業組合聯合機關を包容。

「全國産業組合聯合會」は政府より、伊太利産業組合にしてフアシストの規律に反するときは、これに解散を命じ、又は反フアシスト的の理事會を解散し、之れに代りて政府の理事の任命を政府に要求する権限を與へらる。(翌年一月、伊太利最大の小賣組合の一

「トリエスト組合」先づその楨玉にあげられ、理事會の解散を命ぜらる。

【ユゴスラヴィア】 ◆三十六のダルマチヤ産業組合により「ベルグランド産業組合中央聯合會」形成さる。

【アルゼンチン】 ◆十月、産業組合法公布。

これによりこの國農村産業組合運動の發展大いに助長さる。

【露】 ◆全露穀物販賣組合中央聯合會及び一全露烟草販賣組合中央聯合會組織。

一九二七（昭和二）

【國際】 ◆瑞典ストックホルムに於ける第十二回國際大會。二十八ヶ國四百三十名の代表者出席。

國際經濟會議に付ては「關稅障礙の撤廢、現行關稅制度の改善、農業組合と消費組合との提携の必要、及び通商條約の樹立等の點に付ては組合本來の主張と一致する限りに於て賛同」の旨決議す。尙、消費組合と農業組合との提携に關する勸諭提案議決さる。

◆カンサス市に第二回國際小麥ブール會議開催。加茶陀、合衆國、澳洲の各小麥生産州の小麥ブール又は協同小麥販賣組合を代表する二百の代議員出席。ソヴェエトロシアの小麥輸出組合も列席す。

【英】 ◆チエルトナム會議に於て、労働黨と産業組合黨との共同委員會設置案が一八四三票對一九六〇票にて可決さる。

【獨】 ◆ベルリンに「レゲノ生命保險株式會社」設立さる。

【伊】 ◆全國労働及び産業組合銀行を生ず。（舊「全國産業組合金庫」を改稱したもの。）

◆労働及び生産組合聯合會を更に「アシストの策に適應せしむるための大文進行はれ、今日の「全國労働及生産組合聯合會」に改組。

【露】 ◆各種農事産業組合中央聯合會、各共和國農事産業組合聯合會及び若干の地方聯合會により、前らたに全國的機關「全露農業組合聯合會」組織さる。

（セルスコフニエズの各種農事産業組合の包括的中央聯合會たる性質が失はれて来たため。）

◆「全露畜産飼養及び畜産組合中央聯合會」及び「全露コルホズ中央聯合會」組織さる。

【ラトヴィア】 ◆リガの大學に産業組合講座開かる。

【リトアニア】 ◆「リトアニア消費組合聯合會」「シヤウレエン消費組合聯合會」及び「リトアニア消費組合中央會」を合併、名實共に全國消費組合聯合會となる。

一九二八（昭和三）

【獨】 ◆農事産業組合合理化のために農業救済政綱中に二千五百萬馬克計上さる。

◆三月三十一日の法律に依り、「獨逸レントン銀行金融所」は中央農業團體に貸付をなし、且、之れに參與する權能を與へらる。

【瑞西】 ◆「瑞西乾酪組合」の輕田獨占を廢止さる。

◆國民經濟促進五ヶ年計畫第一年度。産業組合はこの社會主義建設計畫に於て、特に農村の社會化に付て、重大なる役割を擔當者となる。消費組合運動促進五ヶ年計畫。

一九二七年、二八年、一九三二—三三年

都市消費組合加入率 四五・三パーセント 七〇パーセント

農村消費組合加入率 一九・一パーセント 四〇パーセント

小買取引の産業組合 六〇・二パーセント 七八・九パーセント

一九二九 (昭和四)

【獨】 三月十三日、「株式会社獨逸ライプアイゼン銀行」の總會解散を決議す。四月一日以後、同銀行支所は「プロシヤ産業組合中央金庫と直接金銭取引をなす。

十二月三日、「國際農業委員會」に産業組合委員會を設置す。

【伊】 伊太利「農業組合中央會」内に「農産品賣渡部」を設置。伊太利農村の主要たる果實、野菜の販賣に當る。

一九〇三 (和和五)

【國際】 第十三回國際大會、埃太利ウインに開かる。消費組合と農事産業組合と産業組合とし協同の必要が益々強調さる。獨逸のフォルラス・クレアテツヒによる勃興、ロツチデールの諸原則と信用取引の近代的方法に關する報告が論議され、現金制度の原則の回春が決議さる。

【獨】 二月十二、三日、「獨逸ライプアイゼン組合總聯合會」及び「獨逸農事産業組合全國聯合會」を解散し、「登記協會獨逸農事産業組合—ライプアイゼン—全國聯合會」設立する。ベルリンに事務所を置く。

四月五日、プロシヤ産業組合中央金庫に獨逸國の参加に關する法律公布。

七月一日、「獨逸農事産業組合新聞」の第一卷發行。

七月二十四日國會に依り、新聯合會、検査権を附與さる。

【伊】 ナポリ其他の四産業組合に依り「伊太利農事産業組合中央會」の投助の下に過燐酸肥料製造工場「カンツエロ工場」起さる。

【合衆國】 農産物市場法の實施により、各種農産物の販賣組合聯合會多數組織さる。

【露】 一月三十日の信用制度改革法により、「中央農業銀行」を「農業産業組合コルホーズ銀行」と改む。

五月一日、七消費組合の合併により、「モスクワ中央労働者消費組合」生る。

(モスクワ市の個人商店全部を廢除。)

一九三一年 (昭和六年)

【國際】 左記の二組合は國際産業組合聯盟に加盟を承認せらる。

南亞聯邦ナタールのビーターマルリツベルグ組合。

全印度産業組合協會(ベンガル、マドラス、パンジャブ、ボン

ベイ諸州に於ける地方組合の中央機關)。

國際農業抵當銀行ジネヰツ市に設立せらる。右は本年五月國際聯盟の財政委員會により創案せられ、主として歐洲に於ける農業金融恐慌を救済せむとするものなり。參加國は歐洲に於ける二十七ヶ

國、資本金二億五千萬スイスフランとす。

本年二月農業生産者組合と消費者組合の經濟的提携を目的とする國際産業組合聯盟代表並に國際農業委員會代表者の第一回合同委員會ジネヰツに開かる。同會者アルベル・トーマ氏。

◆英國に於ける金輸出禁止により國際産業組合聯盟の財政困難に陥る。

【英】◆五月十一日、ロッチデール・トードレーン街の開拓者組合店舗は紀念博物館となる。

◆五月二十五日、ボルネマウス大會に於て農事産業組合を英國産業組合中央會に協力せしむることに決議。

◆自國産即農産物(穀物、鶏卵、果物)を購買消費せしむる運動(The National Marks Scheme)旺盛を極む。

◆十月一日、英國下院に於て保守黨代議士キャンパベル氏は消費組合に對し課税すべきやを大蔵大臣スノーデン氏に質問す。

◆四月、實施せられた人口調査統計によれば英國の人口數四九、一六一、四三七人なるに對し消費組合員數六、四〇二、九六六人で總人口の一三%に當る。

◆十月、ペーミンガム市B.W.S直營の家具及ピアノ工場に於て約五〇〇人の職工ストライキを執行す。男工一時間半片、女工一時間半片の値下を同月八日より實施せられたるに基づく。

◆十一月二十五日、非常輸入稅法(Abnormal Import Act)實施せられて英國の自由貿易主義の傳統破る。

◆陝西製作用組合が設立さる。アメリカ陝西の脅威を排除せんとするもので出資一口金額十ポンド他に譲渡し得ざるものと傳へらる。

【佛】◆十月一日、フランス産業組合運動の祖フィリップ・ブッシュエ教授が指物師及寶石細工匠の生産組合創立を紀念する百年祭が行はれた。

◆相互扶助組合聯合會は巴里に内科、外科、商科等に關する嶄新設備の診療所を開設した。右所屬の組合員は二萬五千人を算する。

◆世界的經濟恐慌により民衆の購買力低下にも拘はらずフランス御寶組合の一九三〇—一九三一年度總賣上金萬は四億五千五百萬フランで前年度に比し四千四百萬フランの激増である。

◆産業組合銀行の一九三〇年末に於ける預金總額二億七千六百萬フランで前年に比し一八・四%の増加を示した。一九三一年四月末に至つて總額二億九千四百萬フランに上つた。

【獨】

◆七月十四日、世界經濟不況の影響を蒙り金融恐慌勃發、ダルムシュタッター・ウント・ナショナル銀行(ダナート)破綻を曝露し、大統領の緊急命令によりドイツ全國金融機關休業す。失業者五百萬人と稱せらる。消費組合は組合員の購買力減退に依り、取引高低下す。組合員一人當強固購買高次の如し。(單位ライヒスマーク)

月別	一九三〇年	一九三一年	減額高	減額率(%)
一	八・三六	七・二八	一・〇八	一三・〇
二	八・八〇	一・六四	一九・〇	
三	八・七六	七・四〇	一・三六	一五・五
四	八・七八	六・七〇	二・〇八	二七・三

◆九月九日、ドイツに於ける國民經濟學の父ブレランダ教授(Prof. Lajo. Brentano)は八十七歳の高齡を以て逝去す。一八九三年ウエッパ・ボッター夫人著「英國協同組合運動」をドイツ文に翻譯紹介し、又一九二一年消費組合に關し「時代の指導者」なる題下に論文を發表し組合運動に貢獻す。

【露】

◆七個條より成る法令が消費組合組織改造に關し、人民委員長を

ロトフ、共産黨書記長スターリン、「セントロツキエ」局長ゼレンスキー等名により發布さる。従來の消費組合運動が官僚的、無機的なるを遺憾とし其の缺陷を補ふため經濟用品に對する卸賣事業を組織せしめんとするものである。

◇オデッサ港水上運輸従業員組織する消費組合の經營により、一日一萬四千人分の食事を供給し得る機械化されたる炊事場及食堂設置さる。

◇モスコウに於ては一日七萬五千人分を供給し得る調理場設置さる。

◇消費組合の自己資金は一九二九年に於ては全資本に對し一・六%に過ぎざりしものが一九三一年十二月末日に二五%に向上した。而して、殘餘は皆ば政府よりの借入資本である。

【アメリカ】◇八月一日、パツファロー市に於て最初の黒人に依る消費組合店舗設立せらる。黒人青年の組織を管轄す。

◇産業組合保健協會は米國に於ける最初の組合病院をエルク・シチー (Elk City) に設立す。

◇ウイコンシン州北部諸州産業組合聯合會及中央卸賣組合の機關紙「ロオスラチブ・ビルダー」(The Cooperative Builder)誌毎月二回發行は、ミッドランド組合油協會の機關紙「コオスラチブ・オイル・ニュース」(The Cooperative Oil News)月刊と合同した。

◇十月三十日、全米消費組合中央會書記長シドリツク・ロング氏逝去。

【加】◇カナダ産業組合中央會は、産業組合による産業統制に前進する

ため、トロント市に於ける代表的カナダ人團により「ロバート・オニオン資金」を設定して勞働者農民の産業組合運動を助長することになった。

◇オンタリオ州に農民糧給組合を構成員とする「有限責任オンタリオ卸賣組合」が新設された。

【伊】◇八月二十八日、全國ファシスト産業組合國總法 (Ente Nazionale della Cooperazione) 公布さる。

◇十一月十二日、イタリー産業組合中央會法公布さる。

【丁】◇産業組合療養所聯合會はベルネ市に最初の痛風療養所 (Gicht Sanatorium) 建設を決定した。

【赤】◇産業組合中央會 (Y. O. L.) は、獨逸が芬蘭産産物殊にバターに高率關稅を課したる報復として、獨逸製品不買を宣言す。

【支】◇五月、國民政府は新憲法中に「農民銀行並に農村産業組合促進のための施設」を規定す。

【落】◇ニー・サウス・ウエールズ州産業組合法は保險事業をも經營し得ることに改正さる。

【スペイン】◇十一月、産業組合法制定され組合の設立を促進す。右は本年八月勃發せる革命に依り成立せる共和國首相フランチェスコ・ラルゴ・カバレロ氏の英斷に基く。

一九三二年 (昭和七年)

【國際】◇國際勞働局長故アルベルト・トーマ氏の後任としてH. B. パトラー氏決定。

◇四月十七日、ブカレスト販賣購買組合聯合會生る。これドナウ河流域に横はるルーマニア、ブルガリア、ユーゴスラヴァ三國の

農事産業組合の國際的聯合機關である。

◇九月二十日、消費組合と農事産業組合とを聯絡、提携せしむべき國際聯絡委員會はジュネーブに於て成立す。委員長H・B・パトラー氏副委員長は國際農業委員會及國際産業組合聯盟より各一人を選任す。

◇北歐卸賣組合聯合會はジャッコに大珈琲園經營に決す。

◇七月三十一日、英帝國の全領土を特惠的關稅關係に依つてプロツク經濟に組織化するためカナダ、オツタワ市に英帝國經濟會議開催さる。

◇國際間の爲替相場、通貨不安のための貿易上物々交換盛行に行はる。

◇三月十六日、アイルランド、農事産業組合運動の父ホーレス・ブランケット卿 (Sir Horace Plunket) ロンドン郊外の寓居に逝く。行年七十八歳。

◇四月十九日、消費組合課稅問題に關し調査委員會を設置すべき旨、保守黨出身の説相ネヰイル・チエンバレーン氏下院に於て聲明す。

◇國民總消費財貨に對し消費組合の取扱數量は次の割分となる。パン、菓子類五分の一、肉類十二分の一、牛乳並に石炭七分の一、反物十二分の一、住宅供給十六分の一、洗濯五分の一。

◇農産物販賣法に依つて設立された牛乳販賣局は生産者の利益のみを代表するものなりとしてスコットランド消費組合は反對意見を提起す。

◇十一月、全英生産組合聯合會は一八八三年E・V・ニール氏等に

依り創められ、その五十年紀念祭ロンドンに行はる。

【獨】◇三月十二日、經濟學の泰斗にして國際産業組合の大立者たるフランス學院教授シャル・チード (Charles Clid) 氏はパリに於て逝去す。行年八十五歳。

◇五月七日、國際労働局長アルベル・トーマ氏 (Albert Thomas) バリに於て逝去す。行年五十五歳。一九二〇年國際産業組合中央委員に擧げられ爾來組合運動の熱心なる擁護者たり。

◇労働者生産組合に對し政府は一九三一年度四一七、三八一フランを補助す。この恩典を蒙りたる組合數一四。

◇消費組合全國聯合 (C. N. C.) は火災保險部を新設す。

◇「L. E. M. S. P. S. (解放) (The Emancipation)」誌は産業組合新聞として一八八五年創刊せられたるが、シャル・チードの死後廢刊となる。

【獨】◇小賣商人より成る「エデカ聯合」(Edeka Verband) は消費組合に對し不當の根拠により攻撃を開始す。即ち、ドイツ聯邦の各邦及各町村は消費組合保護のため販賣稅、關稅稅、財產稅、營業收益稅、營業資本稅等年額約五千萬マルクの課稅收入を逸してゐると。

◇オーグスト・カッシー氏 (August Kasse) はドイツ消費組合中央聯合の機關誌「消費組合評議」(Central-Verhandlung) の編輯長として二十餘年在職し、又「C. A.」中央委員として盡忠したるが、健康を害し引退す。

◇十月三十一日、プロシヤ産業組合中央會は大統領臨時布告により、ドイツ産業組合中央會庫と改稱し、資本金はプロシヤ政府及聯邦政府は各四千二百五十萬マルク、加入組合は千五百十一萬マ-

々際出することに改めらる。

【伊】◆映画監督及シナリオ作者は、フェルム生産組合を組織した。名稱はイタリー映画技術者組合協會 (Comitato Artisti Cinematografici Italia ni Assoctio)。

【印】◆マハトマ・ガンヂー氏ボンベン會議に於て産業組合運動の持つ自由平等主義の道徳的重要性を高唱す。

【チエコスロバキア】◆私營商人と政府要人は結託して、消費組合の員外賣却は違法なるを以てその場合租稅法上の特權を剝奪し特別販賣稅を課すべしと商工大臣に迫り布告を發せしめた。

【ルウニー】◆ルウニー産業組合銀行法は議會を通過した。

【露】◆消費組合監査のため法令發布さる。それは消費組合の詐欺行爲官僚化、從業員の怠慢を取締るを以て目的とする。監査委員制を規定したものである。

◆從來消費組合に於て資本不足のため配給品代金先取の惡習あり。然るにその結果、被服、靴等の引渡困難に陥る場合多きに鑑み、セントロニューズ執行委員會は今後一切斯かる取引方法を廢止した。

【米】◆六月、東部諸州産業組合聯合會は消費組合に對する組合金融を調停ならしむるため、信用ツール (Credit Tools) 制度を設立することに決した。

◆合衆國下院は信用組合 (Credit Union) をコロラド州に設くるため一つの法律案を可決す。從來信用組合法施行せられたる州は三五に達す。

【瑞西】◆政府は貿易、食料品、建築費、地代等に關し價格統制委員會

を設置す。

一九三三年 (昭和八年)

【國際】各國百貨店に於ける賣上激減す。即一九三〇—三一年を一〇〇とすれば一九三三年八月現在賣上高指指數次の如し (大英小賣業者協會調査)

英國 九一・四    ドイツ 六一・八

米國 六四・二    ベルギー (衣類) 七四・三 (家具) 七三・一

◆國際産業組合聯盟第十四回大會は本年九月ロンドンに於て開催の豫定なりしが、加盟各國の經濟的困難及政狀不安のため延期さる。

◆四月十二日、前年來諸國に於て私營商人及資本家結託して、政府を動かし議會を通じて反産業組合的法律を發布せしむる流行あるに鑑み、I.C.A 會頭タンネル氏は宣言書を公にして全世界の産業組合人の奮起と結束を促す。

◆六月十二日、ロンドンサウスケンシントン博物館に於て世界通貨經濟會議開かる。參加國六十に達したが、何等の決定に至らずして七月二十七日解散す。

◆六月、國際産業組合聯盟は國際經濟の安定を産業組合主義の新秩序に依つて恢復せんことを中央委員會に於て決議し、左記四項の主張をロンドン經濟會議に提出す。

甲、世界の通貨を統一する究極の目的を以て國際的統制の下に通貨を安定せしむべきこと。

乙、各國政府間のすべての債務は決定的に取極をなすこと。

丙、消費者に對し不當の負擔を課することなく、且つ生産者は充分

なる補償をなし得る價格決定の經濟組織を樹立すべきこと。

(4) 凡ての直接、間接の保護政策を排除し國際的因襲を打破すること。而して自由競争に代るに國際連帯を以てすべきこと。

◇六月十日、バーゼルに於て開催のI.C.A特別代表者會議に於て、ドイツ産業組合がナチス政權に依つて全く自主性を喪失し民主的自由的實なき點に關し、ドイツ出席代表者V・クレプナツヒ、R・シュレツセル、グラール博士等痛撃する。

◇五月、I.C.Aの月刊機關雜誌「國際産業組合評論」の獨逸語版は従來ドイツ消費組合中央聯合より刊行されて居たが、ドイツ政權變化のためスイス産業組合中央會に於て代つて發行することに決定。

◇三月七日、農産物市場法農務大臣により議會に提出さる。

◇四月四日、ロンドンに於て緊急産業組合大會開催せられ、課税問題に關するライバン委員會の答申に對する反對を決議し、其の採擇を政府及議會に要望した。

◇産業組合中央會所屬の南、北部ウエールズ地區に於て産業組合従業員三萬六千人は組合により、一九二三年度標準賃銀より成人は二・五、年少者は五%の引下が行はれた。

◇六月二十三日、産業組合課税を含む財政法案は、四二票對二九〇票の多數を以て下院を第三讀會を通過す。右は産業組合の剩餘金に對し二十五%の所得税を課税するものである。

◇六月十九日、ロンドンに於て英蘭産業組合婦人ギルドの五十年紀念祭催さる。

◇英國無給放送協會(British Broad Casting Corporation)は全

英國産業組合大會議長の就任挨拶の放送を拒絶す。

◇十一月、ロッチデール開拓者組合(Rochdale Pioneer's Society)は、ロッチデール共濟組合(Rochdale Provident Society)と合併することとなつた。當時に於ける開拓者組合の出資金は約六十四萬磅に達する盛況である。

◇フランス消費組合全國聯合會は植民地モロッコに於ける消費組合運動の發達を促すためアルジェリア産業組合中央會の協力によつて過般ヘツツ、ケニトラ、カサブランカ、マラツケシの小都市に宣傳集會を試む。

◇トローレンに五〇支店を有する消費組合の發展組合(Development Society)が結成され中部協同組合聯合會と命名された。

◇産業組合全國休暇委員會は社會及職業改善研究所と稱する通信教授の學校を開いた。

◇産業組合運動に法律上の資格を付與すべき法案を産業組合派代議士は下院に提出した。之れに對し有力商人は巴里商業會議所の後押で反對運動を起した。

◇四月、フランス下院は一九二票對三八七票の多數を以て、消費組合の販賣利益に課税する預算案を可決した。上院も亦之れを確認した。

◇フランス消費組合全國聯合會は昨年保險部(損害保險)を開設したが、組合員中既に契約者十五萬人に達した。之がため營利保險會社は結束して對抗運動を起すに至る。

◇一月一日、現在ドイツに於ける組合數左の如し。市街地及農村信用組合二一、六〇七、職人組合(材料共同購入)一、六七〇、生産組

合(企業)五五九、労働者生産組合一五八、小賣商の商品共同仕入組合(二九五)、消費組合一、六七四、建築組合三、八一三、農事組合一八、八二一、植民組合其他二、二〇〇。

◇ドイツ消費組合中央聯合所屬のG. E. G. 卸賣組合は事業成績不振のため従業員の賃銀五%を引下げた。

◇五月十五日、ナチス政府の機關たるドイツ労働組合(Dautsche Arbeitern)首領ロバート・ライ博士(Dr. Robert Ley)は聲明書を送して、現今ドイツ消費組合は總て労働組合の統制に服すべき旨を宣言した。同時に消費組合の指導者としてドイツ労働組合經濟事業管理者たるK. ミュラー氏(Karl Müller)任命せられた。

◇市街地信用組合及技術者組合の聯合機關たるドイツ産業組合聯合會(Dautscher Genossenschaftsbund)もナチス政府の統制に服し、無條件滿場一致を以て國粹社會黨員クンツ博士(Dr. Kuntz)を會長に推戴す。

◇六月、ナチス政府の任命せる消費組合最高監督官J. A. シュルツセル氏は地方及各縣督官に命令を送して、消費組合員に對する認ゆる妨害を禁止すると同時に消費組合が組合員外に各種の宣傳、勸誘をなすことをも禁じた。

◇八月十四日、有限責任ドイツ消費組合監査聯合會設立さる。理事長テルプス氏。加入者は全ドイツの消費組合である。

◇八月、ドイツ消費組合全國聯合會(Reichsbund der Deutschen Verbrauchergenossenschaften (r. m. B. H. (Rtg.) がハンブルクに創立せらる。之れナチス政府に依り次の聯合機關 合併せられたるものなり。(1)ドイツ消費組合中央聯合會及附屬卸賣組合G. E. G. (ハ

ンブルグ) (2)ドイツ消費會帝國聯合會及附屬卸賣組合G. E. P. A. G. (ケルン) (3)ドイツ消費組合出版聯合會。

◇九月、ドイツ消費組合全國聯合會の機關誌として月刊「消費組合經濟」及「國民家庭」は引續き刊行され、消費組合帝國聯合會(ケルン)の「消費組合實踐」は度刊となる。

◇八月、ライプツァイセン系ドイツ農事産業組合中央會の機關紙「ドイツ農事産業組合誌」Deutsches Landwirtschaftliches Genossenschaftsblatt (Blatt) は度刊され、組合關係記事は今後「國民社會主義土地局報」(Nationalsozialistisches Landpost)に掲載せらるゝことに決定。

【丁】◇デンマーク消費組合會は總會を開き、組合員にのみ物資を配給する組合に對する課税に對しては極力反對することに決した。

【ロ】◇九月十日、ブラッセル市に於て全國消費組合大會開催され、四十五萬組合員を代表する一五〇の代議員集り私營商人の策動により消費組合剩餘金に對する課税法案に反對決議をなし、大蔵大臣及上下兩院議員に提出。

【伯】◇六月、農商務省内に産業組合局設置さる。

◇十二月、サンボウ州産業組合協會 (União Paulista de Cooperativas) 設置さる。

【芬】◇フィンランド消費組合中央會(K. K.)とフィンランド労働組合中央會との間に、一つの協約設けらる。消費組合と労働組合間に生じる紛争を調停するを目的とす。

◇二月二十三日フィンランド 産業組合の先登者ハッネス・ゲブハルド教授ヘルシングフォルニスに於て死去し、爲めに政府は國葬

に決す。氏は一八六四年四月北部フィンランドのスマジヤイヴィ村に生れ大學にては農學及經濟學を講じ、一九〇二年中央金庫(○)に創立に當り第一次の事務理事となり爾來三十餘年中央に於て組合運動に邁す。

【註】◇農村産業組合の従業員の買上を増大せしむるためセントロヌエーズはその供給に買上金高に應ずる割増金を與ふことに決した。

◇セントロヌエーズは共產黨青年のため、五〇〇の組合店舖と千五百の食室を設置した。青年組合員に産業組合取引の實際を訓練するためである。

◇セントロヌエーズの執行委員は組合経営に必要な自己資金充實を図るため、第一・四半期に於て出資金募集競争を組織した。優勝組合には赤旗を、優勝者にはセントロヌエーズより供給の五〇%を所屬組合長に交付す。

【茶】◇六月十三日、國家産業復興法(National Industrial Recovery Act)公布せる。産業を統制し不正競争を防止し、世界經濟恐慌を克服せんとする意圖に出す。

◇信用組合全國擴張部(Credit Union National Extension Bureau)の報告によれば、今春四十八州中信用組合法を制定せる州三十八となる。最近の金融恐慌により四千行以上の銀行破産し、同数の銀行が聯邦準備局に救済せられたる情況に鑑み信用組合は一つも閉店せるものなし。

◇全國産業復興局は、(1)産業顧問委員會、(2)勞働顧問委員會、(3)消費者諮問委員會を設けず。消費者諮問委員會長はM.H.ラムゼー夫人で、全米消費組合中央會々長ワッパース博士委員に任命さる。

◇産業組合中央銀行資本金五千萬ドルを以てワシントンに設立せらる。右は今春公布された農業信用法(Farm Credit Act)に準據し農業信用管理局の管轄に依る。此外全国各地に十二行の産業組合地方銀行の設立決定さる。

【洪】◇ハンガリー新政府は自助的活動を促進するため農村産業組合を保護するため、統制機關を新設する旨聲明す。

【印】◇マドラス州に於て産業組合員全國ギルド(National Guild of Cooperatives)結成さる。これ産業組合教育の普及、従業員の訓練、産業組合の防衛等を目的とするものである。

【埠】◇新企業禁止法案提出さる。商人間の激甚なる競争を防止せんため、消費組合をも含む新規企業を制限若くは禁止せんとするものである。

◇五月十九日、緊急令によつて、消費組合への課税を増加せしむる目的の所得税法を改正した。農事産業組合に對しては除外例を設けた。

【イ】◇ウィーン市に新にオーストリア消費組合防衛聯盟(Schutzverband Österreichischer Konsumgenossenschaften)生ず。市吏員の經濟團體にて監査、諮問、防衛を目的とする。

【伊】◇消費組合ファシスト全國聯合の統制下にある全國專門委員會はミラン市に於て第二回會議を開き、消費組合の改造問題を討議したが、(1)既存組合数を合併又は解散により減少し配給費の高率を防ぐこと、(2)公共團體、工場等の福利施設的消費組合を純粹なる消費組合に改造すべきことを決議した。

一九三四年(昭和九年)

【國際】一月十六日、フランスの *Mittun D'Estret* に開かれた I.

C. A 銀行委員会は次の重要決議を採擇した。

(1)、朝鮮金融聯合聯合會の加盟承認。

(2)、ドイツ消費組合全國聯合會 (*Reichsbund der Deutschen Verbraucher Genossenschaften*) は I. C. A 規約の基礎條件たる「メツラシー」に適せざるを以て加盟を拒絶す。

(3)、月刊機關紙ドイツ語版は昨年五月よりスイス消費組合中央會にて印刷發行の委託を受け得たることを、爲替關係の有利なる C. W. S. 印刷工場にて一九三四年度より發行のことに變更。

(4)、クーロン若くは露西政變を消費組合に於ては自發的に中止すべし。

◇二月、オーストリアに於ける内亂のため投獄せられたる I. C. A 中央委員カール・レンナー博士及國際産業組合婦人ギルド委員長兼 I. C. A 銀行委員エムミー・フロインドリッヒ夫人教授のため I. C. A は總會を放棄す。

◇五月八日、シエネーナに於て産業組合國際連絡委員會 (*International Committee for Inter Coop. Relations*) 第六回例會開かる。右は I. C. A 及國際農業委員會に依り組織せられ、各國産業組合間の取引連絡を圖る。

◇七月七日、第十二回國際産業組合デーは I. C. A 指導下に舉行されたが、加盟國三十九ヶ國、加盟組合數九萬五千、組合員數約一億八。

◇六月、世界に於ける産業組合數及組合員數の調査、國際勞働局より發表せらる。(一九三一年度現在)

大陸別 組合數 組合員數

歐	一七五、六六八	四一、二三八、九二六
ソヴェート同盟	三二五、八九五	九六、四六二、四〇〇
亞	一二四、七一七	一〇、三四五、〇一六
米	三二、三四〇	一七、一三四、八六八
アフリカオセアニア	三、二四	七七六、七六九
計	七三一、二五六	一六五、九五七、九七九

◇八月二十五—九月一日、第十三回國際産業組合學校ロンドン市に開講す。

◇九月四—七日、第十四回國際産業組合大會、ロンドンに於て開催され、二十數ヶ國代表者約三百名餘が左記の決議を採擇す。

(1)、ロッチデール原則適用に關する調査報告と對案提出されたが決定に至らず委員附託。

(2)、國際産業組合と世界平和。

(3)、産業組合從業員會員の休暇組織問題の調査研究。

(4)、國際産業組合の經濟政策綱領の決定。

(5)、聯盟規約第十六條(加入金の率)の改正。

◇八月三十日、第四回國際産業組合婦人ギルド大會は加盟十九國よりの代表數百名によつて開催された。議題は次の如し。

(1)、現在の經濟狀勢に於て家庭婦人の探るべき任務。

(2)、婦人に對し國際産業組合の意義。

(3)、世界平和への次の段階。

【英】◇一月、労働黨、労働組合代表大會、産業組合中央部の三者は連名を以て自由と平和に對する共同宣言書を發しデモを敢行した。

◇一月、失業者数百八十三萬人で前年に比し約五十萬人の減少である。(官廳統計)

◇一月、英蘭卸賣組合はマンチネスター代議員會に於て直營店舗設置を通過した。自己生産設備の擴張と課税問題の対策としての廉價多買主義から生れたものである。卸賣組合小賣組合 (The C. W. S. Retail Cooperative Society Ltd.) と呼ばる。

◇エドワード・キズナー卿 (Sir Edward Keynes) の黒シャツ黨はロザミヤ卿の新聞「イヴニング・ニュース」により私營商人及企業家のため産業組合を攻撃す。

◇五月、ライル市で行はれた第六十六回全英産組大會に於ける討議問題中注目すべき事項次の如くである。(1)小麥開墾の擴張、(2)農産物販賣統制法(ハム、牛乳、等)に對する反對、(3)産業組合青年が極左極右に趨く傾向に對する防止、(4)産業組合黨の強化。

◇政府は小麥生産者に對する一九三二年の「小麥法」に依る價格補償四百五十萬磅に達す。

◇六月、蘇格蘭卸賣組合は中部スコットランド・フアルクランドにリノリウム(床敷物)工場を新設した。スカンデナヴィア諸國卸賣組合も之に参加す。

◇フランス消費組合全國聯合の統制下にある全國休暇委員會の幹旋により映画館經營者約六〇〇名を構成員とするフェルム配給組合が生れた。この組合はシネ・コープ(Sine Coop.)と云ふ。

◇均一價格店禁止法案下院に提出さる。法案通過後に斯種店舗は普通商店に改組さるゝ筈である。

◇協同組合緩塔は四十七州に亘り約百二十四箇所に計畫され建設

中である。この計畫は農業技術員の協力と農林省の補助金により助成せらるゝものである。

◇新豫算案通過により産業組合配當金に對する課税は上院により廢止された。

◇卸賣組合と緊密なる關係あるフランス産業組合銀行は貸附金固定するため破綻を來したが、復活の希望あり。

◇小麥價格維持のため政策により法定價格による買付は製粉業者の工場閉鎖を續出せしむ。

【獨】◇一月一日、昨年十二月議會を通過せる産業組合法改正案が實施せられた。舊組合法に規定された無限追補責任 (Unlimited liability) は廢止され無限責任に改組せられる筈である。又有限責任は總會に於て四分の三以上の多数に依つてのみ無限責任となすことを得るとせられた。

◇ドイツ農事産業組合全國聯合は、ナチス政府のつくつた農民自治會 (National Selbstverwaltung) に加盟することになつた。この機關は國民の食糧供給改善を企圖するものである。

◇三月十五日附命令に依つてライファアイゼン系農事産業組合中央會は、目下設立手續中の全國食糧品供給機關中に合併解消せらるゝ筈。

◇ドイツ信用組合の構成員の分析は次の如くである。特種職業に従事するものに傾きざるを證明す。(ドイツ消費組合全國聯合調査) 手工業者二七%、商人及製造業者一九%、農民二二%、官吏及自由職業者一一%、事務員及労働者一%、其他一〇%。

◇十一月、政府は穀物取引の價格及び數量を保護せんため、セツ

の聯合會より成る全國的發物販賣統制機關を設置の豫定。

七月、ニュルンベルク市に於けるナチス大會に於て労働組合「獨逸労働前衛」の最高指導者ロバート・ライ博士は「消費組合はナチス主義上の問題として幾多の困難を提示するも、國民經濟上の必要のため存続せしむるを要す」と聲明した。D. A. F. の會員は一九三四年三月現在で労働者、俸給生活者、企業家一千三百萬人、商工業及自由職業者四百萬人を算す。

【伊】 ◆全國フアシト産業組合中央會は八個の全國的聯合會を以て構成單位となしたが、今回更に相互共済組合協會 (Association of Mutual Provident Societies) を加へることになつた。従來の八種類は、(1)消費組合、(2)労働者生産利用組合、(3)建築組合、(4)運輸組合、(5)家畜保險組合、(6)農産物販賣組合、(7)農村販賣購買組合、(8)開墾労働組合。

◆一月現在、産業組合總數二一、七二六組合である。  
内譯 農事組合一、七七〇、消費組合二、八八一、信用組合二、二七〇、工業組合三、六二二、建築組合一、五四四、労働者組合二、二七〇、其他五三八。  
◆イタリ―卸賣組合「E. G. A」は自己生産設備費の過重並に企業危険を避くるため、自己の商標入りの製品を一部私營工場に委託することに決した。

【露】 ◆セントロソニーゾに依り統制せらるゝ製パン・トラストは、非常な發展を示し、都市工業中心地に於て機械化せる製パン工場一、二六六箇所、一日生産能力二三、五八八箱である。  
◆一月、全露共産黨大會に於て中央執行委員會議長スターリン氏

は産業組合に關し、(1)官僚的配給組織の清算、(2)國營商業及産業組合の擴大強化、(3)商業及貨幣經濟再認識の必要、(4)機械的配給の排撃と産業組合の奉仕等を強調した。

◆「J. A. K. T」と稱する住宅協同組合の最近の發達は組合員三百萬人を抱擁し、ソヴェート主要都市人口の凡そ三〇%に當る一千万人の人口を收容する。

【項】 ◆二月十六日、ウイナナ市に於ける内閣の結果、オーストリア産業組合中央會理事カール・レンナー博士、エムミー・フロインドリツヒ夫人、オーストリア卸賣組合書記長ラオニツチ氏等多数の産業組合運動の幹部は國事犯の嫌疑により政府に逮捕監禁せらる。政府は管理委員を任命して各種組合を管理す。

◆四月九日、農事産業組合中央會名譽會長マサウス・パーチンガーは八十三歳にて歿す。  
◆七月二十五日、首相ドルフス氏はナチス黨員に虐殺せられ王黨員シュニツグ氏が新首相に就任。

【丁】 ◆卸賣組合「F. D. B」に加盟せる消費組合一、七六〇に達し組合員三十二萬人となる。デンマーク人口の三分の一に當る家族を包含す。  
◆パターの價格を調節するため生産者と輸出業者を代表する委員により運用せらるゝパター中央會設置せらる。

【和】 ◆全國産業組合會議 (National Cooperative Board) なるもの生る。産組運動防衛のため各種の産組聯合會より委員を選出し構成せられたるものである。

【瑞西】 ◆三月四日、産業組合運動の卓越する理論家で且つ教育家とし

て知られたカール・ムンデング博士七十歳を以て歿す。「協同組合観念より見たる組合使用人の権利義務」の名著がある。

◆一九三三年十月十四日發布の瑞西聯邦令は百貨店及各地に支店を有する大商業の擴張を制限してゐるが、今回消費組合の内類配給所に業務中止命令をベネレ・キアンベン縣當局が出すことに對しスイス消費組合中央會は抗議した。

◆八月十七日、スイス産業組合中央會頭ベルハルド・ジュヅギ博士 (Berthold Jutzgi) は六十五歳の誕生日を迎えて隱退した。パーゼル消費組合は不當な課税より遁れるため、組合員に對する特別配當の代りに配給價格割引制を考慮中である。

【米】◆産業復興局の統制下にある、各州消費者會議の七委員の一人として消費組合代表者が参加することゝなつた。

◆二月十七日、産業組合のN.R.A.に於ける地位に關し昨年十二月二十三日付大統領執行令第六三五五號が發布されたが、今回更に「産業組合が不正競争に非ざる點」を指摘せる執行令追加發布さる。

◆アルカンサス、オクラホマ、ミネソタ、イリノイス、ネブラスカ諸州に於ける給油組合數六〇〇取扱高年額三千五百萬弗、特別配當額百萬弗に達し、私營石油會社を脅威す。

◆七月二十六日、聯邦信用組合法 (Federal Credit Union Act) 公布さる。現に農業者間に於て汎く利用せられたる金融機關として重要な役割を持つもので、各州を通じて二千五百組合を算する信用組合に統一的法規を與へたものである。監督機關は聯邦農業信用局 (Farm Credit Administration) と定められた。

◆農事産業組合全國大會は農業法典制定に當り、農事産業組合代

表者を必ず任命参加せしむべきことを合衆國政府に要求する決議をなした。

◆産業復興局長官ジョンソン氏は各種の産業組合法典をつくる必要上、産業組合なるものに對する見解を決定した。即ち、(1)一人一票の原則を維持し、(2)剰餘金は法定積立金及最高出資配當(8%)をなし、尙殘額ある場合利用高に應じて組合員に拂戻すことを得、(3)員外賣却は全資上金高の50%迄許さる、(4)非組合員には配當、拂戻又は一定率の特別配當をなすべき探約又は譲渡を與へ得ず、(5)産業組合は自己の法典を制定すべしと。

◆北部諸州産組聯盟の唱導せるミネソタ保險組合設立され、本部をミネアポリスに置いた。

【加】◆再建途中にあるアルバタ小麥ブール穀塔は一九三三穀物年度の取扱發量は地方穀塔四三九、臨港穀塔三を通じ四千八百萬ブツセルで前年度に比し七百萬ブツセルの増加を示し、事業純益九十九萬七千弗に達した。

◆生産物販賣法改正せられ、如何なる産業に於ても生産者の80%により採用された計畫は殘餘のものを強制加入せしむることを得となした。

【英】◆七月、ノルウェー産業中央會兼卸賣組合經營のチヨロレット工場は従業員は労働時間及賃銀問題で同盟罷工を行った。「アルゲ」經營の人造バター工場及ユタウアンガー製粉工場も同種罷工に入つた。

◆昨秋通過した産業組合特別課税法は、總選舉後の議會に依つて撤廢された。

【瑞典】◆スウェーデン卸買組合(R・D)のチスラバッド談話工場従業員は昨年十一月賃銀切下を理由に同盟罷業を行つたが、遂に本年に持ち越し、政府調停官を煩はすに至つた。

◆スウェーデン卸買組合(R・D)の三三年度成績は極めて良好で自己資金四十九百萬クローネに對し六百萬クローネの剩餘金を示した。

【波】◆三月十三日、産業組合法改正案。産業組合評議會監査組合、信用組合に關する政府の監督統制を嚴重にせるものである。

【チエコスロバキア】◆社會省に新設された「消費者局」は消費組合の代表者三十五名により組織せらるゝ管である。

◆穀物專賣を目的とするチエコスロバキア穀物會社(Meliorativánský Grain Company)法案が通過した。この會社は政府の保護監督の下に五十萬クローネの資本を以て農民より小麦、糧秣を買収し又、輸入權が與へられる。

【西】◆一月、スペイン産組中央會は月刊機關誌「エル・コトヘラド」(El Cooperador)を創刊す。發行部數一萬三千。

◆二月、保險組合「ラ・プレイジヨ・ンシアル」(La Provision Social)新設す。火災保險事業と組合相談部を經營す。

【マルセンチン】◆全國穀務管理局(National Government Elevator Administration)は一九三三年の法律を以て五ヶ年間に小麦穀塔箱を完成する筈であつたが、其後専門委員の調査遅れ停頓す。

◆七月、農村産業組中央會は農業問題のラチオ放法に對し穀物會社の反對で停頓の形であつたが、別の放法協會と半ヶ年の契約成立。

【シヤム】◆經濟擴充計畫を樹てたが、そのうち産業組合部門として信用組合、土地購買組合、米穀エレベーター、中央農業信用機關の設立乃至擴張が計畫されてゐる。

# 第八章 産業組合文獻

一、産業組合に關する書籍、雜誌、新聞並に論文を其の内容に依り適宜分類して左に掲載することにする。  
 一、本章に採録せるものは、昭和八年十月より昭和九年九月末までの分である。

## 一、概論

一 概論	
第卅次産業組合要覽	農林省經濟更生部 同部 非賣
協同組合概論	滿洲消費組合研究會 同會 三〇
日本産業組合の新原理	江川彌太郎 九ノ内出版社 五〇
産業組合の話	野田 兵一 文明堂 一〇〇
農村生活と産業組合	柳田 國男 産業組合 三三六號
農村經濟更生計畫と産業組合	柴田 等 同 三三六號
昭和九年の産業組合運動	子石與太郎 同 三三九號
産業組合に對する認識を強め組合主義の擴充を期す	有馬 觀寧 同 同
産業組合と農業との接觸	東畑 特一 同 三四四號
協同組合の社會學的解剖	木佐川藤男 同 三四六號
農村と産業組合	細矢 祐治 地方行政 九四年號
産業組合の本質	八木芳之助 經濟論叢 九月號

### 産業組合の現況

産業組合運動と五ヶ年計畫

農村産業組合に關する二、三の問題

農林省農務局編 農 業 十一月號

千石與太郎 財政經濟時報 十二月號

“The Modern Corporation and Private Property” by A. A. Berle Jr. and Gardiner C. Means. Macmillan's 309pp.

“The Cooperative Movement in China” by Tong, H. D. Nankai Institute of Economics, Tientsin. 1934. 30pp.

“In Co-operation with economic Corporations” by Rosario Labadesa. Rome, 1931. 54pp.

“Sri Lanka, C. F., O. I. E. The Co-operative Movement in Africa.” 1934. 11pp.

“Walter, Karl. Co-operation in Changling Italy. A Survey.” London, P. S. King, 1934. X-81 pp. 2s. 6d.

“Drejler, Arvidsen A. Andelselskaber i Danmark i Aarene 1881-1922.”

(Kas organisations Cooperatives in Denmark 1881-1922), Copenhagen, De Samvirkende danske Andelselskaber, 1934. 24 pp.

— 献 文 合 組 業 産 —

“Farm Credit Administration Cooperative Division.” Publications issued by Farmers' Business Associations. Revised to February 1, 1934. Fourteenth Edition. Washington, D. C. February, 1934, 13 pp.

“Fox, W. The Co-ops in Danger Italy-Germany-England.” Labour White Papers No. 61, January, 1934. Prepared for the Labour Research Department 60, Doughty Street, London, W. C. 1. 16 pp. One penny.

“Spicer, F. With Preface by Sir Henry Wilkins. Can the Co-operative Movement Absorb its Own Capital ?” National Guild of Co-operators. Manchester. 14 pp.

“Strickland, C. F. Co-operation for Africa.” Introduction by Rt. Hon. Lord Lugard, G. C. M. G., D. S. O. London, Oxford University Press, Humphry Milford 1933. X Ⅲ —153 pp.

二、信用組合

産業組合金融論

大熊良一著 中央會 一・五〇

金融組合運動と自力更生 産業組合中央金庫法に關する帝國議會議事輯録

朝鮮金融組合協會

肥料金融等に關する調査

産業組合中央金庫

信用組合經營の改造

中央會 一・五〇

信用組合事務解説上卷

愛知縣信用組合聯合會 同

印度の農業信用組合

井口 貞夫 産業組合 三三六號

資本主義體系内に於ける産業組合金融制度

(下)キキ・ハロウ 同 三四一號

同

(上)同 同 三四二號

農業金融の現状と組合金融の改善

近藤 康男 同 三四四號

農村金融上に於ける信用組合の發展と最近の動向

角 玄 同 同

組合金融に於ける餘裕金の運用

山本 謙治 同 三四六號

餘裕金處理問題私見

米倉 龍也 同 同

中央金庫並信聯の餘裕金處理運用に就て

西田 正次 同 三四七號

産業組合金融と産論處理の側面

更 毅 同 同

市街地信用組合の將來に就ての考察

井川 忠雄 産業組合時報 第八號

農村金融について

小平 權一 日本と世界 十一月號

農村と長期金融

豊田和久保 同 同

農村産業組合の一部門としての農村金融

千石興太郎 同 同

昭和八年六月末全國農村信用組合概況

組合金融 第十一號

ルーマニア信用組合運動の發展史的考察

平 實 大隈商科大学 經濟學部 第四號別刷

市街地信用組合改善に關する考察

更毅學 財政經濟時報 二月號

朝鮮の協同組合運動と金融組合の動向

朝倉 昇 金融組合 二月號

信用組合の無証券問題 大橋多計三 無証券信 四月號  
 産業組合中央会庫特別選通紙選要 農務時報 六月號  
 負債整理組合の設立状況 同 同  
 信用組合の發展を圖案 金融組合 七月號  
 "Arbeiterbank A. G. in Wien. Geschäftsbericht über das Jahr 1932." Wien. 38 pp.  
 "Gesossenschaftliche Zentralbank. Basel. Geschäftsbericht über das Jahr 1932." Basel, 1933. 21 pp.  
 "Banque Centrale Cooperative.-Rapport de Gestion sur le cinq-ième Exercice 1932." 21 pp.  
 "Nehru, S. S.-Case and Credit in the Rural Area." A survey. With a foreword by Kailas Karami-Mukherjee, M. A., Ph. D. Longmans, Green and Co. Ltd., 6 Old Court House Street, Calcutta 1932, III-174 pp.  
 "Onakassojin Keakushitō R. Y.-Union Centrale des Caisses Rurales de Credit. La Coopération de Crédit en Hollande. Résumé Statistique 1932. IJersinifi, 1933." 7 pp.  
 "Shung-yi, Chiang.-Les Cooperatives de Crédit Agricole en Chine." These pour le doctorat en droit. L'Université de Nancy-Faculté de Droit. Nancy, 1931, Imprimerie Centrale de l'Est. 132 pp.  
 "Union Suisse Des Caisses de Crédit Mutuel (Système Raiffeisen) -Prévis de comptabilité a l'usage des Coopératives Rurales d'Epargne et de Crédit Mutuel d'après le Système Raiffeisen."

Seconde édition." Union suisse des Caisses de Crédit Mutuel (système Raiffeisen) St. Gall, 1932. 136 pp. Prix : Fr. 4. 30.  
 "Lapins, P.-Kooperativu Financu Yarithu. (Gestion des finances Cooperatives). Riga, Latvijas Kooperativu Izdevniecibas Savienibas Izdevumi, 1933, 147 pp.

### 三、販賣組合

組合製絲論	星井 輝一	明文堂	三・八〇
小麥の取引とその販賣統制	全 販 聯		
産業組合製絲の經營振り	全 絲 聯		
農産物販賣統制問題論	有働 良夫	産業組合	三三七號
農民の自主的販賣統制に就て	水野 武夫	同	三三八號
反産運動と販賣組合の使命	同	同	三三八號
福島縣南會津地方に於ける組合製絲の型態に就て	千坂 高興	同	同
組合主義の擴充により組合製絲の進展を期せよ	月田 藤三郎	同	三三九號
委託製絲と産業組合	千坂 高興	同	三四一號
國策上より見たる全販聯	水野 武夫	同	三四二號
統制法下にある産業組合の米穀販賣問題二三	井關 善一	同	三四四號
農村の工業化と組合製絲	碓 米 茂	同	同

— 農 業 組 合 文 獻 —

現下の蠶絲業問題と産業組合	月田藤三郎	産業組合	三四七號
蠶絲業恐慌と産業組合の展開	早川直瀨	同	同
蠶絲業対策と産業組合	東浦庄治	同	同
組合製絲主義の限界と積極策	野崎清	産業組合製絲第一號	五月號
蠶絲業非常時と組合製絲	月田藤三郎	同	同
組合製絲から見た農村工業化	碓水茂	同	同
組合製絲の経営	山崎梅治	産業組合製絲	六月號
絲棉概況	碓水茂	同	同
組合製絲講座	川崎敏正	同	同
群馬縣蠶絲産業組合運動解説	田中長茂	同	七月號
組合製絲の使命	川崎敏正	同	同
組合製絲の經營	川崎敏正	同	同
群馬縣蠶絲産業組合運動解説	碓水茂	同	同
組合製絲講座第二講	村岡正樹	財政經濟時報	六月號
農業金融に於ける一問題	ダイヤモンド	第二十二卷	第十八號
沼津兩本場問題	エノノミスト	第十二号	第十一號
老衰現象としての蠶絲恐慌	小笠原一郎	蠶絲專報	九月號
産業改良統一と組合製絲	細橋初太郎	農業と經濟	五月號
産業組合製絲の協同組合的統制強化に就いて	中澤清次郎	地方行政	六月號
日本蠶絲業危機の再激化とその対策	星井 輝一	蠶絲專報	六月號
蠶絲産業組合の前途	ノブゼ, Edwin G. and Knapp Joseph G.	The Co-operative Marketing of Livestock	Washington, D. C. The Brookings Institution, 1931, 486 pp. Liste des publications du Brookings Institution.

四、購買組合(消費組合を含む)

第三回研究会速記録	全購聯の解剖	東京市に於ける消費組合の概況	明治初期の消費組合運動	消費組合及び所内店舗反對運動の歸趨	フランスに於ける消費組合課税問題	フランスに於ける消費組合及び共同購買團體に就て	"The C. W. S. of Today" by George Darling, C. W. S. Ltd., 32 pps.	"The Consumer, His Nature and His Changing Habits" by Walter H. Pitkin, Mc Graw Hill Co. New York, 421 pps.	"Cooperatives as a Factor in the Distribution of Agricultural
全國消費組合協會	大貫將 丸ノ内出版社	東京市役所	原木 文夫 産業組合	奥谷 松治 同	平井泰太郎 國民經濟雜誌	平 實 經濟時報	エノル・シヨリ 商工月報	二月號	九月號
三三六號	三三六號	三三六號	三三六號	三三六號	五ノ九號	三三六號	三三六號	三三六號	三三六號

Commoities" by Department of Commerce Bureau of the Census Washington, Gov't., Printing Office, 1931. 65 pp.

"Tarnpanoff, Edmond. Die Statistik der Konsumgenossenschaften Kritische Betrachtung ihrer Methoden, ihrer Ergebnisse und ihrer Auswertung." Inaugural-Dissertation zur Erlangung der Staatswissenschaftlichen Doktorwürde, ferdinndigt von der Philosophischen Fakultät der Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin. Würzburg, Konrad Triltsch, 1933. 70 pp.

"Labodessa, Rosario.-I metodi di rilevazione statistica nel campo della cooperazione di consumo." Il Lavoro cooperativo. Studi ed esperienze. A. I. N. 2. Supplemento al No. 9 del 3 Marzo 1932. 32 pp.

"Tivigg, H. J.-Supernumation Schemes for Retail Co-operative Societies." Manchester, The Co-operative Union, 1934. 31 pp.

"Fynck, Ernest E.-Etude d'une Co-operative régionale. La Société Coopérative de Consommation de Strasbourg et Environs." Préface de M. Jean Gaumont. Paris, Presses Universitaires de France, 1933. XI.-210 pp.

"Scottish Co-operative Wholesale Society, Ltd.-Balance Sheet for Half-year ended 11th November 1933." 40 pp.

"Erläuter. Verband Deutscher Kaufmannischer Genossenschaften. E. V. Berlin-Bericht über den Auserwähltesten Verbands-tag, 16. Oktober 1933 in Leipzig." Druck Erläuter-Verlagsge-sellschaft m. b. H., Berlin-Wilmersdorf Bardenhebe Strasse 43/44.

64 pp.

"Edianto Co-operative Edianto R. L. Andelsaffören Edianto M. B. T. XXVI Av 1932. Helsingfors, 1933. 63 pp.

"Labodessa, Rosario.-I Metodi di rilevazione statistica nel campo della cooperazione di consumo. Il Lavoro cooperativo." Studi ed esperienze. A. I. N. 2. Supplemento al No. 9 del 3 marzo 1932. 32 pp.

"Malmivorni, Rauno con la collaborazione del Dott. Claudio Reggiori e Pietro dell'Osso.-La Combinita Unificata nelle piccole e medie cooperative di consumo." Ente Nazionale fascista della Cooperazione. Ufficio centrale di Revisione. Roma, 1932. 57 pp.

### 五、利用組合

農林組合の手引と*	鈴木實雄男	産業組合	三〇
農林組合論	賀川 豊彦	同	四〇
産業組合運動の理想と現実	鈴木實雄男	産業組合	三〇
産業組合と家用電気施設	久谷福太郎	農事電化	十月
食肉産物組合運動の現状	賀川 豊彦	社会政策時報	十一月

"Chatterji, Chandra Gopal, M. B. Bahadur-Controll of maktaria in the Environment of Calcutta." Calcutta, The Central Co-operative Anti-Malaria Society, Ltd. 13 pp.

"Chatterjee, Dr. G. C., M. B.-Relation of fisheries to the



betreffend die Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften. Kommentar zum praktischen Gebrauch für Juristen, Genossenschaften und ihrer Mitglieder. Bis zur dritten Auflage herausgegeben von Ludolf Parisius und Dr. Hans Gringer später von Dr. Hans von Dr. Adolf Creelius. Zweifte, neubearbeitete Auflage von Oberverwaltungsgerichtsrat Fritz Citron. Berlin, Leipzig, Walter de Gruyter und Co., 1932. XV. 605 pp.

“South Africa Govt. Co-operative Societies (Further Amendment) Bill. (To be read a Second Time on Wednesday, 31st May, 1933). Bill to Amend the law relating to Co-operative agricultural societies and companies. Introduced by the Minister of Agriculture. 5 pp.

“South Africa Govt. Co-operative Societies (Further Amendment) Bill. (To be read a Third Time on Thursday, 1st June, 1933). Bill to amend the law relating to Co-operative agricultural societies and companies. Introduced by the Minister of Agriculture). 5 pp.

“Dobson, Walter (Dr.)—Das Recht auf Rückvergiftung und Pflanzmehlzahlung in der Genossenschaft.“—Buchdruckerei J. Kiech, Jauernig, 1932, 165 pp.

“Parisius, Ludolf, und Dr. Gringer, Hans. Das Rechtsgesetz, betreffend die Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften. Kommentar zum praktischen Gebrauch für Juristen, Genossenschaften und ihre Mitglieder. Bis zur dritten Auflage herausgegeben von

Ludolf Parisius und Dr. Hans Gringer später von Dr. Hans Gringer und Dr. Adolf Creelius. Zweifte, neubearbeitete Auflage von Oberverwaltungsgerichtsrat Fritz Citron. Berlin, Leipzig, Walter de Gruyter und Co., 1932. XV. 605 pp.

### 八、鑑 賞

産業組合鑑賞論

向井 隆松 東洋出版社 二・〇〇

産業組合親縁の經營振り(第一輯・第二輯) 全國産業組合製縁組合聯合會 産業組合中央會 福岡縣文會 事業經營上より見たる製縁組織の改善

共同計算再吟味 長谷川安兵衛 産業組合 三三八號

經營恐慌と消費組合經營問題 岡田 只雄 同 三四一號

縁聯の共同計算に就て 山崎 梅治 産業組合 同 三四二號

### 九、農 業 倉 庫

農業倉庫の要

長野縣農業倉庫協會

産業組合並農業倉庫要覽

北海道廳 農務部

### 十、反産運動に關するもの

反産運動特輯

産業組合 三四〇號

反産イデオロギーの貧困

内ヶ崎虎二郎

同 三四四號

反産業組合運動概観

中澤辨次郎

産 業 九 月 號

反産運動愈々熾烈	産業組合時報 第八號
産組の發達と反産運動	エコノミスト 第二十二號
反産運動の批判	千石興太郎 同
産業組合と反産運動に就て	同 産本縣支會報 十月號
反産運動の展望	同 産業組合時報 一四二號
反産運動の経済的意義	東畑 精一 財政經濟時報 十二月號
反産運動の必然性	玉田 勝士 同
反産運動と農會の態度	岡田 温 帝國農會時報 七三號
反産運動を批判す	千石興太郎 經濟往來 一月號
農村の搾取者産業組合	渡邊 鐵藏 同
産業組合は中小商業者を壓迫してゐるか	全國農村産業組合協會叢書 同
反産業組合對中小商工業問題	同 經濟研究 一月號
反産運動に對する批判	千石興太郎 農政研究 一月號
産業組合反對運動の批判	本位田群男 同
商工業者と産業組合	全國農村産業組合協會叢書 同
産業組合は適當なる保護を受けるものに非ず	同 同
全國各地に於ける反産運動の情勢(九州篇)	産業組合時報 一月號
反産運動の誤謬	杉山元治郎 官民協會報 同
反産運動の問題	細矢 清治 地方行政 同
反産業組合運動	渡邊 生 産業組合叢報 同
模倣購買組合に對する誤言を駁す	全國農村産業組合協會叢書 同
第二反産業組合運動問題	農政研究 三月號
鳥取縣に於ける反産運動	鳥取縣信勝販利組合聯合會調査部

反産運動の全貌と其批判	小林行昌 早稻田商學 六月號
反産運動の推移	鈴木信五郎 商業經濟時報 六月號
反産運動を要望する商業組合運動	ダイヤモンド 第二二卷第二〇號
中央金庫を要望する商業組合運動	同 同
購買組合販賣組合問題に關する日本商工會議所の運動經過	日本商工會議所
全日本商權擁護聯盟中央及地方支部大會決議並に宣言	同
大特權階級産業組合の中小商工業壓迫	渡邊鐵藏 同
産業組合に對する課税免除額の推定	同
産業組合に對する英國の課税制度	同
産業組合に對する各種補助金及低利資金融通額	同
全購標肥料、飼料及雜貨配給擴充五ヶ年計畫と	同
其の中小商工業者に及ぼす壓迫	同
模倣購買組合の眞相と中小商工業者壓迫の實狀	同
産業組合に對する各種保護助成の特典と商工業者に對する差別待遇	同
産業組合に對する官公吏の指導援助及事業關與と	同
官公衙の便宜供與の實狀	同
産組の違法行爲脱法行爲及不正競争に依る	同
中小商工業者壓迫の實例	同
米穀検査手賣料の差別待遇	同

十一、青年聯盟

産青聯運動の進天地 西尾 愛治 成美堂



- “Ko-operative Wijncoopers Vereniging Van Zuid-Afrika. Reperkt.-Report and Balance Sheet for the Year ended 31st December, 1933. Paarl, 1933. (Two de pagination).”
- “Annuncio Della Cooperazione n. XI”Edité par Rosario Labruder a. Roma, La Formica, 1931. 520 pp., illustr. 15 lire.
- “Ente Nazionale Fascista Della Cooperazione. Agenda del Cooperatoro 1933. XI”Ente Nazionale Fascista della Cooperazione, Roma, Via delle Mirafiori, 49. 389 pp.
- “Internationales Arbeits-Jahrbuch.” Drei Teile. V III + 301 &. Internationales Arbeitsamt. Genf. 1933. Preis : 3 Schw. Fr.
- “Roynne De Bulgarie. Direction Generale De La Statistique. Statistique des Cooperatives dans le Roynne de Bulgarie en 1930.” Sofia, Imprimerie de l’Etat. 129 pp.
- “Statistisk Kymrum. Irish Free State. Statistical Abstract 1932.” Compiled by Department of Industry and Commerce (Statistics Branch). Dublin : Published by the Stationery Office. To be purchased directly from the Government Publications Sale Office, 5 Nassau Street, Dublin 02. 1932. 180 pp.
- “Allgemeiner Consumverein Poldar Basel. 68. Jahresbericht 1933.” 29 pp.
- “Verband Deutscher Genossenschaften in Polen. Jahresbericht des Verbandes Deutscher Genossenschaften in Polen und des Verbandes Landwirtschaftlicher Genossense in Westpreußen.” Posen, 1932. 107 pp.

“Verband der Landwirtschaftlichen Genossenschaften in Preussien Sachsen u. V. Landwirtschaftlicher Genossenschaftsverbander für Sachsen 1934. Dresden, 240 pp.

### 十三 雜 則

- 農村負債整理組合法解説 農村金融研究会 農村文化協會 二〇〇
- 農村更生計畫の樹て方 協 調 會 同 會 三〇〇
- 農家の經濟更生 木村 靖二 博文館 五〇〇
- 養蠶飼料知識 鈴木 幸三 明文堂 二〇〇
- 家計調査報告 内閣統計局 東京統計協會 一〇〇〇
- 蠶絲經濟概論 中澤敏太郎 頤文堂 四〇〇
- チハ・トメントスタツ 松田 慎三 日本評論社 二五〇
- 實地調査の結果から見た農村生活 協 調 會 同 會 三〇〇
- 農業助産信用法律說 農業經濟研究所 泰文館 九〇
- 農林省統計表 同 省 東京統計協會 一九〇
- 蠶絲製業概論 農林省蠶絲局 同 省 非 費
- 統計製業の提唱 同 同 同 同 同 同
- 市場組織論 同 同 同 同 同 同
- 農村問題解決の神髓 同 同 同 同 同 同
- 農家副業大典 同 同 同 同 同 同
- 米統計表(昭和八年) 同 同 同 同 同 同
- 繭統計表(昭和八年) 同 同 同 同 同 同
- 農村文化の檢討 同 同 同 同 同 同

— 年 合 組 業 産 —

農村の工業	大河内正敏	鐵塔書院	一・二〇	昭和八年農業界の回顧	佐藤 寛次	同
物價統計表(昭和八年)	商工省	東京統計協會	一・三〇	時局に善處すべき自力更生の途	小平 權一	同
金融經濟總論	森川 太郎	甲文堂	三・六〇	米穀統制法と産業組合	荷見 安	同
東京市商業調査表	東京市役所	同	非 賣	系統機關の利用により農家經濟の擴充を圖れ	有働 良夫	同
更生農村の模範的實例	協訓會	同	一・〇〇	轉換期の蠶絲業と農家經濟	上田 徹信	同
農村更生の道	村田宇一郎	泰文館	一・三〇	農村の工業化について	大川 一司	三四一號
農村生活改善の話	協訓會	同	三・〇〇	農村工業	林 貞夫	同
ドイツに於ける農事産業組合並聯邦租稅法	協訓會	同	三・〇〇	産業組合の政治運動への進出の限度	本位田祥男	同
農市場問題研究	磯水 茂	明文堂	一・五〇	産業組合に於ける政治問題	高須 虎六	同
乾蘭取引の現状と將來	野崎 清	同	一・八〇	肥料の平均買に関する一考察	須郷 力三	同
蠶繭の生産と其消費	栗原藤七郎	同	一・四〇	英國産業組合黨の活動と其の動向 S・F・ベリ	同	同
農村經濟圖説	同	産組中央會	一・二〇	協同組合運動に於ける生産者と消費者の協調	C・R・フニイ	同
イタリー及ポーランド農事協同組合	中澤辨次郎	明文堂	六・八〇	蠶絲業の根本問題(上)	林 貞夫	三四三號
農市場の活用	朝倉 昇	同	一・五〇	同(下)	同	同
日本米價變動史	澤村克人	成美堂	一・五〇	農市場の危機	千坂 高興	三四四號
米をめぐる問題	千坂 高興	同	一・五〇	産業組合事業としての産蘭處理問題	同	三四六號
農村更生叢書	大日本農會	同	一・二〇	産蘭處理問題に就て	野崎 清	三四七號
製絲家の根城特約産蠶組合の解剖	帝 農	同	一・二〇	産業組合による産蘭處理	磯水 茂	同
本邦農業要覽(昭和九年版)	同	同	一・二〇	米穀統制法説明	同	同
農業年報(昭和九年版)	同	同	一・二〇	昭和七年米統計表	同	同
静岡・山形・福島縣に於ける農市場に関する調査	改造社	同	一・五〇	農村及都市の負擔並財政狀況調査の概要	同	同
蠶絲業問題特号	同	同	一・五〇			
農村負債整理制度の概念	同	同	一・五〇			
一九三四年經濟界の展望	同	同	一・五〇			

農林省米穀部  
農林大臣官房統計課  
農林省農務局調

農事統計表(昭和七年)	農林大臣官房統計課	農村の經濟更生と刻下の農村問題	月田藤三郎	帝國農會報	十月號
重要農産物の市價指數比較表	農林省農務局	再び米の生産統制について	岡田 温	帝國農會時報	同
農産物卸賣價格表	同	ブロッコ經濟と統制經濟	東浦 庄治	同	同
肥料配給改善施設の概要	同	明治三十七年並三十九年度密封貯藏米の研究	近藤萬太郎	米 穀	十月號
穀物要覽	同	昭和肥料の風味と今後	東洋經濟新報	第一五七二號	同
優良農具模範に關する調査	同	世界的農業救濟運動と國際小麥會議	八木澤善次	經濟商業論叢	同
昭和七年度自給肥料改良増産獎勵事業成績概要	農林省蠶絲局	米穀統制法の實施に際し	荷見 安	地方行政	十一月號
昭和八年鹵相場調	同	農業勸産信用法律釋義	石田文次郎	法律時報	同
鹽處理並特約取引に關する調査	同	小賣商業の競争と分業	谷口 吉彦	經濟論叢	同
製絲業法關係法規	農林省經濟更生部	米作減反案是非	小松 幸雄	經濟時報	同
山村經濟更生事例	同	農村經濟更生運動の經濟的意義	大槻 正男	農業經濟研究	十月號
青年の經濟更生活動事例	農 林 省	商品としての蔬菜の發達過程	久保佐土美	同	同
農村漁行經濟更生計畫實行上留意すべき事項	農 林 省	産業組合運動批判	竹内 謙二	財政經濟時報	十二月號
物價統計表	農 林 省	産業組合運動批判	小平 權一	同	同
全國銀行資金負債表	農 林 省	農村負債整理の手引	同	同	同
國有鐵道共濟組合事業成績	農 林 省	農村經濟更生に就て	小林 香八	農政研究	十一月號
大阪市中央卸賣市場年報	農 林 省	漁業協同組合と産業組合	竹林正太郎	經濟時報	十一月號
農家經營法	農 林 省	連鎖店組織是非論	同	同	同
非常時に於ける農家家の覺悟	農 林 省	産業組合と租税問題	河田 嗣郎	經濟時報	同
我國に於ける銀行合同の大勢	農 林 省	農村問題の昨今	村本 福松	同	同
社安工業を産業組合の手へ	農 林 省	配給經營の批判に就て	石田 傳吉	地方行政	十二月號
急進を告ぐる米穀統制問題	農 林 省	經濟更生と産業組合革新の要諦	同	同	同
統制法下の米價動向	農 林 省	婦人と産業組合運動	同	同	同
農村負債整理組合法に就て	農 林 省				

助川啓四郎 産業組合時報 第八號  
 岡村 保 米穀 十月號  
 東洋經濟新報 第一五七二號  
 後藤 駒吉 愛知縣農會報

産業組合制度改革の根本問題	中川與右衛門	産業組合時報	一月號
農村の幸福は農民の手で	千石與太郎	富民協會報	二月號
農村經濟更生運動の經濟的意義	大槻 正男	農 業	同
經濟更生計畫實行奮勵狀況	近藤 康男	農務時報	第六十四號
農家小組合について	元山 修二	社會政策時報	一月號
農村負擔軽減論	仲矢 虎夫	財政經濟時報	二月號
本邦中小商工業の窮狀と救済政策の批判	千坂 高興	生絲の國	同
産業組合と登録農家の産商處理問題	中澤辨次郎	都市問題	同
都市と農村の負擔均衡問題の發展	齋 一	都市問題	四月號
米穀統制法の運用に就いて	齋 一	農工經濟研究	五月號
農村の工業化に関する諸問題	諸橋 斐	地方行政	同
純漁村の負債整理組合	五十子卷三	同	同
農村工業の創始	同	同	同
都市と農村の「負擔」比較	堀 新一	經濟論叢	四月號
百貨店の植民地進出	橋山 直市	農業經濟研究	同
本邦農家の生活費に関する研究	東洋經濟新報	第一五九七號	同
農村對策の樹立方針	同	第一五九八號	同
農村工業化の有容性	大阪商工會議所月報	四月號	同
小賣店問題に関する二、三の考察	東畑 精一	農業と經濟	同
米穀政策と小作制度	永友 繁雄	同	同
米穀生産制限の意義	三浦伊八郎	同	五月號
農山村經濟更生と木炭	田中直義	同	同
蘭の生産及處理統制に関する私見	同	同	同
米穀統制問題の要點	橋本徹左衛門	同	同
米穀政策管見	岡田 温	帝國農會報	同
蠶絲業統制に関する諸問題	志村 茂次	經濟集誌第七卷第二號	同
農村振興は産業組合を革新してか、れ	石田傳吉	實益農業	五月號
輸出生絲販賣統制の側面觀	佐久間佐一郎	蠶業新報	同
養蠶團體の活躍とその統制を望む	松川 潔	養 蠶	同
米穀問題の現在及將來	本多 佐七	斯 民	同
農村生活改善の話	協 調 會	同	同
更生農村の模範的事例	同	同	同
家計調査に現れた各國労働者の生活狀態	猪間 驥一	都市問題	四月號
配給終點として的小賣商	大泉 行雄	商工經濟研究	五月號
統制法の農商に對する影響	東洋經濟新報	一六〇〇號	同
労働階級の近狀	同	一六〇一號	同
統制難と過渡相場	同	一六〇二號	同
無産本質論	楠見 一正	經濟時報	五月號
生産經濟の發展と配給活動の新原則	松井辰之助	同	同
再展開された生絲恐慌の全貌	ニノミスト	第十二年	第十號
蠶局の製絲業と更生への展開	早川 直瀨	同	同
百貨店出張販賣の本質	堀 新一	經濟論叢	六月號
鶏卵卸賣價格の季節的變動に関する考察	加藤 助參	同	同
農村に於ける産組教育の一事例	細川 善廣	農 業	同
商品進出の蔭に潜む農村の役割	齋藤 榮一	社會政策時報	五月號

— 業 産 組 合 文 献 —

蠶絲業對策に對する政府の施設並に計畫に就いて	五月號	經濟月報	新 一	期	植民地都市に於ける百貨店の近情	農家經濟調査	養蠶經濟を變質する蠶恐慌	米穀生産費の分析的考察	全國青年團基本調査(昭和五年度)	陸軍組合産物處理具體方策	主要都市農産物供給狀況	農産物の販賣統制に就て	中央卸賣市場と共に類似卸賣業者の取締問題	有働 良夫	農務時報	大日本聯合青年團調査部	長野縣産組擴充委員會	農務時報	七月號
作爲せる蠶絲恐慌論	原 祐三	第二三卷二二號	農政	農政	農産物販賣統制に就て	世界經濟の明暗(二斷面)	窮迫主眼地を行く	四年の米穀統制	蠶絲業衰退の原因と其對策の眼目	安田與四郎	第二三卷二二號	同	同	同	同	同	同	同	同
陸軍組合運動と政治問題論	石橋治郎八	東洋經濟新報	第一六一三號	農政研究	“A Free Society” by Florence M. Kaitan	Robert Dalton Comp.	any, New York	“Fox, W.—Who Attacks the Co-ops? Labour White paper, No. 52, April, 1934, Labour Research Department, 60, Doughty Street, London, W. C. 1, 22 p. One Penny.	共 衆	陸奥の産案組合	同	同	同	同	同	同	同	同	同

“International Co-operative Alliance. Results of State Trading.”

London, King, 1933, 112 pp.

“Tefreyer, André.—La cooperation maritime chez les pêcheurs. Son application en Algérie. Extrait du Bulletin des Travaux publiés par la Station d'Aquiculture et de pêche de Castiglione Alger.” Jules Carbonel, 1932, 170 pp.

“Manitoba Pool Elevators Limited. Reports for the Financial Year ending July 31, 1933. Directors' Report. Auditors' Report. Reports of Canadian Co-operative Wheat Producers, Limited Eight Annual Meeting.” Winnipeg, October, 1933, 20 pp.

“South Australian Co-operative Wheat Pool Ltd.—The difficult years. A survey of wheat production and marketing in South Australia 1930—1933.” Adelaide 1933, 32 pp.

“The Fiat Insurance Board of Alberta.—Annual Report of the Fiat Insurance Board of Alberta for the Year Ended January 31, 1934.” Lancelster Building, Calgary, Alberta, 12 pp.

“Dunand, Léon.—Association du Capital et du Travail. Le Familistere de Gaiise.” Edition Bursi, Genève, 1933, 179 pp.

十四、农 會 報

共 衆 陸奥の産案組合 同 月刊 北洋經濟新報

— 農 業 組 合 年 報 —

産業組合報	同	宮城	同	徳島之産業組合	同	徳島
秋田の産業組合	同	秋田	同	愛媛支會報	同	愛媛
山形縣の産業組合	同	山形	同	産業組合時代	同	福阿
福島支會報	年三回	福島	同	産業組合運動	同	佐賀
産業組合之友	月刊	茨城	同	會報	同	熊本
産業組合運動	同	群馬	同	共存同榮	同	大分
ア イ フ	同	千葉	同	厚生	同	兵庫
會報	年數回	神奈川	同	新時代	同	東京
資料時報	月刊	新潟	同	權太産業組合報	同	權太
富山縣支會報	同	富山	同	沖繩支會報	年數回	沖繩
石川支會報	同	石川	同	岡山産業組合新聞	月二回	岡山
自助新報	同	福井	同	黎明	月刊	高知
産業之礎	同	長野	同			
岐阜縣産業組合	同	岐阜	同			
會報	年六回	静岡	同			
愛知の産業組合	同刊	愛知	同			
滋賀支會報	同	滋賀	同			
京都支會報	年六回	京都	同			
大阪府の産業組合	月刊	大阪	同			
産業組合報	同	奈良	同			
産業組合時報	同	和歌山	同			
支會報	同	廣島	同			
産業組合時報	年數回	山口	同			
山口縣支會報	月刊	山口	同			

十五、聯合會報

東京全聯肥料旬報	旬刊一部二錢	東京
大阪全聯肥料旬報	旬刊一部二錢	大阪
全販聯小麥情報	日刊一部二錢	全販
東京全販聯日數	日刊一部二錢	東京
大阪全販聯日數	日刊一部二錢	大阪
消費組合新聞	月刊一部二錢	關東
消費組合運動	月刊一部五錢	日本
産業組合製絲	月刊一部十五錢	全國

十六、組合報

全國購買組合聯合會	旬刊一部二錢	全國
全國購買組合聯合會大阪事務所	旬刊一部二錢	大阪
全國米販販賣購買組合聯合會	日刊一部二錢	全國
全國米販販賣購買組合聯合會	日刊一部二錢	全國
關東消費組合聯盟	月刊一部五錢	關東
日本消費組合聯盟	月刊一部三十五錢	日本
全國產製絲組合聯合會	月刊一部十五錢	全國

— 業 組 文 獻 —

全・消・協ニイス  
 臺灣之産業組合  
 家庭購買組合月報  
 神戸消費組合月報「新家庭」  
 醫療組合運動  
 全農組合

十七、産青聯機關紙

産青聯全國聯合ニイス  
 慶の嶺  
 友  
 岩手の親友  
 久美愛青年  
 盟友  
 産業組合新聞  
 産業組合新聞  
 産業組合通信  
 産業組合月報  
 産・幼時報  
 産業組合新聞  
 秋田の産業組合  
 栃木縣産業組合ニイス  
 日向の産業組合  
 組合前衛

全國消費組合協會 月刊非賣  
 臺灣産業組合協會 月刊一部二十錢  
 家庭購買組合 月刊非賣  
 神戸消費組合 月刊非賣  
 醫療組合運動 月刊一部五錢  
 朝鮮金融組合協會 月刊一部三十錢

十八、産業組合關係新聞雜誌

産青光る  
 茨城産青聯ニイス  
 曉の鐘  
 盟友月報  
 京都宇治産・組青年聯盟  
 茨城縣産・組青年聯盟 月刊一部二錢  
 神奈川縣産・組青年聯盟 月刊一部一錢  
 新潟縣産・組青年聯盟

産業組合  
 家の光  
 産組ニイス  
 組合金融  
 日刊經濟更生新聞  
 産業組合時報  
 經濟更生新聞  
 日本消費組合新聞  
 協同聯合通信  
 産業組合通信  
 協同組合運動  
 協同社會  
 産業組合新聞

産業組合中央會 月刊一部三十錢  
 同 月刊一部二十錢  
 同 月二回一ヶ年二回  
 産業組合中央金庫 月刊一部五錢  
 其 社 月刊一ヶ月六十錢  
 其 社 月刊一部三十錢  
 其 社 月三回一ヶ年三回  
 開拓社 月刊一部三錢  
 其 社 月刊一ヶ月三十圓  
 其 社 月刊一ヶ月十圓  
 開拓社 月刊一部二十錢  
 協同組合研究所 月刊一ヶ年三回  
 其 社 旬刊一部二十五錢





# 録目總物版出行

千石興太郎著	第廿農 村産業組合と青年	〇	〇	本會	編 56 伊太利及ポーランドの農事協同組合	〇	〇	〇	〇
小平柳一編	(産業組合調査資料) 獨逸産業組合の檢査制度	〇	〇	本會	編 57 獨逸に於ける農村産業組合及聯邦租稅法	〇	〇	〇	〇
本會編	伊太利に於ける請負組合の經營事例	〇	〇	本會	編 58 靜岡・山形・福島縣に於ける市場に關する調査	〇	〇	〇	〇
本會編	獨逸消費組合の經營資料	〇	〇	本會	編 59 經濟更生運動と産業組合の活動	〇	〇	〇	〇
本會編	電氣利用組合に關する調査	〇	〇	本會	編 59 經濟更生運動と産業組合の活動	〇	〇	〇	〇
本會編	印度産業組合運動	〇	〇	本會	編 60 柑橋販賣組合經營事例 (産業組合リーフレット)	〇	〇	〇	〇
本會編	漁村産業組合經營事例	〇	〇	本會	編 60 柑橋販賣組合經營事例 (産業組合リーフレット)	〇	〇	〇	〇
本會編	農村購買組合調査	〇	〇	本會	編 60 柑橋販賣組合經營事例 (産業組合リーフレット)	〇	〇	〇	〇
本會編	44市街地信用組合經營事例	〇	〇	本會	編 60 柑橋販賣組合經營事例 (産業組合リーフレット)	〇	〇	〇	〇
石井東一編	47ト同盟の農事産業組合運動	〇	〇	本會	編 60 柑橋販賣組合經營事例 (産業組合リーフレット)	〇	〇	〇	〇
本會編	48海外産業組合の組織及構成調査	〇	〇	本會	編 60 柑橋販賣組合經營事例 (産業組合リーフレット)	〇	〇	〇	〇
本會編	49産業組合教育宣傳事業に關する調査	〇	〇	本會	編 60 柑橋販賣組合經營事例 (産業組合リーフレット)	〇	〇	〇	〇
本會編	50消費組合經營事例 第二輯	〇	〇	本會	編 60 柑橋販賣組合經營事例 (産業組合リーフレット)	〇	〇	〇	〇
本會編	5251酪農販賣組合經營事例 第一輯	〇	〇	本會	編 60 柑橋販賣組合經營事例 (産業組合リーフレット)	〇	〇	〇	〇
本會編	54反産業組合運動に關する調査	〇	〇	本會	編 60 柑橋販賣組合經營事例 (産業組合リーフレット)	〇	〇	〇	〇
本會編	54第二次四種兼營産業組合に關する調査	〇	〇	本會	編 60 柑橋販賣組合經營事例 (産業組合リーフレット)	〇	〇	〇	〇
本會編	55蔬菜果實販賣組合經營事例	〇	〇	本會	編 60 柑橋販賣組合經營事例 (産業組合リーフレット)	〇	〇	〇	〇

斯界の權威者或は責任ある本會職員の調査執筆にかゝる之等中央會の出版物こそ、組合關係者の教科書であり、不斷の指導者たり、友たるべきものである、必購！必讀！を望む。尙ほ本會の取扱品は總て着金を待ち送付のことに取扱ひ居るに付、註文と同時に御送金乞ふ。

## 産業組合中央會

東京市麹町區有樂町一ノ九  
 振替東京四七二四番

# と 章 徽



和・用口和

西・用洋

## 産業組合員徽章

御注文は總て前金に申受けます

製法	製上	種	寸法(曲尺)	定 價
和服用(ニツケル)	洋服用(純)	銀	(徑 五分五厘)	一個ニ付 三〇
和服用(純)	和服用(純)	銀	(徑 五分五厘)	同、三〇
和服用(ニツケル)	洋服用(メツケル)	銀	(徑 五分五厘)	同、一〇
和服用(メツケル)	和服用(メツケル)	銀	(徑 五分五厘)	同、一〇

國	旗
第一號	甲 (巾二尺四寸 長三尺六寸) 一枚ニ付 四〇
同	乙 (巾二尺五寸 長三尺七寸) 同、一、三〇
第二號	甲 (巾二尺三寸 長四尺五寸) 同、八〇
同	乙 (巾二尺四寸 長四尺六寸) 同、二、五〇
特大號	甲 (巾三尺七寸 長五尺七寸) 同、九〇
同	乙 (巾三尺七寸 長五尺七寸) 同、三、〇〇

# 旗

### 産業組合旗

第一號	甲 (新モス)	長中 二尺六寸	一枚ニ付 五〇
同	乙 (メリンス)	長中 二尺七寸	同
第二號	甲 (新モス)	長中 三尺	同、一、六〇
同	乙 (メリンス)	長中 三尺七寸	同、八〇
特大號	甲 (新モス)	長中 四尺五寸	同、二、八〇
同	乙 (メリンス)	長中 三尺七寸	同、一、一〇
屋上用	パンテン	長中 三尺七寸	同、四、〇〇
		長中 三尺七寸	同、九、〇〇

### 産業組合員門標

眞鍮ニツケルメ	徑 三寸五分	一枚ニ付 〇九
ツキ黒漆焼付	徑 三寸五分	同、一〇
同特別組合名人	徑 一寸	一枚以上

東京麹町區有樂町

産業組合中央會  
振替口座東京四七三四番



# CO-OPERATIVE BANKING

▲最新刊▼ 産組研究の權威書

エヌ・バルー著  
大熊良一譯

【定價一圓五十錢】

菊版四五〇頁、カバー附  
新紙裝、索引・參考書目錄

## 産業組合金融論

資本制社會に於ては金融が經濟活動の基幹である。産業組合活動にあつてもこの事實を動かすことは出来ない。特に産業組合が巍然たる自主的運動たらんがためには金融的基礎の確立が絶對的に必要である。この意味に於て一の新たな試みである本書は江湖の必讀を要請するものである。

序文の一節「本書は全世界に於ける産業組合金融の理論と實際の概要を叙述しやうと企てるものである。余の知る限に於ては過去二十年間に於けるこの種の企としては最初のものである。」

産 業 組 合 中 央 會

東京市麴町區樂町一ノ九 振替東京四七二四

# 産業組合全書

1	協同組合原論	柳登壽大	近藤康男
2	産業組合法通義	事農林省	蓮池公咲
3	産業組合經營(原論)	東京帝大	佐藤寛次
4	産業組合經營(各論上)	東京帝大	佐藤寛次
5	産業組合經營(各論下)	東京帝大	佐藤寛次
6	産業組合金融	農林省	小平權一
7	産業組合會計	中央白	徳永一之蒸
8	農業倉庫利用論	主全理	水野武夫
9	日本産業組合史	中央白	東浦庄治
10	海外産業組合史	宇都宮高	高須虎六
11	日本農業統制と産業組合	農林省	高橋龜吉
12	産業組問題	組合運動關係諸家	

### 大藏金の助

定例二〇表一〇

これまでの公債の本は、どれもこれも財政破の公債で、つまり公債公共の立場から公債を認ずるも個人の選り好みにはトント役に立たぬものなり。非常時財政は公債額の増大を要する、個人財源の安定を一期も許さない、この間に際して手を挙げて損失を避けるべきを要する。勿論進んで公債額を増やして行く法は如何ぞも、

### 耕地價格の研究

田圃の價格は如何にして決定され又変動するか、耕地價格その金額力如何、本書は著者が我が國耕地價格の調査の大本山とも稱すべき朝鮮調査に於て、耕地價格の成因、変動を系統的に理論的に分析し、数字を擧げて之を解する各表、資料、理論關係等は固より經濟學生への根本資料として必用なるべきもの。

### 公債と勸業債券

モリト主筆

安田與四郎 定例二〇表一〇

東京市田區小町一丁目一番地 高陽書院 振東東京九九〇〇番三  
電話一七二四番 電話一七二四番

内容見本進呈

一冊定四十五拾錢

①巻数紛裁・全十二巻四六判函入新ポイント活字・布装慎重堅牢

②各册三百以上③船布方法・陳列會員に限り分發せず

④最後會費に充當⑤會費特例一冊定四十五拾錢

⑥市内(寄附十二錢普通六錢)⑦地方(寄附十二錢普通六錢)

⑧普通十錢(寄附十二錢)⑨會費特例一冊定四十五拾錢

⑩合員に限り期限後受付

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

# 通

國 鐵 資

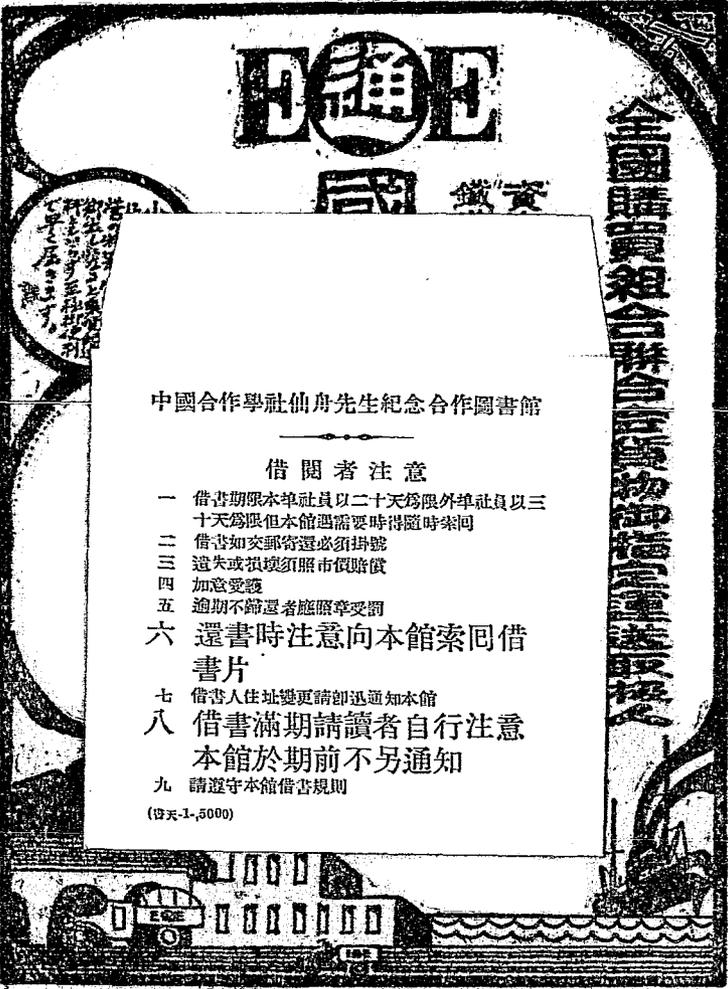
全國購書組合聯合會發行所

## 中國合作學社仙舟先生紀念合作圖書館

### 借閱者注意

- 一 借書期限本館社員以二十天為限外埠社員以三十天為限但本館遇需要時得隨時索回
- 二 借書如交郵寄還必須掛號
- 三 遺失或損壞須照市價賠償
- 四 加意愛護
- 五 逾期不歸還者應照章受罰
- 六 還書時注意向本館索回借書片
- 七 借書人住址變更請即迅通知本館
- 八 借書滿期請讀者自行注意本館於期前不另通知
- 九 請遵守本館借書規則

(每天-1,5000)







昭和九年十二月二十日印刷  
昭和九年十二月廿五日發行

昭和十年  
産業組合年鑑

定價 一圓

(送料不要)

東京市麴町區有樂町一ノ九

### 發行所

### 産業組合中央會

電話九ノ内(23)自二五五五  
一至二五五五  
振替口座東京四七二四番  
電略少チ

東京市麴町區有樂町一ノ九

千石 興太郎

東京市京橋區西八丁堀一ノ六

馬場 儀八郎

東京市京橋區西八丁堀一ノ四

巧藝社印刷部

電話京橋七五一六番  
振替東京四〇六六番

著作  
所有

編者  
發行 人兼

印刷 人

印刷 所

産

月巴

米斗

い

ま

その

一

噸にも

配給

改善の

意義あり!

肥料配給計画

全	全	全	全	船
三	十	十	九	和
一	一	一	一	八
六	三	〇	五	年
〇	〇	五	五	艘
萬	萬	萬	萬	
噸	噸	噸	噸	



會合聯合組買購國全